京都大学大学院法学研究科・法学部

自己点検・評価報告書

第15号

２０２１

はしがき

京都大学大学院法学研究科・法学部は、平成 6 年に第 1 号の「自己点検・評価報告書 1994」を公刊して以来、2 年ごとに報告書を刊行してきた。平成 14 年に大学評価・学位授与機構の大学評価（平成 13 年度着手分野別研究評価「法学系」）を受けたため、同年に発行を予定していた第 5 号には、同機構に提出した「分野別研究評価・自己評価書」と同機構の「研究評価報告書」等を掲載した。その後は、従来の自主的な自己点検・評価報告書に戻り、第 6 号から第 14 号まで、それぞれ 2 年度分の自己点検・評価報告書を刊行してきている。

本報告書第 15 号は、本研究科・学部が令和元年度と 2 年度について実施した自己点検・評価の結果を掲載するものである。本報告書の構成は、項目の選定・配置等、前号に比して、全体としてとくに大きな変更は加えていない。教員の個人活動についても、引き続き、5 年間の研究成果と 2 年間の教育活動等を掲載して、前号までとの継続性を保っている。

本研究科・学部は、組織的には、法学研究科に法政理論専攻（修士課程及び博士後期課程）と平成 16 年に創設された法曹養成専攻（専門職学位課程）とが置かれる 2 専攻の体制が定着している。また、法学研究科と経済学研究科の協力の下で平成 18 年に創設された公共政策大学院が、教育上密接な協力関係を保ちながら組織的には独立の存在となっている。その後、平成 28 年度には、全学で学域・学系制度が導入されたのに伴い、法学研究科の教員は、公共政策大学院の教員とともに、教員組織として法学系に所属することとなっている。

法政理論専攻は、法学・政治学に関する研究者の養成を主たる目的とし、教育課程として修士課程（入学定員 21 名。うち研究者養成コース 15 名、先端法務コース 6 名）及び博士後期課程（入学定員 24 名）を置いている。また、法曹養成専攻は、プロセスとしての法曹養成を担い、教育課程として 3 年を標準修了年限とする専門職学位課程を置いている。

専門職学位課程の充実は、大学院の法政理論専攻だけでなく学部教育へも影響を及ぼさざるを得ない側面を有するが、自由で独創的な研究と個性豊かな学生の教育という法学研究科・法学部の伝統を継承発展させることが、これまで以上に求められている。そのための取組みとして、法学部では、ここ数年、法学・政治学を基盤とするグローバル人材養成の強化事業に取り組み、①初年次からのコミュニケーション能力を高めることを目的とした 1 年次を対象とする法学部基礎演習の開設、②諸外国の状況をリアルタイムに修得することを目的とした外国人教員による外国語での専門科目の開講、③実務家非常勤講師による実務関連科目の開講（「現代社会と弁護士」、「アセットマネジメントの実務と法」、「生命保険の実務と法」、「金融法と銀行実務」、「信託法の理論と実務」、「国際企業取引の実務と法」）などを進めてきた。また、法政理論専攻では、法科大学院経由で博士後期課程に進学し、研究者を志望する者に対し、国からの予算措置を受けて、外国人教員による専門外国語教育の実施、外国の研究機関で短期在外研究を行うことの支援等をしているほか、平成 28 年度からは、修士課程に、従来の研究者養成のためのコースとは別に、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる人材を養成するための「先端法務コース」を新設した。

本研究科・学部を取り巻く環境の変化に適切に対処し、教育・研究面においてさらに大きな成果をあげていくためには、本報告書に見られる自己点検・評価を踏まえた真摯な努力が不可欠である。あわせて、法人化以降、人員削減や予算削減が継続されており、厳しい財政事情とも関連して年々減少しつつある「運営費交付金」の有効使用に加えて、外部資金の獲得にも力を注ぐ必要が高まっている。そのような中で、本報告書が、関係各方面からのご示唆とお力添えをいただくための契機となり、本研究科・学部が大きく発展していくためのきっかけとなることを心より望んでいる。

本報告書の刊行は、幹事の安田教授をはじめとする法学研究科評価委員会の各委員、関係諸委員会の主任・幹事・委員長、関係した事務部職員ら、多くの方々の協力のたまものである。各位のご努力・ご協力に心より感謝する次第である。

令和 4 年 3 月

京都大学 法学研究科長・法学部長
塩見　淳

目　次

1　法学研究科・法学部の現況と課題…… 5
1）法学研究科・法学部の歴史と現状…… 5
(1) 法学部・法学研究科の歴史…… 5
(2) 国立大学法人化と専門職大学院設置以降の現状…… 6
2）法学研究科・法学部の理念と課題…… 7
(1) 京都大学の基本理念と法学研究科・法学部の基本目標…… 7
(2) 法学研究科・法学部の課題と将来構想…… 8

2　教育活動…… 10
1）大学院教育…… 10
(1) 近時の改革…… 10
(2) 法政理論専攻…… 10
(3) 法曹養成専攻…… 17
(4) 教育改善の努力…… 20
2）学部教育…… 21
(1) 教育理念・目標…… 21
(2) 学生の受入…… 21
(3) 教育課程…… 23
(4) 学生支援…… 27
(5) 教育の成果…… 28
(6) 教育改善の努力…… 28
3）留学生の受入と教育（大学院・学部）…… 29
(1) 大学院留学生の受入…… 29
(2) 学部留学生の受入…… 29
(3) 留学生の学修指導…… 30

3　研究活動…… 31
1）研究活動の目標…… 31
2）研究活動の状況…… 31
(1) 研究組織・活動の現況…… 31
(2) 教員の研究活動…… 32
(3) 共同研究…… 33
3）研究活動の展望…… 33

4　教員及び教育・研究補助者…… 34
1）部局の人員配置…… 34
2）採用・昇任の選考基準と選考方法…… 35
(1) 教授・准教授・専任講師…… 35
(2) 助教・特定助教…… 37
(3) 教育・研究支援助手…… 37
3）非常勤講師…… 38
4）TA・RA 等…… 38
(1) ティーチング・アシスタント…… 38
(2) リサーチ・アシスタント…… 38
(3) 法科大学院教育補助スタッフ…… 39

5　管理運営…… 40
1）部局の意思決定…… 40
（1）法学研究科・法学部…… 40
（2）法曹養成専攻…… 42
（3）教員の全学の管理運営への参加状況…… 43
2）事務組織…… 43
3）人権・安全管理…… 43
（1）人権…… 43
（2）安全管理…… 44
4）情報セキュリティ…… 44
5）自己点検・評価のための組織と実施状況…… 44

6　財　政…… 46
1）予算…… 46
（1）予算の執行と配分…… 46
（2）概算要求…… 46
（3）予算の動向…… 46
2）外部資金…… 47
（1）外部資金の種類と受入状況…… 47
（2）科学研究費補助金…… 47
（3）研究拠点形成費等補助金…… 48
（4）奨学寄附金…… 48
3）総長裁量経費等…… 48

7　施設・設備…… 49
1）施設・設備全般の現況と課題…… 49
（1）施設・設備全般の現況…… 49
（2）施設・設備全般に関する課題…… 50
2）図書室…… 51
（1）施設・蔵書・利用等の状況…… 51
（2）図書室の現状と課題…… 51
3）情報ネットワークの整備…… 52
4）オンライン・データベース等の利用…… 52
5）学生用スペース…… 53

8　附属教育研究施設…… 54
1）国際法政文献資料センター…… 54
（1）概　要…… 54
（2）活動状況…… 54
2）法政実務交流センター…… 55
（1）概要と現況…… 55
（2）活動状況…… 56

9　国際交流…… 58
1）部局の交流方針と組織…… 58
2）活動…… 58
（1）海外の大学・研究機関との教育・研究交流及び支援活動…… 58
（2）招へい外国人学者等の受入…… 59
（3）学部学生・大学院生の海外留学・研修…… 59
（4）留学生の受入・同計画…… 59
3）施設・支援体制等…… 60

10 情報の発信・社会との連携…… 61
1) 部局の方針…… 61
2) 情報の発信…… 61
(1) 紙媒体による情報の発信…… 61
(2) 電子媒体による情報の発信…… 61
(3) 講演会…… 62
(4) オープンキャンパス等…… 62
3) 社会との連携…… 62
(1) 研究・教育における実務との連携…… 62
(2) 社会のニーズに対応した学生の受入…… 63
(3) 法学研究科教員による社会貢献…… 63

11 支援組織…… 64
1) 京都大学法学会…… 64
2) 京都大学有信会…… 64
3) 京都大学法学部法友会…… 65

12 教員の個人活動…… 66
1) 教授・准教授の自己点検・評価…… 66
2) 特別教授の自己点検・評価…… 293

13 講師・助教・特定助教・日本学術振興会特別研究員…… 299
1) 講師…… 299
2) 助教・特定助教…… 299
3) 日本学術振興会特別研究員…… 300

14 資　料…… 302

注 1：本文中の「令和元年度」は、平成 31 年度を含む。

注 2：本文中に【表 2-1】、【図 2-1】などの記載がある場合は「14 資料」（302 頁以下）に掲載してあるので、そちらをご参照いただきたい。

1　法学研究科・法学部の現況と課題

1）法学研究科・法学部の歴史と現状

(1) 法学部・法学研究科の歴史

法学研究科・法学部は、明治 32（1899）年に、京都帝国大学法科大学として創設されて以来、120 年にわたって、時々の時流に追随することなく、学理を徹底して究明する姿勢を教育・研究の基本に、わが国における法学・政治学にかかる教育・研究の中心的存在としての役割を果たしてきた。

研究面においては、文化的伝統を有する京都の地にあって、自由な対話と討議を通じて真理を追究し、また、広く世界に目を開き、その時代的、社会的な基本的課題に積極果敢に取り組み、幾多の重厚かつ独創的な研究成果を生み出してきた。とりわけ、歴史的・比較法的知見を踏まえた基礎的・原理的研究を重視すると同時に、新たに生起する種々の法的・政治的現象の解明のために必要な講座の新設を図る等の進取性を示し、社会の期待に応えてきた。

教育面においては、学生の幅広い識見や教養、論理的思惟等の基礎的能力を陶冶するとともに、自由選択制を基調として学生自らの問題意識に基づいて根源的に思索する知的探究心と自発性を奨励し、自律した人格を涵養することに努めてきた。また、社会・国家の制度設計や組織運営に関する優れた能力を備えた人材を世に送り出すために、原理的知識を伝達することを重視しつつ、最新の学問的情報を与える授業を開講することにも意を用いてきた。この結果、法曹、学界、行政、企業など、社会のさまざまな領域において指導的な立場で活躍する数多くの有為な人材を輩出してきた。さらに、学部において、大学卒業者、とりわけ社会人のための第三年次編入学制度や外国学校出身者に対する特別選抜制度など、多角的な門戸開放を積極的に推進し、社会的要請に応ずるとともに、多様な学生の相互啓発による教育効果の向上に努めてきた。

従来の法学部における教育理念の基礎にあったのは、ドイツ流の伝統的な大学の理念である。それは、教育と研究を一体として把握し、最先端の研究を遂行する者がその時代のエリートとなる者を教育することが望ましく、それはまた研究自体を刺激し活性化するはずであるという考えを基礎とする。しかし、1980 年代以降の高度成熟社会と呼ばれる新しい社会の到来は、先端的分野の展開をはじめとして、研究活動の一層の専門化と学際化の進展をもたらし、情報化や国際化への対応を求めることが明らかとなった。このような状況において、学部レベルで「研究即教育」という教育理念を維持するのは、十分な学問的基礎を有しない学生に無用の混乱を生じさせることが懸念される。他方、社会の複雑化や社会構成員の高齢化にともなって、職業人のリカレント教育や生涯学習の必要性が高まり、法学研究科における多様な学問的蓄積を有効に活用して、社会的要請に配慮しつつ大学院教育を積極的に活性化することも要請されるようになった。

こうして、研究面において、また、それ以上に教育面において、従来からの発想を大きく転換することが必要となった。そこで、法学研究科・法学部は、平成 4 年に、いわゆる大学院重点化を行なった。まず、これまで学部にあった講座を大学院博士課程に移し教員組織を再編した。具体的には、従来 39 あった学部の講座を 21 の大講座に再編して研究組織を柔軟化し、実務と積極的な交流をはかりつつ横断的かつ先端的な問題領域に取り組む「総合法政分析大講座」を設けた。そして、学部教育は大学院の教員が兼担することとし、高度に専門化した先端的あるいは実務的学問領域にかかる教育は大学院にゆだね、学部教育は基礎的科目に限定して段階的なカリキュラム編成とするように、その教育における役割の明確化を図ったのである。

大学院重点化と同時に、大学院レベルでの教育・研究体制の拡充をめざして、修士課程に法律・政策にかかるプロフェッショナル教育をめざす「専修コース」を新たに設けた。平成 10 年度には、実務との交流を一層促進し、実務志向型教育・研究をさらに充実させるために、法学研究科の附属教育研究施設として「法政実務交流センター」を設置した。このセンターに法律実務や行政実務にかかる客員教授を招聘し、共同研究や大学院教育体制の整備・充実を図った。なお、昭和 54 年には、国際法政文献資料センターを発足させ、国際化時代

において必須となる第一次資料の国際的な収集整理に努めている。

(2) 国立大学法人化と専門職大学院設置以降の現状

平成 16 年に、国立大学の法人化により、これまで国立学校設置法に基づいて設置されていた「京都大学」は、「国立大学法人京都大学」が設置する「京都大学」となった。国立大学の法人化は、各大学の自主性と自律性を基礎に、個性豊かで国際競争力のある教育・研究を展開するとともに、国民や社会への説明責任を重視し、社会に開かれた大学を目指して、大学改革を積極的に推進することを目的とする。各大学は 6 年の期間にかかる中期計画を策定し、その計画に従って、教育・研究及び管理運営をなすことが求められる。とりわけ、教職員の身分は公務員でなくなり、また、「運営費交付金」を基礎に大学運営を行うこととなった。公務員制度の制約から自由となり、創意工夫を凝らし、教育・研究の活性化を図ることが求められるのである。法学研究科・法学部においても、京都大学の中期計画を基礎に、部局の教育・研究、さらには、管理運営の改革を進めた。

法学研究科は、平成 16 年度に抜本的な組織再編を行い、法政理論専攻（博士課程）、国際公共政策専攻（修士課程）及び法曹養成専攻（専門職学位課程）の三専攻を設けた。そのうち、法曹養成専攻は専門職大学院設置基準に基づく法科大学院である。

まず、法曹養成専攻（入学定員 160 名。平成 21 年度募集までは 200 名）は、日本社会の高度化･複雑化･国際化等に対応するための司法制度改革の中心に位置する。これは、大学における法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させる「プロセスとしての法曹養成」という新しい考え方を中核とする専門職学位課程であって、3 年制（法学既修者は 2 年）の専門職学位課程を修了した後、司法試験を経て実務修習に進むことになるのである。

法曹養成専攻においては、現代社会における複雑かつ多様な法的諸問題の適正・迅速な解決を支える高度な能力をもった法曹を養成することを目的に、法律学の基礎的素養の修得を目指す基礎科目、基礎的知識の応用能力の獲得及び法実務の基礎的事項の修得を目指す基幹科目、法実務の実際により近接した実務選択科目、幅広い識見の獲得や人間・社会に関する洞察力の涵養を目的とする選択科目Ⅰ、現代的法律問題を取り扱う選択科目Ⅱを体系的に配置し、少人数の双方向的・多方向的な教育手法を中核に据えて、必要な知識・能力の確実な修得を目指している。

次に、従来、研究者養成を担ってきた 4 つの専攻（基礎法学、公法、民刑事法、政治学）は、法政理論専攻（修士課程（研究者養成コース）入学定員 15 名、博士後期課程入学定員 24 名。博士後期課程は平成 27 年度募集まで入学定員 30 名）に改編された。法政理論専攻は 12 の大講座により構成されるが、それらは基礎法学分野、公法分野、民刑事法分野及び政治学分野に大別され、従来と同様、広い視野に立って深い学識を修め、法学・政治学の分野における優れた研究能力と教育者としての資質を涵養することを目的とする。法学研究科は、これまで、わが国における法学・政治学の研究者養成の中心的拠点であったが、今後もそうあり続けることが法学研究科の社会的責務である。そのため、若手研究者を積極的に支援する必要があり、優秀な院生を助教（助手）に採用するほか、リサーチ･アシスタント制度を設け、また、21 世紀 COE プログラム、その後の大型の科学研究費補助金による研究プロジェクト､その他の共同研究プロジェクトに対して若手研究者が積極的に参画し、研究の活性化に資するよう配慮している。

さらに、平成 4 年度以来、修士課程の教育プログラムとして運営されていた専修コースについて、その趣旨をより明確にするため、組織を改編して国際公共政策専攻（入学定員 30 名）を設置した。国際公共政策専攻は、理論と実務を架橋し、法案作成・公共管理・企業統治・国際関係・経済政策等に関する高度な知識と問題解決能力を有する人材を養成するために、高い専門性を備えた良識ある職業人・社会人としての知見を修得しようとする多様な人材を受け入れるものであり､リカレント教育の希望者を対象とした職業人特別選抜制度も設けた。

平成 18 年には、経済学研究科との協力の下、独立大学院として、入学定員 40 名（そのうち社会人枠 10 名

程度）の公共政策大学院（大学院公共政策連携研究部、公共政策教育部）が開設された。これは、法学研究科国際公共政策専攻の30名の学生定員と経済学研究科ビジネス科学専攻の10名の学生定員並びに法学研究科と経済学研究科より必要教員を振り替えて、法学研究科と経済学研究科から独立した教育・研究組織として設置されたものである。これにより、国際公共政策専攻はここに発展的に解消されることとなった。公共政策大学院は、公共政策の立案・遂行・評価に必要な専門知識だけでなく、優れた教養と高い倫理的責任感を備えた人材の育成を目指す専門職大学院である。教育の成果として、中央・地方レベルにおける国内行政及び立法機関、国際機関、NPO/NGO、シンクタンク等の職業に従事する者のほか、一般企業において公共的な業務に携わる者など、公共政策分野の高度専門職業人を育てることを目標としている。

平成 28 年度には、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的として、法政理論専攻修士課程に入学定員 6 名の先端法務コースを設置し、従来の修士課程入学定員 15 名を研究者養成コースに割り当てる組織改編を行なった。先端法務コースでは、企業等の法務に従事する職業人（弁護士を含む）や、企業法務などに関心のある大学学部卒業生や外国人留学生など、企業活動を取り巻く先端的な法的問題への高い対応能力の習得を目指す多様な人材を受け入れるために、専門的な学識を問う筆記試験や口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行っている。

教員組織に関しては、先端的・領域横断的な学問的課題に効果的に取り組むために、積極的に教員人事を進め、この十数年の間に、教員の絶対数だけでなく、他大学出身者や女性教員の数が大幅に増大した（【表 4-5】）。このような教員陣の充実と多様化により、研究活動が多様化し、活性化したことは、各種の統計資料からも明らかである。また、平成 15 年に、附属法政実務交流センターに法科大学院準備部門を設け、そこに法実務及び行政実務の経験者を任期付のいわゆる実務家教員（専任の教授・准教授または特別教授・准教授）として配置し、理論と実務を架橋する教育・研究をさらに充実・発展させる体制を整えてきたが、さらにこれを拡充するため、令和 3 年 4 月に、附属国際法政文献資料センターと改組を行い、新たなセンターとして附属法政策共同研究センターを設立することとなった。

なお、平成 28 年度から新しい教員組織を設ける「学域・学系制」が発足し、法学研究科の教員は、教員組織である「法学系」に所属することとなった。

近時においては、進路にかかる多様な志向に応えるために、カリキュラムの大幅な改正も行われている。

平成 29 年度以降の入学者については、高い能力を持ち、より早く法曹として活躍したいと希望する学生が学部を 3 年で卒業することができる早期卒業制度を京都大学として初めて導入した。

また、令和 2 年度には、法学部において、京都大学法科大学院の教育課程と連携した法曹養成のための教育プログラムである「法曹基礎プログラム」が開設された。

2）法学研究科・法学部の理念と課題

(1) 京都大学の基本理念と法学研究科・法学部の基本目標

平成 13 年 12 月、京都大学は、次のような基本理念を定めた。第一に研究について、研究の自由と自主を基礎に、高い倫理性を備えた研究活動により、世界的に卓越した知の創造を行なう。第二に教育について、多様かつ調和のとれた教育体系の下、対話を根幹として自学自習を促し卓越した知の承継と創造的精神の涵養に努め、また、教養が豊かで人間性が高く責任を重んじ、地球社会の調和ある共存に寄与する、優れた研究者と高度の専門能力を持つ人材を育成する。第三に社会との関係について、開かれた大学として、日本及び地域社会との連携を強めるとともに自由と調和に基づく知を社会に伝え、また、国際交流を深め地球社会の調和ある共存に貢献する。第四に運営について、学問の自由な発展に資するため、教育研究組織の自治を尊重するとともに全学的な調和を目指し、また、環境に配慮し人権を尊重した運営を行なうとともに、社会的な説明責任に応える。

平成 14 年 9 月には、京都大学の教育にかかる長期目標として、学部教育・大学院教育を充実するとともに、それぞれの教育内容の体系性と完結性を高め、学生の進路における学部・研究科間、大学間の流動性を高め、

外国の大学への短期・長期留学を容易にして国際的視野を涵養すること、学部においては、広い視野を持ち、高い教養と語学力、専門領域における基礎的知識を身につけるための教育を行なうために、少人数クラスなどの工夫をし、きめ細かな教育システムを構築すること、大学院研究科では、世界最高水準の研究を推進し、国際的に活躍しえるチャレンジングで独創的な研究者の養成に力を尽くすとともに、高度専門職業人の養成にも努めること、をあげている。

法学研究科・法学部は、京都大学の基本理念と長期目標を基礎に、平成 15 年 3 月、以下の基本的目標をとりまとめた。

① 法学研究科・法学部において豊富に蓄積された独創的な基礎的・原理的研究の成果を源泉とし、実務家や外国人研究者も交えた共同研究を通じて一層充実させるとともに、こうした研究の成果を先端的・応用的研究と有機的に結びつけることにより、実務のニーズに応える最先端の理論の開発へとつなげる。

② 多様かつ独創的な基礎的・原理的研究を深め、併せて国内外の現実的課題に即応すべく先端的・応用的研究活動を推進するために、多様な人材を備え、活発な人事交流を行うことを組織の将来計画の重点的課題として設定するとともに、次代を担う若手研究者の萌芽的・独創的研究を育み支援する体制を整える。

③ 実務及び社会の要請に対応した研究を積極的に展開し、その成果を社会に発信していくために、法政実務交流センター等の役割を一層充実させるほか、高度専門職業人の養成に応える教育組織を設置する。

④ 市民に公開された講演会やシンポジウム、研究報告会等を定期的に開催する。

⑤ 国際学会や海外でのシンポジウム等において、情報発信や討議する機会を増やすように努め、海外の大学等と連携しながら、世界的レベルの研究水準を確保する体制を築くとともに、外国人研究者を積極的に受け入れ、多様な共同研究を行なう。

さらに、教育活動に関しては、平成 21 年 10 月に、法学研究科・法学部における教育目標、教育課程編成・実施の方針及び学位授与の方針を策定して、従来からのカリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの内容を具体的な形で記述した。その後、平成 29 年 2 月に、法政理論専攻・法曹養成専攻・法学部それぞれについて、アドミッション・ポリシーを改定し、さらに、平成 31 年 3 月に教育目標、ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びアドミッション・ポリシーを改定した。

(2) 法学研究科・法学部の課題と将来構想

専門職学位課程である法科大学院を法曹養成専攻として内包する法学研究科・法学部の理念の意義付け、さらには、多様な教員による教育・研究の効果的遂行のための体制整備等、法学研究科・法学部にかかわる問題は山積している。法学研究科・法学部は、その創設以来、幾度となく厳しい試練に直面した。時には深刻な犠牲を払いながらも、合理的思考と進取の精神に基づいて、これを乗り越え、新たな局面を切り拓いてきた。今後も、先人の努力と叡智に学びながら、新たな挑戦を試みることを恐れず、自由な真理追求の伝統を基礎に、時代的課題に積極的に対応していかなければならない。しかし、法人化により、従来とは異なる困難な問題も生じている。いわゆる効率化係数等により、国より毎年交付される「運営費交付金」の額は減少しており、財政基盤の確立について真剣に検討しなければならないのである。

法科大学院制度は法曹養成という重要な責務を担うが、とりわけ本研究科の法曹養成専攻は、わが国において指導的地位に立つ創造的で高度な理論的能力を備えた法曹の養成を目標としており、その実現のため、現在の教育内容や教育方法を不断に再検討するとともに、実務との交流をさらに促進させ、最先端の分野を教育に取り入れる必要がある。こうした教育内容の充実は、それを支える研究実績を基礎に初めて現実のものとなる。同様のことは、独立の組織でありながら、教育・研究両面において法学研究科と密接な関係にある公共政策大学院との関連においても言えることであり、法政理論専攻における最先端の高度の研究を推進し、さらには、実務との交流を含めて研究内容を充実・高度化するための組織的改革を進める必要がある。

このような法学研究科の改革との関連において、法学部教育の変容も迫られるが、法学・政治学の基礎的素養を持つ者が社会の多様な分野で重要な役割を果たす必要性はこれまでと異ならない。否、これまで以上に必要であるといっても過言ではなく、そうした人材を養成するために法学部教育は重視されなければならない。

もっとも、法学研究科に法曹養成専攻が設置され、独立大学院として公共政策大学院が開設されたことにより、法学研究科と法学部における教育の役割には、法政理論専攻との関係におけるのとはまた異なる観点からの分業という視点を組み込むことが合理的となる。すなわち、高度な専門的・技術的分野の教育は、法曹養成専攻や公共政策大学院が中心となる。他方、法学部においては、ジェネラリストとして社会の各界で活躍する人材を育成するため、幅広い学識・教養を修得させること、制度・社会に関する基本的知識を教授することに一層力が注がれることとなる。

もっとも、学部学生の関心は多様化しており、科目の自由選択制を維持しつつ、法学部学生の履修の便宜に配慮して、専門分化した科目を調和のとれた形で履修することができるようにする必要がある。平成 16 年度の法学研究科の組織改革に合わせて、きめ細かな学部教育に資するため、法学部の入学定員を、従来の 360 名から 330 名に縮減するとともに、大幅なカリキュラム改革を実施し、また、令和 2 年度には「法曹基礎プログラム」の開設に伴い、専門科目の配当学年の全般的な見直しとともに、法学・政治学のリテラシーを鍛える科目の新設、再編を並行して進めたが、今後もたえず、学部教育の見直しが必要となろう。

法学研究科の特色であった個々の研究者の問題意識と研究スタイルの尊重と基礎的･原理的研究の重視という伝統は、今後とも継承されるべきである。しかし、同時に、先端的・応用的研究の一層の促進のために、諸研究領域を横断した研究活動を容易にし、活性化するよう研究組織の弾力化をはかるとともに、社会的要請の強い研究成果を生み出すために法学研究科以外の研究者や実務家を交えた共同研究を組織的に推進する体制として、令和 3 年 4 月に附属国際法政文献資料センターと法政実務交流センターを発展的に改組して、法政策共同研究センターを設立することとなった。

自由で独創的な研究と個性豊かな学生の教育という法学研究科・法学部の伝統を継承発展させるためには、教育・研究及び学生の勉学環境の格段の充実が求められる。教育･研究に必須の人的・物的支援の充実や学生の快適な勉学環境の確保は一日にしてはならず、不断の努力が必要であるが、法人化以降、大学及び法学研究科・法学部に交付される「運営費交付金」は、厳しい国の財政事情とも関連して、年々減少している。「運営費交付金」の効率的有効使用に積極的に努力することは当然であり、重点的な予算配分等、法学研究科経理委員会の役割を見直す必要がある。また、外部資金を獲得する方策について真剣に検討しなければならない。当面、科学研究費補助金等のいわゆる競争的研究資金を獲得するために組織的に支援する体制を構築する必要があるが、これについては、これまでの経験を基礎にそれなりに対応することが可能である。

これに対して、学生教育にかかる資金の獲得には大きな困難を伴う。このため、法学研究科・法学部において、独自の自主財源を確保することを真剣に検討しなければならない。まずは、同窓会組織である「京都大学有信会」からの支援を求めることが考えられるが、その他の外部資金調達スキームについても早急に検討しなければならない。これは、要するに、社会と連携して、教育・研究環境を維持向上させていくことを意味し、その効果的遂行のためには、法学研究科・法学部に対する社会の理解が不可欠である。法学研究科・法学部において、これまで以上に、京都大学有信会と連携するとともに、広く社会に対して、教育・研究、さらには、管理運営にかかる情報を公開し、社会の批判に耳を傾け、研究成果を社会に還元するよう努める必要がある。このような観点から総合的な財務基盤確立システムを構築することが将来構想の重要な課題となろう。

最後に、多様なバックグラウンドを有する 70 人を超える教員の教育･研究活動を高度化･活性化するとともに、厳しい財政事情に効果的に対応するため、また、多様化する学生の需要に適切に応じるため、法学研究科・法学部の管理運営のあり方を検討する必要がある。これは、全学と部局の関係、さらには、「教授会自治」ともかかわり、慎重な検討を要するが、法学研究科･法学部の将来構想との関連において避けては通れない課題であろう。

2　教育活動

1）大学院教育

(1) 近時の改革

前世紀末以来、司法制度改革・法曹養成制度改革の一環で、法曹実務・行政実務の分野で高度専門職業人を養成する必要性が叫ばれるようになった。本研究科も、こうした状況に対応するため、平成 16 年度に、法学研究科内の独立専攻として、専門職学位課程法曹養成専攻、いわゆる法科大学院を設置した。

それに伴い、同年度に、研究科内の専攻の改組を行った。すなわち、修士課程及び博士後期課程のいずれについても、それまでの基礎法学、公法、民刑事法、政治学の 4 専攻を廃止し、それらを法政理論専攻に統合した。また、専攻横断的な教育プログラムとして修士課程に設けられていた専修コースを、国際公共政策専攻へと再編した。これにより、修士課程は法政理論専攻及び国際公共政策専攻の 2 専攻となり、博士後期課程は法政理論専攻へと一元化された。

さらに、法律・政治・経済・経営の分野横断的で先端的な知識を備え、かつ国際感覚と語学力に秀でた高度専門職業人を養成するという社会の要請に応えるため、本研究科は、経済学研究科との協力の下、法学研究科国際公共政策専攻と経済学研究科ビジネス科学コースの一部を統合・発展させ、平成 18 年 4 月に、大学院公共政策教育部、いわゆる公共政策大学院を開設した。これは、両研究科から独立した専門職大学院であって、法学研究科及び経済学研究科から同大学院の教育に必要な教員が移籍した。

公共政策大学院が独立大学院として設置されたことにより、平成 18 年度以降の入学者についての法学研究科の教育課程は、ともに法政理論専攻からなる修士課程及び博士後期課程と、法曹養成専攻からなる専門職学位課程とにより構成されることとなった。

平成 28 年度には、法政理論専攻修士課程に新たに先端法務コースが新設され、これに伴い従来の修士課程を研究者養成コースとする再編が行われた（【図 2-1】）。

(2) 法政理論専攻

(a) 教育理念・目標

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）は、法学政治学の分野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを、同専攻修士課程（先端法務コース）は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的とする。他方、法政理論専攻博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力ある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的とする。

これらの教育理念・目標は、法政理論専攻学生募集要項・編入学生募集要項、法政理論専攻外国人特別選抜要項、法学研究科・法学部ホームページ、『法学部・法学研究科概要』などに明示されて、学生、教職員のみならず、広く社会にも周知されている。とくに、学生には、新入生に対する履修指導の際に、教員が本研究科の教育理念・目標を説明し、周知を図っている。

(b) 学生の受入

(ｱ) 学生受入方針

修士課程（研究者養成コース）は、法学政治学の分野について、広い視野に立った学識を修めるとともに、みずから課題を定めて研究を行い、その研究成果を論文にまとめる能力を培うことを主な目的とする。その目的に沿って編成された教育課程を修了し、将来、国際通用性を備え、高い倫理性と強固な責任感を持った研究者・教育者、及び高度専門職業人となりうる人材を受け入れるために、法学政治学に関する専門的な学識や外国語文献の読解能力を問う筆答試験、研究者としての資質を直接に確認するための口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。また、外国人特別選抜を実施して留学生を積極的に受け入れる。

修士課程（先端法務コース）は、企業法務を中心とする先端的な法的問題に対応できる高度な調査能力と分析・判断能力を備えた専門家として活躍することができる人材を養成することを主な目的とする。本コースでは、企業等の法務に従事する職業人（弁護士を含む）や、企業法務などに関心のある大学学部卒業生や外国人留学生など、企業活動を取り巻く先端的な法的問題への高い対応能力の習得を目指す多様な人材を受け入れるために、専門的な学識を問う筆記試験や口述試験等を組み合わせた総合的な方法により選抜を行う。また、外国人特別選抜を実施して留学生を積極的に受け入れる。

他方、博士後期課程は、法学政治学の分野について、みずからの研究計画に基づいて博士論文を完成させるとともに、原理的問題と現代社会への関心を兼ね備えた国際的発信力のある人材となるための高度の研究能力を涵養することを主な目的とする。その目的に沿って編成された教育課程を修了し、将来、国際通用性を備え、高い倫理性と強固な責任感を持った研究者・教育者、及び指導的な高度専門職業人となりうる人材を受け入れるために、法学政治学に関して高度の研究を遂行するにふさわしい豊かな素養と能力を備えた者を選抜する。また、外国人特別選抜を実施して留学生を、さらに、社会人特別選考を実施して法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験を有する者を、積極的に受け入れる。

これらの学生受入方針は、入学者選抜方法の基礎となるものであり、学生募集要項、法学研究科・法学部ホームページなどに明記して、周知を図っている。

(ｲ) 入試の方法

1　修士課程

上記の学生受入方針に従い、法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）では、法学政治学に関する専門的な学識や外国語文献の読解能力を問う筆答試験、研究者としての資質を直接に確認するための口述試験等を組み合わせた総合的な方法により、また、同専攻修士課程（先端法務コース）では、専門的な学識を問う筆記試験や口述試験等を組み合わせた総合的な方法により、入学者の選抜を行っている。

令和 2 年実施の令和 3 年度学生募集の方法は、以下のとおりである（なお、外国人特別選抜については後述 29～30 頁参照）。

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）の入学定員は、法科大学院（法曹養成専攻）の開設に伴う平成 16 年度以降の法学研究科の改組以降、15 名としている。また平成 28 年度に新設された同専攻修士課程（先端法務コース）の入学定員は、6 名である。

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）の選抜方法は、学科試験、書類選考及び論文試験の 3 種の方法を併用している。

学科試験は、筆答試験と口述試験からなる。筆答試験は出願者全体に対し、(1) 外国語科目（英語・ドイツ語・フランス語から 1 科目）、(2) 大学院修士課程において研究を志望する科目、(3) すべての専門科目の中から(2)で選択した以外の 1 科目、以上 3 科目について行われる。口

［専門科目］
基礎法学分野：法社会学、日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史、英米法、フランス法、ドイツ法
公法分野：憲法、行政法、国際法、租税法
民刑事法分野：民法、商法、経済法、知的財産法、民事手続法、刑法、刑事手続法、刑事学、国際私法、国際取引法、労働法、社会保障法
政治学分野：政治学、国際政治学、国際政治経済分析、比較政治学、政治過程論、行政学、政治史、日本政治外交史、政治思想史、アメリカ政治

述試験は、それを要すると判断された者に対し、受験者の法学又は政治学の学力・素養について、提出された研究計画を資料として試問を行う方法により実施される。なお、平成 21 年度より、大学院学生受け入れを促進する措置として、学科試験での受験科目数を 5 科目から 3 科目へ減らした。

書類選考は、本学法学部学生及び本学法学部卒業後 3 年以内の者を対象とする選抜方法であり、一定数の単位修得を要件として（演習履修者は演習を除く専門科目 15 科目・60 単位以上、演習未履修者は同 16 科目・64 単位以上の修得を要する）、その者の学業成績を選考基準とする。口述試験は、それを要すると判断された者に対し、受験者の法学又は政治学の学力・素養について、提出された研究計画を資料として試問を行う方法により実施する。

学科試験と書類選考が 4 分野すべてについて実施されるのに対し、論文試験は、基礎法学分野と政治学分野についてのみ行われる。研究志望分野の任意のテーマについて日本語で執筆された研究論文（40,000 字程度。既発表・未発表を問わない。）1 点の審査（参考論文・業績リストの提出も可）及び外国語試験（英語・ドイツ語・フランス語から 1 カ国語選択）を行い、さらにそれを要すると判断された者に対し、提出論文及び研究計画書等に関する口頭試問を実施する。

法政理論専攻修士課程（先端法務コース）の選抜方法は、学科試験、社会人特別選考の 2 種の方法を併用している。

学科試験は、筆答試験と口述試験からなる。筆答試験は出願者全体に対し、(1) 大学院修士課程において研究を志望する科目、(2) すべての専門科目の中から(1)で選択した以外の 1 科目又は外国語科目（英語・ドイツ語・フランス語から 1 科目）、以上 2 科目について行われる。口述試験は、それを要すると判断された者に対し、受験者の法学又は政治学の学力・素養について、提出された研究計画書等を資料として試問を行う方法により実施される。

社会人特別選考は、会社、法律事務所、官公庁等に在職しており、入学後も在職し続けるものを対象とし、研究計画書の内容、提出された研究論文等及び志望する分野の知見等を問う口頭試問を実施する。

2　博士後期課程

博士後期課程の入学定員は、24 名である。法科大学院（法曹養成専攻）の開設に伴う平成 16 年度の法学研究科改組により、従来の 37 名から 30 名へと変更され、平成 28 年度の修士課程（先端法務コース）の新設により更に 24 名へ変更された。

法政理論専攻博士後期課程の学生募集は、本研究科修士課程修了者の進学許可と、それ以外の者についての進学又は編入学の許可により行われる。後者については、上記の学生受入方針を基礎としつつも、法学研究科を中心とする教育課程再編への対応、高度専門職業人のための大学院教育、博士後期課程の学生定員充足といった課題に応えるため、平成 17 年と平成 18 年の 2 度にわたり「法学研究科博士後期課程進学許可及び編入学者選抜制度」が改正され、その結果、平成 19 年度学生募集からは、本研究科修士課程修了者に対する進学許可（修士論文の審査と 3 人の調査委員による口頭試問による）の他に、博士後期課程への進学者・編入学者選抜方法として、論文試験、学科試験、書類選考、社会人特別選考の 4 つが実施されることになった。

論文試験は、修士課程または本学の公共政策大学院の修了者・修了見込者等に対する選考方法で、修士論文の審査、口頭試問（修士論文、研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見を問うもの）及び外国語試験（英語・ドイツ語・フランス語から 1 カ国語選択）による。

学科試験は、専門職学位課程の修了者・修了見込者等に対する選考方法で、2 科目の筆答試験（専門科目は志望する専門研究分野（前頁囲み中の「専門科目」参照。民事手続法、刑事手続法のみ科目名が民事訴訟法、刑事訴訟法で募集）の科目中から選択。外国語（英語・ドイツ語・フランス語等）の 1 科目を選択することも可。志望研究分野・科目によっては外国語を指定することがある）及び口述試験により実施される。本研究科において、入学時において 2 年以上の法学・政治学に関連する高度専門職の実務経験（司法修習を除く）を有し、修士課程又は専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学前年度末までに 24 歳に達しているものも、この選考方法により志願することができる。

書類選考は、本研究科法科大学院（法曹養成専攻）修了見込者及び同修了後 2 年以内の者に対する選考

方法で、学業成績と口述試験（研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見を問うもの）により行われる。

社会人特別選考は、修士課程又は専門職学位課程を修了した者であって、入学時において法学・政治学に関連のある 2 年以上の高度専門職の実務経験（司法修習を除く）を有するものに対する選考方法で、修士論文又はそれに代わる論文（10,000 字以上）、研究計画の内容及び志望する専門研究分野の知見等についての口頭試問を行う。入学時に 4 年以上の法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験（出願資格の認定に必要な 2 年以上の法学・政治学に関連のある高度専門職の実務経験期間を含む。）を有し、修士課程又は専門職学位課程を修了した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学前年度末までに 26 歳に達しているものも、同様に、この選考方法の対象となる。なお、この選考方法は、入学後も在職し続ける者を対象とする。

(ｳ) 志願状況と入学者の受入状況

法政理論専攻にかかる平成 29 年度～令和 3 年度の入学者の受入状況は、【表 2-1】及び【表 2-2】のとおりである。

修士課程（研究者養成コース）（外国人特別選考を除く）は募集定員 15 名のところ、合格者は平成 29 年度以降、4 名、4 名、4 名、5 名、5 名となっている。一般選抜入試での合格者が横ばいの傾向にあるのは、公法・民刑事法を中心に、研究者志望者には法科大学院への進学を勧めることや、公共政策大学院に志願する学生がいることが、大きな要因と言えるだろう。他方、外国人特別選抜による合格者は、平成 29 年度以降 10 名、11 名、9 名、11 名、16 名となっており、両選抜をあわせた定員充足率から見ると、2 学年で収容定員が 30 人のところ、令和 3 年 5 月現在、留学生を含めて 40 名が修士課程（研究者養成コース）に在籍しており、定員充足率は 133.3%となっている。

また、修士課程（先端法務コース）は募集定員 6 名のところ、外国人特別選抜を含めた合格者は平成 29 年度以降、3 名、3 名、0 名、0 名、3 名となっている。

一方、博士後期課程（外国人特別選抜を除く）は、平成 29 年以降、合格者が 15 名、20 名、17 名、15 名、14 名と変遷している。令和 3 年度における博士後期課程 3 学年の収容定員は合計 72 名のところ、令和 3 年 5 月現在で在籍者は、留学生を含めて 76 名であり、定員充足率は 100%を超えている。志願者数も、平成 29 年度以降、35 名、41 名、29 名、30 名、28 名となっており、ほぼ毎年度 30 名前後となっている。

博士後期課程への進学・編入学に関してとくに重要なのは、法科大学院（法曹養成専攻）からの進学・編入学志望者の確保である。本研究科は、前述のとおり、一部の専門分野を除き、法学の教員・研究者志望者に法科大学院への進学を経て、研究者の道に入ることを勧めている。それゆえ、将来、他大学の法科大学院を含めて法学の教員・研究者となる人材を確保するには、法科大学院から博士後期課程に進学を志望する者があることに期待する以外に方策はない。そのためには研究者の道に進むことの魅力を法科大学院学生に伝えていく必要があり、法科大学院学生を対象にした進学説明会を教務担当の教員が中心になり実施している。さらに、平成 23 年度から平成 25 年度にかけて、「法科大学院制度下における実定法学後継者（法科大学院教員）養成のための全国的拠点の形成」、平成 26 年度から平成 28 年度にかけて、「グローバル化に対応した今後の法学教育を支える実定法研究者養成拠点の形成」、平成 29 年度からは、「国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成」プロジェクトを実施しており、法科大学院修了者向けにデザインされた外国法概論、外国法文献読解などの科目を開講して（【表 2-3】「博士後期課程」の「特別科目」参照）、博士論文作成を支援すると共に、特定研究学生としての採用を通じた経済的支援をも行っている。この拠点形成プロジェクトの詳細な内容および現状については詳細なウェブサイトを作成し（http://project.law.kyoto-u.ac.jp/yosei/index.html）、本プロジェクトの意義と成果とを将来の学生さらには社会全般に知らせている。

(ｴ) 科目等履修生・聴講生・研究生

法学研究科は、本学の学生以外で、法学研究科において 1 又は複数の科目の履修を志望する者に対し、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可している。出願資格は、大学卒業又は卒業見込者で、入学年度に大学院に正規生として在学する者は除く。在学期間は 1 年間で、当該科目を履修して合格する

と、単位が与えられる。履修を志望できる科目は、20 単位に相当する科目数を上限とし、出願前に担当教員の内諾が必要である。後述する法曹養成専攻の開講科目も含まれるが、選択科目I及び選択科目IIの科目のうち受講者数が制限人数を超えない科目に限られる。

また、法学研究科は、本学の学生以外で、法学研究科において聴講を希望する者に対し、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可している。聴講科目は 4 科目以内（出願前に担当教員の内諾を要する）で、法曹養成専攻の科目については、科目等履修生の場合と同じである。在学期間は 1 年間で、延長可能である。単位は認めないが、試験を受けることはできる。出願資格は、科目等履修生と同じである。

その他に、法学研究科は、京都大学研究生規程に基づき、法学研究科において研究生として特定事項の研究を志望する者に、教授会での議を経て、研究生として入学を許可している。これは、本研究科の教授を指導教授として、原則 1 年以内の期間で、特定のテーマについて研究に従事するものである。

平成 29 年度～令和 3 年度の法学研究科における科目等履修生、聴講生、研究生の志願状況及び受入状況は、【表 2-9】に示すとおりである。

(c) 教育課程・教育方法

法政理論専攻修士課程（研究者養成コース）は、学士課程における学修の成果を発展させて、幅広く深い学識を涵養するとともに、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、専攻分野における卓越した研究能力と、高度の専門性を必要とする職業を担う能力を育てることを、同専攻修士課程（先端法務コース）は、自由闊達な教育・研究環境の下で、深く幅広い学識を涵養するとともに、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、企業法務を中心とした高度に専門的な職業を担う能力を育てることを教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）としている。他方、法政理論専攻博士後期課程は、本学の多様かつ高度な学術的研究を背景とした基盤的、先端的な専門知識を修得させ、国際的に活躍できる自立した研究者を養成するとともに、各専門分野において職業的に必要とされる高度に専門的な知識と技術、並びにそれらを統合する能力を備えた、指導的な高度専門職業人を養成することを、教育課程編成方針としている。

このような教育課程編成方針に基づき、法政理論専攻では、専門的・先端的な文献・研究資料の読解能力や、その基礎となる外国語能力等の向上を目指して教育課程を設けており、修士課程と博士後期課程のそれぞれに、法学政治学に関する総合的な見識に加え、国際的な視野と原理的問題及び現代社会への関心の双方を備えた卓越した研究者や指導的な高度専門職業人を養成するために必要な授業を、各専門研究分野において実施している（令和 2 年度の法政理論専攻の開講科目は、【表 2-3】に示すとおりである）。また、平成 23 年度からは、博士後期課程学生において、翌 24 年度からは修士課程においても、正指導教授 1 名、副指導教授 2 名を指定して指導にあたることとし、教育･指導体制の強化を図った。さらに、上記の通り、平成 23 年度から法科大学院修了生向けの科目を開講し、法科大学院制度下での法学教員・研究者養成にも力を入れている。

ほとんどの授業は、主に研究者及び先端的な法的問題の専門家養成を目的とした同専攻の特性に対応して、基本的に少人数の演習方式を採用しており、そこでは内外の専門文献の読解とそれに基づく専門的な討論、あるいはデータ解析等が行われている。京都大学教務情報システム（KULASIS）にて web 閲覧が可能なシラバスには 1 年間の授業のテーマ、取り上げる文献などが授業ごとに事前に示されており、学生が履修科目を選択する際の判断材料となる。そこに掲載された教材等から見ても、各教員により蓄積された研究の成果と研究者養成の手法が各授業に十分に反映されていることは明らかである。

法政理論専攻では、それ以外に、とくに授業時間に限定することなく、指導教員の研究指導を受ける機会が、それぞれの個別的な指導の中で確保されている。修士課程では、修士論文の執筆に向けた指導が、博士後期課程では、研究論文の公表と博士論文の執筆に向けた指導が、それぞれ行われている。後述するように、平成 18 年 10 月に制定された課程博士号授与・取得促進手続によって、課程博士取得のプロセスがより具体的に学生に示されることになった。

(d) 成績評価・学位審査

(ｱ) 修士課程

修士（法学）の学位を取得するためには、修士課程に 2 年以上（4 年を限度とする）在学し、指導教授の研究指導を受け、所定の単位を修得し、かつ、修士論文を提出し、所定の試験（論文審査・口頭試問）に合格しなければならない。学位論文が当該分野における学術的意識、新規性、創造性及び論理的整合性等を有していること、並びに学位申請者が幅広く深い学識を備え、専攻分野における研究能力及び知識又は高度な調査能力と分析・判断能力、高度な専門性を必要とする職業を担うための優れた能力及び知識を身につけていることが、学位取得の具体的な目安となる。

修士課程（研究者養成コース）においては、授業科目（講義・演習）から 30 単位以上のほか、平成 30 年度以降は、大学院共通科目群の研究倫理・研究公正（人社系）0.5 単位の修得が必要とされており、外国人特別選抜により入学した者は、さらに、大学院共通科目群の日本語上級（論文・レポート作成）2 単位の修得を求められる。このうち、授業科目から 30 単位以上については、「専門研究分野に属する授業科目」から 8 単位以上（ただし、同一授業科目については、16 単位を限度とする）を修得しなければならない。「専門研究分野」としては、「基礎法学」・「公法」・「民刑事法」・「政治学」の 4 区分を採用している。修士課程（研究者養成コース）の学生は、修士課程（先端法務コース）基本科目、法曹養成専攻における科目（選択科目に限る）及び公共政策教育部における科目（公共政策論及び事例研究を除く）を履修し、それぞれ 4 単位を限度とし、あわせて 8 単位に限り課程の修了に必要な単位数に算入することができる。なお、各科目の成績評価は点数により行う（演習を除く）ところ、学修目標の到達度に応じた点数区分を定めて、学生便覧にも掲げている。

次に、修士課程（研究者養成コース）における修士論文については、単なるリサーチペーパーでなく、外国文献等を利用し学説史なども丹念にフォローした専門学術的な論文を要求している。そのうえで、提出された修士論文を対象として、3 名の論文審査委員による試問（口頭試問）が行われ、合格した者に対して、修士（法学）の学位が授与される。本研究科博士後期課程法政理論専攻に進学することを希望する者に対しては、修士論文の審査にあたり、進学の可否についても併せて審査している。

修士課程（先端法務コース）においては、授業科目（講義）から 22 単位以上（同一教員が担当する同じ授業科目については、当該教員の許可を得て、重ねて履修し単位を修得することができる）を修得し、かつ、指導教授による論文指導を受けて、8 単位を修得しなければならない。このほか、平成 30 年度以降は、大学院共通科目群の研究倫理・研究公正（人社系）0.5 単位の修得も必要とされており、外国人特別選抜により入学した者は、さらに大学院共通科目群の日本語上級（論文・レポート作成）2 単位の修得を求められる。課程の修了に必要な単位数には、指導教授の指定する展開科目を履修し、8 単位を限度として算入することができる。また教育上有益と認められるときは、指導教授の承諾を得て、法曹養成専攻及び公共政策教育部における科目（公共政策論及び事例研究を除く）を履修し、あわせて 8 単位を限度として課程の修了に必要な単位数に算入することができる。

また、修士課程（先端法務コース）における修士論文については、当該専門分野における学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を備えた論文を要求している。そのうえで、提出された修士論文を対象として、3 名の論文審査委員による試問（口頭試問）が行われ、合格した者に対して、修士（法学）の学位が授与される。なお、社会人特別選考により入学した者であって、特に優れた研究業績を挙げた者については、1 年又は 1 年 6 ヶ月の在学により修士（法学）の学位が授与される制度がある。

(ｲ) 博士後期課程

博士後期課程では、大学院での研究の集大成のための博士論文を書き上げることが大きな目標になる。そこで、博士論文の執筆を支援するとともに、これと合わせて、みずからの専門とするテーマ以外にも幅広い研究の視点を獲得させるため、次のような基準を採用して教育指導にあたっている。すなわち、博士（法学）の学位を取得するには、博士後期課程に 3 年以上（6 年を限度とする）在学し、指導教授の研究指導を受け、12 単位以上（社会人特別選考により平成 27 年度以降に入学した者については、単位の修得を要しない）を修得し、かつ、博士論文を提出し、所定の試験に合格しなければならない。学位論文が当該分

野における高度の学術的意義、新規性、創造性及び論理的整合性等を有していること、並びに学位申請者が研究者として自立して研究活動を行い、又は高度の専門性が求められる社会の多様な方面で活躍するに足る高度の研究能力とその基礎となる豊かな学識を身につけていることが、学位取得の具体的な目安となる。なお、法科大学院から入学する者は、法科大学院においては標準修了年限が 3 年であることから、博士後期課程に 2 年以上在学することで足りる。

博士論文の審査にあたっては、提出された博士論文を対象として、3 名の論文審査委員による試問（口頭試問）がされた後、人事研究科教授会において各審査委員から審査結果の報告を受けたうえで、博士（法学）の学位授与の可否につき、投票にて決する。

本研究科では、所定の期間内に論文を仕上げいわゆる課程博士を取得するケースは、従前はそれほど多くはなかった。これは、専攻分野によって、優れた研究成果をあげつつある学生は博士後期課程修了前に就職する例が多いことに一因があるほか、論文博士の審査基準が厳しく、これとの対比で、課程博士の審査基準が高く設定されてきたことにも原因があった。そこで、平成 3 年に審査基準を見直し、「まとまったテーマについて論文数として 3 ないし 5 篇、枚数にして 200 字詰め原稿用紙 800 枚程度の論文があること」を目安に運用する旨の申し合わせを行った。その後、平成 18 年にはこの申し合わせを見直し、「200 字詰め原稿用紙 300 枚以上の優れた論文があること」を目安に運用することへと変更した（現在では日本語の場合は 60,000 字以上、英語の場合は 24,000words 以上）。

さらに、平成 18 年 10 月には、教務委員会においてワーキング・グループも設けて調査・検討を経た上で、「課程博士号授与・取得促進手続きの流れ」が研究科教授会において決定された。これは、年度ごとに大学院生に当該年度における学習状況及び博士論文作成に向けた進捗状況を記載した文章を作成させ、これをもとにして個々の院生の研究進捗状況を把握し、年間 2 回、予備審査を経て博士論文審査を受ける機会を設けるという仕組みである。審査の機会を増やすとともに、博士論文の提出までに予備審査という中間段階を挟むことによって、課程博士号取得をそのプロセスにおいて支援しようとするものである。

平成 23 年度より、学界の発展に資するところが大きく、特に優れた研究であると判断される場合には、その旨を示して表彰する制度を発足させ、質の高い論文作成への意欲を高めると共に、学界や社会に対して当該課程博士論文の価値を示すようにしている。

令和元年度・2 年度の課程博士号取得状況は、【表 2-4】に示すとおりであり、今後も課程博士号の積極的取得を奨励していく方針である。

(e) 学生への学修支援

法政理論専攻の学生には、新入生・編入学生を対象として、毎年 4 月に履修指導（主として、本研究科の教育理念・目標の説明、単位修得の意味、論文執筆に関する履修規程の内容説明）、各種手続きの説明、図書館利用ガイダンス及び研究公正の基本についてのチュートリアルを実施している。また、指導教授を中心として随時、直接の面談や電子メール等でのやりとりなど種々の方法で、論文指導はもとより、研究計画・留学・進路等についても、個別の相談にのっている。

法政理論専攻の学生には、LAN 環境が整備された複数の共同研究室を用意したうえで、各研究室内で個人専用の 1 人 1 机を確保している。共同研究室を利用する時間帯についても、特別の制限は設けていない。図書室及び配架図書の利用面でも、研究に必要な便宜を十分に図っている。

法学研究科は、教育支援体制として、平成 5 年度から TA 制度を導入した。さらに、平成 8 年度からは、学術研究の一層の推進に資する研究支援体制を充実・強化するともに、若手研究員の養成・確保を促進することを目的に、RA 制度を設けた。これらの補助的業務に携わることで、経済的な支援が得られるのみならず、研究能力の向上、教育的機能の訓練等の機会が与えられている（TA・RA の採用状況については、【表 4-8】【表 4-9】を参照）。また、前述(b)(ｳ)のとおり、法科大学院を修了して博士後期課程に進学・編入学した学生に対しては、特定研究学生制度を通じた手厚い経済的支援も提供している。

健康かつ学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対しては、選考の上、奨学金が貸与又は給与される。京都大学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並び

に民間育英団体の奨学金がある。さらに、経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、免除又は徴収猶予が認められる。日本学生支援機構奨学生の採用状況及び授業料免除状況は、【表 2-5】、【表 2-6】のとおりである。

(f) 教育の成果

法政理論専攻の修了者及び中途退学者は、そのほとんどが大学ほか高等研究・教育機関に職を得て、その後の研究活動・教育活動に従事している。留学生についても同様であって、出身国の大学やわが国の大学で研究者としての道を歩んでいる者が多い（【表 2-7】、【表 2-8】）。

(3) 法曹養成専攻

(a) 教育理念・目標

法曹養成専攻（法科大学院）は、理論と実務を架橋する高度な教育を通じて、法の精神が息づく自由で公正な社会の実現のため、様々な分野で指導的な役割を果たす創造力ある法曹を養成することを目的とし、この目的のため、自主・独立の精神と批判的討議を重んずる本学の伝統を継承し、自由闊達で清新な批判的精神に満ちた教育環境の中で、法制度に関する原理的・体系的理解、緻密な論理的思考能力、法曹としての高い倫理的責任感を涵養し、社会の抱える構造的な課題や最先端の法的問題に取り組むことのできる総合的な法的能力の育成を図ることを教育目標としている。

(b) 学生の受入

(ｱ) 選抜の方針と入試の方法（令和 3 年度入学者選抜）

入学者の選抜に当たっては、公平性、開放性、多様性の確保に重点を置き、大学での学修分野を問わず、かつ、社会的経験を有する者も含めて、優れた素質を有する人材を広く受け入れることとしている。そのため、法学既修者枠と法学未修者枠を区別して選抜を実施するとともに、一般選抜以外に、平成 28 年度入学者選抜から法学既修者枠について法学部 3 年次生出願枠を設け、さらに、平成 29 年度入学者選抜から法学未修者枠について特別選抜を実施している。

入学者選抜の方法は次のとおりである。入学定員は 160 名（平成 21 年度入学者選抜まで 200 名）とし、法学未修者枠 35 名程度（うち特別選抜 15 名程度）と法学既修者枠 125 名程度（うち法学部 3 年次生出願枠 30 名以内）とに区分して募集する。入学者選抜に用いる資料は、学部での学業成績や社会人としての活動実績を示す書類、本研究科の法科大学院が独自に実施する論述試験（法学未修者一般選抜及び法学既修者枠）、口述試験（法学未修者特別選抜）の成績等である。出願者が多数である場合には、第一段階選抜を行い、法学未修者特別選抜につき 30 名程度、法学未修者一般選抜につき 200 名程度、法学既修者枠につき 380 名程度（うち法学部 3 年次生出願枠については 90 名程度）をそれぞれ第一段階選抜合格とする。第一段階選抜合格の者を対象として法学未修者特別選抜については口述試験、法学未修者一般選抜については小論文試験、法学既修者枠については法律科目試験を課した上で、最終合格者を決定する。

(ｲ) 志願状況と入学者の受入状況

平成 29 年度～令和 3 年度までの入学者選抜の状況は【表 2-10】のとおりである。

(c) 教育課程・教育方法（令和 2 年度）

上記の教育目標を実現するため、(1) 討議を重視した少人数教育、(2) 法制度に関する原理的・体系的理解と論理的思考能力の涵養、(3) 多様な専門性と総合的な能力の向上、(4) 創造的な知的探究心の涵養と実務への架橋、を重視する観点から、次の①～⑤のような科目分類に基づいて、教育課程を体系的に編成している（括弧内は修了要件）。

① 基礎科目（法学未修者 28 単位、全科目必修。法学既修者については、すべての単位を修得したものとみなす（ただし、3 年次生出願枠での合格者で、基礎科目履修免除試験に合格しなかった科目については、この限りではない。）。）
② 基幹科目（36 単位、全科目必修）
③ 基礎選択科目（法学未修者対象）
④ 実務選択科目（2 単位以上履修することを要する。）
⑤ 選択科目Ⅰ（4 単位以上履修することを要する。）
⑥ 選択科目Ⅱ（12 単位以上履修することを要する。）

そして、法律実務で一般的に必要とされる法律基本科目に関し、まず、基礎知識の習得を目的として、1 年次配当の①基礎科目を履修させる。次に、その基礎知識を実践的に応用する能力を養成するため、2・3 年次配当の②基幹科目を履修させる。これらの科目については、いずれも、双方向型の授業形式を活用するため、少人数でのクラス編成を行っている。その際、クラス間で教育内容や進度に著しい格差が生じないよう、担当教員間で定期的に進度や教育内容、教材等に関して十分な調整を行っている。また、法学未修者を対象として③基礎選択科目を提供し、①基礎科目で習得した法的知識を具体的事例への適用を通じて定着させ、その理解を深めることができるようにしている。

次に、「公共性の空間」において広く活躍する総合的な能力をもった創造的な法曹の養成を目的として、展開・先端的科目（⑥選択科目II）及び基礎法学・隣接科目（⑤選択科目I）として多様な科目を提供し、民刑事に関する裁判法務だけでなく、企業法務や公共政策法務などについても、学生が自らの目的に合わせて、系統的にその専門性を高めることができるようにしている。

また、選択科目I及びIIのうちの演習形式の科目を中心に、科目の履修に付け加えてリサーチペーパー（合格の判定を得た場合 2 単位）の作成・提出を推奨して、問題発見、調査・分析、解決策の提案といった、社会の幅広い分野において指導的な立場に立つ法曹に求められる総合的能力の更なる向上に努めている。

そして、法曹養成教育にとってきわめて重要な課題である実務への架橋を図るため、法律実務基礎科目について、「民事法文書作成」、「法曹倫理」、「刑事訴訟実務の基礎」、「民事訴訟実務の基礎」を②基幹科目の一部に位置づけて必修とするとともに、④実務選択科目を提供している。

さらに、実務家が担当する事例演習科目を⑥選択科目IIとして相当数提供し、多様な法律分野における先端的な実務的課題と取り組むことができるようにしている。

なお、平成 27 年 1 月に、京都大学と同志社大学との間で単位互換に関する協定書、及び京都大学大学院法学研究科と同志社大学大学院司法研究科との間で単位互換に関する覚書がそれぞれ締結されたことで、平成 27 年度より、同志社大学法科大学院の一部の授業を、本学の法曹養成専攻学生も実務選択科目及び選択科目IIとして履修することが可能となり、主として外国法に関する学生の学習ニーズに応えている。

科目履修に関しては、自主・独立の精神を重んじ、また、多様な分野で活躍できる法曹を養成することを基本理念とするため、できる限り学生の自主性を尊重し、コース制などを特に設けることはしていない。しかし、適切な科目履修が行われるよう、科目の配当年次を定め、入学時に十分なオリエンテーションを実施するとともに、基本的な履修モデルを作成・提示し、学生の科目選択の参考としている。また、基本理念・教育目標、教育課程の概要、法曹養成専攻履修規程、履修モデルなどを収録した便覧を作成・交付して、学生に周知するとともに、シラバスをウェブ上の教育支援システムを通じて学生に提供している。

なお、令和 2 年度における法曹養成専攻の開講科目は、【表 2-11】のとおりである。

(d) 成績評価・修了（令和 2 年度）

成績評価に当たっては、授業形式に応じて適切な各種の方法を用いている。双方向形式の授業においては、授業における学習状況を平常点として評価するとともに、期末に筆記試験を実施して成績評価を行うこととしており、講義形式の授業においては、期末に実施する筆記試験を中心に成績評価を行うこととしている。また、演習形式の授業においては、平常点を中心に成績評価を行うこととしている。エクスターンシップ等の実地研修を中心とする科目においては、研修の状況を平常点として評価するとともに、研修終了時にレポートを提出

させて成績評価を行っている。

成績評価は 100 点を満点とした素点をもって行うことを原則とし、60 点以上を合格とする。点数の基準については、学修目標の到達度に応じた点数区分を定めて、学生便覧にも掲げている。ただし、エクスターンシップ等の実地研修を中心とする科目及びリサーチペーパー等の評価は、合否による。

また、履修の指導及び成績の評価に際しては、6 段階の成績区分（A＋、A、B、C、D、F）にしたがった成績評定も併せて用いる。

なお、令和 2 年度前期は、新型コロナウイルスの影響により、オンラインによる筆記試験を実施した。そのため、素点による成績評価は行わず、4 段階の成績区分（A、B、D、F）の成績評定によって成績評価を行った。

このほか､やむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった場合には追試験の受験を認めている。D、F 又は不合格の成績判定を受けた科目については、次年度以降の再履修を認める。

課程の修了の認定及び学位の授与は、優れた教養と高い専門的知識を有し、高い倫理的責任感を備えた者に対して行なうこととし、その要件を次のとおり定めている。

標準修業年限は 3 年とし、法学既修者については 2 年以上の在学により修了を可能とする。

修了要件として、3 年以上在籍し、必修単位のすべてを含んで、96 単位以上修得したことが必要である。ただし、法律学の基礎的な学識を有すると認められる法学既修者は、1 年在籍して、基礎科目の単位数を修得したものとみなす。

また、修了に必要な上記の単位数を修得している場合であっても、素点を基準に算出される各科目の評点の平均が一定の水準を満たしていない場合には、修了を認めない。

なお、一定の進級要件や履修科目の登録上限を設けており、同一年次の在籍（原級留置）は、休学その他特別の事情がある場合を除き、2 年を限度としている。

(e) 学生への学修支援

学生の学習効果を高めるため、法曹養成専攻専用の学習室及び自習室（キャレル・デスク合計 486 席を備え付け)、学習室と一体化した図書閲覧室、無線 LAN 環境、オンライン・データベースを提供するとともに、学生が自主的な勉強会等のために用いることのできる多目的スペース 12 室を整備している。また、学生用ロッカーを設け、学生各人に 1 つのロッカーを与えている。学習室は、学生の要望等を踏まえ、午前 8 時 30 分から午後 11 時 45 分まで開室することとし、学生が十分な学習をできるように配慮している。

図書については、専用の図書室に判例集を中心に約 26,000 冊を整備し、学生が頻繁に利用する図書については、複数冊を備えるなどして、学習の便宜を図っている。また、情報インフラとして、無線 LAN 環境を構築し、オンライン・データベースを提供している。

入学後には開講前集中講座を実施し、学習をスムーズに開始することができるよう、配慮をしている。

さらに法学未修者については、入学までの事前学習（必読文献リスト）について指示するとともに、合格発表後に任意参加の授業見学会を実施し、特段の配慮をしている。また、教育補助スタッフによる学習支援体制の下、1 年次に配当される法律基本科目について学習補助を行うとともに、担任制度により、法学未修者からの学習全般に関する相談に応じる体制も整えている。さらに、平成 27 年度以降は、学生・修了者支援委員会（平成 28 年 4 月に改組）の下にある未修者支援ワーキンググループにおいて、未修者キャリアサポート・学習サポート懇談会（平成 28 年度より現名称）を企画・開催し、法学未修者の進路状況、法科大学院での学習や司法試験に向けた準備の在り方等について説明している。

次に、個別の授業との関係では、各教員がオフィス・アワーを設けるなどして、学生からの質問に答えることとしている。さらに、法曹養成専攻専用の投書箱を設けて、教育内容、施設等に関する学生の意見を常時受け付けており、学生の要望を把握し、それを教育改善に生かす態勢を整えている。

健康かつ学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対しては、選考の上、奨学金が貸与又は給与される。京都大学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金がある。また、経済的理由により入学料・授業料の納付が困難であり、かつ学業優秀と認められる者を対象に、学内機関の選考に基づいて、入学料や当該期分の授業料の全額又は半額について、

免除又は徴収猶予が認められる。日本学生支援機構奨学生の採用状況及び授業料免除状況は、【表 2-5】、【表 2-6】のとおりである。そのほか、平成 27 年度から、本法科大学院が厚生労働省の教育訓練給付制度における専門実践教育訓練講座の指定を受けたため、所定の要件を満たす社会人経験のある学生は、同制度による給付金を受給することができる（令和元年度は 16 名、2 年度は 22 名が受給した）。

(f) 修了後の進路

修了者は、司法試験に合格した上で、司法修習を経て法曹になっていくことが予定されているが、博士後期課程での学修を経て、大学の教員として教育・研究に従事するという進路も想定されている。法科大学院から博士後期課程に編入学・進学する学生への支援については、(2) (b) (ｳ) (13 頁) に述べたとおりである。

修了者の進路及び活動状況は、【表 2-12】のとおりである。

なお、平成 26 年 10 月に、法科大学院として組織的に就職支援を行うため就職支援室を設置した。各種の進路説明会の実施のほか、就職関係の情報提供を統合的に行い、在学生、修了生の便に供することとしている。

(4) 教育改善の努力

(a) 法政理論専攻

法学研究科においては、その重要事項を審議するものとして、教授会が置かれる。法学研究科教授会のもとには、教育活動に係る委員会として、教科委員会、教務委員会、制度委員会、補導委員会等が設置され、それぞれの所管事項に関して、審議・検討を行い、教授会に提案し、研究科としての教育方針の作成に参与している。

法政理論専攻における教育活動に関しても、法学研究科の上記諸委員会が、課題に応じて機能を分担している。即ち、法政理論専攻の教育課程や教育方法については教務委員会、カリキュラムの抜本的な変更等については教科委員会、教務関係も含めて研究科諸規程の制定・改廃等については制度委員会が所管している。たとえば、課程博士号授与・取得促進手続きは、課題ごとに設けたワーキング・グループでの調査を踏まえて、教務委員会や制度委員会で検討した結果、設けられたものである。

また、学生受入に関しては、平成 17 年度・18 年度に、入学試験委員会や制度委員会での検討をふまえて、博士後期課程進学・編入学試験の在り方を再検討し、教授会の議を経て、社会人特別選考方式を導入する等の制度改革を行った。

なお、平成 26 年度後期より一定数以上の履修者のいる授業科目については、授業アンケートを行うこととし、学生の意見をふまえた教育改善にも取り組んでいる。

平成 27 年度からは、学期ごとに教員懇談会（FD 会議）を開催している。

(b) 法曹養成専攻

法曹養成専攻は、専攻会議のもとに、独自の教務委員会、担任委員会および入学者選抜委員会を設置している。このうち、教務委員会では、教育内容・方法の改善のための方策を検討している。これらの検討状況や改善方策については、法曹養成専攻会議、教員懇談会（FD 会議）その他の各種の機会に、教員に伝えられ、教員間で意見交換が行われている。

また、各授業について、書面により又はウェブ上の教育支援システムを通じて学生による授業評価を実施し、その結果をとりまとめ、各担当教員にその結果及び受講学生の回答内容のコピーを交付し、各教員の教育方法改善の努力に寄与している。

さらに、外部の識者を委員とする教育課程評価委員会（令和元年度に改組）を設置し、教育内容・方法等について外部から意見を得る態勢を整えている。

そして、教員懇談会（FD 会議）を学期ごとに開催し、授業運営方法、カリキュラム編成、履修指導方法等、法科大学院の教育全般にわたる各種の事項について協議をし、教育の改善に反映させている。

これに加え、外部の講師を招いて講演会を開催したり、司法研修所、法科大学院協会等が開催する研修やシンポジウムに教員を派遣したりするなどして、積極的に研鑽の機会を設けている。

2）学部教育

(1) 教育理念・目標

21 世紀に入り、世界も日本も大きな転換期を迎えており、それに伴い様々な問題が生じている。こうした状況に対応して、世界の中での国家や社会のあり方を考え、これからの豊かな人間社会を構築していくためには、人間・社会・歴史に対する深い洞察力を基礎として、法律と政治の仕組みに関する専門的な知識を備え、社会全体を視野に入れながらそれらを組み合わせる構想力を有し、国家・社会についての制度設計や組織運営に指導的に関わっていくことのできる人材の育成が不可欠となる。また、地球規模での交流が活発となっている今日、文化の多様性を尊重し、グローバルな視点のもとで法と政治、経済、社会の問題を捉え、人々の協調する平和な社会の実現に貢献できる国際感覚あふれた教養人が求められている。

法学部は、こうした能力を備えた人材を育成するために、法学政治学の基礎的・原理的知識を提供するとともに、国際感覚を養い、現代社会にふさわしい総合的な知見を修得させることを、教育目標としている。

法学部のこの教育理念・目標は、京都大学入学者選抜要項や京都大学学生募集要項に掲載して、受験生に明示するとともに、『法学部・法学研究科概要』、『知と自由への誘い 京都大学 大学案内』、法学部第 3 年次編入学生募集要項、法学研究科・法学部ホームページにもその趣旨を掲載し、学生や教職員、さらには社会の人々に周知を図っている。

(2) 学生の受入

(a) 学生受入方針

上に示した教育理念・目標のもと、法学部では、世界・国家・社会の様々な問題に対する強い関心を持ち、多方面にわたる基礎的な学力を備え、論理的思考力にすぐれた学生を求めている。法学部のこの学生受入方針は、教育目標と同様に、京都大学入試選抜要項や京都大学学生募集要項に明記して、受験生に周知している。

さらに法学部は、入学者選抜の枠内での特別選抜として、外国学校出身者のための選考を実施している。大学教育の国際化を図るため、諸外国で多様な価値観に接しそれぞれに歴史と伝統を有する社会で教育を受けた者も、わが国の大学に入学させ、一般の入学者選抜により入学した学生に対して多様な文化的接触の機会を与え、両者相俟って国際的に活躍しうる有為の人材の育成を図ることが適当と考えることによる。

(b) 入学者選抜方法

(ｱ) 一般選抜

一般入学者選抜は、上記のような学生受入方針に基づき、大学入試センター試験（令和 3 年度入試からは大学入学共通テスト。以下同じ）の成績、第 2 次（個別）学力検査等の成績及び調査書を資料とし、総合して判定している（【表 2-13】）。前期日程の入学志願者が入学定員の約 3.5 倍を超えた場合には、大学入試センター試験の成績等により、第 1 段階選抜合格者を決定し、第 2 次（個別）学力検査等を行う。以上のような法学部の入学者選抜の実施については、全学に置かれている入学試験実施委員会の定める実施体制を整えるとともに、学部入学試験委員会がこれにあたり、合格候補者の決定は、法学部教授会で行っている。

前期日程の募集人員は 310 名で、これには後述する外国学校出身者のための選考による入学者 10 名以内が含まれる。なお、法学部は、平成 2 年に、前期日程と後期日程の 2 回入学試験を実施する分離・分割方式を採用した後、平成 19 年度入学者選抜より後期日程の試験は実施してこなかったが、平成 28 年度入学者の入学試験から特色入試を後期日程で実施している。

(ｲ) 特色入試

平成 28 年度入学者の入学試験から全学で特色入試を開始した。

法学部特色入試は、後期日程で実施し、第 1 次選考では、大学入試センター試験の成績及び調査書の成績により、募集人員の 15.0 倍程度を目安として合格者を決定する。また、最終合格者は、第 1 次選考に合格した者について、大学入試センター試験の成績及び能力測定考査（小論文試験）の成績により決定している。特色入試の実施については、全学に置かれている特色入試実施委員会が中心となり体制を整えるとともに、法学部では学部入学試験委員会がこれにあたり、合格候補者の決定は、法学部教授会で行っている。

募集人員は 20 名である。

(ｳ) 外国学校出身者のための選考

上記の学生受入方針に基づき、諸外国で多様な価値観に接しそれぞれに歴史と伝統を有する社会で教育を受けた者に対して、国籍を問わず、一般の入学者選抜方法とは別の選考方法を実施し、合格者に入学を許可している（出願資格については、【表 2-15】参照）。募集人員は、平成 18 年度学生募集まで 20 名であったところ、近年のこの選考方法での合格者数・入学者数を考慮して、平成 19 年度学生募集より 10 名に変更した（なお、選考の結果、成績によっては募集人員にかかわらず入学が許可されないことがある）。

平成 28 年度入学者までの入学者選考は、出願書類に基づく第 1 次選考と、第 1 次選考合格者に対し論文（日本語）及び面接（日本語）を課して行う第 2 次選考からなる方法によっていたが、平成 29 年度入学者の入学試験から、これらの試験科目と選考方法を変更し、3 つの成績（①京都大学個別学力検査（前期日程）「国語（理系）」の問題のうち主として現代文を扱う部分の成績　②TOEFL-iBT の成績　③面接（日本語で実施する。）の成績）を総合評価する方法により実施した。この入学者選考の実施については、外国学校出身者入学選考委員会がこれにあたり、合格者の最終決定は法学部教授会が行っている。平成 29 年度～令和 3 年度の志願状況と入学者の受入状況は、【表 2-16】に示すとおりである。

なお、外国学校出身者のための選考による入学者に対する入学後の教育は、一般選抜により入学した者と同じであり、この選考方式での入学者であることによる特別の配慮を行っていない。このことは、法学部の授業が日本語で行われることと併せ、募集要項に明記して、志願者に対して周知を図っている。

(c) 志願状況と入学者の受入状況

平成 29 年度～令和 3 年度入学者選抜における志願状況及び入学者の受入状況（外国学校出身者のための選考を含む）は、【表 2-14】のとおりである。一般選抜・特色入試では、ほぼ入学定員どおり入学者を得ている。他方、外国学校出身者のための選考については、第一次選考基準を満たす出願者が減少していたために、入学者が 20 名の募集人員に十分に達しない事態が継続していたことから、前述の通り平成 19 年度より、これを 10 名に改めて実施している。

(d) 転学部・編入学等

(ｱ) 転学部

本学部では、本学の他学部学生もしくは他大学の学生であって本学部に転学を志望する者、又は、本学部の学生であって他学部もしくは他大学に転学を希望する者について、教授会の議を経て許可することがある（京都大学法学部規程第 10 条）。法学部内規「転入学部学生選考基準」に従い、転入学を許可する。転入学を許可する場合、1 年次修了者のみならず 2 年次以上修了者もすべて 2 年次に受け入れている。

平成 29 年度～令和 3 年度の本学部への転入学部者の総数と内訳、本学部から他学部への転学者の総数と内訳は、【表 2-18】のとおりである。法学部は、従来から転出者より転入者が多く、10 数名から 20 名を超える転部学生を受け入れてきたが、21 年度より、転入学部許可者数を、入学定員の 2%を限度とすることに改めた。最近は転出者がやや多くなっている。

(ｲ) 第 3 年次編入学

法学政治学についての高等教育は、高等学校から直接大学の法学部に進学した者だけでなく、さまざまの社会的経験と文化的関心に基づいて改めてその機会を希望する者に対しても、その者が学習に必要な能

力を有する限り、門戸を開放することが適当と考えられる。本学部では、大学（法学部を除く）、短期大学又は高等専門学校を卒業した社会人や卒業見込の者の他、他大学で 2 年以上の教育を受けた者に対して、法学政治学の学習の機会を提供するため、国籍の如何を問わず、第 3 年次への編入学の途を開いている。

平成 29 年度～令和 3 年度第 3 年次編入学者選考の実施状況は、【表 2-19】に示すとおりである。

(ｳ) 科目等履修生・聴講生

法学部は、本学の学生以外で、法学部において 1 又は複数の科目の履修を志望する者に対し、論文及び外国語（英語）の試験を課し、合格したときは、教授会の議を経て、科目等履修生として入学を許可している。在学期間は 1 年間で、履修科目は 5 科目以内（履修を認めない科目もある）とされ、当該科目を履修して合格すると、単位が与えられる。出願資格は、高等学校卒業又は卒業見込者で、入学年度に大学・大学院に正規生として在学する者は除く。

また、法学部は、本学の学生以外で、法学部において聴講を希望する者に対し、論文及び外国語（英語）の試験を課し、合格したときは、教授会の議を経て、聴講生として入学を許可している。在学期間は 1 年間で、延長が認められる。聴講科目は 7 科目以内（聴講を認めない科目もある）とされ、聴講科目につき、単位は認めないが、試験を受けることはできる。出願資格は、科目等履修生と同じである。

平成 29 年度～令和 3 年度の科目等履修生及び聴講生の志願状況及び受入状況は、【表 2-17】に示すとおりである。

(3) 教育課程

(a) カリキュラムの編成方針

本学部では、学科制や専攻・コース制を設けていないのみならず、専門科目については、必修科目すらない。自分なりにどのような科目を選択し、学修計画を練っていくかについては、学生各自の主体的判断を尊重している。これは、学生による科目選択の自由を尊重し、学生の自主的な勉学精神に基づく主体的学習を促すという、本学部の伝統的な教育方針によるものである。

他方、不本意な留年の増加など、学生の自主性にすべてを委ねることの弊害も無視し得ないため、平成 4 年度入学生から、自由選択制を維持しつつも、専門科目に学年配当制を導入し、法学政治学の段階的・体系的学習が可能となる科目編成を行った。さらに、平成 16 年度には、法科大学院の開設に伴い、法学部における学部教育については、法学政治学の基礎的素養を身に付けたジェネラリストの育成という伝統的な教育目標をより明確にすべく、開講科目数や単位数を減少させ、高度に専門技術的な内容の教育は行わないこととするなど、基礎的教育を重視する方向での再編を実施するとともに、演習を除く専門科目についてキャップ制を導入した。なお、その後の状況にかんがみ、平成 24 年度から、16 年度に単位数を減じた一部科目について元の単位数に復した。また、中央教育審議会特別委員会における法学部「法曹コース」の提言を受け、法学部では、令和元年度より、学部を在学 3 年で早期卒業して京都大学法科大学院へ入学することを志望する学部生を対象として早期卒業制度を導入し、また、令和 2 年度に法曹基礎プログラムを開設した。これに伴い、専門科目のカリキュラムおよび教養科目の卒業に必要な単位数を見直した。

このようなカリキュラム編成の基礎にある基本方針（カリキュラム・ポリシー）は、①互いの文化を尊重し、グローバルな視点のもとで法と政治、経済及び社会の問題を捉え、人々の協調する平和な社会の実現に貢献できる国際感覚あふれた人材を育成することに重きを置く。②人間、社会及び歴史に対する深い洞察力を育む教養教育の上に、国家と社会についての制度設計や組織運営に関する基礎的及び原理的知識を教授する専門教育を積み上げる。③高度な学術研究や高度専門職に進む共通の前提となる法学政治学に関する基礎的、基本的な知識の着実な習得に重きを置いた専門教育を実施する。④実社会において指導者的活動を行う際に基礎になる国際的視野を開くとともに、異文化理解能力及びコミュニケーション能力を養成する。⑤法曹を志望する者が、法学部での学業成績と口述試験等に基づく特別選抜により法科大学院に進学することができるよう、本学法科大学院の教育課程と連携して、法曹養成のための教育プログラム（法曹基礎プログラム）を提供する。⑥自ら

の将来計画に基づいて自由かつ自主的に勉学に勤しむ自学自習の勉学態度を身につけさせる、というものである（令和 2 年度現在）。

(b) 実施体制と科目編成（令和 2 年度）

(ｱ) 全学共通科目（教養科目）

京都大学の全学共通教育（教養教育）は、主として「全学共通科目」により実施される。全学共通教育の全学的な責任組織である国際高等教育院では、各学部から教育院に教員が移籍して企画評価専門委員会を構成し、開講科目、授業内容・方法、成績評価、担当者等、あるべき教養・共通教育の内容に関して検討を行っている。

全学共通科目は、人文・社会科学科目群、自然科学科目群、外国語科目群、情報学科目群、健康・スポーツ科目群、キャリア形成科目群、統合科学科目群及び少人数教育科目群に分かれる。特色ある科目として、新入生向け少人数セミナー（ILAS セミナー）がある。

全学共通科目は、卒業までのどの学年においても履修できるが、実際には概ね第 1・第 2 学年で履修するようにカリキュラムが編成されている。授業は、一部の集中講義を除き前期・後期のセメスター制の枠内で、クラス指定科目（法学部のクラスについては外国語科目とスポーツ実習科目）又は自由選択科目として提供される。

法学部は、このような全学共通教育の実施協力部局の一つとして、独自の全学共通科目を複数提供し、ILAS セミナー等の授業を担当するとともに、法学部学生向けの専門入門科目を他学部学生向けに全学共通科目として開放することによって、全学的な教養教育実施の一翼を担っている（令和 2 年度に法学部が提供した全学共通科目については、【表 2-20】参照）。平成 21 年度からは、従来法学部の専門科目として 1 回生に配当してきた「外国書講読」を、教養科目（外国語科目）の「法学政治学英語」として 2 回生以上を対象に提供することとした。これに伴い、平成 20 年度入学者から卒業要件が見直され、卒業に必要な単位は、教養科目が「法学政治学英語 A・B」（平成 25 年度より「法学政治学英語Ⅰ・Ⅱ」に科目名変更。平成 29 年度からは「外国文献講読（法・英）Ⅰ・Ⅱ」）の各単位を含む 48 単位、専門科目については 80 単位に改められた。

さらに、平成 28 年度からの全学共通科目外国語科目の単位数の変更により、平成 28 年度入学者から、卒業に必要な単位は、教養科目が 64 単位（法学部の提供による「外国文献講読（法・英）Ⅰ・Ⅱ」各 2 単位を含み、8 単位以上は E 科目に指定されている科目であること）、専門科目については 80 単位となった。

その後、先述のとおり、令和元年度より、学部を在学 3 年で早期卒業して京都大学法科大学院へ入学することを志望する学部生を対象として、早期卒業制度を導入することになり、これに伴い、専門科目のカリキュラムおよび教養科目の卒業に必要な単位を見直した。1 回生配当の専門科目を 1 科目 4 単位分増やすにあたり、1 回生における科目履修の負担が過重にならないよう、教養科目の卒業に必要な単位は 56 単位となった。具体的には、全学共通科目の人文・社会科学科目群からの必要単位数を 24 単位から 8 単位減じて 16 単位に改め、その際、法学政治学及び経済学の科目は法学部専門科目として履修することができるため、学生には、それ以外の幅広い分野から教養科目を履修するように求める目的で、人文・社会科学科目群のうち、「法・政治・経済」分野の科目については、上限 8 単位の制限を設けた。

また、全学でキャップ制が導入されたことにより、法学部でも令和 2 年度以降入学者については、履修登録できる全学共通科目の単位数の上限が、1 学期につき、専門科目とあわせて 30 単位までとなった。

他方、企画運営の面でも、法学研究科は、全学的見地から全学共通科目を検討する全学委員会である国際高等教育院の会議に何人もの委員を派遣しており、実施や組織間の連携について意思疎通に努めている（【表 5-2】参照）。

(ｲ) 専門科目

前述の通り、法学部は、学生による科目選択の自由を尊重し、学生の自主的な勉学方針に基づく主体的学習を促すため、学科制や専攻・コース制を設けず、専門科目については必修科目を設けていない。そして、学生による科目選択の自由を尊重しつつ、段階的・体系的学習と幅広い学識と豊かな思考力の獲得を

積極的に促すため、専門科目を基礎法学・公法・民刑事法・政治学の 4 領域に分けて、体系的に整理するとともに、基本となる主要科目については、法学部履修規程により毎年の開講を義務づけることで、段階的学習を受けるうえでの支障が生じないようにしている。すなわち、1 年次に法学入門I・II、政治学入門I・IIほか入門科目を設けたうえで、専門性の高い科目を段階的に履修できるよう、1・2・3 年次配当科目、2・3 年次配当科目、2・3・4 年次配当科目、3・4 年次配当科目という学年配当を設け、学生の段階的履修を促すとともに、その活性化を図っている。また、学生に対しては、段階的・体系的な科目選択に役立つように、科目のレベル・系統や、学生が身につける知識や能力と各科目との対応関係を示したコースツリー（【図 2-2】）を公表している。令和 2 年度の法学部専門科目を配当学年別に整理したのが以下の表である。

令和 2 年度 法学部専門科目（配当学年別。外国文献研究、特別講義、経済関係科目を除く）

学年配当	専　門　科　目	履修上の注意
1 年次 配当科目	法学入門Ⅰ、法学入門Ⅱ、政治学入門Ⅰ、 政治学入門Ⅱ、家族と法	原則として 1 年次のみが卒業に必要な単位に算入できる
1・2・3 年次 配当科目	憲法（統治機構）、民法（総論・総則・親族）	
2・3 年次 配当科目	憲法（基本権）、刑法（総論）	4 年次以上の者が履修した場合は増加単位の扱いとなる
2・3・4 年次 配当科目	政治関連科目…政治原論、政治過程論、比較政治学、アメリカ政治、国際政治学、国際政治経済分析、政治史、日本政治外交史、政治思想史、行政学、公共政策 基礎法関連科目…法理学、法社会学、日本法制史、西洋法制史、ローマ法、東洋法史 公法・民刑事法関連科目…憲法（総論・憲法訴訟）、行政法（総論）、国際法（総論・領域）、民法（物権）、民法（債権総論・相続）、刑法（各論）、刑事訴訟法	
3・4 年次 配当科目	上記以外の専門科目	

演習は 3・4 年次に配当され、半期 2 単位で、6 単位まで履修できる。

法学政治学の学習と関連する経済関係科目には、法学部専門科目として原則毎年開講されるもの（ミクロ経済学など 7 科目）と、経済学部開講科目の中で法学部の専門科目として履修することを認めているもの（世界経済論、金融政策など 11 科目。ただし、卒業要件単位に算入できるのは 4 単位まで）がある。その他に、法学部履修規程第 5 条に基づき開講される「特別講義」や、学生からの希望を受けて開く「特殊講義」も、実施されてきた。特別講義のうち数科目は「実務関連特別科目」として開講され、その多くは寄附講義である（令和元年度は、特別講義として「民事執行・保全法」「日本政治思想史」「外交史」「Introduction to European Law」「Japanese Politics from a Comparative Perspective」「International History 1900 to the Present」「現代社会と裁判*」「現代社会と弁護士**」「アセット・マネジメントの実務と法**」「生命保険の実務と法**」「金融法と銀行実務**」「信託法の理論と実務**」「国際企業取引の実務と法**」、令和 2 年度は、特別講義として「上場会社の法規制」「破産法」「日本政治思想史」「外交史」「Introduction to European Law」「Japanese Politics from a Comparative Perspective」「International History 1900 to the Present」「Labor Law in Europe」「現代社会と裁判*」「現代社会と弁護士**」「アセット・マネジメントの実務と法**」「生命保険の実務と法**」「金融法と銀行実務**」「信託法の理論と実務**」「国際企業取引の実務と法**」が、それぞれ開講された。*及び**の科目は実務関連特別科目、**は寄附講義である）。さらに、法学政治学の研究者をめざす学生が専門分野にかかる語学能力の基礎を修得できるように、英語・フランス語・ドイツ語につき外国文献研究の科目を設けている。

令和 2 年度の法学部開講科目は、【表 2-21】のとおりである。

法学部では、研究者教員が、各専門分野における研究成果に基づいて授業を実施している。また、専門科目欄に掲げた授業科目や特別講義につき専任教員に適任者がいない場合や、学生からの希望を考慮した特殊講義については、非常勤講師を採用している。教科書・参考書等として、科目担当教員が執筆した書籍が多数使用されているほかに、多数の授業が、担当教員作成による教材を用いて行われている。

専門科目の授業は、基本的に講義形式で行われている。外国文献研究は、少人数での輪読が行われている。

演習については、少人数で実施するとともに、講義で学んだ知識を活用して法学政治学の諸問題を個別に分析して討論できる能力を育成できるよう、また、学生にそのような機会を与えるべく、基本的な専門科目については、講義に対応する演習を原則として開講する方針で臨んでいる。

学生の履修方法に関しては、学生の自由な選択を認め、学生個々人が自らの関心とニーズに合わせて学習ができる機会を保障している。かかる原則を維持した上で、専門科目については、学生に対し堅実な学習を促すことで、単位の実質化を図るため、平成 16 年度以後の入学者について、キャップ制を採用し、各学期において登録できる専門科目の単位数に上限を設けている。令和 2 年度以降入学者については、1 学期に履修登録をすることができる専門科目の数は、2 年次生は 20 単位（平成 28 年度～令和元年度までは 20 単位（ただし年間 36 単位））、3 年次生は 22 単位（平成 28 年度～令和元年度までは 20 単位（ただし演習を除く））4 年次生・留年生は、30 単位（平成 28 年度～令和元年度までは 4 年次生は学期の制限はなく年間 40 単位、留年生は上限なし）に設定している（ただし、いずれについても 3 年次編入者については適用せず、他学部から法学部に転部した者については、1 年次配当科目の単位は、キャップ制の単位数に算入しない）。なお、全学でキャップ制が導入されたことにより、法学部でも令和 2 年度以降入学者については、履修登録できる単位数の上限が、1 学期につき、教養科目と専門科目をあわせて 30 単位までとなった。

(c) 成績評価・卒業認定

成績評価基準・卒業認定基準とも、法学部規程・法学部履修規程に定められているものに従い、実施されている。単位認定にあたっては、法学政治学に関する基礎的及び基本的な知識が着実に修得されているか否かが留意される。試験の成績（演習及び一部科目を除く）は点数により評価し、60 点以上を及第とするところ、筆記試験について匿名採点の方法を採用することで、厳正な客観的評価を確保している。また、点数の基準については、学修目標の到達度に応じた点数区分を定めて、学生便覧にも明記している。さらに、各科目間での評点のずれが生じないよう、評点の分布・比率（80 点台の答案の割合、70 点以上の答案の割合、最高点の目安等）についても具体的な基準を設けている。

本学部の卒業に必要な単位数を構成する科目は、教養科目と専門科目とに分かれる。教養科目は半期 2 単位が原則であり、専門科目には、2 単位科目と 4 単位科目とがある。

卒業するためには、全学共通科目として提供される教養科目を、平成 28 年度～平成 30 年度入学者は、人文・社会科学科目群及び法学部基礎演習から 24 単位以上、自然科学科目群及び統合科学科目群から 6 単位以上、外国語科目群から英語 8 単位及びその他の外国語 16 単位以上、さらに情報学科目群、健康・スポーツ科目群、少人数教育科目群、キャリア形成科目群を含め合計 64 単位以上を修得しなければならない（なお、外国文献講読（法・英）I・II各 2 単位のほか、E 科目 4 単位が含まれなければならない）。

令和元年度入学者は、人文・社会科学科目群（「法・政治・経済」分野の科目については、上限 8 単位。）及び法学部基礎演習から 16 単位以上、自然科学科目群及び統合科学科目群から 6 単位以上、外国語科目群から英語 8 単位及びその他の外国語 16 単位以上、さらに情報学科目群、健康・スポーツ科目群、少人数教育科目群、キャリア形成科目群を含め合計 56 単位以上を修得しなければならない（なお、外国文献講読（法・英）I・II各 2 単位のほか、E 科目 4 単位が含まれなければならない）。

令和 2 年度以降入学者は、人文・社会科学科目群（「法・政治・経済」分野の科目については、上限 8 単位。）から 16 単位以上、自然科学科目群及び統合科学科目群から 6 単位以上、外国語科目群から英語 8 単位及びその他の外国語 16 単位以上、さらに情報学科目群、健康・スポーツ科目群、少人数教育科目群、キャリア形成科目群を含め合計 56 単位以上を修得しなければならない（なお、外国文献講読（法・英）I・II各 2 単位のほか、E 科目 4 単位が含まれなければならない）。

他方、専門科目については、演習 4 単位（平成 30 年度まで演習 2 単位）を含む 80 単位以上を修得しなければならない（演習を履修しない者は、卒業に必要な 2 単位に代えて、他の専門科目 4 単位を修得しなければならない）。

最終的な卒業判定は、関係書類を整備して教員全員の縦覧に供し、教授会において判定を行っている。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う活動制限のガイドライン、および大学所在

地域の感染拡大状況を踏まえ、法学部定期試験の教室での実施が困難であると判断し、オンラインによる在宅起案の方法による筆記試験（オンライン筆記試験）を実施することになった。それに伴い、令和 2 年度前期における法学部専門科目の試験及び成績評価に関する申し合わせ、および法曹基礎プログラムの修了要件の特例に関する申し合わせなどを定めた。

(d)　法曹基礎プログラム

今般、法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律が改正され、法曹養成課程における時間的・経済的負担を軽減するため、法学部教育と法科大学院教育の円滑な接続を図る連携法曹基礎課程の設置が定められた。本学法科大学院は、これまでも優れた法曹養成教育を行い、その修了生とりわけ法学既修者の司法試験合格率は非常に高く、法曹として様々な分野で活躍している。そこで法学部では、本学法科大学院と連携し、法曹を志望する優れた資質・能力の学生が、法学部での学業成績と口述試験等に基づく特別選抜により本学法科大学院に進学することができるよう、令和 2 年度より、連携法曹基礎課程に当たる法曹基礎プログラムを設置した。法曹基礎プログラムは、令和元（2019）年度以降の入学者を対象とする。この法曹基礎プログラムでは、本学法科大学院 1 年次に履修する法律基本科目に相当する科目及び演習を必修科目とするほか、選択必修科目などを定めて、科目を段階的かつ効果的に履修し、優秀な成績を修めることを求めている。なお、自学自習という伝統的な法学部の教育方針を引き継ぎ、学生が各自の将来計画に基づいて、多様な科目履修ができるよう、法曹基礎プログラムを修了せずに、法科大学院に進学し法曹になる道もひらかれている。

(e)　早期卒業制度

法学部では、特に意欲がある法曹志望者のために、早期に法科大学院に進学する道を用意している。3 年次の終わりまでに優秀な成績で必要な科目をすべて履修するなど必要な条件を満たした場合は、法学部を 3 年間で早期卒業して法科大学院に進学することが認められる。平成 29 年度～令和元年度入学者を対象とした早期卒業制度（旧制度）及び令和元年度以降入学者を対象とした 3 年で法曹基礎プログラムの修了要件を満たした場合の早期卒業制度（新制度）がある。

(4) 学生支援

学習支援のための措置として、講義のシラバスの役目も兼ねる「法学部 便覧」を充実させるとともに、4 月初めに、新入学生及び新 2 年次学生（転入･編入学者を含む）を対象に、教養科目としての全学共通科目の履修の仕方、専門科目の教育課程の仕組み（単位数、キャップ制、履修登録、休学等）、履修登録の仕方などについて指導を行っている。教育課程に重大な変更が行われたときなど、必要な場合には随時、学生に対する履修指導の機会を設けている。

学習面での相談・助言は、外国文献講読（法・英）の授業担当教員や演習の担当教員が適宜応じている。成績不良者については、教務委員と補導委員による定期的な面談を行っている。担任制は採用していない。

法学部図書室エリア内に、法学部学生のための学習室（後述するように、平成 18 年度に拡充した）を確保している。また、法学部図書室については、平日（利用時間は午前 9 時から午後 8 時）のみならず、土曜日も利用できる（ただし午後 5 時まで）。学生は、附属図書館と法学部図書室を相当の頻度で利用している（法学部図書室については、本報告書 7(2) 図書室の項目（51～53 頁）も参照）。

情報ネットワークの利用に関しては、学生は、電子メールの利用等のサービスを受けることができる。また、法学部図書室内に、OPAC による図書検索（KULINE）専用のパソコンが設置されており、学生はこれを用いて京都大学の蔵書を検索できる。その他の情報環境設備に関しても、全学の BYOD (Bring Your Own Device) 化にあわせて学部の施設内の無線 LAN を整備し、インターネットにアクセスできる良好な環境を整えているだけではなく、法学部独自に年間 200 枚のプリントサービスを行い、また、学習に有用な法学雑誌をオンラインで講読可能とするなど、教育学習環境の整備充実に努めている。

法学部は、法学部自治会、法律相談部等の法学部公認サークルに対して、その活動の拠点となる部室などとしての使用のため、施設の利用を許容している。金銭面での支援は行っていない。

進路に関わるものとしては、法科大学院入試説明会や中央省庁に関する説明会（例年 4～6 月に行われる人事院主催の「霞が関リレー特別講演」など）を開催している。学生に配布する便覧にも、進学、国家公務員採用試験、司法試験などに関する情報を掲載して、学生の便宜を図っている。官庁・企業等から送付された各種資料を、学生が利用可能な状態にしているほか、演習などにおいても、適宜学生の進路選択についての相談に応じている。

経済的な支援としては、学業成績が優れた者であって、経済的な困窮のために就学に支障のある者に対しては、選考の上、奨学金が貸与又は給付される。京都大学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構、地方公共団体並びに民間育英団体の奨学金がある。令和 2 年度から「高等教育の修学支援制度（給付奨学金、入学料・授業料の減免）」が実施されており、また、京都大学独自でも入学料や授業料の減免を引き続き実施している。日本学生支援機構奨学生の採用状況及び授業料免除状況は、【表 2-24】、【表 2-25】のとおりである。

そのほかに、令和 2 年度前期は、新型コロナウイルス感染拡大の影響によりオンライン授業になったことから、1 年生全員を対象に、Zoom によるオンラインミーティング（Zoom 茶話会）をクラス単位で開催し、新入生同士が横のつながりを作る場として活用した。この Zoom 茶話会には、若手の教員（クラス担任）1 名および上回生がサポート役として参加し、新入生からの意見・要望を聞き取ったり質問・相談にも対応した。また、留学経験のある上回生も交え、留学希望者のためのオンラインミーティングも開催した。

(5) 教育の成果

学部学生の学年別在学状況は【表 2-22】に示すとおりである。留年者が多いのは、国家試験・法科大学院進学のため、卒業要件単位を意識的に残している意図的留年者を多く抱えていたためであったが、近年では、その状況は徐々に改善されている。

卒業者数及び就職・進学状況は【表 2-23】のとおりである。大学院進学（法科大学院を含む）の他、公務員、民間企業など、全体として順調に進路が決まっている様子がうかがえる。

(6) 教育改善の努力

法学部の重要事項を審議するため法学部教授会が置かれている。教授会では、教育課程の編成及び授業担当に関する事項、入退学、卒業その他学生の身分に関する事項、並びに教員の人事（非常勤講師）に関する事項が審議される。また、法学部の教育活動に係る委員会として、教務委員会（教育課程や教育方法を所轄）、教科委員会（カリキュラムの抜本的な変更等を所轄）、制度委員会（教務関係も含めて学部諸規定の制定・改廃等に関する事項を所轄）等が設置されている。これらの委員会は、それぞれの所管事項に関して、審議・検討を行い、教授会に提案している。教授会では、たとえば大学院における法曹養成専攻の設置に伴い学部のカリキュラムの見直しが必要となった際には、各委員会が精力的に開催されて課題を検討し、そこで作成・提案されて、時代や社会の要請に合致する改革の実施が決定された。

また、法学部は、全学の検討状況に連動して、学部入学者選抜制度検討委員会を設置して、入学者選抜方法の改善に取り組み、毎年入学者選抜要項を教授会に提案し、教授会で審議・決定している。

学生による授業評価は平成 20 年から本格的に（26 年度からは演習を含むすべての科目について）実施し、各担当教員に通知して授業に反映させるようにしている。また、各教員は、授業評価の結果に対するコメントを教務事務担当者に提出している。

平成 27 年度からは、学期ごとに教員懇談会（FD 会議）を開催し、授業評価の結果の報告・分析や成績不良者の面談結果の報告、教員間の意見交換等を行っている。

3）留学生の受入と教育（大学院・学部）

(1) 大学院留学生の受入

大学院法学研究科法政理論専攻修士課程・博士後期課程、及び法曹養成専攻（専門職学位課程）においては、外国人も、出願資格を満たせば、日本人の志願者と同様に、所定の選考方法により出願し、試験に合格することにより、入学又は編入学が許可される。

これとは別に、法政理論専攻修士課程・博士後期課程には、外国人留学生向けの特別の入学者選抜方式として、外国人特別選抜方式が設けられている。博士後期課程での外国人特別選抜試験は平成 20 年度入試から開始された。いずれも、書類選考により行う第 1 次選考、及び第 1 次選考合格者に課される第 2 次選考とからなり、修士課程では、第 2 次選考は、語学試験（日本語・英語・ドイツ語・フランス語から指定した科目）及び、専門科目試験（年度ごとに研究科教授会が決定した専門科目試験の科目から志願者が選択）により行われる筆記試験、ならびに口述試験からなる。博士後期課程では、第 2 次選考は、語学試験（日本語・英語・ドイツ語・フランス語から指定した科目）及び、各自が提出した修士論文（言語を問わない、但し日本語要約を添付）、研究計画書等の内容、志望する専門研究分野の知見に関する口頭試問により行う。

平成 29 年度～令和 3 年度の志願者及び合格者・入学者の状況は、【表 2-2】に示すとおりである。

これらの選抜方式により入学する外国人は、私費留学生がその多くを占めるが、日本の国費外国人留学生制度（正式名称は日本政府（文部科学省）奨学金制度）にも応募して研究留学生に採用される者も少なくない。令和元年・2 年度には、国費留学生である外国人留学生が、修士課程にはそれぞれ 1 人、3 人、博士後期課程にそれぞれ 3 人、5 人、私費による外国人留学生は、令和元年度では修士課程 20 人、博士後期課程 22 人、令和 2 年度では、修士課程 18 人、博士後期課程 21 人が在籍した（【表 9-6】）。

また、法学研究科は、京都大学研究生規程に基づき、研究生として特定事項の研究を志望する者に、教授会での議を経て、研究生として入学を許可している。法学研究科の外国人留学生の中には、研究生として研究に携わる者も少なくなく、大使館推薦等による国費及び私費による研究生を毎年数人受け入れている（【表 9-6、表 9-7】）。これは、本研究科の教授を指導教授として、原則 1 年以内の期間で、特定のテーマについて研究に従事するものである。研究生として在籍後、修士課程及び博士後期課程の入学試験を受験することも可能である（研究生の志願及び合格状況については、【表 9-7】参照）。

(2) 学部留学生の受入

法学部には、外国人のための特別選考の制度はない。一般選抜・特色入試、外国学校出身者のための選考、及び第 3 年次編入学生募集のいずれについても、出願資格を満たせば、外国人留学生も、日本人の志願者と同様に、所定の選考方法により、試験に合格することで、入学の許可を得ることができる。

通常の入学選抜とは違う仕方で、そのような入学者選抜以外で外国人留学生を学部に受け入れるのは、日本の国費外国人留学生制度（日本政府（文部科学省）政府奨学金制度）・外国政府派遣留学生及び Kyoto iUP (Kyoto University International Undergraduate Program) によるものである。本学部では、所定の方法で文部科学省が在外日本公館を通じて募集（大使館推薦）する者について、選考のうえ、教授会の議を経て、学部正規生として受け入れている（京都大学法学部規程第 13 条に定める外国学生の制度）。令和元年度に国費外国人留学生 4 名、令和 2 年度に国費外国人留学生 4 名・Kyoto iUP 生 1 名が在籍している（【表 9-6】参照）。

以上のように一般学生と同じ通常の 4 年の教育課程を学んで学位取得を目指す正規生とは別に、6 か月から 1 年の間、外国人留学生を交換留学生として受け入れる制度が設けられている。これは、京都大学と学生交流協定を締結している海外協定校に在籍する学生が、京都大学への交換留学生として採用された場合に、法学部でこれを選考の上、本人の希望を容れて、特別聴講学生として受け入れるというものである（京都大学法学部規程第 16 条）。京都大学では、京都大学国際教育プログラム（KUINEP）及び一般交換プログラムにおいてこれを実施しており、法学部でも毎年数名を受け入れ、その数は【表 9-6】のとおりである。

(3) 留学生の学修指導

平成 4 年度から、留学生担当教員として専任講師が配置されており、単に教育面に限らず、生活面も含めて、幅広く指導を行っている。随時、演習等で発表する日本語原稿や専門分野の用語の指導、チューターとのコミュニケーション、奨学金、住宅、書類の記入方法等について助言と指導を行い、さらに安定した生活環境の維持のため、出来る限り学生との接触を保ち生活状況の把握に努めている。

また、外国人留学生（KUINEP 生除く）については、すでにその受入についての選考の際に、法学研究科教授が指導教授として指定されており、必要に応じて指導・助言を行っている。

さらに、チューター制度に基づき、外国人留学生である法学部学生・法学部特別聴講学生及び大学院学生・研究生の各々について、大学院学生・研究生は 1 年以内の、学部学生は 2 年以内のそれぞれ適切な期間、チューターを選任することができる。チューターは、留学生の生活支援、日本語の支援、専門領域学習に関する勉学支援等の援助を行っている（【表 9-10】）。さらに、ティーチング・アシスタント制度を活かして、TA が留学生の修士論文の日本語サポートも行う場合もある。

3　研究活動

1）研究活動の目標

法学研究科・法学部は、自主・独立の精神を堅持し、法学と政治学において理論的整合性を重んずる基礎的・原理的研究を行うとともに、学問領域横断的な討議と対話を学問的営為の中核に据え、自由で闊達な研究環境の保持に努めてきた。そして近年では、こうした方針を堅持しつつも、理論と実務を架橋する研究も視野に入れ、高度専門職業人の養成に取り組み、専門化し多様化した知識に対する社会的需要の高まりにも対応している。また国際化の進展に対応して、海外の研究者との交流をより一層緊密にし、グローバル・スタンダードを志向する研究を推進している。

法学研究科・法学部は、平成 15 年 3 月に、平成 16 年度の国立大学法人化を間近に控え、部局としての中期目標・中期計画を検討する中で、以下の目標を設定した。

(1)　法学研究科・法学部において豊富に蓄積された独創的な基礎的・原理的研究の成果を源泉とし、実務家や外国人研究者も交えた共同研究を通じて一層充実させるとともに、かかる研究の成果を先端的・応用的研究と有機的に結びつけ、実務のニーズに応える最先端の理論の開発へとつなげる。

(2)　多様かつ独創的な基礎的・原理的研究を深め、併せて国内外の現実的課題に即応すべく先端的・応用的研究活動を推進するため、多様な人材を備え、活発な人事交流を行うことを組織の将来計画の重点的課題として設定するとともに、次代を担う若手研究者の萌芽的・独創的研究を育み支援する体制を整える。

(3)　実務及び社会の要請に対応した研究を積極的に展開し、その成果を社会に発信していくために、法政実務交流センター等の役割を一層充実させるほか、高度専門職業人の養成に応える教育組織を設置するとともに、各種審議会への参加等を通じて研究成果を国家・社会施策に生かす努力を重ねる。

(4)　研究のなかから生まれた実践的知識を現場で働く社会人に提供する場として、市民に公開された講演会やシンポジウム、研究報告会等を定期的に開催する。

(5)　国際学会や海外でのシンポジウム等において、情報発信や討議する機会を増やすように努め、海外の大学等と連携しながら、世界的レベルの研究水準を確保する体制を築くとともに、外国人研究者を積極的に受け入れ、多様な共同研究を行ない、これを将来における国際的な研究交流の発展の基礎とする。

2）研究活動の状況

(1) 研究組織・活動の現況

法学研究科・法学部は、平成 4 年のいわゆる大学院重点化に際し、わが国における法学・政治学の中心的拠点としての体制の整備・強化を図りつつ、行政改革・司法制度改革に端を発した法学・政治学研究をめぐる内外の状況変化や新たな社会的要請にも対応するため、教員組織の大規模な再編を行った。すなわち、それまで 39 あった講座を 20 講座に再編するとともに、法学研究科以外の研究者や実務家を交えて専攻横断的で先端的な問題領域に共同して取り組むために新たに共通講座として総合法政分析講座を設置し、計 21 の大講座からなる教員組織を構築した。また、そのような新たな体制を基礎にして展開される理論と実務の架橋を図る教育については、法律・行政実務等のプロフェッショナルを養成するために平成 4 年に法学研究科修士課程に設けられた専修コースが、かかる教育が実践される場としての役割を果たした。

平成 10 年には、実務との交流を促進し、実務志向型教育・研究を一層充実させるため、法学研究科の附属教育研究施設として「法政実務交流センター」が設けられた。法律実務や行政実務の専門家を客員教授・助教授や客員研究員として招聘し、共同プロジェクト方式を通して、理論と実務を架橋する研究活動が行なわれ、

その成果が大学院教育においても活かされた。

大学が法人化された平成 16 年は、法科大学院（法曹養成専攻）の設置も予定されていたことから、教員の量的質的充実が求められ、とりわけ多数の実務家教員を確保することが急務となった。そのため、平成 14 年には、法政実務交流センターに法科大学院準備部門を設け、そこに実務経験を有する任期付の教員（実務家教員）を配置することとした。平成 16 年の法曹養成専攻設置後は、これはまたその協力講座として法曹養成専攻の教育の一部を担当し、今日に至っている。他方、平成 4 年以来、実務志向型教育の場としての役割を果たした専修コースは、平成 16 年に修士課程国際公共政策専攻に改組された後、さらに平成 18 年には、経済学研究科の一部と統合され、専門職学位課程の独立大学院である公共政策大学院（公共政策教育部）が開設され、発展的に解消された。法政実務交流センターの研究組織は、そこでの共同研究に基づき、公共政策大学院の教育の一翼をも担っている。（なお、令和 3 年 4 月、同センターは附属法政策共同研究センターに発展的に解消され、この機能は同センターが担うこととなった。）

他方、法学研究科の従来からの教育課程は、平成 16 年に、基礎法学、公法、民刑事法、政治学の 4 専攻から法政理論専攻（修士課程・博士後期課程）に一本化され、それとともに、法学研究科を構成する教員組織も、それまでの 21 講座が、法政理論専攻の 12 講座（法史学、法理論、外国法、公法、国際関係法、民事法、企業関係法、社会法、刑事法、政治史、政治行政分析、公共政策）と、法曹養成専攻に設けられた 6 講座（法理論系、公法系、民事法系、刑事法系、法実務系、法臨床系講座（協力講座））の、合計 18 の講座へと再編され、それが各教員の研究活動の基点にもなっている（【表 1】参照）。

平成 18 年度に公共政策大学院が開設され、法学研究科の 6 名の教授が大学院公共政策連携研究部に籍を移したが、その全員が引き続き法学研究科教授を兼務しており、基本的な研究体制自体に大きな変化は生じてはいない。

なお、平成 17 年に、法学研究科の常勤の教員の研究支援を目的として、特別研究期間の制度を導入した。これは、教授又は准教授に任用後 10 年経過し（在外研究期間を除く）、本研究科に 5 年以上在職した教員について、その申請が教授会の承認を得られたとき、10 年ごとに 1 年の特別研究期間を取得できるとする制度である。これまで、10 名がこの制度を利用した。

(2) 教員の研究活動

教員の研究成果は、各教員の所属する学会や講演会等において口頭で発表されるほか、学会誌や法律雑誌・一般誌等に掲載され、また著書の形で公刊される。教員の研究活動については、「12 教員の個人活動」（66 頁以下）を参照されたい。各教員より報告された業績の数を単純に総計すると、右の表のようになる。研究活動の状況を知る上での一つの目安として見るならば、本研究科の教員により、毎年、膨大な数の業績が発表されており、活発な研究活動を行っている様子が伺える。

【表】教員の活動報告に記載された業績の数（平成 28～令和 2 年度）

年度（平成／令和）		28	29	30	元	2	平均
著作合計（本）		365	376	355	330	382	361.6
内訳	著　書（本）	56	55	49	52	65	55.4
	論　文（本）	165	180	163	167	202	175.4
	その他（本）	144	141	142	111	115	130.6
学会報告・講演（回）		121	146	174	133	92	133.2

【表】法学論叢掲載論文数
（教授・准教授・特定助教（助教）・大学院生等別の延べ数）
（助教、院生にはそれぞれ元助教、元院生も含む）

年度	巻　号	教授	准教授	助教	院生	その他
28	179 巻 1～6 号 180 巻 1～6 号	11	9	5	2	4
29	181 巻 1～6 号 182 巻 1～6 号	14	10	2	4	6
30	183 巻 1～6 号 184 巻 1～6 号	2	6	6	9	7
元	185 巻 1～6 号 186 巻 1～6 号	7	3	9	8	7
2	187 巻 1～6 号 188 巻 1～6 号	9	11	7	2	7
合　計		43	39	29	25	31

研究の活発さとその水準の高さを表す一指標として、外部資金の導入状況が挙げられるが、本研究科では、科学研究費補助金が多数採択されている他に、寄附金の受入も継続的に行われている（47 頁の「外部資金の導入状況」のほか、【表 6-2】【表 6-3】【表 6-4】も参照）。法学研究科の教員は、「12 教員の個人活動」における個々の教員のI－2 (3)「共同プロジェクトへの参加」の欄に記されているように、科学研究費補助金による共同研究を自ら代表し、またそれに研究分担者として参加することで、種々の共同研究を実施している。

法学研究科･法学部のいわゆる外郭団体として、「京都大学法学会」がある（64 頁以下も参照）。京都大学法学会は、毎月、「法学論叢」を発行している（【図 3】）。これは、教員の論文を中心に、指導教授の推薦する大学院生の論文・資料等で構成される高水準の学術雑誌であり、退職教員のあるときには、教員の論文のみで構成される退職記念号（平成 22 年度までは還暦祝賀記念号）が発行される。令和元年度には 185 巻 1～6 号及び 186 巻 1～6 号が、令和 2 年度は 187 巻 1～6 号及び 188 巻 1～6 号が、それぞれ発行された。平成 28 年度から令和 2 年度の教授・准教授・特定助教（助教）・大学院生等別の掲載論文数は、別表に示すとおりである。また法学会では毎年春季・秋季の 2 度、各 2 名の教員が会員・一般市民向けに学術講演会を実施している（詳しくは 62 頁を参照）。

法学研究科教員は、学術的成果を公表するほかに、それを大学院での研究指導や学部での教育にも活かしている。各教員が「12 教員の個人活動」のI－2 (1) で報告している最近の著作の中には、授業の際の教科書・参考書として用いられるものも少なくない。また、教員の中には、各教員の活動報告のIII－2 の欄に記されているように、官公庁や自治体の審議会・委員会等の委員等を務めている者が少なくなく、その高い学識を通じ立法や政策立案、各種紛争処理などの実務に大いに貢献している。

(3) 共同研究

上述のとおり、本研究科では、豊富な人材を生かして各分野のスタッフを糾合した共同研究が、積極的に推進されている。外部資金導入に向けての研究科内での支援活動や組織的な取り組みも、ますます活発化している。令和元・2 年度に科学研究費によって行われた共同研究の主要テーマは、【表 6-4】のとおりである。

また、本報告書の各所で指摘しているように、平成 16 年に専門職学位課程の法曹養成専攻が設置されたことなどにより、理論と実務を架橋する研究・教育の意義がますます高まっている。そのため、法政実務交流センターに配置される実務家教員との間で展開される共同研究が、いっそう重要になっている。具体的には、①法律実務と行政実務に関する最新の問題事例を重点的に取り上げて多面的に分析し､総合的な対応策を検討する、②法務・行政に関する実務志向型教育研究の技法・教材などを開発し、それを法科大学院および公共政策大学院における裁判法務・企業法務・公共政策などの分野の授業に活用する、③法務・行政に関する活きた実務情報を高度な技法を用いて迅速かつ計画的に収集・処理することにより、法学研究科・法学部の教育研究に必要な実務情報を提供するとともに、関係機関・組織との情報交換ネットワークを構築する、といったことが目指されている。

法政実務交流センターでは、かねてより年度ごとに開催していたシンポジウムに加え、実務家教員と研究者教員の交流の一層の活性化を図るために、平成 18 年度より、法政実務フォーラムを開催している（令和元・2 年度に開催されたシンポジウム・セミナーについては、56 頁を参照）。

なお、以上の同センターの役割は、令和 3 年度以降は、附属法政策共同研究センターに継承されている。

3）研究活動の展望

近年の教育課程の大規模な改定やそれに伴う教員組織の再編をふまえつつ､法学研究科の附属教育研究施設である法政実務交流センターと国際法政文献資料センターの発展的改組、21 世紀 COE プログラムにおける研究拠点形成の経験や、大型科研費等による共同研究活動の実績なども基礎にして、法学研究科の内部での、又は法学研究科と他組織との間での､新たな共同研究体制の構築を可能とするような組織的整備について検討を行い、令和 3 年 4 月に附属法政策共同研究センターが発足した。今後は、同センターの研究活動を着実に発展させていくことが、課題となろう。

また平成 18 年度に経済学研究科と協力して設置された公共政策大学院には、法学研究科から 6 名の教員が移籍しており、研究活動の幅と深さを増すために、公共政策大学院との効果的な連携スキームを構築することも、今後の検討課題である。

4　教員及び教育・研究補助者

1）部局の人員配置

平成 4 年度の大学院重点化により、教授・助教授（平成 19 年度より准教授）・助手（平成 19 年度より助教又は助手）等の教員は法学研究科に所属し、法学部の教育は法学研究科の教員が兼担してきた。法学研究科と法学部は別組織であるが、両者は実際上不可分一体の関係にあり、実質的に法学研究科の教員は同時に法学部の教員として理解され、事務組織及び事務職員も同様である。施設も共通に用いられ、評議員等の全学委員も、両者を単一のものとして選出されている。

平成 16 年度に、専門職学位課程である法科大学院が、法学研究科法曹養成専攻として設置された。法科大学院には高度の教育上の指導能力があると認められる者を必要数配置しなければならないため、法学研究科に所属する教員は、法政理論専攻に配置される教員、法曹養成専攻に配置される教員に区別されている。また、法曹養成専攻では、実務家教員（裁判官・検察官・弁護士）が、1 期 3 年の任期を付して招聘されている。

平成 18 年度に、経済学研究科との協力により専門職学位課程の大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部（公共政策大学院）が独立大学院として設置され、法学研究科から 6 名の教員が同大学院に籍を移した。しかし、これらの教員は引き続き法学研究科教員も兼担しており、法学研究科・法学部教授会の構成員として、法政理論専攻や法学部の授業も担当している。公共政策大学院の事務は、法学研究科事務部がこれを兼務している。

平成 28 年度以降、各年度の 5 月 1 日現在の専任教員の状況は、【表 4-1】のとおりである。令和 3 年 5 月 1 日現在の教授は 58 名（法学研究科教授を兼任する大学院公共政策連携研究部及び国際高等教育院教授 7 名を含む）、准教授は 13 名で、このうち女性は 10 名（教授 7 名、准教授 3 名）である（【表 4-5】参照）。専任教員である教授・准教授のうち、任期付きでない教員（いわゆる研究者教員）は、教授 54 名、准教授 12 名であり、他方、任期付きの教員（実務家教員等）は、教授 4 名、准教授 1 名である。

【表 4-6】が示すとおり、研究者教員である教授・准教授 66 名のなかで、京都大学以外の大学の出身者は 18 名（そのうち 4 名は海外の大学の出身者）であり、京都大学出身者であるが他大学で専任教員を務めた経験のある者は 13 名である。また、京都大学出身の研究者教員である教授 40 名のなかで、裁判官としての経歴を持つ者が 1 名である。

任期付き教員 4 名は、いずれも附属法政実務交流センター（令和 3 年度以降は附属法政策共同研究センター。本項につき以下同じ）に配属され、実務家教員であり、内訳は、元裁判官が 3 名、現役検察官が 1 名である。

任期付き教員を含む専任教員全体の年齢構成は、【表 4-7】が示すとおりである。どの年齢層にも一定数以上の教員が配置されており、全体にバランスがとれていると言える。

専任教員以外に、実務家教員を採用するために設けられているものとして、平成 16 年度から運用されている、法科大学院特別教授及び特別准教授（助教授）の制度がある。これは、法科大学院におけるいわゆるみなし専任教員制度や、裁判所や検察庁等からの派遣教員制度等に対応するために、特に設けられたものである。この制度によって雇用された教員は、いずれも附属法政実務交流センターに配属されて、法科大学院等において実務関連科目を担当している。

さらに、附属法政実務交流センターにおいては、実務家教員を採用するために、客員教授制度も活用されてきた。たとえば、令和 2 年度には、法律実務担当の非常勤講師として採用された 6 名の弁護士と、行政実務担当の非常勤講師として採用された 2 名の実務経験者とに対し、それぞれ客員教授の称号を付与した。客員教授は、法政実務交流センターにおける種々の共同研究に参加するとともに、法科大学院及び公共政策大学院における学生の教育にあたっている。

それ以外に、法曹養成専攻をはじめ法学研究科・法学部における教育課程を実施するために、多数の実務家教員等を非常勤講師として採用している。

法学研究科においては、以上のように、学問の高度化・専門化に対応し、理論と実務を架橋する研究・教育を実践するために、実務界との幅広くかつ継続的な交流を展開・維持しながら、様々の仕方で教員組織の充実を図っている。

なお、平成 28 年度から新しい教員組織を設ける「学域・学系制」が発足し、法学研究科の教員は、教員組織である「法学系」に所属している。

2）採用・昇任の選考基準と選考方法

(1) 教授・准教授・特定准教授・専任講師 <<<

(b) 任期付き専任教員

任期付き専任教員（実務家教員、専任講師等）についても、平成 27 年度までは、研究科教授会の内規である「任期を定めて雇用する教員に関する内規」に基づき、人事研究科教授会において候補者の選考が行われており、その手続は次の通りであった。すなわち、研究科長が所定の手続により任期付き教員の選考を人事研究科教授会の議題とした上で、同教授会において教授及び准教授の中から 3 名の審査委員を選出し、その審査に付す。その後の手続は、いわゆる研究者教員の場合と同様である。

平成 28 年度からは学域・学系制度が発足したため、研究科においては、「法学系（大学院法学研究科）に配置される任期を定めて雇用する教員の選考開始の要請に関する内規」に基づいて、人事研究科教授会法学系長に対して選考開始の要請を行うことを決定した後、選考は学系において行うこととなった。この内規によると、研究科長が、任期付き教員の選考開始の要請を議題とするには、教授 5 名の申し出による。教授会が任期付き教員の選考開始の要請を行う議決をしたときは、研究科長は、直ちに、学系長に対し任期付き教員の選考開始の要請を行う。その後の手続は、いわゆる研究者教員の場合と同様である。

任期付き教員の任期は、附属法政実務交流センター法科大学院準備部門の教授、准教授又は講師はいずれも 3 年であり、3 回に限り再任可、附属法政実務交流センター国際・渉外部門の教授、准教授又は講師はいずれも 3 年であり、1 回に限り再任可、法曹養成専攻の講師は 2 年であり、1 回に限り再任可、法政理論専攻の講師は 2 年であり、再任不可となっている。附属法政実務交流センター法科大学院準備部門に配属される教員は、5 年以上の法実務又は行政実務の経験者であることを要する。

なお、法政実務交流センター法科大学院準備部門に任期付きで任用された実務家教員が、任用の基礎となった法実務又は行政実務に関する兼業を願い出る場合は、実務家教員の雇用という趣旨に鑑み、所定の手続の上で許可しているが、それについても内規を定めて厳正に対応している。

以上、(a) (b)に関し、平成 31 年 4 月から令和 3 年 3 月の間に就任した法学研究科の教授・准教授は、【表 4-2】が示すとおりである。

(c) 法科大学院特別教授・特別准教授

専門職学位課程である法曹養成専攻（法科大学院）に特有のものとして、平成 16 年度に、法科大学院特別教授及び特別助教授（平成 19 年度からは特別准教授となった）の制度が設けられ、法科大学院教育の充実のために活用されている。法科大学院特別教授・特別准教授もまた、附属法政実務交流センターに配置される。

法科大学院特別教授・特別准教授の選考は、「法科大学院特別教授及び特別准教授の選考に関する内規」に基づき、人事法曹養成専攻会議（教授のみで構成される専攻会議）において行われる。

特別教授･特別准教授は、①「専門職大学院に関し必要な事項について定める件」（平成 15 年文部科学省告示第 53 号）第 2 条第 2 項の規定により、法科大学院の専任教員とみなされる者、②「法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律」に基づき法科大学院に派遣される裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員、又は、③法実務及び法理論において優れた能力を有し、法科大学院の教育目的を達成するため特に必要と認められる者、のいずれかに該当する者でなければならない。任期は 3 年であり、平成 25 年度からは 1 回を限度として再任することができる。

(d) 客員教授・客員准教授

後述する手続によって非常勤講師を委嘱する者で、本学の教授及び准教授と同等以上の資格があると認められるものに対しては、所定の選考手続を経て、客員教授又は客員准教授の称号を付与し、附属法政実務交流センターに配置している。客員教授は、任期は 1 年以内で、総計 3 年を超えない範囲内で、更新できる。

客員教授・客員准教授（客員助教授）のポストは 8 人であり、平成 10 年 4 月の附属法政実務交流センターの設立以来、その構成メンバーとして、法学研究科の教育・研究において重要な役目を果たしてきた。令和元年度・2 年度においても各々法律実務又は行政実務担当の非常勤講師が客員教授の称号を付与された。

(2) 助教・特定助教

助教（平成 18 年度までは助手）制度は、特定の研究課題についての研究の助成を通して、若手研究者の養成に寄与することを目的として運用されてきた。法科大学院修了者からの採用など、若手研究者養成をめぐる環境変化に対応するため、平成 17 年 12 月に「助手に関する内規」及び「助手に関する申し合わせ」を新たに設け、平成 19 年度の学校教育法改正による助教制度導入に合わせ、平成 19 年 2 月にこれらを「助教に関する内規」及び「助教に関する申し合わせ」に改正した。その後、平成 26 年度からは、特定のプロジェクトにより特定教員として雇用する特定助教制度を導入した。特定助教制度は、「特定助教に関する内規」及び「一般特定助教及び特例特定助教に関する申し合わせ」に基づいて運用されており、平成 28 年度には両規程を全面改正し、特定助教の採用・更新手続等の合理化を図った。なお、平成 28 年度には、助教の在職者がいなくなったこと、助教の選考が学系会議に移行したことから「助教に関する内規」及び「助教に関する申し合わせ」を廃止した。

特定助教（一般特定助教）は、①本法学研究科修士課程（先端法務コースを除く）修了見込みの者、②本法学研究科専門職学位課程（法曹養成専攻）修了見込みの者、③本法学研究科博士後期課程修了見込みの者または修了した者、④本法学部卒業見込みの者、⑤それ以外の別に定める者の中から採用される。一般特定助教に応募しようとする者は、特定の研究課題を明示し、研究計画書を提出しなければならない。上記①又は③に該当する者は、それに加えて、研究実績を示す論文を提出しなければならない。それぞれの応募者について、人事研究科教授会で教授・准教授の中から選出される 3 名の審査委員が、研究計画書、研究実績、学業成績及び面接審査に基づき（②又は④に該当する者は、研究計画書、学業成績及び面接審査に基づき）判断した審査結果を人事研究科教授会に報告する。これを受けて人事研究科教授会において最終候補者を決定することになるが、その場合は、教授全員（海外にある者その他定足数の計算の外におかれる者を除く）の 3 分の 2 以上が出席し、出席教授の 3 分の 2 の多数をもってこれを決しなければならない。

このほか、一般特定助教に欠員のある範囲内で、博士後期課程を研究指導認定退学する者等のうち、とくに研究の継続を奨励すべきものについて、特定助教（特例特定助教）として採用することができる。

特定助教は、配置された講座において、自ら研究目標を定めて研究を行うことを主たる職務とする。また、法学研究科・法学部の試験監督業務に携わるほか、週半日を限度として、研究の遂行に支障の生じない範囲で教育補助業務も行う。

近時の助教・特定助教の採用状況は、【表 4-3】に示すとおりである。

(3) 教育･研究支援助手

文部科学省により教員の定員が厳格に管理されていた平成 16 年の法人化前において、法学研究科に研究支援のための特別の定員は認められていなかった。しかし、教育･研究補助体制を組織する必要性が高まり、助手ポスト等を活用する方策を講じてきた。

昭和 54 年から平成 19 年度まで、国際法政文献資料センターに、文献情報サービス提供や教員・院生の資料収集補助の業務に携わる者として、助手 1 名を配置していた。また、平成 7 年以降は、研究科長の下に、研究科長の仕事を助け、教材の作成その他の補助を行う助手 1 名を置いている。さらに平成 10 年度から平成 26 年度までは、情報関連教育･研究を補助する助手（情報助手）を 1 名採用し、法政実務交流センターに配置していた。

3）非常勤講師

かつて本研究科・本学部における非常勤講師の委嘱は、専任教員の長期外国出張や退職教員の後任者の都合による赴任時期の遅れ等に対応し、また特別なテーマについて学外の専門家の講義を学生に提供する等の目的で、例外的な措置として位置づけられてきた。しかし、今日では、学問の高度化･専門化や、理論と実務の架橋を図る教育の実現といった課題に対応して、教育課程の充実が急務となっている。それによって求められる新たな開講科目の設置については、既存の専任教員には適任者がいないという場合が少なくなく、そのため、恒常的に非常勤講師を委嘱する事例が次第に増えている。

法学研究科では、前述のように、平成 4 年度の法学研究科における専修コース開設によって、実務家に非常勤講師を委嘱する必要性が高まった。その後、平成 16 年度には法曹養成専攻が設置され、さらに平成 18 年度に公共政策大学院が開設されたことにより、実務経験者等に非常勤講師を委嘱することは教育課程を実施するにあたり不可欠となっている。

非常勤講師の委嘱に際しては、まず研究科教授会、法曹養成専攻会議、学部教授会で各々の科目開講を決定したうえで、人事研究科教授会、人事法曹養成専攻会議又は人事学部教授会において、候補者の業績等を審査し、非常勤講師の委嘱を決定している。

なお、非常勤講師を委嘱する者で、本学の教授及び准教授と同等以上の資格があると認められるものに対し、所定の選考手続を経て、客員教授又は客員准教授の称号を付与する場合があることは、前述のとおりである。

令和元年度・2 年度に委嘱した非常勤講師の数は、【表 4-4】に示すとおりである。

4）TA・RA 等

(1) ティーチング・アシスタント

ティーチング・アシスタントは、大学院在籍中の優秀な学生に対し、当該学生の研究指導や授業等に支障のない時間において、利用教員の指示により、教育補助業務を行わせるものである。これは、教育の充実に資することを主たる目的とするが、手当支給による学生の処遇改善や、指導者としてのトレーニングの機会提供も目的となっている。具体的には、演習等の授業に出席し、報告者の報告指導や授業関連資料の収集・作成の補助業務などに携わっている。

この制度は、「京都大学大学院法学研究科ティーチング・アシスタント実施要項」に基づき、平成 5 年度以来実施されており、【表 4-8】が示すように、令和元年度には 19 名、令和 2 年度には 18 名がティーチング・アシスタントに採用された。

(2) リサーチ・アシスタント

リサーチ･アシスタントは、学術研究の一層の推進に資する研究支援体制の充実及び強化ならびに若手研究者の養成･確保を目的に、特定の研究プロジェクト等に優れた法学研究科博士後期課程在学者を研究補助者として参画させるもので、「京都大学大学院法学研究科リサーチ・アシスタント実施要項」に基づき、平成 8 年度より実施されている。手当支給による学生の処遇改善や、研究活動の効果的推進、研究体制の充実及び若手研究者としての研究遂行能力の育成も、併せて企図されている。「将来、研究者となる意欲と優れた能力を有し、当該プロジェクト補助業務を十分に行いうる能力を有する」ことが選考基準であり、【表 4-9】が示すように、令和元年度には 20 名、令和 2 年度には 24 名の大学院生がリサーチ・アシスタントに採用された。

(3) 法科大学院教育補助スタッフ

平成 17 年 9 月の法学研究科教授会決定「法科大学院教育補助スタッフに関する申し合わせ」により、法科大学院を修了して法政理論専攻博士後期課程に進学又は編入学した学生を法科大学院教育補助スタッフとして採用し法科大学院の教育を補助させる制度を平成 18 年度から導入した。この教育補助スタッフは、法学未修者の学習支援にあたっており、1 年次の基礎科目で行われる小テストの問題作成・採点・返却や、法学未修者の学習相談に応じることをその主たる職務内容とする。

そして、平成 18 年 4 月以降、毎年、5〜10 名程度の教育補助スタッフを採用し、この教育補助スタッフ及び法科大学院を修了した助教（令和元年度は両者あわせて 14 名、2 年度は 14 名）が法科大学院の教育を補助する体制をとっている。

5　管理運営

1）部局の意思決定

(1) 法学研究科・法学部

法学研究科・法学部は、平成 4 年度のいわゆる大学院重点化以来、大講座制の法学研究科と大学科目制の法学部の 2 部局を持っている。教員は、全員、法学研究科に配属され、法学部についてはこれを兼担するという形をとってきた。その後、平成 16 年度に法学研究科に専門職学位課程の法曹養成専攻（法科大学院）が設置され、さらに平成 18 年度に独立大学院として大学院公共政策連携研究部・公共政策教育部（公共政策大学院）が開設されたことにより、法学研究科・法学部の教員組織は、法学研究科法政理論専攻に配置される教員、法学研究科法曹養成専攻に配置される教員、及び公共政策連携研究部に所属する教員で法学研究科・法学部を兼担するものから構成されることになった（【図 5】）。

平成 28 年度からは、学域・学系制の導入に伴い、教員は法学系に所属し、教育研究組織としての法学研究科・公共政策連携研究部に配置されることとなった。

(a) 教授会の構成

部局の最高意思決定機関が、教授会である。上に述べた法学研究科・法学部の部局構成に対応して、法学研究科には法学研究科教授会が、法学部には法学部教授会が、さらに法曹養成専攻には法曹養成専攻会議が、それぞれ置かれている。

各教授会の構成員及び審議事項は、右の各表に示すとおりである（法曹養成専攻会議については後述 (2) (a) を参照）が、専任教員の人事並びに博士学位の授与に関しては専任教授のみで構成する人事研究科教授会において審議し、法学研究科・法学部全般に係る将来計画や管理運営に関する重要事項は准教授も参画する研究科教授会において審議し、教務事項や学生の身分に関する事項並びに非常勤講師の人事に関しては該当の各教授会および専攻会議において審議している。

法学研究科・法学部における教授会の構成員、審議事項、及び各人事教授会の審議事項（平成 27 年度以前）

…「法学研究科教授会規程」「法学部教授会規程」「法曹養成専攻会議規程」より

法学研究科教授会	構成員	・法学研究科の教授及び准教授 ・法学研究科の担当を命じられた公共政策連携部の教授及び准教授
	審議事項	(1) 研究科長候補者の選出 (2) 評議員の選出 (3) 教員の人事に関する事項 (4) 教育課程の編成、並びに授業及び研究指導の担当に関する事項 (5) 入退学、課程の修了その他学生の身分に関する事項 (6) 学位に関する事項 (7) 予算に関する事項 (8) その他研究科の管理運営に関する重要事項
	人事教授会	・人事及び博士の学位に関する事項は、教授（任期付きの者を除く）のみで構成する教授会で審議
法学部教授会	構成員	・法学部を兼担する法学研究科及び公共政策連携研究部の教授及び准教授
	審議事項	(1) 教育課程の編成及び授業担当に関する事項 (2) 入退学、卒業その他学生の身分に関する事項 (3) 教員の人事に関する事項
	人事教授会	・教員の人事に関する事項は、教授（任期付きの者を除く）のみで構成する教授会で審議
法曹養成専攻会議	構成員	・法曹養成専攻の専任の教授及び准教授（みなし専任教員も含む） ・法曹養成専攻を兼担する法政理論専攻の法学系講座の教授及び准教授 ・公共政策連携教育部に配置された法学部の教授及び准教授であって、法学研究科の担当を命じられたもの
	審議事項	(1) 専攻長の選出 (2) 法曹養成専攻の専任教員の人事に関する事項 (3) 法曹養成専攻の教育課程の編成及び授業担当に関する事項 (4) 入退学、進級、課程の修了その他学生の身分に関する事項 (5) その他法曹養成専攻の運営に関する重要事項
	人事専攻会議	・教員の人事に関する事項は、教授（任期付きの者を除く）のみで構成する専攻会議で審議

平成 28 年度からは、学域・学系制の導入に伴い、法学系が、(1)教員の採用及び昇任に関する事項及び研究科等への配置に関する事項、(2)教員の人事選考の方針及び定員の管理計画の策定に関する事項、(3)教員の服務及びエフォート管理に関する事項、を担当することになった。これに伴い、各教授会の審議事項は右の表のとおりとなっている。

法学研究科・法学部における教授会の構成員、審議事項、及び各人事教授会の審議事項（平成 28 年度以後）
…「法学研究科教授会規程」「法学部教授会規程」「法曹養成専攻会議規程」より

法学研究科教授会	構成員	・法学研究科の担当を命じられた法学系の教授及び准教授
	審議事項	(1) 研究科長の選考及び解任に関する事項 (2) 評議員の選考に関する事項 (3) 法学系長に対し行う専任教員選考の開始の要請その他の教員の人事に関する事項 (4) 教育課程の編成、並びに授業及び研究指導の担当に関する事項 (5) 入退学、課程の修了その他学生の身分に関する事項 (6) 学位に関する事項 (7) 予算に関する事項 (8) その他教授会の意見を聴いて総長が定める教育研究に関する重要事項
	人事教授会	・審議事項(1)(2)(3)及び(6)のうち博士の学位に関する事項は、教授のみで構成する教授会で審議
法学部教授会	構成員	・法学部を兼担する法学系の教授及び准教授
	審議事項	(1) 教育課程の編成及び授業の担当に関する事項 (2) 入退学、卒業その他学生の身分に関する事項 (3) 教員の人事に関する事項（法学系会議が審議する事項を除く） (4) その他教授会の意見を聴いて総長が定める教育に関する重要事項
	人事教授会	・審議事項(3)に関する事項は、教授のみで構成する教授会で審議
法曹養成専攻会議	構成員	・法曹養成専攻の専任の教授及び准教授（みなし専任教員を含む） ・法曹養成専攻を兼担する法政理論専攻の法学の教授及び准教授 ・法学系に属する法学の教授及び准教授であって、法学研究科の担当を命じられたもの
	審議事項	(1) 専攻長の選考及び解任に関する事項 (2) 法曹養成専攻の教員の人事に関する事項（法学系会議が審議する事項を除く） (3) 法曹養成専攻の教育課程の編成及び授業の担当に関する事項 (4) 入退学、進級、課程の修了その他学生の身分に関する事項 (5) その他教授会の意見を聴いて総長が定める教育に関する重要事項であって法曹養成専攻に関するもの
	人事専攻会議	・審議事項(1)(2)は、教授（みなし専任教員を除く）のみで構成する専攻会議で審議

(b) 研究科長・学部長

法学研究科長は、法学研究科の校務をつかさどるとともに、法学部長も兼ね、法学部の校務もつかさどる。

法学研究科長は、人事研究科教授会における互選によりその候補者を選出する。任期は 2 年をもって標準とし、重任することはできない。任期終了による研究科長の退任の場合は、その前 3 ヶ月以上 4 ヶ月以内の時期に、次の研究科長についての選挙を行う。

(c) 副研究科長・評議員

平成 17 年に、研究科長の補佐体制の整備のため、全学的に副研究科長制が導入されたのに伴い、本研究科においても、同年 10 月より、2 名の副研究科長を置くことになった。1 名は法曹養成専攻長をもって充て、他の 1 名は法学研究科の教授から研究科長が指名することになった（平成 17 年 9 月 1 日研究科教授会決定、平成 27 年 3 月 19 日改正「副研究科長の選任に関する申し合わせ」）。現在までの実際の運用では、研究科教授会において選挙によって選出される評議員をもってこれに充てている。

平成 29 年度以降の法学研究科長・法学部長、副研究科長、評議員

役職名	氏名（在任期間）
法学研究科長・法学部長	洲崎　博史（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
	山本　敬三（平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）
副研究科長	淺田　正彦（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
	中西　　寛（平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）
	山本　敬三（平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）
	塩見　　淳（平成 29 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）
	笠井　正俊（令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日）
評議員	洲崎　博史（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
	山本　敬三（平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）
	淺田　正彦（平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日）
	中西　　寛（平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）
	山本　敬三（平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）
	塩見　　淳（平成 29 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）
	笠井　正俊（令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日）

副研究科長は、職務上当然に全学・学部の各種委員を務めることになっている場合があるほか、研究科長に事故があるとき又は研究科長が欠けたときは、あらかじめ研究科長が指名する副研究科長がその職務を代行する。副研究科長の任期は、研究科長の任期の範囲内において、研究科長が定めるものとし、再任も可能である。

評議員は、従来、2 名ともに、「評議員選挙規則」に基づき、人事研究科教授会において選挙されていたが、平成 18 年 1 月の研究科教授会決定（「評議員に関する申し合せ」）により、1 名は法曹養成専攻長（法曹養成専攻会議において選挙）をもって充てることとなった。平成 28 年 10 月からは、「評議員候補者選出規則」において規定されている。

(d) 各種委員会と委員の選出

研究科（学部）には、【表 5-1】のとおり多くの委員会が置かれ、研究科長や教授会の諮問に応え、あるいは研究科長を補佐して一定の業務を執行している。これらの委員会の委員は、原則として研究科長の提案に基づき、研究科教授会で決定される。委員会の招集・議事取りまとめは、原則として、幹事・主任・委員長が置かれている場合は、幹事・主任・委員長が行い、ほかは研究科長が招集し、議事取りまとめを行っている。

(2) 法曹養成専攻

(a) 専攻会議

法曹養成専攻（法科大学院）には、その運営に関する事項を審議するため、専攻会議を置いている。法科大学院は、本研究科内部の法曹養成専攻として設置しているが、法科大学院における高度専門職養成教育を適切に実施し、その充実・向上を図るために、その管理運営は、研究科の内部にあっても、他の専攻から相対的に独立したものである必要がある。そのため、法曹養成専攻に専攻長を置き、専攻会議を設置している。

そして、教育課程の編成や授業担当者の決定、教員人事など法科大学院に関わる重要事項については、専攻会議で実質的な審議をすることとし、専攻会議における審議の結論は研究科教授会において尊重されることを教授会規程に明記して、法科大学院に関する事項の審議は実質的に専攻会議に委ねられることを確保している。

専攻会議は、法科大学院の専任教員及び法科大学院を兼担する法政理論専攻の法学分野の教員等で構成している。ここには、実務家の常勤専任教員だけでなく、いわゆるみなし専任教員である特別教授も含まれ、優れた法律家を養成するために必要な教育課程の編成につき、権限と責任を研究者教員と共有している。

(b) 専攻長

法曹養成専攻長は、法科大学院の長であり、同専攻の業務をつかさどる。法曹養成専攻長は、研究科長が兼ねることはできないものとし、法曹養成専攻会議において投票により候補者を選出することとしている。任期は 2 年で、再任を妨げないこととされている。

平成 29 年度以降の法曹養成専攻長・副専攻長

役　職　名	氏　　名（在任期間）
法曹養成専攻長	山本　敬三（平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）
	塩見　　淳（平成 29 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）
	笠井　正俊（令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日）
副専攻長	塩見　　淳（平成 27 年 10 月 1 日～平成 29 年 9 月 30 日）
	笠井　正俊（平成 29 年 10 月 1 日～令和元年 9 月 30 日）
	酒井　啓亘（令和元年 10 月 1 日～令和 3 年 9 月 30 日）

(c) 副専攻長

法曹養成専攻の運営の重要性を考慮し、副専攻長を置くこととしている。副専攻長は、専攻長が指名し、専攻長の退任とともに退任することとされている。

(d) 委員会

法曹養成専攻会議の下に、常設の委員会として、制度委員会、人事委員会、財政検討委員会、教務委員会、担任委員会、臨床教育実施委員会、入学者選抜委員会、出願資格審査委員会、施設・設備・情報委員会、評価委員会、広報委員会、電子データ処理委員会、実務基礎教育・理論教育連携委員会及び学生・修了者支援委員会を置いて、それぞれ所管事項についての検討、審議を行っている。

(3) 教員の全学の管理運営への参加状況

法学研究科教員の全学委員会への参加状況は、【表 5-2】のとおりである。

2) 事務組織

法学研究科・法学部の教育研究の円滑かつ効果的な活動のためには、事務組織が適切に整備され、それが十分に機能しその役割を果たすことが不可欠である。

法学研究科・法学部の事務機構としては、法学研究科長の下に事務統括者としての事務長を置き、右下組織図のとおり、事務長補佐を配置し、6 つの掛及び令和 3 年 4 月 1 日発足の法政策共同研究センター事務室が事務分掌毎に職務を遂行しており、事務長の下には事務連絡会が置かれ、各掛間で必要な連絡がとられている。

平成 4 年度の大学院重点化とともに法学研究科・法学部が改組再編されたことに伴う事務組織の大きな改組再編はなかったが、平成 16 年度の法科大学院の設置に伴い、第二教務掛がその事務を分掌し（平成 17 年度より第二教務掛は大学院掛に改称）、さらに平成 18 年度の公共政策大学院の設置に伴い、公共政策大学院掛を設け、更に法科大学院に係る教務事務を円滑に処理するため、大学院掛を分割し、平成 21 年度より法科大学院掛を設置した。

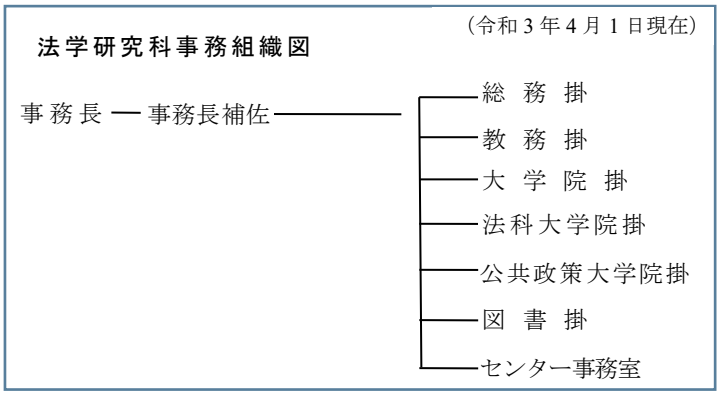

平成 25 年度からは本部構内（文系）共通事務部が、総務・会計・図書関係の一部を担当している。

このような改組に伴う事務職員増の手当がなされない中で、事務業務は多様化・増大の一途をたどっており、それに事務組織を対応させているが、事務職員の数自体は数次にわたり定員削減を受け、深刻な人員不足の状況にある。業務の省力化・効率化では対応し得ない部分について、非常勤職員の任用、業務の外部委託化等により、補完している。

3) 人権・安全管理

(1) 人権

研究科内に、部局人権委員会、ハラスメント相談窓口、補導委員会などを設置し、人権問題に対応している。法学研究科における基本的人権等の擁護に関する目標は、以下のとおりである。

1. 全学の人権委員会との連携の下に、同和問題についての啓発に努力すると同時に、万一問題が生じた場合の迅速・適切な措置を講ずる。

2. さまざまなハラスメント問題に対して、全学の人権委員会と連携しつつ、部局で設けたガイドラインに従って、問題に応じた適切な対応をとるとともに、問題防止のための啓発を心懸ける。
3. 学生の安全については、補導委員会を中心に、学生の自由と人権に十分に考慮しながら、適切な措置を講ずる。

上記 2 に関して、全学に「京都大学ハラスメント防止・対策ガイドライン」（京都大学人権委員会、平成 17 年 9 月 6 日）が設けられ、また「京都大学におけるハラスメントの防止等に関する規程」（平成 17 年 9 月 27 日）が定められたのを受けて、法学研究科においても、平成 18 年 1 月に、「京都大学法学研究科・法学部 ハラスメント防止・対策ガイドライン」が教授会で承認された。その冒頭において、法学研究科・法学部の責務として、「教育・研究にかかわる者全てについて、基本的人権が尊重され、安全かつ快適に就学・就労が可能となるような環境を保障」するとし、そのために、本ガイドラインを定め、「ハラスメントを事前に防止し、また、本研究科等の構成員及び関係者でハラスメントの被害にあった者を保護・救済し、迅速、適正かつ公正な措置をとる」ことがうたわれている。

(2) 安全管理

法人化後、新たに必要となった安全衛生関係業務については、京都大学における職場の労働災害及び健康障害を防止し、教職員の安全及び健康を確保するため、安全衛生管理に関して必要な事項を定めた「京都大学安全衛生管理規程」に基づき、法学研究科に所属する職員から選任された、衛生管理者及び衛生補助管理者が、本研究科施設内を定期的に巡回し、設備、衛生状態に有害な恐れがないか教職員の健康障害防止に努めている。

4）情報セキュリティ

本研究科は、研究教育のために様々な情報資産（電磁的に扱われる情報の内容及びその管理等のための仕組み）を利用しており、これらの情報セキュリティ（機密性、完全性、可用性）の確保を、法学研究科情報セキュリティ委員会および部局情報セキュリティ技術責任者（平成 21 年 6 月に新設）を中心に、「京都大学の情報セキュリティ対策に関する規程」その他関連規程及び本研究科の実施手順に基づいて行ってきた。その主なものとして、パソコンのウィルス防止等の措置、サーバ類に対するセキュリティ・チェック及びセキュリティ向上のための諸措置、ホームページ改ざん等を防止するための措置、事務職員向けの情報セキュリティに関する講習会の実施、事務系情報資産に対するセキュリティ・チェック及びセキュリティ向上のための諸措置、教員の保有する情報資産についての調査がある。

5）自己点検・評価のための組織と実施状況

本研究科では、平成 3 年以降、学部将来計画検討委員会のもとに小委員会を設けて、自己点検・評価の実施準備を進めていたが、平成 5 年 3 月に、京都大学自己点検・評価実施規程に基づき部局自己点検・評価委員会を設け、点検・評価事項及び項目や実施方法等を検討し、平成 5 年 3 月末に過去 2 年間を中心に最近の学部及び教員個人の活動について第 1 回自己点検・評価を実施し、その結果は報告書にまとめられ刊行された。その後も、原則として隔年で自己点検・評価を実施し、報告書をまとめている（平成 16・17 年度については、21 世紀 COE プログラムの採択に伴い、COE プログラムに係る研究成果の評価・点検に重点が置かれ、このプログラムの成果が年次報告書、国際シンポジウム報告書、英文ジャーナル、ニューズレターとして刊行された）。平成 29・30 年度の 2 年間の活動を中心とした研究科・学部及び教員個人の活動については、『京都大学大学院法学研究科・法学部 自己点検・評価報告書 第 14 号』（令和 2 年 3 月刊行、全 321 頁、カラー刷）にまとめら

れ、関係各機関等に配布し、法学研究科・法学部のホームページに掲載するとともに、教員に配布してそれぞれ自己の活動の改善のために役立てられている。

部局内の体制としては、部局の自主的な自己点検・評価、法人評価や認証評価への部局としての対応を検討する部局評価委員会、部局の主体的な外部評価について検討する外部評価実施委員会、また法科大学院については別に法曹養成専攻評価委員会が置かれている。

平成 20 年 6 月には「法学研究科外部評価委員会規程」を制定して組織を明確化し、同年 12 月 11 日に平成 12 年以来、第 2 回となる法学研究科・法学部外部評価委員会を開催した。

また、平成 27 年 10 月 19 日には、第 3 回となる法学研究科・法学部外部評価委員会を、以下 5 名の評価委員の参加により開催した。

倉坂 昇治　　西日本旅客鉄道株式会社執行役員
西原 克年　　株式会社島津製作所取締役専務執行役員
三浦　潤　　関西大学大学院法務研究科教授（元大阪高等裁判所部総括判事）
山内 修一　　京都府副知事
山下 友信　　同志社大学大学院司法研究科教授

外部評価委員会の詳細については、『京都大学大学院法学研究科・法学部　外部評価報告書 2015』（平成 28 年 3 月）に掲載されている。

法曹養成専攻では、開設以来、年 1 回の外部評価委員会（令和元年度からは教育課程評価委員会に改組）を開催し、点検・評価を受けるとともに、平成 19 年度には独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価の予備評価を受けている。平成 20 年度の本評価では、機構が定める法科大学院評価基準への適合を認定されるのみならず、「基本理念・教育目標に照らして、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目において多数の授業科目を配置するカリキュラム編成が行われている」ことなど、7 点がとくに優れた点として評価されている。平成 25 年度の独立行政法人大学評価・学位授与機構による認証評価では、評価基準に適合するとともに、主な優れた点として「法曹養成専攻長及び教務主任が定期的に学生のクラス代表と会合をもち、授業に関する問題点や要望を調査・改善している」ことなど、2 点が評価されている。さらに、平成 30 年度の独立行政法人大学改革支援・学位授与機構による認証評価では、「5 年の評価期間中に当該法科大学院を修了して 5 年が経過する者に対する司法試験に合格した者の割合が 7 割以上である」ことなど 3 点が優れた点として評価されている。法曹養成専攻は専門職大学院でもあり、5 年ごとに認証評価機関による認証評価を受けなければならず、次回の認証評価は令和 5 年度に予定されている。

6　財　政

1）予　算

(1) 予算の執行と配分

法学研究科･法学部における､令和元年度及び 2 年度の支出全体の内訳及び大学運営費交付金の執行状況は、【表 6-1】が示すとおりである。平成 28 年度の大学運営費交付金の決算額は 466,176 千円（対前年度比 27,061 千円減）、平成 29 年度は 460,812 千円（対前年度比 5,364 千円減）、平成 30 年度は 428,599 千円（対前年度比 32,213 千円減）、令和元年度は 411,447 千円（対前年度比 17,152 千円減）、令和 2 年度は 436,821 千円（対前年度比 25,374 千円増）であり、平成 28 年度以降継続して 400,000 千円以上の執行額となっている。

令和元年度には、特定事業実施経費 77,886 千円の配分を受け、国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成、グローバル化の中での比較法文化論事業、国際学術ネットワーク強化推進事業、法曹基礎プログラム設置準備等事業、若手研究者に係る出版助成事業を実施した。

令和 2 年度には、特定事業実施経費 62,984 千円の配分を受け、国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成､グローバル化の中での比較法文化論事業､法曹基礎プログラム設置準備等事業､教育環境改善事業、若手研究者に係る出版助成事業を実施した。

(2) 概算要求

令和元年度概算要求においては、「国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成」の 1 課題が採択され、令和 2 年度概算要求においては、同課題が引き続き採択された。

(3) 予算の動向

平成 16 年度に国立大学法人京都大学が設置されたことに伴って、中期目標・中期計画に沿った取り組みを実施するという観点から、教育・研究環境を維持するために必要な経費が、法学研究科の予算として認められた。これらの経費は、平成 15 年度の実績額を基に積算されたものであり、以後もこれとほぼ同程度の額が本研究科に配分されている。国立大学法人化から 10 年目となる平成 25 年度には、予算配分の在り方の抜本的な見直しが行われ、これまで以上に効果的かつ効率的な資金配分が図られている。これらの経費は、重要な経常的支出項目である図書購入費、法科大学院経費、研究・教育・事務遂行のための中央経費、情報関連経費、全学共通科目経費及び光熱水料費などの財源となっている。

2）外部資金

(1) 外部資金の種類と受入状況

外部資金には、科学研究費、研究拠点形成費等補助金（卓越した大学院拠点形成支援補助金）、民間団体・機関等からの寄附・研究委託、専門職大学院等教育推進プログラム等がある。

高等教育の急速なグローバル化や新興国の台頭などによる競争激化など国立大学を取り巻く環境が大きく変化している中、本学は指定国立大学法人として国際的な競争環境の中で、世界の有力大学と伍していくことが求められ、社会や経済の発展に貢献する取組の具体的成果を積極的に発信し、国立大学改革の推進役としての役割を果すことが期待されている。

一方、少子高齢化の進展などに伴う社会保障費の増大など我が国の財政状況が厳しい状況にあり、運営費交付金は法人化以降年々削減されている。

このような状況において、研究・教育をさらに発展させていくためには、多様な財源を確保することが重要であり、部局として、外部資金の獲得に積極的に取り組む必要がある。それゆえ、大型科研費を中心に、外部資金獲得に向けて、研究科においても、教員の意識を高め、部局としてこれを支援しようという動きが強まっている。

平成 28～令和 2 年度における、法学研究科および公共政策連携研究部の法学・政治学系教員に係る外部資金の導入状況は、【表 6-2】が示す通りである。法学研究科においては、教員の申請した研究課題が科学研究費補助金の助成対象に多数選定されている他に、教員による民間団体等からの奨学寄附金の受入も継続的に行われている。

なお、上記の外部資金以外に、法学研究科・法学部が受け入れた寄附金により設けられた基金として、以下の二つがあり、研究科・学部における研究・教育のために活用されている。また、多くの民間企業等から寄附などの協力を得て、寄附講義を開設している。

(a) 法学部学術交流基金

本研究科では、本学部卒業生等を中心に平成 2 年度に行った募金（奨学寄附金として受入れ）により法学部学術交流基金を設け、本研究科における学術交流のための直接経費及び学術交流の基盤となる教育研究環境の整備費に充ててきている。令和元・2 年度における同基金の収支の内訳は、【表 6-7】のとおりである。

(b) 京都大学法学部百周年記念基金

本研究科では、法学部創立百周年記念事業として行った募金（奨学寄附金として受入れ）により法学部百周年記念基金を設け、本研究科及び学部の教育・研究の助成に充てている。令和元・2 年度における同基金の収支の内訳は、【表 6-8】のとおりである。

(2) 科学研究費補助金

平成 28～令和 2 年度において、法学研究科および公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等が研究代表者等として受け入れた科学研究費補助金の内訳は、【表 6-2】のとおりである。法学研究科の教員等が研究代表者として提出し、採択された件数は、平成 28 年度 54 件、29 年度 66 件、30 年度 75 件、令和元年度 69 件、2 年度 66 件である。また、公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等による研究課題も、平成 28 年度 7 件、29 年度 11 件、30 年度 9 件、令和元年度 13 件、2 年度 12 件が科研費の助成対象になった。

令和元・2 年度に採択された研究代表者・研究課題・金額は、【表 6-4】のとおりである。

(3) 研究拠点形成費等補助金

平成29年度には、優れた研究基盤を活かし高度な教育と研究を融合する卓越した拠点を有する大学に対し、博士課程の学生が学修研究に専念する環境を整備することを目的とした「リーディング大学院構築事業」（研究拠点形成費等補助金）の助成を受けた。また、平成29年度～30年度にかけては、次世代をリードする研究者や若手研究者の育成のための「国立大学法人国際競争力強化事業」（国立大学改革強化推進補助金）の助成を受け、加えて、平成29年度～令和2年度にかけては、国際化、未踏領域への挑戦、イノベーションの創出を促進するチーム研究を支援するプログラムである「SPIRITS」（研究大学強化促進費補助金）や「分野横断プラットフォーム構築事業」（研究大学強化促進費補助金）の助成を受けた。実施助成額は、【表 6-5】のとおりである。

(4) 奨学寄附金

民間団体等からの奨学寄附金は、公共政策連携研究部の法学系教員等の受入れ件数も含めて、28年度16件、29年度18件、30年度11件、令和元年度14件、2年度20件となっている。法学研究科の教員が令和元・2年度に受け入れた奨学寄附金の金額及び研究課題は、【表 6-3】のとおりである。

3）総長裁量経費等

京都大学内において、法学研究科に対して、平成30～令和2年度に総長裁量経費として認められた教育改革推進事業は、【表 6-6】のとおりである。平成30～令和2年度には、若手研究者に係る出版助成事業が採択され、優秀な博士学位論文に対し出版助成を行った。また、平成30年度には、「技術革新がもたらす新たな法的課題に関する国際的共同研究」と題して、活発な国際交流を通じて、インターネットやAIなどの技術革新がもたらす新たな法的課題について検討作業を行い、国内外において優れた研究成果を発表した。令和元～2年度には「グローバル化の中での比較法文化論」が採択され、グローバル化とともに宗教規範や慣習規範等の非国家法が果たす役割が増していることに着目し，その社会的・文化的背景を探るために学際的な国際共同研究を行った。そして，ドイツ及びフランス等への渡航や，複数の優れた外国人研究者の招聘を通じて共同研究を行い，充実した成果を挙げることができた。

7　施設・設備

1）施設・設備全般の現況と課題

(1) 施設・設備全般の現況

(a) 現　況

法学研究科・法学部は、令和 2 年 5 月 1 日現在で、教員数 93 名、事務職員数 14 名（それ以外に非常勤職員・派遣職員 23 名）、大学院学生数 458 名（うち留学生 47 名）、学部学生数 1,483 名（うち留学生 16 名）、研究生 8 名（うち留学生 7 名）、その他招へい外国人学者・研修員・研究員十数名などからなる。これに対する、研究室、教室、図書室、事務室の基準面積と現況は【表 7-1】、【表 7-2】、【表 7-3】のとおりである。

(b) この間の改善措置

法学研究科では、平成 16 年度に、入学定員 200 名の法曹養成専攻（法科大学院）を設置した（定員は、平成 22 年度入学生から 160 名に変更）。さらに平成 18 年度には、経済学研究科との協力の下で、独立大学院として入学定員 40 名の公共政策大学院が設置された。そのためのスペースとしては、いずれも主に工学部 4 号館（平成 20 年度より総合研究 2 号館に名称変更）が利用されることになった。

法曹養成専攻では、講義の形式が少人数の対話型の授業を基本とし、学生に長時間にわたる予習・復習を要求するものとなっているため、従来のものとは異なる教室と学生向けの学習室が必要である。そこで、平成 15 年度に実施された法経本館と法科大学院棟（工学部 4 号館）の耐震補強・改修工事の際に、対話型授業向けの教室と自習用の学習室などの整備を行い、平成 16 年度には法経北館にも対話型授業向けの教室を整備した。続いて、平成 17 年度には、法経本館の耐震補強・改修工事において、対話型授業用の教室 2 室を新設するとともに、工学部 4 号館の耐震補強・改修工事において、同館 2 階に自習室（北）・自習室（南）及び演習室 1 室を新設し、また、それまで教室と兼用とされてきた模擬法廷を専用に改めた。

法学研究科では、その他に、平成 18 年度に、図書室の改修工事を行い、自習に必要なスペースを増やし、資料の陳列・閲覧スペースを整備した。また、平成 18 年度の公共政策大学院の開設にあたっては、工学部 4 号館南側部分の改修を行い、授業に必要な教室等を整備した。さらに、平成 22 年度には、法経北館の耐震工事に併せて、法経本館 4 階にあった演習室 4 室を法経北館 3 階に移転し、同階の全室を演習室に整備した。

そのほか、建物管理面では、平成 22 年 4 月に、法経本館に入退館管理システムを導入して、夜間・休日は出入口を常時施錠することとした。法経本館は、その構造・機能上、外部者が立ち入りやすく、かねてから防犯上のリスクが危惧されていたところ、入退館管理システムの導入により、建物のセキュリティは大幅に向上した。平成 23 年度には、法経本館の耐震補強・改修工事に含まれなかった外壁について、壁面の剥落等を防止し歩行者の安全を確保するため、法経本館の北面および西側の壁面補修を行った。

平成 25 年度には、会議用 iPad の整備を行い資料のペーパーレス化を図り、防犯カメラの設置により一層建物のセキュリティを向上させた。

平成 26 年度には、ゴミ集積場所の建替え工事を行い建物周りの環境の改善が行われた。

平成 25 年から 26 年にかけて、講義室、研究室の照明設備の LED 化工事を行ったことにより、エネルギー使用量の削減が行われた。

平成 27 年度には、総合研究 2 号館の学習室におけるデスクライトの LED 化を行い、更なるエネルギー使用量の削減が行われた。

平成 28 年度には、法経本館の男女トイレを改修し、トイレ環境が改善された。

平成 29 年度には、特に劣化の激しかった法経本館の階段手摺の改修・補強工事を行い、利用者の安全確保に努めた。また、学部教務掛の受付窓口を改修し、利用者の書類記入を以前よりしやすくした。同じく法経本館の教員懇談室については、従来のレイアウトを大幅に変更し、非常勤講師用のスペースを充実させて、利用環境の向上を図った。

平成 29～30 年度にかけては、かねてから空調の不具合が続いていた法経本館において、研究室等の室外機、室内機の改修工事を実施した。これにより、冷房、暖房とも以前より安定して供給できるようになり、快適な教育、研究環境の構築につながった。

令和元～2 年度には、かねてより不具合が続いていた法経本館 1 階東側の男女トイレの改修工事を実施し、快適な教育、研究環境の構築につながった。

(c) 建物の耐震補強

平成 10 年度に実施された耐震強度調査の結果、本館の耐震強度が不足していることが判明した。そのため、平成 15 年度に法経本館の東半分の耐震補強工事を行ったのに続き、平成 17 年度に西半分の耐震補強工事を実施した。

法科大学院棟（旧工学部 4 号館）も耐震強度が不足していたが、平成 16 年度の法科大学院設置時に関係施設として設けた部分については、平成 15 年度中に、また、平成 18 年度に新たに関係施設とした部分についても、平成 17 年度に耐震補強工事を行った。

最後に残された法経北館についても、平成 21 年度に書庫棟及び閲覧室部分の耐震補強工事を実施し、平成 22 年度には 2 階～4 階部分の耐震補強工事を終えた。これにより、法学研究科・法学部が管理する建物すべての耐震補強工事が完了したことになる。

(2) 施設・設備全般に関する課題

研究室（教員用・大学院生用）、教室、図書・資料室のいずれについても、その数、面積が改善されるべきである。とくに蔵書収納スペースの不足が深刻である。法学部では毎年約 7,000 冊分の書物・資料を新たに受け入れている。収蔵方法の工夫や重複図書の除去等の措置で対応しているが、この状態が続けば、近い将来、法学部の施設では収納しきれなくなる事態が予測される。

教育課程の再編・充実が進み、新たに採用した実務家教員も含めて全体の教員数が増加したため、教員研究室は数量的に不足傾向にある。教育施設では、演習室の数不足が深刻である。とくに法学部用の演習を行う上で、絶対数が不足している。

建物管理上の問題としては、①事務職員の定員削減により、外部委託で宿日直制がとられており、管理体制が万全であるとはいいがたい、②法学研究科と経済学研究科が共同で用いる法経本館や、法科大学院が環境保全センターやアジア･アフリカ地域研究研究科などと共用する総合研究 2 号館（旧工学部 4 号館）については、関係部局関連で連携をとり、防火・防犯体制を組織しているところであるが、意見の調整もとりにくく、問題が生じやすい、などの点が指摘されうる。

法学研究科においては、施設・設備に関して、研究科将来構想検討委員会と敷地・建物計画委員会とにおいて検討を続けてきている。今後も、組織や教育課程の再編・充実を念頭に置きつつ、中長期的な計画を立てて行く必要がある。

2）図書室

(1) 施設・蔵書・利用等の状況

法学・政治学の研究教育を進めるには、学術情報への迅速・確実なアクセスが可能であることが必須要件である。後述の国際法政文献資料センターと並び、法学研究科において学術情報収集の中心をなすのは、法学研究科・法学部図書室である。同図書室は、法経北館の 2 階に閲覧室を置き、同館北側の書庫部分のうち、地上の 2 層、3 層、6 層、7 層全部及び地下の 1 層、2 層の一部を専用の書庫としている。

平成 18 年度に、図書室の改修工事を行い、閲覧室開架図書コーナーを大幅に拡充するとともに、事務スペースの合理化により、学部生専用の自習室（96 席）を新たに設置した。併せて公共政策大学院の開架図書コーナーを新設した。平成 31 年 3 月現在の図書室の配置図（法経北館 2 階に限る）は以下の図のとおりである。

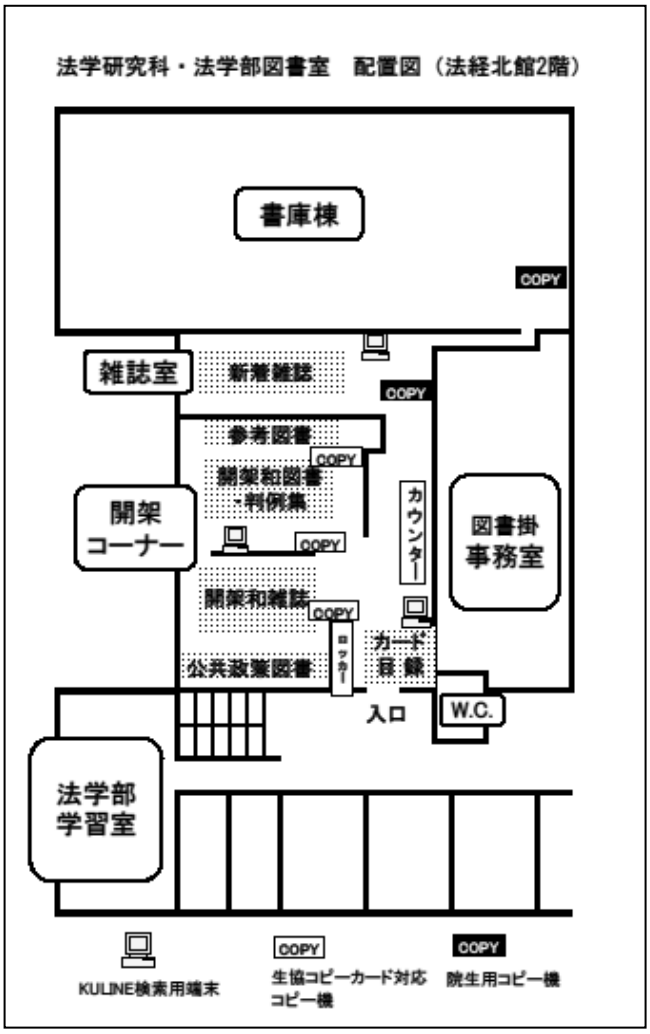

図書室の開室時間は、令和 3 年 4 月現在で、平日は午前 9 時から午後 8 時、土曜日は午前 9 時から午後 5 時までである。休室日は、日曜日、国民の休日・祝日及び京都大学創立記念日、毎月 1 日午前中と 15 日（1 日又は 15 日が土曜日の場合は直後の月曜日、休日の場合は翌日）、12 月 28 日から翌年 1 月 4 日まで、3 月 31 日から 4 月 3 日まで、学部入学試験期間である。これらの定例休室日の他に臨時に休室することがある。

令和 2 年度末（令和 3 年 3 月 31 日）現在の蔵書総数は、737,394 冊（和書 327,829 冊、洋書 409,565 冊）である（【表 7-4】）。年度ごとの受入冊数は、令和元年度が 6,425 冊（和書 3,341 冊、洋書 3,084 冊）、令和 2 年度が 6,665 冊（和書 3,230 冊、洋書 3,435 冊）である。また、令和 2 年度末現在の受入雑誌総数は、1,014 種（和雑誌 592 種、洋雑誌 422 種）である（【表 7-5】）。

令和 2 年度末現在の書庫充足率は、収容可能冊数が 564,389 冊のところ、蔵書冊数が 737,394 冊で、充足率は 130.7%である。

その他、法学研究科図書室経費は、平成 29 年度 12,301 万円、平成 30 年度 12,951 万円、令和元年度 11,475 万円、2 年度 12,009 万円と推移しており、近年は 1 億円を超える額を毎年計上している。その予算・決算書は【表 7-6】の示すとおりである。

(2) 図書室の現状と課題

(a) 全般的な課題

法学研究科・法学部図書室は、長期にわたる大学関係予算の逼迫とりわけ法人化後の節約の必要により、各種業務に大きな影響を受けている。とりわけ、雑誌、判例・法令集、加除資料等のいわゆる継続資料が図書資料購入予算の約 51%を占め、図書購入に及んでいる影響は深刻である。国内外における書籍と図書の価格の上昇、教員の増大・研究分野の拡大に伴う需要の多様化、紙媒体と並行して購入しなければならない電子情報（外部データベース）の増加等が、その主な理由である。

しかも、法学研究科の図書や資料は性格上、古くなったからといって廃棄できるものは少なく、蓄積を重ねる必要が高いものがほとんどである。止むを得ず重複図書の除却を実施するなどの工夫を重ねてはいるものの、書庫の書籍充足率は100%を超え増大する一方で、容量不足の状況がますます悪化しつつある。また、財政の逼迫とスペースの不足により、頻繁に使用される学生用の基本的な文献・資料を複数部所蔵することや、学生用の談話・討論スペースを確保することも難しくなっている。

雑誌の電子ジャーナル化がますます進展している今日、法学研究科が冊子体で購入している中にも、電子ジャーナルで閲覧できるものが次第に増えているのも事実である。紙媒体で蔵書として資料を備えておくことの意義・利点を考慮に入れつつ、電子ジャーナル化の波にどのように対応していくかが、今後の大きな課題の一つである。

(b) 目録情報の電子データ化による業務改善

目録業務は、国立情報学研究所と結んで、オンラインで処理されており、公私立大学を含む全国の大学と目録情報を共有することが可能となっている。法学部では、従来からのカード目録による検索方法とともに、昭和62年以降入力された目録情報をKULINE（京都大学蔵書検索システム：Kyoto University Libraries Information NEtwork system ）によって検索することが可能である。なお、平成13年度受入図書から、カード目録の編成は中止した。その後も目録情報の遡及入力を継続して行っている。

(c) その他

図書室関係の施設整備に関する改善のため、学習スペースの拡充、書庫の充実、マルチメディアへの対応の強化など多方面からの検討を続けている。ホームページでの情報提供や図書室利用案内の作成などを行っている。

3）情報ネットワークの整備

法学研究科のすべての教職員は、情報環境機構が整備・運用にあたっている学術情報ネットワークシステムを利用できる環境にあり、教育課程の実現及び教育内容の充実並びにその支援のために、これを有効に活用している。また、情報ネットワークに接続したAVシステムを備えた教室も整備されており、授業や研修、研究報告等において利用されている。

多くの講義室には、情報環境機構の提供する無線LANアクセスポイントが設置されており、すべての学生が、これを利用して各自のノート型パソコン等からインターネットにアクセスすることが可能である。そのほか、法政理論専攻の学生は、大学院生の研究室に設置された情報コンセントからインターネットを利用することができる。また、法曹養成専攻の学生は、学習室・自習室に設置された情報環境機構の無線LANアクセスポイントを通じて、インターネットにアクセスすることができる。

これらに加えて、法学部図書室には、京都大学蔵書検索システム（KULINE）による図書検索または法学研究科が提供するオンライン・データベースの一部を利用するための専用のパソコンが設置されており、学生等はこれを利用することができる。また、閲覧室には、情報コンセント・無線LANアクセスポイントも設置されている。

4）オンライン・データベース等の利用

課題とされてきた各種の外部データベース等の利用は、国内のものについては、D1-Law.dom 、Westlaw Japan、TKC（LEX/DBインターネット）、LLI判例秘書による法令・判例検索、「判例タイムズ」「ジュリスト」「金融法務事情」「最高裁判所判例解説」の各誌バックナンバーの検索・閲覧、海外のものについては、Juris Online、Hein Online、 Lexis 360、Lexis 、Westlaw Next、beck-online等が利用できるようになり、次第に充実してきた。

また、法学研究科教員及び法科大学院学生向けに、判例や書誌情報が検索できる Westlaw Japan Academic Suite（平成22年度まではTKC法律情報データベース）の利用ができるようになっており、希望する法政理論専攻の学生にもその利用を認めている。

5）学生用スペース

法政理論専攻の学生には、LAN 環境が整備された複数の共同研究室を用意したうえで、各研究室内で個人専用の 1 人 1 机を確保している。共同研究室を利用する時間帯についても、特別の制限は設けていない。図書室及び配架図書の利用面でも、相当の便宜を図っている。

法曹養成専攻では、学生の自習スペースとして学習室（635 ㎡、定員 340 名）、自習室（北）（172 ㎡、定員 115 名）、自習室（南）（61 ㎡、定員 31 名）を専用のものとして設け、実質的な学生定員 355 名を超える総計 486 席のキャレル・デスクが用意されている。これらの開室時間は、原則として、午前 8 時 30 分～午後 11 時 45 分である。学習室・自習室には、情報環境機構の無線 LAN アクセスポイントが設置されており、学生は、無線 LAN に対応したノート型 PC を持ち込むことによって、インターネットを通じた情報検索をすることができる（電気コンセントも各デスクに設置されている）。また、法科大学院棟内には、全学共通利用施設として、多目的室（定員 10～20 名前後）が 12 室設置されており、学生は自主的な勉強会などのためにこれを利用できる。

法学部の学生については、前述のとおり自習室(96 席)を用意しているほか、法学部独自に年間 200 枚のプリントサービスを行っている。無線 LAN の利用も可能である。法学部自治会、法律相談部等の法学部公認サークルの活動には演習室等も許可を受けた上での利用を認めており、さらに、その活動の拠点となる部室などを提供している。

8　附属教育研究施設

1）国際法政文献資料センター

(1) 概　要

附属国際法政文献資料センターは、昭和 54（1979）年に、京都大学法学部に初めて設けられた附属教育研究施設である。その設置の目的は、国際化時代において必須となる法律学・政治学に関する海外の基礎的文献・資料を収集整理し、一般の利用に供するとともに、これらの文献資料に係る情報の提供を行うことにより、広く社会科学に関する研究と教育の向上に寄与することにある。

本センターには、センターの所務を掌理するセンター長が置かれる他に、研究科長、センター長、附属図書館長及び法学研究科教授・准教授若干名から構成される運営委員会が置かれている。運営委員会は、①文献資料の収集・整理・保管に関する事項、②文献・資料の利用に関する事項、③参考調査、目録刊行等情報に関する事項、④センターの予算に関する事項、⑤その他センターの運営に関する重要事項を審議する。運営委員会には委員長が置かれ、研究科長が委員の中から委員長を委嘱する。

また、渉外、文献調査・参考調査、データベースの構築を含むドキュメンテーション等の担当者として、昭和 54 年より助手 1 名を本センターに配置したが平成 19 年度で退職し、本センターの事務は、事務部の図書掛長が併任し、これにあたっている。

なお、本センターは、令和 3 年 4 月に後述の法政策実交流センターと発展的改組を行い、新たに法政策共同研究センターが発足することとなった。

(2) 活動状況

国際法政文献資料センターは、法律・政治情報検索に関する資料作成に取り組み、過去に作成したその他のデータベースや手引書類についても、常に新しい情報を取り入れることによって、陳腐化しないよう注視・更新しながら、内容の充実に努めてきた。本センターがこれまでに作成したデータベースや手引書類は、右の表の通りである。

国際法政文献資料センターが作成したデータベース・手引書等

データベース
「POLEM（外国の政治立法過程文献データベース）」
「国際政治文書・各国の政治文書（外交文書など）・社会関係資料の海外所在情報」
「諸外国の公的機関および国際組織の Websites」
「欧州国際機関サイト検索」
「フランスの公的機関サイト」
「アメリカ―判例集・裁決集・法令集等の略号（引用形）を調べる」
「アメリカ以外の外国の判例集・法令集の略号（引用形）を調べる」
「英語法律雑誌（英米などの判例集・法令集、国際法雑誌も含む）の略号（引用形）を調べる」
「ドイツ語法律・政治雑誌（法令集・判例集、法令・法律用語などを含む）の略号を調べる　改訂版」
「フランス語法律雑誌の略号（引用形）／法律用語の略号／政治・社会関係の略号を調べる　改訂版」
「外国雑誌論文テキストをネット上で入手できる電子ジャーナル＝法律学・政治学雑誌を中心に＝」
「国際条約の通称・略称・正式名データベース」
法律・政治情報を検索・文書入手するための解説・手引書
『外国の法律・政治行政資料の調べ方・文書の入手方法』（ホームページ）
『日本の法律・政府行政文書の調べ方』（ホームページ）
『イギリス議会政府資料解説』（冊子体）
『アメリカ政府官報の調べ方』（冊子体）

2）法政実務交流センター

(1) 概要と現況

法学研究科では、平成 4 年度の大学院重点化とともに、実務と積極的な交流を図りつつ専攻横断的で先端的な問題領域に取り組む総合法政分析大講座を増設する一方、高度の専門的知識をもち総合的な分析・判断能力を備えた職業人の養成・再教育を目的とする専修コースを修士課程に設け、大学と社会の交流や大学院の活性化を図ってきた。平成 10 年 4 月に、法学研究科の第 2 の附属教育研究施設として開設された法政実務交流センターは、実務との交流を促進・円滑化するとともに、専修コースにおける実務志向型教育研究を充実させることによって、広く法学・政治学の教育研究の向上に寄与することを目指した。

その後、平成 16 年度の法学研究科の改組に伴い、新たに専門職学位課程として法曹養成専攻（法科大学院）が設置され、さらに平成 18 年 4 月には、経済学研究科との連携のもと、専門職学位課程として公共政策大学院が発足した（専修コースの改組により平成 16 年度に設置された国際公共政策専攻は、そこに発展的に解消された）。教育課程のこうした大きな変革の中で、本センターも、その設置の目的である実務との交流を一層促進し、広く法学・政治学の教育研究の向上に寄与することを、さらに強く求められている。

本センターは、センター長（教授）、助教授（研究者教員）1 名、助手 1 名、客員教授（実務家教員）複数名という構成であったが、平成 14 年に本センターに法科大学院準備部門を設置し、平成 15 年度からは任期付きの教授・助教授として採用する実務家教員を同部門の専任教員として配置した。法科大学院が設置された平成 16 年度には、法科大学院準備部門に配置する教授・助教授を大幅に増員する一方、同年度より法科大学院特別教授・特別助教授の制度の運用も開始し、スタッフは格段に拡充することになった。

本センターは、平成 30 年 4 月時点、センター長（任期 2 年）のほか教授 4 名の専任教員、及び実務家から任用する特別教授 6 名、客員教授 8 名で構成されている。さらに、年度毎に組織する共同プロジェクトの推進に必要な非常勤講師や客員研究員を、法曹界・行政機関・企業等の実務界から委嘱している。本センターの運営は、法政実務交流センター運営委員会があたり、毎年度（平成 20 年度版からは隔年で）活動報告書を刊行している。令和 2 年度の法政実務交流センターのスタッフは、以下に示すとおりである。

なお、本センターは、令和 3 年 4 月に前述の国際法政文献資料センターと発展的改組を行い、新たに法政策共同研究センターが発足されることとなった。

令和 2 年度　法政実務交流センター・スタッフ　（肩書きは着任時）

センター長 (併) 教授	塩見　淳				
教　授			客員教授		
（裁判実務）	松本　芳希	（元広島高等裁判所長官）	（弁護士実務）	草地　邦晴	（御池総合法律事務所弁護士）
（裁判実務）	小久保孝雄	（元高松高等裁判所長官）	（弁護士実務）	池上　哲朗	（京都総合法律事務所弁護士）
（裁判実務）	本多　俊雄	（元大阪高等裁判所判事部総括）	（弁護士実務）	竹林竜太郎	（竹林・畑・中川・福島法律事務所弁護士）
（検察実務）	牧野　展久	（大阪高等検察庁検事）	（弁護士実務）	井奥　圭介	（赤沢・井奥法律事務所弁護士）
			（弁護士実務）	藤本　一郎	（弁護士法人創知法律事務所弁護士）
特別教授			（弁護士実務）	村上　　創	（弁護士法人中央総合法律事務所弁護士）
（弁護士実務）	平尾　嘉晃	（中村利雄法律事務所弁護士）	（行政実務）	有馬　　裕	（外務省大臣官房参事官兼北米局）
（弁護士実務）	小林　章博	（弁護士法人中央総合法律事務所弁護士）	（行政実務）	武藤　　浩	（株式会社みずほ銀行顧問）
（弁護士実務）	赫　　高規	（弁護士法人関西法律特許事務所弁護士）			
（裁判実務）	久禮　博一	（大阪地方裁判所判事）	協力研究員		
（裁判実務）	一原　友彦	（大阪地方裁判所判事）	（法律実務）	岡筋　泰之	（弁護士法人創知法律事務所弁護士）
（裁判実務）	国分　貴之	（大阪地方裁判所判事）	（法律実務）	辻　　健吾	（大江忠・田中豊法律事務所弁理士）
			（行政実務）	福井　裕子	（公益財団法人全国市町村研修財団全国市町村国際文化研修所教務部・調査研究部研修副主幹兼教授）
			フェロー	児島　幸良	（児島綜合法律事務所弁護士）

(2) 活動状況

本センターの研究活動は、法学研究科教員や関連諸機関・組織との緊密な連携のもと、共同プロジェクト方式によって、法律実務と行政実務に関する最新の問題事例を重点的に取り上げて多面的に分析し、総合的な対応策を検討することを中心に行われている。このような共同研究に基づいて、法務・行政に関する実務志向型教育研究の技法・教材などを開発し、それを法科大学院および公共政策大学院における裁判法務・企業法務・公共政策などの分野の授業に活用している。また、法務・行政に関する活きた実務情報を高度な技法を用いて迅速かつ計画的に収集・処理することにより、法学研究科・法学部の教育研究に必要な実務情報を提供する一方、関係機関・組織との情報交換ネットワークを構築することも目指している。

かねてより年度ごとに開催していたシンポジウムに加え、実務家教員と研究者教員の交流の一層の活性化を図るために、平成 18 年度より、法政実務フォーラムを開催している。令和元年度・2 年度に開催されたシンポジウム・フォーラムは下の表に示すとおりである。

	シンポジウム・フォーラム	開催日・場所	報告者・コメンテータ等
令和元年度	第 1 回フォーラム	令和 2 年 3 月 4 日 総合 2 号館 2 階 公共第二 RPG 室	二ノ丸　恭平　教授 「特殊詐欺に関する捜査公判上の問題」 谷口　哲也　特別教授 「民事保全・DV 事件の実情と課題」
	第 2 回フォーラム	令和 2 年 3 月 11 日 総合 2 号館 2 階 公共第二 RPG 室	二本松　利忠 教授 「裁判官の裁量のあり方について－実務経験から」
令和 2 年度	フォーラム	令和 3 年 3 月 5 日 オンライン開催	平尾　嘉晃 特別教授 「弁護士会照会（弁護士法 23 条照会）」
			松本　芳希 教授 「刑事訴訟実務の変化と今後の展望 －担当した事件を振り返りつつ」

他方、本センターの教育活動の面では、令和 2 年度の法学研究科・法学部の開講科目のうち、本センター教員が担当したものは、以下のとおりである。

教　員	法政実務交流センターの教員が担当した授業科目
教　　授	法科大学院：「民事法文書作成」「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」「検察実務演習」「刑事裁判演習」「民事裁判演習」「刑事模擬裁判」「経済刑法」 学部専門科目：特別講義「現代社会と裁判」 全学共通科目：「民事裁判入門」「刑事裁判入門」「裁判制度入門」ILAS セミナー「民事・家事紛争の解決方法」ILAS セミナー「刑事手続の基礎」ILAS セミナー「民事手続の基礎」
特別教授	法科大学院：「刑事訴訟実務の基礎」「民事訴訟実務の基礎」「民事弁護実務演習」「法曹倫理」「弁護士実務の基礎」「刑事裁判演習」「民事裁判演習」「刑事模擬裁判」「民事模擬裁判」「医療訴訟の現状と課題」「債権回収事例演習」
客員教授	法科大学院：「環境法実務演習」「ビジネス法務調査とプレゼンテーション」「労働法事例演習」「中国企業取引法」「渉外契約演習」「弁護士実務の基礎」 法政理論専攻修士課程：「行政学特殊講義」「国際政治学特殊講義」 公共政策大学院：「国際政治と日本外交」「国土交通行政のプロセス」

本センターが中心となって行っているその他の活動として、公共政策大学院とも連携をとりつつ、人事院の協力のもと中央省庁より講師を招き、共通テーマにしたがって最新の行政課題や施策の現状とその意義について、広く関西在住の大学生に向けて紹介する「霞が関リレー特別講演」を毎年開催し、多数の参加者を得て、好評を博している。この運営には、公共政策大学院の行政実務の経験をもつ実務家教員が司会・進行を行うなど大いに関与している。また、平成 21 年度からは、講演の前後に講師と公共政策大学院の研究者教員・実務家教員の懇談の場を設けて進路指導に役立てている。なお、令和 2 年度の概要は以下のとおりである。

令和 2 年度　オンライン政策講演会　（京都大学・人事院）			
共通テーマ：**「～最前線の行政官が語る　霞が関～」** この特別講演は、各府省の第一線で活躍する本省課長・室長級の行政官が、わが国の重要な政策課題について、様々な経験を踏まえて幅広い視点から分かりやすく学生に対して語りかけるものであり、学生が国の行政や政策課題に対して理解を深め、公務に対する関心を高めてくれることが期待されます。			
オンライン開催			
回　数	開催日	前半（13:30～14:30）	後半（14:45～15:45）
第 1 回	11 月 5 日（木）	農林水産省	国土交通省
第 2 回	11 月 19 日（木）	警察庁	防衛相
第 3 回	12 月 3 日（木）	総務省	経済産業省
第 4 回	12 月 17 日（木）	外務省	財務相

9　国際交流

1）部局の交流方針と組織

そもそも法や政治は、各時代・各国家の歴史的・社会的・経済的等の諸要因の複合産物であり、その意味で独自性が強く、地方色の濃い文化（local culture）としての性格を備えている。その一方で、人間の集団活動の常として、法や政治は、それを支える集団の組織・発展段階に応じた一般的・普遍的な特徴をも兼ね備えている。ことに日本は、古くから中国大陸や朝鮮半島の法や政治制度を含む文化を積極的に受容し、さらに徳川末期以降は、欧米の法や政治から多くのものを採り入れてきた。したがって、今日の日本の法や政治に関わる学問は、これら諸外国の影響を抜きにしてはありえず、日本自身の法や政治の研究・教育のためにも、国際交流は重要な手段となっている。

そのため、本研究科においても、法学・政治学の研究・教育におけるその意義に鑑み、様々な形で国際交流を推進してきた。部局の組織に関しては、平成 7 年に研究科に国際交流委員会を設置し、部局の国際交流に関する重要事項について検討を行っている。後述のように平成 20 年度以降に新たに 12 件の学術交流協定を締結するなど、近年にはとくに国際交流推進に向けての取組を強化している（【表 9-1】）。また、全学組織である国際交流委員会には、法学研究科選出の委員も参加し、同委員会の方針は法学研究科に伝達・実施されている。さらに、平成 4 年以来、外国人留学生担当の講師が配置され、留学生の研究・勉学・生活を種々の側面で支援する役目を担うとともに、研究科の国際交流委員会に陪席するなどしている。

2）活　　動

法学研究科では従来から国際交流が盛んである。当初は、教員や学生・大学院学生が在外研究や留学を通じて、諸外国から法学・政治学に関する知識を吸収するのが一般的であった。しかし、最近ではそれと並んで、諸外国とくにアジア・太平洋地域からの研究者や留学生の受け入れが増加している。

(1) 海外の大学・研究機関との教育・研究交流及び支援活動

法学研究科が海外の大学・研究機関との間で正式に締結した学術交流協定は、長らくハーバード大学イェンチン研究所との協定（昭和 59（1984）年 11 月締結）のみであったが、平成 20 年度には新たに、マックス・プランク外国私法および国際私法研究所、国立政治大学法学院、国立台湾大学法律学院、フランス政治学財団（シアンス・ポ）との協定を締結した。平成 21 年度にはフランクフルト・アム・マイン ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学法学部、平成 22 年度には清華大学法学院、ユーリウス・マクシミリアン・ヴュルツブルク大学法学部、平成 23 年度には世界銀行法務部、平成 28 年度にはケンブリッジ大学アジア・中東学部、エネルギー憲章事務局と締結し、平成 29 年度には台湾法官学院、ハンブルク大学法学部、令和 2 年度には国際刑事裁判所との協定を締結した（【表 9-1】）。法学研究科では、部局として国際化への一層の対応が求められていることから、提携先として相応しい海外の研究機関等を選定し、部局間で学術交流協定の締結を進めていくことがますます必要となっている。

その一方で、今日においても、法学研究科の教員は、しばしば在外研究集会に出席し、また在外研究を行っており、そうした形での国際交流は非常に盛んである。【表 9-2】、【表 9-3】に示すとおり、海外出張者数は、令和元年度が延べ 104 名で、その出張先は 24 カ国であったが、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、海外出張の実績は 0 件であった。

(2) 招へい外国人学者等の受入

令和元・2 年度に、法学研究科が受け入れた招へい期間 30 日以上の外国人研究者は、【表 9-4】の示すとおりである。全部で 11 名であるが、中華人民共和国 4 名、台湾 3 名、欧州諸国 2 名、韓国・日本各 1 名となっている。これら外国人研究者は、招へい外国人学者又は外国人共同研究者として、法学研究科に滞在し、研究スペースや図書室の利用などの便宜も受けつつ、受入教員をはじめ研究科教員との共同研究に携わった。

(3) 学部学生・大学院生の海外留学・研修

現在までのところ、法学研究科が海外の大学・研究機関と締結した学術交流協定では、学生間交流、とくに授業料等を不徴収とする派遣留学を含んでいるものはない。それゆえ、派遣留学を希望する者は、京都大学が締結した大学間学生交流協定を利用する必要がある。また、派遣留学以外にも、外国政府奨学金制度、民間の留学プログラムなど、京都大学の留学制度に拠らない仕方での留学が可能であり、各人の留学目的によってそれらを選ぶこともできる。留学先一覧については、【表 9-5】のとおりである。

また、学部学生については、学生本人からの申請があれば、法学部教授会における審議を経て、外国の大学において修得した単位を本学部の単位として認定している。

令和元年度及び令和 2 年度においては、新型コロナウイルス感染症の流行により、学生が海外留学や研修に行く機会が失われた。

(4) 留学生の受入・同計画

法学研究科及び法学部における留学生の受入制度については、前述 2 教育活動 3）留学生の受入と教育（大学院・学部）（29～30 頁）で詳述したので、参照されたい。

外国人留学生の数は、【表 9-6】が示すとおり、正規生として法学部に入学・在籍する者は、平成 29 年度は 3 名、平成 30 年度は 4 名、令和元年度は 5 名、令和 2 年度は 6 名である。このうち、令和 2 年度の 1 名については、京都大学が実施している Kyoto iUP（Kyoto University International Undergraduate Program）による入学であり、法学部では令和 2 年度が初年度となる。これとは別に、京都大学大学間学生交流協定による交換留学生（令和元年度 9 名、令和 2 年度 5 名）を受け入れているが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により受入れ人数は減少した。また、大学院修士課程及び博士後期課程に外国人特別選抜方式が設けられていることもあり、学位取得を目指す正規生として法学研究科に入学・在籍する大学院生の数は、令和元年度 44 名、令和 2 年度 45 名に上っている。法学研究科及び法学部の入学試験を受験した外国人留学生の数及びその結果については【表 9-7】が、また外国人留学生の出身国・地域については【表 9-8】が、それぞれ示すとおりである。

これらの外国人留学生に対する修士論文の指導はその他の院生と同様になされており、法政理論専攻においては、令和元年度の修士号取得者 16 名のうち 12 名が、令和 2 年度は 12 名のうち 8 名が、それぞれ外国人留学生であった。

また、昭和 37 年度から令和 2 年度の間に課程博士を授与された者は合計 266 名（令和元・2 年度は 31 名）のところ、そのうち外国人留学生は 94 名であった（令和元・2 年度は 9 名）。

3）施設・支援体制等

法学研究科には、国際交流のための独自の施設はない。法学研究科を訪れる外国人研究者との交流経費に関しては、その一部が企業や卒業生の寄付を中核とした「法学部学術交流基金」（47 頁参照）によりまかなわれるが、それ以外は、もっぱら公私の奨学金や私費に頼っているのが実情である。

外国人留学生については、法学研究科として、学生生活全般にかかわる相談を担当する講師 1 名を配置している。また、チューター制度に基づき、外国人留学生に対して 1～2 年間の専門的日本語の学習を援助しているほか、TA 制度を活用して、修士論文の日本語サポート等にも努めている（チューター採用数は【表 9-10】に示すとおりである）。

なお、留学生の宿泊施設の現状は【表 9-9】に示すとおりであり、京都大学の留学生向け施設である国際交流会館が利用されるほか、一般学生向け宿舎や民間下宿・アパートの利用者も多い。

10　情報の発信・社会との連携

1）部局の方針

法学研究科においては、情報発信や社会との連携について、組織として積極的に取り組みを進めている。

情報発信については、本研究科・学部における高度な研究・教育の展開を、学生、関係各界等の関係者、その他一般市民に広く知らせるため、種々の印刷物を用意するとともに、インターネットの速報性・柔軟性を活かし、ホームページのコンテンツの充実による情報発信の強化に努めている。

また、社会との連携については、研究・教育の両面で、学問と実務の連携による研究・教育の促進を図る一方、一般市民への研究成果の還元にも取り組んでいる。

2）情報の発信

(1) 紙媒体による情報の発信

法学研究科・法学部は、写真や図版を多数使って、研究科と学部の歴史や現況をわかりやすく示した『法学部・法学研究科概要』を毎年発行している（【図 10-1】）。また、法曹養成専攻においては、入試情報と教育内容を簡潔にまとめたパンフレットを毎年発行している（【図 10-2】）。法学部では、高校生に向けて冊子『The Gateway to 京都大学法学部』を平成 23 年 5 月に刊行したが、さらに、平成 28 年 3 月には、高校生に向けて法学・政治学と社会の関係、学びと大学生活、将来の進路等を紹介する冊子『FACULTY OF LAW　京都大学 法学部』を発行した（【図 10-3】）。

さらに、法学研究科・法学部は、毎年刊行される大学全体の案内パンフレット『京都大学大学案内 知と自由への誘い』（http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/admissions/undergrad/admission でも閲覧可能）、毎年刊行される英文の大学紹介パンフレット Kyoto University（http://www.kyoto-u.ac.jp/ja/about/public/issue/ku_eprofile でも閲覧可能）にも、部局の情報を掲載している。

(2) 電子媒体による情報の発信

平成 9 年度に法学研究科・法学部のホームページを開設した（【図 10-4】）。コンテンツを次第に充実させ、現在は、研究科の沿革・記録と統計、教員紹介、入試情報・教務情報、『法学部・法学研究科概要』、自己点検・評価報告書、附属教育研究施設の紹介、関係組織である京都大学法学会、有信会及び法友会の紹介などが掲載されている。

ホームページ運営上の重要事項に関しては、ホームページ管理委員会が検討している。コンテンツの拡充やレイアウトにはその都度注意を払い、平成 19 年度には、全面リニューアルも行った。

法科大学院（法曹養成専攻）は、豊富な独自のコンテンツを持つことから、開設時より、独自のホームページを運営している。教育課程、担当教員紹介、入学者選抜方法、自己点検・評価報告書等、多くの情報を掲載しており、適宜更新作業も行っている。

平成 28 年度からは、ホームページ管理委員会のほか、研究科広報委員会及び法曹養成専攻広報委員会が中心となって法学研究科・法学部ホームページ、法科大学院ホームページの全面リニューアル作業を開始し、平成 29 年度に新しいホームページ（https://law.kyoto-u.ac.jp/）を公開した。教育課程や教員の活動等に関するコンテンツを充実させ、卒業生・修了生のインタビュー等や教員の分野別メッセージを掲載した他、ターゲット

とする層、構図や構成の時代への適合性、モバイル対応、文字情報と図や写真とのバランス等、多方面に配慮し、リニューアルの主な目的である志願者への発信媒体として、より一層わかりやすく魅力ある HP の作成に取り組み、また、更新方法の効率化等も行い、情報発信の強化を図った。

(3) 講演会

法学部・法学研究科と密接な関係を持っている団体として京都大学法学会があり、法学研究科の機関誌ともいうべき「法学論叢」の刊行に携わるほか、春秋 2 回、法学研究科教員による学術講演会を開催しており、一般にも公開されている。

令和元・2 年度に開催された学術講演会は、以下の通りである。

京都大学法学会　令和元年春季学術講演会／平成 31 年 4 月 18 日		
平等な賃金と“不合理”な賃金――日独比較の視点から	京都大学准教授	島田　裕子
継続的契約の分析視角――取引費用論・ケイパビリティ論と契約法理論	京都大学教授	吉政　知広
京都大学法学会　令和元年秋季学術講演会／令和元年 12 月 12 日		
ドイツ福祉国家の変容――メルケル政権の政策と政治	京都大学教授	近藤　正基
意見書執筆の功罪――行政訴訟の実務から学ぶ？――	京都大学教授	高木　光
京都大学法学会　令和 2 年春季学術講演会		
新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催を中止		
京都大学法学会　令和 2 年秋季学術講演会／令和 2 年 12 月 3 日		
刑事手続とその周辺	京都大学教授	池田　公博
訴訟からみえるアメリカの大学入学者決定について	京都大学教授	木南　敦

(4) オープンキャンパス等

法学部は、京都大学オープンキャンパスの学部企画に参加し、京都大学法学部への入学を目指す高校生等に対して、法学部の教育の理念や概況を紹介した。法学部の学部企画は、令和元年度は 8 月 10 日に、約 2 時間の 2 回の時間帯に分けて実施された。法学部長による歓迎の挨拶、教務主任による法学部教育の理念・概況についての紹介、さらに法学部教員による模擬授業が行われた後に、参加者からの質問等に教員が答えた。また、学部相談コーナーも併設し、法学部の教員や学生が種々の相談に応じた。令和 2 年度はオンラインで実施することとなり、法学部の学部企画では、法学部長からのメッセージ、教務主任による法学部教育についての説明、法学部における入学者受入れ方針についての説明の各動画を配信した。令和元年度は 784 名の参加があり、令和 2 年度は各動画の視聴回数を合わせて延べ 795 回の視聴があった。

また、平成 28 年度には、京都大学の実施する高大接続事業である「京都大学 ELCAS」に法学部として参画することを決定し、平成 29 年度から高校生を対象に「ELCAS 法学部」を開講している。（令和 2 年度は不開講）

3）社会との連携

(1) 研究・教育における実務との連携

法学研究科は、平成 4 年に法学研究科修士課程に専修コースを設置して以来、実務との交流を促進・円滑化し、法務・行政に関する実務志向型教育・研究の充実に努めてきた。その後、平成 16 年に法学研究科に専門

職学位課程の法曹養成専攻（法科大学院）が設置され、平成 18 年には経済学研究科との協力の下で公共政策大学院が開設されたことにより、理論と実務の連携を基軸とした研究教育の意義が高まった。

前述の通り、平成 10 年に法学研究科の附属教育研究施設として設置された法政実務交流センターには、裁判官・検察官・弁護士・企業法務担当者・行政官等の法律・行政実務経験者多数が多様な形態（専任教授・准教授、特別教授、客員教授、非常勤講師）で配置され、大学院・学部において種々の実務関連科目を担当することで、理論と実務の連携を教育の場において実践してきた。また、研究の面でも、かねてより開催されてきたシンポジウムに加え、平成 18 年度から実施されているフォーラムへの参加も通じて、実務と理論との架橋に大いに寄与している。

また、法政実務交流センターが中心となり、京都大学が人事院との協力のもとで毎年実施している「霞が関リレー特別講演」は、中央省庁より講師を招き、共通テーマに関して最新の行政課題の施策の現状と意義について、広く関西在住の大学生に向けて紹介するものであり、学生に広く国の行政に関心をもつ機会を与えるとともに、進路に関する情報を学生に提供する上でも大きな意義をもっている（55～57 頁参照）。

(2) 社会のニーズに対応した学生の受入

社会人教育・リカレント教育の意義が叫ばれる中で、本研究科は、高度専門職業人の再教育に重点的に取り組むことを自らの任務と定め、平成 18 年に、大学院法学研究科博士後期課程の学生受入方式として、新たに社会人特別選考を導入し、平成 19 年度学生募集よりその実施を始めた（13 頁参照）。また、平成 27 年度には企業活動を取り巻く先端的な法的問題への高い対応能力の習得を目指す多様な人材を受け入れるために、修士課程（先端法務コース）においても、社会人特別選考を導入し、平成 28 年度学生募集よりその実施を始めた。

一方、法曹養成専攻（法科大学院）では、平成 16 年度の開設以来、社会人（本法科大学院入学前に、少なくとも 1 年程度、主として学業以外の活動に従事した経験を有することとなる者）を受け入れている。

また、平成 4 年度開設の専修コースから平成 16 年度開設の国際公共政策専攻に至るまで、法学研究科が修士課程において実施してきた職業人・社会人教育は、平成 18 年に独立大学院として設置された専門職学位課程の公共政策大学院に発展的に継承された。

さらに、法学部において実施している第 3 年次編入学の制度には、社会人にも法学部教育の門戸を開放するという趣旨も込められている（22～23 頁参照）。

最後に、法学部及び法学研究科において受入を行っている科目等履修生・聴講生の制度も、社会のニーズに対応した学生受入方式であり、大学の社会への開放という一面ももっている（法学研究科については 13～14 頁を、法学部については 22～23 頁を、それぞれ参照）。

(3) 法学研究科教員による社会貢献

法学研究科の教員の中には、中央官公庁や地方自治体の審議会・委員会等の委員等を務め、その高い学識を通じて、立法や政策立案、各種紛争処理などの実務に貢献する者が少なくない。令和元・2 年度において、法学研究科教員が各種審議会・委員会等の幹事・委員等の委嘱を受けたのは、中央官庁では、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、法務省、外務省、経済産業省、厚生労働省、国土交通省、防衛省、公正取引委員会、金融庁、文化庁、特許庁等、司法関係では、最高裁判所、京都地方裁判所、大阪地方裁判所等、地方自治体では、京都府、大阪府、滋賀県、京都市、大阪市等であって、その他種々の独立行政法人や民間諸団体等からの委員会委員等の委嘱もあった。

11　支援組織

1）京都大学法学会

京都大学法学会は、京都大学大学院法学研究科及び法学部の教員、元教員、学生及び卒業生を会員として、会員間の知識の交換を図り、学問を通じて相互の親睦を深めることを目的とする法学研究科・法学部関係者のための学術団体である。

京都大学法学会の淵源は、明治 32（1899）年 10 月に開催された第 1 回法科大学懇親会にさかのぼる。その後、明治 34（1901）年 2 月に発足した政法協会を経て、明治 39（1906）年 1 月に京都法学会と改称し、当時の法科大学（法学部）の教員、在学生・卒業生の懇親と学術を深める団体として定着した。昭和 3（1928）年に京都帝国大学法学会に改称した後、昭和 22（1947）年に現在の名称となった。

京都大学法学会は、その目的を達成するため、毎月、機関誌「法學論叢」を刊行するとともに、毎年春秋 2 回、学術講演会を開催している。法学論叢は、「本邦ノ法学界ニ一新紀元ヲ作リタルノ大雑誌」といわれた政法協会時代の「法律学経済学内外論叢」の流れを汲み、その後「京都法學會雑誌」と改題されたが、大正 8（1919）年に法学部から経済学部が分離独立した後、現在の名称となった。法学論叢は、法学研究科の教員と大学院学生の執筆した研究論文や各種資料を掲載する法律学・政治学の学術専門誌であり、その水準の高さはひろく認められている。平成 16 年に法科大学院が開設されたことも受けて、これまでのよき伝統を継承しながら、法学教育により直接的に役立てるため、判例・立法の研究などを掲載する機会も増えている（令和元・2 年度の法学論叢の発行状況については、33 頁を参照）。

また、春秋 2 回の学術講演会は、教員がその研究の一端を平易に講演するものである。この講演会は、在外研究を終えた若手教員や新任教員が研究成果の一端を披露する場として、また、円熟教員の講演を聴講する場として機能しており、毎回、教員や学生だけでなく広く市民等の聴衆を集めている（令和元・2 年度の講演者・講演題目については、62 頁を参照）。

2）京都大学有信会

京都大学有信会は、京都帝国大学法学部の卒業生、学生、教員の親睦団体として、大正 10（1921）年 4 月、法学会から分離して、別個の組織として発足した。「有信会」という名称は、儒教の五倫の一つである「朋友有信」に因んで名付けられた。

有信会は、大正 15（1926）年 10 月に、第 1 回汎有信会大会を開催して以来、戦時期など一時中断したが、原則として 3 年ごとに京都において、全会員の集いとして、汎有信会大会を開催してきた。有信会には、近畿支部のほか、東京、東海、福岡に各支部があり、北海道には連絡所がある。さらに、活動が停止していた広島支部が再発足し、平成 17 年 7 月の支部総会開催をもって、活動を正式に再開した。

支部ごとに卒業生の活動がなされ、大学内においては、教員委員と学生委員が中心となって、新入生の歓迎会や、卒業アルバムの制作、教員と学生の親睦旅行などの活動が戦前から続けられてきた。このほか、昭和 29（1954）年からは、機関誌として、「有信会誌」を刊行している。

有信会は、従来、法学部長が委員長となり、法学研究科・法学部の教員を中心に、近畿支部の先輩委員の協力の下、汎有信会大会の開催等の活動を続けてきたが、法人化を目前に控えた平成 14（2002）年の汎有信会大会において、会則を改正して、同窓会組織としての色彩を明確にした。学内活動は、従来と同様、教員委員と学生委員が協力して行うが、全国的活動は、会長を中心に、副会長や理事等から構成される理事会が担うことになった。平成 17（2005）年の汎有信会大会では、会則改正により、会の名称が、それまでの「京都大学

法学部有信会」から「京都大学有信会」に変更されるとともに、会の目的が、従来の「会員が相互に親しみを深めること」から「会員相互の親睦を深め、法学研究科・法学部の発展に寄与すること」へと変更され、それに関連して、会の活動の在り方に、「法学研究科・法学部の発展に必要と思われる支援の実施」が新たに加えられた。これによって、有信会の法学研究科・法学部の支援組織としての性格が、会則上もより明確に規定された。なお、直近の汎有信会大会は、平成 29 年 10 月 21 日に京都ブライトンホテルで開催され、全国各地から 247 名の有信会会員の参加があった。令和 2 年 10 月に開催を予定していた汎有信会大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため令和 3 年 10 月に開催を延期した。

「有信会誌」は、現在は年 2 回発効している。毎号、教員委員と学生委員の協力の下、特集テーマを定め、平成 31 年 3 月刊行の 69 号では「AI 化する社会で考えること」、令和元年 10 月刊行の第 70 号では「社会の変化に対応する多様性」、令和 2 年 3 月刊行の第 71 号では「職場訪問」、同年 10 月刊行の第 72 号では「非常時における法律、政治面からのアプローチ」と題して会員諸氏に寄稿を依頼し、それぞれの号に特色をつけている。そのほか、会長・副会長挨拶、活動報告、書籍紹介、新任・退職教員挨拶、講演会記録、ゼミ会便りなどを掲載している。

また、有信会はホームページを開設して、各種お知らせなど掲示してきたが、平成 28 年 3 月にこれを全面リニューアルした（http://www.yushinkai.gr.jp/）。会長・副会長の挨拶のほか、各種お知らせ、イベントの報告、支部等の連絡先、ゼミ OB 会のお知らせ・連絡先などを掲載している（【図 11】参照）。

3）京都大学法学部法友会

京都大学法学部法友会は、昭和 27（1952）年 12 月に法学部父兄懇談会として発足した歴史ある組織であり、平成 11 年 4 月に法学部が百周年を迎えたのを機に「京都大学法友会」と改称し、現在に至っている。京都大学法学部学生（1～4 回生に限る）の父母その他これに準じる親族を普通会員とし、教授、准教授、講師及び同会世話人が適当と認めて推薦した人を名誉会員としている。

同会は、法学部学生の教育目的の達成を助けるため、懇談会、講演会などの開催と会報の発行を事業目的としており、これらの事業遂行のため、任期一カ年の世話人を中心に、教員等との懇親会の開催、講演会その他の集会の実施、「京都大学法学部　法友会会報」（年 1 回・9 月）の発行、年数回の世話人会等の活動を行っている。

毎年の法学部入学式当日には、多数の会員の参加の下、法友会総会および懇談会が行われ、法学部長の話の他、「法学部の教育・卒業後の進路について」、「司法試験について」、「公務員試験について」といった題目で、法学研究科教員が話をし、その後に熱心な質疑応答が行われている。令和元・2 年の総会の様子は、それぞれ法友会会報第 88 号・89 号に詳しく掲載されている。

12　教員の個人活動

1)教授・准教授の自己点検・評価

※本章では、令和３年３月31日現在在職の法学研究科の教授・准教授及び公共政策連携研究部の法学・政治学系の教授から下記項目について作成・提出された原稿を、形式面での調整以外は行わず、教授・准教授の順で各々五十音順で掲載している。

教授・准教授の自己点検・評価フォーマット

Ⅰ　研究活動
　Ⅰ―1　現在の研究テーマと最近の活動
　Ⅰ―2　最近５年間(平成28年４月から令和３年３月)の研究成果
　　(1)公表された著作
　　①著書
　　②論文
　　③その他
　　(2)学会報告・講演等
　　(3)共同プロジェクトへの参加(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)
Ⅱ　教育活動(令和元、２年度)
　Ⅱ―1　大学院
　Ⅱ―2　学部
　Ⅱ―3　他学部・大学院、全学共通科目
Ⅲ　学外活動(令和元、２年度)
　Ⅲ―1　他大学非常勤講師・兼任教授等
　Ⅲ―2　各種学外委員
　Ⅲ―3　所属学会及び学会役員等
　Ⅲ―4　受賞の状況
Ⅳ　今後の研究計画と展望

目　次

＝教　授＝
秋月　謙吾……67
淺田　正彦……68
池田　公博……74
伊藤　孝夫……77
稲谷　龍彦……79
稲森　公嘉……83
愛知　靖之……85
岡村　忠生……89
笠井　正俊……92
唐渡　晃弘……95
川濵　　昇……97
北村　雅史……100
木南　　敦……104
木村　敦子……106
小久保孝雄……110
近藤　正基……112
齊藤　真紀……115
酒井　啓亘……117
佐々木　健……121
塩見　　淳……124
潮見　佳男……127
島田　幸典……130
白井　正和……132
洲崎　博史……136
鈴木　秀光……138
鈴木　基史……141
曽我　謙悟……144
曽我部真裕……147
髙山佳奈子……152
建林　正彦……157
土井　真一……159
中西　　寛……161
中西　　康……165
仲野　武志……168
長野　史寛……170
奈良岡聰智……173
西谷　祐子……179
橋本　佳幸……185
服部　高宏……188
濵本正太郎……190
原田　大樹……195
Hijino Ken Victor Leonard……200
船越　資晶……203
堀江　慎司……205
本多　俊雄……207
前田　雅弘……208
牧野　展久……211
待鳥　聡史……212
松本　芳希……216
村中　孝史……217
毛利　　透……220
森川　輝一……224
安田　拓人……227
山下　徹哉……231
山田　　文……235
山本　克己……239
山本　敬三……242
横山　美夏……246
吉政　知広……249
和久井理子……253

＝准教授＝
音無　知展……256
Karaiskos Antonios……257
Koziol Gabriere……265
近藤　圭介……267
佐藤　　団……271
島田　裕子……273
須田　　守……275
高谷　知佳……277
髙橋　陽一……279
西内　康人……282
Murphy Mahon Stephen……285
和田　勝行……288

＝特定准教授＝
Alvarez Ortega Miguel……290

秋月　謙吾　AKIZUKI Kengo　教　授　行政学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在の研究の主な力点は、1990 年代以降の地方分権の動きを理論的に位置づけることにおいている。
他に関心を深めつつある領域としては、国際的人口移動と地方政府の政策対応、災害行政などである。

Ⅰ－2　最近 5 年間(平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度

・秋月謙吾・南京兌(共編)『地方分権の国際比較：その原因と中央地方間の権力関係の変化』慈学社出版 2016 年

●平成 30 年度

(共編)

・Co-Editor, Japan Committee, Global Encyclopedia of Public Administration, Public Policy, and Governance (Springer International Publishing) 2018

●令和 2 年度

・秋月謙吾・城戸英樹(共編)『政府間関係の多国間比較：中間政府の権限移譲の実態』慈学社出版 2021 年

②論文

●平成 28 年度

・「終章 地方分権のダイナミズム－比較分析の結果をふまえて」『地方分権の国際比較：その原因と中央地方間の権力関係の変化』慈学社出版 2016 年

③その他

●平成 30 年度

・(記事)「公共部門の人材育成を目指して」『国際文化研修』2018 年夏 第 100 号(全国市町村国際文化研修所)

(2) 学会報告・講演等

●平成 29 年度

・“Federalism under Trump Administration”, August 24, 2017 Woodrow Wilson International Center for Scholars 報告および討論

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

・「幸福をはかる公共政策」挑戦的萌芽研究 代表者

・「地方分権の原因と効果に関する多国間比較研究」基盤研究(B)代表者

●平成 29 年度

・「幸福をはかる公共政策」挑戦的萌芽研究 代表者

・「中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究」基盤研究(B)代表者

●平成 30 年度

・「中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究」基盤研究(B)代表者

●令和元年度

・「中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究」基盤研究(B)代表者

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法曹養成専攻)

・地方自治体における政策形成(前期)
地方自治体においてどのような政治力学で政策形成が行われるかについて講義を行った。

(公共政策大学院)

・Contemporary Issues1 (前期)
現代政治における諸問題について英語で議論を行った。

・Contemporary Issues2 (後期)
現代政治における高度な諸問題について英語で議論を行った。

●令和 2 年度

(法曹養成専攻)

・地方自治体における政策形成(前期)
地方自治体においてどのような政治力学で政策形成が行われるかについて講義を行った。

（公共政策大学院）
・Contemporary Issues1（前期）
現代政治における諸問題について英語で議論を行った。
・Contemporary Issues2（後期）
現代政治における高度な諸問題について英語で議論を行った。

Ⅱ－2　学部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・外国文献講読（法・英）I-E1（前期）
アメリカ政治に関する多様な英語文献を講読

●令和２年度
・外国文献講読（法・英）I-E1（前期）
アメリカ政治に関する多様な英語文献を講読

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
警察の法政策に関する関西研究会 委員
外務省政策評価アドバイザリーグループ 委員
人事院 国家公務員試験委員（行政学）

●令和２年度
警察の法政策に関する関西研究会 委員
外務省政策評価アドバイザリーグループ 委員
人事院 国家公務員試験委員（行政学）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本行政学会・理事

●令和２年度
日本行政学会・理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

国際的人口移動と地方政府の政策対応、治安維持と行政、災害行政などの新しい関心についての研究に端をつけるとともに、地方分権についての理論的整理を終えて、論文にまとめる作業を行うことが最大の課題である。

浅田　正彦　ASADA Masahiko　教　授　国際法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

個人研究としては、核不拡散条約（NPT）体制を中心に大量破壊兵器の拡散防止の問題、自衛権を中心とした国際法における武力行使の規制の問題、国連における経済制裁を中心とした集団安全保障の問題、日中・日韓の戦後賠償の問題などを主たるテーマとして研究を行っている。国際共同研究としては、日仏蘭の研究者が中心となって結成された「輸出規制国際専門家グループ（INGEER）」の一員として、安全保障貿易管理に関する共同研究を続けている。また、ニューヨーク大学を中心に行われているグローバル行政法（GAL）の研究にも論文寄稿などを通じて参加している。それらを含め、外国の雑誌や単行本への執筆の機会が与えられれば、できるだけ積極的に対応している。日本との関係における社会的な貢献としては、外務省の国際法局および軍縮不拡散・科学部ならびにそれらの課室と頻繁に協議・意見交換を行っており、また機会があるごとに各種の政府間国際会議・外交交渉に政府代表団の顧問としての出席を続けるとともに、国際機関の設置した各種委員会にも委員として参加している。

Ⅰ－2　最近５年間（平成 28 年４月～令和３年３月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度

- 『国際法（第 3 版）』（編著、東信堂、2016 年 4 月）
- 『ベーシック条約集 2017』（共同編集代表、東信堂、2017 年 3 月）

●平成 29 年度

- 『ベーシック条約集 2018』（共同編集代表、東信堂、2018 年 3 月）

●平成 30 年度

- 『ベーシック条約集 2019』（共同編集代表、東信堂、2019 年 3 月）

●令和元年度

- 『国際法（第 4 版）』（編著、東信堂、2019 年 4 月）
- 『判例国際法（第 3 版）』（共同編集代表、東信堂、2019 年 6 月）
- 『実証の国際法学の継承（安藤仁介先生追悼）』（共編著、信山社、2019 年 12 月）
- 『ベーシック条約集 2020』（共同編集代表、東信堂、2020 年 3 月）

●令和 2 年度

- Economic Sanctions in International Law and Practice (Routledge) (editor)
- 『現代国際法の潮流Ⅰ：総論、法源・条約、機構・経済、海洋、南極・宇宙』（共編、東信堂、2020 年 11 月）
- 『現代国際法の潮流Ⅱ：人権、刑事、遵守・責任、武力紛争』（共編著、東信堂、2020 年 11 月）
- 『ベーシック条約集 2021』（編集代表、東信堂、2021 年 3 月）

②論文

●平成 28 年度

- “A Path to a Comprehensive Prohibition of the Use of Chemical Weapons under International Law: From The Hague to Damascus,” *Journal of Conflict and Security Law,* Vol. 21 (2016), No. 2, pp. 153-207.
- 「EU の対イラン独自制裁と安保理決議」『国際商事法務』第 44 巻 5 号（2016 年 5 月）751-755 頁。
- 「EU の対イラン独自制裁と対抗措置」『国際商事法務』第 44 巻 11 号（2016 年 11 月）1688-1691 頁。
- 「北朝鮮の核開発と国連の経済制裁」『論究ジュリスト』第 19 号（2016 年秋）99-107 頁。
- 「国家責任条文における相互依存的義務の違反と対抗措置－第 42 条と第 48 条の関係を中心に－」『21 世紀の国際法と海洋法の課題』（東信堂、2016 年）44-77 頁。
- 「国家責任条文における対抗措置と対イラン独自制裁－相互依存的義務の違反をめぐって－」『国際法研究』第 5 号（2017 年 3 月）31-69 頁。
- 「NPT 普遍化と脱退」『NPT ハンドブック（第 3 版）』（日本戦略研究フォーラム、2017 年 3 月）30-35 頁。

●平成 29 年度

- 「日印原子力協定とインドの核実験―公文の法的拘束力をめぐって―」『法学教室』第 440 号（2017 年 5 月）61-68 頁。
- 「日印原子力協定を検証する」『エネルギーレビュー』第 37 巻 6 号（2017 年 6 月）44-47 頁。
- “Japan-India Nuclear Cooperation: Impact of Possible Indian Nuclear Testing,” *International Law Gazette,* Year 1, Issue 3 (15 July 2017), pp. 5-6.
- 「化学兵器禁止体制の現状と課題」山本武彦・庄司真理子編『軍縮・軍備管理』（志學社、2017 年 9 月）231-257 頁。
- “The Role of the Security Council in WMD-Related Export Control: Synergy between Resolution 1540 (2004) and Sanctions Resolutions,” in Dai Tamada and Philippe Achilleas (eds.), *Theory and Practice of Export Control: Balancing International Security and International Economic Relations* (Springer, 2017), pp. 29-40.
- “The Intensity Element in the Concept of International Armed Conflict under International Humanitarian Law: A Dissenting Opinion to the International Law Association’s Use of Force Committee Report,” *Taiwanese Yearbook of International Law,* Vol. 2 (2016), pp. 119-155.
- “The Senkaku/Diaoyu Islands Issue and Confidence-Building in the East China Sea,” in Clive Schofield, Young Kil Park and Leonardo Bernard (eds.), *East China Sea: How to Build Confidence and Promote Cooperation* (Korea Maritime Institute, 2017), pp. 49-75.

●平成 30 年度

- “How to Determine the Legal Character of an International Instrument: The Case of a Note Accompanying the Japan-India Nuclear Cooperation Agreement,” *International Community Law Review,* Vol. 20, No. 2 (2018), pp. 192-219.
- 「『冬の時代』に入った軍備管理・軍縮と日本の役割」『国際問題』第 672 号（2018 年 6 月）1-4 頁。

●令和元年度

- 「条約法条約第 18 条に定める義務の不確実性―CTBT との関係を素材に―」芹田健太郎・薬師寺公夫・浅田正彦・酒井啓亘編『実証の国際法学の継承（安藤仁介先生追悼）』（信山社、2019 年）635-660 頁。

●令和 2 年度

- 「化学兵器の使用と国際法―シリア内戦を契機として―」浅田正彦・桐山孝信・徳川信治・西村智朗・樋口一彦編『現代国際法の潮流Ⅱ：人権、刑事、遵守・責任、武力紛争』（東信堂、2020 年）395-423 頁。
- 「NPT50 年の成果と課題」『エネルギーレビュー』第 40 巻 9 号（2020 年 9 月）11-14 頁。

- “Definition and Legal Justification of Sanctions,” in Masahiko Asada (ed.), *Economic Sanctions in International Law and Practice* (Routledge, 2020), pp. 3-23.
- “A ‘Winter Phase’ for Arms Control and Disarmament and the Role for Japan,” *Japan Review,* Vol. 3, No. 3-4 (Spring 2020), pp. 38-43.
- 「イランの核問題と国際法―包括的共同作業計画（JCPOA）と制裁復活の問題を中心に―」『岡山大学法学会雑誌』第 70 巻 3・4 号（2021 年 3 月）387-482 頁。

③その他

●平成 28 年度
- 「核・軍縮問題」『現代用語の基礎知識 2017』（自由国民社、2017 年 1 月）
- 「核不拡散条約」『現代用語の基礎知識 2017』（同上）
- 「アメリカ大統領の広島訪問」『現代用語の基礎知識 2017』（同上）
- “Judicial Decisions in Japan: Public International Law,” *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 59 (2016), pp. 463-489 (Co-editor).
- 「国際法判例の動き」『ジュリスト臨時増刊 平成 27 年度重要判例解説』（2016 年 4 月）274-279 頁。
- 「南シナ海裁判における完全敗北は中国の失策」RIPS’Eye、第 207 号（2016 年 8 月 24 日）
- 「核軍縮の岐路」『核兵器・核実験モニター』第 504 号（2016.9.15）8 頁。
- 「核兵器禁止条約・熟考を」『毎日新聞』2016 年 10 月 23 日。
- 「核兵器禁止条約は NPT 体制の弱体化につながる（核兵器禁止条約、日本はなぜ反対したのか）」『ヤフー・ニュース』2016 年 12 月 5 日。
- 「再処理停止なら争いも」『高知新聞』2017 年 1 月 13 日。
- 「安藤仁介先生を偲んで」『有信会誌』第 65 号（2017 年 3 月）26-27 頁。
- 「国際法学者が実務を経験して」『外交』第 42 巻（2017 年 3・4 月）122-127 頁。

●平成 29 年度
- 「核・軍縮問題」『現代用語の基礎知識 2018』（自由国民社、2018 年 1 月）
- 「国際法判例の動き」『平成 28 年度重要判例解説』（2017 年 4 月）290-295 頁。
- “Judicial Decisions in Japan: Public International Law,” *Japanese Yearbook of International Law,* Vol.59 (2016), pp. 463-489. (Co-editor)
- “The Destruction of Japanese Abandoned Chemical Weapons in China under the Chemical Weapons Convention (Japanese Digest of International Law),” *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 59 (2016), pp. 372-394.
- 「識者談話：核軍縮体制の見通し暗い」『共同通信』2017 年 7 月 8 日（外信 060S）
- 「NPT 体制損なう恐れも」『毎日新聞』2017 年 7 月 12 日
- 「判例研究・国際司法裁判所 核軍備競争の停止と核軍備の縮小に関する交渉義務事件」『国際法外交雑誌』第 116 巻 2 号（2017 年 8 月）97-114 頁。
- 「アメリカ大統領の広島訪問」『現代用語の基礎知識（ニュース解体新書）』（2017 年 10 月）99 頁。
- 「『詰め込み教育』の是非」『エネルギーレビュー』第 38 巻 2 号（2018 年 2 月）
- 「核兵器禁止条約と核軍縮・不拡散体制の今後」『ひろしまレポート 2018』（2018 年 3 月）21-22 頁。
- “Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons,” in *Hiroshima Report 2018 Edition: Evaluation of Achievement in Nuclear Disarmament, Non-Proliferation and Nuclear Security in 2017,* pp. 25-26.
- Group of Eminent Persons for Substantive Advancement of Nuclear Disarmament, *Building Bridges to Effective Nuclear Disarmament: Recommendations for the 2020 Review Process for the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT)* (Ministry of Foreign Affairs, Japan, March 2018) (co-author)

●平成 30 年度
- 「核・軍縮問題」『現代用語の基礎知識 2019』（自由国民社、2019 年 1 月）
- 「国際法判例の動き」『平成 29 年度重要判例解説』（2018 年 4 月）284-289 頁。
- “Judicial Decisions in Japan: Public International Law,” *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 60 (2017), pp. 457-487 (Co-editor).
- 「どうみる米朝首脳会談」（李相哲と対談）『京都新聞』2018 年 6 月 14 日
- 「NPT 形骸化の懸念」『東京新聞』2019 年 3 月 30 日
- 「INF 条約の廃棄と日本の安全保障」『ひろしまレポート 2019』（2019 年 3 月）30-31 頁。
- “A Possible Demise of the INF Treaty and Japan’s Security,” in *Hiroshima Report 2019 Edition: Evaluation of Achievement in Nuclear Disarmament, Non-Proliferation and Nuclear Security in 2018,* pp.38-40.
- Group of Eminent Persons for Substantive Advancement of Nuclear Disarmament, *Kyoto Appeal:Appeals for the 2020 Review Process for the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons (NPT)* (Ministry of Foreign Affairs, Japan, March 2019) (co-author)

●令和元年度
- 「国際法判例の動き」『平成 30 年度重要判例解説』（2019 年 4 月）
- “Judicial Decisions in Japan: Public International Law” (co-editor), *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 61 (2018)
- 「風雲急を告げるイランの核問題と JCPOA」『RIPS’ Eye』第 237 号（2019 年 7 月 24 日）
- 「対談 京都の国際法学（上）」（松井芳郎と対談）『法学セミナー』第 779 号（2019 年 12 月）
- 「対談 京都の国際法学（下）」（松井芳郎と対談）『法学セミナー』第 780 号（2020 年 1 月）

●令和 2 年度

- 「国際法判例の動き」『令和元年度重要判例解説』(2020 年 4 月)
- "Note on the United States' Claim to Activate the Snapback Mechanism under Security Council Resolution 2231" (co-author), *Völkerrechtsblog,* 28 August 2020
- "Judicial Decisions in Japan: Public International Law" (co-editor), *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 62 (2019)
- 「法学者の本棚―師の影を追って」『法学セミナー』第 794 号(2021 年 3 月)
- "Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons and Japan," *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 63 (2020)

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度

- 「核兵器の不拡散と日本の原子力政策」『原子力政策の将来を考える若手議員勉強会』(参議院議員会館) 2016 年 4 月(招待講演)
- "Gaps in Security Council Resolution1540 (2004) and How to Close Them," Open Consultations on the Comprehensive Review of the Status of Implementation of Resolution 1540 (2004), 1540 Committee of the UN Security Council, New York, June 2016
- "Panel 2: Innovative Legal Techniques and Principles," International Law, Innovation and the Environment (The Sixth International Four Societies Conference), July 2016, Waterloo, Canada (chair)
- 「北朝鮮の核開発と国連制裁」ヒロシマ平和セミナー 2016(広島平和研究所) 2016 年 8 月
- 「領土紛争の解決と北方領土問題」北方領土問題理解促進事業(京王プラザホテル札幌) 2016 年 10 月(招待講演)
- "EU's Autonomous Sanctions against Iran as Countermeasures under International Law?," presentation at *Theory and Practice of Export Regulations: International Trade Law and Export* Regulations, November 2016, Université de Caen-Normandie, France
- 「非核兵器地帯を含む地域安全保障」国連軍縮会議長崎(ホテルニュー長崎) 2016 年 12 月(座長)

●平成 29 年度

- 「日印原子力協定の意義について」衆議院外務委員会(2017 年 4 月、衆議院)(参考人、招待)
- "How to Break the Impasse of CTBT's Non-Entry into Force: Some Legal Reflections," presented at the Panel Discussion CTBT as a Cornerstone of the NPT Regime, May 2017, Permanent Mission of Japan to the International Organizations in Vienna, Vienna, Austria(招待講演)
- "Japan-India Nuclear Cooperation Agreement and the Legal Nature of the Accompanying Note," presented at the Kobe Seminar on International Law 2017: What Constitutes Treaty in International Jurisprudence and State Practice, June 2017, Kobe
- "Legal Issues relating to the CTBT," Regional Conference for States in the South East Asia, the Pacific and the Far East (SEAPFE) Region on the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBT), July 2017, Ministry of Foreign Affairs, Tokyo
- "Significance of CTBT in Global Disarmament and Non-Proliferation Efforts," presentation at the Symposium on the Comprehensive Nuclear-Test-Ban Treaty (CTBT) and its Verification Regime, July 2017, Tokyo Institute of Technology, Tokyo
- 「核不拡散への世界の挑戦及び日米原子力協定について」『エネルギー・クロストーク(葛西賀子)』Web ラジオ、2017 年 9 月
- 「生物・化学兵器問題」『軍縮・不拡散問題講座』(国際問題研究所)、2017 年 9 月(講義)
- "Reflections on Future Challenges for the CWC," presentation at the OPCW Conference - The Chemical Weapons Convention in 2017: What Are the Boundaries to its Future Evolution?, November 2017, The Hague
- "UN and non-UN Sanctions in International Law," INGEER 2017, Kobe University, November 2017.
- "Towards the 2020 NPT Review Conference," presentation at the 27th United Nations Conference on Disarmament Issues in Hiroshima, November 2017.
- 「核軍縮と日本」『東京で学ぶ京大の知:第 26 回(国際社会の中の日本－世界との関係・日本の現状－)』2017 年 12 月、京都アカデミアフォーラム in 丸の内
- 「化学兵器の禁止」防衛研究所一般課程、2017 年 12 月(講義)
- 「核兵器禁止条約が核軍縮・不拡散及び NPT 体制等他の条約に与える効果・影響について」核兵器禁止条約に関する勉強会(外務省) 2018 年 1 月(報告)

●平成 30 年度

- "CTBT and Obligations under Article 18 of the VCLT," Disarmament Law Conference, University of Auckland Law School, Auckland, New Zealand, June 2018
- 「国連軍縮アジェンダ:大量破壊兵器」『広島から考える:国連軍縮アジェンダ』国連ユニタール広島/国連軍縮部共催(2018 年 8 月、広島商工会議所ビル、招待講演)
- 「平和条約と北方領土問題」『平和条約締結と日ロ関係の発展』北方領土問題理解促進事業(北方領土復帰期成同盟)京王プラザホテル札幌、2018 年 10 月(招待講演)
- 「国際的な核不拡散の強化に向けて」日本原子力研究開発機構『原子力平和利用と核不拡散・核セキュリティに係る国際フォーラム』時事通信ホール、2018 年 12 月(座長)
- 「化学兵器の禁止」防衛研究所一般課程、2019 年 1 月(講義)

●令和元年度
・「生物・化学兵器問題」『軍縮・不拡散問題講座』(日本国際問題研究所) 2019 年 9 月(講義)
・"Legal Justification of UN and non-UN Sanctions," Japan-Europe Export Control Symposium, Utrecht University, October 2019
・「北方領土問題と日露平和条約交渉」北方領土問題理解促進事業(北方領土復帰期成同盟)京王プラザホテル札幌、2019 年 11 月(招待講演)。
・「化学兵器の禁止」防衛研究所一般課程、2020 年 2 月(講義)
●令和 2 年度
・「日経プラス 10 サタデー『ニュースの疑問』」BS テレ東、2020 年 9 月(解説)
・"Iran, Nuclear Weapons and International Law: From a Deal to a Mess?," Fifth Hans Kelsen Memorial Lecture at the Universty of Colgne, November 2020(招待講演)
・「非核化の実施において検討すべき要素・手順と課題」『技術的知見に基づく核不拡散政策調査に係るワークショップ―非核化達成のための要因分析と今後の展開―』JAEA 核不拡散・核セキュリティ―総合支援センター、2020 年 12 月(招待講演・討論)
・「化学兵器の禁止」防衛研究所一般課程、2021 年 1 月(講義)

(3) 共同プロジェクトへの参加(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
国際法事例研究会、日本原子力研究開発機構(JAEA)核不拡散政策研究委員会(委員長)、国際司法裁判所判例研究会、日本海洋法研究会、「安全保障貿易管理の法秩序―安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言」(科学研究費基盤研究 A(代表者・浅田正彦))「国連海洋法条約体制の包括的分析―条約発効 20 年の総括と将来への展望」(科学研究費基盤研究 B(代表者•薬師寺公夫))、アジア信頼醸成措置研究会(広島平和研究所)、International Law Association (ILA) Committee on the Use of Force, International Law Association (ILA) Committee on Nuclear Weapons, Non Proliferation and Contemporary International Law, International Group on Global Security (IGGS), International Group of Experts on Export Regulations (INGEER), Global Administrative Law Project (New York University)

●平成 29 年度
国際法事例研究会、日本原子力研究開発機構(JAEA)核不拡散政策研究委員会(委員長)、国際司法裁判所判例研究会、日本海洋法研究会、「安全保障貿易管理の法秩序―安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言」(科学研究費基盤研究 A(代表者・浅田正彦))「国連海洋法条約体制の包括的分析―条約発効 20 年の総括と将来への展望」(科学研究費基盤研究 B(代表者・薬師寺公夫))、アジア信頼醸成措置研究会(広島平和研究所)、International Law Association (ILA) Committee on the Use of Force, International Law Association (ILA) Committee on Nuclear Weapons, International Group of Experts on Export Regulations (INGEER), Global Administrative Law Project (New York University)

●平成 30 年度
国際法事例研究会、日本原子力研究開発機構(JAEA)核不拡散政策研究委員会(委員長)、国際司法裁判所判例研究会、日本海洋法研究会、「安全保障貿易管理の法秩序―安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言」(科学研究費基盤研究 A(代表者・浅田正彦))「国連海洋法条約体制の包括的分析―条約発効 20 年の総括と将来への展望」(科学研究費基盤研究 B(代表者・薬師寺公夫))、アジア信頼醸成措置研究会(広島平和研究所)、International Law Association (ILA) Committee on the Use of Force, International Law Association (ILA) Committee on Nuclear Weapons, International Group of Experts on Export Regulations (INGEER), Global Administrative Law Project (New York University)

●令和元年度
国際法事例研究会、日本原子力研究開発機構(JAEA)核不拡散政策研究委員会(委員長)、国際司法裁判所判例研究会、日本海洋法研究会、「安全保障貿易管理の法秩序―安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言」(科学研究費基盤研究 A(代表者・浅田正彦))「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(科学研究費基盤研究 A(代表者・植木俊哉))、International Law Association (ILA) Committee on the Use of Force, International Law Association (ILA) Committee on Nuclear Weapons, International Group of Experts on Export Regulations (INGEER), Global Administrative Law Project (New York University)

●令和 2 年度
国際法事例研究会、日本原子力研究開発機構(JAEA)核不拡散政策研究委員会(委員長)、国際司法裁判所判例研究会、日本海洋法研究会、「安全保障貿易管理の法秩序―安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言」(科学研究費基盤研究 A(代表者・浅田正彦))「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」(科学研究費基盤研究 A(代表者・植木俊哉))、International Law Association (ILA) Committee on the Use of Force, International Law Association (ILA) Committee on Nuclear Weapons, International Group of Experts on Export Regulations (INGEER), Global Administrative Law Project (New York University)

Ⅱ 教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1 大学院

●令和元年度
なし

●令和２年度
（法政理論専攻）
・国際法２（通年）：条約法に関する外国文献を検討した。
・国際法研究２（通年）：条約法に関する外国文献を検討した。
（公共政策大学院）
・国際法（前期）：
国際法の総論、国家の成立、国家の基本的権利義務、海洋法の各分野を関連判例とともに検討した。
・国際安全保障法（後期）：
紛争の平和的解決、国際安全保障、武力紛争の各分野を関連判例とともに検討した。

Ⅱ－２　学部

●令和元年度
なし
●令和２年度
・国際法（対人管轄・紛争）【旧国際法第二部】（前期）：
正常な国際関係が損なわれた場合における国際法の役割と、国家管轄権の人的側面を扱った。
・法学入門Ⅱ（後期）：国際法に関する基本問題を扱った。
・演習（国際法）（前期）：国際法に関する諸問題を検討した。

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
なし
●令和２年度
・国際法（対人管轄・紛争）（経済学部・前期）：
正常な国際関係が損なわれた場合における国際法の役割と、国家管轄権の人的側面を扱った。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）客員研究員
（財）日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター客員研究員
防衛省防衛研究所一般課程講師
●令和２年度
（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）客員研究員
（財）日本国際問題研究所 軍縮・不拡散促進センター客員研究員
防衛省防衛研究所一般課程講師

Ⅲ－２　各種学外委員

●令和元年度
・外務省専門職員採用試験委員
・外務省軍縮問題有識者懇談会委員
・外務省「核軍縮の実質的な進展のための賢人会議」委員
・経済産業省ワシントン条約に基づく登録の制度構築に関する検討会議（座長）
・人事院国家公務員採用総合職試験専門委員
・平和・安全保障研究所研究委員
・（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散政策研究委員会委員（委員長）
・（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散科学技術フォーラム委員
・（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）情報公開委員会委員
・Journal of Conflict and Security Law 編集委員
・ケルン大学国際平和安全法研究所顧問
●令和２年度
・外務省軍縮問題有識者懇談会委員
・人事院国家公務員採用総合職試験専門委員
・平和・安全保障研究所研究委員
・（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散政策研究委員会委員（委員長）
・（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）核不拡散科学技術フォーラム委員
・（独）日本原子力研究開発機構（JAEA）情報公開委員会委員
・Journal of Conflict and Security Law 編集委員
・ケルン大学国際平和安全法研究所顧問

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
・国際法学会（代表理事）
・世界法学会（理事）

・国際法協会（世界大会実行委員長、武力行使委員会委員、核兵器・不拡散委員会委員）
・国際法協会日本支部（理事、Japanese Yearbook of International Law 編集委員）
・アジア国際法学会日本協会（理事）
・日本安全保障貿易学会（理事）
・日本軍縮学会（監事）
・アメリカ国際法学会（終身会員）

●令和 2 年度
・国際法学会（代表理事、名誉理事）
・世界法学会（理事）
・国際法協会（世界大会実行委員長、武力行使委員会委員、核兵器・不拡散委員会委員）
・国際法協会日本支部（理事、Japanese Yearbook of International Law 編集委員）
・アジア国際法学会日本協会（理事）
・日本安全保障貿易学会（理事）
・日本軍縮学会（監事）
・アメリカ国際法学会（終身会員）
・日本学術会議連携会員

Ⅲ－4　受賞の状況

●令和元年度
防衛大臣表彰

●令和 2 年度
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまでの研究成果を著書にまとめると共に、今後も国際法に関する研究を継続する。

池田　公博　IKEDA Kimihiro　教　授　刑事訴訟法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

刑事手続法分野のうち、犯罪捜査において、被疑者を含む関係者の同意や協力を得て実施される捜査手法に及ぼされるべき統制のあり方を研究している。捜査目的を達するためには、一方的な権限行使のみならず、処分を受ける国民の同意や協力を得て処分を実施することも、その柔軟性や効率性に鑑みて有効であり、実務上も相応の役割を果たしている。そうした手法の適法性を支える同意の有効性に影響を及ぼす事情や、同意の調達に向けた働きかけの統制のあり方を明らかにすることを目的としている。

そのほか、いわゆる性犯罪との関係で、とりわけ被害者が年少である場合を念頭に置いた公訴時効の起算点の繰り下げや司法面接結果の証拠としての利用可能性について、また、刑事司法手続全般に関わる問題として、令状発付手続や公判審理その他への情報通信技術の導入可能性について、それぞれ立法論も見据えた検討を行なっている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 29 年度
・井上正仁・酒巻匡・大澤裕・川出敏裕・堀江慎司・池田公博・笹倉宏紀著『ケースブック刑事訴訟法〔第 5 版〕』（有斐閣）

●平成 30 年度
・酒巻匡・大澤裕・川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』（有斐閣）

②論文

●平成 28 年度
・「刑訴法改正案における協議・合意」法律時報 88 巻 4 号 68-73 頁
・「法的根拠を要する捜査手法－ドイツ法との比較を中心に」刑法雑誌 55 巻 3 号 410-422 頁
・「ドイツにおけるサイバー犯罪の捜査」刑事法ジャーナル 51 号 42-47 頁
・「無令状捜索における証拠存在の蓋然性の意義」研修 825 号 3-12 頁

●平成 29 年度
・「性犯罪における被害者保護」刑事法ジャーナル 54 号 39-45 頁

●平成 30 年度

・「性犯罪の非親告罪化・公訴時効の撤廃またはその進行の停止」法律時報 90 巻 4 号 73-76 頁
・“Zur Erledigung von Strafverfahren ohne Hauptverhandlung im japanischen Recht”, in: *Zeitschrift für die gesamte Strafrechtswissenschaft* 130, S. 438-446
・「捜査対象者の同意と捜査手法の適否」酒巻匡・大澤裕・川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(有斐閣) 233-255 頁

●令和元年度
・「証拠の整理・採否」論究ジュリスト 31 号 107-114 頁
・「強制処分法定」の根拠と適用基準 刑法雑誌 58 巻 3 号 378-397 頁

●令和 2 年度
・「捜査に対する被処分者の同意の意義と有効性」研修 863 号 3-16 頁

③その他

●平成 29 年度
・「公訴時効廃止の適用関係を定めた経過規程措置の合憲性」ジュリスト 1505 号(平成 28 年度重要判例解説) 194-195 頁
・「約束による自白」刑事訴訟法判例百選〔第 10 版〕162-163 頁
・「令状によらない捜索」刑法雑誌 56 巻 3 号 476-781 頁
・「車両位置情報の把握に向けた GPS 端末装着の強制処分該当性」法学教室 444 号 72-79 頁

●平成 30 年度
・「警察によるイスラム教徒の個人情報の収集・保管・利用の合憲性－公安テロ情報流出事件」メディア判例百選〔第 2 版〕92-93 頁

●令和元年度
・「保護室に収容されている未決拘禁者と弁護人等との面会」民商法雑誌 155 巻 4 号 819-831 頁
・「協力の効用と『見返り』」刑政 130 巻 4 号 56-57 頁
・「インターネットで何をするか」刑政 130 巻 8 号 54-55 頁
・「習慣を改める」刑政 130 巻 12 号 56-57 頁
・「第 3 講 検察官面前調書(2 号後段)に関する問題」法学教室 474 号 100-107 頁

●令和 2 年度
・「併合罪関係にある被疑事実に関する捜査の同時処理義務の有無」ジュリスト 1544 号(令和元年度重要判例解説) 166-167 頁
・「『右肩下がり』の時代に」刑政 131 巻 4 号 52-53 頁
・「『対面すること』の価値」刑政 131 巻 8 号 52-53 頁
・「第 7 講 同種前科・類似事実による立証」法学教室 482 号 109-117 頁
・「撮影の自由」刑政 131 巻 12 号 66-67 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・日本刑法学会第 94 回大会ワークショップ「令状によらない捜索」〔オーガナイザー〕(平成 28 年 5 月 22 日・名古屋大学)

●平成 29 年度
・“Zur Erledigung von Strafverfahren ohne Hauptverhandlung im Japanischen Recht”, 36. TAGUNG FÜR RECHTS-VERGLEICHUNG “Das Recht und seine Durchsetzung”, Basel, Switzerland, 15 September 2017.

●平成 30 年度
・「捜査協力を理由とする刑の減免－ドイツにおける王冠証人規定」平成 30 年度刑事専門研究会 2(平成 30 年 5 月 24 日、司法研修所)
・「求刑合意時の量刑評価のあり方」平成 30 年度刑事専門研究会 2(平成 30 年 5 月 24 日、司法研修所)
・「『強制処分法定』の根拠と適用基準」日本刑法学会第 96 回大会共同研究「『強制処分』の概念とその規律」(分科会 II)(平成 30 年 5 月 26 日、関西大学)

●令和 2 年度
・「刑事手続とその周辺」京都大学法学会秋季学術講演会(令和 2 年 12 月 3 日)
・「証拠の関連性」と「証拠調べの必要性」司法研修所教官セミナー(令和 3 年 3 月 17 日)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
・科学研究費基盤研究(C)「刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律」(研究代表者)
・科学研究費基盤研究(A)「私人の権利行使を通じた法の実現－法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」(研究分担者)
・科学研究費基盤研究(B)「法廷における異文化衝突の言語分析－法文化の変容と法批判をめぐって－」(研究分担者)
・科学研究費基盤研究(B)「持続可能な経済発展と経済刑法理論－新たな社会への対応と『市場』『競争』概念」(研究分担者)

●平成 29 年度

・科学研究費基盤研究(C)「刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律」(研究代表者)
・科学研究費基盤研究(A)「私人の権利行使を通じた法の実現－法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」(研究分担者)
・科学研究費基盤研究(B)「法廷における異文化衝突の言語分析－法文化の変容と法批判をめぐって－」(研究分担者)
・科学研究費基盤研究(B)「持続可能な経済発展と経済刑法理論－新たな社会への対応と『市場』『競争』概念」(研究分担者)

●平成 30 年度
・科学研究費基盤研究(C)「刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律」(研究代表者)
・科学研究費基盤研究(A)「私人の権利行使を通じた法の実現－法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」(研究分担者)
・科学研究費基盤研究(B)「法廷における異文化衝突の言語分析－法文化の変容と法批判をめぐって－」(研究分担者)
・科学研究費基盤研究(B)「持続可能な経済発展と経済刑法理論－新たな社会への対応と『市場』『競争』概念」(研究分担者)
・科学研究費基盤研究(B)「犯罪の訴追・予防を目的とする情報の収集と利用に対する法的規制のあり方」(研究分担者)

●令和元年度
・科学研究費基盤研究(C)「刑事手続におけるデータ分析の利活用と法的規律」(研究代表者)
・科学研究費基盤研究(A)「私人の権利行使を通じた法の実現－法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」(研究分担者)
・基盤研究(B)「相互監視と分散的制裁－情報ネットワーク社会の法意識の解明による国家法の再定位－」(研究分担者)
・科学研究費基盤研究(B)「犯罪の訴追・予防を目的とする情報の収集と利用に対する法的規制のあり方」(研究分担者)

●令和 2 年度
・基盤研究(C)「被処分者の同意に基づく捜査手法の規律」(研究代表者)
・基盤研究(B)「特殊詐欺の多角的検討－刑事的介入の限界の分析と新たな刑事立法の提案」(研究分担者)
・基盤研究(B)「相互監視と分散的制裁－情報ネットワーク社会の法意識の解明による国家法の再定位－」(研究分担者)
・科学研究費基盤研究(B)「犯罪の訴追・予防を目的とする情報の収集と利用に対する法的規制のあり方」(研究分担者)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・刑事法特別演習(通年)
ドイツ刑事訴訟法に関する基本文献を講読した。
(法曹養成専攻)
・刑事訴訟法の基礎(前期)
刑事手続全般についての基礎的知識の習得と基本的諸原理の理解を目的とした授業を行った。
・刑事訴訟法総合 2(後期)
主に起訴後段階で生じる刑事訴訟法解釈論上の諸問題について、裁判例や設例を素材に問答式で検討した。

●令和 2 年度
(法政理論専攻)
・刑事法特別演習(通年)
ドイツ刑事訴訟法に関する基本文献を講読した。
(法曹養成専攻)
刑事訴訟法総合 1- ①(前期)
刑事訴訟法総合 1- ②(前期)
刑事訴訟法総合 1- ③(前期)
主に起訴前段階で生じる刑事訴訟法解釈論上の諸問題について、裁判例や設例を素材に問答式で検討した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・演習(刑事訴訟法)(前期)
刑事訴訟法分野の主要判例を題材に、報告及び議論を通じて、事案及び法的論点の分析・検討を行なった。

●令和 2 年度

・刑事訴訟法（後期）
刑事手続全般についての基礎的知識の習得と基本的諸原理の理解を目的とした授業を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

・神戸大学法学部「刑事訴訟法A」（第1クォーター・2単位）
主に起訴前の刑事手続に関する基礎的知識の習得と基本的諸原理の理解を目的とした授業を行なった。

・神戸大学法学部「刑事訴訟法B」（第2クォーター・2単位）
主に起訴後の刑事手続に関する基礎的知識の習得と基本的諸原理の理解を目的とした授業を行なった。

●令和2年度

・神戸大学大学院法学研究科実務法律専攻「応用刑事手続法」（前期・2単位）
刑事手続の全般で生じる刑事訴訟法解釈論上の諸問題につき、裁判例や設例を素材に問答式で検討した。

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会 幹事
・令和元年司法試験考査委員（刑事訴訟法）

●令和2年度

・法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会 幹事
・法務省 性犯罪に関する刑事法検討会 委員
・最高裁判所 家庭規則制定諮問委員会 幹事
・法務省 刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会 委員
・令和2年司法試験考査委員（刑事訴訟法）
・令和3年司法試験・司法試験予備試験考査委員（刑事訴訟法）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本刑法学会

●令和2年度

・日本刑法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

今後も捜査法と証拠法の分野を基本的な関心の対象として研究成果の着実な積み上げを期するとともに、公訴提起、公判手続に妥当する法的規律のあり方にも関心を向けることにより、実務的な要請にもかなうバランスのとれた解釈論・立法論を展開するための素地を形成し、刑事司法制度が、技術や社会が変化し進展する中で今後も適切にその役割を果たしていくことを可能にするために必要な検討を行なっていきたい。

伊藤　孝夫　ITO Takao　教　授　日本法制史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

近代日本の法と社会変動との関係の究明を中心テーマとして研究を続けている。第一のテーマは、前近代日本の法秩序の特質の解明とその近代法秩序との関係である。第二は、近代の社会変化が法制度との間で示す相互作用の解明であり、20世紀前半に焦点を置いている。また比較史の観点も強め、日本法の展開過程の独自性と世界的な共約可能性との水準を探っていくことを課題としている。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●令和2年度

・伊藤孝夫（編著）『経済法の歴史』（勁草書房）

②論文

●平成28年度

・「日本現代法史における戦時法研究の位置」小野博司・出口雄一・松本尚子編『戦時体制と法学者 1931～1952』(国際書院、137-143 頁)

●平成 29 年度

・「堕胎罪の比較史」法学論叢 182 巻 4・5・6 号(25-77 頁)

●令和 2 年度

・「大審院長在職前後の富谷鉎太郎」法学論叢 188 巻 4・5・6 号(55-86 頁)

③その他

●平成 28 年度

・書評・「久保田哲著『元老院の研究』」『法制史研究 65 号』

●平成 30 年度

・「ドイツの大学文書館訪問」『京都大学大学文書館だより第 35 号』

●令和元年度

・書評・「出口雄一著『戦後法制改革と占領管理体制』」『法制史研究 68 号』

(2) 学会報告・講演等

●平成 29 年度

・6 月 24 日・盛岡市「原敬を想う会」総会において講演「原内閣の経済閣僚－高橋是清と山本達雄」

●平成 30 年度

・4 月 18 日・京都大学春秋講義(春季)において講演「裁判所の誕生－明治の裁判制度改革」

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度

・科学研究費基盤研究「日独法学交渉史と現代日本法の形成に関する総合的研究」(大中有信教授研究代表)(平成 28 年～ 31 年)

●平成 29 年度

・科学研究費基盤研究「日独法学交渉史と現代日本法の形成に関する総合的研究」(大中有信教授研究代表)(平成 28 年～ 31 年)

●平成 30 年度

・科学研究費基盤研究「日独法学交渉史と現代日本法の形成に関する総合的研究」(大中有信教授研究代表)(平成 28 年～ 31 年)

●令和元年度

・科学研究費基盤研究「日独法学交渉史と現代日本法の形成に関する総合的研究」(大中有信教授研究代表)(平成 28 年～ 31 年)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)史料・文献講読を通じ、日本法史の諸問題の検討を行った。素材とした史料・文献およびテーマとして、「富谷鉎太郎関係資料の検討」。

・日本法史 A(前期)・日本法史 B(後期)・日本法史研究 A(前期)・日本法史研究 B(後期)

(法曹養成専攻)

・〔近代日本の社会変動と法 1〕(後期)近代日本における法の展開過程を社会変動との相互連関の下に捉え、社会の中における法の機能・構造に関する理解を歴史的観点から深めることを目的として、制度形成と立法、紛争と裁判など、具体的な事例に即して検討する講義を行った。

・〔近代日本の社会変動と法 2 リサーチ・ペーパー〕(後期)演習形式によって、近代日本法学における学説発展史を検討した。

●令和 2 年度

(法政理論専攻)日本近代法史の全般的検討をオンライン形式で実施した。

・日本法史 A(前期)・日本法史 B(後期)・日本法史研究 A(前期)・日本法史研究 B(後期)

(法曹養成専攻)

・〔近代日本の社会変動と法 1〕(後期)近代日本における法の展開過程を社会変動との相互連関の下に捉え、社会の中における法の機能・構造に関する理解を歴史的観点から深めることを目的として、制度形成と立法、紛争と裁判など、具体的な事例に即して検討する講義をオンライン形式で行った。

・〔近代日本の社会変動と法 2 リサーチ・ペーパー〕(後期)演習形式によって、近代日本法学における学説発展史をオンライン形式で検討した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・日本法制史(前期):日本法の展開過程を、①前近代日本の法体系・法秩序の特質、②近代日本法の形成、③近代日本法の成立とその変容過程、の順に概説した。

・日本法制史演習(前期 2 単位):課題テーマと、各参加者の自由報告を組み合わせて実施した。課題テーマとしたのは、「日本法制史・法思想史の最近の研究概況」。

・法学入門Ⅱ(後期)(リレー式講義分担・日本法史)
●令和２年度
・日本法制史(前期):日本法の展開過程を、①前近代日本の法体系・法秩序の特質、②近代日本法の形成、③近代日本法の成立とその変容過程、の順にオンライン形式で概説した。
・日本法制史演習(前期２単位):課題テーマに関しオンライン形式で実施した。テーマとしたのは、「明治初期の刑事裁判・大阪地検旧蔵資料から」。
・法学入門Ⅱ(後期)(リレー式講義分担・日本法史)

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・２年度)

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
京都大学大学文書館長
●令和２年度
京都大学大学文書館長
名古屋大学法学部非常勤講師(日本法制史)

Ⅲ－２　各種学外委員

●令和元年度
京都大学学術出版会理事、京都弁護士会綱紀委員
●令和２年度
京都大学学術出版会理事、京都弁護士会綱紀委員

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
・法制史学会会員
●令和２年度
・法制史学会会員、同理事

Ⅲ－４　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

従来からの研究をとくに比較史の観点を強めて継続する。また現在、日本近代法史の概説書のほか、近代日本の法学者評伝に関する著作の執筆にあたっており、当面これらの著作の完成に傾注する予定である。

稲谷　龍彦　INATANI Tatsuhiko　教　授　刑事学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－１　現在の研究テーマと最近の活動

訴追延期合意をはじめとする新たな企業犯罪法制について、法と経済、比較法、法哲学、認知心理学などの成果を活用しながら研究している。科学技術と法については、新しい科学技術を用いた捜査手法の適切な法的統制のありようや、人工知能開発に関する規制、責任法のありようについて、やはり学際的手法を用いて研究している。代替的刑事司法に関しては、修復的司法や治療的司法、また訴追裁量を活用したダイヴァージョンなどに関心を持って研究している。

Ⅰ－２　最近５年間(平成28年４月～令和３年３月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成29年度
・(単著)『刑事手続におけるプライバシー保護:熟議による適正手続の実現を目指して』(弘文堂)
・(共著)松尾陽編著『アーキテクチャと法:法学のアーキテクチュアルな転回?』(第４章「技術の道徳化と刑事法規制」担当)(弘文堂)
●令和元年度
・(共著)酒巻匡・大澤裕・川出敏裕編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(「証拠排除法則について」担当)(有斐閣)
●令和２年度
・(共著)宇佐美誠編『AIで変わる法と社会:近未来を深く考えるために』(岩波書店)(第６章「ポスト・ヒューマニズムにおける刑事責任」)

・（共著）山本敬三・中川丈久編『法解釈の方法論：その諸相と展望』（有斐閣）（「刑事訴訟法解釈の方法」担当）

②論文

●平成 28 年度

・「英国訴追延期合意制度の背景・概要と日本企業への示唆」旬刊商事法務 2120 号 23 頁（荒井喜美氏と共著）

・「企業犯罪対応の現代的課題－ DPA/NPA の近代刑事司法へのインパクト－（一）」法学論叢 180 巻 4 号 40 頁

●平成 29 年度

・「企業犯罪対応の現代的課題－ DPA/NPA の近代刑事司法へのインパクト－（二）」法学論叢 181 巻 3 号 22 頁

・「試論：公共政策としての刑事司法」社会安全・警察学 4 号 99 頁

・「身分秘匿捜査の法的規律について－捜査活動の最適化の観点から」法学論叢 182 巻 1・2・3 号 274 頁

●平成 30 年度

・「企業犯罪対応の現代的課題－ DPA/NPA の近代刑事司法に対するインパクト（三）－（五）」法学論叢 183 巻 1 号 1 頁－ 184 巻 5 号 1 頁

・「企業犯罪に対する刑事手続の対応：アメリカ法における DPA・NPA を中心に」刑事法ジャーナル 58 号 69 頁

・「フランス共和国における検察官の訴追裁量の活用状況について：配偶者等暴力事案を中心に」社会安全・警察学研究 5 号 149 頁

●令和元年度

・「人工知能搭載機器に関する新たな刑事法規制について」法律時報，91, 4, 54-59

・「企業犯罪における取引的刑事司法」刑法雑誌，58, 1, 44-54

・「ロボット事故の刑事責任」日本ロボット学会誌，38, 1, 37-40

・「企業犯罪対応の現代的課題－ DPA/NPA の近代刑事司法に対するインパクト（六）」法学論叢 186 巻 2 号、1-57

●令和 2 年度

・「統治システムの近未来を考えてみる：Governance Innovation and Beyond」，Nextcom, 44, 15-25

・「企業犯罪対応の現代的課題－ DPA/NPA の近代刑事司法に対するインパクト（七）•（未完）」法学論叢 188 巻 3 号、34-65

・「児童虐待への刑事的介入と多機関連携：公共政策としての刑事司法の観点から」刑法雑誌，60, 1, 20-33

③その他

●平成 29 年度

・「刑訴法 316 条の 17 と自己に不利益な供述の強要」『刑事訴訟法判例百選［第 10 版］』

・「GPS 捜査の法的性質」『平成 29 年度重要判例解説』

●平成 30 年度

・「取材ビデオテープの押収と取材の自由」『メディア百選［第 2 版］』

●令和元年度

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 1 回）刑事学とは何か？」法学セミナー，64, 4, 83-88

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 2 回）近代刑事司法の現代的課題（1）」法学セミナー，64, 5, 110-115

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 3 回）近代刑事司法の現代的課題（2）」法学セミナー，64, 6, 109-115

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 4 回）近代刑事司法の現代的課題（3）」法学セミナー，64, 7, 98-103

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 5 回）科学・法学・刑事学（1）」法学セミナー，64, 8, 110-115

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 6 回）科学・法学・刑事学（2）」法学セミナー，64, 9, 114-119

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 7 回）社会学的方法（1）」法学セミナー，64, 10, 114-119

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 8 回）社会学的方法（2）」法学セミナー，64, 11, 110-115

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 9 回）生物学的方法」法学セミナー，64, 12, 108-113

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 10 回）経済学的方法（1）」法学セミナー，65, 1, 104-109

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 11 回）経済学的方法（2）」法学セミナー，65, 2, 112-117

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 12 回）心理学的方法」法学セミナー，65, 3, 117-122

●令和 2 年度

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 13 回）『偶然の飼いならし』と刑事学方法論」法学セミナー，65, 4, 104-109

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 14 回）徳倫理学的刑事法序説」法学セミナー，65, 5, 114-119

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 15 回）道徳的問題への刑事法的介入」法学セミナー，65, 6, 102-107

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 16 回）公共政策としての刑事司法」法学セミナー，65, 7, 114-119

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 17 回）予防的刑事司法」法学セミナー，65, 9, 114-119

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題（第 18 回）リスクの刑事政策」法学セミナー，65, 10, 112-117

・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題(第 19 回)刑事司法をシステムとして考える」法学セミナー，65, 11, 124-129
・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題(第 20 回)刑事司法の出口戦略を考える」法学セミナー，65, 12, 112-117
・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題(第 21 回)企業犯罪対応の現代的課題」法学セミナー，66, 1, 100-105
・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題(第 22 回)フェミニスト犯罪学」法学セミナー，66, 2, 118-123
・「ロー・クラス 刑事学の方法と課題(第 23 回) Society 5.0 における刑事制裁の役割」法学セミナー，66, 3, 114-120

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・日蘭法学研究集会・研究報告 “The IT Revolution and Criminal Investigation”

●平成 29 年度
・日本刑法学会関西部会・研究報告「企業犯罪における取引的刑事司法」
・日墺比較法研究会・研究報告 “Three Discriminations and Domestic Violence in Japan”
・情報ネットワーク法学会・研究報告「なじみ社会における刑事法規制のあり方」
・RISTEX・HITE 領域シンポジウム「人と AI が共進化する社会のデザイン－人文・社会科学の自然科学への関与」・鼎談「AI 時代の『責任・主体』を心理学・法学・哲学の観点から検討する」

●平成 30 年度
・日墺比較法研究会・研究報告 “Legal Regulation on AI”
・ザールランド大学情報技術と法サマースクール・招待講演 “Legal Regulation on AI”
・トウェンテ大学人工知能と倫理ワークショップ・招待講演 “Composite Intentionality & Criminal Law of Human-Machine Interaction”
・第一回共生知能国際シンポジウム・招待講演 “Regulating AI Industry through Prosecution”
・RISTEX・HITE 領域シンポジウム・パネルディスカッション「理性から情動へ～ AI ＆データ時代，選択を委ねる人間たち」

●令和元年度
・Kyoto-Vienna International Workshop of IT Law “Autonomous Vehicle in Japanese Criminal Justice: Emerging New Trends”
・日本刑法学会関西部会共同研究「児童虐待への刑事的介入と多機関連携：公共政策としての刑事司法の観点から」
・ANU AJRC Seminar “Autonomous Vehicle in Japanese Criminal Justice: Emerging New Trends”
・Cambridge International Symposium of Economic Crime “Introduction to Japanese Criminal Justice on Economic Crime”
・White Collar Crime Workshop in Washington DC “AI and Corporate Liability”
・OECD Global Conference on Governance Innovation “Criminal Law 2.0: Criminal Justice Innovation in Society 5.0”
・自動車技術会：自動運転に係わる総合信頼性の継続的確保に向けた標準化検討委員会「自律システムの犯すミスを私たちの社会は許せるのか？：法学者が描く自動運転時代の社会システム」

●令和 2 年度
・Rule of Law after Humanism, ICRA2020 WS “How will Autonomous Robots and Systems Influence Society? Debate from technological, philosophical, ethical, legal, and social implications perspectives”
・日本法と経済学会 2020 年度全国大会、研究報告「現代社会における違法行為の動学的分析」
・AI/SUM & TRANSUM 2020、パネルディスカッション「AI と共存するためのガバナンスシステムデザイン」

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・RISTEX「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による他機関連携の推進」
・フランス刑事司法セミナー於京都大学

●平成 29 年度
・RISTEX「親密圏内事案への警察の介入過程の見える化による他機関連携の推進」
・RISTEX・HITE「自律性の検討を通じたなじみ社会における法的電子人格」

●平成 30 年度
・RISTEX・HITE「自律性の検討を通じたなじみ社会における法的電子人格」
・JSPS 先導的人文学・社会科学研究推進事業「工学・脳科学をエビデンスとした社会的基盤概念の価値と創生」

●令和元年度
・RISTEX・HITE「自律性の検討を通じたなじみ社会における法的電子人格」
・RISTEX・HITE「マルチ・スピーシーズ社会における法的責任分配原理」
・JSPS 先導的人文学・社会科学研究推進事業「工学・脳科学をエビデンスとした社会的基盤概念の価値と創生」

●令和 2 年度
・JSPS・科学研究費補助金基盤(B)「企業価値を高める制裁制度の設計」
・RISTEX・HITE「マルチ・スピーシーズ社会における法的責任分配原理」
・JSPS・先導的人文学・社会科学研究推進事業「工学・脳科学をエビデンスとした社会的基盤概念の価値と創生」

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・〔刑事学リサーチ・ペーパー 1〕(通年)
・〔刑事学リサーチ・ペーパー 2〕(通年)
・アメリカ法文献読解(前期後半)アメリカ合州国刑事司法を理解する上で基礎となる文献の講読を行う
・刑事学(通年)英米圏における Criminology に関する基礎的な研究文献を講読する
(法曹養成専攻)
・刑事制度論(前期)刑事制度論の基本的知識を涵養し、刑事司法の運用に関する批判的理解を促す
・刑事学研究(通年)英米圏における Criminology に関する先端的な研究文献を講読する

●令和 2 年度
(法政理論専攻)
・英米圏における Criminology に関する基礎的な研究文献を講読する
・刑事学研究(通年)英米圏における Criminology に関する先端的な研究文献を講読する
(法曹養成専攻)
・刑事制度論(前期)刑事制度論の基本的知識を涵養し、刑事司法の運用に関する批判的理解を促す

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・刑事学(後期)刑事学に関する基本的知識の定着と、その批判的分析能力を涵養する

●令和 2 年度
・刑事学(後期)刑事学に関する基本的知識の定着と、その批判的分析能力を涵養する

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・外国文献講読(法・英)I-E1(全学共通科目)(前期):アメリカ刑事司法を理解する上で基礎となる連邦最高裁判例に関する判例評釈を講読する

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
・経済産業省「Society 5.0 における新たなガバナンスモデル検討会」委員

●令和 2 年度
・経済産業省「Society 5.0 における新たなガバナンスモデル検討会」委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
・日本刑法学会
・法と経済学会

●令和 2 年度
・日本刑法学会
・法と経済学会
・日本ロボット学会(「ロボットの法と倫理研究専門委員会」会長)

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

企業犯罪法制(代替的司法制度)及び科学技術と法に関する学際的手法を用いた研究は、研究成果の公表及び社会貢献活動共に、大きな成果を上げている。学際的な研究活動によって深められた問題意識と形成された研究者ネットワークに基づき、「サンクション(認証(授権)/制裁)」という観点から各研究課題について一層の分析を進めると共に、定性的・定量的な経験的研究を法理論へと反映する「実証」法学方法論の確立を目指す。

稲森　公嘉　INAMORI Kimiyoshi　教　授　社会保障法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

日本及びフランスの医療・介護サービス保障法制に関する研究を、特にサービス提供体制に関する法制度のあり方を中心に行っている。

近年では、上記に加え、生活保護法を中心とする最低生活保障の法制度に関する解釈上の諸問題についても、関心を持って取り組んでいる。

直近では、これまでの研究活動の成果を踏まえつつ、他の研究者との共著という形で公刊した社会保障法の入門書について、その後の立法・司法等の動向を踏まえ、改訂作業を行っている（未公刊）。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度

なし

●平成29年度

・『ブリッジブック社会保障法〔第2版〕』（信山社、平成30年3月）（菊池馨実編、共著）

●平成30年度

・『よくわかる社会保障法〔第2版〕』（有斐閣、平成31年3月）（西村健一郎・水島郁子と共編）

●令和元年度

なし

●令和2年度

なし

②論文

●平成28年度

・「生活保護と出産給付」週刊社会保障2890号（平成28年9月）

・「Current Situation and Problems of Legislation on Long-Term Care in Japan's Super-Aging Society」Japan Labor Review, Volume 14, Number 1（平成29年1月）

・「医療提供体制の確保に関する医療法の展開」法律時報89巻3号（平成29年3月）

・「フランスの薬剤政策」健保連海外医療保障113号（平成29年3月）

●平成29年度

・「フランスの薬剤政策」健保連海外医療保障114号（平成29年6月）

・「インフルエンザの予防接種と公的支援の可能性」週刊社会保障2952号（平成29年12月）

●平成30年度

・「公的年金制度による所得保障と高齢者の『貧困』」年金と経済37巻3号（平成30年10月）

・「社会保障制度における葬祭給付」週刊社会保障3008号（平成31年2月）

●令和元年度

・「判例批評 被爆者援護法に基づく健康管理手当受給権と訴訟承継（最高裁平成29.12.18判決）」民商法雑誌155号（平成31年4月）

・「虐待通告者の権利利益の保護について」週刊社会保障3061号（令和2年3月）

●令和2年度

・「フランスの公的医療保険における現金給付の位置づけ」健保連海外医療保障126号（令和2年9月）

③その他

●平成28年度

なし

●平成29年度

・「書評・伊奈川秀和『社会保障法における連帯概念－フランスと日本の比較分析－』（信山社、2015年）」社会保障法32号（平成29年5月）

・「年金男女差合憲判決 ── 最三小判平成29・3・21」論究ジュリスト22号（平成29年8月）

●平成30年度

なし

●令和元年度

なし

●令和2年度

なし

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加
（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
- 平成 27 年度～平成 31 年度 科学研究費補助金 基盤研究(A)「持続可能な社会保障制度構築のための病院等施設サービス機能に関する総体的比較研究」連携研究者(研究代表者：加藤智章・北海道大学教授)
- 平成 28 年度～平成 30 年度 科学研究費補助金 基盤研究(C)「国民皆保険体制における低所得者の医療保障のあり方に関する基礎的研究」研究代表者

●平成 29 年度
- 平成 27 年度～平成 31 年度 科学研究費補助金 基盤研究(A)「持続可能な社会保障制度構築のための病院等施設サービス機能に関する総体的比較研究」連携研究者(研究代表者：加藤智章・北海道大学教授)
- 平成 28 年度～平成 30 年度 科学研究費補助金 基盤研究(C)「国民皆保険体制における低所得者の医療保障のあり方に関する基礎的研究」研究代表者

●平成 30 年度
- 平成 27 年度～平成 31 年度 科学研究費補助金 基盤研究(A)「持続可能な社会保障制度構築のための病院等施設サービス機能に関する総体的比較研究」連携研究者(研究代表者：加藤智章・北海道大学教授)
- 平成 28 年度～平成 30 年度 科学研究費補助金 基盤研究(C)「国民皆保険体制における低所得者の医療保障のあり方に関する基礎的研究」研究代表者

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
（法政理論専攻）
- 社会保障法(通年)：フランス社会保障法に関するフランス語文献を講読した。
- 社会保障法研究(通年)：フランス社会保障法に関するフランス語文献を講読した。

（法曹養成専攻）
- 社会保障法(前期)
  ：労災補償を除く社会保障法の各制度と法的問題について概観し検討を行った。

（公共政策大学院）
- 社会保障法政策(前期)：(法科大学院と共通)

●令和 2 年度
（法政理論専攻）
- 社会保障法(通年)：フランス社会保障法に関するフランス語文献を講読した。
- 社会保障法研究(通年)：フランス社会保障法に関するフランス語文献を講読した。

（法曹養成専攻）
- 社会保障法(前期)
  ：労災補償を除く社会保障法の各制度と法的問題について概観し検討を行った。

（公共政策大学院）
- 社会保障法政策(前期)：(法科大学院と共通)

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
- 外国文献研究(仏)(後期)：フランス社会保障法の代表的な教科書の一部を講読した。
- 法学入門 I(前期)：リレー講義の第 12 回として、社会保障制度の概要を講じた。
- 演習(社会保障法)(前期)：事前に各参加者が選んだ報告テーマについて、報告と議論を行った。
- 社会保障法(後期)
  ：社会保障法の総論及び各制度の概要と主な法的問題について講じた。

●令和 2 年度
- 法学入門 I(前期)：リレー講義の第 12 回として、社会保障制度の概要を講じた。
- 演習(社会保障法)(前期)：事前に各参加者が選んだ報告テーマについて、報告と議論を行った。
- 社会保障法(後期)
  ：社会保障法の総論及び各制度の概要と主な法的問題について講じた。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
- 社会保障と法(全学共通科目、前期)
  ：社会保障法の総論及び各制度の概要と主な法的問題について講じた。

●令和 2 年度
- 外国文献講読(法・英)II-E1(全学共通科目、後期)：医療サービスに関する EU 法の規律を扱った英語文献を購読した。
- 社会保障と法(全学共通科目、前期)：社会保障法の総論及び各制度の概要と主な法的問題について講じた。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・京都府国民健康保険審査会（委員・会長）
・京都市情報公開・個人情報保護審査会（委員）
・京都府障害者相談等調整委員会（委員）
・東大阪市社会福祉審議会（委員）
・東大阪市地域密着型サービス運営委員会（委員・会長）
・東大阪市地域包括支援センター運営協議会（委員・会長）
・東大阪市老人福祉施設整備事業者等選定委員会（委員）

●令和2年度

・京都府国民健康保険審査会（委員・会長）
・京都府障害者相談等調整委員会（委員）
・東大阪市社会福祉審議会（委員）
・東大阪市地域密着型サービス運営委員会（委員・会長）
・東大阪市地域包括支援センター運営協議会（委員・会長）
・東大阪市老人福祉施設整備事業者等選定委員会（委員）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本社会保障法学会（理事）
・日本労働法学会

●令和2年度

・公益社団法人京都勤労者学園（理事）
・日本社会保障法学会
・日本労働法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

今後も引き続き、従来の医療・介護サービス保障制度を中心とした日仏比較法研究を継続・発展させ、その研究成果をさまざまな媒体を通じて公表していく。

また、生活保護関係の裁判例の増加や、平成30年の生活保護法及び生活困窮者自立支援法の改正といった立法・司法の動向を踏まえて、生活保護法及び生活困窮者自立支援法の総合的な検討を、他の研究者と共同で行い、その研究成果を取りまとめる。

愛知　靖之　ECHI Yasuyuki　教　授　知的財産法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

情報保護と情報利用の調和に資する知的財産権行使のあり方を研究している。これまでは、クレームの「限定解釈」、審査経過禁反言の法理、無効の抗弁、消尽理論、差止請求権の制限など、特許権行使の制限法理について考察してきた。近時は、研究の射程を著作権法や商標法など他の知的財産法分野にも広げている。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成30年度

・『知的財産法』（LEGAL QUEST）（有斐閣）〔前田健・金子敏哉・青木大也との共著〕

●令和2年度

・川濵昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念『企業と法をめぐる現代的課題』〔齊藤真紀・岡田昌浩・河村尚志・髙橋陽一・山口幸代・山下徹哉・和久井理子との共編〕

②論文

●平成28年度

・「職務発明規程の『不合理』性判断－『実体面』をどこまで考慮することが可能か－」L&T 71号1-10頁

・「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈と有効性－権利範囲の明確化・第三者の予測可能性確保という観点から－」L&T 別冊 2 号 64-74 頁
・「TPP 協定に基づく法定損害賠償制度の著作権法への導入と法定損害賠償・追加的（懲罰的）損害賠償を命じた外国判決の承認執行」別冊パテント 16 号 154-166 頁

●平成 29 年度
・「審査・審判・審決取消訴訟・無効の抗弁をめぐる特許法の規範構造と『主張立証責任』」別冊パテント 19 号 126-142 頁

●平成 30 年度
・「複数主体による特許権侵害」小松陽一郎先生古稀記念論文集『特許権侵害紛争の実務』390-404 頁
・「プロダクト・バイ・プロセス・クレームの解釈と明確性要件」別冊パテント 20 号 33-53 頁

●令和元年度
・「譲渡以外の行為と著作権の消尽」著作権研究 45 号 4-22 頁

●令和 2 年度
・「IoT 時代における『属地主義の原則』の意義－『ネットワーク関連発明』の国境を越えた実施と特許権侵害－」牧野利秋編『最新知的財産訴訟実務』262-277 頁
・「AI 生成物・機械学習と著作権法」別冊パテント 23 号 131-146 頁
・「審決取消判決の拘束力－アレルギー性眼疾患を処置するための局所的眼科用処方物事件を素材として－」同志社大学知的財産法研究会編『知的財産法の挑戦Ⅱ』122-134 頁
・「進歩性判断における『予測できない顕著な効果』の斟酌」川濵昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念『企業と法をめぐる現代的課題』683-706 頁

③その他

●平成 28 年度
・「侵害の罪（商標法 78 条・78 条の 2）」小野昌延・三山峻司編著『新・注解商標法（下巻）』1861-1885 頁
・「2016 年学界回顧 知的財産法」法律時報 88 巻 13 号 146-153 頁〔分担執筆〕
・「私的複製（2）－『その使用する者』〔自炊代行事件：控訴審〕」著作権判例百選［第 5 版］140-141 頁
・「医薬品の製法発明と均等論」L&T 74 号 75-83 頁

●平成 29 年度
・「訂正の再抗弁における訂正請求・訂正審判請求の要否」新・判例解説 Watch 20 号 273-276 頁
・「欧州単一特許制度 Brexit が握る命運」ビジネス法務 17 巻 8 号 145-149 頁
・「先行する製造販売承認と特許権の存続期間延長登録の要件－アバスチン事件－」判例評論 702 号 170-177 頁
・「抵触関係」小野昌延・小松陽一郎・三山峻司編『商標の法律相談Ⅱ』146-152 頁
・「出願時同効材と均等論第 5 要件」新・判例解説 Watch 21 号 259-262 頁
・「2017 年学界回顧 知的財産法」法律時報 89 巻 13 号 147-154 頁〔分担執筆〕
・「先発・後発医薬品をめぐる特許問題」ジュリスト 1516 号 50-51 頁

●平成 30 年度
・「事実審口頭弁論終結後に訂正審決が確定した旨の主張と紛争解決の不当遅延」L&T 80 号 69-78 頁
・「商標権の無効の抗弁及び『エマックス抗弁』と不正競争防止法 2 条 1 項 1 号・商標法 4 条 1 項 10 号の周知性」AIPPI 63 巻 9 号 10-25 頁
・「データ利活用の促進と企業法務の役割」Business Law Journal 130 号 15 頁
・「原著作物の二次的著作物に対する保護範囲〔キャンディ・キャンディ事件：上告審〕」著作権判例百選［第 6 版］100-101 頁

●令和元年度
・「コスチュームの使用や外国語サイト等における標章の使用等と不正競争行為および著作権侵害」L&T 84 号 97-106 頁
・「第 5 要件〔マキサカルシトール事件上告審〕」特許判例百選［第 5 版］22-23 頁
・「品種登録制度と植物特許の関係」日弁連知的財産センター・弁護士知財ネット監修『農林水産関係知財の法律相談Ⅱ』68-75 頁
・「進歩性判断における『予測できない顕著な効果』の判断手法－最三判令和元年 8 月 27 日（裁時 1730 号 1 頁）評釈」NBL1160 号 8-15 頁

●令和 2 年度
・「不使用取消審判によって取り消されるべき商標権の行使の許否〔moto 事件〕」商標・意匠・不正競争判例百選 80-81 頁
・「漫画・アニメ・ゲームの『キャラクター』をめぐる法律問題－『マリカー事件』を素材として」法学教室 479 号 45-47 頁
・「引用発明の認定と審決取消訴訟の審理範囲－アクセスポートおよびその識別方法事件」知財管理 70 巻 11 号 1612-1622 頁
・「著作権の効力の制限（2）－写り込み」小谷悦司・小松陽一郎・伊原友己編『意匠・デザインの法律相談Ⅱ』52-58 頁
・「著作権の効力の制限（6）－柔軟な権利制限規定」小谷悦司・小松陽一郎・伊原友己編『意匠・デザインの法律相談Ⅱ』83-90 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度

・京滋知的財産権協議会・京都発明協会「京滋合同特別セミナー」にて講演(平成 28 年 6 月 10 日)「『プロダクト・バイ・プロセス・クレーム』に関する最高裁判決と今後の課題」

・日本知的財産協会第 2 回関西化学部会にて講演(平成 28 年 9 月 21 日)「平成 27 年改正特許法下の職務発明制度に残された課題」

・関西特許研究会にて講演(平成 28 年 10 月 13 日)「プロダクト・バイ・プロセス・クレームに関する最高裁判決と今後の課題」

●平成 29 年度

・日本弁理士会近畿支部滋賀地区会にて講演(平成 29 年 4 月 25 日)「クレーム解釈等の理論的課題－近時の裁判例を素材に－」

●平成 30 年度

・著作権法学会シンポジウム「著作権消尽論の諸相」にて報告(平成 30 年 5 月 26 日)「譲渡以外の行為と消尽論」

・弁理士の日記念講演会(京都)にて講演(平成 30 年 7 月 1 日)「商標権の無効の抗弁及び権利濫用の抗弁－エマックス最高裁判決の検討－」

・関西特許研究会にて講演(平成 31 年 2 月 20 日)「審査・審判・審決取消訴訟・無効の抗弁をめぐる特許法の規範構造と『主張立証責任』」

●令和 2 年度

・関西特許研究会にて講演(2020 年 9 月 30 日)「進歩性判断における『予測できない顕著な効果』の斟酌」

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度

・基盤研究(A)財産権の現代化と財産法制の再編(分担)

・基盤研究(C)特許権行使に対する制約原理の総合的研究(代表)

・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会

・日本弁理士会中央知的財産研究所「知的財産権訴訟における証拠」部会

・比較法研究センター知的財産判例研究会

・同志社大学知的財産法研究会

●平成 29 年度

・基盤研究(A)新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方(分担)

・基盤研究(C)特許権行使に対する制約原理の総合的研究(代表)

・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会

・比較法研究センター知的財産判例研究会(コーディネーター)

・同志社大学知的財産法研究会

●平成 30 年度

・基盤研究(A)新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方(分担)

・基盤研究(B)持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－(分担)

・基盤研究(C)知的財産権侵害に対する救済制度の研究－交渉促進規範としての救済法という観点から－(代表)

・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会

・商事法務知的財産判例研究会(コーディネーター)

・同志社大学知的財産法研究会

●令和元年度

・基盤研究(A)新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方(分担)

・基盤研究(B)持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－(分担)

・基盤研究(C)知的財産権侵害に対する救済制度の研究－交渉促進規範としての救済法という観点から－(代表)

・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会

・商事法務知的財産判例研究会(コーディネーター)

・同志社大学知的財産法研究会

●令和 2 年度

・基盤研究(A)新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方(分担)

・基盤研究(B)持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－(分担)

・基盤研究(C)知的財産権侵害に対する救済制度の研究－交渉促進規範としての救済法という観点から－(代表)

・日本弁理士会中央知的財産研究所関西部会

・商事法務知的財産判例研究会(コーディネーター)

・同志社大学知的財産法研究会

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・知的財産法A（前期2単位）／知的財産法研究A（前期2単位）：知的財産法に関する最新の重要問題を扱った論文の講読・検討及び参加者による研究報告・討論を行った。

・先端知的財産法2（後期2単位）：企業で現実に生起している諸問題を近時の裁判例・論文を素材に検討した。

（法曹養成専攻）

・知的財産法1（前期2単位）：特許法について、その制度・基本概念を説明し、最新のトピック・裁判例を取り上げ、特許制度をめぐる基本問題を検討した。

・知的財産法2（後期2単位）：著作権法について、その制度・基本概念を説明し、情報技術の発展が生み出した新たな著作権問題を検討した。

・知的財産法理論演習（前期2単位）：法政理論専攻「知的財産法A（2単位）」と共通科目

（公共政策大学院）

・特許法総論（前期2単位）：法曹養成専攻「知的財産法1」との共通科目

●令和2年度

（法政理論専攻）

・知的財産法A（前期2単位）／知的財産法研究A（前期2単位）：知的財産法に関する最新の重要問題を扱った論文の講読・検討及び参加者による研究報告・討論を行った。

・先端知的財産法1（後期2単位）：企業で現実に生起している諸問題を近時の裁判例・論文を素材に検討した。

（法曹養成専攻）

・知的財産法1（前期2単位）：特許法について、その制度・基本概念を説明し、最新のトピック・裁判例を取り上げ、特許制度をめぐる基本問題を検討した。

・知的財産法2（後期2単位）：著作権法について、その制度・基本概念を説明し、情報技術の発展が生み出した新たな著作権問題を検討した。

・知的財産法理論演習（前期2単位）：法政理論専攻「知的財産法A（2単位）」と共通科目

（公共政策大学院）

・特許法総論（前期2単位）：法曹養成専攻「知的財産法1」との共通科目

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・知的財産法（前期4単位）：特許法・著作権法・意匠法・商標法・不正競争防止法等について、その基本概念を概説した。

・法学入門Ⅰ（前期2単位）：リレー講義。第9回「知的財産法」を担当し、特許法・著作権法を中心に、知的財産法制度の概略を説明した。

・演習・知的財産法（後期2単位）：近時注目を浴びている知的財産法の重要問題を、裁判例や論文を素材とした担当者による報告と参加者全員による議論を通じて検討した。

●令和2年度

・知的財産法（前期4単位）：特許法・著作権法・意匠法・商標法・不正競争防止法等について、その基本概念を概説した。

・法学入門Ⅰ（前期2単位）：リレー講義。第8回「知的財産法」を担当し、特許法・著作権法を中心に、知的財産法制度の概略を説明した。

・演習・知的財産法（後期2単位）：近時注目を浴びている知的財産法の重要問題を、裁判例や論文を素材とした担当者による報告と参加者全員による議論を通じて検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本工業所有権法学会理事

・著作権法学会会員

・日本私法学会会員

●令和2年度

・日本工業所有権法学会理事
・著作権法学会会員
・日本私法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

知的財産権行使のあり方、侵害に対する救済のあり方について、考察をさらに進める。情報技術の急速な発展により、知的財産の創作・流通・利用を取り巻く環境は、従来の知的財産諸法が前提としていた状況から劇的に変化しており、権利行使とその制約のあり方に対する現行知的財産諸法の硬直的な態度では、知的財産の利用をめぐる適切かつ柔軟な利害調整に困難を来すことになる。そこで、現行法の解釈論のみならず、知的財産法制度の将来像を見据えた政策論・制度論的研究も進めていく。

岡村　忠生　OKAMURA Tadao　教　授　租税法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

取得価額の概念、実現主義など所得課税の基本問題、教育や人的リソースの形成に対する消費課税のあり方、および、企業組織再編に対する課税の研究を進めている。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成29年度
・『租税法』(有斐閣)(共著)

●令和元年度
・『租税法』(第2版)(有斐閣)(共著)

●令和2年度
・租税法演習ノート：租税法を楽しむ21問(第4版)(共著)

②論文

●平成28年度
・「一般的租税回避否認規定について：否認理論の観点から」ジュリスト1496号44-50頁
・「有利発行による経済的利益と希薄化損失」税研32巻1号89-97頁

●平成29年度
・"Tax avoidance in Japan" The Routledge Companion to Tax Avoidance Research, 156-169 (Nigar Hashimzade and Yuliya Epifantseva ed., Routledge)(共著)
・「ヒューマン・キャピタルと教育・医療」金子宏監修『現代租税法講座第2巻 家族・社会』(日本評論社) 189-226頁
・「法人税の課税ベース」金子宏監修『現代租税法講座第3巻 企業・市場』(日本評論社) 1-26頁

●平成30年度
・「所得税と家族：課税単位および配偶者控除を中心として」日税研論集74号25-80頁
・「リースの課税関係と民法」金子宏・中里実編『租税法と民法』(有斐閣) 366-384頁

●令和2年度
・「クロスボーダー取引と仕入税額控除」法学論叢，186, 5-6, 1-26
・「デジタル経済と新しい課税 大橋洋一＝仲野武志編『法執行システムと行政訴訟』」(弘文堂・2020年)，201-217
・「塩野義製薬事件判決の分析と意義」月刊国際税務，40, 470, 38-49
・「地方税制における『消費』と『資産』」地方税71, 5, 2-8
・「消費・投資の場としての家族」租税法研究，48, 43-59
・「租税手続のデジタル化と法的課題」ジュリスト，1556, 53-58
・「パススルー組織体の構成員の地位の譲渡と課税(木南・浅田教授退職記念号)」法学論叢＝Kyoto law review, 188, 4, 26-54

③その他

●平成28年度
・「法人税法132条の2の「法人税の負担を不当に減少させる結果となると認められるもの」の意義と該当性［最高裁第一小法廷平成28.2.29判決］」ジュリスト1495号10-11頁
・「外国子会社合算税制の意義と課題」日本租税研究協会『税制の構造改革と国際課税への多面的な取組』109-140頁

・「租税回避否認への柔らかな対応～ヤフー事件最高裁判決～」《WLJ 判例コラム 特報》第 77 号
・「租税法規の限定解釈－りそな外税控除否認事件（最二小判平成 17.12.19）」別冊ジュリスト 228 号（租税判例百選第 6 版）38-39 頁
・「法人税法 22 条 3 項 1 号の売上原価と費用見積金額（最二小判平成 16.10.29）」別冊ジュリスト 228 号（租税判例百選第 6 版）104-105 頁

●平成 29 年度
・「仕向地基準課税再考」日本租税研究協会『税・財政及び国際課税を巡る現状と課題』74-107 頁

●平成 30 年度
・「所得税と家族：課税単位および配偶者控除を中心として（所得税の基本的諸問題）」日税研論集，74, 25-80
・「結合企業税制の意義と課題」社会構造の変化に即した所得税制と国際課税への取組，3-27

●令和元年度
・「デジタル経済の進展と国際租税の今後」財政のフューチャー・デザインとデジタル経済の進展に伴う国際租税の今後，183-230

●令和 2 年度
・「AOA 再考－ 2 つの柱から」租税原則の視点からみた税制の課題とポスト BEPS, 3-40

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・「外国子会社合算課税制度の意義と課題－ BEPS 最終報告書からの示唆－」税務大学校で講義（2014 年 9 月 14 日）
・「外国子会社合算税制の意義と課題」第 68 回租税研究大会（日本工業倶楽部・2016 年 9 月 15 日）で講演

●平成 29 年度
・「民事法と租税裁判例」近畿税理士会（近畿税理士会館）で講演（2017 年 7 月 28 日）
・「仕向地基準キャッシュ・フロー税と消費税」税務大学校で講義（2017 年 9 月 12 日）
・「仕向地基準課税再考」第 69 回租税研究大会（日本工業倶楽部・2017 年 9 月 13 日）で講演
・「株主法人課税における株式と資産のベイシス（取得価額）について」日本税法学会中部地区研究会（ウィングあいち）で報告（2017 年 12 月 9 日）

●平成 30 年度
・「結合企業税制の意義と課題」第 70 回租税研究大会（日本工業倶楽部・2018 年 9 月 19 日）で講演
・「契約解釈と課税要件－リース契約を題材に」日税研理論ゼミ（東北税理士会館・2018 年 9 月 21 日）で講演
・「リースをめぐる契約解釈と課税要件のあり方」税務大学校で講義（2018 年 8 月 27 日）
・「デジタル経済の進展と国際租税の今後」日本租税研究協会第 71 回（創立 70 周年）租税研究大会（2018 年 9 月 27 日）

●令和元年度
・「消費・投資の場としての家族」第 48 回租税法学会（2019 年 10 月 19 日）

●令和 2 年度
・「AOA 再考－ 2 つの柱から」第 72 回租税研究大会（2020 年 9 月 16 日）

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・科研費 基盤研究 A「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（研究代表者・高木光）平成 28 年度第 1 回研究会（2016 年 6 月 4 日）で司会
・科研費基盤 B「消費課税におけるヒューマン・キャピタルと資産概念の応用」（研究代表者・岡村忠生）研究会（第 12 ～ 16 回）に参加、報告
・第 45 回租税法学会（2016 年 10 月 1 日、大阪大学）でコメント

●平成 29 年度
・科研費 基盤研究 A「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（研究代表者・高木光）平成 29 年度第 2 回研究会（2017 年 8 月 26 日）で司会
・科研費基盤 B「消費課税におけるヒューマン・キャピタルと資産概念の応用」（研究代表者・岡村忠生）研究会（第 17 ～ 18 回）に参加、報告

●平成 30 年度
・科研費 基盤研究 A「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（研究代表者・高木光）平成 30 年度第 3 回研究会（2019 年 3 月 1 日）で報告・司会
・科研費基盤 B「ベイシスの高度化による法人課税の再生」（研究代表者・岡村忠生）研究会（第 1 ～ 3 回）に参加、報告

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・租税法 A（前期）
国際租税法の基礎とデジタル・エコノミーへの課税について、文献を講読した。

・租税法 B（後期）
米国の所得課税に関するケースブックを講読した。
・租税法研究 A（前期）
国際租税法の基礎とデジタル・エコノミーへの課税について、文献を講読した。
・租税法研究 B（後期）
米国の所得課税に関するケースブックを講読した。
（法曹養成専攻）
・租税法 1（前期）
所得税法、法人税法、国税通則法の基本について、講義を行った。
・租税法 2（後期）
所得課税と法人課税の諸問題について、授業を行った。
（公共政策大学院）
・租税法総論（前期）
所得税法、法人税法、国税通則法の基本について、講義を行った。
●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・租税法 A（前期）
デジタル・エコノミーに関わる BEPS およびロボット・AI 課税について授業をした。
・租税法 B（後期）
公的保険および私的保険の課税に関する文献を講読した。
・租税法研究 A（前期）
デジタル・エコノミーに関わる BEPS およびロボット・AI 課税について授業をした。
・租税法研究 B（後期）
公的保険および私的保険の課税に関する文献を講読した。
（法曹養成専攻）
・租税法 1（前期）
所得税法、法人税法、国税通則法の基本について、講義を行った。
・租税法 2（後期）
所得課税と法人課税の諸問題について、授業を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・法学入門 I（前期）
オムニバスで、租税法の基礎に関する部分を担当した。
・演習（租税法）（前期）
租税法の基本的概念に関する書物を講読し、議論した。
・租税法（後期）
所得税、法人税、消費税、租税手続について、講義をした。
●令和 2 年度
・法学入門 I（前期）
オムニバスで、租税法の基礎に関する部分を担当した。
・演習（租税法）（前期）
租税法の基本的概念に関する書物を講読し、議論した。
・租税法（後期）
所得税、法人税、消費税、租税手続について、講義をした。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・租税法（経済学部）（後期）
所得税、法人税、消費税、租税手続について、講義をした。
●令和 2 年度
・租税法（経済学部）（後期）
所得税、法人税、消費税、租税手続について、講義をした。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
・税制調査会委員
●令和 2 年度
・税制調査会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
・日本税法学会（理事）
・租税法学会
●令和２年度
・日本税法学会（理事）
・租税法学会

Ⅲ－４　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

法人所得課税に関する研究を中心に、個人所得課税と消費課税についても、引き続き研究を進める。また、国際的税源浸食への対応や電子取引への課税などの国際課税について、さらに研究を進める。

笠井　正俊　KASAI Masatoshi　教　授　民事訴訟法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－１　現在の研究テーマと最近の活動

民事訴訟の審理における裁判官の裁量及び当事者の行為の規律という観点から、争点整理、証拠収集方法、証拠調べ手続、証明責任等を対象に研究を進めている。また、最近の我が国における司法制度や民事司法手続の改革の動向や成果を踏まえ、専門訴訟、民事執行、倒産処理、民事調停、家事審判等の制度の在り方等について検討し、成果の一部を公表するなどしている。

Ⅰ－２　最近５年間（平成 28 年４月～令和３年３月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
・徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）〔共編〕
●平成 29 年度
・『基礎演習民事訴訟法〔第３版〕』（弘文堂）〔共編著〕
●平成 30 年度
・『民事訴訟法〔第３版〕』（有斐閣）〔共著〕
●令和２年度
・『はじめての民事手続法』（有斐閣）〔共編著〕

②論文

●平成 28 年度
・「口頭弁論の承継人に対して判決効が作用する場面について」松本博之先生古稀祝賀論文集『民事手続法制の展開と手続原則』557-570 頁
・「弁論主義と職権探知主義の関係」法律時報 88 巻８号 19-25 頁
・「共通義務確認訴訟の構造－特に、訴訟物、当事者適格、判決効」法の支配 182 号 67-76 頁
・「共同相続人間の所有権紛争訴訟の訴訟物と既判力に関する一考察」徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）625-644 頁
●平成 29 年度
・「登記手続を命ずる確定判決と承継人に対する判決効」上野泰男先生古稀祝賀論文集『現代民事手続の法理』（弘文堂）319-334 頁
・「別表第１事件と手続保障」金子修編『講座実務家事事件手続法』（日本加除出版）457-491 頁
・「争点証拠整理のための口頭議論をめぐって」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』457-478 頁
●平成 30 年度
・「公法上の当事者訴訟を本案訴訟とする民事保全について」民商法雑誌 154 巻４号 709-750 頁
●令和元年度
・「e 法廷とその理論的課題」法律時報 91 巻６号 16-22 頁
・「相続法改正と手続法上の問題点」ジュリスト 1541 号 67-73 頁
●令和２年度
・「特別訴訟手続」ジュリスト 1551 号 68-73 頁
・「民事訴訟手続の IT 化－その概要、申立てと訴訟記録の電子化等について」JCA ジャーナル 67 巻 11 号 29-34 頁
・「消費者裁判手続特例法の見直しに向けて検討すべき課題」現代消費者法 50 号 36-41 頁

③その他

●平成 28 年度

・裁判例概観「民事訴訟法判例の動き」ジュリスト 1492 号『平成 27 年度重要判例解説』115-120 頁
・判例評釈「株主代表訴訟の被告側への会社の補助参加の可否(最決平成 13 年 1 月 30 日民集 55 巻 1 号 30 頁)」別冊ジュリスト・会社法判例百選〔第 3 版〕142-143 頁
・寄稿「法教育の仕事で－ホウリス君誕生秘話」新堂幸司編集代表『日本法の舞台裏』(商事法務)316-319 頁

●平成 29 年度

・裁判例概観「民事訴訟法判例の動き」ジュリスト 1505 号『平成 28 年度重要判例解説』(共編書)130-135 頁
・共編書『私法判例リマークス 55 号』(日本評論社)
・巻頭言「民事模擬裁判のすすめ」法と教育 7 号 1 頁
・書評「関東弁護士会連合会編『わたくしたちの社会と法－学ぼう・法教育』」法と教育 7 号 118 頁
・判例評釈「弁護士法 23 条の 2 第 2 項に基づく照会に対する報告を拒絶する行為と同照会をした弁護士会に対する不法行為の成否(消極)(最判平成 28 年 10 月 18 日民集 70 巻 7 号 1725 頁)」金融法務事情 2073 号 74-77 号
・座談会「事業再生と倒産手続利用の拡充に向けて」法律時報 89 巻 12 号 37-55 頁
・共編書『私法判例リマークス 56 号』(日本評論社)
・判例評釈「債務者の債務超過は無償行為否認の要件ではない(最判平成 29 年 11 月 26 日金法 2084 号 62 頁)」金融法務事情 2085 号 16-23 頁
・判例評釈「占有の訴えに対する本権に基づく反訴(最判昭和 40 年 3 月 4 日民集 19 巻 2 号 197 頁)」別冊ジュリスト・民法判例百選Ⅰ〔第 8 版〕142-143 頁

●平成 30 年度

・書評「三木浩一『民事訴訟による集合的権利保護の立法と理論』」書斎の窓 658 号 34-38 頁
・共編書『私法判例リマークス 57 号』(日本評論社)
・判例評釈「じん肺管理区分の管理一該当との決定を受けたのに対し、管理四該当と主張する原告が当該決定の取消訴訟の係属中に死亡した場合に、労働者災害補償保険法 11 条 1 項に規定する遺族が訴訟を承継するか(最判平成 29 年 4 月 6 日民集 71 巻 4 号 637 頁)」私法判例リマークス 57 号 116-119 頁
・対談「裁判手続の IT 化をめぐって」ジュリスト 1524 号ⅱ-ⅴ, 50-61 頁
・共編書『私法判例リマークス 58 号』(日本評論社)

●令和元年度

・共編書『私法判例リマークス 59 号』日本評論社
・「民事執行法 1 条から 21 条までの注釈」伊藤眞＝園尾隆司編集代表『条解民事執行法』(弘文堂)21-131 頁
・判例評釈「仮の地位を定める仮処分(1)－審尋の要否(最大判昭和 61 年 6 月 11 日民集 40 巻 4 号 872 頁)」別冊ジュリスト・民事執行・保全判例百選〔第 3 版〕180-181 頁
・共編書『私法判例リマークス 60 号』日本評論社
・巻頭言「民事訴訟手続の IT 化～始まったフェーズ 1」金融・商事判例 1587 号 1 頁

●令和 2 年度

・巻頭言「民間 ADR 制度との対比での個別労働紛争あっせん制度」中央労働時報 1262 号 3 頁
・共編書『私法判例リマークス 61 号』日本評論社
・「争点及び証拠の整理手続」法学教室 480 号 16-21 頁
・判例評釈「対抗要件の否認(最判昭和 45 年 8 月 20 日民集 24 巻 9 号 1339 頁」別冊ジュリスト・倒産判例百選〔第 6 版〕78-79 頁
・共編書『私法判例リマークス 62 号』日本評論社
・座談会「民事裁判の IT 化－フェーズ 1 の現状と課題」ジュリスト 1554 号 54-73 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度

・講師「労働法制をめぐる近時の動きと労働紛争について」(公益社団法人京都工業会・人事労務問題懇話会)
・講義「知的財産と紛争解決」独立行政法人国際協力機構(JICA)研修(一般財団法人比較法研究センター受託)「直接投資を促すための知財制度整備に向けて」コース
・講演「民事訴訟の争点整理手続における諸問題」(大阪地方裁判所民事部研究会)
・講義「知財紛争制度と裁判制度」独立行政法人国際協力機構(JICA)研修(一般財団法人比較法研究センター受託)「日墨戦略的グローバルパートナーシップ研修計画「知的財産権(短期)」コース

●平成 29 年度

・講師「企業取引と経験則」(司法研修所平成 29 年度裁判官金融・経済実務研究会)
・パネリスト「民事訴訟法施行 20 年記念シンポジウム・民事訴訟法施行 20 年を迎えて～争点整理等における現状と課題、あるべき姿～」(大阪弁護士会)判例タイムズ 1447 号 5-24 頁所収

●平成 30 年度

・シンポジウム取りまとめ・司会「強制執行法制の改正問題」(第 88 回日本民事訴訟法学会大会)民事訴訟雑誌 65 号 87-149 頁
・講師「裁判手続等の IT 化を考える」(京都弁護士会四一会)
・講師「民事裁判手続の IT 化について」(大阪弁護士会法曹同志会)

●令和元年度

・報告「民事訴訟手続の IT 化について」(関西民事訴訟法研究会)
・報告「相続法改正と手続法上の問題点」(日本民事訴訟法学会関西支部研究会)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度～令和 2 年度

・「日本民事訴訟法学会シンポジウム『民事訴訟法と隣接科学』準備研究会」(代表者：菅原郁夫、平成 26 年度～ 28 年度)
・「日本民事訴訟法学会シンポジウム『強制執行法制の改正問題』準備研究会」(代表者：笠井正俊、平成 28 年度～ 30 年度)
・「行政訴訟抜本改革研究会」(代表者：中川丈久、平成 29 年度～)
・「裁判手続等の IT 化検討会」(内閣官房、座長：山本和彦、平成 29 年度)
・「民事裁判手続等 IT 化研究会」(公益社団法人商事法務研究会、座長：山本和彦、平成 30 年度～令和元年度)
・「証拠収集手続の拡充等を中心とした民事訴訟法制の見直しのための研究会」(公益社団法人商事法務研究会、座長：畑瑞穂、令和 2 年度～)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・〔民事手続法 2A リサーチ・ペーパー〕(前期)　裁判の効力、強制執行等
・〔民事手続法 2B リサーチ・ペーパー〕(後期)　裁判の効力、強制執行等
・アメリカ法文献読解(前期後期)アメリカの民事訴訟に関する概説書のうち適正手続、判決効等の部分の講読
・先端民事手続法 2(前期)　民事裁判手続の IT 化についての研究
・民事手続法研究 2A(前期)　民事手続における審尋請求権、判決効、強制執行等の研究
・民事手続法研究 2B(後期)　民事手続における審尋請求権、判決効、強制執行等の研究
・民事手続法 2A(前期)　民事手続における審尋請求権、判決効、強制執行等の研究
・民事手続法 2B(後期)　民事手続における審尋請求権、判決効、強制執行等の研究

(法曹養成専攻)

・倒産処理法 1(前期)　破産手続・破産実体法についての詳細な分析・検討
・民事訴訟法の基礎(後期)　民事訴訟の第一審判決手続についての講義形式と双方向・多方向形式を組み合わせた授業
・民事訴訟法総合 1(後期)　訴訟の主体及び客体並びに審理手続の部分についての判例や事例問題を素材とする双方向・多方向方式の授業
・民事訴訟法総合 2(前期)　訴訟の終了、請求の複数、多数当事者訴訟及び上訴・再審、並びに民事執行手続及び民事保全手続についての判例や事例問題を素材とする双方向・多方向方式の授業

●令和 2 年度

(法政理論専攻)

・〔民事手続法 2A リサーチ・ペーパー〕(前期)　裁判の効力、強制執行等
・〔民事手続法 2B リサーチ・ペーパー〕(後期)　裁判の効力、強制執行等
・先端民事手続法 2(前期)　民事裁判手続の IT 化についての研究
・民事手続法研究 2A(前期)　民事手続における審尋請求権、判決効、強制執行等の研究
・民事手続法研究 2B(後期)　民事手続における審尋請求権、判決効、強制執行等の研究
・民事手続法 2A(前期)　民事手続における審尋請求権、判決効、強制執行等の研究
・民事手続法 2B(後期)　民事手続における審尋請求権、判決効、強制執行等の研究

(法曹養成専攻)

・倒産処理法 2(後期)　民事再生法・会社更生法等についての詳細な分析・検討
・民事訴訟法の基礎(後期)　民事訴訟の第一審判決手続についての講義形式と双方向・多方向形式を組み合わせた授業
・民事訴訟法総合 1- ②(後期)　訴訟の主体及び客体並びに審理手続の部分についての判例や事例問題を素材とする双方向・多方向方式の授業
・民事訴訟法総合 2- ①(前期)　訴訟の終了、請求の複数、多数当事者訴訟及び上訴・再審、並びに民事執行手続及び民事保全手続についての判例や事例問題を素材とする双方向・多方向方式の授業

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・法学入門 II(後期)　(共同担当)司法制度と民事裁判手続の概要についての講義
・特別講義「民事執行・保全法」(後期)　民事執行法及び民事保全法に関する基本的な事項と主要な問題点についての講義

●令和 2 年度

・法学入門 II(後期)　(共同担当)司法制度と民事裁判手続の概要についての講義
・特別講義「破産法」(後期)　破産法に関する基本的な事項と主要な問題点についての講義

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目
なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等
なし

Ⅲ－2　各種学外委員
●令和元年度
・京都府労働委員会（公益委員・会長）
・京都家庭裁判所（調停委員）
・法務省（司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員）
・法務省（認証審査参与員）
・人事院（国家公務員採用総合職 試験専門委員）
・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（仲裁人候補者）
・公益財団法人民事紛争処理研究基金（選考委員）
・公益財団法人日弁連法務研究財団（滝井繁男行政争訟奨励賞選考委員会委員）
●令和2年度
・京都府労働委員会（公益委員・会長）
・京都家庭裁判所（調停委員）
・法務省（司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員）
・法務省（認証審査参与員）
・法務省法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会（臨時委員）
・人事院（国家公務員採用総合職 試験専門委員）
・公益財団法人日本スポーツ仲裁機構（仲裁人候補者）
・公益財団法人民事紛争処理研究基金（選考委員）
・公益財団法人日弁連法務研究財団（滝井繁男行政争訟奨励賞選考委員会委員）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等
●令和元年度
・日本民事訴訟法学会会員（理事）
・日本私法学会会員
・仲裁 ADR 法学会会員（理事）
・法と教育学会会員（副理事長）
●令和2年度
・日本民事訴訟法学会会員
・日本私法学会会員
・仲裁 ADR 法学会会員（理事）
・法と教育学会会員（副理事長）

Ⅲ－4　受賞の状況
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

現在の研究課題について研究を継続し、成果を発表していきたい。その際、裁判官としての実務経験をも生かし、学理と裁判実務を架橋するような仕事ができればと考えている。

唐渡　晃弘　KARATO Teruhiro　教　授　政治史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動
国家による国民「創造」の過程を歴史的に考察する。特に、19 世紀最後の四半世紀のフランスにおいて、いわゆる「国民形成」が、政策として進められると同時に、国家の構成員の間に、国民アイデンティティが形成される過程を、教育・徴兵といった政策と同時に、外国人労働力の流入と公的扶助や萌芽期にある社会的な保障制度をめぐる対立を通して史料であとづけ考察する。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果
(1) 公表された著作
①著書
なし

②論文
なし
③その他
なし
(2) 学会報告・講演等
なし
(3) 共同プロジェクトへの参加
なし

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・政治史研究(通年)
フランス19世紀後半の政治と軍との関係について比較・考察。
・政治史(通年)
フランス19世紀後半の政治と軍との関係について比較・考察。
(公共政策大学院)
・ヨーロッパ政治(前期)
21世紀のヨーロッパ諸国の政治状況を歴史的背景とともに検討し、分析枠組みについて考察。
・政策課題研究(後期)
各学生の設定するテーマについて、各自が調査・研究を行い発表するまでを指導。
●令和2年度
(法政理論専攻)
・政治史研究(通年)
ヨーロッパ史について社会政治学的観点から分析、検討。
・政治史(通年)
ヨーロッパ史について社会政治学的観点から分析、検討。
(公共政策大学院)
・英語情報分析(前期)
英米の複数の新聞・雑誌の記事・論説を用いて、それぞれのメディアの特徴、党派性を比較分析。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・政治史(前期)
「国民国家の形成」の観点から18世紀末から20世紀半ばのヨーロッパ史を比較しつつ検討。
・演習(政治史)(前期)
19世紀前半から議論となり、20世紀の主たる紛争の原因となったドイツの領域をめぐる歴史を検討。
・演習(政治史)(後期)
19世紀ヨーロッパにおいて「国民アイデンティティ」形成の経緯を比較・検討。
●令和2年度
・政治史(前期)
「国民国家の形成」の観点から18世紀末から20世紀半ばのヨーロッパ史を比較しつつ検討。
・政治学入門I(前期)
学部専門科目を履修するために必須となるヨーロッパ史についての概論。
・演習(政治史)(前期)
戦間期ヨーロッパの外交と「宥和政策」について検討。
・演習(政治史)(後期)
地中海岸諸国を中心として20世紀前半に議会制が崩壊した過程を比較・検討。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和2年度
・歴史の中の政治と人間(全学共通科目)(前期)
ヨーロッパ政治・外交史の基本的な流れについて比較検討。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
大阪大学 法学部「西洋政治史」
関西学院大学 法学部「外交史B」
●令和2年度
大阪大学 法学部「西洋政治史」

関西学院大学 法学部「外交史 B」
関西学院大学 法学研究科「国際関係史」

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
- 日本政治学会会員・理事
- 日本国際政治学会会員
- 日本比較政治学会会員

●令和 2 年度
- 日本政治学会会員・理事
- 日本国際政治学会会員
- 日本比較政治学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

フランスでの現地の史料調査がまったく滞ってしまっているが、ひとまず WEB を通じてアクセスできる史料で解明できる範囲に限定して調査を進め、研究全体の構想の修正や部分的な変更も視野に入れつつ研究を進める。

川濵　　昇　KAWAHAMA Noboru　教　授　経済法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

市場経済が社会と消費者にとって利益を生み出すためには、どのような形で競争を促進すれば良いのかということを課題として研究を始めてきた。競争への悪影響をどのように評価し、どのような行為が競争を歪曲するのかを経済分析も活用しながら研究してきた。また、競争法と知財、ネットワーク産業規制、金融規制の交錯する領域での研究を進めてきた。さらに競争の目的と機能を消費者厚生の観点から首尾一貫して説明する作業も行ってきた。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
- （共著）『論点解析 経済法 第 2 版』（商事法務）
- （共著）『独禁法審判決の経済分析』（東大出版）

●平成 30 年度
- （共著）『独占禁止法 第六版』（弘文堂）

●令和元年度
- （共著）ケースブック独占禁止法（弘文堂）
- （共著）基本講義消費者法（日本評論社）
- （共著）ベーシック経済法：独占禁止法入門（有斐閣）

●令和 2 年度
- （共著）法解釈の方法論：その諸相と展望（有斐閣）

②論文

●平成 28 年度
- 「経済学の発展と独禁法－理論と実証を両輪として」ビジネス法務 16 巻 7 号
- 「最近の競争法と経済学」公正取引 794 号
- 「流通・取引慣行と競争政策の在り方」公正取引 797 号

●平成 29 年度
- 「単独効果の理論的基礎－水平的企業結合規制の再検討」金井貴詞他編『経済法の現代的課題』（有斐閣）
- 「「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」の改正について」公正取引 803 号

●平成 30 年度
- 「流通・取引慣行に対する独禁法の規制枠組み－競争阻害効果の発生機序を中心に－」経済法学会年報 39 号
- 「共通株主（common ownership）の競争問題」尾崎安央・川島いずみ・若林泰伸編『上村達男先生古稀記念論文集 公開会社法と資本市場の法理』（商事法務 2019 年）
- 「反トラストポピュリズムに関する覚え書き」法学志林 116 巻 2・3 号 105-126 頁（2019）

●令和元年度
・「経済法判例・審決の動き」ジュリスト，1531, 228-233
・プラットフォーム事業者への「優越的地位の濫用」の「拡大」とその課題 ジュリスト，1543, 69-74
・優越的地位の濫用の慎重な新展開，NBL 1166, 24-31
●令和 2 年度
・「公正取引委員会・消費者庁に期待すること－デジタル化の進展に向けた協力体制への期待」公正取引，838, 14-15
・「競争法における「消費者厚生」の位置づけ－目的か基準か－」法学論叢，188, 4-6, 1-25

③その他

●平成 28 年度
・「経済法判例・審決の動き」ジュリスト 1492 号
●平成 29 年度
・「プラットフォーム産業における市場画定」RIETI ディスカッションペーパー（17-J-032）（武田邦宣大阪大学教授との共著）
・「経済法判例・審決の動き」ジュリスト 1505 号
●平成 30 年度
・「経済法判例・審決の動き」ジュリスト 1518 号

(2) 学会報告・講演等

●平成 30 年度
・川濵昇「流通・取引慣行に対する独禁法の規制枠組み」日本経済法学会

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
●平成 28 年度
・経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」（平成 27-28 年度）プロジェクトにプロジェクトリーダーとして参加
経済産業研究所ファカルティフェロー
●平成 29 年度
・経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」（平成 29-30 年度）プロジェクトにプロジェクトリーダーとして参加
●平成 30 年度
・経済産業研究所「グローバル化・イノベーションと競争政策」（平成 29-30 年度）プロジェクトにプロジェクトリーダーとして参加
●令和元年度
・市場支配力分析の日米 EU 比較法的検討 基盤研究（C）代表

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
（法政理論専攻）
・先端経済法 1（前期）
流通取引・慣行に関する事例を素材に、垂直的な慣行の競争阻害効果と競争促進効果の特定、総合衡量の基準と方法について検討した。
・経済法特別演習（通年）
米国反トラスト法と EU 競争法の排除行為についての事例を検討した。
（法曹養成専攻）
・競争政策と法（後期）
独占禁止法の事例を素材に競争効果分析等の技法を修得する。
（公共政策大学院）
●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・先端経済法 2（前期）
企業結合の事例に依拠して、競争効果分析の各種手法、競争促進効果や公共的目的との比較衡量の方法を修得する。
・経済法特別演習（通年）
水平的企業結合の欧米の最新事例を素材に利用可能な経済的技法と規制の手続的制約の下での最適な手法の選択などを検討した。
（法曹養成専攻）
・競争政策と法（後期）
独占禁止法の事例を素材に競争効果分析等の技法を修得する。
（公共政策大学院）

・政策課題研究（後期）
リサーチペーパー作成の指導。
・競争法の公共政策（前期）
企業結合の事例に依拠して、競争効果分析の各種手法、競争促進効果や公共的目的との比較衡量の方法を修得する。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・外国文献研究（英）（後期）
Cas Sunstein, The Cost-Benefit Revolution (2018) の講読。
・演習（経済法）（前期）
企業結合及び不当な取引制限のケーススタディを通じて市場支配力分析の手法等を修得する。

●令和２年度
・演習（経済法）（前期）
企業結合及び不当な取引制限のケーススタディを通じて市場支配力分析の手法等を修得する。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

●令和元年度
・外国文献講読（法・英）I-E1（前期）（全学共通科目）
Cas Sunstein, Legal Reasoning and Political Conflict (2d 2018) の講読。

●令和２年度
・法学（後期）（全学共通科目）
企業活動にかかわる法的規制の全体像を体系的に雪冤した。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
・情報通信行政・郵政行政審議会 委員
・独占禁止懇話会 委員
・経済産業研究所 ファカルティフェロー

●令和２年度
・情報通信行政・郵政行政審議会 委員
・独占禁止懇話会 委員
・経済産業研究所 ファカルティフェロー

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
・日本経済法学会
・国際経済法学会
・法と経済学会
・私法学会
・工業所有権法学会
・日本消費者法学会

●令和２年度
・日本経済法学会
・国際経済法学会
・法と経済学会
・私法学会
・工業所有権法学会
・日本消費者法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまで経済法全般について学際的な研究を行ってきた。独占禁止法の多くの基本的問題点について法理論的な議論を展開してきた。経済分析に基礎をおいた研究と法理論的研究とを融合させた上で体系的な独占禁止法（競争法）解釈論の構築につとめてきた。歴史的に形成されてきた競争法の法理論的枠組みの中に経済学に基づく今日の競争政策の標準的手法を取り込むための基礎理論を構築する作業は一段落付き、著書として刊行を予定している。これらの成果を踏まえて独占禁止法の体系書の執筆をめざす予定である。

北村　雅史　KITAMURA Masashi　教　授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

私の研究の中心テーマは、会社法制の下でコーポレート・ガバナンスのあり方を検討することである。具体的には、株主総会プロセス、機関設計、役員の義務・責任について、法規制や自主規制機関のルール等に配慮しながら、制度のあるべき姿を究明することを課題としている。とりわけ、近時は、バーチャル株主総会がコーポレート・ガバナンスの向上にどのように役立つかを見極めながら、その法的な問題点の解明と立法のあり方について重点的に検討している。

以上のテーマについては、すでに論文の公表や学会シンポジウム報告によって、私の研究成果を発信しているところである。今後、引き続き解明が十分でない論点を検証するとともに、数年後には、会社法全般に関する体系書を完成させたいと考えている。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度
- 『事例研究会社法』［小林量と共編著］(日本評論社) 97-108, 140-152, 200-215, 269-282, 332-346頁
- 『金融商品取引法コンメンタール第1巻』(商事法務)［神田秀樹＝黒沼悦郎＝松尾直彦編］(商事法務) 566-574, 590-595, 817-821頁
- 『会社法実務問答集Ⅰ上』［前田雅弘と共著］(商事法務)
- 『会社法実務問答集Ⅰ下』［前田雅弘と共著］(商事法務)

●平成29年度
- 『会社法実務問答集Ⅱ』［前田雅弘と共著］(商事法務)

●平成30年度
- 『スタンダード商法Ⅰ－商法総則・商行為法』［編］(法律文化社)
- 『プライマリー商法総則・商行為法(第4版)』［藤田勝利と共編］(法律文化社) 106-126頁
- 『現代商法入門(第10版)』［近藤光男編］(有斐閣) 1-62頁

●令和元年度
- 『会社法実務問答集Ⅲ』［前田雅弘と共著］(商事法務)

②論文

●平成28年度
- 「コーポレートガバナンス・コード＜理論編＞」日本取引所金融商品取引法研究第6号 85-141頁

●平成29年度
- 「一般社団法人の機関制度の検討」NBL1104号 29-35頁

●平成30年度
- 「一般社団法人の機関制度の検討 ── 株式会社との比較研究のための覚書き」徳本穣ほか編『森淳二朗先生退職記念論文集 会社法の到達点と展望』(法律文化社) 121-142頁
- 「株主総会の電子化」商事法務2175号 5-16頁

●令和元年度
- 「会社分割における債権者保護と信義則－最決平成29・12・19を題材として」弁護士法人関西法律特許事務所編『関西特許法律事務所開設五十五周年記念論文集 民事特別法の諸問題－第6巻－』(第一法規) 583-607頁
- 「株式交付」ジュリスト，1542号，60-65頁
- 「株主総会資料の電子提供制度の創設」法律のひろば，73巻3号 11-17頁
- 「新たな株主総会像－ハイブリッド型バーチャル株主総会の議論」ビジネス法務20巻3号 39-42頁

●令和2年度
- 「事前の議決権行使と株主総会への「出席」の意味」商事法務2231号 4-11頁
- 「バーチャル株主総会と株主の議事参加権」久保大作＝久保田安彦＝上田真二＝松中学編『吉本健一先生古稀記念論文集・企業金融・資本市場の法規制』(商事法務) 263-288頁
- 「新型コロナを受けた「会議体」の課題 ── 総会IT化をめぐる世界・日本の動向」ビジネス法務20巻12号 11-13頁

③その他

●平成28年度
- 「判例解説・東京地判平成27年10月2日：譲渡会社の標章等の続用と会社法22条1項の類推適用」法学教室430号 138頁
- 「判例解説・東京地判平成27年9月7日：定款変更の形式によらない残余財産の分配に関する属人的定め」法学教室430号 139頁

・「判例解説・最決平成 28 年 7 月 1 日：公開買付け後に行われる全部取得条項付種類株式の取得価格」法学教室 434 号 163 頁
・「判例の動き ── 商法」法学教室 435 号 167-168 頁
・「判例解説・静岡地沼津支決平成 28 年 10 月 7 日：特別支配株主による株式等売渡請求における売買価格」法学教室 438 号 137 頁

●平成 29 年度
・「判例解説・最決平成 29 年 2 月 21 日：取締役会設置会社である非公開会社における株主総会決議により代表取締役を定める旨の定款規定の効力」法学教室 442 号 126 頁
・「判例解説・大阪高判平成 28 年 10 月 13 日：ホテル内に出店するマッサージ店の施術の過誤に関する会社法 9 条の類推適用に基づくホテル運営会社の責任」法学教室 445 号 149 頁
・「判例の動き ── 商法」法学教室 447 号 139-140 頁
・「判例解説・東京地決平成 29 年 9 月 26 日：株主総会に取締役解任議案を提出することを取締役会で決議する場合における対象取締役の特別利害関係」法学教室 450 号 140 頁

●平成 30 年度
・「インドネシアにおけるコーポレート・ガバナンスの進展」［飯島奈絵と共著］アジア・太平洋会社法実務研究会、法務省法務総合研究所国際協力部編『東南アジア 4 か国のコーポレート・ガバナンス』(ぎょうせい) 118-129 頁
・「判例解説・東京地判平成 29 年 10 月 24 日：屋号の続用と会社法 22 条 1 項の類推適用の可否」法学教室 453 号 140 頁
・「判例解説・大阪高決平成 29 年 11 月 29 日：株式併合における反対株主の株式買取請求と『公正な価格』」法学教室 457 号 133 頁
・「判例の動き ── 商法」法学教室 459 号 141-142 頁
・「金融商事の目：株主総会の『電子化』の新たな展開 ── 電子株主総会の可能性」金融・商事判例 1559 号 1 頁

●令和元年度
・「会社法の制定」法学教室 463 号別冊付録 40-41 頁
・「判例解説・東京地判平成 30 年 9 月 20 日：新株予約権の有利発行と取締役の責任」法学教室 463 号 135 頁
・「判例解説・最判昭和 55 年 7 月 15 日：被許諾名称の営業外使用と名称許諾者の責任」別冊ジュリスト『商法判例百選』24-25 頁
・「判例評釈・最判平成 29 年 12 月 19 日：賃借人が契約当事者を実質的に変更したときは賃貸人は違約金を請求することができるなどの定めのある賃貸借契約において、当該賃借人が吸収分割の後は責任を負わないものとする吸収分割により契約当事者の地位を承継させた場合に、当該賃借人が上記吸収分割がされたことを理由に上記定めに基づく違約金債権に係る債務を負わないと主張することが信義則に反し許されないとされた事例」民商法雑誌 155 巻 4 号 776-791 頁
・「判例評釈・最判平成 30 年 10 月 19 日：企業集団における法令遵守体制を整備していた親会社の子会社従業員に対する相談窓口対応等に関する信義則上の義務」金融法務事情 2121 号 66-69 頁
・「判例解説・東京地判平成 30 年 9 月 6 日：取締役選解任決議が取り消されるべきことを理由とする後行の株主総会決議の不存在の主張」法学教室 468 号 136 頁
・「判例の動き ── 商法」法学教室 471 号 129-130 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「役員報酬を巡る法的課題の整理と今後の展開」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「コーポレートガバナンスのゆくえと取締役会・株主総会の課題」

●平成 29 年度
・学会報告・日本私法学会(第 81 回大会)シンポジウム「非営利法人に関する法の現状と課題」［佐久間毅＝横山美夏＝松元暢子＝山下純司＝橋本佳幸と報告］報告テーマ「一般社団法人の機関制度の検討」
・学会報告・法務総合研究所・財団法人国際民商事法センター共催第 9 回国際民商事法シンポジウム「東南アジア 4 か国におけるコーポレート・ガバナンス～ベトナム・カンボジア・ミャンマー・インドネシア」［国谷史朗＝ファン・ドウック・ヒエウ＝川島裕理＝古川朋雄＝ポティム・ユン＝石田眞得＝豊島ひろ江＝チー・チャイ・ニェイン＝児玉実史＝林秀樹＝エコ・アフマッド・イスマリ・バシュニ＝飯島奈江と報告］
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「次期会社法改正に向けての議論の全体像」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「企業統治のゆくえと株主総会の課題」

●平成 30 年度
・学会報告・日本私法学会(第 82 回大会)シンポジウム「株主総会の変容と会社法制のあり方」［前田雅弘＝村田敏一＝伊藤靖史＝松尾健一＝武井一浩と報告］報告テーマ「株主総会の電子化」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「株主総会の電子化」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「企業統治等に関する会社法改正－株主総会と取締役に関する規律の見直しを中心に」

●令和元年度
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「会社分割と債権者保護」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「株主総会の電子化 ── バーチャル株主総会の実施に向けて」
●令和 2 年度
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「令和元年会社法改正の概要と株式交付制度の創設」
・講演・大阪商工会議所法律懇話会「改正会社法の下での株主総会に関わる規律の見直し」
・講演・大阪弁護士会「令和元年改正会社法の概要」
・講演・東京弁護士会「令和元年会社法改正－取締役関係の改正と企業統治」
・学会報告・法務総合研究所・財団法人国際民商事法センター共催第 10 回国際民商事法シンポジウム「東南アジア 4 カ国のジョイントベンチャー法制と実務対応～インドネシア・マレーシア・タイ・ベトナム～」［国谷史朗＝ヤオ・イー・ミン＝児玉実史＝橋本大＝ルーキー・ワラランギ＝石田眞得＝豊島ひろ江＝ウドムチャイ・リーシン＝安田健一＝アン・トアン・グエン＝川島裕理＝古川朋雄と報告］

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（研究代表者：前田雅弘）
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「私法の基本原則と信託法の法理－その相互作用」（研究代表者：佐久間毅）
・科学研究費補助金（基盤研究(C)）「非営利法人の機関制度に関する会社法的考察」（研究代表者：北村雅史）
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「変容する現代所有概念の再構築 - 所有概念の多元的モデル化」（研究代表者：横山美夏）
●平成 29 年度
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（研究代表者：前田雅弘）
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「私法の基本原則と信託の法理－その相互作用」（研究代表者：佐久間毅）
・科学研究費補助金（基盤研究(C)）「非営利法人の機関制度に関する会社法的考察」（研究代表者：北村雅史）
●平成 30 年度
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（研究代表者：前田雅弘）
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「私法の基本原則と信託法の法理－その相互作用」（研究代表者：佐久間毅）
・科学研究費補助金（基盤研究(C)）「非営利法人の機関制度に関する会社法的考察」（研究代表者：北村雅史）
●令和元年度
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（研究代表者：前田雅弘）
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「私法の基本原則と信託法の法理－その相互作用」（研究代表者：佐久間毅）
・科学研究費補助金（基盤研究(C)）「非営利法人の機関制度に関する会社法的考察」（研究代表者：北村雅史）
●令和 2 年度
・科学研究費補助金（基盤研究(B)）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」（研究代表者：前田雅弘）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）
・〔商法 3A リサーチ・ペーパー〕（前期）：株式会社の機関に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。
・〔商法 3B リサーチ・ペーパー〕（後期）：株式会社の機関に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。
・商法 3A（前期）：株式会社の機関に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。
・商法 3B（後期）：株式会社の機関に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。

（法曹養成専攻）
・〔商法理論演習リサーチ・ペーパー〕（後期）：株式会社の機関に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。
・エクスターンシップ 1（後期）：弁護士事務所における法律実務研修
・エクスターンシップ 2A（後期）：企業法務部門における実務研修
・エクスターンシップ 2B（後期）：企業法務部門における実務研修
・エクスターンシップ 2C（後期）：企業法務部門における実務研修
・商法理論演習（前期）：株式会社の機関に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。
・商法研究 3A（前期）：株式会社の機関に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。
・商法研究 3B（前期）：株式会社の機関に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。
・商法総合 1（前期）：商法に関する紛争をいかに解決するかという観点から、会社法・商法総則・手形法の重要問題について、検討を行った。

・商法総合 2（後期）：企業法務が直面する実務上の課題について、主に紛争を生じさせないためのプランニングを中心に検討を行った。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・〔商法 2A リサーチ・ペーパー〕（前期）：株式会社の資本制度に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。

・〔商法 2B リサーチ・ペーパー〕（後期）：株式会社の資本制度に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。

・アメリカ法文献読解（北村）（前期後半）：米国の株式会社制度に関する英語文献を購読した。

・商法 2A（前期）：株式会社の資本制度に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。

・商法 2B（後期）：株式会社の資本制度に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。

・商法研究 2A（前期）：株式会社の資本制度に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。

・商法研究 2B（後期）：株式会社の資本制度に関する英語文献を購読し、日米英の比較検討を行った。

（法曹養成専攻）

・エクスターンシップ 1（後期）

・商法総合 1- ①（前期）：商法に関する紛争をいかに解決するかという観点から、会社法・商法総則・手形法の重要問題について、検討を行った。

・商法の基礎（後期）：会社法の概要と商法総則・手形法の基礎を講述した。

・現代商取引法（前期）：企業取引の現代的課題について検討を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・商法第一部（総則、手形）（後期）：商法総則および手形法の概要を講述した。

・演習（商法）（前期）：会社法の主要論点について、事例形式で検討した。

●令和 2 年度

・演習（商法）（前期）：会社法の主要論点について、事例形式で検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・商法第一部（後期）：商法総則および手形法の概要を講述した。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

・大阪市立大学法学部非常勤講師

●令和 2 年度

・大阪市立大学法学部非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・法務総合研究所・アジア・太平洋会社法実務研究会委員

・経済産業省・新時代の株主総会プロセスの在り方研究会委員

●令和 2 年度

・法務総合研究所・アジア・太平洋会社法実務研究会委員

・経済産業省・新時代の株主総会プロセスの在り方研究会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本私法学会

・日本空法学会（理事：22.6.1 ～）

・日本海法学会

●令和 2 年度

・日本私法学会

・日本空法学会（理事：22.6.1 ～）

・日本海法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

会社法の解釈問題については、機関制度を中心に検討を進めてゆき、計画的に論文等を公表することができている。今後も、個別論点について、段階的に論文•判例研究を執筆するとともに、数年計画で体系書を執筆したい。

コロナ禍において実務が先行しているバーチャル株主総会について、理論的に検討する論文を近年続けて執筆することができた。この分野についての研究成果を大学院教育および企業社会に還元するようにつとめたい。

木南　敦　KINAMI Atsushi　教　授　英米法

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在の主たる研究テーマは、アメリカ合衆国憲法と取引法である。前者に関しては、アメリカ合衆国憲法により樹立された政府の構造、特に連邦制度を含む政府の構造と個人の権利および自由の保障との関わりが主要な研究対象である。これまで合衆国の司法権と州の主権免除理論、通商条項が連邦制にとって持つ意義、執行権と大統領、司法権と裁判所やアメリカ行政法、州裁判官の選挙制度について研究を進め、現在合衆国の法律を根拠として州法の適用を排除するプリエンプションについて研究をしている。後者に関しては、アメリカ合衆国諸州の商取引法の統一と改革をはかろうとする統一商法典の内容と、信託法と金融取引法が主要な研究対象である。統一商法典の内容については、流通証券、資金移動、証券決済、担保取引等について研究を進めている。また、アメリカ合衆国における法学教育制度の展開および大学入学者選抜の展開を研究している。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

なし

②論文

●平成28年度

・「人口減少と高大接続改革の行方」、東北大学高度教養教育・学生支援機構編『高大接続改革にどう向き合うか』（東北大学出版会、平成28年5月）

●平成29年度

・「アメリカの信託法における判例法と制定法」、能見ほか編『信託法制の新時代』（弘文堂、平成29年11月）

・「アメリカ合衆国における第三者訴訟融資の動向について」、法学論叢182巻4・5・6号（京都大学法学会、平成20年3月）

・「州立大学学士課程入学者決定プロセス」、東北大学高度教養教育・学生支援機構編『個別大学の入試改革』（東北大学出版会、平成30年3月）

●平成30年度

なし

●令和元年度

・「複数受託者と信託にかかる事務の分担」公益財団法人トラスト未来フォーラム編『資産の管理・運用・承継に関する研究』（トラスト未来フォーラム、令和元年12月）

●令和2年度

なし

③その他

●平成28年度

なし

●平成29年度

・「権力分立」アメリカ学会編『アメリカ文化事典』（丸善出版、平成30年1月）

●平成30年度

・判例評釈、最近の判例「Coventry Health Care of Mo., Inc. v. Nevils, 137 S.Ct 1190 (2017)」アメリカ法2014-1（日米法学会、平成30年11月）

●令和元年度

・判例評釈、最近の判例「South Dakota v. Wayfair, 138 S. Ct. 2028 (2018)」アメリカ法2014-1（日米法学会、令和元年11月）

●令和2年度

・判例評釈、最近の判例「Tennessee Wine and Spirits Retailers Association v. Thomas, 139 S. Ct 2249 (2017)」アメリカ法2020-1（日米法学会、令和2年12月）

(2) 学会報告・講演等

「訴訟からみえるアメリカの大学入学者決定について」京都大学法学会　令和2年度秋季学術講演会（令和2年12月）

(3) 共同プロジェクトへの参加

●平成28年度

・公益財団法人トラスト60（現在、公益財団法人トラスト未来フォーラム）関西信託研究会研究委員（平成25年10月から平成28年3月まで）

・日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）（一般）「高大接続改革の下での新しい選抜方法に対する教育測定論・認知科学・比較教育学的評価」（研究代表者・倉元直樹）の研究分担者（平成28年4月から）

・公益財団法人トラスト未来フォーラム関西信託研究会研究委員（平成 28 年 10 月から）

●平成 29 年度

・日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）（一般）「高大接続改革の下での新しい選抜方法に対する教育測定論・認知科学・比較教育学的評価」（研究代表者・倉元直樹）の研究分担者（平成 28 年 4 月から）

・公益財団法人トラスト未来フォーラム・関西信託研究会研究委員（平成 28 年 10 月から）

●平成 30 年度

・日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）（一般）「高大接続改革の下での新しい選抜方法に対する教育測定論・認知科学・比較教育学的評価」（研究代表者・倉元直樹）の研究分担者（平成 28 年 4 月から）

・公益財団法人トラスト未来フォーラム・関西信託研究会研究委員（平成 28 年 10 月から）

●令和元年度

・日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）（一般）「高大接続改革の下での新しい選抜方法に対する教育測定論・認知科学・比較教育学的評価」（研究代表者・倉元直樹）の研究分担者（平成 28 年 4 月から）

・公益財団法人トラスト未来フォーラム・関西信託研究会研究委員（平成 28 年 10 月から）

●令和 2 年度

・日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（A）（一般）「高大接続改革の下での新しい選抜方法に対する教育測定論・認知科学・比較教育学的評価」（研究代表者・倉元直樹）の研究分担者（平成 28 年 4 月から）

・公益財団法人トラスト未来フォーラム・関西信託研究会研究委員（平成 28 年 10 月から）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・英米法／英米法研究（通年）

：アメリカ合衆国で出版された論文を教材として、具体例を通してアメリカ法の諸問題を扱った。

・英米法概論（前期）

：アメリカ合衆国法制度を理解するのに必要とされる、英米法のなりたちやアメリカ法のなりたちを概説し、アメリカ法に関する文献調査の方法を扱った。

（法曹養成専攻）

・アメリカ法（前期）

：裁判例を教材として利用し、アメリカ合衆国の法制度に関する理解を深めた。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・英米法／英米法研究（通年）

：アメリカ合衆国で出版された論文を教材として、具体例を通してアメリカ法の諸問題を扱った。

・英米法概論（前期）

：アメリカ合衆国法制度を理解するのに必要とされる、英米法のなりたちやアメリカ法のなりたちを概説し、アメリカ法に関する文献調査の方法を扱った。

（法曹養成専攻）

・アメリカ法（前期）

：裁判例を教材として利用し、アメリカ合衆国の法制度に関する理解を深めた。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

演習（英米法）（前期）：アメリカ合衆国で出版されたケースブックを利用して、アメリカ法で見られる医療における自己決定の諸問題を取り扱った。

演習（英米法）（後期）：アメリカ合衆国で出版されたケースブックを利用して、アメリカ法で見られる医療における自己決定の諸問題を取り扱った。

英米法概論（前期）：アメリカ合衆国の法制度、特にアメリカ合衆国憲法によって樹立された政府の構想と構造を具体例として取り上げ、英米法の基本事項を扱った。

●令和 2 年度

演習（英米法）（前期）：アメリカ合衆国で出版されたケースブックを利用して、アメリカにおける家族と法に関する諸問題を取り扱った。

演習（英米法）（後期）：アメリカ合衆国で出版されたケースブックを利用して、アメリカにおける家族と法に関する諸問題を取り扱った。

英米法概論（前期）：アメリカ合衆国の法制度、特にアメリカ合衆国憲法によって樹立された政府の構想と構造を具体例として取り上げ、英米法の基本事項を扱った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・経済学部 英米法概論（授業担当）（令和元年度前期法学部「英米法概論」と同じ内容）

●令和 2 年度

・経済学部 英米法概論（授業担当）（令和元年度前期法学部「英米法概論」と同じ内容）

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

公益財団法人村田海外留学奨学会理事

●令和2年度

公益財団法人村田海外留学奨学会理事

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日米法学会、比較法学会、信託法学会、金融法学会、国際法学会、国際法協会（日本支部）、アメリカ学会の会員

・日米法学会代表理事、日米法学会雑誌「アメリカ法」編集委員

・信託法学会理事（常務理事）

・金融法学会理事

●令和2年度

日米法学会、比較法学会、信託法学会、金融法学会、国際法学会、国際法協会（日本支部）、アメリカ学会の会員

・日米法学会代表理事、日米法学会雑誌「アメリカ法」編集委員

・信託法学会理事（常務理事）

・金融法学会理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまで進めてきたアメリカ法に関する研究を続行し、その成果を著書にまとめることを今後の課題とする。

木村　敦子　KIMURA Atsuko　教　授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

法的親子関係の成否に関する制度として、嫡出推定・否認制度、認知制度、養子制度について、ドイツ法等を比較対象とした研究を行っている。さらに、親権等の法的親子関係の効果にも着目し、法的親子制度の意義の検討をふまえた親子制度・家族制度のあり方について検討している。また、相続法や信託制度等もふまえ、家族間における財産承継についての研究に取り組んでいる。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

なし

②論文

●平成28年度

・「親子関係不存在確認訴訟」法学教室429号21-27頁

・「法律上の親子関係の構成原理（八）── ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして ──」法学論叢180巻4号1-39頁

・「再婚禁止期間と嫡出推定に関する解釈論・立法論的検討」法学論叢180巻5＝6号543-600頁

●平成29年度

・「『推定の及ばない子』に関する検討 ── 平成26年判決が残した課題を中心として」道垣内弘人＝松原正明編『家事法の理論・実務・判例1』（勁草書房）47-87頁

・「法律上の親子関係の構成原理（九）── ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして ──」法学論叢181巻6号1-18頁

●平成30年度

・「親子関係と公的介入」法律時報90巻11号24-30頁

・Privatautonomie aus der Sicht des Erbrechts, ZJapanR (Sonderheft)14号49-70頁

・「法律上の親子関係の構成原理（十）── ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして ──」法学論叢184巻6号1-24頁

●令和元年度

・「法律上の親子関係の構成原理（十一）── ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして ──」法学論叢 186 巻 1 号 1-40 頁
・「信託と遺留分に関する一考察 ── 相続法改正をふまえて ──」木南敦、佐久間毅他『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究（トラスト未来フォーラム研究叢書）』173-213 頁
・「法律上の親子関係の構成原理（十二）── ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして ──」法学論叢 186 巻 3 号 1-44 頁

●令和 2 年度
・「法律上の親子関係の構成原理（十三）── ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして ──」法学論叢 186 巻 4 号，1-26 頁
・「法律上の親子関係の構成原理（十四）── ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして ──」法学論叢 187 巻 4 号 1-40 頁
・「法律上の親子関係の構成原理（十五）── ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして ──」法学論叢 187 巻 5 号 1-33 頁
・「法律上の親子関係の構成原理（十六）・完 ── ドイツにおける親子関係法の展開を手がかりとして ──」法学論叢 187 巻 6 号 1-62 頁

③その他

●平成 28 年度
・「900-905 条」松川正毅＝窪田充見編『新基本法コンメンタール 相続』（日本評論社）54-107 頁

●平成 29 年度
・「再婚禁止期間に関する民法 733 条の憲法適合性」ジュリスト 1505 号（平成 28 年度重要判例解）86-88 頁
・「推定の及ばない嫡出子の範囲」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続〔第 2 版〕』（別冊ジュリスト 239 号）58-59 頁
・「虚偽の嫡出子出生届等と認知の効力」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続〔第 2 版〕』（別冊ジュリスト 239 号）62-63 頁

●令和元年度
・「離婚後の父母間の親権に基づく子の引渡請求が権利の濫用に当たるとされた事例」ジュリスト 1531 号（平成 30 年度重要判例解説）77-78 頁
・「推定の及ばない子と認知の訴え」加藤新太郎＝前田陽一＝本山敦編『実務精選 120 離婚・親子・相続事件判例解説』96-97 頁

●令和 2 年度
・「妻の過去の不貞行為の相手方の離婚した夫に対する離婚慰謝料についての責任」私法判例リマークス 61 号 42-45 頁
・「87 子の引渡請求の可否（2）── 親権者の非親権者に対する請求②」「90 ハーグ条約に基づく子の返還命令（1）」「91 ハーグ条約に基づく子の返還命令（2）」松本恒雄＝潮見佳男＝羽生香織編『判例プラクティス民法 III 親族・相続［第 2 版］』（93、96-97 事件）（信山社）
・「第 6 章 フィンランド」公益社団法人商事法務研究会『父母の離婚に伴う子の養育・公的機関による犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に係る各国の民事法制等に関する調査研究業務報告書』205-228 頁

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度
・京都大学人権に関する研修会（2016 年 12 月 2 日、於：京都大学）「個人の尊厳・平等と家族法 ── 近時の最高裁判例を素材として ──」

●平成 29 年度
・京都家庭裁判所自庁研修において講演（2017 年 7 月 12 日、於：京都家庭裁判所）：「親権、面会交流に関する比較法的検討」
・京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」ワークショップにおいて報告（2018 年 1 月 30 日、於：京都大学）“Privatautonomie aus der Sicht des Erbrechts（相続法にみる私的自治）”

●平成 30 年度
・大阪家庭裁判所自庁研修において講演（2018 年 10 月 15 日、於：大阪家庭裁判所堺支部）：「面会交流に関する比較法的検討」
・日墺比較法セミナー “Technologischer Forschritt und das Familienrect im Wandel”（2019 年 3 月 25 日、於：ウィーン大学）

●令和元年度
・比較法的観点からみる日本の債権法現代化シンポジウム（2019 年 8 月 23 日、於：マックスプランク比較私法・国際私法研究所）“Irrtumsrecht（錯誤法の改正）”

●令和 2 年度
・第 10 回法制審議会民法（親子法制）部会報告懲戒権に関する照会事項（ドイツ）（2020 年 9 月 8 日、於：第 10 回法制審議会（親子法制）部会（ウェブ会議））

（3）共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「財産権の現代化と財産法制の再編」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(C)「家事事件の実態・手続的制約を踏まえた実体法理の再構築」(研究代表者：道垣内弘人)研究分担者
- 科学研究費補助金若手研究(B)「親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討」研究代表者
- 京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」(研究代表：山本敬三)研究メンバー

●平成 29 年度
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(B)「私法の基本原理と信託の法理 ── その相互作用 ── 」(研究代表者：佐久間毅)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(C)「家事事件の実態・手続的制約を踏まえた実体法理の再構築」(研究代表者：道垣内弘人)研究分担者
- 科学研究費補助金若手研究(B)「親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討」研究代表者
- 京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」(研究代表：山本敬三)研究メンバー
- 商事法務研究会「特別養子を中心とした養子制度の在り方に関する研究会」研究会メンバー

●平成 30 年度
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(B)「私法の基本原理と信託の法理 ── その相互作用 ── 」(研究代表者：佐久間毅)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(C)「家事事件の実態・手続的制約を踏まえた実体法理の再構築」(研究代表者：道垣内弘人)研究分担者
- 科学研究費補助金若手研究(B)「親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討」研究代表者
- トラスト未来フォーラム「財産の管理・運用・承継と信託に関する研究」(研究代表者：佐久間毅)研究メンバー
- 商事法務研究会「嫡出推定制度を中心とした親子法制の在り方に関する研究会」研究会メンバー

●令和元年度
- 科学研究費補助金若手研究(B)「親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討」研究代表者
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(B)「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」(研究代表者・山本敬三)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(C)「家事事件の実態・手続的制約を踏まえた実体法理の再構築」(研究代表者：道垣内弘人)研究分担者
- 科学研究費国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))「国際的な子の保護と児童の権利条約 ── 学際的な視点から」(研究代表者：西谷祐子)研究分担者
- トラスト未来フォーラム「財産の管理・運用・承継と信託に関する研究」(研究代表者：佐久間毅)研究メンバー

●令和 2 年度
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(B)「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」(研究代表者・山本敬三)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(C)「家事事件の実態・手続的制約を踏まえた実体法理の再構築」(研究代表者：道垣内弘人)研究分担者
- 科学研究費国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))「国際的な子の保護と児童の権利条約 ── 学際的な視点から」(研究代表者：西谷祐子)研究分担者
- トラスト未来フォーラム「財産の管理・運用・承継と信託に関する研究」(研究代表者：佐久間毅)研究メンバー
- GAP ファンド「with コロナ、ポスト・コロナ社会における新しい生活様式に対応した法(社会ルール)のあり方」(研究代表者：服部高宏)研究メンバー

・SPIRITS「デジタル化の中での『法』の役割」(研究代表者：島田裕子)研究メンバー
このほか、京都大学民法研究会、ドイツ家族法研究会、生命保険に関する研究会等に参加し、研究報告をしている。

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・民法研究 2A(前期 2 単位)：Karl Larenz, Manfred Wolf, Allgemeiner Teil des bürgerlichen Rechts, (2004) を講読するほか、書評及び研究報告を行った(山本敬三教授担当の「民法研究 2A」と共同)。
・民法研究 2B(後期 2 単位)：Horst Eidenmüller, Effizienz als Rechtsprinzip-Möglichkeiten und Grenzen der ökonomischen Analyse des Rechts, 3. Aufl. (2005) を講読するほか、書評及び研究報告を行った(山本敬三教授担当の「民法研究 2B」と共同)。
・民法 2A(前期 2 単位)：Karl Larenz, Manfred Wolf, Allgemeiner Teil des bürgerlichen Rechts, (2004) を講読するほか、書評及び研究報告を行った(山本敬三教授担当の「民法 2A」と共同)。
・民法 2B(後期 2 単位)：Horst Eidenmüller, Effizienz als Rechtsprinzip-Möglichkeiten und Grenzen der ökonomischen Analyse des Rechts, 3. Aufl. (2005) を講読するほか、書評及び研究報告を行った(山本敬三教授担当の「民法 2B」と共同)。

(法曹養成専攻)

・民事法文書作成(通年 2 単位)：3 年次生を対象に、民事法にかかる事例問題を素材に、法文書作成に関する指導を行った(主として、民法の分野を担当)。
・家族法の基礎(前期 2 単位)：1 年次未修者を対象として、家族法に関する基本的な学説・判例を扱い、基礎的知識の習得を目的とした授業を行った。

●令和 2 年度 (法政理論専攻)

・民法研究 2A(前期 2 単位)：Horst Eidenmüller, Effizienz als Rechtsprinzip-Möglichkeiten und Grenzen der ökonomischen Analyse des Rechts, 3. Aufl. (2005) を講読した(山本敬三教授担当の「民法研究 2A」と共同)。
・民法研究 2B(後期 2 単位)：Horst Eidenmüller, Effizienz als Rechtsprinzip-Möglichkeiten und Grenzen der ökonomischen Analyse des Rechts, 3. Aufl. (2005) を講読した(山本敬三教授担当の「民法研究 2B」と共同)。
・民法 2A(前期 2 単位)：Horst Eidenmüller, Effizienz als Rechtsprinzip-Möglichkeiten und Grenzen der ökonomischen Analyse des Rechts, 3. Aufl. (2005) を講読した(山本敬三教授担当の「民法 2A」と共同)。
・民法 2B(後期 2 単位)：Horst Eidenmüller, Effizienz als Rechtsprinzip-Möglichkeiten und Grenzen der ökonomischen Analyse des Rechts, 3. Aufl. (2005) を講読した(山本敬三教授担当の「民法 2B」と共同)。

(法曹養成専攻)

・民事法文書作成(通年 2 単位)：3 年次生を対象に、民事法にかかる事例問題を素材に、法文書作成に関する指導を行った(主として、民法の分野を担当)。
・法律基礎科目演習 A(通年 2 単位)：1 年次・2 年次の法学未修者を対象に、財産法の基礎 1 の範囲の事例問題を素材に、法文書作成の基礎的な事柄を指導した。
・財産法の基礎 1(前期 4 単位(前半担当))：1 年次未修者を対象として、民法総則に関する基本的な学説・判例を扱い、基礎的知識の習得を目的とした授業を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・民法第一部(総則・親族)(後期 2 単位)：民法の総則、親族に関する講義を行った。
・法学入門 I(前期 2 単位)：民法に関する入門講義を行った。
・法学部基礎演習(後期 2 単位)：民法の中の財産法関係・家族法関係の(裁)判例を取り上げて検討した。

●令和 2 年度

・民法(総論・総則・親族)【旧民法第一部】(通年 4 単位)：民法の総論、総則、親族に関する講義を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・日本の法と政治(全学共通科目)(前期・リレー講義)：日本語・日本文化研修留学生を対象に、日本の家族法や家族に関する制度を概説した。

●令和 2 年度

・民法(総論・総則・親族)(経済学部)(通年 4 単位)：民法の総論、総則、親族に関する講義を行った。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・法務省法制審議会 特別養子制度部会幹事
・法務省法制審議会 民法(親子法制)部会幹事(2019 年 7 月から)

●令和 2 年度
・法務省法制審議会 民法（親子法制）部会幹事
・滋賀県立膳所高校スーパーサイエンス運営指導委員（2020 年 6 月 1 日から 2021 年 3 月 31 日まで）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本私法学会

●令和 2 年度
日本私法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

2020 年度に、長年研究を続けてきた、親子関係法に関するドイツ法との比較法研究について研究成果をまとめあげ、全内容を公表することができた。今後は、この研究成果をふまえ、生殖補助医療や養子制度等の親子関係法のほか、親権や扶養など親子関係の法的効果について研究をすすめ、親子法・家族法全体を捉える思考枠組みや諸原理を明らかにするための検討を深めていきたい。

また、近時の相続法改正の研究等を足がかりとして、家族間の財産承継のあり方について、信託制度や保険等もふまえた研究に注力したいと考えている。その際には、贈与契約等の債権法の知見も不可欠であると思われることから、財産法の研究ついても積極的に取り組んでいきたい。

小久保 孝雄　KOKUBO Takao　教　授　民事訴訟実務

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

民事訴訟実務の観点から民事訴訟手続を研究している。法科大学院教育は、理論と実務との架橋としての役割を期待されているところ、法学研究科において担当する「民事訴訟実務の基礎」や「民事裁判演習」での講義等を通じて、これまでの実務的な経験や知見をもとに、学生に対し、要件事実、事実認定、訴訟・保全・執行の各手続などの訴訟実務全般について、現在の実務の到達点、実務の実相を的確に、かつできるだけわかりやすく伝えて、法理論が実務運営にどのように活かされているかについて理解を深められるように努めている。とりわけ、「要件事実」に関する思考方法は、民事訴訟手続を運用する際の基本的かつ重要な技術であることから、実体法を理論的に分析する視点のみならず、実務においてすぐにでも活用できる実践的な視点も大切にしている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

なし

②論文

●平成 30 年度
・「一実務家から見た最近の民事調停事件の実務的な課題－民事調停のさらなる活用を目指して」木内道祥先生 古稀・最高裁判事退官記念論文集「家族と倒産の未来を拓く」，281-298 頁

●令和元年度
・判例批評「民訴法 324 条に基づく移送決定についての取消しの許否」民商法雑誌，155, 6, 44-61

●令和 2 年度
・判例批評「『原本に代えて』写しが提出された場合において、相手方の異議のない旨の陳述の要否（不要）」私法判例リマークス，62, 118-121

③その他

なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・「調停のこころ、知識、技法－よりよい調停手続を実践するための留意点」香川調停協会連合会主催の民事・家事調停委員合同自主研修会（講演）（平成 28 年 12 月・高松）
・「司法の役割を考える－民事裁判官の職務を例にとって」第 76 回広島大学講演会（講演）（平成 29 年 3 月・広島）

●平成 29 年度
・「裁判の実際－裁判官が大切にしていること」第 11 回広島大学ホームカミングデー企画 法科大学院講演会（講演）（平成 29 年 11 月・広島）

・「民事紛争解決に対する専門家の関わり方－土地家屋調査士の職務に関連して」京都土地家屋調査士会「平成29年度ADR研修会及び第3回土地境界鑑定講座」(基調講演)(平成30年1月・京都)
・「信頼される裁判外紛争解決手続を実現するための留意点」第15回民間総合調停センター研修(講演)(平成30年3月・大阪)

●平成30年度
・「土地家屋調査士が民事紛争に関わる際の心構え－ADRの調停員に求められるもの－」「境界問題相談センターおおさか」研修会(講演)(平成30年9月・大阪)

●令和元年度
・「民事裁判手続における弁護士の役割－若手弁護士へのエール－」大阪弁護士会研修会(講演)(令和元年5月・大阪)
・「若い裁判官に伝えておきたい若干のことがら」大阪地方裁判所民事法研究会(講演)(令和元年9月・大阪)
・座談会「土地家屋調査士による司法へのアプローチについて」日本土地家屋調査士連合会(令和2年2月・東京)

●令和2年度
・「裁判官から見た民事裁判における弁護士倫理上の諸問題」大阪弁護士会研修会(講演)(令和2年9月・大阪)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

なし

Ⅱ　教育活動(令和元・2年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法曹養成専攻)
・民事法文書作成(通年):民事事件を素材として、裁判官又は弁護士の立場から法律文書を作成する実習を行う。教員6名による共同担当。
・民事裁判演習(後期):模擬記録に基づいて、民事訴訟手続全般を演習形式で検討し、証人尋問等を実演して、民事訴訟手続の理解を確実なものにする。
・民事訴訟実務の基礎(前期):民事訴訟実務において重要な要件事実および事実認定等について基礎的な知識や技能を修得させる。

●令和2年度

(法曹養成専攻)
・民事法文書作成(通年):民事事件を素材として、裁判官又は弁護士の立場から法律文書を作成する実習を行う。教員6名による共同担当。
・民事裁判演習①(後期):模擬記録に基づいて、民事訴訟手続全般を演習形式で検討し、証人尋問等を実演して、民事訴訟手続の理解を確実なものにする。
・民事訴訟実務の基礎①(前期):民事訴訟実務において重要な要件事実および事実認定等について基礎的な知識や技能を習得させる。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・特別講義「現代社会と裁判」(前期):裁判制度について基礎的な知識を付与し、現代社会において裁判制度が果たしている機能や法曹の役割について理解させる。教員3名の担当。

●令和2年度
・特別講義「現代社会と裁判」(前期):裁判制度について基礎的な知識を付与し、現代社会において裁判制度が果たしている機能や法曹の役割について理解させる。教員3名の担当。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・ILASセミナー(全学共通科目)(前期):民事・家事紛争の基本的な成り立ちや構造を分析し、それを解決するための基礎的な知識・理解を修得させる。
・裁判制度入門(全学共通科目)(後期):司法制度改革後の裁判制度全般の実情を理解させ、その課題を展望する。

●令和2年度
・ILASセミナー:民事・家事紛争の解決方法(全学共通科目)(前期):民事・家事紛争の基本的な成り立ちや構造を分析し、それを解決するための基礎的な知識・理解を修得させる。
・裁判制度入門(全学共通科目)(後期):司法制度改革後の裁判制度全般の実情を理解させ、その課題を展望する。

Ⅲ　学外活動(令和元・2年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和 2 年度

法務系専門職大学院認証評価委員会委員（公益財団法人大学基準協会）

法科大学院認証評価改善報告書検討分科会委員（公益財団法人大学基準協会）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本民事訴訟法学会会員

●令和 2 年度

・日本民事訴訟法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

上記研究活動を推し進めるとともに、訴訟手続の IT 化などの新しい民事裁判実務の動向を踏まえながら、より効果的な実務教育を目指し、既存教材の改訂や新教材の作成に取り組みたい。

近藤　正基　KONDO Masaki　教　授　政治過程論

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

戦後ドイツの福祉国家の発展と変容について研究を進めてきた。近年は、福祉国家に限らず、ドイツ政治一般に関する研究を行っており、連邦制改革、憲法改正の政治過程、右翼ポピュリズム政党のイデオロギー分析などを行っている。あわせて、比較福祉国家の理論を整理する作業も進めており、その成果を公表している。目下のところ、日本とドイツの福祉国家の比較を進めており、特に両国の経路をわけた政治的要因に着目して研究している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度

なし

●平成 29 年度

・阪野智一・近藤正基編『刷新する保守－保守政党の国際比較』弘文堂、1-352 頁。

●平成 30 年度

なし

●令和元年度

・松尾秀哉・近藤康史・近藤正基・溝口修平編『教養としてのヨーロッパ政治』ミネルヴァ書房、1-496 頁。

●令和 2 年度

・田中拓道・近藤正基・矢内勇生・上川龍之進『政治経済学 ── グローバル化時代の国家と市場』有斐閣、1-286 頁。

②論文

●平成 28 年度

・「ドイツにおける憲法改正の政治」駒村圭吾・待鳥聡史編『憲法改正の比較政治学』弘文堂、237-268 頁。

・「排外主義政党の誕生－「ドイツのための選択肢」の発展と変容」新川敏光編『国民再統合の政治』ナカニシヤ出版、179-210 頁。

・「コール政権と改革の停滞」「シュレーダー政権と政策の刷新」「ハルツ改革」「メルケル政権」森井裕一編『ドイツの歴史を知るための 50 章』明石書店、325-360 頁。

・「メルケル政権下でのドイツ福祉国家の変容」『ドイツ研究』第 50 号、109-118 頁。

●平成 29 年度

・「ドイツのための選択肢と欧州懐疑主義」井上典之・吉井昌彦編『EU の揺らぎ』勁草書房、103-126 頁

・Arbeitnehmerparteien und Gewerkschaften in Japan: Historische Analyse im Vergleich zu Deutschland, Journal of Intercultural Studies No.48, pp.49-76.

●平成 30 年度

なし

●令和元年度

・「大統領制化の停滞」岩崎正洋編『大統領制化の比較政治学』ミネルヴァ書房、17-37 頁。

●令和 2 年度
・「ヘルムート・コール」「アンゲラ・メルケル」「キリスト教民主・社会同盟」石田勇治編集代表『ドイツ文化事典』丸善出版。

③その他

●平成 28 年度
なし

●平成 29 年度
・「『ドイツの政治』を読む」『UP』12 月号、5-9 頁(書評)。

●平成 30 年度
なし

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・“Kultursoziologische Aspekte der Arbeitnehmervertretung in Japan und Europa”, Symposium: Kultursoziologische Unterschiede in der Unternehmensführung am Beispiel Japan versus deutschsprachige Länder Europas, Integrated Research Center of Kobe University(10 月 26 日).

●平成 29 年度
・「ドイツのための選択肢(AfD)の発展と変容」於名城大学、中部ドイツ史研究会(9 月 30 日)。

●平成 30 年度
・「増税の政治学－ドイツにおける付加価値税改革の政治過程」於関西大学、日本政治学会(10 月 13 日)

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
・「ドイツキリスト教民主／社会同盟の変容」保守政党の国際比較(科学研究費補助金・基盤研究(C) 2014 ～ 2017 年、研究代表者：阪野智一)の定例研究会での報告(11 月 27 日)。

●平成 29 年度
・「ドイツにおける付加価値税改革の政治過程」福祉国家の変容と中間層からの支持調達：政治学と財政学との協働による国際比較分析(科学研究費補助金・基盤研究(B)、2016 ～ 2019 年、研究代表者：高端正幸)の定例研究会での報告(10 月 29 日)。

●平成 30 年度
・「ドイツにおける右翼・左翼ポピュリズム」ポピュリズム政党の総合的分析－政策・党構造・支持層の国際比較(科学研究費補助金・基盤研究(C)、2018 ～ 2021 年、研究代表者：福島都茂子)の定例研究会での報告(5 月 19 日)。
・「ドイツの家族政策と税制」家族政策の比較政治学(科学研究費補助金・基盤研究(C)、2017 ～ 2020 年、研究代表者：近藤正基)の定例研究会での報告(9 月 15 日)。

●令和元年度
・「公的年金制度の制度改革と脱貧困化に向けた政策立案」(科学研究費補助金・基盤研究(C)、2019 年 4 月 -2022 年 3 月)
・「家族政策の比較政治学－国家間の多様性と規定要因の解明」(科学研究費補助金・基盤研究(C))

●令和 2 年度
・「中道左派政党の国際比較」(科学研究費補助金・基盤研究(C)、2020 年 4 月 -2023 年 3 月)
・「不安定労働の時代における組織労働とデモクラシーに関する比較研究」(科学研究費補助金・基盤研究(B)、2020 年 4 月 -2023 年 3 月)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)
・〔政治過程論リサーチ・ペーパー 1〕(通年)：歴史的制度論などの文献を輪読した。
・〔政治過程論リサーチ・ペーパー 2〕(通年)：歴史的制度論などの文献を輪読した。
・政治過程論(通年)：福祉国家の国際比較に関する文献を輪読した。
・政治過程論研究(通年)：福祉国家の国際比較に関する文献を輪読した。

(公共政策大学院)

・政策決定過程論（前期）：福祉国家とその政策決定過程について講義した。

●令和２年度

（法政理論専攻）

・〔政治過程論リサーチ・ペーパー１〕（通年）：比較政治学の文献を輪読した。
・〔政治過程論リサーチ・ペーパー２〕（通年）：比較政治学の文献を輪読した。
・政治過程論（通年）：福祉国家の類型論に関する文献を輪読した。
・政治過程論研究（通年）：福祉国家の類型論に関する文献を輪読した。

（公共政策大学院）

・政策分析の方法概論（後期）：定性的研究の方法論について講義した。
・政策決定過程論（後期）：福祉国家政策決定過程について講義した。

Ⅱ－２　学部

●令和元年度

・政治過程論（前期）：福祉国家とその政策決定過程について講義した。
・演習（政治過程論）（前期）：福祉国家文献の輪読と論文指導を行った。
・法学部基礎演習（後期）：ポピュリズムに関する文献を輪読した。
・演習（政治過程論）（後期）：福祉国家文献の輪読と論文指導を行った。

●令和２年度

・政治過程論（前期）：福祉国家とその政策決定過程について講義した。
・演習（政治過程論）（前期）：福祉国家に関する文献の輪読と論文指導を行った。
・演習（政治過程論）（後期）：福祉国家に関する文献の輪読と論文指導を行った。

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－２　各種学外委員

・令和元年度
毎日新聞連載コラム「時事ウォッチ」担当
・令和２年度
毎日新聞連載コラム「時事ウォッチ」担当

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等

・令和元年度
日本政治学会
日本比較政治学会 編集委員
ドイツ現代史学会 編集委員
日本ドイツ学会
社会政策学会
Deutsche Vereinigung für Politikwissenschaft
・令和２年度
日本政治学会
日本比較政治学会 理事
ドイツ現代史学会 編集委員
日本ドイツ学会
社会政策学会
Deutsche Vereinigung für Politikwissenschaft

Ⅲ－４　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

現在、ドイツにおける付加価値税改革史、コロナ感染症対策、メルケル政権の外交政策に関する論文を執筆している。近く公表される予定である。

これらのテーマのほか、ここ数年で、現代ドイツ政治に関する論文をいくつか執筆してきた。これらをまとめて研究書を出版したいと考えている。

また、日本とドイツの比較福祉国家研究についても研究を進めており、順次、成果を発表していきたいと考えている。

齊藤　真紀　SAITOH Maki　教　授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

主たる研究領域は、商法・会社法の比較法的検討である。主にヨーロッパ諸国の法制を調査し、我が国における法制の在り方を探っている。会社の機関設計、企業結合等にかかる規律につき、各論的な検討を行っている。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度
なし

●平成29年度
なし

●平成30年度
なし

●令和元年度
なし

●令和2年度
・企業と法をめぐる現代的課題：川濵昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念 商事法務 2021年1月
・Before/After 会社法改正 弘文堂 2021年2月
・会社法コンメンタール第19巻外国会社・雑則 商事法務 2021年3月

②論文

●平成28年度
・Unendliche Suche nach passender Kleidung für japanische Unternehmen -Gesellschaftsrechtsreform 2014 und zukünftige Aufgaben des Rechtsvergleiches, in Hess/Hopt/Sieber/Starck (Hrsg.) “Unternehmen im globalen Umfeld -Aufsicht, Unternehmensstrafrecht, Organhaftung und Schiedsgerechtsbarkeit in Ostasien und Deutschland” (Carl Hyenmans Verlag, 2017)

●平成29年度
・「ある現地法人法務課長の体験が語るもの－米国住友商事事件」法律時報 89巻4号(2017)

●平成30年度
・Toward Open Shareholders’ Meeting, in Li-Jiuan Chen-Rabich (ed.), The Trend of Corporate Social Responsibility in the EU (Tamkang University Press, 2018)

●令和元年度
・株主提案権の規制 ジュリスト(1542) 27-33(2020年3月)

●令和2年度
・会計帳簿等閲覧謄写請求における請求理由の具体性および閲覧謄写の範囲
商事法務(2230) 81-86(2020年5月)

③その他

●平成28年度
・(判例評釈)「子会社管理にかかる親会社取締役の責任(福岡魚市場株主代表訴訟事件控訴審判決)」商事法務 2100号(2016)

●平成29年度
・(座談会)(齊藤真紀＝木村孝行＝苗村博子)「《鼎談》企業法務の視点－ 2017年第1四半期の話題－」商事法務 2137号(2017年)
・(座談会)(齊藤真紀＝木村孝行＝苗村博子)「《鼎談》企業法務の視点－ 2017年第2四半期の話題－」商事法務 2145号(2017年)

●平成30年度
・(判例解説)「提訴期間経過後提訴された新株発行無効の訴え」(ジュリスト増刊号)平成29年度重要判例解説(2018)

●令和元年度
・(金融商事の目)令和最初の会社法改正に寄せて
金融・商事判例(1580) 1-1(2019年12月)

●令和2年度
なし

(2) 学会報告・講演等

●平成28年度
なし

●平成 29 年度
・“Shareholder-Aktivismus und die Rechtslage in Japan”, Achtes deutsch-japanisches Rechtssymposium, “Unternehmen im globalen Umfeld -Aufsicht, Unternehmensstrafrecht, Organhaftung und Schiedsgerichtsbarkeit in Ostasien und Deutschland”, 2017（平成 29）年 9 月 19 日 -20 日、東京大学
●平成 30 年度
なし
●令和元年度
なし
●令和 2 年度
・令和元年会社法改正（5）－社外取締役の活用等－
日本取引所グループ金融商品取引法研究会 2020 年 12 月 25 日

（3）共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
●平成 28 年度
なし
●平成 29 年度
なし
●平成 30 年度
・“Towards an open shareholders’ meeting-Discussion on legal reform concerning the general shareholders’meeting of listed companies in Japan”, The Trend of Corporate Social Responsibility in the EU, 12-13 April, 2018, Graduate Institute of European Studies, Tamkang University
●令和元年度
なし
●令和 2 年度
なし

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
（法政理論専攻）
・企業法研究（通年）：会社法制にかかる専門文献を講読する。
（法曹養成専攻）
・商法の基礎（後期）：商法の基本的な制度の理解を深める。
・商法総合 1（前期）：商法（会社法・総則・手形小切手法）にかかるケースを素材に、法的紛争の解決方法を検討する。
・法律基礎科目演習 B（通年）：会社法の基本問題にかかる起案を学ぶ。
・現代商取引法（前期）：商取引にかかる法制度および実務慣行の意義と課題を多角的な視点から検討する。
●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・商法 3A リサーチ・ペーパー（前期）：会社法制の諸問題につき、リサーチペーパーを作成する。
・商法 3B リサーチ・ペーパー（後期）：会社法制の諸問題につき、リサーチペーパーを作成する。
・商法研究 3A（前期）：会社法制にかかる外国専門文献の講読をする。
・商法研究 3B（後期）：会社法制にかかる外国専門文献の講読をする。
・商法 3A（前期）：会社法制にかかる基本文献を講読する。
・商法 3B（後期）：会社法制にかかる基本文献を講読する。
（法曹養成専攻）
・商法理論演習 RP（後期）：会社法制の諸問題につき、リサーチペーパーを作成する。
・商法理論演習（前期）：比較会社法に関する基本文献を講読する。
・商法総合 2- ①（後期）：会社法にかかるケースを素材に、ビジネス・プランニングの方法を検討する。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・演習（商法）（後期）：会社法制にかかる判例研究を行う。
●令和 2 年度
・商法第二部（会社）（前期）：わが国の会社法にかかる諸制度にかかる基本知識を修得する。
・演習（商法）（前期）：会社法制にかかる判例研究を行う。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・偏見・差別・人権（全学共通科目・前期）：企業における女性登用を素材に、ジェンダーにかかるさまざまなテーマにかかる課題とそれにかかる諸制度を学ぶ。
●令和 2 年度

・外国文献講読(法・英)II-E1(全学共通科目・後期):比較法にかかる外国文献を講読する。
・会社法(経営管理教育部・前期):わが国の会社法にかかる諸制度にかかる基本知識を修得する。
・商法第二部(経済学部・前期):わが国の会社法にかかる諸制度にかかる基本知識を修得する。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

なし

●令和2年度

・公益財団法人日独文化研究所監事 2021年2月

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本私法学会理事 2019年10月

●令和2年度

・日本私法学会理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引き続き、会社法制につき、上場会社と閉鎖会社のそれぞれの領域につき、株主の行動原理の展開やAIの活用等近時の社会的な展開を踏まえながら比較法的な調査を進めるともに、企業法制における社会的要請と利潤追求目的とのバランシングにつき、周辺諸領域における知見も取り入れながら考察を深めていくことを計画している。また、作成を進めてきた会社法にかかる教材を完成させたい。

酒井　啓亘　SAKAI Hironobu　教　授　国際法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

国連の平和維持機能に関する問題については一通りの考察を終えつつあるが、その後の新しく生起した活動や事象についても検討を継続している。

他方、国際裁判の判例研究を通じて、裁判の手続問題のほか、国際法の実体規則についても考察の対象を拡大している。国家領域や海洋境界画定をめぐる紛争の処理における国際法の意義、海洋法秩序の新たな展開と国際法の関係、貿易・投資分野における安全保障例外の役割とその影響などの個別的な分野のほか、国際社会の「公共空間」を規律するグローバル・ガバナンスの手段としての国際法という理論的枠組みの構築についても、国際的な行政機関や裁判機関の役割の観点から接近することを課題としている。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度

なし

●平成29年度

・『ビジュアルテキスト国際法』有斐閣(加藤信行・植木俊哉・森川幸一・真山全・立松美也子との共著)

●平成30年度

なし

●令和元年度

・『判例国際法〔第3版〕』東信堂(薬師寺公夫・坂元茂樹・浅田正彦との共同編集)
・『実証の国際法学の継承 安藤仁介先生追悼』信山社(芹田健太郎・坂元茂樹・薬師寺公夫・浅田正彦との共編)

●令和2年度

・『ビジュアルテキスト国際法〔第2版〕』有斐閣(加藤信行・植木俊哉・森川幸一・真山全・立松美也子との共著)
・『防衛実務国際法』弘文堂(黒崎将広・坂元茂樹・西村弓・石垣友明・森肇志・真山全との共著)

②論文

●平成 28 年度
- “After the Whaling in the Antarctic Judgment: Its Lessons and Prospects from a Japanese Perspective,” M. Fitzmaurice & D. Tamada (eds.), *Whaling in the Antarctic: Significance and Implications of the ICJ Judgment,* Brill, pp.308-345
- 「国連平和活動と日本の国際平和協力の今後－「9 条－ PKO 活動原則体制」の下での課題－」『国際問題』No.654、17-28 頁
- 「国連海洋法条約における大陸棚限界委員会（CLCS）の役割と機能－国際捕鯨委員会科学委員会（IWC-SC）との比較の観点から－」松井芳郎・富岡仁・坂元茂樹・薬師寺公夫・桐山孝信・西村智朗編『21 世紀の国際法と海洋法の課題』東信堂、376-397 頁
- 「日米防衛協力のための指針（日米ガイドライン）は条約ではない？ ── 非拘束的な合意を結ぶ意義」森川幸一・森 肇志・岩月直樹・藤澤 巌・北村朋史編『国際法で世界がわかる－ニュースを読み解く 32 講－』岩波書店、12-22 頁

●平成 29 年度
- 「国際司法裁判所と「国際立法」－グローバル化時代の国際社会におけるその意義－」『法律時報』第 89 巻 10 号 27-32 頁
- 「パイプラインによるエネルギー輸送と GATT 第 5 条－第 3 次ロシア・ウクライナ間天然ガス紛争（2014 年）との関連で－」『エネルギーをめぐる国内外の法的問題の諸相－ 2013 ～ 2015 年度エネルギーに関する国際問題検討班報告書－』日本エネルギー法研究所、87-124 頁

●平成 30 年度
- 「『被許可型』軍事活動における関係当事者の同意の意義－平和活動型多国籍軍の実効的実施に向けて－」岩沢雄司・森川幸一・森肇志・西村弓編『国際法のダイナミズム－小寺彰先生追悼論文集』有斐閣、679-701 頁

●令和元年度
- 「最近の国家実行における国家承認の「撤回」について」芹田健太郎・坂元茂樹・薬師寺公夫・浅田正彦・酒井啓亘編『実証の国際法学の継承：安藤仁介先生追悼』信山社 、221-254 頁
- 「国際裁判における非拘束的文書の役割と裁判所の機能」『国際法外交雑誌』第 118 巻 2 号 19-48 頁

●令和 2 年度
- 「国際司法裁判所と「国際立法」－グローバル化時代の国際社会におけるその意義－」寺谷広司編・伊藤一頼編集補助『国際法の現在：変転する現代世界で法の可能性を問い直す』日本評論社、37-48 頁
- 「領域紛争における時際法原則の役割について－国際判例の動向を中心に－」『法学論叢』第 188 巻 4・5・6 号 87-126 頁

③その他

●平成 28 年度
- 「オーストラリア」「ニュージーランド」「カナダ」「ギリシャ」「アルゼンチン」「ドイツ」「オーストリア」国際法事例研究会『戦後賠償』ミネルヴァ書房、87-92、93-95、96-102、126-135、136-139、216-227、228-236 頁
- 「日本をめぐる国際制度の展開と国内受容のメカニズム－特集にあたって－」『論究ジュリスト』第 19 号、4-6 頁（濵本正太郎・森肇志との共著）
- 「国連平和維持活動（PKO）と「駆け付け警護」」『国際法学会エキスパート・コメント』No.2016-9（2016 年 11 月 15 日）

●平成 29 年度
- 「（判例研究）人種差別撤廃条約適用事件（ジョージア対ロシア）」『国際法外交雑誌』第 116 巻 1 号、69-98 頁
- 「「グローバルな公共空間」における法の役割 ── 特集にあたって」『論究ジュリスト』第 23 号、4-7 頁（濵本正太郎・森肇志との共著）

●平成 30 年度

なし

●令和元年度
- 「「自国第一主義」と国際秩序－特集にあたって」『論究ジュリスト』第 30 号、4-6 頁（森肇志・西村弓との共著）
- 「マヴロマチス事件」「訴追か引渡しかの義務」「カメルーンとナイジェリアの領土及び海洋境界」薬師寺公夫他編集代表『判例国際法［第 3 版］』東信堂

●令和 2 年度
- “Territorial and Maritime Issues in East Asia and International Law”, *Japan Review,* Vol.13, No.2, pp. 28-34.
- 「日本が締結した二国間投資協定（BIT）における安全保障例外について」『日本エネルギー法研究所月報』第 265 号、1-3 頁

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度

なし

●平成 29 年度
- 「国連の平和維持活動（PKO）と日本」「東京で学ぶ 京大の知」シリーズ 27「国際社会の中の日本－日本の果たす役割－」（2018 年 3 月 1 日 於「京大アカデミアフォーラム」in 丸の内）

●平成 30 年度

・「国際裁判における非拘束的文書の役割と裁判所の機能」国際法学会 2018 年度研究大会（2018 年 9 月 3 日 於札幌コンベンションセンター）
・「東アジアにおける領土・海洋問題と国際法」日本国際問題研究所・同志社大学シンポジウム「東アジアの領土・海洋をめぐる情勢とその起源」（2019 年 3 月 2 日 於同志社大学室町キャンパス寒梅館）

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

(3) 共同プロジェクトへの参加
（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・科研費補助金基盤研究（B）「国連海洋法条約体制の包括的分析－条約発効 20 年の総括と将来への展望」（研究代表者薬師寺公夫立命館大学教授）
・科研費補助金基盤研究（C）「『疑似』集権システムによる国連平和維持機能の代替可能性とその限界」
・日本エネルギー法研究所「エネルギー資源確保に関する国際問題の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本財団「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する新しい海洋法形成の調査研究」（代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・東アジア国際法秩序研究協議会（座長西原春夫早稲田大学元総長）

●平成 29 年度
・科研費補助金基盤研究（B）「国連海洋法条約体制の包括的分析－条約発効 20 年の総括と将来への展望」（研究代表者薬師寺公夫立命館大学教授）
・科研費補助金基盤研究（C）「国連平和維持機能の実効的実施と加盟国の国内法制度によるその実現」
・日本エネルギー法研究所「エネルギーに関する国際取決めの法的問題の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本財団「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する新しい海洋法形成の調査研究」（代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・東アジア国際法秩序研究協議会（座長西原春夫早稲田大学元総長）
・日本国際問題研究所「領土紛争解決方式検討会」（主査兼原敦子上智大学教授）

●平成 30 年度
・科研費補助金基盤研究（B）「国連海洋法条約体制の包括的分析－条約発効 20 年の総括と将来への展望」（研究代表者薬師寺公夫立命館大学教授）
・科研費補助金基盤研究（C）「国連平和維持機能の実効的実施と加盟国の国内法制度によるその実現」
・日本エネルギー法研究所「エネルギーに関する国際取決めの法的問題の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本財団「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する新しい海洋法形成の調査研究」（代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・東アジア国際法秩序研究協議会（座長西原春夫早稲田大学元総長）
・日本国際問題研究所「領土紛争解決方式検討会」（主査兼原敦子上智大学教授）

●令和元年度
・科研費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（研究代表者植木俊哉東北大学教授）
・科研費補助金基盤研究（C）「国連平和維持機能の実効的実施と加盟国の国内法制度によるその実現」
・外務省国際法局海洋法室「海洋法及び海洋政策に関する研究会」（主査兼原敦子上智大学教授）
・日本エネルギー法研究所「エネルギー安全保障に関する国際問題の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本財団「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する新しい海洋法形成の調査研究」（代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・日本国際問題研究所「領土紛争解決方式検討会」（主査兼原敦子上智大学教授）

●令和 2 年度
・科研費補助金基盤研究（A）「国際組織を通じた海洋法秩序の展開」（研究代表者植木俊哉東北大学教授）
・科研費補助金基盤研究（C）「グローバルな公共空間」における国際裁判機関の制度的機能的展開
・日本エネルギー法研究所「エネルギー安全保障に関する国際問題の検討」（主査森川幸一専修大学教授）
・日本財団「国家管轄権外区域の海洋生物多様性に関する新しい海洋法形成の調査研究」（代表者坂元茂樹同志社大学教授）
・日本国際問題研究所「領土紛争解決方式検討会」（主査兼原敦子上智大学教授）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
（法政理論専攻）
・〔国際法 2 リサーチ・ペーパー 1〕（通年）：国際法の基本的な諸問題を課題とした。
・〔国際法 2 リサーチ・ペーパー 2〕（通年）：国際法の発展的な諸問題を課題とした。
・国際法研究 2（通年）：条約法に関する外国文献を検討した。

・国際法 2（通年）：主として海洋法を含む国家管轄権の空間的配分・規律と、国際法の実体規則が破られた場合に対処するための国際法上の制度を扱った。

（法曹養成専攻）

・国際法 1（前期）：主として国際法の総論的部分と、国家の地位及び国家管轄権、さらに人的管轄にかかわる領域を扱った。

・国際法 2（後期）：主として海洋法を含む国家管轄権の空間的配分・規律と、国際法の実体規則が破られた場合に対処するための国際法上の制度を扱った。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・〔国際法 1 リサーチ・ペーパー 1〕（通年）：国際法の基本的な諸問題を課題とした。

・〔国際法 1 リサーチ・ペーパー 2〕（通年）：国際法の発展的な諸問題を課題とした。

・国際法研究 1（通年）：国際法の外国文献を講読し、総論的部分を検討した。

・国際法 1（通年）：主として国際法の総論的部分と、国家の地位及び国家管轄権、さらに人的管轄にかかわる領域を扱った。

（法曹養成専攻）

・国際人権法（前期）：国際人権に関する国内判例を扱った。

（公共政策大学院）

・国際人権法（前期）：国際人権に関する国内判例を扱った。

・国際行政論（前期）：国際行政に関する外国文献を検討した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・国際法第二部（対人管轄・紛争）（前期）：正常な国際関係が損なわれた場合における国際法の役割を扱った。

・演習（国際法）（前期）：国際法の基本問題を扱った。

・法学入門 II（後期）：国際法の総論と武力行使の規制について扱った。

●令和 2 年度

・国際法（総論・領域）【旧国際法第一部】（後期）：国際法の総論部分と、国家管轄権の空間的配分・規制にかかわる部分を扱った。

・演習（国際法）（後期）：国際法の基本問題を扱った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・国際法第二部（経済学部・前期）：正常な国際関係が損なわれた場合における国際法の役割を扱った。

●令和 2 年度

・国際法（総論・領域）（経済学部・後期）：国際法の総論部分と、国家管轄権の空間的配分・規制にかかわる部分を扱った。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

同志社大学大学院総合政策科学研究科 嘱託講師

同志社大学政策学部 嘱託講師

●令和 2 年度

同志社大学大学院総合政策科学研究科 嘱託講師

同志社大学政策学部 嘱託講師

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員

日本－ EU 経済連携協定仲裁人候補者

●令和 2 年度

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員

日本－ EU 経済連携協定仲裁人候補者

同志社大学法学部第三者専門評価委員会委員

司法試験考査委員（国際関係法（公法））

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・国際法学会会員（理事；エキスパート・コメント委員会委員長）

・世界法学会会員（理事）

・国際法協会（ILA）会員（理事；日本支部研究企画委員会委員；Japanese Yearbook of International Law 編集委員）

・米国国際法学会会員

・欧州国際法学会会員

・アジア国際法学会会員

●令和 2 年度
・国際法学会会員
・世界法学会会員
・国際法協会(ILA)会員(理事；日本支部研究企画委員会委員；Japanese Yearbook of International Law 編集委員)
・米国国際法学会会員
・欧州国際法学会会員
・アジア国際法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

国連の平和維持活動を含むその平和維持機能の今日的展開に関する検討については一段落つきつつあるので、これをまとめるべく研究を行う予定である。その他、共同プロジェクトで課題としている国家領域紛争に係る問題、海洋法分野における国家管轄権外区域の活動に対する国際法の役割、新たな海洋境界画定問題についても、近いうちに成果を公表できるよう準備を進めることにしている。

佐々木　健　SASAKI Takeshi　教　授　ローマ法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

訴訟による利益実現について、古代ローマの法実践を素材として研究している。占有保護手段としての妨害排除命令が、公有地上の占有を出発点とした点を踏まえ、公道の往来や補修工事の保全にも拡大適用された過程を跡付ける著書を公刊した。その後、遺言書提示命令に視野を拡げ、論文を執筆し公表した。いずれも、所属する国際学会での研究報告と討議に基づき論点を深化させた成果である。

最近は、裁判を通じた保護の社会的背景を深く理解すべく、西洋史及び考古学(都市史・建築史)との協働を継続し遺跡調査にも参画してきた。商取引の経済的実践を分析し、決済の在り方についても検討を加えた。

Ⅰ－2　最近 5 年間(平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
・『古代ローマ法における特示命令の研究』、日本評論社

●平成 29 年度
なし

●平成 30 年度
なし

●令和元年度
・『身分と経済 ── 法制史学会 70 周年記念若手論文集』慈学社

●令和 2 年度
なし

②論文

●平成 28 年度
・「古代ローマの(共有・隣接)農場交互貸借と「使用交換」」『法学論叢』第 180 巻第 5・6 合併号 481-500 頁

●平成 29 年度
・「古代ローマ占有訴訟における「慣習による駆逐 moribus deductio」(Cic. *pro Caecina,* 27)と暴力〔不動産占有回復〕unde vi 特示命令」『法学論叢』第 182 巻第 4・5・6 合併号 288-317 頁

●平成 30 年度
なし

●令和元年度
・「Roman-Japanese Legacy with the Appointment of second Degree Successor.」: An Analysis of the second Petty Bench's Judgment (Japanese Supreme Court) on 18th March 1983 Ulrike Babusiaux, Mariko Igimi (eds.), "Messages from Antiquity": Roman Law and Current Legal Debates, 107-112 頁
・「古代ローマの提示訴権と評価額減殺」 ── 学説彙纂第 10 巻第 4 章第 9 法文第 8 項(ウルピアーヌス『告示註解』第 24 巻)に見る「価額を下回る」身分と経済，531-558 頁

●令和 2 年度

・「古代地中海世界における小切手または信用状 ── 社会経済史研究から見たローマ法史料」『法学論叢』, 188, 4-5-6, 246-263 頁

③その他

●平成 28 年度

・（共同執筆：松本英実・佐々木健・屋敷二郎・苑田亜矢）「学界回顧：西洋法制史」『法律時報』2016 年 12 月号（通巻 1106 号）235-240 頁〔担当部分：235-236 頁〕

・（書評）「砂田 徹著「同盟市戦争後のケンスス（戸口調査）と文書行政の進展」（『北海道大学文学研究科紀要』一四七）」『法制史研究』第 66 巻 431-433 頁

●平成 29 年度

・（書評）「南雲泰輔著『ローマ帝国の東西分裂』」『西洋史研究』263 号 89-91 頁

・（共同執筆：屋敷二郎・佐々木健・水野浩二・苑田亜矢）「学界回顧 2017：西洋法制史」『法律時報』2017 年 12 月号（通巻 1119 号）237-242 頁〔担当部分：238-239 頁〕

・ウルリケ・バビュジョー（田中実／佐々木健訳）「トーピクと法学－パピニアヌス『質疑録』（D.35.1.72）における立論の構造－」『南山法学』第 41 巻第 2 号 315-338 頁

・（書評）「川島 翔著「中世学識法訴訟手続における litis contestatio ── 訴訟成立要件としての当事者の意思」（『一橋法学』一五 - 一）同「アゾ『質疑録』第 12 質疑 ── 中世学識法における仲裁法史の一断面」（同一五 - 三）」『法制史研究』第 67 巻 478-481 頁

●平成 30 年度

・（書評）「宮坂渉著「usucapio pro suo のオントロジー」、森光著「usucapio libertatis のオントロジー」、出雲孝著「近世自然法論における usucapio のオントロジー ── グロチウスからカントまでの取得時効論 ── 」（津野義堂編著『オントロジー法学』中央大学出版部、二〇一七年、所収）『法制史研究』第 68 巻 321-326 頁

●令和元年度

・「被解放者（解放奴隷）を相続する権利」南山法学，43, 1, 107-146 頁

・「パピニアヌスの『姦通論単巻書』 ── その伝承と信憑性」南山法学，43, 2, 141-186 頁

・「（学界動向）スペッロ便り 2019」ローマ法雑誌，1, 167-176 頁

●令和 2 年度

・「ローマ法の参照例 ── 占有訴権と明文なき物権的請求権」『法律時報』，92, 4, 36-41 頁

・「テクストとコンテクスト：日常生活の法律碑文」南山法学，44, 1, 139-160 頁

・出雲孝「近世ドイツの市民法学における数学的方法の試み－ライプニッツ＝ヴォルフ学派の方法論とそれに対する法学者ネッテルブラットの応答を手がかりに」『朝日法学論集』五一号、同「近世自然法論における継続的契約概念の萌芽－クリスティアン・ヴォルフの契約理論を中心に」『情報学研究』二八号 法制史研究，70, 189-193 頁

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度

・「法学「古典期」と「使用交換」－ローマ法学者の専門知」比較国制史研究会（平成 28 年 7 月 3 日、於専修大学）

・D.19.2.35.1 (Africanus 8 quaest.) et “l’échange d’emploi”, 70ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l’Histoire des Droits de l’Antiquité, Paris, 14 [13-17] Septembre 2016.

・「提示訴権における『物が有する額を下回る minoris erit quam res erit』: D. 10.4.9.8 (Ulp. 24 ad ed.)」ローマ法研究会（平成 29 年 3 月 12 日、於京都大学）

●平成 29 年度

・「慣習による駆逐 moribus deductio / deduci (Cic. Pro Caecina, 27; 32; 95) と暴力〔不動産占有回復〕unde vi 特示命令」ローマ法研究会（平成 29 年 7 月 28 日、於上智大学）

・moribus deductio (Cic. pro Caecina, X, 27) e l’interdictum unde vi, 71ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l’Histoire des Droits de l’Antiquité, Bologna [Bologna-Ravenna], 15 [12-16] Septembre 2017.

・「Polia (D.21.1.38.14)：馬飼育場か飼育場の馬か」日本ローマ法研究会第 1 回大会（平成 30 年 3 月 18 日、於京都大学）

●平成 30 年度

・ローマ法の道路行政 第 3 回連続国際シンポジウム「古代ローマの危機管理」

●令和元年度

・D.14.3.20 (Scarvola 5 dig.): a kind of cheque or Letter of Credit in ancient Rome? 73eme Session de la Societe international Fernand de Visscher pour l’Histoire des Droits de l’Antiquite 2019 年 9 月 5 日

●令和 2 年度

・古代地中海世界における小切手または信用状 ── 社会経済史研究から見たローマ法史料 ローマ法研究会 2020 年 10 月 23 日

・ローマの胎児訴訟とその文脈：D.5.1.28.5 (Paul. 17 ad Plaut.) と D.5.4.3
ローマ法研究会 2021 年 1 月 29 日

・D.5.2.6.2 (Ulpianus 14 ad ed.) 日本ローマ法研究会第 4 回大会 2021 年 3 月 15 日

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

- 41 Rechtshistorikertag, Saarbrücken, 11-14 September 2016.
- 70ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Paris, 13-17 Septembre 2016.

●平成 29 年度

- Accademia Romanistica Costantiniana, XXIII Convegno internazionale: Mestieri e professioni della tarda antichita: Organizzazione Lessico Norme, Spello, 22-24 giugno 2017.
- 71ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Bologna-Ravenna, 12-16 Septembre 2017.

●平成 30 年度

- Accademia Romanistica Costantiniana, tavola rotonda, Spello, 22-23 giugno 2018.
- 72ème Session de la Société international Fernand de Visscher pour l'Histoire des Droits de l'Antiquité, Krakow, 11-15 Septembre 2018.

●令和元年度

- ローマ法の遺贈と担保（2019 年度分）

●令和 2 年度

- 非訟の西洋史（2020 年度分）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

- 〔ローマ法 A リサーチ・ペーパー〕（前期）：ローマ法源の分析。
- 〔ローマ法 B リサーチ・ペーパー〕（後期）：ローマ法源の分析。
- ローマ法 A（前期）：学説彙纂 Digesta を精読し、家族法関連法文を検討した。
- ローマ法 B（後期）：学説彙纂 Digesta を精読し、家族法関連法文を検討した。
- ローマ法研究 A（前期）：学説彙纂 Digesta を精読し、家族法関連法文を検討した。
- ローマ法研究 B（後期）：学説彙纂 Digesta を精読し、家族法関連法文を検討した。

（法曹養成専攻）

- 〔ローマ法の現在リサーチ・ペーパー〕（前期）：古代法から現代日本へ至る過程を踏まえ、判例など事例を分析する。
- 〔ローマ法の現在リサーチ・ペーパー〕（後期）：古代法から現代日本へ至る過程を踏まえ、判例など事例を分析する。
- ローマ法の現在（後期）：古代から近代までの西洋法をローマ法の観点から検討し双方向で議論した。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

- 〔ローマ法 A リサーチ・ペーパー〕（前期）：ローマ法源の分析。
- 〔ローマ法 B リサーチ・ペーパー〕（後期）：ローマ法源の分析。
- ローマ法 A（前期）：学説彙纂 Digesta を精読し、家族法関連法文を検討した。
- ローマ法 B（後期）：学説彙纂 Digesta を精読し、家族法関連法文を検討した。
- ローマ法研究 A（前期）：学説彙纂 Digesta を精読し、家族法関連法文を検討した。
- ローマ法研究 B（後期）：学説彙纂 Digesta を精読し、家族法関連法文を検討した。

（法曹養成専攻）

- 〔ローマ法の現在 RP〕（前期）：古代法から現代日本へ至る過程を踏まえ、判例など事例を分析する。
- 〔ローマ法の現在 RP〕（後期）：古代法から現代日本へ至る過程を踏まえ、判例など事例を分析する。
- ローマ法の現在（後期）：古代法と対比させて、日本の刑事法裁判例を検討し双方向で議論した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

- ローマ法（前期）：最新の教科書に基づき、国制から家族法・財産法、刑事法、公法などを講述した。
- 法学入門 II（後期）：リレー講義のうち、西洋法制史部分を担当した。
- 演習（ローマ法）（前期）：古代から中世に至るローマ法の実相と受容とを検討した。
- 演習（ローマ法）（後期）：古代から中世に至るローマ法の実相と受容とを検討した。

●令和 2 年度

- ローマ法（前期）：最新の教科書に基づき、国制から家族法・財産法、刑事法、公法などを講述した。
- 演習（ローマ法）（前期）：現代日本から古代ローマへ下降する方式で法実務を分析した。
- 演習（ローマ法）（後期）：ケースメソッドにより古代法から現代日本を照射した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・法学(全学共通科目・前期):理系向けとして医・薬・生物・物理・宇宙・国際関係などに関する法や裁判の関係を論じた。

●令和2年度

なし

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

(同志社大学)

大学院「西洋法史演習1」(前期2単位):古代から現代に至る国際的な法に関する仏書を読解した。

学部講義「西洋法史Ⅱ」(前期2単位):古代ギリシアから近世ドイツまで、事件を素材に通史的に講じた。

●令和2年度

(同志社大学)

大学院「西洋法史演習2」(後期2単位):古代ローマ民事訴訟に関する英書を読解した。

学部講義「西洋法史Ⅱ」(前期2単位):古代ギリシアから近世ドイツまで、事件を素材に通史的に講じた。

(名古屋大学)

学部講義「ローマ法」(後期2単位):史料に伝わる事案を素材に古代ローマの国制・家族法・物権・債権・民事訴訟(保全法)・刑事法・財政法を講じた。

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会委員、同個人情報保護部会長、兼審査部会第二分科会長

●令和2年度

・滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会委員、同個人情報保護部会長、兼審査部会第二分科会長

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・法制史学会(理事、ホームページ運営委員)

・日本ローマ法研究会(編集委員会事務局事務局担当)

●令和2年度

・法制史学会(理事、ホームページ運営委員)

・日本ローマ法研究会(編集委員会事務局事務局担当)

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

裁判は、古代ローマでは身分変動(確定)にも用いられた。近年のローマ商事法研究の進展を踏まえ、また、既発表論文で提示した決済実務の把握を梃子として、商事非訟、養子縁組、奴隷解放を貫く法的思考を深く理解する。加えて、考古学、特に都市史・建築史と協働し、都市の拡大過程を分析し法変容との相互影響関係を調査する。これにより、非専門家を含めた法の実相を明らかにし、また、妨害排除や差止めなど現代的課題への示唆にも繋がる成果を出力する予定である。

塩見　淳　SHIOMI Jun　教　授　刑　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

共犯関係からの離脱に関して私見に対する批判を含めた議論があること(拙稿が中国語に翻訳されたこともあり、中国語圏からの指摘も見られた)、並びに、承継的共同正犯を巡っても、私見も含めて諸説が展開されていることを踏まえ、これらを包括する共同正犯における共謀の意義、ひいては共同正犯の構造の解明に取り組んでいる。併せて、最高裁判決を契機に有力化しつつある未遂犯を政策的観点から把握しようとする傾向に対して批判的な立場に立って、未遂犯ひいては実行行為の概念の再検討を進めている。各論の分野では、改正された性犯罪処罰規定の解釈について整理するとともに、最高裁判例を契機に、改正の対象に入らなかった強制わいせつ罪等も視野に入れた性犯罪の理解についてこれを再構築する可能性を模索している。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度

・岩間康夫・塩見 淳・小田直樹・橋田 久・高山佳奈子・安田拓人・齊藤彰子・小島陽介著『ケースブック刑法(第 3 版)』有斐閣 119-135 頁、309-324 頁、325-341 頁

●平成 29 年度

・甲斐克則編『日中刑法総論・各論の先端課題』成文堂「喧嘩と正当防衛」119-137 頁

●平成 30 年度

なし

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

・松宮孝明、金澤真理、塩見淳ほか(共著担当:第 1 編第 8 章 未遂罪(121-130 頁))『新コンメンタール刑法』〔第 2 版〕日本評論社

②論文

●平成 28 年度

なし

●平成 29 年度

・「共同研究の趣旨とまとめ 特集『作為義務』の各論的検討」刑法雑誌 56 巻 2 号 129-134 頁

・「喧嘩争闘と正当防衛－喧嘩両成敗の法理を手がかりとして」法学論叢 182 巻 1・2・3 号 109-159 頁

●平成 30 年度

・「企画趣旨 小特集 性犯罪に関する刑法の一部改正」法律時報 90 巻 4 号 54 頁

・「強制わいせつ罪における『性的意図』－最高裁平成 29 年 11 月 29 日大法廷判決を契機として－」刑事法ジャーナル 56 号 33-38 頁

・「特殊詐欺事案で見えてきた解釈問題－ 2 つの最高裁判例を手がかりに」法学教室 461 号 49-54 頁

・「論共犯関係脱離」(訳 姚培倍)山東大学法律評論(2017) 1-15 頁

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

・「詐欺罪における実行の着手」別冊ジュリスト 250 号 128-129 頁

・「公務に対する業務妨害」別冊ジュリスト 251 号 48-49 頁

③その他

なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度

・平成 28 年 5 月 21 日／日本刑法学会第 94 回大会 於:名古屋大学
共同研究・作為義務の各論的検討「分科会の趣旨」

●平成 29 年度

・平成 29 年 9 月 17 日／第 6 回日中刑事法シンポジウム(9 月 16 日・17 日開催)於:中華人民共和国・東南大学(江蘇省・南京市／無錫市)「喧嘩と正当防衛」

・平成 30 年 3 月 19 日／最高裁判所刑事調査官研修 於:最高裁判所「喧嘩争闘と正当防衛」

●平成 30 年度

なし

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度

なし

●平成 29 年度

・平成 29 年 9 月 17 日／第 6 回日中刑事法シンポジウム 於:中華人民共和国・東南大学(江蘇省・南京市／無錫市)「喧嘩と正当防衛」

●平成 30 年度

なし

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

なし

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・〔刑法1リサーチ・ペーパー1〕（通年）：ドイツ刑法に関する論文を購読し、犯罪論の基本問題に検討を加えた。
・〔刑法1リサーチ・ペーパー2〕（通年）：ドイツ刑法に関する論文を購読し、犯罪論の基本問題に検討を加えた。
・刑法研究1（通年）：ドイツ刑法に関する論文を購読し、犯罪論の基本問題に検討を加えた。
・刑法1（通年）：ドイツ刑法に関する論文を購読し、犯罪論の基本問題に検討を加えた。

（法曹養成専攻）

・刑法の基礎1（前期）：法科大学院1年次の学生を対象として、重要な判例・学説を紹介しながら刑法総論に当たる部分を中心に解説を行った。
・刑法の基礎2（後期）：法科大学院1年次の学生を対象として、重要な判例・学説を紹介しながら刑法各論に当たる部分を中心に解説を行った。
・刑法総合1（前期）：法科大学院2年次の学生を対象として、判例を素材にしながら刑法総論（共犯の部分を除く）の重要問題について多角的な検討を加えた。
・刑法総合2（後期）：法科大学院2年次の学生を対象として、判例を素材にしながら刑法各論（総論の共犯の部分を含む）の重要問題について多角的な検討を加えた。
・法律基礎科目演習B（通年）：法科大学院の1年次の学生及び2年次の未修者学生を対象として、事例に関する起案をさせ、これについて添削並びに解説を行った。

●令和2年度

（法政理論専攻）

・〔刑事法政策リサーチ・ペーパー1〕（通年）：ドイツの刑事法制及び重要判例について、その背景事情を含めて分析、検討を加えた。
・〔刑事法政策リサーチ・ペーパー2〕（通年）：ドイツの刑事法制及び重要判例について、その背景事情を含めて分析、検討を加えた。
・刑事法政策（通年）：ドイツの刑事法制及び重要判例について、その背景事情を含めて分析、検討を加えた。
・刑事法政策研究（通年）：ドイツの刑事法制及び重要判例について、その背景事情を含めて分析、検討を加えた。

（法曹養成専攻）

・刑法総合1-①（前期）：法科大学院2年次の学生を対象として、判例を素材にしながら刑法各論（共犯の部分を除く）の重要問題について多角的な検討を加えた。
・刑法総合2-②（後期）：法科大学院2年次の学生を対象として、判例を素材にしながら刑法各論（総論の共犯の部分を含む）の重要問題について多角的な検討を加えた。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・演習（刑法）（前期）：塩見淳著『刑法の道しるべ』を素材にして、解釈論上の諸問題について理解を深めた。

●令和2年度

・刑法（各論）【旧刑法第二部】（後期）：刑法の個々の処罰規定に関わる解釈論上の基本問題について講義した。
・外国文献研究（独）（前期）：ドイツ刑法の教科書を購読し、そこで紹介されるドイツの判例・学説に日本法との比較を交えながら検討を加えた。
・法学入門I（前期）：法学部の1回生に向けて、事案を素材にしながら刑法に関する導入的な解説を行った。
・演習（刑法）（前期）：事例を示し、その解決について議論した後、担当者が起案を行い、これを受けて参加者全員で検討を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・令和元年司法試験考査委員（刑法）（平成30年11月1日から令和元年11月30日まで）
・令和元年司法試験予備試験考査委員（刑法）（平成30年11月1日から令和元年11月30日まで）

●令和2年度

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本刑法学会理事長

●令和2年度

・日本刑法学会理事長

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

研究活動について、Ⅰ－1で掲げた個別テーマの研究・解明を行うことと併行して、現実に生起する問題の適切な解決を、精緻な理論構成や分析に基づいて導き出すことができるような体系書の執筆を目指す。

教育活動について法学研究科における教育を、学外活動について日本刑法学会における職務をそれぞれ中心に据えつつ、これまでと同様、着実に進めていく。

潮見　佳男　SHIOMI Yoshio　教　授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

契約責任法・不法行為法を中心とした理論研究。とりわけ、債権法改正を受けた契約法の体系化と契約法理の見直し、債務不履行を理由とする損害賠償における債権者の損害と債権内容との関係に照準を当てた研究を行っている。あわせて、自らが法制審議会民法・不動産登記法部会に委員として関与したこともあり、令和3年民法改正の結果として変更を受けた相続法の理論面からの再構築を試みている。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度
- 『基本講義債権各論Ⅱ 不法行為法［第2版増補版］』（新世社）1-260頁

●平成29年度
- 新債権総論Ⅰ（信山社）1-848頁
- 基本講義債権各論Ⅰ〔第3版〕（新世社）1-390頁
- 民法（全）（有斐閣）1-698頁
- 新債権総論Ⅱ（信山社）1-805頁
- 民法（債権関係）改正法の概要（きんざい）1-260頁
- 基本講義債権各論Ⅱ〔第3版〕（新世社）1-256頁

●平成30年度
- プラクティス民法 債権総論〔第5版〕（信山社）1-704頁
- 民法（全）［第2版］（有斐閣）1-721頁
- 詳解相続法（弘文堂）1-594頁
- 詳解改正民法（商事法務、共編著）1-548頁
- Law Practice 民法Ⅰ〔第4版〕（商事法務、共編著）1-404頁
- Law Practice 民法Ⅱ〔第4版〕（商事法務、共編著）1-385頁

●令和元年度
- 民法（全）〔第2版〕（有斐閣）1-721頁
- 民法（相続関係）改正法の概要（金融財政事情研究会、編著）1-203頁
- 新注釈民法（19）相続1（有斐閣、編著）1-758頁
- 債権法改正と家庭裁判所の実務（日本加除出版、共編著）1-255頁
- Before/After 相続法改正（弘文堂、共編著）1-252頁
- ヨーロッパ私法・消費者法の現代化と日本私法の展開（日本評論社、共編）1-695頁

●令和2年度
- プラクティス民法 債権総論〔第5版補訂〕（信山社）1-711頁
- 新契約各論Ⅰ（信山社）1-506頁
- 新基本法コンメンタール債権2（日本評論社、共編著）1-330頁
- 判例プラクティス民法Ⅲ親族・相続（信山社）1-207頁

②論文

●平成28年度
- 「預貯金債権の共同相続に関する大法廷決定の意義と課題」金融法務事情65巻2号17-20頁

●平成29年度
- 「預金の共同相続」金融法務事情65巻15号48-57頁
- 「遺留分減殺請求権」法律時報89巻11号54-62頁
- 「不法行為法を俯瞰する」月刊司法書士549号4-12頁

・「交通事故損害賠償における責任論」藤村和夫ほか編『実務交通事故訴訟大系 1 巻』(ぎょうせい) 26-43 頁
・「交通事故損害賠償における損害論 ── 民法の「損害論」からの乖離と接合」交通事故損害額算定基準 26 訂版(日弁連交通事故相談センター) 421-455 頁
・「遺産の帰属面から見た遺産共有の二元的構造」法学論叢 182 巻 1-3 号 1-24 頁

●平成 30 年度
・「民法 94 条 2 項の適用と類推適用：善意者保護の構造」法学教室 451 号 67-73 頁
・「意思能力と行為能力制度」法学教室 452 号 69-75 頁
・「動機錯誤(行為基礎事情の錯誤)と表示」法学教室 453 号 70-77 頁
・「錯誤と原始的不能・契約不適合：制度間競合」法学教室 454 号 82-89 頁
・「売買契約の無効・取消しと不当利得(その 1)」法学教室 455 号 94-100 頁
・「売買契約の無効・取消しと不当利得(その 2)」法学教室 456 号 92-99 頁
・「成年後見実務のための民法改正の概要」実践成年後見 76 号 58-66 頁
・「「裁判上の催告」の理論のゆくえ」法学教室 457 号 72-78 頁
・「契約の不当性・反社会性：公序良俗・暴利行為」法学教室 458 号 82-89 頁
・「消費者契約・定型約款における不当条項規制」法学教室 459 号 75-81 頁
・「復代理・復委任・履行補助」法学教室 460 号 86-93 頁
・「民法 110 条の「法意」・「類推適用」・「趣旨の類推適用」」法学教室 461 号 95-103 頁
・「社団の「法人格」」法学教室 462 号 91-99 頁
・「成年後見実務のための民法改正の概要」実務成年後見 76 号 58-66 頁

●令和元年度
・「相続法改正による相続制度の変容」民商法雑誌 155 巻 1 号 1-28 頁
・「原子力損害賠償の現状と課題」環境と公害 49 巻 3 号 3-10 頁
・「不貞相手方である第三者に対する離婚慰謝料の請求の可否」家庭の法と裁判 24 号 114-120 頁

●令和 2 年度
・「価格騰貴と履行に代わる損害賠償：売主による給付義務の不履行の場合」法曹時報 72 巻 12 号 2265-2317 頁

③その他

●平成 28 年度
・銀行の預金取引約款の暴力団排除条項の有効性および預金契約締結後に取引約款に追加した暴力団排除条項に基づく預金契約の解除の有効性［福岡地裁平成 28.3.4 判決］金融判例研究 26 号 74-77 頁

●平成 29 年度
・「銀行による誤送金によって生じた株式の信用取引の強制決済による建玉の喪失と顧客による損害賠償請求の可否［東京高裁平成 28.9.14 判決］」金融判例研究 27 号 55-58 頁
・「子の友人による飲酒運転［最高裁第二小法廷平成 20.9.12 判決］」交通事故判例百選［第 5 版］20-21 頁
・「未成年当時にした行為についての法定追認の成否［大審院大正 12 年 6 月 11 日判決］」民法判例百選 I［第 8 版］80-81 頁
・「種類債権の特定 ── 制限種類債権の場合［最高裁昭和 30 年 10 月 18 日第三小法廷判決］」民法判例百選 II［第 8 版］4-5 頁

●平成 30 年度
・「(座談会)債権法改正と実務上の課題(05)保証」ジュリスト 1519 号 84-101 頁
・「(座談会)民法(債権関係)改正と裁判実務(民法(債権関係)改正と裁判実務)」法の支配 190 号 5-48 頁
・「(座談会)改正相続法の金融実務への影響」金融法務事情 66 巻 20 号 6-29 頁
・「譲渡禁止特約付債権の譲渡の無効を譲渡人の破産管財人が主張することの可否［大阪高裁平成 29.3.3 判決］」金融判例研究 28 号 18-21 頁
・「大阪アルカリ事件 ── 大気汚染と故意・過失［大審院大正 5 年 12 月 22 日判決］」環境法判例百選〔第 3 版〕4-5 頁

●令和元年度
・「詐害行為取消しによる受益者の取消債権者に対する受領済みの金員相当額の支払債務が履行遅滞となる時期［最高裁平成 30.12.14 判決］」金融判例研究 29 号 18-21 頁

●令和 2 年度
・「違法な仮差押命令の申立てと債務者の逸失利益との間の相当因果関係の成否［最高裁平成 31.3.7 判決］」金融判例研究 30 号 40-43 頁
・「敷引特約・更新料特約［最高裁平成 23 年 3 月 24 日判決・最高裁平成 23 年 7 月 15 日判決］」消費者法判例百選〔第 2 版〕116-119 頁
・「特定財産承継遺言と遺言執行者の財産目録作成義務」月報司法書士 2-3 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
なし

●平成 29 年度
・日本私法学会拡大ワークショップ「契約責任法の新たな展開－瑕疵担保責任から契約不適合責任へ」で、コメンテーターを担当(平成 29 年 10 月)

・日本家族＜社会と法＞学会シンポジウム「家族・社会の変容と相続制度」で、企画趣旨の説明及び総括報告を担当

●平成 30 年度

・日本法律家協会で「現代社会の変容と相続法改正」を講演（平成 30 年 6 月）

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

・科学研究費基盤研究 A「財産権の現代化と財産法制の再編」（代表 潮見佳男）

●平成 29 年度

・科学研究費基盤研究 A「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（代表 潮見佳男）

●平成 30 年度

・科学研究費基盤研究 A「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（代表 潮見佳男）

●令和元年度

・科学研究費基盤研究 A「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（代表 潮見佳男）

●令和 2 年度

・科学研究費基盤研究 A「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（代表 潮見佳男）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・〔民法 1A リサーチ・ペーパー〕（前期）：「財」の現代化と民法法理への影響についての日中法比較を求めた。
・〔民法 1B リサーチ・ペーパー〕（後期）：中国民法典の制定と民事法学の課題についての検討を求めた。
・民法研究 1A（前期）：「財」の現代化と民法法理への影響を共同研究した。
・民法研究 1B（後期）：中国民法典の制定と任民法学への影響を共同研究した。
・民法 1A（前期）：「財」の現代化と民法法理への影響を共同研究した。
・民法 1B（後期）：中国民法典の制定と任民法学への影響を共同研究した。

（法曹養成専攻）

・エクスターンシップ 1（前期）：法律事務所における現地実習を指揮した。
・民法総合 2（後期）：原状回復法・不法行為法に関する事例演習を行った。

（公共政策大学院）

・債権法改正に伴い影響を受ける近時の最高裁判決を検討した。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・〔民法 1A リサーチ・ペーパー〕（前期）：最近の財産法分野における先端研究論文の検討を求めた。
・〔民法 1B リサーチ・ペーパー〕（後期）：財産管理と居住法制についての比較法的検討を求めた。
・民法研究 1A（前期）：債権保全・担保法制、独占禁止法違反の契約の効力を中心とする日中比較研究をした。
・民法研究 1B（後期）：日本における制度的契約の理論を検討した。
・民法 1A（前期）：債権保全・担保法制、独占禁止法違反の契約の効力を中心とする日中比較研究をした。
・民法 1B（後期）：日本における制度的契約の理論を検討した。

（法曹養成専攻）

・エクスターンシップ 1（前期）：法律事務所における現地実習を指揮した。
・家族法の基礎（前期）：親族・相続法の基本的な仕組みを講義した。

（公共政策大学院）

・私法秩序論（前期）：所有者不明土地をめぐる法制審議会の審議内容の変遷を教授した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・民法第三部（債権総論・相続）（前期）：債権総則編・相続編の基礎理論を教授した。
・演習（民法）（前期）：物権分野の事例演習を行った。
・演習（民法）（後期）：担保物権法分野の事例演習を行った。
・特別講義「金融法と銀行実務」（後期）：金融法の実務と理論の交錯領域の講義に関与した。

●令和 2 年度

・民法（債権各論）【旧民法第四部】（後期）：債権各論に関する基礎理論を教授した。
・演習（民法）（前期）：民法総則・物権法分野の判例批評に対する共同批評を行った。
・演習（民法）（後期）：債権総論分野の事例演習を行った。
・特別講義「金融法と銀行実務」（前期）：金融法の実務と理論の交錯領域の講義に関与した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・民法第三部 経済学部（前期）：債権総則編・相続編の基礎理論を教授した。

●令和２年度

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・法務省法制審議会民法・不動産登記法部会委員
・大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価専門委員・運営連絡会議委員
・中央教育審議会専門委員（大学分科会）
・金融法学会常務理事

●令和２年度

・法務省法制審議会民法・不動産登記法部会委員
・司法試験委員会幹事会幹事
・国立大学教育研究評価委員会専門委員・現況分析部会（社会科学系）部会長
・大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価専門委員・運営連絡会議委員
・中央教育審議会専門委員（大学分科会）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本私法学会
・日本家族＜社会と法＞学会 理事
・金融法学会 常務理事

●令和２年度

・日本私法学会
・日本家族＜社会と法＞学会 理事
・金融法学会 理事長

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

債権法改正後の契約法の領域について、自分なりの体系的整理はでき、また、第三期中期目標・中期計画４年目評価で高い評価を受けたので、これをもとに個別問題領域について、さらに掘り下げた検討を行う予定である。あわせて、この間、関心を抱きながら本格的に手を付けることのなかった金融商品取引被害における損害額算定原理についての究明に着手することを考えている。

島田　幸典　SHIMADA Yukinori　教　授　比較政治学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

従来ヨーロッパ諸国の国制の特徴について、とくに英独両国を対象として比較論的観点から考察する研究を進めてきた。分析にあたっては、議会や政党など個人と全体を媒介する諸カテゴリーに着目し、産業化や民主化など〈近代化〉に伴って生じる社会構造や政治文化の変容が、各国国制の発展・変容にたいしてもつ意義について検討してきた。

近年は右の比較史的研究をつうじて得た知見を、現代ヨーロッパ諸国をめぐる多様な政治的問題状況の分析に活用する試みに積極的にとり組んでいる。共同プロジェクトに参加しつつ、ナショナル・ポピュリズム、移民の包摂／排除、福祉国家の動揺・再編、地域統合など現代のアクチュァルな課題をめぐって理論的・歴史的考察を進めるとともに、近時における英国政治の動向に即した研究も行っており、さらに比較史的分析の対象を日本にも広げ、その近代化の特質を把握する研究にもとり組んでいる。

Ⅰ－2　最近５年間（平成 28 年４月～令和３年３月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
なし
●平成 29 年度
・(共著)『国民再統合の政治－福祉国家とリベラル・ナショナリズムの間』新川敏光編、ナカニシヤ出版(担当箇所：第二章「現代イギリスにおける移民の〈包摂〉－ポスト多文化主義・就労福祉・権利の条件化」)
●平成 30 年度
なし
●令和元年度
なし
●令和 2 年度
・(共著)『「明治」という遺産－近代日本をめぐる比較文明史』瀧井一博編、ミネルヴァ書房(担当箇所：「第三章 比較史から見た明治維新－三谷博『維新史再考』を手がかりとして－」)

②論文
なし

③その他
●平成 28 年度
なし
●平成 29 年度
なし
●平成 30 年度
・(書評)「田中拓道『福祉政治史－格差に抗するデモクラシー』勁草書房、2017 年」『年報政治学 2018- I 政治と司法』
●令和元年度
なし
●令和 2 年度
なし

(2) 学会報告・講演等
なし

(3) 共同プロジェクトへの参加
(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)
●平成 28 年度
・平成 28 年度～平成 31 年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」(新規)に参加：研究分担者
●平成 29 年度
・平成 28 年度～平成 31 年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」(継続)に参加：研究分担者
●平成 30 年度
・平成 28 年度～平成 31 年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」(継続)に参加：研究分担者
●令和元年度
・平成 28 年度～平成 31 年度科学研究費補助金(基盤研究(B))「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」(継続)に参加：研究分担者
●令和 2 年度
・令和 2 年度～令和 4 年度 科学研究費補助金(基盤研究(B))「不安定労働の時代における組織労働とデモクラシーに関する比較研究」(新規)に参加：研究分担者

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院
●令和元年度
(法政理論専攻)
・比較政治学(通年)：ヨーロッパ諸国を対象とする比較政治学・歴史社会学的研究に関する英語文献の講読。
・比較政治学研究(通年)：ヨーロッパ諸国を対象とする比較政治学・歴史社会学的研究に関する英語文献の講読。
(公共政策大学院)
・英語情報分析(前期)：現代ヨーロッパ政治に関する英文記事をめぐる多角的検討。
●令和 2 年度
(法政理論専攻)
・比較政治学(通年)：ヨーロッパ諸国を対象とする比較政治学・歴史社会学的研究に関する英語文献の講読。
・比較政治学研究(通年)：ヨーロッパ諸国を対象とする比較政治学・歴史社会学的研究に関する英語文献の講読。

（公共政策大学院）
・ヨーロッパ政治（前期）：ヨーロッパ諸国の国家－社会関係について論じた諸論文の講読。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・外国文献研究（英）（前期）：現代ヨーロッパ政治に関する英語文献の講読。
・比較政治学（後期）：英独両国の議会制民主主義の発展について比較史的観点から考察。
・演習（比較政治学）（前期）：ヨーロッパ政治について比較史的観点から考察した文献の講読・報告・討議。
・演習（比較政治学）（後期）：ヨーロッパ政治について比較史的観点から考察した文献の講読・報告・討議。

●令和２年度
・比較政治学（後期）：英独両国の議会制民主主義の発展について比較史的観点から考察。
・演習（比較政治学）（前期）：ヨーロッパ政治について比較史的観点から考察した文献の講読・報告・討議。
・演習（比較政治学）（後期）：ヨーロッパ政治について比較史的観点から考察した文献の講読・報告・討議。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
なし

●令和２年度
・日本の法と政治（全学共通科目・前期）：リレー講義において、近代以降の日本の政治の発展とその特質について多角的に検討。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
京都女子大学法学部非常勤講師

●令和２年度
京都女子大学法学部非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員
なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本政治学会会員
日本比較政治学会会員
関西政治史研究会会員
イギリス政治研究会会員

●令和２年度
日本政治学会会員
日本比較政治学会会員
関西政治史研究会会員
イギリス政治研究会会員

Ⅲ－4　受賞の状況
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引きつづき、ヨーロッパ諸国における民主政治の理論と実践、その歴史について研究を進めるとともに、それによって得た知見や観点に基づき、現代ヨーロッパ、とくにイギリスの政治経済構造が直面している多様な課題や、そこに生起する政治現象の特質と意義について考察を深める。さらに比較論的見地から、各国の政治をめぐる変化と多様性について多角的に検討を行う。

白井　正和　SHIRAI Masakazu　教　授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

商法分野の中でも、会社法・証券法・保険法を主たる研究領域とする。中でも、友好的買収および敵対的買収の場面における法制度・株主保護のあり方を中心とした企業買収法制に関する諸問題や、ヘッジファンド・アクティビズム等に代表される上場会社における株主の機関化に伴う問題を、近年では主たる研究の対象とする。また、ここ数年は、実務家や他分野（商法以外の法分野やミクロ経済学・統計学などの分野）の研究者との共同研究にも力を入れている。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

（1）公表された著作

①著書

●平成28年度

なし

●平成29年度

・会社法判例の読み方 ── 判例分析の第一歩（共著）有斐閣 2017年6月
・商法判例集〔第7版〕（共著）有斐閣 2017年10月
・Japanese Financial Instruments and Exchange Law（共著）Zaikeishohosha 2018年3月

●平成30年度

なし

●令和元年度

なし

●令和2年度

・令和元年改正会社法② ── 立案担当者・研究者による解説と実務対応〔別冊商事法務 No.454〕（共著）商事法務 2020年9月
・商法判例集〔第8版〕（共著）有斐閣 2020年10月
・論究会社法 ── 会社判例の理論と実務（共編著）有斐閣 2020年11月
・注釈モントリオール条約（共著）有斐閣 2020年12月
・Before/After 会社法改正（共著）弘文堂 2021年2月

②論文

●平成28年度

・勧告的決議と無効確認の利益 平成27年度重要判例解説〔ジュリスト臨時増刊1492号〕103頁-104頁 2016年4月
・アクティビスト・ヘッジファンドとコーポレート・ガバナンス 旬刊商事法務（2109号）34頁-47頁 2016年8月
・株式買取請求における公正な価格（2）岩原紳作ほか編『会社法判例百選（第3版）』〔別冊ジュリスト229号〕178頁-179頁 2016年9月
・現状を踏まえた利益相反回避措置に関する検討 田中亘＝森・濱田松本法律事務所編『日本の公開買付け ── 制度と実証』（有斐閣）161頁-187頁 2016年10月
・利益相反取引における利益相反回避措置の現状 田中亘＝森・濱田松本法律事務所編『日本の公開買付け ── 制度と実証』（有斐閣）357頁-381頁 2016年10月
・生命保険における被保険者の精神障害中の自殺 江頭憲治郎先生古稀記念論文集『企業法の進路』（有斐閣）675頁-699頁 2017年1月

●平成29年度

・株主間契約における上場協力義務の法的拘束力が否定された事例 旬刊商事法務（2144号）53頁-59頁 2017年9月
・会社の非上場化の場面における取締役の義務 日本証券業協会『JSDA キャピタルマーケットフォーラム（第1期）論文集』191頁-213頁 2017年12月
・非独立当事者間の企業買収における公正な価格の算定 法学教室（447号）82頁-88頁 2017年12月

●平成30年度

・対抗的な買収提案の意義と買収対象会社の対応 MARR（284号）online 2018年5月
・傷害保険の給付要件 ── 外来性と疾病免責 ジュリスト（1522号）36頁-42頁 2018年8月
・株式買取請求をめぐる近時の課題：補正の要否に関する議論の整理と公正な手続に関する考察 日本取引所金融商品取引法研究（11号）65頁-95頁 2018年10月

●令和元年度

・ヘッジファンドによる株式買取請求を目的とした株式の買い集めとその評価 同志社法学71巻（1号）587頁-612頁 2019年4月
・賠償責任保険普通保険約款2条1項1号が定める控除規定の適用場面 旬刊商事法務（2196号）55頁-61頁 2019年4月
・堪航能力と国際海上物品運送人の責任 神作裕之＝藤田友敬編『商法判例百選』〔別冊ジュリスト243号〕158頁-159頁 2019年6月
・買収防衛策の有効性の判断枠組み 法学教室（471号）25頁-29頁 2019年12月
・Characteristics of the Japanese Tender Offer System and its Rationale, German and East Asian Perspectives on Corporate and Capital Market Law (Holger Fleischer, Hideki Kanda, Kon Sik Kim, Peter Mülbert eds.,) (Mohr Siebeck) 159頁-172頁 2019年12月

●令和2年度

・傷害保険における外来性要件をめぐる近時の問題 損害保険研究82巻（1号）57頁-88頁 2020年5月
・社外取締役の選任義務づけと業務執行の委託 旬刊商事法務（2234号）4頁-13頁 2020年6月
・有価証券上場規程の具体的検討（7）── 議決権種類株式の上場 日本取引所金融商品取引法研究（17号）181頁-222頁 2020年10月

・株式交付制度 法の支配（199 号）100 頁 -111 頁 2020 年 11 月
・一人会社における株式譲渡担保契約の締結と議決権の帰属 旬刊商事法務（2254 号）63 頁 -68 頁 2021 年 2 月
・上場会社における株式に関する合意 田中亘＝森・濱田松本法律事務所編『会社・株主間契約の理論と実務』（有斐閣）349 頁 -380 頁 2021 年 3 月

③その他

●平成 28 年度
・〔座談会〕M&A における第三者委員会の現状と課題 MARR（269 号）online 2017 年 3 月

●平成 29 年度
・〔日本私法学会シンポジウム〕変化するコーポレート・ガバナンス 私法（79 号）51 頁 -97 頁 2017 年 4 月
・〔座談会〕会社法判例の理解を深める（上）法学教室（445 号）72 頁 -86 頁 2017 年 10 月
・〔座談会〕会社法判例の理解を深める（下）法学教室（446 号）93 頁 -107 頁 2017 年 11 月

●平成 30 年度
・Appraisal Arbitrage とその評価を巡る議論 金融・商事判例（1553 号）1 頁 2018 年 11 月

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
・〔日本私法学会シンポジウム〕株式制度の再検討 私法（82 号）55 頁 -100 頁 2020 年 4 月

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度
・〔シンポジウム〕変化するコーポレート・ガバナンス 日本私法学会 2016 年
・株式を非上場とする場面における法ルールの考察 日本証券業協会「キャピタルマーケットフォーラム」2016 年
・株主間契約における上場協力義務の法的拘束力が否定された事例 京都大学商法研究会 2016 年
・〔個別報告司会〕信託受託者の議決権行使とスチュワードシップ・コード 信託法学会 2016 年

●平成 29 年度
・株式買取請求をめぐる近時の問題：補正の要否に関する議論の整理と公正な手続に関する考察 日本取引所グループ金融商品取引法研究会 2017 年
・傷害保険における外来性要件をめぐる近年の議論の状況 東京海上研究所「関西損害保険研究会」2017 年
・Characteristics of the Japanese tender offer system and its rationale, German and East Asian Perspectives on Corporate and Capital Market Law: Investors versus Companies (Seoul National University, 2017)

●平成 30 年度
・社外取締役の設置義務付けと行為の業務執行該当性 西村高等法務研究所「会社法研究会」2018 年
・保険募集の場面における民事責任に関する検討 損保ジャパン日本興亜福祉財団「保険業法に関する研究会」2018 年
・賠償責任保険普通保険約款 2 条 1 項 1 号が定める控除規定の適用場面 京都大学商法研究会 2018 年
・英米の保険募集の場面における民事責任法制の検討 生命保険文化センター「生保・金融法制研究会」2018 年

●令和元年度
・〔シンポジウム〕株式制度の再検討 日本私法学会 2019 年
・有価証券上場規程の具体的検討：議決権種類株式の上場 日本取引所グループ金融商品取引法研究会 2019 年

●令和 2 年度
・一人会社における株式譲渡担保契約の締結と議決権の帰属 京都大学商法研究会 2020 年

（3）共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・企業買収時の経営者に対する規律付けのメカニズムに関する研究 科研費・若手研究（B）
・公開買付届出書からみた利益相反回避措置の現状と課題 公益財団法人石井記念証券研究振興財団

●平成 29 年度
・企業買収時の経営者に対する規律付けのメカニズムに関する研究 科研費・若手研究（B）
・傷害保険における外来性要件に関する検討 公益財団法人損害保険事業総合研究所・損害保険研究費助成

●平成 30 年度
・企業買収時の経営者に対する規律付けのメカニズムに関する研究 科研費・若手研究（B）
・傷害保険における外来性要件に関する検討 公益財団法人損害保険事業総合研究所・損害保険研究費助成

●令和元年度
・上場企業の現代的課題に対応した企業法制の検討 科研費・基盤研究（C）

●令和 2 年度
・上場企業の現代的課題に対応した企業法制の検討 科研費・基盤研究（C）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・企業法 A（前期）：会社法の基礎理論に関する近年の重要論文（英語）の読解
・企業法 B（後期）：米国会社法制の基礎と会社法の機能的観点からの考察
・〔企業法 A リサーチ・ペーパー〕（前期）：会社法の基礎理論の分析・検討
・〔企業法 B リサーチ・ペーパー〕（後期）：会社法の機能的観点からの考察
・企業法研究 A（前期）：会社法の基礎理論に関する近年の重要論文（英語）の読解
・企業法研究 B（後期）：米国会社法制の基礎と会社法の機能的観点からの考察

（法曹養成専攻）

・上場株式と法（後期）：金融商品取引法に関する重要判例の分析・検討
・商法総合 1- ③（前期）：会社および商取引にかかる法律問題の具体的検討

（公共政策大学院）

なし

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

・演習（商法）（後期）：会社法に関する近年の重要判例の分析・検討
・特別講義「上場会社の法規制」（後期）：金融商品取引法の諸制度とコーポレート・ガバナンス

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

・外国文献講読（法・英）I-E1（全学共通科目・前期）：民事法の経済分析に関する基礎理論

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

・同志社大学嘱託講師 コーポレート・ガバナンス（2 単位）
・同志社大学嘱託講師 M&A（2 単位）
・同志社大学嘱託講師 4 年次演習（4 単位）

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本私法学会
・信託法学会

●令和 2 年度

・金融法学会 理事
・日本私法学会
・信託法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

令和 2 年 4 月 1 日に本学に着任した。令和 2 年度は、本学にて担当する新規講義への対応や研究活動に特に力を入れた。研究活動に関しては、平成 28 年度～令和 2 年度の 5 年間で、公表論文が 23 本、共著書籍の出版が 8 冊と、比較的順調に成果を出している。今後は、会社法に関しては体系書の執筆に向けて準備を進めるとともに、金商法・保険法に関しては新たな研究対象領域に着手するなどして、研究者としての幅を広げていきたい。

洲崎　博史　SUZAKI Hiroshi　教　授　商　法

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

主として保険法と会社法の研究に取り組んでいる。保険法分野では、保険者に対する直接請求権や保険代位など、保険給付と損害賠償の関係にかかわる諸問題を主たる研究対象としている。会社法分野では、新株発行に関する研究を継続的に行ってきたが、近年はなかでも小規模閉鎖会社における新株発行の無効・不存在の問題に焦点を当てた研究に取り組んでいる。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度
- 『会社法事例演習教材〔第3版〕』（前田雅弘・北村雅史と共著、平成28年3月、有斐閣）

●平成29年度
- 藤村和夫＝伊藤文夫＝高野真人＝森富義明編『実務交通事故訴訟大系 第2巻 責任と保険』（共著、平成29年11月、ぎょうせい）

●平成30年度
なし

●令和元年度
- 『保険法〔第4版〕』（山下友信・竹濱修・山本哲生と共著、平成31年4月、有斐閣）

●令和2年度
- 岩原紳作編『会社法コンメンタール19 外国会社・雑則(1)』（共著、令和3年3月、商事法務）

②論文

●平成28年度
- 「取締役の第三者に対する責任の法意」会社法判例百選〔第3版〕144-145頁（平成28年9月）
- 「平成26年金融商品取引法改正(2)－投資型クラウドファンディング・新たな非上場株式の取引制度」日本取引所金融商品取引法研究第5号53-74頁（平成28年10月）
- 「道路法58条1項に基づく原因者負担金の支払責任が対物共済約款上の「法律上の損害賠償責任」に含まれるとされた事例」損害保険研究78巻3号153-175頁（平成28年11月）
- 「非公開会社における株主割当てによる新株発行の無効が認められた事例」私法判例リマークス54号90-93頁（平成29年2月）
- 「対加害者訴訟と対人傷社訴訟－人身傷害補償保険に関する一考察－」法学論叢180巻5・6号205-246頁（平成29年3月）

●平成29年度
- 「人身傷害保険における保険代位の範囲」交通事故判例百選〔第5版〕220-221頁（平成29年10月）

●平成30年度
なし

●令和元年度
- 「営業譲渡と労働契約関係」商法判例百選34-35頁（令和元年6月）

●令和2年度
- 「出資の履行の仮装と新株発行の効力」久保大作・久保田安彦・上田真二・松中学編『吉本健一先生古稀記念・企業金融・資本市場の法規制』（商事法務）145-187頁（令和2年6月）
- 「対自賠社直接請求権の行使における被害者と国の優劣」民商法雑誌156巻2号318-340頁（令和2年6月）

③その他
なし

(2) 学会報告・講演等

●平成28年度
なし

●平成29年度
なし

●平成30年度
なし

●令和元年度
なし

●令和2年度
保険学セミナー（大阪）において「一部保険またはそれに類する状況がある場合の保険代位～私保険と公保険での異同の問題を中心に～」について報告（令和3年1月9日、オンライン）

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

・平成 28 年度科学研究費補助金基盤研究(C)「自動車保険の構造が損害賠償請求訴訟に与える影響」(代表者：洲崎博史)

●平成 29 年度

・平成 29 年度科学研究費補助金基盤研究(B)「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」(代表者：前田雅弘)に研究分担者として参加

・平成 29 年度科学研究費補助金基盤研究(C)「自動車保険の構造が損害賠償請求訴訟に与える影響」(代表者：洲崎博史)

●平成 30 年度

・平成 30 年度科学研究費補助金基盤研究(B)「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」(代表者：前田雅弘)に研究分担者として参加

・平成 30 年度科学研究費補助金基盤研究(C)「自動車保険の構造が損害賠償請求訴訟に与える影響」(代表者：洲崎博史)

●令和元年度

・平成 31 年度科学研究費補助金基盤研究(B)「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」(代表者：前田雅弘)に研究分担者として参加

●令和 2 年度

・令和 2 年度科学研究費補助金基盤研究(C)「小規模閉鎖会社において瑕疵ある新株発行が行われた場合の株主の救済」(代表者：洲崎博史)

〔研究集会等への参加〕

生保・金融法制研究会(座長)((公財)生命保険文化センター)、JPX 金融商品取引法研究会(日本取引所グループ)、京都大学商法研究会(前田雅弘教授・北村雅史教授と共同で座長)、関西損害保険研究会(竹濱修教授と共同で座長)(東京海上研究所)、損害保険判例研究会((公財)損害保険事業総合研究所)、京都法制研究会(座長)(明治安田生命相互保険会社)に定期的に出席し、適宜報告を行なっている。

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・先端商法 2(後期)：会社法の重要問題のうち、近時、多くの研究者の関心を集めているテーマを取り上げて演習方式で検討した。

・商法 1A(前期)：Kübler/ Assmann, Gesellschaftsrecht, 6. Aufl., 2006 の株式会社法の部分を講読。

・商法研究 1A(前期)：商法 1A(前期)と同様。

（法曹養成専攻）

・保険法(前期)：私保険が、保険法および保険約款によりどのように規律されているのかを解説した。

・商法総合 2(後期)：企業法務が直面する実務上の諸問題について、主に紛争を生じさせないためのプランニングを中心として、事例演習方式で検討した。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・先端商法 2(後期)：会社法の重要問題のうち、近時、多くの研究者の関心を集めているテーマを取り上げて演習方式で検討した。

・商法 1A(前期)：Kübler/ Assmann, Gesellschaftsrecht, 6. Aufl., 2006 の株式会社法の部分を講読。

・商法研究 1A(前期)：商法 1A(前期)と同様。

（法曹養成専攻）

・保険法(前期)：私保険が、保険法および保険約款によりどのように規律されているのかを解説した。

・商法総合 2(後期)：企業法務が直面する実務上の諸問題について、主に紛争を生じさせないためのプランニングを中心として、事例演習方式で検討した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・商法第二部(会社)(前期)：会社法の基本的問題について概説した。

・演習(商法)(前期)：会社法の重要問題について演習方式で検討した。

・特別講義「生命保険の実務と法」(後期)：生命保険実務家との共同開講(リレー講義)により、保険業法・保険法による保険事業・保険契約の規律のあり方について解説した。

●令和 2 年度

・商法第一部(総則・商行為・手形)(後期)：商法の総論、商法総則、商行為法および手形法・小切手法の基本的問題について概説した。

・演習(商法)(前期)：会社法の重要問題について演習方式で検討した。

・特別講義「生命保険の実務と法」(後期)：生命保険実務家との共同開講(リレー講義)により、保険業法・保険法による保険事業・保険契約の規律のあり方について解説した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・商法第二部(経済学部・前期)：会社法の基本的問題について概説した。

・会社法(経営管理教育部・前期)：会社法の基本的問題について概説した。

●令和２年度

・商法第一部(経済学部・後期)：商法の総論、商法総則、商行為法および手形法・小切手法の基本的問題について概説した。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・２年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

(公財)日本海法会評議員

(公財)損害保険事業総合研究所理事

(公財)日本中小企業福祉事業財団評議員

(一社)日本損害保険協会「お客さまの声・有識者諮問会議」委員

●令和２年度

(公財)日本海法会評議員

(公財)損害保険事業総合研究所理事

(公財)日本中小企業福祉事業財団評議員

(一社)日本損害保険協会「お客さまの声・有識者諮問会議」委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本私法学会

日本海法学会(理事)

日本空法学会

金融法学会

日本保険学会(理事)

日本経済学会連合評議員

●令和２年度

日本私法学会

日本海法学会(理事)

日本空法学会

金融法学会

日本保険学会(理事)

日本経済学会連合評議員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

平成31年3月で研究科長の任期を満了したことで、ようやく研究・教育にも十分な時間を充てられるようになった。保険法分野では保険代位に関する研究を、社会保険も視野に入れる形でさらに深めたいと考えている。会社法分野では、引き続き新株発行に関する研究に取り組みたいと考えている。

鈴木　秀光　SUZUKI Hidemitsu　教　授　東洋法史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

清代中国の裁判制度、特に地方における刑事裁判手続を中心に研究している。事案を扱う地方官は、成文法や制度への依拠を求められる一方、時に上司や皇帝からそれらに依拠しないことを容認ないし推奨されていた。こうした状況において、地方官がいかに事案を処理していたかに関心があり、またその理解を踏まえて当時の裁判制度の全体像を描き出すことを目指している。

Ⅰ－2　最近５年間(平成28年４月～令和３年３月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

なし

②論文

●平成 28 年度

・铃木秀光(郑民钦等译)「清末就地正法考」(杨一凡、寺田浩明主编『日本学者中国法制史论著选(明清卷)』中华书局、435-467 頁、2016 年)

●平成 29 年度

・铃木秀光(魏敏译)「“治人”之下的制度：再论清代复审制」(『法律史译评(第五卷)』中西书局、191-210 頁、2017 年)

・鈴木秀光「清代刑事裁判における覆審制の再検討に関する一試論 ── 軽度命案を例に ── 」(『法学論叢』182 巻 4, 5, 6 号、155-197 頁、2018 年)

●平成 30 年度

・铃木秀光(李冰逆译)「论清代嘉庆、道光时期的盗案裁判」(『法律史评论』第 11 巻、3-25 頁、2018 年)

・铃木秀光(赵崧译)「清代刑事裁判中的“从重”」(『法律史评论』第 11 巻、26-46 頁、2018 年)

●令和元年度

・铃木秀光(赵崧译)「“请旨即行正法”考 ── 清代乾隆、嘉庆时期死刑裁判之考察」(『法律史评论』第 12 巻、3-24 頁、2019 年)

●令和 2 年度

・鈴木秀光「清代後期における官契紙(一)」(『法学論叢』187 巻 1 号、1-30 頁、2020 年)

・鈴木秀光「清代後期における官契紙(二)」(『法学論叢』187 巻 2 号、1-36 頁、2020 年)

・鈴木秀光「清代後期における官契紙(三・完)」(『法学論叢』187 巻 3 号、26-45 頁、2020 年)

③その他

●平成 28 年度

・(書評)「小野達也他著「『巴県檔案』に見る清代社会と地方行政」」(『法制史研究』66 号、335-340 頁、2017 年)

●平成 29 年度

・(書評)「張本照「論清代“就地正法”之制的産生時間」(『法史学研究会会報』21 号、248-255 頁、2018 年)

●平成 30 年度

・(書評)「久保茉莉子著「南京国民政府時期における刑事訴訟法改正と自訴制度」・同「南京国民政府時期における刑事上訴制度」(『法制史研究』68 号、263-266 頁、2019 年)

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

・(書評)矢木毅著『朝鮮朝刑罰制度の研究』(『史林』103 巻 5 号、120-126 頁、2020 年)

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度

・法制史学会第 68 回総会「ミニシンポジウム・経済史学と法制史学 ── 経済秩序をめぐる対話の試み」における、黒田明伸報告「貨幣の多元性と市場の多層性 ── 「工業化前」中国、日本、イングランドを中心に」へのコメント(2016 年 6 月 11 日、東京大学)

・専修大学法学部主催 140 回講演会での講演「法や裁判に見る前近代中国の家族関係の諸相 ── 清代を中心に ── 」(2016 年 10 月 21 日、専修大学)

●平成 29 年度

・第 36 回東洋法制史研究会での報告「「治人」の下の制度 ── 清代覆審制の再検討 ── 」(2017 年 8 月 22 ～ 24 日、いろはや旅館)

・京都大学基礎法研究会での報告「清代刑事裁判における覆審制の再検討に関する一試論 ── 軽度命案を例に ── 」(2018 年 2 月 10 日、京都大学)

●平成 30 年度

・巴県檔案研究会での報告「巴県檔案(乾隆朝) 2360・2361・2368」(2018 年 4 月 21 日、関西学院大学)

・京都大学法学会秋季学術講演会での講演「清代の裁判制度に関する一考察 ── 近年の研究動向を踏まえて ── 」(2018 年 12 月 13 日、京都大学)

●令和元年度

・清代档案史料研究会での報告「巴縣檔案(同治) 1751」(2019 年 5 月 18 日、関西学院大学)

・京都大学人文科学研究所共同研究「転換期中国における社会経済制度」班における小野達哉報告「清代後期重慶の社会的安定化と流動化－『巴県檔案』の団練関連記事より－」へのコメント(2019 年 6 月 14 日、京都大学)

・法理論研究会定例研究会における謝晶報告「論理を超えた『理』：清代の『盗賊自首』律例について」へのコメント(2019 年 7 月 20 日、北海道大学)

・清代档案史料研究会での報告「法制史研究と州県檔案」(2019 年 9 月 28 日、大阪経済法科大学)

・第二届法律與歴史学術沙龍での報告「清代「逐級審転制」再考察」(2019 年 11 月 16 日、四川大学)

・國立政治大學法學院專題演講での講演「『大清律例』と『大清現行刑律』の間 ── 清代後期における刑罰と保安処分」(2019 年 12 月 18 日、國立政治大學)

・「法制史教學與研究的趨向」學術研討會での報告「近年の日本における東洋法制史研究 ── 研究を取り巻く環境と研究動向の簡介」(2019 年 12 月 21 日、國立政治大學)

●令和 2 年度

・清代档案史料研究会での報告「巴縣檔案(同治) 14528」(2020 年 7 月 18 日、Zoom)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度

・科学研究費助成事業(基盤研究 C)「清代後半における官契紙による契約および土地所有権秩序に関する実証的研究」研究代表者

●平成 29 年度

・科学研究費助成事業(基盤研究 C)「清代後半における官契紙による契約および土地所有権秩序に関する実証的研究」研究代表者(継続)

・「法律與歷史的交滙:「台灣法律史二十年」」国際学術研討会での報告「州県檔案を用いた伝統中国「刑事裁判」研究の可能性 ── 『淡新檔案』の就地正法を例として ── 」(2017 年 11 月 30 日～ 12 月 1 日、中央研究院法律學研究所)

●平成 30 年度

・科学研究費助成事業(基盤研究 C)「清代後半における官契紙による契約および土地所有権秩序に関する実証的研究」研究代表者(継続)

・「面対西方法:東亜法的歴史与現実」国際学術研討会での報告「州県檔案に見る清代覆審制度 ── 自盡事案を例として ── 」(2018 年 9 月 25 日、中国政法大学)

●令和元年度

・「規範、制度、思想、裁判 ── 中国法律文化的伝統与当代」国際学術研討会での報告「清代後期官契紙的使用状況」(2019 年 4 月 20 日、福州大学)

●令和 2 年度

なし

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・〔東洋法史リサーチ・ペーパー 1〕(通年):自身の研究テーマの一部について調査してまとめるよう指導した。

・〔東洋法史リサーチ・ペーパー 2〕(通年):自身の研究テーマの一部について調査してまとめるよう指導した。

・東洋法史(通年):前期は『牧令須知』を講読し、後期は参加者がそれぞれ研究報告を行った。

・東洋法史研究(通年):前期は『牧令須知』を講読し、後期は参加者がそれぞれ研究報告を行った。

(法曹養成専攻)

・伝統中国の法と裁判(前期):前半は清代の法について、後半は清代の裁判について講義した。

・〔伝統中国の法と裁判リサーチ・ペーパー〕(前期):授業で扱った内容の任意の一部について調査してまとめるよう指導した。

・〔伝統中国の法と裁判リサーチ・ペーパー〕(後期):授業で扱った内容の任意の一部について調査してまとめるよう指導した。

(公共政策大学院)

なし

●令和 2 年度

(法政理論専攻)

・〔東洋法史リサーチ・ペーパー 1〕(通年):自身の研究テーマの一部について調査してまとめるよう指導した。

・〔東洋法史リサーチ・ペーパー 2〕(通年):自身の研究テーマの一部について調査してまとめるよう指導した。

・東洋法史(通年):前期は律例を講読し、後期は参加者がそれぞれ研究報告を行った。

・東洋法史研究(通年):前期は律例を講読し、後期は参加者がそれぞれ研究報告を行った。

(法曹養成専攻)

・伝統中国の法と裁判(前期):前半は清代の法について、後半は清代の裁判について講義した。

(公共政策大学院)

なし

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・外国文献研究(英)(前期):清律の編纂物に関する英文を講読した。

・東洋法史(後期):前半は帝制の基本構造や清代の刑事法、民事慣行を、後半は清代の裁判として聴訟と断罪に関して講義した。

・法学入門 II(後期):伝統中国の刑罰観を講義した。

・演習(東洋法史)(後期):清代の契約文書を講読した。

●令和 2 年度

・東洋法史（後期）：前半は帝制の基本構造や清代の刑事法、民事慣行を、後半は清代の裁判として聴訟と断罪に関して講義した。
・法学入門 II（後期）：伝統中国の刑罰観を講義した。
・演習（東洋法史）（後期）：清代の契約文書を講読した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
・外国文献講読（法・英）I-E1（全学共通科目・前期）：清代の財産権を巡る訴訟と暴力に関する英文を講読した。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
法制史学会会員 理事
中国社会文化学会会員 評議員

●令和 2 年度
法制史学会会員
中国社会文化学会会員 評議員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

従来から行ってきた清代の刑事裁判制度に関する個別研究をさらに進展させるとともに、それらを踏まえて刑事裁判制度の全体像を描き出す研究も進めていくこととする。また令和 2 年度に公表した官契紙の論文で扱ったような、刑事分野以外における国家主導の法秩序の形成に関わる実証的研究も行っていく。

鈴木　基史　SUZUKI Motoshi　教　授　国際政治経済分析

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

主権国家体系において、国々の行動が一定のルールに従って規律されているというガバナンスの状態が生じるには、国々が主権を放棄していないことが前提である。これは、ルールの受容と遵守が国家の利益に対して合理的、または国家の認識に対して適切となっている自己拘束的な制度によるものである。その際に重要となる国家の認識と利益は、規範、期待、あるいは関係国間のパワー分布という要因によって規定される。研究では、この点に着目し、演繹的・実証的な分析法を適用して、上記の諸要因と国家行動の関連性を検証することによって、ガバナンスの制度と態様を解析しつつ、その変化の原因と効果を特定化することを目指す。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
・*Games of Conflict and Cooperation in Asia* (Springer, March 2017) (edited with Akira Okada).

●平成 29 年度
・鈴木基史『グローバル・ガバナンス論講義』東京大学出版会、2017 年。

●平成 30 年度
なし

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

②論文

●平成 28 年度
- Motoshi Suzuki, “A Rational Approach to the Study of International Relations in Asia,” in Suzuki and Okada, eds., *Games of Conflict and Cooperation in Asia* (Springer, March 2017), pp. 1-30.
- Motoshi Suzuki, “Analyzing Developmental Loan Markets with Rival Lenders,” in Suzuki and Okada, eds., *Games of Conflict and Cooperation in Asia* (Springer, March 2017), pp. 227-248.
- Motoshi Suzuki, Globalism and Regionalism: The East Asian Currency Crisis and Institutional Building,” in Suzuki and Okada, eds., *Games of Conflict and Cooperation in Asia* (Springer, March 2017), pp. 249-270.

●平成 29 年度
なし

●平成 30 年度
- Motoshi Suzuki. “The Promise and Peril of Multilevel Surveillance in East Asia. “Leading by Design: Lessons from CMIM-AMRO for the Global Financial Safety Net,” Policy Note, Boston University Center for Global Development Policy, Boston, March 1, 2019, pp. 1-12.

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
- 「政策ネットワークと国際政治」『学術の動向』26 巻 1 号、70-73 頁、2021 年 1 月。

③その他
なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
- 学会報告 “Spatial Correlates of Carbon Diffusion in an Interdependent World,” Berlin Conference on Global Environmental Change, May 23-24, 2016 (with Azusa Uji)

●平成 29 年度
- 学会報告 “The Politics and Institutions of Developmental Aid Competition in Asia.” 日本国際政治学会、神戸国際会議場、10 月 27 日。

●平成 30 年度
- 講演 Motoshi Suzuki. “The Politics and Institutions of Developmental Finance in East Asia: China-Japan Competition and Collaboration,” SOAS, University of London, November 28, 2018.
- 学会報告 Motoshi Suzuki (with Azusa Uji). “Effective Allocation Strategies and Distributional Conflict in Foreign Aid,” presented at 12th PEIO meetings at the University of Salzburg, Austria, February 7-9, 2019.
- 学会報告 Motoshi Suzuki.“Effective Allocation Strategies and Decentralized Cooperation in Foreign Aid,”the Annual Meetings of the International Studies Association, Toronto, Canada, March 27-30, 2019.

●令和元年度
- 「グローバル政策ネットワークと国際機関」日本学術会議学術フォーラム 2019 年 6 月 28 日

●令和 2 年度
- 学会報告 Motoshi Suzuki.“An Effect of The Populist Radical Right on Foreign Aid Allocation,” the Annual Meetings of the International Studies Association, Honolulu, March 25-28, 2020.（学会は新型コロナ感染症問題で中止となったが、論文は提出済み）

(3) 共同プロジェクトへの参加
（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「グローバル・ガバナンスの変容と国家政策の政治経済分析」(代表：鈴木基史、平成 26 ～ 29 年度)（継続）

●平成 29 年度
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「グローバル・ガバナンスの変容と国家政策の政治経済分析」(代表：鈴木基史、平成 26 ～ 29 年度)（継続）

●平成 30 年度
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「国際制度の衰微と再生の政治経済分析」(代表：鈴木基史、平成 30 ～ 33 年度)（新規）
- 科学研究費補助金基盤研究(C)「グローバル・スタンダードの政治経済分析－開発援助を事例として」(代表：鈴木基史、平成 30 ～ 32 年度)（新規）
- 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))「開発金融に関わるグローバル標準の相克と収斂の政治経済分析」(代表：鈴木基史、平成 30 年度～令和 3 年度)（新規）

●令和元年度
- 国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))開発金融に関わるグローバル標準の相克と収斂の政治経済分析(2019 年度分)
- 基盤研究(C)グローバル・スタンダードの政治経済分析－開発援助を事例として(2019 年度分)
- 基盤研究(A)国際制度の衰微と再生の政治経済分析(2019 年度分)

●令和 2 年度

・基盤研究(C)グローバル・スタンダードの政治経済分析－開発援助を事例として(2020 年度分)
・国際共同研究加速基金(国際共同研究強化(B))開発金融に関わるグローバル標準の相克と収斂の政治経済分析(2020 年度分)
・基盤研究(A)国際制度の衰微と再生の政治経済分析(2020 年度分)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度（法政理論専攻）
・〔国際政治経済分析リサーチ・ペーパー 1〕(通年)：国際政治経済論の観点から欧州連合の通商政策と国内政治の関係を分析した。
・〔国際政治経済分析リサーチ・ペーパー 2〕(通年)：国際政治経済論の観点から欧州連合の通商政策と国内政治の関係を分析した。
・国際政治経済分析(通年)：国際政治経済論の観点から、前期は理論を中心に文献研究を実施し、後期は方法論について解説し、両面から院生研究を指導した。
・国際政治経済分析研究(通年)：国際政治経済論の観点から、前期は理論を中心に文献研究を実施し、後期は方法論について解説し、両面から院生研究を指導した。

（公共政策大学院）
・国際政治経済分析(前期)：国際政治経済論の観点から、国際政策ネットワークと日本の対応について文献研究を実施しつつ、院生研究を指導した。
・政策分析の量的方法(基礎)(後期)：政策分析に有用な計量分析の方法を多面的に議論し、学生研究の指導を行った。

●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・〔国際政治経済分析リサーチ・ペーパー 1〕(通年)：国際政治経済論の観点から欧州連合の通商政策と国内政治の関係を分析した。
・〔国際政治経済分析リサーチ・ペーパー 2〕(通年)：国際政治経済論の観点から欧州連合の通商政策と国内政治の関係を分析した。
・国際政治経済分析(通年)：国際政治経済論の観点から、前期は理論を中心に文献研究を実施し、後期は方法論について解説し、両面から院生研究を指導した。
・国際政治経済分析研究(通年)：国際政治経済論の観点から、前期は理論を中心に文献研究を実施し、後期は方法論について解説し、両面から院生研究を指導した。

（公共政策大学院）
・国際政治経済分析(前期)：国際政治経済論の観点から、前期は理論を中心に文献研究を実施し、後期は方法論について解説し、両面から院生研究を指導した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・国際政治経済分析(後期)：国際政治経済論の観点から、歴史的および理論的に国際経済の制度と協調の課題について議論した。
・演習(国際政治経済分析)(前期)：国際政治経済論の観点から、国際政策ネットワークの制度と協調の課題について議論した。
・演習(国際政治経済分析)(後期)：国際経済に関わる対立と協調問題について、ゲーム理論を応用することによって解説し、学生研究の指導を行った。

●令和 2 年度
・国際政治経済分析(後期)：国際政治経済論の観点から、歴史的および理論的に国際経済の制度と協調の課題について議論した。
・演習(国際政治経済分析)(前期)：国際政治経済論の観点から、国際政策ネットワークの制度と協調の課題について議論した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
・政治学 II(全学共通科目・後期)：前半は、政治学の根幹的課題である対立と協調を、国際安全保障を中心に議論した。後半は、宇治梓紗講師が国際政治経済の観点から議論した。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
・日本学術会議会員 2020/10/01 ～

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
・日本政治学会方法論部会幹事

●令和 2 年度
・日本国際政治学会理事 2020/10/01 ～
・International Relations of the Asia-Pacific 編集長 2020/09/01 ～
・日本政治学会方法論部会幹事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

私が代表をつとめる 2 つの科研研究の成果をまとめ、発表する予定である。基盤(A)「国際制度の衰微と再生の政治経済分析」は、最終年度の令和 3 年度中、編著『国際関係研究の方法』として東京大学出版会から公刊する予定である。一方、国際共同研究強化(B)「開発金融に関わるグローバル標準の相克と収斂の政治経済分析」は、特集号として、私が編集長をつとめる International Relations of the Asia-Pacific 誌、あるいは他の学術誌へ投稿する準備を進めている。両成果は担当科目などに反映できる内容をも含み、研究教育両面での進捗状況が認められる。

曽我　謙悟　SOGA Kengo　教　授　行政学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現代日本の行政について、理論的・実証的な分析を加え、その実態を多面的に描き出すことが、現在の主たる研究テーマである。とりわけ、この数年は地方自治体における政治・行政に関する分析結果をまとめることに注力した。これに関連して、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとする時事的な現象や動向について、行政学の観点から解説を行うといった活動も行った。

中央省庁については、さまざまな共同研究を通じて、サーベイ調査、計量的な観察データの収集作業などを進めてきた。研究成果についても、順次、公表を進めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間(平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
曽我謙悟『現代日本の官僚制』東京大学出版会，iv+282 頁.

●令和元年度
曽我謙悟『日本の地方政府：1700 自治体の実態と課題』中央公論新社，x＋258 頁.

②論文

●平成 28 年度
・Kengo SOGA “Responses of the Central Government to the Great East Japan Earthquake.” in Keiichi Tsunekawa ed., *Five Years After: Assessing Japan’s Responses to the Earthquake, Tsunami, and the Nuclear Disaster.* University of Tokyo Press, pp. 33-56.
・曽我謙悟「官僚制研究の近年の動向：エージェンシー理論・組織論・歴史的制度論(上)(下)」『季刊行政管理研究』154: 3-15, 156: 4-15.
・曽我謙悟「東日本大震災に対する中央府省の対応」辻中豊(編)『政治過程と政策』〔大震災に学ぶ社会科学第 1 巻〕東洋経済新報社，27-53.

●平成 29 年度
・曽我謙悟「協力的ガバナンスの諸形態とその選択：理論的検討と東日本大震災実態分析から」大西裕(編)『災害に立ち向かう自治体間連携：東日本大震災にみる協力的ガバナンスの実態』ミネルヴァ書房，32-56.
・曽我謙悟「『日本の地方政治』再訪：尖度と分位点回帰を用いた政策変化の量的把握」日本政治学会(編)『年報政治学 2017-II 政治分析方法のフロンティア』木鐸社，96-121.
・曽我謙悟「「埋め込まれた自由主義」の再検討：福祉レジームとの関係を視野に入れながら」『法学論叢』182(4/5/6): 104-127.
・曽我謙悟「選挙管理委員会事務局の能力・専門性・自律性」大西裕(編)『選挙ガバナンスの実態 日本編』ミネルヴァ書房，57-76.

●平成 30 年度
・曽我謙悟「『安倍一強』のデータ分析 内閣人事局は何を変えたのか」『中央公論』132(6): 50-59.
・曽我謙悟「サーベイに見る文部科学省官僚の認識と行動」青木栄一(編)『文部科学省の解剖』東信堂，19-52.
●令和 2 年度
・曽我謙悟「データで読み解く感染症対策 保健・医療体制、コロナ対応の 47 都道府県格差」『中央公論』134(8): 52-61
・曽我謙悟「今こそ「つまらない政治」を データで読み解くコロナ危機と知事のリーダーシップ」『中央公論』134(9): 118-125.
・曽我謙悟「一極集中を生む東京と地方の「共犯関係」」『Voice』515, 66-73.

③その他

●平成 29 年度
・曽我謙悟「『現代日本の官僚制』に至る道程」『有信会誌』66.
・曽我謙悟「経済教室 政官関係の課題(上)官僚，専門性・透明性高めよ」『日本経済新聞』2017/7/24 朝刊.
・曽我謙悟「『現代日本の官僚制』のあとがきのあとがき」『UP』46(5): 1-6.
・青木栄一・伊藤正次・河合晃一・北村亘・曽我謙悟・手塚洋輔・村上裕一「2016 年度文部科学省幹部職員調査基礎集計」『東北大学大学院教育学研究科研究年報』66(1): 177-96.
●平成 30 年度
・曽我謙悟「特集のねらい 政府中枢の変化をめぐる国際比較」日本行政学会(編)『年報行政研究』53: 2-6.
・曽我謙悟「現代日本社会と公共政策大学院」『公共空間』19: 31-5.
●令和元年度
・曽我謙悟「書評 行政学 対象 柳至『不利益分配の政治学：地方自治体における政策廃止』」『年報政治学』2019-I: 351-354.
・北村亘・曽我謙悟・伊藤正次・青木栄一・柳至・本田哲也「2019 年官僚意識調査基礎集計」『阪大法学』69: 1590-1564.
●令和 2 年度
・曽我謙悟「書評 伊藤修一郎著『政策実施の組織とガバナンス：広告景観規制をめぐる政策リサーチ』」『季刊行政管理研究』171: 100-103.
・曽我謙悟「書評 永井史男・岡本正明・小林盾(編著)『東南アジアにおける地方ガバナンスの計量分析－タイ，フィリピン，インドネシアの地方エリートサーベイから』」『東南アジア研究』58(1): 113-116.

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・大阪大学法学会セミナー(大阪大学)応答「書評会『現代日本の官僚制』」
・関西学院大学法学部政治学研究会(関西学院大学)報告「『現代日本の官僚制』著者による解題」
・慶應義塾大学学事振興基金(慶應義塾大学)応答「書評会『現代日本の官僚制』をめぐって」
・関西大学法学研究所シンポジウム(関西大学)報告「『現代日本の官僚制』著者による解題」
・ひょうご震災記念 21 世紀研究機構主催シンポジウム『災害時における広域連携支援のあり方』(神戸市ラッセホール)報告：「自治体間連携の現状と課題：東日本大震災の分析から」
・日本政治学会(立命館大学)討論「政治過程」
●平成 29 年度
・日本行政学会(関西大学)司会「執政強化と行政中枢の国際比較」
・日本政治学会(法政大学)討論「ノンキャリア官僚の人事システム」
●平成 30 年度
・京都大学法学会学術講演会(京都大学)報告「行政学から見た文部科学省」
・日本行政学会(東京大学)司会「国際交流分科会」(英語)
・日本政治学会(関西大学)報告「サーヴェイ調査に見る文部科学省官僚の認識と行動」
●令和元年度
・地方消費者行政専門調査会(内閣府)報告「日本の地方政府の現状と展望」
・関西経済同友会 講演「日本の地方政府の特徴と今後の展望」
・日本公共政策学会関西支部(神戸学院大学)討論「医療と公共政策」
・経済同友会 講演「日本の地方政府：自立した政策決定に向けた課題」
・日本公共選択学会(関西大学)報告「安倍一強・忖度・官僚劣化：家産官僚制化する日本の官僚制？」
・関西行政学研究会(京都大学)報告「安倍一強・忖度・官僚劣化：家産官僚制化する日本の官僚制？」
・地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会(総務省)報告「定員管理の量的分析」
●令和 2 年度
・中部経済連合会 講演「コロナショックの中の日本の地方自治：歴史的歩みから東京一極集中是正と地域創生まで」
・大分市「第 45 回憲法記念講演会」講演「危機の時代の地方自治」
・官僚意識調査研究会 報告「官僚の目に映る首相主導」
・RISTEX パネリスト「コロナ禍における主要社会問題の抽出・整理に関する調査 第 4 回ワークショップ」

(3) 共同プロジェクトへの参加
（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
●平成 28 年度
科学研究費補助金研究代表者
・基盤研究(C)「多国間比較の中の日本の行政：ゲーム理論・計量分析・歴史叙述を用いて」
科学研究費補助金研究分担者
・挑戦的萌芽「江戸幕藩体制の計量分析」代表者：久米郁男(早稲田大学)
・基盤研究(C)「日仏の都市計画法制における一般利益と個別利益との関係に関する研究」代表者：内海麻利(駒澤大学)
・基盤研究(A)「日本とアジアにおけるローカルガバナンス(国家・市民社会関係)の比較実証研究」代表者：辻中豊(筑波大学)
●平成 29 年度
科学研究費補助金研究分担者
・基盤研究(B)「自由貿易と国内政治基盤：埋め込まれた自由主義の再検討」代表者：久米郁男(早稲田大学)
●平成 30 年度
科学研究費補助金研究分担者
・挑戦的萌芽「タイムユーズサーベイを応用した官僚の行動分析の革新」代表者：青木栄一(東北大学)
・基盤研究(B)「実証政治分析の基盤構築のための官僚の選好の総合的解明」代表者：北村亘(大阪大学)
●令和元年度
科学研究費補助金研究代表者
・基盤研究(B)「中央省庁の組織形態と政策活動：大規模データセットに基づく時系列分析と省庁間比較」
科学研究費補助金研究分担者
・基盤研究(A)「官僚の社会化メカニズムの解明を通じた現代日本官僚制の研究」代表者：青木栄一(東北大学)
●令和 2 年度
科学研究費補助金研究分担者
・基盤研究(A)「政治的分極化の総合的研究」代表者：久米郁男(早稲田大学)
・基盤研究(A)「日本とアジアの市民社会と都市ガバナンスの比較実証・公共政策研究」代表者：辻中豊(東海大学)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院
●令和元年度
（法政理論専攻）
・行政学・行政学研究(通年 4 単位)：政治学方法論についての文献購読と計量分析についての分析手法の解説を提供した。
（公共政策大学院）
・政策分析の方法概論(前期 2 単位)：政策分析で用いられる計量分析、質的分析、実験といった各手法の概要を解説した。
・行政システム(後期 2 単位)：標準的な行政学の教科書を用いて、行政学の基礎の解説を行った。
●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・行政学・行政学研究(通年 4 単位)：政治学方法論についての文献購読と計量分析についての分析手法の解説を提供した。
（公共政策大学院）
・行政システム(前期 2 単位)：標準的な行政学の教科書を用いて、行政学の基礎の解説を行った。

Ⅱ－2　学部
●令和元年度
・行政学(前期 4 単位)：行政学の全体像について、講義形式で解説を行った。研究の紹介や時事的な話題についての解説も加えている。
・演習(行政学)(後期 2 単位)：現代日本政治・行政に関する学術論文の文献を題材としながら、学術研究がいかなる営みなのかを会得させることを目指した。
●令和 2 年度
・行政学(前期 4 単位)：行政学の全体像について、講義形式で解説を行った。研究の紹介や時事的な話題についての解説も加えている。
・演習(行政学)(後期 2 単位)：現代日本政治・行政に関する学術論文の文献を題材としながら、学術研究がいかなる営みなのかを会得させることを目指した。
・政治学入門 II(後期 2 単位)：現代政治分野について学んでいくための基礎となる理論的視点を解説した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目
●令和元年度

・行政学(前期 4 単位)教育学部、経済学部：行政学の全体像について、講義形式で解説を行った。研究の紹介や時事的な話題についての解説も加えている。

●令和 2 年度

・行政学(前期 4 単位)教育学部、経済学部：行政学の全体像について、講義形式で解説を行った。研究の紹介や時事的な話題についての解説も加えている。

(全学共通科目)

・現代政治分析への招待(後期 2 単位)：現代政治分野について学んでいくための基礎となる理論的視点を解説した。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

文部科学省 学術調査官(科学研究費補助金担当)
京都市 基本計画審議会 委員
奈良県 次期行財政改革計画策定にかかわる有識者懇談会 委員(座長)
総務省 地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会 委員

●令和 2 年度

京都市 基本計画審議会 委員
総務省 地方公共団体の定員管理のあり方に関する研究会 委員
人事院 国家公務員採用総合職試験 試験専門委員(政策論文試験および総合論文試験)

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本行政学会(理事・企画委員長)、日本政治学会、日本公共政策学会

●令和 2 年度

日本行政学会(理事・年報委員長)、日本政治学会(理事・研究交流委員長)、日本公共政策学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

つぎの 2 年間では、2013 年に公刊した教科書『行政学』について、その後の研究の進展ならびに実態の変化を踏まえて、新版の公刊を行う。また、新型コロナウイルス感染症への対応を題材として、日本の政治と行政の特徴を描き出す著作の執筆を進める。さらに、共同研究について、引き続きデータの収集に努め、研究成果の公表を行っていく。

曽我部 真裕　SOGABE Masahiro　教　授　憲　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現在の研究テーマは，憲法と情報法の交錯する領域について、諸問題の考察を行っている。とりわけ、表現の自由及びプライバシー権に関わる新しい問題の検討に取り組んでいる。

また、近年は、学外での活動を通じた研究成果の社会還元にも力を入れている。

Ⅰ－2　最近 5 年間(平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度

・新井誠・曽我部真裕・佐々木くみ・横大道聡『憲法Ⅰ 総論・統治機構』(日本評論社、2016 年)
　＊第 2 章(日本憲法史)、第 3 章(平和主義)、第 12 章(司法権の観念と限界)、第 13 章(違憲審査制・憲法訴訟)を担当。

・新井誠・曽我部真裕・佐々木くみ・横大道聡『憲法Ⅱ 人権』(日本評論社、2016 年)
　＊第 1 章(人権総論)、第 7 章(表現の自由(1)総論)、第 8 章(表現の自由(2)各論)、第 12 章(人身の自由)を担当。

・宍戸常寿・曽我部真裕・山本龍彦(編著)『憲法学のゆくえ：諸法との対話で切り拓く新たな地平』(日本評論社、2016 年)

・曽我部真裕・見平典(編)『古典で読む憲法』(有斐閣、2016 年)
●平成 29 年度
・曽我部真裕・横山真紀(編)『スタディ憲法』(法律文化社、2018 年)
・山尾志桜里『立憲的改憲 憲法をリベラルに考える 7 つの対論』(ちくま新書、2017 年)
＊第 5 章「求められる統治構造改革 2.0」で山尾氏と対論。
●平成 30 年度
・小林よしのりほか『ゴー宣〈憲法〉道場 I 白帯』(毎日新聞出版 、2018 年)
＊第 3 部で講演。
●令和元年度
・曽我部真裕ほか『情報法概説(第 2 版)』(弘文堂、2019 年)
・曽我部真裕ほか(編)『憲法論点教室(第 2 版)』(日本評論社、2020 年)
●令和 2 年度
・新井誠・曽我部真裕・佐々木くみ・横大道聡『憲法 I 総論・統治機構(第 2 版)』(日本評論社、2021 年)
＊第 2 章(日本憲法史)、第 3 章(平和主義)、第 12 章(司法権の観念と限界)、第 13 章(違憲審査制・憲法訴訟)を担当。
・新井誠・曽我部真裕・佐々木くみ・横大道聡『憲法Ⅱ 人権(第 2 版)』(日本評論社、2021 年)
＊第 1 章(人権総論)、第 7 章(表現の自由(1)総論)、第 8 章(表現の自由(2)各論)、第 12 章(人身の自由)を担当。
・石井夏生利、曽我部真裕、森亮二(編)『個人情報保護法コンメンタール』(勁草書房、2021 年)
②論文
●平成 28 年度
・「フランスにおけるヘイトスピーチ規制 宗教冒涜にも触れつつ」辻村みよ子(編集代表)『社会変動と人権の現代的保障(講座 政治・社会の変動と憲法 フランス憲法からの展望』(信山社、2017 年)
・「『検索結果削除』で最高裁が初判断 表現の自由を尊重、検索事業者の義務は限定的に」新聞研究 789 号(2017 年) 56-59 頁
・「2016 年マスコミ関係判例回顧 : 実名報道、取材手法問われる ── 企業の信用めぐり賠償が高額化」新聞研究 787 号(2017 年) 56-61 頁
・宍戸常寿、上原哲太郎、実積寿也、鈴木正朝、曽我部真裕、森田朗「特別座談会 情報法制の現在と未来」論究ジュリスト 20 号(2017 年) 170-194 頁
・「日本における「忘れられる権利」に関する裁判例および議論の状況」江原法學 49 号(2016 年) 1-23 頁
・「『実名報道』原則の再構築に向けて『論拠』と報道被害への対応を明確に(特集・相模原事件の匿名報道を考える)」Journalism317 号(2016 年) 83-90 頁
・「人権訴訟における民事訴訟の意義 ヘイト・スピーチ裁判を例として」自由と正義 67 巻 6 号(2016 年) 13-19 頁
・「司法制度 ── 司法制度改革と裁判所・裁判官像の転換」大石眞(監修)、縣公一郎・笠原英彦(編著)『なぜ日本型統治システムは疲弊したのか 憲法学・政治学・行政学からのアプローチ』(ミネルヴァ書房) 127-154 頁
・「情報法に関するフランス憲法院判例の最近の動向」堀部政男(編著)『情報通信法制の論点分析(別冊 NBL No.153)』(商事法務，2015 年) 281-295 頁
・「ヘイトスピーチと表現の自由」論究ジュリスト 14 号(2015 年) 152-158 頁
・長谷部恭男、川岸令和、駒村圭吾、宍戸常寿、曽我部真裕「表現の自由(日本国憲法研究 16)」論究ジュリスト 14 号(2015 年) 159-175 頁
●平成 29 年度
・「『インターネット上の情報流通の基盤』としての検索サービス」論究ジュリスト 25 号(2018 年) 47-53 頁
・「市民の表現の自由」宍戸常寿・林知更(編)『総点検 日本国憲法の 70 年』(岩波書店、2018 年)
・「個人情報保護と医療・医学研究(特集 医療における個人情報の保護と利活用のあり方：次世代医療基盤法成立をうけて)」論究ジュリスト 24 号(2018 年) 109-114 頁
・「2017 年マスコミ関係判例回顧 : 最高裁が受信料制度合憲の判断 ── 検索事業者への検索結果削除請求でも重要判例」新聞研究 799 号(2018 年) 64-69 頁
・「任務は権力監視、独立性が生命線 不偏不党から「客観報道原則」へ」Journalism328 号(2017 年) 42-47 頁
・「『個人情報保護法制と取材・報道の自由』の問題が示唆するもの ── 行政機関個人情報保護法を中心に ── 」Nextcom31 号(2017 年) 14-23 頁
・「モバイル・インターネットにおける青少年保護対策の新しい動きについて」情報法制研究 1 号(2017 年) 78-87 頁
●平成 30 年度
・「『個人情報保護法制と取材・報道の自由』の問題が示唆するもの ── 行政機関個人情報保護法を中心に ── 」Nextcom31 号(2017 年) 14-23 頁
・「任務は権力監視、独立性が生命線 不偏不党から「客観報道原則」へ」Journalism328 号(2017 年) 42-47 頁
・「2017 年マスコミ関係判例回顧 : 最高裁が受信料制度合憲の判断 ── 検索事業者への検索結果削除請求でも重要判例」新聞研究 799 号(2018 年) 64-69 頁

- 「『インターネット上の情報流通の基盤』としての検索サービス」論究ジュリスト 25 号(2018 年)47-53 頁
- 「消費者問題アラカルト 青少年インターネット環境整備法改正」国民生活(ウェブ版)70 号(2018 年)11-13 頁
- 「オープンな場で筋の通った検討を ── ブロッキングの法的な問題点(特集・海賊版サイトへのブロッキングを巡って)」新聞研究 804 号(2018 年)50-53 頁
- 「監視社会と『二つの憲法論』憲法学から見た監視社会の問題点」日本弁護士連合会 第 60 回人権擁護大会シンポジウム第二分科会実行委員会(編)『監視社会をどうする?「スノーデン」後のいま考える、私たちの自由と社会の安全』(日本評論社、2018 年)63-72 頁
- 「医師法 17 条による医業独占規制と憲法－タトゥー彫師訴追事件に即した検討」毛利透・須賀博志・中山茂樹・片桐直人(編)『比較憲法学の現状と展望(初宿正典先生古稀祝賀)』(成文堂、2018 年)749-767 頁
- 「自己情報コントロール権は基本権か」憲法研究 3 号(2018 年)71-78 頁

●令和元年度

- 「あいちトリエンナーレ「表現の不自由展」中止事件 決定の妥当性と残る課題」Journalism, 355, 67-74 2019/12
- 「報道界挙げて社会と対話を ── ネット時代の被害者報道と実名報道原則」新聞研究, 819, 16-19 2019/11
- 「最新判例批評(37)タトゥー施術行為に医師法 17 条を適用して処罰することは、職業選択の自由を侵害するおそれがあり、憲法上の疑義があるとされた事例［大阪高裁平 30.11.14 判決］」(判例評論(第 728 号))判例時報, 2415, 132-137 2019/10/01
- 「憲法 イデオロギー論争を乗り越えるために:憲法論議のあり方を改めて「新たなステージ」へ(総力特集 安倍政権 最後の課題)」Voice, 501, 78-85 2019/08/10
- 生貝直人、曽我部真裕、中川隆太郎「HOT issue(No.22)鼎談 EU 新著作権指令の意義」ジュリスト = Monthly jurist, 1533, 2-5, 52-63 2019/06
- 「フランスの「デジタル共和国法」について(小特集 先端技術のガバナンス法制をめぐる国内外の動向)」法律時報, 91, 6, 71-76 2019/06
- 「安倍政権で明らかになった政治改革の成果、限界、そして弊害 憲法論議に求められる二つのバランス論(新時代の憲法論議)」中央公論, 133, 5, 66-73 2019/05
- 「裁判官がツイッター上で投稿をしたことについて戒告がなされた事例［最高裁平成 30.10.17 決定］」新・判例解説 watch:速報判例解説, 24, 25-28 2019/04
- 「2018 年マスコミ関係判例回顧 NHK 受信料関連の判決多く:新聞・放送相手の名誉毀損事件目立つ」新聞研究, 811, 60-65 2019/02
- 「フランスの個人情報保護法制(ミニ・シンポジウム プライバシーと個人情報保護法制の国際比較:GDPR への対応を中心として)」比較法研究, 81, 190-198 2019
- 講演「インターネット上の表現をめぐる法的問題について」司法研修所論集= Law journal of the Legal Training and Research Institute, 2019, 129, 45-61 2019

●令和 2 年度

- 「立憲主義のあり方から見る「自粛か強制か」問題」判例時報, 2458, 144-144 2020/12/01
- 「情報法ナビゲーション(第 9 回)「AI と法」総論」法学セミナー, 65, 12, 63-70 2020/12
- 「憲法 教科書のその先へ(第 9 回)外国人の基本権保障のあり方」法学教室, 483, 71-79 2020/12
- 「ヘイトスピーチ条例におけるインターネット規制の限界」法律時報, 93, 1, 78-83 2020/12
- 「迫られる経営基盤の変化への対応「スマートシュリンク」も選択肢に(特集 メディアと信頼)」Journalism, 366, 20-25 2020/11
- 「憲法 教科書のその先へ(第 8 回)「人権法」という発想」法学教室, 482, 72-79 2020/11
- 「ネット上のヘイトスピーチは規制できるか(特集 ネット中傷から身を守る)」都市問題, 111, 10, 30-34 2020/10
- 「憲法 教科書のその先へ(第 7 回)違憲審査の制度的基盤」法学教室, 481, 30-37 2020/10
- 「SNS 中傷対策と表現の自由を考える」公明, 177, 48-53 2020/09
- 「情報法ナビゲーション(第 6 回)インターネット上の情報流通と民主政」法学セミナー, 65, 9, 70-76 2020/09
- 「憲法 教科書のその先へ(第 6 回)違憲審査と「対話」」法学教室, 480, 50-58 2020/09
- 「法律時評「接触確認アプリ」の導入問題から見える課題」法律時報, 92, 9, 1-3 2020/08
- 「憲法 教科書のその先へ(第 5 回)憲法判断の方法 法学教室」, 479, 64-72 2020/08
- 「情報法ナビゲーション(第 4 回)通信の秘密」法学セミナー, 65, 7, 62-68 2020/07
- 「憲法 教科書のその先へ(第 4 回)違憲審査の方法(2)(狭義の)違憲審査の方法」法学教室, 478, 60-67 2020/07
- 「憲法 教科書のその先へ(第 3 回)違憲審査の方法(1)」法学教室, 477, 76-83 2020/06
- 「権力統制改革における課題」学士会会報, 2020, 3, 20-24 2020/05
- 「憲法 教科書のその先へ(第 2 回)立法不作為の違憲審査」法学教室, 476, 54-61 2020/05
- 「「表現の自由」は民主主義社会に不可欠(特集「表現の自由」を守れ)」人権と部落問題, 72, 5, 6-13 2020/05
- 「憲法 教科書のその先へ(第 1 回)付随的審査制の意義」法学教室, 475, 54-62 2020/04

・曽我部真裕、寺田麻佑、成原慧「情報法ナビゲーション プロローグ 連載開始にあたって」法学セミナー, 65, 4, 51-53 2020/04
・「2019 年メディア関係判例回顧 摘示事実の認定が判断に影響：著作権侵害訴訟にも注目集まる」新聞研究, 822, 54-59 2020/03
・「統治構造において司法権が果たすべき役割 第 2 部（第 4 回）違憲審査の活性化のために（覚書）」判例時報, 2425, 127-138 2020/01/11
・曽我部真裕、山本龍彦「自己情報コントロール権をめぐって」情報法制研究, 7, 128-140 2020
・「「不寛容な社会」とコミュニケーション空間の変容、表現の自由（縮小化に伴う社会の変容と公法学の課題）」公法研究, 82, 195-204 2020
・「行政機関個人情報保護法 45 条 1 項の適用除外について：医療記録の開示請求を中心に」立命館法学, 393, 433-458 2020

③その他

●平成 28 年度
・「（経済教室）憲法改正を考える（上）論議の共通土台出発点に／普遍的原理の否定、避けよ」日本経済新聞 2016 年 6 月 9 日

●平成 29 年度
・「（経済教室）憲法改正の論点を探る（上）統治構造改革の議論必須／国に継続的な議論の場を」日本経済新聞 2018 年 2 月 6 日

●平成 30 年度
「受信料制度の合憲性」（最大判 2017 年 12 月 6 日）長谷部恭男ほか（編）『メディア判例百選（第 2 版）』（有斐閣、2018 年）200-201 頁
・「裁判官がツイッター上で投稿をしたことについて戒告がなされた事例」（最大決 2018 年 10 月 17 日）新・判例解説 Watch 憲法 no.151

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・「フランスにおけるヘイトスピーチ」（比較憲法学会・2016 年 10 月 23 日〔立教大学〕）

●平成 30 年度
・「憲法論議の視点（5）統治機構」（日本記者クラブ・2018 年 3 月 20 日）
・Is Right to Control Personal data a Constitutional Right ?（The 10th World Congress of Constitutional Law 2018 Seoul・2018 年 6 月 19 日〔成均館大学〕）

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・慶應義塾大学フランス公法研究会
・科研費研究「国家と市民社会をめぐる憲法的規律のあり方」（研究代表者）
・科研費研究「日中両国における西欧立憲主義の継受主体に見る受容の態様」（研究分担者）
・科研費研究「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（研究分担者）

●平成 29 年度
・慶應義塾大学フランス公法研究会
・科研費研究「国家と市民社会をめぐる憲法的規律のあり方」（研究代表者）
・科研費研究「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（研究分担者）

●平成 30 年度
・慶應義塾大学フランス公法研究会
・科研費研究「国家と市民社会をめぐる憲法的規律のあり方」（研究代表者）

●令和 2 年度
・科研費研究「統治構造における独立機関の存在意義と機能条件」（研究代表者）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）
・憲法 3A, B（前期 2 単位、後期 2 単位）：それぞれフランス憲法文献を講読した。
・〔憲法 3A, B リサーチ・ペーパー〕（前期 2 単位、後期 2 単位）：それぞれフランス憲法文献を講読した。
・立法学研究 A, B（前期 2 単位、後期 2 単位）：それぞれフランス憲法文献を講読した。

（法曹養成専攻）
・公法総合 2, 3（前期 2 単位、後期 2 単位）：基本的人権に関する判例や学説を双方向で検討した。
・憲法理論演習（後期 2 単位）：憲法学の諸問題を検討した。
・〔憲法理論演習リサーチ・ペーパー〕（後期 2 単位）：憲法学の諸問題を検討した。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・憲法 3A, B（前期 2 単位、後期 2 単位）：それぞれフランス憲法文献を講読した。
・〔憲法 3A, B リサーチ・ペーパー〕（前期 2 単位、後期 2 単位）：それぞれフランス憲法文献を講読した。
・立法学研究 A, B（前期 2 単位、後期 2 単位）：それぞれフランス憲法文献を講読した。
（法曹養成専攻）
・公法総合 3- ②（前期 2 単位）：基本的人権に関する判例や学説を双方向で検討した。
・公法総合 3- ③（前期 2 単位）：基本的人権に関する判例や学説を双方向で検討した。
・公法総合 2- ③（後期 2 単位）：基本的人権に関する判例や学説を双方向で検討した。
・憲法理論演習（後期 2 単位）：憲法学の諸問題を検討した。
・〔憲法理論演習リサーチ・ペーパー〕（後期 2 単位）：憲法学の諸問題を検討した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・演習（憲法）（前期・後期各 2 単位）：前期は「憲法判例から見る日本」を後期は「憲法の現代的課題」をテーマとして行った。
・憲法第二部（基本権）（後期 4 単位）：憲法の人権規定に関する解釈論を講義した。

●令和 2 年度
・演習（憲法）（前期・後期各 2 単位）：前期は「憲法判例から見る日本」を後期は「憲法の現代的課題」をテーマとして行った。
・憲法第二部（基本権）（後期 4 単位）：憲法の人権規定に関する解釈論を講義した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・憲法第二部（後期 2 単位）経済学部、教育学部：憲法の人権規定に関する解釈論を講義した。

●令和 2 年度
・憲法（基本権）（後期 2 単位）経済学部、教育学部：憲法の人権規定に関する解釈論を講義した。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
・同志社大学嘱託講師（法学部・フランス法）、慶應義塾大学（法務研究科・情報法）

●令和 2 年度
・同志社大学嘱託講師（法学部・フランス法）、慶應義塾大学（法務研究科・情報法）

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会委員
総務省情報通信政策研究所 特別上級研究員
総務省青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース委員
大阪市行政不服審査会委員
大阪市情報公開審査会委員
京都市情報公開・個人情報保護審査会委員
京都市公正職務執行審議会委員
放送倫理・番組向上機構（BPO）放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）委員
一般社団法人セーファーインターネット協会アドバイザリーボード委員
司法試験・司法試験予備試験考査委員
京都地方裁判所裁判所委員会委員
大阪府青少年健全育成審議会委員

●令和 2 年度
大阪市ヘイトスピーチ審査会 委員
京都地方税機構情報公開・個人情報保護審査会委員
総務省情報通信政策研究所 特別上級研究員
総務省青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース委員
大阪市行政不服審査会委員
大阪市情報公開審査会委員
京都市情報公開・個人情報保護審査会委員
京都市公正職務執行審議会委員
放送倫理・番組向上機構（BPO）放送と人権等権利に関する委員会（放送人権委員会）委員
一般社団法人セーファーインターネット協会アドバイザリーボード委員
司法試験・司法試験予備試験考査委員
京都地方裁判所裁判所委員会委員
大阪府青少年健全育成審議会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本公法学会会員、比較憲法学会会員、全国憲法研究会会員、日仏法学会会員、関西憲法判例研究会会員、情報法制学会代表

●令和 2 年度

日本公法学会会員、比較憲法学会会員、全国憲法研究会会員、日仏法学会会員、関西憲法判例研究会会員、情報法制学会代表

Ⅲ－4　受賞の状況

●令和元年度

KDDI Foundation Award（公益財団法人 KDDI 財団）

Ⅳ　今後の研究計画と展望

第 1 に、現在担当している法学雑誌での憲法連載及びその後に予定している概説書の執筆に向け、憲法体系全体の理解の深化を進める。

第 2 に、現在進めている科研費研究との関係で、統治機構における独立機関に関する研究を深める。

第 3 に、憲法と情報法との交錯する領域、とりわけプライバシーの権利について、その再構成の研究を行う。

髙山 佳奈子　TAKAYAMA Kanako　教　授　刑事法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

法益論や制裁制度論などの基礎理論を基に、経済刑法、国際刑事法、医事法などの先端的分野での解釈論および立法論における提言に取り組んでいる。これらの領域につきヨーロッパおよびアジアの研究者とも共同研究を実施し、成果を日本国内外で公刊した。現在は特に、人類の持続可能性を出発点に据えた立法論の構築という観点から研究を進めており、生命科学や哲学の研究者とも共同してヒト胚取扱いの規制を検討しているほか、国際的刑事制度や比較犯罪体系論への新たな提言を目指している。海外講演の機会が一時減少していたが、オンライン技術の活用により継続して研究成果に関する情報を発信する試みを行っている。このほか、感染症対応と人権保護の問題に着目した新たな学際的共同研究を開始している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 29 年度

・髙山佳奈子『共謀罪の何が問題か』（岩波ブックレット）

●平成 30 年度

・山元一＝横山美夏＝髙山佳奈子編『グローバル化と法の変容』（日本評論社）

●令和元年度

・中谷和弘＝髙山佳奈子＝阿部克則編『グローバル化と法の諸課題 ── グローバル法学のすすめ ── 』（東信堂）

・斉藤豊治＝松宮孝明＝髙山佳奈子編『日中経済刑法の最新動向』（成文堂）

●令和 2 年度

・斉藤豊治＝浅田和茂＝松宮孝明＝髙山佳奈子編　『新経済刑法入門（第 3 版）』（成文堂）

②論文

●平成 28 年度

・Kanako Takayama, Der fortbestehende Einfluss der klassischen Verbrechenslehre in Japan, in: Gunnar Duttge/ Makoto Tadaki (Hrsg.), Aktuelle Entwicklungslinien des japanischen Strafrechts im 21. Jahrhundert (Februar 2017, Mohr Siebeck), S. 3-13.

・Kanako Takayama, Mängel beim Embryonenschutz, in: Jan C. Joerden/ Andrzej J. Szwarc, Strafrechtlicher Reformbedarf. Materialien einer deutsch-japanisch-polnisch-türkischen Tagung im Jahre 2015 in Rzeszów und Kraków (Polen), 2016 (Wydawnictwo Nauka i Innowacje, ISBN 978-83-64864-67-4), S. 205-213.

・「相場操縦罪における追徴額の量定」山口厚・佐伯仁志・今井猛嘉・橋爪隆編『西田典之先生献呈論文集』481-500 頁（2017 年 3 月、有斐閣）

・「裁判員裁判と量刑改革における『共感』の意義」文明と哲学 9 号 92-102 頁（2017 年 3 月、こぶし書房）

●平成 29 年度

・「消費者証券取引における欺罔行為」山中敬一先生古稀祝賀論文集（下巻）（2017 年 4 月、成文堂）245-263 頁

・Rückwirkung der geänderten Rechtsprechung und Vertrauensschutz in Japan, in: Hans-Peter Marutschke (Hrsg.), Rechtsvergleichung mit Japan - 25 Jahre Japanisches Recht an der FernUniversität in Hagen (Carl Heymanns Verlag, April 2017), S. 59-66.

• Zur Bedeutung der Rechtsvergleichung im japanischen Strafrecht, in: Hans-Peter Marutschke (Hrsg.), Rechtsvergleichung mit Japan - 25 Jahre Japanisches Recht an der FernUniversität in Hagen (Carl Heymanns Verlag, April 2017), S. 179-188.
•「共謀罪の何が問題か」(特別企画 いまこそ立憲主義の意義を問う)法律時報 89 巻 10(1116)号(2017 年 9 月)76-81 頁
•「『共謀罪法』は何が危険か」人権と部落問題 906 号(2017 年 12 月)21-28 頁
•「アンチ・ドーピング体制の整備に関する法的課題 ── 刑法・比較法の視点から ── 」日本スポーツ法学会年報 24 号(2017 年 12 月)18-29 頁
•「共謀罪立法と死刑制度」身同 37 号(2017 年 12 月)103-113 頁
•「医学研究規制における人と動物の区別」文明と哲学 10 号(2018 年 3 月、こぶし書房)208-216 頁

●平成 30 年度
• Über die Problematik der “Advance Directives” in Japan - Patientenverfügung und ärztliche Behandlung am Lebensende, in: Christian Schwarzenegger/Makoto Ida (Hrsg.), Autonomie am Lebensende - Kultur und Recht, Die aktuelle Diskussion in der Schweiz und in Japan, Dike Verlag (Juni 2018), S. 125-133.
• Zunahme und Schwierigkeiten der Altersdelinquenz in Japan, in: Wolfgang Mazal/Takashi Muranaka (Hrsg.), Österreich-Japan. Alt und Jung: Diversität in Aging Societies (März 2019), S. 21-29.

●令和元年度
•「タトゥー医師法裁判と罪刑法定主義」文明と哲学, 11, 135-149(日独文化研究所、2019 年 4 月)
•「ヒト胚の遺伝子改変をめぐる国際的なルールメーキング」法学セミナー, 774, 33-39(2019 年 7 月)
•「犯罪論体系の潮流と国際競争」中谷和弘・高山佳奈子・阿部克則編『グローバル化と法の諸課題－グローバル法学のすすめ－』(2019 年 7 月、東信堂、全 120 頁)26-37 頁
• Problemfelder des Sexualstrafrechts, in: Eric Hilgendorf/ Makoto Ida/ Takuma Sato (Hrsg.), Strafrecht zwischen Ost und West (Oktober 2019), Mohr Siebeck, S. 225-233.
•Herausforderungen der Betrugsstrafbarkeit in einer vernetzten Gesellschaft, ZJpanaR Bd. 24 Nr. 48, 49-55 (Dezember 2019).
• Shigeto Yonemura/ Kanako Takayama/ Satoko Tatsui, Report on the Regulation of Genome Editing in Japan,in:Jochen Taupiz/ Silvia Deuring (Hrsg), Rechtliche Aspekte der Genom-Editierung an der menschlichen Keimbahn. A Comparative Legal Study, S. 157-173 (Dezember 2019).
•「犯罪論体系と比較法研究」斉藤豊治・松宮孝明・高山佳奈子編『日中経済刑法の最新動向』(2020 年 3 月、成文堂)177-188 頁

●令和 2 年度
• ヒト胚ゲノム編集に関する日本の法技術的課題 学術の動向, 295, 35-39(2020 年 10 月)
•「終末期医療における諸問題」只木誠＝ Gunner Duttge 編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究(Menschenwürde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende)』(2021 年 3 月、中央大学出版部)159-169 頁
• Die medizinische Indikation im rechtsfreien Raum? Ökonomie, Lebensqualität u. a., in: 只木誠＝ Gunner Duttge 編『終末期医療、安楽死・尊厳死に関する総合的研究(Menschenwürde und Selbstbestimmung in der medizinischen Versorgung am Lebensende)』(2021 年 3 月、中央大学出版部)S. 419-429
•「フェミニズムアートへの対応と平等の視点」文明と哲学 13 号(2021 年 3 月、こぶし書房)151-167 頁

③その他

●平成 28 年度
•「政治家によるメディアへの圧力は犯罪とならないのか」世界 2016 年 5 月号 78-81 頁
•「『休暇』から日本の死刑制度を視る」京都にんじんの会編『死刑映画・乱反射』8-13 頁(2016 年 5 月、インパクト出版会)
•「グローバル化社会における法学教育」法律時報 88 巻 8(2016 年 7 月)号 52-57 頁
•「一審判決事実認定を前提とする意見書」稲田龍示編『ある為替デリバティブ裁判の記録』(2016 年 8 月、展転社)276-286 頁
•「風営法裁判と法益保護の原則」浅田和茂先生古稀祝賀論文集(上巻)839-857 頁(2016 年 9 月、成文堂)
•「放火及び失火の罪」西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『注釈刑法第 2 巻 各論(1)』172-238 頁(2016 年 12 月、有斐閣)

●平成 29 年度
•「国際刑事法と国内法の関係」(刑法学会ワークショップ記録)刑法雑誌 56 巻 3 号(2017 年 7 月)500-504 頁

●平成 30 年度
•「共謀罪に関する罪刑法定主義上の問題点」小池振一郎・米倉洋子・山田大輔編『共謀罪コンメンタール ── 組織犯罪処罰法 6 条の 2 の徹底解説と対応策』(現代人文社、2018 年 6 月)209-215 頁
•「グローバル化社会における法学教育」山元一・横山美夏・高山佳奈子編『グローバル化と法の変容』(2018 年 7 月、日本評論社、全 292 頁)223-236 頁
• Prof. Bassiouni and International Criminal Law in Japan, in: José-Luis de la Cuesta/ Raynald Ottenhof/ Jean-François Thony (eds.), Cherif Bassiouni (1937-2017). Cherif’s Friends. In Memoriam. (September 2018, The Siracusa International Institute for Criminal Justice and Human Rights), pp. 91-92.

・「海外へのアップロードと日本の刑法の適用」メディア判例百選(第 2 版)(2018 年 12 月)248-249 頁
・「刑法学の立場から」(シンポジウム「凶悪犯罪の発生を防ぐことはできるか」指定討論)犯罪心理学研究 56 巻特別号 223 頁(2019 年 3 月)
・「事後的保安監置の可否 ── 服役後有罪とされた犯罪事実に基づき、監置の継続を決定する制度は条約 5 条に違反する」小畑郁・江島晶子・北村泰三・建石真公子・戸波江二編『ヨーロッパ人権裁判所の判例 II』(2019 年 3 月)234-238 頁

●令和元年度
・「風営法の刑事規制と社会への影響(ワークショップ)」刑法雑誌 58 巻 3 号(2020 年 3 月)550-554 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・ヴュルツブルク大学刑法シンポジウムにて報告「Sexualstrafrecht. die Diskussionslage in Japan」(2016 年 9 月 9 日)
・京都大学・ウィーン大学法学セミナーにて報告「Hasskriminalität und Japan」(2016 年 9 月 14 日)
・日蘭法学研究集会にて報告「The Fourth Industrial Revolution and Japan」(2016 年 10 月 17 日、京都大学)
・日本スポーツ法学会大会にて報告「アンチ・ドーピング体制の整備に関する法的課題 ── 刑法・比較法の視点から ── 」(2016 年 12 月 17 日、東洋大学)
・日本フンボルト会関西支部総会記念シンポジウム報告「遺伝子編集とドーピングの背景にある人間改造に対する倫理問題 ── 法学からの問題提起 ── 」(2017 年 2 月 12 日、同志社大学)

●平成 29 年度
・ハンブルク大学・京都大学シンポジウムにて報告「Corporate Compliance and Criminal Law」(2017 年 6 月 7 日、ハンブルク大学)
・全国憲法研究会にて報告「共謀罪の何が問題か」(2018 年 7 月 1 日、日本大学)
・日本学術会議「法学分野における国際交流のあり方を考える分科会」にて報告「アジア諸国の動向と比較刑法学のグローバル化」(2018 年 7 月 15 日、慶應義塾大学)
・台湾大学法学部にて講演「日本における古典的体系の意義」(2018 年 3 月 12 日、台湾大学)
・輔仁大学法学部にて講演「日本の共謀罪立法とグローバル監視社会」(2018 年 3 月 14 日、輔仁大学、台湾)
・台湾大学法学部にて講演「刑罰目的論と刑罰・量刑制度」(2018 年 3 月 14 日、台湾大学)
・台湾司法院にて講演「TATTOO は医師法違反か」(2018 年 3 月 15 日、台湾司法院)
・台湾大学法学部にて講演「現代的な犯罪類型と保護法益」(2018 年 3 月 15 日、台湾大学)
・台湾大学法学部にて講演「外国・国際法と刑事立法」(2018 年 3 月 16 日、台湾大学)
・台湾大学法学部にて講演「日本における私事への刑事的規制の拡大」(2018 年 3 月 17 日、台湾大学)
・台湾死刑廃止連盟にて講演「日本における死刑の諸問題と近年の取組み」(2018 年 3 月 17 日、台湾死刑廃止連盟)

●平成 30 年度
・ボーフム大学シンポジウムにて報告「Herausforderungen der Betrugsstrafbarkeit in einer vernetzten Gesellschaft」(ボーフム大学、2018 年 7 月 6 日)
・京都大学・ウィーン大学法学セミナーにて報告「Strafrechtlicher Schutz von Betriebs- und Geschäftsgeheimnissen」(ウィーン大学、2018 年 9 月 11 日)
・京都大学・ハンブルク大学シンポジウムにて報告「Transnationally Induced Criminal Law Reform: Pitfalls and Challenges」(京都大学、2018 年 10 月 10 日)
・日独文化研究所公開シンポジウムにて報告「持続可能な法秩序の構築」(2018 年 11 月 25 日、京都教育文化センター)
・鹿児島大学法学会にて講演「共謀罪立法と憲法・国際法の諸原則」(2018 年 12 月 13 日、鹿児島大学法文学部)
・京都大学・ウィーン大学法学セミナーにて報告「Regulierung der Genom-Editierung an menschlichen Embryonen」(ウィーン大学、2019 年 3 月 25 日)

●令和元年度
・サンクトペテルブルク大学(ロシア)法学部にて講演「Japanese Criminal Law and Criminal Procedure」(2019 年 9 月 16 日・17 日・18 日)

●令和 2 年度
・サンクトペテルブルク大学(ロシア)法学部にてオンライン講演「Special Part of Japanese Criminal Law」(2020 年 11 月 6 日・13 日・27 日)
・第 14 回国連犯罪防止・刑事司法会議にて発表「Various Aspects of Cultural Heritage Protection by Japanese Criminal Law」(2021 年 3 月 9 日)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金基盤研究 C「東アジアの経済刑法と刑事制度の変容」研究代表者・高山佳奈子(課題番号 15K03172、平成 27 年度～平成 29 年度)に研究代表者として参加
・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金基盤研究 B「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」研究代表者・山元一(課題番号 15H03304、平成 27 年度～平成 29 年度)に研究分担者として参加

・（研究集会）華東政法大学・経済経法研究会日中経済刑法研究集会に討論者として参加（2016 年 5 月 6 日）
・（研究集会）ヴェルツブルク大学刑法シンポジウムにて報告者として参加（2016 年 9 月 7 ～ 9 日）
・（研究集会）京都大学・ウィーン大学法学セミナーに報告者として参加（ウィーン大学、2016 年 9 月 12 ～ 14 日）
・（研究集会）第 20 回国際刑法会議第 2 セクション準備会に討論者として参加（北京師範大学、2016 年 9 月 23 ～ 24 日）
・（研究集会）日蘭法学研究集会に報告者として参加（京都大学、2016 年 10 月 17 ～ 19 日）
・（研究集会）日本スポーツ法学会第 24 回大会シンポジウムに報告者として参加（中央大学、2016 年 12 月 17 日）
・（研究集会）東アジア法律家会議に討論者として参加（立命館大学、2017 年 3 月 24 ～ 25 日）

●平成 29 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 C「東アジアの経済刑法と刑事制度の変容」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 15K03172、平成 27 年度～平成 29 年度）に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 B「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」研究代表者・山元一（課題番号 15H03304、平成 27 年度～平成 29 年度）に研究分担者として参加
・（研究集会）京都大学・ウィーン大学法学セミナーに司会・通訳・討論者として参加（京都大学、2017 年 9 月 11 ～ 13 日）
・（研究集会）武漢大学・経済経法研究会日中経済刑法研究集会に討論者として参加（2017 年 9 月 30 日）
・（研究集会）華東政法大学・経済経法研究会日中経済刑法研究集会に討論者として参加（2017 年 11 月 11 日

●平成 30 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究 C「東アジアの経済刑法と国際的相互作用の動態」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 18K01313、平成 30 年度～令和 2 年度）に研究代表者として参加
・（研究集会）日本刑法学会第大会ワークショップ「風営法の刑事規制と社会への影響」にオーガナイザーとして参加（関西大学、2018 年 5 月 27 日）
・（研究集会）比較刑事法コロキウム「Impact of International Exchange on National Criminal Law -Recent Development in Asia-」を主催（福岡ガーデンパレス、2018 年 7 月 25 日）
・（研究集会）日本犯罪心理学会第 56 回大会全体シンポジウム「凶悪犯罪の発生を防ぐことはできるか」に指定討論者として参加（2018 年 12 月 8 日、奈良県文化会館）
・（研究集会）日本学術会議公開シンポジウム「伝統文化と科学・学術の新たな出会い」に運営委員として参加（2018 年 12 月 22 日、京都府立大学歴彩館）

●令和元年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究（C）「東アジアの経済刑法と国際的相互作用の動態」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 18K01313、平成 30 年度～令和 2 年度）
・学術図書「日中経済刑法の最新動向」研究代表者・高山佳奈子

●令和 2 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金基盤研究（C）「東アジアの経済刑法と国際的相互作用の動態」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 18K01313、平成 30 年度～令和 2 年度）
・（国内研究プロジェクト）京都大学分野横断プラットフォーム構築事業「ホテル利用学研究会」研究代表者・高山佳奈子（課題番号 A15200300001、令和 2 年度）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）
・刑法 2A（前期 2 単位）／刑法研究 2A（前期 2 単位）：
ドイツ刑法に関する英文書籍複数冊をテキストとして英米法・日本法の視点からの比較検討を行った。
・〔刑法 2A リサーチ・ペーパー〕（前期 2 単位）：
不能犯に関する日本と中国の比較研究およびインターネット犯罪における幇助の成立範囲に関する論執筆を指導した。

（法曹養成専攻）
・刑法総合 1（前期 2 単位）：
刑法総論・犯罪論のうち、共犯を除く部分を範囲として、解釈論上または実務上特に重要な問題について重点的に双方向形式で検討した。
・刑法総合 2（後期 2 単位）：
刑法総論・犯罪論のうち共犯の部分と刑法各論を範囲として、解釈論上または実務上特に重要な問題について重点的に双方向形式で検討した。
・刑法理論演習（前期 2 単位）：
ドイツ刑法に関する英文書籍複数冊をテキストとして英米法・日本法の視点からの比較検討を行った。
・〔刑法理論演習リサーチ・ペーパー〕（後期 2 単位）：
犯罪の主観的要素における英米法と日本法の比較研究に関する研究を指導した。

●令和２年度
（法政理論専攻）
・刑法１（通年２単位）：
ドイツの法学入門テキストの刑法部分および経済刑法テキストを講読した。
・刑法研究１（通年２単位）：
ドイツの法学入門テキストの刑法部分および経済刑法テキストを講読した。
・〔刑法１リサーチ・ペーパー２〕（通年２単位）：
ドイツ刑法の体系と個人的法益に対する罪について研究指導した。
・〔刑法１リサーチ・ペーパー１〕（通年２単位）：
ドイツの経済刑法に対するEU法の影響について研究指導した。
（法曹養成専攻）
・法律基礎科目演習A（通年２単位）：
「統治の基本構造」「人権の基礎理論」「行政法の基礎」「財産法の基礎１・２」「刑法の基礎１・２」「商法の基礎」の各科目の授業で学習ずみの範囲から事例問題を出題し、受講者に法文書を起案させて個別の添削指導を行った。
・刑法総合1-②（前期２単位）：
刑法総論・犯罪論のうち、共犯を除く部分を範囲として、解釈論上または実務上特に重要な問題について重点的に双方向形式で検討した。
・刑法総合2-③（後期２単位）：
刑法総論・犯罪論のうち共犯の部分と刑法各論を範囲として、解釈論上または実務上特に重要な問題について重点的に双方向形式で検討した。
・刑法の基礎１（前期２単位）：
刑法総論（未遂犯論まで）に関する基本的な解釈論および実務の状況を学ばせることを目的として双方向形式の授業を行った。
・刑法の基礎２（後期２単位）：
刑法総論（共犯論・罪数論）および刑法各論に関する基本的な解釈論および実務の状況を学ばせることを目的として双方向形式の授業を行った。

Ⅱ－２　学部

●令和元年度
・刑法第一部（総論）（前期２単位）：
刑法総論の諸問題に関する基本的な考え方と判例・学説の現状を解説した。
・演習（刑法）（後期２単位）：
刑法総論の重要な論点に関する最近の最高裁判例を取り上げて検討した。
●令和２年度
・演習（刑法）（後期２単位）：
刑法総論の重要な論点に関する最近の最高裁判例を取り上げて検討した。

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・刑法第一部（前期２単位）経済学部：
刑法総論の諸問題に関する基本的な考え方と判例・学説の現状を解説した。

Ⅲ　学外活動（令和元・２年度）

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
・名古屋大学大学院法学研究科・Comparative Studies in Criminal Law（前期２単位）
日本の刑事法についての英語講義
●令和２年度
・名古屋大学大学院法学研究科・Comparative Studies in Criminal Law（前期２単位）

Ⅲ－２　各種学外委員

●令和元年度
日本学術会議会員
学術システム研究センター　専門研究員（日本学術振興会）
●令和２年度
日本学術会議会員
学術システム研究センター　専門研究員（日本学術振興会）

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本刑法学会
日独法学会
国際人権法学会

International Association of Penal Law, International/ France
International Academie of Comparative, Law International/ France
International Society of Social Defence, International/ Spain
Society for Comparative Law, Germany

●令和 2 年度
日本刑法学会
日独法学会
国際人権法学会
International Association of Penal Law, International/ France
International Academie of Comparative Law, International/ France
International Society of Social Defence, International/ Spain
Society for Comparative Law, Germany

Ⅲ－4　受賞の状況

●令和元年度
Doctor honoris causa University of Hamburg

●令和 2 年度
オイゲン＆イルゼ・ザイボルト賞（ドイツ研究振興協会（DFG））

Ⅳ　今後の研究計画と展望

2018 年度にドイツ連邦共和国フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞、2019 年度にハンブルク大学名誉博士号、2020 年度にドイツ研究振興協会オイゲン＆イルゼ・ザイボルト賞を授与された。新型コロナウイルス感染症の影響で国際的往来が難しくなっているものの、オンライン接続を利用して海外講演や海外研究者との研究集会を実施している。日本の刑法学の体系および持続可能な刑事制度のあり方についてさらに国際的に発信したい。

建林　正彦　TATEBAYASHI Masahiko　教　授　政治学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

現代日本における政党政治の特徴、選挙制度をはじめとする諸政治制度と政党組織や議員行動との関係について研究している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 29 年度
・『政党政治の制度分析－マルチレベルの政治競争アリーナにおける政党組織』千倉書房.

②論文

●平成 28 年度
・「マルチレベルの政治競争アリーナにおける議員と政党」『公共選択』66, 26-48 頁.
・「政党研究における自民党というモデル」『法学論叢』179(4), 1-21 頁.

●平成 30 年度
・「比較議員研究への一試論：京都大学・読売新聞共同議員調査の分析を通じて」『レヴァイアサン』63 号 42-65 頁.

●令和 2 年度
・「二院制と政党組織－参議院議員の政策活動」石間 英雄、建林 正彦著『選挙研究』35, 1, 35-48

③その他

なし

(2) 学会報告・講演等

●令和元年度
Legislators' personal vote seeking in multi-level Party Politicis in Japan Conference "Values in European and Japanese politics", Brussels, 8-9th of March 2019

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 27 年度～平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究（B）「議員交代比率の要因と帰結に関する比較研究」（代表者）

●平成 29 年度～平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究(A)「支援・再分配政策がもたらす外部効果の政治経済分析」(代表者 河野勝)の研究分担者
●令和元年度
・科学研究費補助金基盤研究(C)「マルチレベルの政治制度が政党政治に及ぼす影響に関する包括的比較研究」(代表者)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・政治学研究(通年 4 単位):政党政治関係の優れた論文を主要な英文ジャーナルから選び、講読した。
・政治学(通年 4 単位):政党政治関係の優れた論文を主要な英文ジャーナル から選び、講読した。
・〔政治学リサーチ・ペーパー 1〕(通年 4 単位):個々の学生の研究テーマに従って指導した。
・〔政治学リサーチ・ペーパー 2〕(通年 4 単位):個々の学生の研究テーマに従って指導した。
(公共政策大学院)
・政党と選挙(前期 2 単位):政党政治、選挙政治に関連する最新の研究論文を講読し、内容と方法について検討を加えた。
・公共政策論 A(前期 2 単位):公共選択論、社会科学の方法論、制度論政治学への導入を、グループ実習を交えて行った。
●令和 2 年度
(法政理論専攻)
・政治学研究(通年 4 単位):政党政治関係の優れた論文を主要な英文ジャーナル から選び、講読した。
・政治学(通年 4 単位):政党政治関係の優れた論文を主要な英文ジャーナル から選び、講読した。
・〔政治学リサーチ・ペーパー 2〕(通年 4 単位):個々の学生の研究テーマに従って指導した。
・〔政治学リサーチ・ペーパー 1〕〕(通年 4 単位):個々の学生の研究テーマに従って指導した。
(公共政策大学院)
・政策課題研究(後期 2 単位):リサーチペーパーの執筆を指導した。
・政策分析の量的方法(基礎)(後期 2 単位):ソフトウェアによる実習を中心に計量分析への導入を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・演習(政治原論)(前期 2 単位):現代日本政治分析に関する諸論文を手掛かりとして、各自のテーマ設定、研究報告を行った。
・政治原論(後期 4 単位):日本の政治を主たる題材として、選挙制度、議員行動、政党システム等に関連する諸問題を検討した。
●令和 2 年度
・演習(政治原論)(前期 2 単位):現代日本政治分析に関する諸論文を手掛かりとして、各自のテーマ設定、研究報告を行った。
・政治原論(後期 4 単位):日本の政治を主たる題材として、選挙制度、議員行動、政党システム等に関連する諸問題を検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・日本の法と政治(全学共通科目)(前期 2 単位を 3 人でリレー講義):日本の政党政治、選挙政治に関する紹介を行った。
・政治原論(経済学部)(後期 4 単位):日本の政治を主たる題材として、選挙制度、議員行動、政党システム等に関連する諸問題を検討した。
●令和 2 年度
・政治原論(経済学部)(後期 4 単位):日本の政治を主たる題材として、選挙制度、議員行動、政党システム等に関連する諸問題を検討した。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本政治学会、日本比較政治学会、日本選挙学会
●令和 2 年度
日本政治学会、日本比較政治学会、日本選挙学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

マルチレベルの政治制度と政党組織の関係に関する研究を継続し、特に二院制の国際比較に焦点を当てつつ発展させていきたい。

土井　真一　DOI Masakazu　教　授　憲　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

第1に、司法権の本質、付随的違憲審査制、違憲審査基準論及び憲法判断の範囲・方法について、法の支配の観点から考察している。第2に、基本的人権の基礎理念としての個人の尊重原理について考察するとともに、最近の最高裁判例に特徴的な傾向に関する検討を進めている。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度

・長谷部恭男編・川岸令和・駒村圭吾・阪口正二郎・宍戸常寿・土井真一著『注釈日本国憲法(2)』(有斐閣) 63-160頁

●平成30年度

・土井真一編著『憲法適合的解釈の比較研究』(有斐閣) 213-272頁

●令和元年度

・長谷部恭男編・川岸令和・駒村圭吾・阪口正二郎・宍戸常寿・土井真一著『注釈日本国憲法(3)』(有斐閣) 149-294頁

・橋本康弘、佐伯昌彦、土井真一、吉村功太郎共編著『日本の高校生に対する法教育改革の方向性：日本の高校生2000人調査を踏まえて』(風間書房)

②論文

●平成29年度

・「法の支配」宍戸常寿・林知更『総点検日本国憲法の70年』(岩波書店) 28-39頁

●平成30年度

・「憲法改正規定の改正について－清宮四郎教授の所説を中心に－」初宿正典先生古稀祝賀『比較憲法学の現状と展望』(成文堂) 241-270頁

③その他

●平成28年度

・「座談会 特別活動で育む社会参画の態度について考える」初等教育資料942号 52-59頁

・「憲法教育・法教育の視点から考える主権者教育」福井県法教育推進協議会編著『法教育のフロンティア－『学力全国トップクラス』福井からの発信』(日本文教出版) 94-101頁

●令和元年度

・「佐藤 幸治、土井 真一　インタビュー 憲法13条と人格的自律権の展望(特集「個人の尊重」と家族)」(憲法研究) 4, 7-29

・「江口勇治、鈴木啓文、館潤二、塩川泰子、長島光一、三浦朋子、土井真一、村松 剛 大会記録 第10回学術大会〔2019年9月1日(日)〕パネルディスカッション 法教育のこれから：学会設立10年を振り返りながら」(法と教育) 10, 75-110 2019

(2) 学会報告・講演等

●平成28年度

・「『主権者教育』を考える」京都弁護士会法教育センター設立記念シンポジウム(平成28年9月、京都市)

・「政治的教養を育む教育(主権者教育)を考える」京都市中学校教育研究会社会科部会研究会(平成29年2月、京都市)

●平成29年度

・「新科目『公共』の基本構想について」全国公民科・社会科教育研究会全国研究大会(平成29年6月、東京都)

●令和2年度

・「個人が尊重される共生社会の実現」京都SKYシニア大学創立30周年記念講演会 令和2年2月9日

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

・科学研究費基盤研究(C)(一般)「憲法適合的解釈の国際比較－「日本型違憲審査制」の構築にむけて－」
・科学研究費基盤研究(B)(一般)「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」
・科学研究費基盤研究(B)(一般)「現代中・高生の『法認識』の実態に調整する法教育プログラムの開発」
・科学研究費基盤研究(B)(一般)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」
・警察庁「警察の法政策に関する研究会」
・京都府教育委員会「法やルールに関する教育」プロジェクト

●平成 29 年度

・科学研究費基盤研究(C)(一般)「立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究」
・科学研究費基盤研究(B)(一般)「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」
・科学研究費基盤研究(B)(一般)「現代中・高生の『法認識』の実態に調整する法教育プログラムの開発」
・科学研究費基盤研究(B)(一般)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」
・警察庁「警察の法政策に関する研究会」
・京都府教育委員会「法やルールに関する教育」プロジェクト

●平成 30 年度

・科学研究費基盤研究(C)(一般)「立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究」
・科学研究費基盤研究(B)(一般)「現代の教師の「実態」に即応した法教育教師教育プログラム開発」
・警察庁「警察の法政策に関する研究会」

●令和元年度

・科学研究費基盤研究(C)「立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究」
・科学研究費基盤研究(B)「現代の教師の「実態」に即応した法教育教師教育プログラム開発」

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・憲法 1A(前期 2 単位)：アメリカにおける司法判断適合性と救済に関する文献を講読した。
・憲法 1B(後期 2 単位)：アメリカにおけるプライバシー権保障に関する文献を講読した。
・憲法研究 A(前期 2 単位)：司法判断適合性と救済に関する文献を講読した。
・憲法研究 B(後期 2 単位)：Intellectual Privacy の保障について検討を行った。
・〔憲法 1A リサーチ・ペーパー〕(前期 2 単位)：憲法に関するリサーチ・ペーパーの指導を行った。
・〔憲法 1B リサーチ・ペーパー〕(後期 2 単位)：憲法に関するリサーチ・ペーパーの指導を行った。

（法曹養成専攻）

・法律基礎科目演習 B(通年 0.3 単位)：人権に関する事例問題の検討を担当した。
・公法総合 3(前期 2 単位)：人権保障と憲法訴訟に関する発展的な課題について検討を行った。
・人権の基礎理論(前期 2 単位)：人権保障の基本的事項に関する授業を行った。
・公法総合 2(後期 1 単位)：憲法訴訟の基本問題について検討を行った。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・憲法 1A(前期 2 単位)：アメリカにおけるプライバシー権保障に関する最高裁判例を講読した。
・憲法 1B(後期 2 単位)：アメリカにおけるプライバシー権保障に関する最高裁判例を講読した。
・憲法研究 A(前期 2 単位)：アメリカにおけるプライバシー権保障に関する最高裁判例について検討した。
・憲法研究 B(後期 2 単位)：アメリカにおけるプライバシー権保障に関する最高裁判例について検討した。
・〔憲法 1A リサーチ・ペーパー〕(前期 2 単位)：憲法に関するリサーチ・ペーパーの指導を行った。
・〔憲法 1B リサーチ・ペーパー〕(後期 2 単位)：憲法に関するリサーチ・ペーパーの指導を行った。

（法曹養成専攻）

・法律基礎科目演習 A(通年 0.3 単位)：人権に関する事例問題の検討を担当した。
・人権の基礎理論(前期 2 単位)：人権保障の基本的事項に関する授業を行った。
・公法総合 3- ①(前期 2 単位)：人権保障と憲法訴訟に関する発展的な課題について検討を行った。
・公法総合 2- ①(後期 1 単位)：憲法訴訟の基本問題について検討を行った。
・公法総合 2- ②(後期 1 単位)：憲法訴訟の基本問題について検討を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・演習(憲法)(前期 2 単位)：基本的人権に関する事例問題について検討を行った。

●令和 2 年度

・憲法(統治機構)【旧憲法第一部の分割】(前期 1 単位)：統治機構の基本的事項について講義を行った。
・憲法(統治機構)【旧憲法第一部の分割】(後期 1 単位)：統治機構の基本的事項について講義を行った。
・演習(憲法)(後期 2 単位)：基本的人権に関する基本的問題について検討を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・日本国憲法（全学共通科目）（前期 2 単位）：立憲主義や人権保障の基礎理論について検討を行った。

●令和 2 年度

・憲法（統治機構）（教育学部）（前期 2 単位）：統治機構の基本的事項について講義を行った。

・憲法（統治機構）（経済学部）（前期 2 単位）：統治機構の基本的事項について講義を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

中央教育審議会臨時委員

滋賀県教育委員会委員

●令和 2 年度

中央教育審議会臨時委員

滋賀県教育委員会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本公法学会理事

●令和 2 年度

日本公法学会理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

研究エフォートを増やし、法の支配と司法権に関する問題及び最近の最高裁判例において特徴的な傾向に重点をおいて研究を行うとともに、憲法の体系的な解釈をまとめるように努力をしたい。

中西　　寛　NAKANISHI Hiroshi　教　授　国際政治学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

20 世紀の国際関係を歴史的、理論的観点から把握することを基本的な枠組みとし、その文脈の中で国際政治学の理論研究の歴史的・学説史的展開、日本の外交安全保障政策の歴史的理論的分析、現代日本外交の政策分析等を行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度

・（五百旗頭真との共編著）『高坂正堯と戦後日本』（中央公論新社、2016）

●平成 29 年度

・伊藤之雄・中西寛編『日本政治史の中のリーダーたち 明治維新から敗戦後の秩序変容まで』（京都大学学術出版会、2018）

●令和元年度

・山内昌之、細谷雄一、瀧井一博、岡本隆司、奈良岡聰智、川島真、小林道彦、小谷賢、森山優、楠綾子、日暮吉延、木村幹、井上正也、中西寛著『日本近現代史講義：成功と失敗の歴史に学ぶ』（中央公論新社、2019）

②論文

●平成 28 年度

・「権力政治のアンチノミー」五百旗頭真・中西寛編『高坂正堯と戦後日本』（中央公論新社、2016）189-225 ページ

・「現代国際政治の思想的背景－京都学派の世界像からの示唆」東郷和彦・森哲郎・中谷真憲編『日本発の「世界」思想 哲学／公共／外交』（藤原書店、2017）pp.262-283

●平成 29 年度

・「世界秩序の再構成と日米同盟の役割」田中明彦・日本経済研究センター編『提言日米同盟を組み直す 東アジアリスクと安全保障改革』（日本経済新聞出版社、2017）、59-85 (with Takuya Sasaki).

- “The 1950s: Pax Americana and Japan’s Postwar Resurgence,” Makoto Iokibe and Tosh Minohara (English translation), The History of US-Japan Relations: From Perry to the Present, (Palgrave Macmillan, 2017), pp. 127-148
- 「融解する戦後秩序の来歴と課題」『Research Bureau 論究』第 14 号（2017.12）pp.12-19
- 「戦後秩序の動揺と日本外交の課題」『国際問題』No.668（2018 年 1, 2 月号）、pp.18-27
- 「近代国家日本の軌跡 ── 「文明標準」とその解体の中で」伊藤之雄・中西寛編『日本政治史の中のリーダーたち 明治維新から敗戦後の秩序変容まで』（京都大学学術出版会、2018/3）7-28 ページ

●平成 30 年度
- 「加速化する国際秩序の変動と日本外交の課題」『治安フォーラム』2018 年 10 月号（24 巻 10 号）pp.30-38
- 「変動する東アジア情勢と日本の役割」『東亜』No.617　2018 年 11 月号、pp.10-19
- 「日本外交における『自由で開かれたインド太平洋』」『外交』52 号（2018/11-12）、pp.12-19

●令和元年度
- 「世界が迎える大転換と日本の課題」『ボイス』2020 年 7 月，511, 52-61
- 「2020 年の劈頭に考える国際秩序の行方」『国際問題』2020 年 4 月，690, 1-4
- 「アメリカ外交の反国際主義は続くか」2020 年 1 月『外交』，59, 36-41
- 「冷戦後の三十年とは何だったか　令和時代の日本の課題は「知の自立」だ」『ボイス』2019 年 6 月，58-66
- 「新たな防衛大綱の意義と国際政治の潮流」『ディフェンス』2019 年，57, 11-18

●令和 2 年度
- 「文明の「二重転換」と日本の役割」『ボイス』2021 年 6 月，522, 48-57
- 「品位ある社会の構築に向けて」『アステイオン』2021 年 5 月，94, 14-28
- 「リーダーシップ欠如の時代に重み増す日本」『公明』2021 年 2 月，16-21

③その他

●平成 28 年度
- 「プラハから広島へ ── 「核なき世界」は近づいたのか」『中央公論』2016 年 7 月号、pp.80-86
- 「日本と国連－京都から世界平和を願って」パネリスト神余隆博編『本と国連－京都から世界平和を願って』（関西学院大学出版会、2016））pp.23-66
- 『当代日本中国研究（第 5 辑政治对外关系）』社会科学文献出版社、2016-03-01、pp.215-6
- 「世界が備えるべきシナリオとは何か 不確実性はさらに高まる」『中央公論』2017 年 1 月号 80-83 ページ
- 「現代世界の見方と日本文化の力」『国際文化研修』2017 冬 Vol.94、pp.6-11
- 「復刊にあたって」高坂正堯『外交感覚 時代の終わりと長い始まり』（千倉書房、2017/2）pp.iii-vi
- 「空洞化する戦後秩序～米大統領選を背景として～」『木曽教育』92 号（2017 年 3 月）p.30
- 『産経新聞 正論』：「オバマ氏広島訪問にかすむ「伊勢志摩サミット」」2016.5.25,「「保守分裂」が招いた英離脱」2016.7.5,「露中韓、G20、アフリカ…活発外交も楽観戒め正念場へ備えよ」2016.9.2,「「回り回って」米の国益につながる」2016.11.18,「日米関係に過度な楽観は禁物」2017.3.8,「マクロン氏は「救世主」となるか」2017.5.11
- 『毎日新聞 時代の風』連載：「オバマ大統領のレガシー」2016/5/1,「参議院の役割」2016/6/12,「「生前退位」報道」2016/7/24,「オリンピックが映す国際政治」2016/9/4,「迫る大統領選」2016/10/16,「トランプ氏勝利」2016/11/27,「流動化する北朝鮮 国際環境変化に備えを」2017/2/26

●平成 29 年度
- 「シリーズ憲法 70 年「護憲」「改憲」 ── 9 条を考える 対談 中西寛・京都大教授、石川健治・東京大教授」『毎日新聞』2017 年 5 月 3 日
- 朝日新聞社文化くらし報道部編『朝日書評大成 2001-2008』（三省堂、2017）
- 「“戦後秩序の危機”の時代にどう向き合うか～歴史的な観点から考える」がんばろう日本『日本再生』第 460 号 2017 年 9 月 1 日（インタビュー）
- 「北朝鮮問題は総選挙の争点か？」朝日新聞 Webronza 2017 年 10 月 17 日掲載（http://Webronza.asahi.com/politics/articles/2017101500001.html?returl=http://Webronza.asahi.com/politics/articles/2017101500001.html&code=101WRA）
- 「新たな変革期に入った戦後秩序」『ディフェンス』（隊友会）55 号（2017/10）、p.11-18
- 「戦後秩序の危機の時代にどう向き合うか～国際協調の再構築は可能か」『日本再生』第 464 号（2018 年 1 月 1 日）、pp.15-18
- 「二〇一八年国際政治の展望」『國民會舘だより』32 号（2018 年 1 月 26 日）、pp.2-3
- 『日本経済新聞「経済教室」』「トランプ氏とサミット 自由貿易を巡る議論焦点」（2017 年 5 月 29 日）
- 『毎日新聞』「時代の風」「シリア攻撃が示す混迷」（2017 年 4 月 9 日）、「人工知能の未来」（5 月 21 日）「米パリ協定離脱が映す日本」（7 月 2 日）、「首相権力の担保と抑制」（8 月 13 日）、「深刻化するロヒンギャ問題」（9 月 24 日）「大国指導者が語る夢」（11 月 5 日）、「平成時代の終わりに」（12 月 17 日）、「平昌オリンピック政治と祭典、矛盾直視を」（2 月 4 日）、「明治 150 年「疑獄」に学ぶ「対抗権力」（2018 年 3 月 18 日）
- 『産経新聞 正論』「マクロン氏は「救世主」となるか」（2017 年 5 月 11 日）「与党圧勝でも不満鬱積の恐れ」（10 月 6 日）、「貿易問題重視、中国の影響力拡大容認」（11 月 29 日）、「大国間競争は「細部」が左右する」（2018 年 2 月 3 日）

●平成 30 年度

・「下村治 日本は江戸時代のような姿になるのがいい」『週刊文春 シリーズ昭和 7 完結篇 未来と人生を変える賢人 50 の予言』(文藝春秋、2018/4) pp.114-5
・「巻頭言 現代において戦略的思考は可能か ── 国際政治の視点から」『戦略研究』22 (2018)、pp.3-4
・「鼎談激変する安保環境 9 条といかに向き合うか」(大沼保昭・木村草太)『中央公論』2018 年 5 月号、pp.30-41
・「『国際文化研修』100 号発刊に寄せて」『国際文化研修』Vol.100 (2018 Summer) p.7
・(対談)佐伯啓思・待鳥聡史「場当たり的対応をやめ、ポスト平成の青写真を描け」『中央公論』2018 年 10 月号、pp.26-37
・「解説 海を知りつくした提督の描く海洋地政学」ジェイムズ・スタヴリディス『海の地政学：海軍提督が語る歴史と戦略』(早川文庫、2018) pp.377-383
・「不透明さを増す国際政治と未来への展望」『愛』(公益財団法人アジア福祉教育財団) (2018.12) 第 42 号、pp.3-7
・『毎日新聞 時代の風』「日英、現実認識は健全か 二つの島国「自己欺瞞症」」2019 年 2 月 24 日、「無意識の壁を取り払う「国語」と「日本語」の間」2019 年 1 月 13 日「英 EU 離脱協定案 政治無関心、皮肉な逆説」2018 年 11 月 25 日、「構造化する大国間の対立「米中冷戦」に備えを」2018 年 10 月 14 日、「防災から見た 9・11 テロ「技術の限界」自覚が必要」2018 年 9 月 2 日、「新幹線で続く事件や異常 それは「文明のきしみ」か」2018 年 7 月 22 日、「警句から見る日本政治「大うそ」と「統計」の悪用」2018 年 6 月 10 日、「金正恩外交の勝利 恐怖後の「希望」に警戒を」2018 年 4 月 29 日
・『産経新聞 正論』「新防衛大綱の策定議論は十分か」2018/7/25、「終わりを迎えた「冷戦後」の時代」2018/12/26、「破局へと自らを導く英国政治」2019/2/8

●令和元年度
・「西側諸国はリベラル・デモクラシーの魅力を高めよ」『NIRA わたしの構想』2019 年 4 月，41, 12-13
・「恩師を語る 戦後日本を鋭く見つめた先覚者」『紅萌』2019 年，36, 12-14
・「日米研究インスティチュートの思い出」『USJI 日米研究インスティチュート 12 年の軌跡』2021 年 3 月

●令和 2 年度
・「巻頭言 2021 年の展望」『東亜』2021 年 1 月，643, 1-1
・「提言 21 世紀文明への挑戦に向けて」『TKC』2021 年 1 月，578, 1-1
・NAKANISHI, Sunahara Yosuke, ofessor, Imai Takako “Three-way conversation-Ongoing social cleavages in Japan, facing severe challenges of a super-aging society: Neither the ruling nor opposition parties are able to seize “the new dimension of political competition” (Discuss Japan https://www.japanpolicyforum.jp/politics/pt20210119153558.html) 2020/11
・中西寛、砂原庸介、今井貴子「鼎談 与野党ともキャッチできない「新たな対立軸」」『中央公論』2020 年 10 月，36-47
・「国家主権とガバナンスの交錯」(NIRA ポスト COVID-19 の日本と世界 https://nira.or.jp/omnibus9/index.html) 2020 年 6 月
・「国際比較から見た新型コロナ感染症への日本の対応」『有信会誌』2020 年，72, 4-5
・「深まる米中対立「国益考え自立を」」(日本経済新聞 2020 年 5 月 19 日)
・「外交、米中対立次第で難局も 新政権の課題」(日本経済新聞 経済教室 2020 年 10 月 7 日)

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・9 月 9 日 京大大阪クラブ講演「世界情勢をどう見るか ── アメリカ大統領選を中心として」

●平成 29 年度
・1 月 13 日 京都葵の会講演「2018 年の国際情勢の展望」
・10 月 21 日 京都大学法学部 ELCAS 講義

●平成 30 年度
・11 月 2 日 国際政治学会 2018 年大会トランスナショナル I 分科会「＜書評会＞『「国際政治学」は終わったのか』(ナカニシヤ出版、2018 年 11 月刊行予定。以下、本書)から、日本の国際政治学の過去・現在・将来をグローバルな視野から考える」討論者
・11 月 5 日 京都大学丸ノ内交流会講演「国際政治の地殻変動と文明的変化」
・11 月 9 日 “Japan’s Indo-Pacific strategy: its origins and implications,” 中華民国国際関係学会(台湾)報告 Nov. 9, 2018
・1 月 14 日 “Japan’s policy in the age of US-China confrontation,” ベトナム外務省・東アジア・ASEAN 経済研究センター共催 ROUNDTABLE on “US -China Trade tensions: Impacts and Implications for Viet Nam” 報告
・1 月 28 日 “The emergence of a liberal order and the limits of the Versailles Treaty,” 日本国際問題研究所・戦略問題研究所(仏)共催 Asia and Europe from the Versailles Treaty to the Present” 報告

●令和元年度
・6 月 29 日 日本国際連合学会 2019 年大会：国連とレアルポリティーク 基調講演「国際政治の中の国際機関－ 20 世紀史の視点から」
・7 月 2 日 “Reflection on the history of IR through Japanese experience” International; Symposium on “International Relations: A Centennial Retrospect; Prospect, hosted by the;University of International Relations; Beijing, China

・7 月 9 日 岡山大学法学会「国際政治の考え方－現状分析と学としての課題」
・3 月 2 日 TOBB 経済技術大学・在トルコ日本大使館共催トルコ・日本シンポジウム “Transformation of the Global Order and Japan’s Foreign Policy”

●令和 2 年度
・9 月 26 日 日本政治学会 2020 年度大会分科会 B1「平成日本を振り返る」「平成日本の安全保障政策」
・10 月 24 日 日本国際政治学会 2020 年オンライン大会 共通論題「『主権』をめぐる攻防」「普通の国から不思議の国へ－冷戦後の日本と主権」
・3 月 3 日 防衛研究所戦争史研究国際フォーラム「近代東アジアの安全保障環境」「近代東アジア史再構成の試み」

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・笹川平和財団「歴史と未来に係る対話会議」専門家委員
・日本国際フォーラム「積極的平和主義の時代の日米同盟」研究会委員

●平成 29 年度
・笹川平和財団「歴史と未来に係る対話会議」専門家委員
・国際日本文化研究所共同研究会「東西文明論－日本を東西の中間地として、懸け橋という特殊な使命を与える言説の分析」メンバー
・日本国際問題研究所「領土・主権・歴史事業」

●平成 30 年度
・笹川平和財団「歴史と未来に係る対話会議」専門家委員
・国際日本文化研究所共同研究会「東西文明論－日本を東西の中間地として、懸け橋という特殊な使命を与える言説の分析」メンバー

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）
・国際政治学研究（通年 4 単位）：法政理論所属学生の研究論文の報告と意見交換を行った。
・国際政治学（通年 4 単位）：朝鮮半島をめぐる国際政治に関して文献購読と討論を行った。
・〔国際政治学ﾘｻｰﾁ・ﾍﾟｰﾊﾟｰ 1〕（通年 4 単位）：朝鮮半島情勢に関して自ら選んだトピックの研究をレポートにまとめる。
・〔国際政治学ﾘｻｰﾁ・ﾍﾟｰﾊﾟｰ 2〕（通年 4 単位）：自らの研究課題とその進捗状況に関するレポートとその評価。

（法曹養成専攻）
・国際政治の中の日本外交（前期 2 単位）：戦後国際政治と日本外交について演習形式の授業を行った。

（公共政策大学院）
・安全保障概論（前期 2 単位）：安全保障の理論と政策についての講義形式の授業を行った。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）
・国際政治学研究（通年 4 単位）：法政理論所属学生の研究論文の報告と意見交換を行った。
・国際政治学（通年 4 単位）：1970 年代～ 80 年代における国際政治に関して文献購読と討論を行った。
・〔国際政治学ﾘｻｰﾁ・ﾍﾟｰﾊﾟｰ 1〕（通年 4 単位）題 1970 年代～ 80 年代における国際政治に関して自ら選んだトピックに関するレポート。
・〔国際政治学ﾘｻｰﾁ・ﾍﾟｰﾊﾟｰ 2〕（通年 4 単位）自らの研究課題とその進捗状況に関するレポートとその評価。

（法曹養成専攻）
・国際政治の中の日本外交（前期 2 単位）：戦後国際政治と日本外交について演習形式の授業を行った。

（公共政策大学院）
・安全保障概論（前期 2 単位）：安全保障の理論と政策についての講義形式の授業を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・演習（国際政治学）（前期 2 単位、後期 2 単位）：3、4 回生を対象に国際政治の現状に関する文献購読、参加者の論文報告を行った。
・国際政治学（後期 4 単位）：国際政治学の理論的分析と国際政治の諸問題の観を講じた。

●令和 2 年度
・演習（国際政治学）（前期 2 単位、後期 2 単位）：3、4 回生を対象に国際政治の現状に関する文献購読、参加者の論文報告を行った。
・国際政治学（後期 4 単位）：国際政治学の理論的分析と国際政治の諸問題の概観を講じた。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

（公）國民會館理事
（財）平和・安全保障研究所理事
（株）都市出版「外交」編集委員会委員長
全国市町村国際文化研修所教科問題懇談会委員
防衛省防衛施設中央審議会委員

●令和 2 年度

（公）國民會館理事
（財）平和・安全保障研究所理事
（株）都市出版「外交」編集委員会委員長
全国市町村国際文化研修所教科問題懇談会委員
防衛省防衛施設中央審議会委員
資源エネルギー庁総合資源エネルギー調査会臨時委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本防衛学会会員（理事）
日本国際政治学会会員（評議員）
国際安全保障学会会員
国際法学会会員

●令和 2 年度

日本防衛学会会員（理事）
日本国際政治学会会員（評議員）
国際安全保障学会会員
国際法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

令和元年度から令和 2 年度にかけて研究科副研究科長・評議員に任ぜられ、研究科内職務に時間を割いたために研究は順調とは言えなかった。今後、従来の研究課題を完成すべく研究により多くの時間を注いでいく所存である。

中西　　康　NAKANISHI Yasushi　教　授　国際私法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

最近の研究テーマは、国際裁判管轄を中心とする国際民事手続法の諸問題である。とりわけ、国際裁判管轄における当事者の意思の役割とその限界の検討と、平成 23 年民訴法等改正と平成 30 年人訴法等改正による国際裁判管轄規定の整備を受けて、財産関係事件と家族関係事件を包括した国際裁判管轄の基礎理論を検討している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 30 年度

・中西康＝北澤安紀＝横溝大＝林貴美『国際私法〔第 2 版〕』（有斐閣，2018）（共著）

②論文

●平成 28 年度

・「外国判決を承認する義務？－国際私法に対する人権の影響の一側面」山本克己ほか編『民事手続法の現代的課題と理論的解明』425-445 頁（徳田和幸先生古稀祝賀論文集、弘文堂、2017）

●平成 29 年度

・「EU 競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄（EU 法判例研究 14）」法律時報 89 巻 8 号（2017）113-116 頁

●平成 30 年度
・「商品の自由移動－数量制限と同等の効果の措置 カシス・ド・ディジョン事件」中村民雄＝須網隆夫編『EU 法基本判例集〔第 3 版〕』(日本評論社、2019) 155-160 頁
●令和元年度
・「EU 法最新動向研究(4) EU 市民の同性婚配偶者である第三国国民の派生的居住権 -Case C-673/ 16, Relu Adrian Coman and Others v. Inspectoratul General pentru Imigrări and Ministerul Afacerilor Interne, EU: C: 2018: 385 (5 June 2018) (Grand Chamber)-」(2020) 比較法学 53 巻 3 号 101-111 頁
●令和 2 年度
・「渉外離婚をめぐるわが国国際私法の現状と課題」二宮周平編集代表、渡辺惺之編集担当『現代家族法講座 第 5 巻 国際化と家族』(日本評論社、2021) 89-114 頁
・「EU 裁判所 Coman 事件先決裁定に関する小論－国際私法の観点から－」法学論叢 188 巻 4・5・6 号(2021) 127-141 頁

③その他

●平成 28 年度
・判例評釈「不貞行為に関連してなされた名誉・信用毀損の準拠法」東京地裁平成 26 年 9 月 5 日判決・平成 27 年度重要判例解説(ジュリスト 1492 号) 302-303 頁(2016)
・判例評釈「不法行為に関する訴えに係る外国確定判決の承認要件」最高裁平成 26 年 4 月 24 日判決・民商法雑誌 152 巻 2 号 137-159 頁
・判例評釈「ロシア連邦の裁判所への国際裁判管轄の合意の有効性及び専属性」東京地裁平成 27 年 3 月 27 日判決・私法判例リマークス 54 号(2017) 146-149 頁
●令和元年度
・判例評釈「外国判決の内容の了知の機会と民訴法 118 条 3 号の手続的公序(最高裁平成 31 年 1 月 18 日判決評釈)」私法判例リマークス 60 号(2020) 138-141 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・報告「Case C-352/13, Cartel Damage Claims (CDC) Hydrogen Peroxide SA v Evonik Degussa GmbH and Others, ECLI: EU: C: 2015: 335 EU 競争法違反に基づく損害賠償請求訴訟の国際裁判管轄」(EU 法研究会、早稲田大学、2017 年 1 月)
●平成 30 年度
・報告「Case C-673/16, Coman, EU: C: 2018: 385 (2004/38 号指令 2 条の「配偶者」には、受入国が同性婚を認めていなくても、同性婚の配偶者は入るから、構成国国民の家族として派生的居住権が認められる。また、その国が同性婚を認めていないことは、正当化事由の、公序や国民的アイデンティティにならない。とした事例)」(EU 法研究会、早稲田大学、2019 年 1 月)
・報告「EU 市民の同性婚配偶者である第三国国民の EU 法上の居住権に関する EU 司法裁判所 Coman 事件先決裁定(Case C-673/16, EU: C: 2018: 385) について－国際私法的 側面にもふれつつ－」(関西国際私法研究会、大阪大学、2019 年 3 月)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)
●平成 28 年度
・科学研究費基盤研究 C「国際私法と人権規範の相互作用－包括的検討－」(研究代表者)
●平成 29 年度
・科学研究費基盤研究 C「国際私法と人権規範の相互作用－包括的検討－」(研究代表者)
●平成 30 年度
・科学研究補助金基盤研究(C)「国際裁判管轄の規律における当事者意思の役割－準拠法との相互関係も視野に入れて」代表者(平成 30-32 年度)
●令和元年度
・科学研究補助金基盤研究(C)「国際裁判管轄の規律における当事者意思の役割－準拠法との相互関係も視野に入れて」代表者(平成 30- 令和 2 年度)
●令和 2 年度
・科学研究補助金基盤研究(C)「国際裁判管轄の規律における当事者意思の役割－準拠法との相互関係も視野に入れて」代表者(平成 30- 令和 2 年度)

Ⅱ 教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1 大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・国際私法 A(前期 2 単位):国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討
・国際私法 B(後期 2 単位):国際私法に関する英仏語の論文・判例の輪読
・国際私法研究 A(前期 2 単位):国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討
・国際私法研究 B(後期 2 単位):国際私法に関する外国語の論文・判例の検討

・〔国際私法 B リサーチ・ペーパー〕(後期 2 単位)：国際私法に関する研究小論文の作成指導
・〔国際私法 A リサーチ・ペーパー〕(前期 2 単位)：国際私法に関する研究小論文の作成指導
(法曹養成専攻)
・国際私法 1(前期 2 単位)：国際私法の導入、総論の基本問題、国際民事手続法の概要、国際財産法
・国際私法 2(後期 2 単位)：国際私法総論の複雑問題、国際家族法
・国際私法理論演習(後期 2 単位)：国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討

●令和 2 年度
(法政理論専攻)
・国際私法研究 A(前期 2 単位)：国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討
・国際私法 A(前期 2 単位)：国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討
・〔国際私法 A リサーチ・ペーパー〕(前期 2 単位)：国際私法に関する研究小論文の作成指導
・先端国際私法 1(後期 2 単位)：契約をめぐる国際私法問題の検討
(法曹養成専攻)
・国際私法理論演習(前期 2 単位)：国際私法に関する英語・日本語の論文・判例による比較法的検討
・国際私法 1(前期 2 単位)：国際私法の導入、総論の基本問題、国際民事手続法の概要、国際財産法
・国際民事手続法(後期 2 単位)：国際裁判管轄、外国判決の承認執行を中心とする、国際民事手続法の諸問題の検討
・〔国際私法理論演習 RP〕(後期 2 単位)：国際私法に関する研究小論文の作成指導

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・演習(国際私法)(前期 2 単位)：国際私法・国際民事手続法の諸問題。財産法関係を中心に検討。
・法学入門 I(前期 2 単位)：1 回を分担し、国際私法・国際取引法の概要を説明。
・国際私法(前期 4 単位)：国際私法の基本的概念を理解させるため、広義の国際私法全体にわたり講義した上で、重要な問題点について詳しく検討した。

●令和 2 年度
・演習(国際私法)(前期 2 単位)：国際私法の基本問題－関連する法分野との関係。
・国際私法(前期 4 単位)：国際私法の基本的概念を理解させるため、広義の国際私法全体にわたり講義した上で、重要な問題点について詳しく検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
・国際私法(龍谷大学法学部、後期 4 単位)

●令和 2 年度
・国際私法(龍谷大学法学部、後期 4 単位)

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
・判決プロジェクト研究会(法務省)委員(2020 年 3 月まで)
・京都弁護士会懲戒委員会予備委員

●令和 2 年度
・令和 2 年司法試験考査委員(国際関係法(私法系))
・京都弁護士会懲戒委員会予備委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
国際私法学会(理事。令和元年 6 月まで会計主任、同 6 月から研究企画主任)
国際法学会
日本 EU 学会
日本民事訴訟法学会
国際法協会日本支部

●令和 2 年度
国際私法学会(理事、研究企画主任)
国際法学会
日本 EU 学会
日本民事訴訟法学会
国際法協会日本支部

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

令和元年度は授業や学会のオンライン対応にかなりの労力をかけたが、研究活動の正常化に向けて努力していく。具体的には、最初にかかげた現在の研究テーマにつき、一つ一つ研究を進めて成果を公表していくが、やや長期的には、10 年内に国際民事手続法の概説書という形で研究成果をまとめて公表することを目標としている。

仲野　武志　NAKANO Takeshi　教　授　行政法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

行政法の理論体系の再構築を目指して、事実行為、公表、行政組織等の順に研究を進めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 29 年度
- 『法治国原理と公法学の課題』（弘文堂）本文 422 頁

●平成 30 年度
- 「公務員」宇賀克也＝小幡純子編『条解 国家賠償法』（弘文堂）80 ～ 86 頁

●令和元年度
- 「行政上の公表論」大橋洋一＝仲野武志編『法執行システムと行政訴訟』（弘文堂）89 ～ 109 頁
- 「附則 1 条・2 条・3 条・20 条」成田頼明ほか編『注釈地方自治法』3 巻全訂版（第一法規）

●令和 2 年度
- 「附則第 4 条・5 条」成田頼明ほか編『注釈地方自治法』3 巻全訂版（第一法規）

②論文

●平成 28 年度
- 「公物と私所有権（1）」自治研究 92 巻 5 号 56 ～ 81 頁
- 「公物と私所有権（2）」自治研究 92 巻 6 号 40 ～ 64 頁
- 「帝国憲法・現憲法下の官吏責任・国家責任」自治研究 92 巻 7 号 76 ～ 100 頁
- 「公物と私所有権（3）」自治研究 92 巻 8 号 65 ～ 78 頁
- 「公物と私所有権（4）」自治研究 92 巻 9 号 41 ～ 56 頁
- 「公物と私所有権（5・完）」自治研究 92 巻 10 号 62 ～ 78 頁

●平成 29 年度
- 「武力行使・武器使用の法的規制（1）」自治研究 93 巻 9 号 73 ～ 93 頁
- 「武力行使・武器使用の法的規制（2）」自治研究 93 巻 10 号 49 ～ 70 頁
- 「武力行使・武器使用の法的規制（3・完）」自治研究 93 巻 11 号 24 ～ 43 頁

●平成 30 年度
- 「公権力の行使に当たる事実上の行為論（1）」自治研究 94 巻 10 号 89 ～ 108 頁
- 「公権力の行使に当たる事実上の行為論（2）」自治研究 94 巻 11 号 98 ～ 115 頁
- 「公権力の行使に当たる事実上の行為論（3・完）」自治研究 94 巻 12 号 101 ～ 122 頁
- 「行政上の計画論（1）」自治研究 95 巻 1 号 61 ～ 79 頁
- 「行政上の計画論（2）」自治研究 95 巻 2 号 68 ～ 91 頁
- 「行政上の計画論（3）」自治研究 95 巻 3 号 93 ～ 113 頁

●令和元年度
- 「行政上の計画論（4・完）」自治研究 95 巻 4 号 72 ～ 85 頁
- 「公権力の行使と抗告訴訟の対象（1）」自治研究 95 巻 7 号 59 ～ 82 頁
- 「公権力の行使と抗告訴訟の対象（2）」自治研究 95 巻 8 号 50 ～ 75 頁
- 「公権力の行使と抗告訴訟の対象（3・完）」自治研究 95 巻 9 号 74 ～ 91 頁
- 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法について（1）」法学論叢 185 巻 7 号 1 ～ 31 頁
- 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法について（2）」法学論叢 185 巻 8 号 1 ～ 34 頁
- 「天皇の退位等に関する皇室典範特例法について（3・完）」法学論叢 185 巻 9 号 1 ～ 29 頁
- 「続・行政上の公表論」法学論叢 186 巻 2・3 号 27 ～ 71 頁

●令和 2 年度
- 「行政上の公表の立法例（1）」自治研究 96 巻 8 号 57 ～ 81 頁
- 「行政上の公表の立法例（2）」自治研究 96 巻 9 号 66 ～ 84 頁

・「行政上の公表の立法例(3)」自治研究 96 巻 10 号 50 ～ 68 頁
・「行政上の公表の立法例(4)」自治研究 96 巻 11 号 96 ～ 112 頁
・「行政上の公表の立法例(5)」自治研究 96 巻 12 号 59 ～ 86 頁
・「行政上の公表の立法例(6)」自治研究 97 巻 1 号 59 ～ 77 頁
・「行政上の公表の立法例(7・完)」自治研究 97 巻 2 号 68 ～ 88 頁

③その他

なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 30 年度

・日本公法学会総会(専修大学)で憲法学者の報告に対するコメント

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度

・科学研究費 基盤研究 A・分担(研究代表者：高木光・京都大学教授)
持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性

●平成 29 年度

・科学研究費 基盤研究 A・分担(研究代表者：高木光・京都大学教授)
持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性

●平成 30 年度

・科学研究費 基盤研究 A・分担(研究代表者：高木光・京都大学教授)
持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性

●令和元年度

・科学研究費 基盤研究 A・分担(研究代表者：高木光・京都大学教授)
持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・行政法 2A(前期 2 単位)：行政行為論に関するドイツ語の古典的な文献を講読した。
・行政法 2B(後期 2 単位)：行政訴訟論に関するドイツ語の古典的な文献を講読した。
・行政法研究 2A(前期 2 単位)：行政行為論に関するドイツ語の古典的な文献を講読した。
・行政法研究 2B(後期 2 単位)：行政訴訟論に関するドイツ語の古典的な文献を講読した。

(法曹養成専攻)

・公法総合 1(前期 2 単位)：行政救済法に関する諸判例のテクストに通底するコンテクストを可視化し、これを内在的に批判して自説を組み立てる訓練を行った。
・公法総合 2(後期 2 単位の前半部分)：行政法総論に関する諸判例のテクストに通底するコンテクストを可視化し、これを内在的に批判して自説を組み立てる訓練を行った。

●令和 2 年度

(法政理論専攻)

・行政法 2A(前期 2 単位)：行政行為論に関するドイツ語の古典的な文献を講読した。
・行政法 2B(後期 2 単位)：行政訴訟論に関するドイツ語の古典的な文献を講読した。
・行政法研究 2A(前期 2 単位)：行政行為論に関するドイツ語の古典的な文献を講読した。
・行政法研究 2B(後期 2 単位)：行政訴訟論に関するドイツ語の古典的な文献を講読した。

(法曹養成専攻)

・公法総合 2(後期 2 単位の前半部分)：行政法総論に関する諸判例のテクストに通底するコンテクストを可視化し、これを内在的に批判して自説を組み立てる訓練を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・行政法演習(後期 2 単位・前期 2 単位)：最新の重要な行政事件の判例を取り上げ、担当学生の報告を基に、集団討論の訓練を行った。
・法学入門 I(前期 2 単位の 1 回分)：実定行政法の概要を紹介した。

●令和 2 年度

・行政法第一部(前期 4 単位)：行政作用法総論を中心とする行政法理論を検討した。
・行政法第二部(後期 4 単位)：行政救済法総論を中心とする行政法理論を検討した。
・行政法演習(後期 2 単位)：最新の重要な行政事件の判例を取り上げ、担当学生の報告を基に、集団討論の訓練を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・京都府参与

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本公法学会

●令和 2 年度

・日本公法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまで行政法総論の主要な論点についての論文を一通り執筆し終わったため、引き続き、行政組織法の基礎概念についての検討を進めるとともに、行政法各論では、防衛法の体系書の執筆を計画している。

長野　史寛　NAGANO Fumihiro　教　授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

数年来、不法行為法の効果に関する基礎的研究として、不法行為に基づく損害賠償責任の内容がどのようなルールに基づき定められるべきかという問題に取り組み、その成果を著書として公表した。最近は、上記研究を踏まえた原発事故等についての各論的研究の他、不当利得や契約責任論、消滅時効などその他の領域についても研究を進めつつある。さらに、日本民法の最近の動向を外国に発信することにも力を割いている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度

・『不法行為責任内容論序説』（有斐閣）

②論文

●平成 28 年度

・「相続預金の払戻拒絶と弁護士費用賠償 ── 大阪高判平 26.3.20 を中心に－」金融法務事情 2052 号 6-17 頁

・「知的財産権侵害における不当利得返還請求 ── 侵害利得と不法行為が交錯する一場面－」法学論叢 180 巻 5 ＝ 6 号 622-689 頁

●平成 30 年度

・Haftung für Handlungen von Familienmitgliedern. Neue Entwicklungen im japanischen Recht, ZJapanR 46, 19-52

●令和元年度

・「名誉毀損の被害者が名誉回復のために支出した社告及び意見広告の費用の賠償可能性（東京高判平成 29.11.22 判時 2384-30）」私法判例リマークス 59 号 54-57 頁

・「『家族の責任』に関する覚書」中原太郎編『現代独仏民事責任法の諸相』（商事法務・2020 年）151-177 頁

●令和 2 年度

・Gabriele Koziol/ Fumihiro Nagano, Compensation of Immaterial Damage Arising from Damage to Property in Austrian and Japanese Law, in: Ernst Karner et al. (eds.), Essays in Honour of Helmut Koziol (2020) 91-103

・Entwicklung und Stellenwert juristischer Kommentare in Japan: Literaturformen als Spiegel juristischer Denkweise, in: David Kästle-Lamparter et al. (Hrsg.) Juristische Kommentare: Ein internationaler Vergleich (2020) S. 151-173

・「最判平成 31・2・19 民集 73 巻 2 号 187 頁 不貞相手方に対する『離婚に伴う慰謝料』請求の要件」道垣内弘人＝松原正明編『家事法の理論・実務・判例 4』（勁草書房・2020 年）135-153 頁

・「福島原発事故と不法行為責任内容論（損害論）－ 10 年間の成果と今後の展望」法学論叢，188 巻，4＝5＝6 号，431-464 頁

・「福島原発事故と損害論（責任内容論）－平穏生活権侵害による損害賠償に限定して」法律時報 93 巻 3 号 17-22 頁

③その他

●平成 28 年度
- ヘルムート・コツィオール(長野史寛訳)「ヨーロッパ製造物責任法 ── 比較法の見地から見た基本問題」民商法雑誌 151 巻 2 号 113-131 頁

●平成 29 年度
- 「宅建業法に基づく営業保証金還付請求権の消滅時効の起算点 ── 同法 30 条の取戻公告が行われなかった場合(最判平成 28.3.31 民集 70-3-969)」『平成 28 年重要判例解説』ジュリスト 1505 号 71-72 頁
- 「中古車(最判昭和 49.4.15 民集 28-3-385)」新美育文＝山本豊＝古笛恵子編『交通事故判例百選〔第 5 版〕』別冊ジュリスト 233 号 130-131 頁
- Das Recht auf Vergessenwerden aus japanischer Sicht, Ritsumeikan Law Review 35, 185-192
- 「損害賠償の範囲と予見可能性・過失相殺・損害賠償額の予定」潮見佳男ほか編『Before/ After 民法改正』(弘文堂) 124-129 頁
- 潮見佳男＝山野目章夫＝山本敬三＝窪田充見編『新・判例ハンドブック【債権法 I 】』(日本評論社)〔33〕～〔35〕
- 「権利の濫用(2) ── 信玄公旗掛松事件(大判大正 8.3.3 民録 25-356)」潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選 I 総則・物権〔第 8 版〕』別冊ジュリスト 237 号 6-7 頁

●平成 30 年度
- 「債務不履行による損害賠償(2)－損害賠償の範囲」潮見佳男＝千葉恵美子＝片山直也＝山野目章夫編『詳解 改正民法』(商事法務) 158-166 頁
- ペーター・A・ヴィンデル(長野史寛訳)「法的人格と人格権」民商法雑誌 154 巻 2 号 247-270 頁
- Pharmaceuticals products liability in Japan, Pharmaceuticals Policy and Law 20, 59-74 (Antonios Karaiskos と共著)
- 「第 1 部 ドイツ法・オーストリア法」商事法務研究会編「各国の親子法制(養子・嫡出推定)に関する調査研究業務報告書」1-90 頁

●令和元年度
- シュテファン・ローレンツ(長野史寛訳)「ヨーロッパ不法行為法の平準化」中原太郎編『現代独仏民事責任法の諸相』(商事法務・2020 年) 551-566 頁
- ゲルハルト・ヴァーグナー(長野史寛訳)「医薬品責任の現代的課題」中田邦博ほか編『ヨーロッパ私法・消費者法の現代化と日本私法の展開』(日本評論社・2020 年) 289-319 頁

●令和 2 年度
- 「民法第 695・696 条」鎌田薫＝潮見佳男＝渡辺達徳編『新基本法コンメンタール 債権 2』(日本評論社・2020 年) 310-314 頁
- 「第 1 章 ドイツ」「第 5 章 オーストリア」「第 6 章 スイス」商事法務研究会「諸外国の生殖補助医療により生まれた子の親子法制に関する調査研究業務 報告書」(2021 年) 1-15 頁、91-105 頁、107-120 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
- 東アジア法律家会議(2017 年 3 月 24-26 日、於：立命館大学)：“Das Recht auf Vergessenwerden aus japanischer Sicht”

●平成 29 年度
- World Tort Law Society (15-18 Nov. 2017 at the University of Wake Forest): “Debate on the Foundations of Tort Law: Causation. Asian Perspective” and Japanese National Report

●平成 30 年度
- Japan Symposium (19 Apr. 2018, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Germany): “Haftung für Handlungen von Familienmitgliedern -Neue Entwicklungen im japanischen Recht”
- Juristische Kommentare: Literaturformen in rechtsvergleichender Perspektive (29-30 Mar. 2019 at the University of Münster, Germany): “Japan”

●令和元年度
- Schuldrechtsmodernisierung in Japan aus rechtsvergleichender Perspektive (22-23 Aug. 2019 at the Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Germany): “Reform des Verjährungsrechts”

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「財産権の現代化と財産法制の再編」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「現代独仏民事責任法の融合研究 ── 日本法の再定位を目指して」(研究代表者：中原太郎)研究分担者

●平成 29 年度
- 科学研究費補助金基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者
- 科学研究費補助金基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)研究分担者

・科学研究費補助金基盤研究(A)「現代独仏民事責任法の融合研究 ── 日本法の再定位を目指して」(研究代表者：中原太郎)研究分担者

●平成 30 年度

・科学研究費補助金基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者

・科学研究費補助金基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)研究分担者

・科学研究費補助金基盤研究(A)「現代独仏民事責任法の融合研究 ── 日本法の再定位を目指して」(研究代表者：中原太郎)研究分担者

●令和元年度

・科学研究費補助金基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者

・科学研究費補助金基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)研究分担者

・科学研究費補助金基盤研究(A)「現代独仏民事責任法の融合研究 ── 日本法の再定位を目指して」(研究代表者：中原太郎)研究分担者

●令和 2 年度

・科学研究費補助金基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)研究分担者

・科学研究費補助金基盤研究(B)「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」(研究代表者：山本敬三)研究分担者

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・民法 4B ／民法研究 4B(後期 2 単位)：参加者が関心を有する民法上の問題点につき検討を行った。

(法曹養成専攻)

・民法総合 2(後期 2 単位)：物権法・不法行為法等について、ケースを用いて双方向型授業をした。

●令和 2 年度

(法政理論専攻)

・民法 1A ／民法研究 1A(前期 2 単位)：参加者が関心を有する民法上の問題点につき検討を行った。

・民法 1B ／民法研究 1B(後期 2 単位)：参加者が関心を有する民法上の問題点につき検討を行った。

(法曹養成専攻)

民法総合 2(後期 2 単位)：物権法・不法行為法等について、ケースを用いて双方向型授業をした。

民事法文書作成(通年 2 単位)：弁護士あるいは裁判官の立場に立って法文書を作成する指導を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・法学部基礎演習(後期 2 単位)：民法に関する重要な最高裁判例を取り上げ、学生の報告に引き続き参加者全員による議論・検討を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・外国文献講読(法・英) II-E1(後期 2 単位)：Robert B Leflar, The Law of Medical Misadventure in Japan, ZJapanR 35 (2013) 189 を講読した。

●令和 2 年度

・外国文献講読(法・英) I-E1(前期 2 単位)：Luke Nottage, The Development of Comparative Law in Japan, in. Mathias Reimann＝Reinhard Zimmermann (eds.), The Oxford Handbook of Comparative Law, 2. ed. (2019) 201-227 を講読した。

・外国文献講読(法・英) II-E1(後期 2 単位)：Jan M. Smits, Comparative law and its influence on national legal systems, in. Mathias Reimann＝Reinhard Zimmermann (eds.), The Oxford Handbook of Comparative Law, 2. ed. (2019) 502-523 を講読した。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本私法学会会員

●令和 2 年度
日本私法学会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

今後は、既に公刊した著書における研究成果を踏まえつつ、不法行為法を含む権利救済システム全体の制度論に取り組む予定である。それと並行して、契約責任における損害賠償の内容確定、責任保険や消滅時効といった権利行使に関わる諸制度についての各論的研究をも進めていきたいと考えている。

奈良岡 聰智　NARAOKA Sochi　教　授　日本政治外交史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

大正期の政党政治の研究から出発したが、近年は第一次世界大戦期の日本外交を中心に研究を行っている。

政党政治に関しては、大正末・昭和初期の二大政党政治の形成過程について分析した研究書を公刊した後、その展開過程にも視野を拡げつつ、研究を進めている。また、各種憲政史料の発掘・整理・分析にも取り組んでいる。第一次世界大戦については、これまで対華二十一ヵ条要求、在ドイツ日本人の抑留問題についての研究書を刊行してきた。最近は、各種共同研究プロジェクトに参加し、これらのテーマに関する研究を深めると共に、英語での成果発信にも力を入れている。

この他新たな研究テーマとして、政治家の邸宅、明治維新の記憶をめぐる問題などにも取り組んでいる。最近 2 年以内の大きな成果としては、『河井弥八日記 戦後篇』全 5 巻（共編著）の完結、『清風荘と近代の学知』（共著）の刊行が挙げられる。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
- 尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編『河井弥八日記　戦後篇 2［昭和二十三年～昭和二十六年］』（信山社、2017 年）。

●平成 29 年度
- 尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編『河井弥八日記　戦後篇 3［昭和二十七年～昭和二十九年］』（信山社、2018 年）。

●平成 30 年度
- 尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編『河井弥八日記　戦後篇 4［昭和三十年～昭和三十二年］』（信山社、2019 年）。
- 五百旗頭薫・奈良岡聰智『日本政治外交史』（放送大学教育振興会、2019 年）

●令和元年度
- 門井慶喜・奈良岡聰智『誰かに教えたくなるレトロ建築の話』（潮新書、2020 年）

●令和 2 年度
- 尚友倶楽部・中園裕・内藤一成・村井良太・奈良岡聰智・小宮京編『河井弥八日記　戦後篇 5［昭和三十三年～昭和三十五年］』（信山社、2020 年）。
- 松田文彦・今西純一・中嶋節子・奈良岡聰智編著『清風荘と近代の学知』（京都大学学術出版会、2021 年）

②論文

●平成 28 年度
- 「イギリスの政党文書館の概要－保守党文書館を中心に－」（『法学論叢』180 巻 5・6 号、2017 年 3 月、409-433 頁）
- 「日記が語る近代史」（倉本一宏編『日本人にとって日記とは何か』、臨川書院、2016 年、129-155 頁）
- “Japan’s Twenty-One Demands and Anglo-Japanese Relations” in Antony Best ed., *Britain’s Retreat from Empire in East Asia, 1905-1980,* Routledge, 2016, pp.35-56

●平成 29 年度
- 「吉野作造の第一次世界大戦論」（『吉野作造研究』13 号、2017 年 4 月、22-29 頁）
- 「よりよき公文書管理制度のために：イギリスとの比較に基づいて」（『アスティオン』86 号、2017 年 5 月、122-136 頁）
- 「第一次世界大戦と在墺日本人の抑留問題」（一）（梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集・社会科学編』43 号、2017 年 11 月、1-29 頁）

・「第一次世界大戦と在墺日本人の抑留問題」(二)(梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集・社会科学編』44 号、2018 年 2 月、1-31 頁)
・「木内重四郎と岩崎家」(『三菱史料館論集』19 号、2018 年 3 月、95-119 頁)
・「第一次世界大戦初期の日本における政党系新聞の外交論－大戦勃発から青島占領まで－」(『法学論叢』182 巻 4・5・6 号、2018 年 3 月、198-287 頁)
・「加藤高明－二大政党政治の扉」(筒井清忠編『昭和史講義 3 －リーダーを通して見る戦争への道－』筑摩書房、2017 年、17-34 頁)
・「二十一ヵ条要求とモリソン」(公益財団法人東洋文庫監修・岡本隆司編『G・E・モリソンと近代東アジア：東洋学の形成と東洋文庫の蔵書』勉誠出版、2017 年、97-133 頁)＊「モリソンと対華二十一ヵ条要求」(斯波義信編『モリソンパンフレットの世界Ⅱ 近代アジアとモリソンコレクション』東洋文庫、2016 年、83-103 頁)を補訂・再掲したもの
・「岩崎弥太郎－三菱と日本海運業の自立」(筒井清忠編『明治史講義【人物編】』筑摩書房、2018 年、299-315 頁)

●平成 30 年度
・「「明治五〇年」と「明治一〇〇年」のあいだ」(『吉野作造研究』14 号、2018 年 4 月、21-29 頁)
・「第一次世界大戦と在墺日本人の抑留問題」(三)(梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集・社会科学編』45 号、2018 年 9 月、1-23 頁)
・「記憶としての明治維新：「明治五〇年」「明治一〇〇年」「明治一五〇年」記念事業を中心とした考察」(一)(『法学論叢』184 巻 2 号、2018 年 11 月、1-25 頁)
・「第一次世界大戦と在墺日本人の抑留問題」(四・完)(梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集・社会科学編』46 号、2019 年 2 月、1-18 頁)

●令和元年度
・「第一次世界大戦と日中対立の原点」(山内昌之・細谷雄一編著『日本近現代史講義：成功と失敗の歴史に学ぶ』中公新書、2019 年 8 月、91-107 頁)＊「「日中対立の原点」としての対華二十一ヵ条要求」(『中央公論』2015 年 9 月号)を加筆・再掲したもの
・「資料紹介 第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題」(一)(梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』47 号、2019 年 9 月、1-35 頁)
・「資料紹介 第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題」(二)(梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』48 号、2020 年 2 月、33-51 頁)
・「前田利為日記(一九一三年～一九一四年)」(一)(梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』48 号、2020 年 2 月、1-31 頁)
・「資料紹介 第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題」(三)(梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』49 号、2020 年 9 月、1-21 頁)
・記憶としての明治維新：「明治五〇年」「明治一〇〇年」「明治一五〇年」記念事業を中心とした考察」(二)(『法学論叢』186 巻 5・6 号、2020 年 3 月、72-106 頁)
・"Japanese Civilians in Germany at the Outbreak of the First World War" in Jan Schmidt, Katja Schmidtpott eds., *The East Asian Dimension of the First World War, Global Entanglements and Japan, China, and Korea, 1914-1919,* Campus Verlag, 2020, pp.365-384

●令和 2 年度
・「資料紹介 第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題」(三)(梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』49 号、2020 年 9 月、1-21 頁)
・「記憶としての明治維新：「明治五〇年」「明治一〇〇年」「明治一五〇年」記念事業を中心とした考察」(三)(『法学論叢』188 巻 2 号、2020 年 11 月、1-36 頁)
・「記憶としての明治維新：「明治五〇年」「明治一〇〇年」「明治一五〇年」記念事業を中心とした考察」(四)(『法学論叢』188 巻 3 号、2020 年 12 月、1-33 頁)
・「資料紹介 第一次世界大戦と在独日本人の抑留問題」(四)(梶原克彦氏との共著、『愛媛大学法文学部論集 社会科学編』50 号、2021 年 2 月、1-58 頁)
・「韓国統監府時代の木内重四郎：岩崎久彌との関係を中心に」(『三菱史料館論集』22 号、2021 年 3 月、63-95 頁)
・「諷刺画から見た日本メディアの対華二十一ヵ条要求批判－『東京パック』を中心とした分析－」(『法学論叢』188 巻 3・4・5 号、2021 年 3 月、219-245 頁)
・「「ポール・ラインシュ文書」の概要」(一)(安田貴雅との共著、『六甲台論集法学政治学篇』67 巻 1・2 号、2021 年 3 月、183-189 頁)
・「「昭和戊辰」における明治維新イメージ－歴史意識の変容と相克」(瀧井一博編『「明治」という遺産：近代日本をめぐる比較文明史』ミネルヴァ書房、2020 年、379-397 頁)
・「歴史認識問題」(筒井清忠編『昭和史講義【戦後篇】』(下)ちくま新書、2020 年、329-346 頁)

③その他

●平成 28 年度
・「第一次世界大戦と日本」(『アスティオン』第 84 号、2016 年 5 月、222-227 頁)
・「英国の国立公文書館・大英図書館における私文書の閲覧体制－利用者の視点から－」(『カレントアウェアネス』No.329、2016 年 9 月 20 日、122-136 頁)
・「「アーカイブズ」の国イギリス」(『公研』54 巻 5 号、2016 年 5 月、6-7 頁)

・「還暦を迎えた遠洋練習航海」(『公研』54 巻 11 号、2016 年 11 月、6-7 頁)
・「解説－「憲政の神様」から見た憲政史」(尾崎行雄『民権闘争七十年 咢堂回想録』、講談社学術文庫、2016 年、353-381 頁)
・「日本人抑留者の手記」(藤原辰史編『第一次世界大戦を考える』、共和国、2016 年、172-174 頁)
・「第一次世界大戦の目撃者としての藤田」(藤田嗣治著・林洋子監修・加藤時男校訂『藤田嗣治 妻とみへの手紙 1913-1916』下巻、人文書院、2016 年、271-273 頁)
・『読売新聞』書評欄に書評 26 本を執筆(2016 年 4 月～ 2017 年 3 月)

●平成 29 年度
・「青島訪問記」(『公研』55 巻 5 号、2017 年 5 月、6-7 頁)
・「マルタと日本、知られざる交遊」(『文藝春秋』95 巻 8 号、2017 年 8 月、82-84 頁)
・「ウラジオストク訪問記」(『公研』55 巻 11 号、2017 年 11 月、6-7 頁)
・「明治維新はどのように日本社会を変えたのか？」(清水唯一朗氏との対談、『公研』56 巻 1 号、2018 年 1 月、34-51 頁)
・『読売新聞』書評欄に書評 29 本を執筆(2017 年 4 月～ 2018 年 3 月)

●平成 30 年度
・「公文書管理について思う」(『公研』56 巻 5 号、2018 年 5 月、6-7 頁)
・「大久保利通の実像：西郷とは違う理想的指導者」(『Wedge』30 巻 6 号、2018 年 6 月、24-26 頁)
・「官僚叩きをする前に必要な公文書管理制度の検証：公文書の管理・公開制度を見直し公益を守れ」(『Wedge』30 巻 7 号、2018 年 7 月)
・「建築から見える日本の近代史。」(門井慶喜氏との対談、『潮』715 号、2018 年 9 月、106-113 頁)
・「サハリン訪問記」(『公研』56 巻 11 号、2018 年 11 月、8-9 頁)
・「大磯の別荘建築がもつ現代的意義。」(門井慶喜氏との対談、『潮』719 号、2019 年 1 月、60-67 頁)
・「北方領土交渉とサハリン」(『文藝春秋』97 巻 3 号、2019 年 3 月、82-84 頁)

●令和元年度
・「戦後における国土保全論の勃興と国民啓蒙」(内藤一成氏・岡本貴久子氏との共著、『土木史研究講演集』39 号、2019 年、191-194 頁)
・「オーストラリアと日本・中国」(『公研』57 巻 5 号、2019 年 5 月、6-7 頁)
・「海外の日本研究への支援強化を」『公研』57 巻 11 号、2019 年 11 月、6-7 頁)
・「「政界の奥座敷」大磯の別荘群からみた近代史－伊藤博文から吉田茂まで－」『大磯町郷土資料館だより』40 号、2020 年 3 月号、2-6 頁)

●令和 2 年度
・「昭和外交はなぜ戦争を止められなかったのか」(文春新書編『昭和史がわかるブックガイド』文春新書、2020 年)査読無、65-76 頁
・「新型コロナウイルス問題と公文書管理」『公研』58 巻 5 号、2020 年 5 月、6-7 頁
・「新聞の電子データベース化推進を」『公研』58 巻 11 号、2020 年 11 月、6-7 頁
・連載「歴史家の書棚」(1)-(6)(『Voice』2020 年 7-12 月号)
・『社会科 中学生の歴史：日本の歩みと世界の動き』(共著者、帝国書院、2021 年 1 月)

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・講演 Space and Politics: Politician's Private Villas in modern Japan, August 5, 2016, Kyoto Summer School Program (East Asia), Kyoto University
・講演 Japan's Twenty-One Demands and their impact on Sino-Japanese relations, 1914-23: new research on British sources, August 26, 2016, Panel 'China in a Shifting World Order, 1895-1937: Diplomacy and Public Opinion at Work' at 21st EACS (European Association for Chinese Studies) Conference, University of St. Petersburg
・講演「第一次世界大戦と日本 －日本海軍の地中海派遣 100 周年によせて」(2016 年 8 月 29 日、平成 28 年度海上自衛隊遠洋練習航海、於マルタ)
・講演「吉野作造の第一次世界大戦論」(2016 年 9 月 3 日、第 10 回吉野ネットワーク交流事業人材育成研修会)
・講演「第一次世界大戦と日本－国際協調外交の起点」(日本語、"Japan Library" Lecture Event "Road to the Pacific War in Recent Historiography," 2016 年 11 月 3 日、ペンシルベニア大学)
・講演「第一次世界大戦と日本－国際協調外交の起点」(日本語、"Japan Library" Lecture Event "Road to the Pacific War in Recent Historiography," 2016 年 11 月 3 日、ジョージ・ワシントン大学)
・講演 WWI and Japan － the Starting point of International Cooperation Diplomacy, November 8, 2016, Ohio State University
・講演 The First World War and Japan, December 19, 2016, Mirai Program, Kyoto University
・講演「岡部長景－ある華族政治家の軌跡」(2017 年 3 月 14 日、岸和田健老大学)

●平成 29 年度
・報告 The First World War and Japan: From Territorial Expansionism to International Cooperation, June 19, 2017, The International Conference "Officers, Adventurers and Statesmen: Reconsidering Militarism in 20th Century" at Hebrew University of Jerusalem, Jerusalem, Israel
・報告 Japan's Twenty-One Demands and Their International Impact: New Research on British Sources, September 2, 2017, EAJS2017 15th International Conference of the European Association for Japanese Studies at New University of Lisbon (Universidade NOVA de Lisboa), Lisbon, Portugal

- 講演 Japan and Historical Issues in East Asia: Meiji 150th, WWI 100th, September 4, 2017, Public Lecture Event: Series “A World in Transformation”: a vision from Japan at Casa Asia, Barcelona, Spain
- 講演 From “Antagonism” to “Friendship” :Rethinking of Russo-Japanese Relations after the Russo-Japanese War, October 16, 2017, Far Eastern Federal University, Vladivostok, Russia
- 講演 From “Antagonism” to “Friendship” :Rethinking of Russo-Japanese Relations after the Russo-Japanese War, October 17, 2017, Institute of History, Archaeology and Ethnography of the Peoples of the Far-East, Far- Eastern Branch of the Russian Academy of Sciences (RAS), Vladivostok, Russia
- 講演「明治維新とは何だったのか」(2017 年 11 月 21 日、ボン大学日本学科)
- 講演 The First World War and Japan: from a new perspective, November 23, 2017, University of Warsaw, Warsaw, Poland
- 講演 The First World War and Japan: from a new perspective, November 24, 2017, University of Heidelberg, Heidelberg, Germany
- 講演 Guardians of the Mediterranean: the Japanese Navy in Malta during the First World War, November 27, 2017, University of Malta, Malta
- 講演「地中海の守護神－第一次世界大戦期の第二特務艦隊の活動とその意義」(2018 年 1 月 17 日、海上自衛隊佐世保基地)
- 報告 Historiography of POW and Civilian Internees in Japan, March 17, 2018, The International Workshop “Prisoners of War and Civilian Internees from the Viewpoint of East Asia” at University of Cambridge, Cambridge, UK

●平成 30 年度

- 講演「地中海の守護神－第一次世界大戦期の第二特務艦隊の活動とその意義」(2018 年 6 月 6 日、海上自衛隊舞鶴基地)
- 講演「明治維新とその記憶」「北東アジアの領土再編と日清戦争、日露戦争」「第一次世界大戦と「日露同盟」の時代」(サハリン国立大学(ロシア)、2018 年 9 月 18 日)
- 講演 The Meiji Restoration as Memory: Shifting from “Meiji 50th” to “Meiji 150th”Anniversary, November 21, 2018, Heidelberg University
- 講演「記憶としての明治維新：「明治 50 年」から「明治 150 年」へ」(2018 年 11 月 28 日、ルーヴェン・カトリック大学(KU Leuven、ベルギー))
- 講演「第一次世界大戦と日本－対華二十一ヵ条要求、在欧居留民の動向を中心に－」(リール大学(フランス)、2018 年 11 月 29 日)
- 講演「大正デモクラシーの立役者・吉野作造の「明治」研究」(第 66 回けいはんな「ゲーテの会」、国際高等研究所、2018 年 12 月 21 日)
- 講演「記憶としての明治維新－「明治 50 年」と「明治 150 年」のあいだで－」(「東京で学ぶ京大の知」シリーズ 30「明治 150 年－明治の歩みを考える－」、「京都アカデミアフォーラム」in 丸の内、2019 年 1 月 31 日)
- 報告「日本とマルタ－第一次世界大戦期を中心に－」「第二次世界大戦後のサハリンで監視生活に置かれた残留日本人について」March 18-19, 2019, The International Workshop: “Prisoners of War and Civilian Internees from the viewpoint of East Asia” at University of Malta, Malta
- 講演 “Guardians of the Mediterranean: the Japanese Navy during the First World War,” March 20, 2019, at Dipartimento Istituto Italiano di Studi Orientali (ISO) di Sapienza Università di Roma, Italy
- 講演 “Guardians of the Mediterranean: the Japanese Navy during the First World War,” March 21, 2019, at Università degli Studi di Napoli“L’Orientale”, Italy
- 講演 “Guardians of the Mediterranean: the Japanese Navy during the First World War”, March 22, 2019, at Dipartimento di Scienze Politiche, Università Roma Tre, Italy

●令和元年度

- 「「政界の奥座敷」大磯の別荘群からみた近代史－伊藤博文から吉田茂まで－」(国登録文化財登録記念七賢堂特別開扉講演会、大磯町郷土資料館・県立大磯城山公園共催、2019 年 9 月 23 日)
- 「第一次世界大戦期ベルギーにおける日本人抑留者問題」(第 4 回東アジア日本研究者協議会、2019 年 11 月 2 日、於台湾大学)
- 「対華二十一ヵ条要求研究の現状と課題」(日本国際問題研究所 2019 年度第 7 回東アジア史検討会、2019 年 12 月 4 日)

●令和 2 年度

- (討論者としてコメント)分科会 C4「近代現代の政党政治と社会変動」(2020 年度日本政治学会研究大会、関口哲矢氏・豊福実紀氏・ツダタロウ氏の報告に対して、2020 年 9 月 26 日オンライン開催)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度

- 二〇世紀と日本研究会
- 科研費・基盤研究 B「近代日本における「議会政治」の再検討：両院事務局所蔵の未公開資料群に基づいて」研究代表者(平成 27 ～ 29 年度)
- 科研費・挑戦的萌芽研究「第一次世界大戦期の世界的「人の移動」に関する研究：アジア・欧州間関係を中心に」研究代表者(平成 27 ～ 29 年度)
- 科研費・基盤研究 B「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」研究分担者(代表者：瀧井一博、平成 28 ～ 31 年度)

・科研費・特別研究員奨励費「日本と第一次世界大戦後の国際秩序：1914-1924 年」受入研究者（外国人特別研究員 Mahon Murphy、平成 28 年 11 月～ 31 年 3 月）
・サントリー文化財団研究助成金「1990 年代の統治機構改革の再検討 －戦前・戦後の比較分析とオーラル・ヒストリーを通じて」研究代表者（平成 28 年度）
・クリタ水・環境科学振興財団国内研究助成「戦中・戦後期における治山治水政策の研究：防災論の観点から」研究代表者（平成 28 年度）
・国際日本文化研究センター共同研究「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」共同研究者（代表者：瀧井一博、平成 27 ～ 29 年度）
・北九州市立大学特別研究推進費「山県有朋意見書の再校訂による研究基盤の再構築」共同研究者（代表者：小林道彦、平成 28 年度）

●平成 29 年度
・二〇世紀と日本研究会
・科研費・基盤研究 B「近代日本における「議会政治」の再検討：両院事務局所蔵の未公開資料群に基づいて」研究代表者（平成 27 ～ 29 年度）
・科研費・挑戦的萌芽研究「第一次世界大戦期の世界的「人の移動」に関する研究：アジア・欧州間関係を中心に」研究代表者（平成 27 ～ 29 年度）
・科研費・基盤研究 B「山県有朋・山県系官僚閥の内外史料分析による日本近代の再検討」研究分担者（代表者：小林道彦、平成 29 ～令和元年度）
・科研費・基盤研究 B「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」研究分担者（代表者：瀧井一博、平成 28 ～令和元年度）
・科研費・特別研究員奨励費「日本と第一次世界大戦後の国際秩序：1914-1924 年」受入研究者（外国人特別研究員 Mahon Murphy、平成 28 年 11 月～ 31 年 3 月）
・国際日本文化研究センター共同研究「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」共同研究者（代表者：瀧井一博、平成 27 ～ 29 年度）
・国際日本文化研究センター共同研究「東西文明論－日本を東西の中間地として、懸け橋という特殊な使命を与える言説の分析」共同研究者（代表者：Dick Stegewerns、平成 29 ～ 30 年度）

●平成 30 年度
・科研費・基盤研究 B「第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序：対華二十一ヵ条要求の波紋」研究代表者（平成 30 ～令和 2 年度）
・科研費・基盤研究 B「山県有朋・山県系官僚閥の内外史料分析による日本近代の再検討」研究分担者（代表者：小林道彦、平成 29 ～令和元年度）
・科研費・基盤研究 B「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」研究分担者（代表者：瀧井一博、平成 28 ～令和元年度）
・科研費・基盤研究 B「近現代議会資料「河井弥八関係文書」の総合的研究」研究分担者（代表者：小林和幸、平成 30 ～令和 2 年度）
・国際日本文化研究センター共同研究「東西文明論－日本を東西の中間地として、懸け橋という特殊な使命を与える言説の分析」共同研究者（代表者：Dick Stegewerns、平成 29 ～ 30 年度）
・旭硝子財団研究助成金「戦後日本における国土保全事業の総合化・政策化および国民的受容過程に関する歴史的分析」研究代表者（平成 30 ～令和元年度）

●令和元年度
・科研費・基盤研究 B「第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序：対華二十一ヵ条要求の波紋」研究代表者（平成 30 ～令和 2 年度）
・科研費・基盤研究 B「山県有朋・山県系官僚閥の内外史料分析による日本近代の再検討」研究分担者（代表者：小林道彦、平成 29 ～令和元年度）
・科研費・基盤研究 B「明治日本の比較文明史的考察－その遺産の再考－」研究分担者（代表者：瀧井一博、平成 28 ～令和元年度）
・科研費・基盤研究 B「近現代議会資料「河井弥八関係文書」の総合的研究」研究分担者（代表者：小林和幸、平成 30 ～令和 2 年度）
・旭硝子財団研究助成金「戦後日本における国土保全事業の総合化・政策化および国民的受容過程に関する歴史的分析」研究代表者（平成 30 ～令和元年度）

●令和 2 年度
・科研費・基盤研究 B「第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序：対華二十一ヵ条要求の波紋」研究代表者（平成 30 ～令和 2 年度）
・科研費・基盤研究 B「第一次世界大戦における「模範国ドイツ」崩壊の日本に及ぼした影響の政治外交史的研究」研究分担者（代表者：小林道彦、令和 2 ～ 4 年度）
・科研費・基盤研究 B「近現代議会資料「河井弥八関係文書」の総合的研究」研究分担者（代表者：小林和幸、平成 30 ～令和 2 年度）
・旭硝子財団研究助成金「戦後日本における国土保全事業の総合化・政策化および国民的受容過程に関する歴史的分析」研究代表者（平成 30 ～令和元年度：研究期間を 1 年間延長）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・「日本政治外交史」（通年 4 単位）「日本政治外交史研究」（通年 4 単位）：①「ホレイス・ランボルド日記」1910-11 年の輪読、②近代日本の政治家の書状（各種個人文書所収の江木翼書状）の解読、③英文の手書き史料（「牧野伸顕関係文書」所収の英文書状）の解読、④論文執筆に関する指導を行った。

・「日本政治外交史リサーチ・ペーパー 1」（通年 2 単位）、「日本政治外交史リサーチ・ペーパー 2」（通年 2 単位）：「日本政治外交史」受講者中の希望者 1 名に対して、リサーチ・ペーパー執筆の指導を行った。

（公共政策大学院）

・「日本政治外交」（後期 2 単位）：領土問題に関する様々なトピックを取り上げ、議論を行った。

・「政策課題研究」（後期 6 単位）：担当した 5 名の研究課題に即して、リサーチ・ペーパーを完成させるための指導を行なった。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・「日本政治外交史」（通年 4 単位）「日本政治外交史研究」（通年 4 単位）：①「岡部悦子日記」1908-11 年、『岡部長景日記』1928-31 年の輪読、②近代日本の政治家の書状（「古島一雄関係文書」所収）の解読、③英文の手書き史料（「牧野伸顕関係文書」所収の英文書状）の解読、④論文執筆に関する指導を行った。

（公共政策大学院）

・「日本政治外交」（後期 2 単位）：領土問題に関する様々なトピックを取り上げ、議論を行った。

・「政策課題研究」（後期 6 単位）：担当した 1 名の研究課題に即して、リサーチ・ペーパーを完成させるための指導を行なった。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・「日本政治外交史演習」（前後期各 2 単位）：近代日本の戦争に関わる様々なトピック（前期）、日本政治外交史の諸問題（後期）を取り上げ、議論を行った。

・「日本政治外交史」（前期 4 単位）：近現代日本の政治・外交を通史的に検討した。

・「政治学入門 I」（前期 2 単位）：近現代の政治史に関わる重要テーマを検討した。

●令和 2 年度

・「日本政治外交史演習」（前後期各 2 単位）：近代日中関係史に関わる様々なトピック（前期）、日本政治外交史の諸問題（後期）を取り上げ、議論を行った。

・「日本政治外交史」（前期 4 単位）：近現代日本の政治・外交を通史的に検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

歴史の中の政治と人間（前期 2 単位）：全学共通科目：近現代の政治史に関わる重要テーマを検討した。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

放送大学客員教授

●令和 2 年度

放送大学客員教授

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会委員

●令和 2 年度

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本政治学会会員
日本国際政治学会会員
東アジア近代史学会会員
European Association for Japanese Studies 会員

●令和 2 年度

日本政治学会会員
日本国際政治学会会員
東アジア近代史学会会員
European Association for Japanese Studies 会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

ここ数年海外での史料収集や研究成果公表に力を入れてきたが、コロナ禍を機として研究計画を大幅に見直し、目下日本国内で完結するテーマを中心に研究活動を進めている。

具体的な研究テーマとしては、従来からの継続で、①対華二十一ヵ条要求以降の東アジア国際秩序の変動と世論、②第一次世界大戦期の民間人抑留者の待遇と在欧州日本人の動向に取り組んでいる。また、③西園寺公望など近代日本の政治家の邸宅と政治空間、④明治維新の記憶の変遷と周年行事に関して、新たに本格的な研究を開始した。今後数年以内に著書や編著を刊行することを目標としている。この他、各種憲政史料の刊行など従来から積み残している仕事も多数あり、できるだけ早く取りまとめたい。

西谷　祐子　NISHITANI Yuko　教　授　国際取引法・国際私法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

グローバル化の中での法規範の多元化と国際私法の方法論の変容に関心をもっており，主に国際私法と国際法の交錯，国際家族法における個人のアイデンティティの尊重，非国家主体による規範形成と紛争処理，国際ビジネスと人権，及び私法統一の現状と課題について研究している。その理論的基盤として，法理学，法社会学及び法人類学のほか，国民国家と個人の帰属の変容にも関心をもっている。また，子の奪取に関するハーグ条約の運用及び離婚後の子の養育のあり方について，比較法的視点から考察を行っているほか，ハーグ国際私法会議による親子関係及び代理懐胎の検討作業にも携わっている。現在は，国際家族法における個人のアイデンティティについて，日本語及び英語で書籍を刊行する予定であるほか，コロナ禍の下での国際私法の変容及び国際ビジネスと人権等について検討する中で，国際私法における価値の実現に関する理論的基盤についても考察を進めている。

Ⅰ－2　最近５年間（平成 28 年４月～令和３年３月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 29 年度

- Yuko Nishitani(ed.), *Treatment of Foreign Law - Dynamics towards Convergence?* (Springer, 2017).

●令和元年度

- Yuko Nishitani, *Identité culturelle en droit international privé de la famille, in: Recueil des cours de l'Académie de droit international de La Haye,* Vol. 401 (2019), pp. 127-450.

●令和２年度

- *Choice of Law in International Commercial Contracts: Global Perspectives on the Hague Principles* (Daniel Girsberger, Thomas Kadner Graziano and Jan Neels as managing editors; Béligh Elbalti, Lauro Gama, Brooke Marshall, José A. Moreno Rodríguez, Yuko Nishitani and Geneviève Saumier as regional editors) (OUP, 2021).
- 大谷美紀子・西谷祐子編著『ハーグ条約の理論と実務：国境を越えた子の奪い合い紛争の解決のために』（法律文化社，2021 年）（ISBN: 978-4-589-04113-5）。

②論文

●平成 28 年度

- 「国際商事契約の準拠法選択に関するハーグ原則」NBL1072 号（2016 年）23-34 頁。
- 「グローバル化社会と国際私法 ── 国際家族法の視点から ── 」法律時報 1103 号（2016 年）70-77 頁。
- 「レークス・メルカトーリアと自主規制」法学論叢 180 巻 5・6 号（2017 年）341-373 頁。
- "Party Autonomy in Contemporary Private International Law － The Hague Principles on Choice of Law and East Asia-", in: *Japanese Yearbook of International Law,* Vol. 59 (2016), pp. 300-344.
- "Einfluss der Rechtskultur auf das, Lawmaking in Japan", in: Hans-Peter Marutschke (ed.), *Rechtsvergleichung mit Japan － 25 Jahre Japanisches Recht an der FernUniversität in Hagen. Zu allgemeinen Rechtsbegriffen und zur Bedeutung der Rechtsvergleichung* (Köln 2017), pp. 117-142.
- "Aktuelle Entwicklungen im internationalen Familienrecht Japans", in: *ZJapanR/J. Jap. L.* 43 (2017), pp. 21-50.
- "Proof of and Information about Foreign Law", in: Martin Schauer/Bea Verschraegen (eds.), *General Reports of the XIXth Congress of the International Academy of Comparative Law* (Springer, 2017), pp. 165-194.

●平成 29 年度

- 「子奪取条約の運用に関する比較法的検討」ケース研究 329 号（2017 年）4-68 頁。
- 「法統一の展開と非国家法の意義」民商法雑誌 153 巻 5 号 652-675 頁，同 6 号 101-116 頁（2017 年）。
- 「グローバルな秩序形成のための課題 ── 国際法と国際私法の協働をめざして ── 」論究ジュリスト 23 号（2017 年）43-50 頁。

- 「『文化の衝突』と国際人権」国際人権 28 号（2017 年）60-66 頁。
- “Treatment of Foreign Law － Dynamics towards Convergence?: General Report”, in: Yuko Nishitani (ed.), *Treatment of Foreign Law-Dynamics towards Convergence?* (Springer, 2017), pp. 3-60.
- “Reformüberlegungen zum japanischen Familienrecht”, in: Martin Gebauer/Stefan Huber (ed.), *Gestaltungsfreiheit im Familienrecht* (Tübingen 2017), pp. 103-133.
- “Cross-Border Assignment of Receivables － Conflict of Laws in Secured Transactions － ”, Uniform Law Review 22 (2017), pp. 826-841.

●平成 30 年度

- “Lex Mercatoria and Self-Regulation in Transnational Perspective”, in: Harald Baum/Moritz Bälz/Marc Dernauer (eds.), Self-Regulation in Private Law in Japan and Germany (Köln 2018), pp. 213-243.
- 「グローバル化社会と国際私法 ── 国際家族法の視点から ── 」山元一・横山美夏・髙山佳奈子編著『グローバル化と法の変容』（2018 年，日本評論社）138-158 頁。
- “Treatment of and Access to Foreign Law in Japan”, in: ZJapanR/J. Japan. L. 46 (2018), pp. 69-84.
- 「人事訴訟事件及び家事事件の国際裁判管轄等に関する新法制（1）～（2・完）」法曹時報 71 巻 3 号 489-532 頁，同 4 号 715-762 頁（2019 年）。

●令和元年度

- 「グローバル化の中での本国法主義の変容と課題 ── 国民国家のメンバーシップの位相」法学セミナー 774 号（2019 年）40-45 頁。
- 「外国法の適用をめぐる課題と展望 ── 比較法的視点から」柏木昇・池田真朗・北村一郎・道垣内正人・阿部博友・大嶽達哉編『日本とブラジルからみた比較法〔二宮正人先生古稀記念〕』（2019 年，信山社）409-440 頁。
- “Foreign Law in Domestic Courts － Challenges and Future Developments － ”, in: Franco Ferrari and Diego Fernández Arroyo (eds.), Private International Law: Contemporary Challenges and Continuing Relevance (Elgar, 2019), pp. 412-433.
- “New International Civil Procedure Law of Japan in Status and Family Matters”, in: Japanese Yearbook of International Law 62 (2019), pp. 119-150 (English).
- “International Adjudicatory Jurisdiction in Matrimonial Matters in Japan”, in: Japanese Yearbook of International Law 62 (2019), pp 151-188 (English).
- “Family Law in East Asia: A Comparative Perspective”, in: *Libro Homenaje Eugenio Hernández-Bretón,* Vol. 3 (2019), pp. 2377-2408.
- 「知的財産保護と私法によるエンフォースメント ── デジタル時代の仲介者の責任をめぐって」（Protection of Intellectual Properties and Enforcement by Private Law － Liability of Intermediaries in a Digitalized World）日本国際経済法学会年報 28 号（2019 年）70-98 頁 。
- “Schutz der Privatsphäre in einer vernetzten Welt － Unter besonderer Berücksichtigung des ‘Rechts auf Vergessenwerden’ － ”, *ZJapanR/ J. Japan. L.* 48 (2019), pp. 3-15.

●令和 2 年度

- “Kulturelle Identität und Menschenrechte im internationalen Privatrecht”, in: Christophe Benicke/Stefan Huber (ed.), Festschrift für Herbert Kronke zum 70. Geburtstag am 24. Juli 2020 (Gieseking, 2020) (ISBN: 978-3-7694-1227-7), pp. 433-445.
- “The HCCH’s development in the Asia-Pacific region” and “Child Protection in Private International Law － An HCCH Success Story?”, in: Rishi Gulati, Thomas John and Ben Köhler (ed.), Elgar Companion to the Hague Conference on Private International Law (Elgar, 2020) (ISBN: 978-1-78897-649-7), pp. 61-77, 259-275.
- “La culture et la personne en droit international privé de la famille”, *ZJapanR Sonderheft/ J. Japan. L. Special Issue,* Vol. 13 (2020), pp. 73-95.
- 「欧州における私法統一（総論）── 多様性の中の統一性」論究ジュリスト 34 号（2020 年）195-202 頁。
- （小塚荘一郎及び森下哲朗との共著）「欧州における私法統一（各論）── 多様性の中の統一性」論究ジュリスト 35 号（2020 年）204-212 頁。
- 「日本における子奪取条約の運用と近時の動向について」家庭の法と裁判 26 号（2020 年）48-61 頁。
- 「ハーグ子奪取条約と締約国間の協力体制 ── ハーグ子の保護条約並びに扶養料回収条約及び扶養義務議定書に関する考察 ── 」国際私法年報 22 号（2020 年）33-71 頁。
- 「子の奪取に関するハーグ条約の運用をめぐる課題と展望」二宮周平編集代表・渡辺惺之編集担当『現代家族法講座〔第 5 巻・国際化と家族〕』（日本評論社，2021 年）57-87 頁。
- 「第 1 章 総論」及び「第 9 章 ドイツ及びフランスにおけるハーグ条約の実務と監護権・面会交流」大谷美紀子・西谷祐子編著『ハーグ条約の理論と実務：国境を越えた子の奪い合い紛争の解決のために』（法律文化社，2021 年）1-32 頁及び 211-239 頁。
- “Japan” (National Report on the Hague Principles in International Commercial Contracts), in: Daniel Girsberger, Thomas Kadner Graziano and Jan Neels (managing editors), Béligh Elbalti, Lauro Gama, Brooke Marshall, José A Moreno Rodríguez, Yuko Nishitani and Geneviève Saumier (regional editors), Choice of Law in International Commercial Contracts: Global Perspectives on the Hague Principles (OUP, 2021), pp. 537-555.

③その他

●平成 28 年度
- 判例評釈「詐害行為取消権の準拠法」ジュリスト 1492 号(2016 年)(平成 27 年度重要判例解説)296-297 頁。
- 巻頭言「価値の相対性と普遍性」ケース研究 326 号(2016 年)1-3 頁。

●平成 30 年度
- 判例評釈「米国から日本への子の連れ去りと返還を命じた終局決定の変更」(最決平成 29 年 12 月 21 日)戸籍時報 770 号(2018 年)46-53 頁。
- 「比較法的視点からみた法と文化」(ブータン紀行)ヒマラヤ学誌 20 号(2019 年)47-53 頁。

●令和元年度
- 「国際航空運送に関するモントリオール条約」藤田勝利・落合誠一・山下友信編『注釈国際航空運送条約』(有斐閣, 2020 年)400-420, 491-496 頁(33・34・46 条執筆担当)。

●令和 2 年度
- 判例評釈「子の返還を命ずる終局決定に違反した子の監護と人身保護請求(最判平成 30 年 3 月 15 日)」『新・判例解説 Watch』国際私法 No. 28(2020 年)。
- 「ハーグ子奪取条約実施法上の返還拒否事由としての「留置の同意」及び「重大な危険」 ── 東京高決平成 30 年 5 月 18 日」(判時 2443 号 20 頁＝判タ 1472 号 115 頁＝家庭の法 26 号 99 頁)私法判例リマークス 62 号(2021 年)142-145 頁。
- 法務省「父母の離婚に伴う子の養育・公的機関による犯罪被害者の損害賠償請求権の履行確保に係る各国の民事法制等に関する調査研究業務報告書」(ドイツ執筆担当)(2021 年：法務省ウェブサイトにて公表：http://www.moj.go.jp/content/001348073.pdf)。
- 外務省「子の連れ去りと刑事責任に関する調査研究報告書」(豪州, ニュージーランド及びスペイン執筆担当)(2021 年：外務省ウェブサイトにて公表予定)。

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
- 2016 年 9 月 11 日国際法学会(静岡グランシップにて開催)パネル公募分科会『国際的な法統一の展開と法形成における政策目的』にて報告「法統一の展開と非国家法の意義」。
- 2016 年 11 月 12-13 日国際人権法学会・研究大会(法政大学にて開催)にて報告「『文化の衝突』と国際人権」。
- 2016 年 12 月 8 日京都大学法学会講演「グローバル化の中での国際私法」。
- 2016 年 12 月 10 日国際私法フォーラム・学習院大学にて報告「ハーグ国際私法会議・親子関係及び代理懐胎プロジェクトについて」。

●平成 29 年度
- 2017 年 12 月 16 日関西国際私法研究会(京都大学にて開催)にて「ハーグ判決プロジェクトの現状と展望」。
- 2017 年 12 月 26 日グローバル私法フォーラム「HCCH 家事調停プロジェクト等について」。
- 2018 年 2 月 2 日カナダ大使館セミナー “Family Separation － Placing Children First” にて「Access in Cross-Border Family Separation － A Comparative View between Canada and Japan －」(Keynote Address)。
- 2018 年 2 月 16 日大阪弁護士会・子奪取条約研究会にて「子の常居所の概念について」。
- 2018 年 3 月 31 日渉外家事事件判例研究会(大阪大学)にて判例評釈「米国から日本への子の連れ去りと返還を命じた終局決定の変更(最決平成 29 年 12 月 21 日)」。

●平成 30 年度
- 2018 年 7 月 30-31 日担保法シンポジウム・西村あさひ法律事務所にて開催(“Tokyo Conference on Secured Transactions Law Reform: Globally and in Japan”)にて「Cross-Border Assignment of Receivables in Private International Law」。
- 2018 年 10 月 10 日第 2 回京都大学及びハンブルク大学合同シンポジウム(京都大学にて開催)にて「Global Governance and Children’s Rights in Cross-Border Surrogacy」。
- 2018 年 10 月 29 日外務省ハーグ条約室主催・研究者と弁護士会ハーグ WG との研究会にて「常居所地国の判断基準と傾向」。
- 2018 年 11 月 10 日国際経済法学会(岡山大学)・共通論題セッション『知的財産保護の国際的実現における現代的課題』にて「知的財産保護と私法によるエンフォースメント」。
- 2018 年 11 月 11 日法哲学会・共通セッションにて「グローバル法多元主義と国際私法の意義 ── 近藤圭介先生のご報告に対するコメント ── 」。
- 2019 年 2 月 10 日京都大学・グローバル化と法に関する研究会にて「国際私法における多文化主義」。
- 2019 年 2 月 12 日第 1 回京都大学ブータン友好フォーラム ── 京都大学とブータンとの 60 余年にわたる交流 ── にて「比較法的視点からみた法と文化」。
- 2019 年 2 月 21 日大阪弁護士会にて「子の常居所地の判断基準と各国の動向」。
- 2019 年 2 月 23 日京都大学ワークショップにて “Gender and Culture in Private International Law”。

●令和元年度
- 2019 年 4 月 18 日ドイツ日本研究所(Deutsches Institut für Japanstudien)(東京)にて “Protecting Children in Family Separation from a Legal Perspective”。
- 2019 年 6 月 10 日ハーグ子奪取条約 5 周年記念シンポジウムにて(モデレーター)。

• 2019 年 6 月 15-16 日国際私法学会シンポジウム『国境を越えた子の保護をめぐる現状と課題 ── 子奪取条約の運用をめぐって ── 』にて「ハーグ子の保護条約並びに扶養料回収条約及び扶養義務議定書に関する考察」。
• 2019 年 8 月 7-8 日京都大学・グローバル化と法に関する研究会にて「国民国家のメンバーシップと信認関係」。
• 2019 年 10 月 15 日大阪地方裁判所(海外司法制度研究会)にて講演「ハーグ国際私法会議と日本 ── 子の奪い合いに関するハーグ条約及び親子関係・代理懐胎プロジェクト ── 」。
• 2020 年 2 月 18-19 日(2 月 19 日)グローバル化と法研究会・京都大学(京都キャンパスプラザ)にて「国際家族法における多文化主義とジェンダー」。

●令和 2 年度
• 2020 年 4 月 26 日私法統一研究会・ウェブ会議「欧州私法統一・総論」。
• 2020 年 8 月 13 日私法統一研究会・ウェブ会議「欧州私法統一・各論(家族法)」。
• 2020 年 9 月 26 日関西国際私法研究会・ウェブ会議「グローバル化の中での国際家族法の変容」。
• 2020 年 11 月 6 日大阪地方裁判所第 14 民事部(執行センター)会議室「子の奪取に関するハーグ条約の運用をめぐる諸問題について」。
• 2021 年 2 月 11 日『人・移動・帰属 ── 変容するアイデンティティ』研究会(大西楠・テア主催)にて「人・移動・帰属 ── 国際私法の観点から」Webinar 報告。
• 2021 年 2 月 22 日大阪弁護士会・ハーグ条約研究会にて「ハーグ子奪取条約と監護権の本案事件をめぐって」。

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
• 法学研究科とマックスプランク比較私法及び国際私法研究所との二国間共同研究「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」研究参加者(学術振興会及び DAAD 助成・山本敬三教授代表)(〜平成 29 年度)。
• 2016 年 6 月 3 日ハイデルベルク大学比較及び国際私法・経済法研究所 100 周年記念シンポジウムにて報告:“Kulturelle Identität und Menschenrechte im Internationalen Privatrecht”。
• 2016 年 11 月 4-5 日マックスプランク比較私法及び国際私法研究所主催シンポジウム “Self-regulation in Private Law in Japan and Germany” (German-Japanese Symposium to Celebrate the 20th Anniversary of the Founding of the Journal of Japanese Law) にて報告:“Self-regulation in Transnational Perspective (1): Lex mercatoria as Autonomous Non-state Law”。
• 2017 年 3 月 15-17 日国連国際商取引法委員会(UNCITRAL)第 4 回担保取引国際コロキウムにて報告:“The Law Applicable to Proprietary Effects of Assignments of Receivables in Japan”。
• 2017 年 3 月 17-18 日リヨン大学日仏シンポジウム「Colloque Droit japonais, droit français, quelle réforme ?」にて報告:“L’avenir du principe de la nationalité en droit international privé de la famille”。
• 2017 年 3 月 20 日マックスプランク比較私法及び国際私法研究所主催シンポジウム(Veranstaltungsreihe: “Aktuelle Entwicklungen im japanischen Recht”)「Japan: Modernization of Payment Systems, Amendment of the Insurance Business Act, spezialisierte Spruchkörper, Family Law in Asia」にて報告:“Family Law in Asia in Comparative Perspective”。

●平成 29 年度
•「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(科研費・基盤研究(A)潮見佳男教授研究代表)研究分担者(〜平成 30 年度〔継続中〕)。
• 2017 年 6 月 19 日英国国際法及び比較法研究所(BIICL)にて「ADR in Family Relations and Religious Courts」。
• 2017 年 7 月 3-6 日ハーグ国際私法会議アジア・パシフィック・ウィーク(韓国ソウル)にて報告「Child Protection and Child Support」,「Reform of Korean Jurisdiction Rules from a Japanese Perspective」「Hague Judgments Project − Universality and Feasibility −」。
• 2017 年 9 月 22-23 日中国外務省・国際私法学会及びハーグ国際私法会議共催シンポジウム “Global Forum on Private International Law Cooperation for Common Progress: Evolving Role of Private International Law”(中国武漢大学にて開催)にて報告「Enforcement of Choice of Court Agreements in Comparative Perspective − The 2005 Hague Convention in the Asia-Pacific −」。
• 2017 年 12 月 19 日中国人民大学(北京)セミナー “Recognition and Enforcement of Judgments between China, Japan and South Korea in the New Era” にて報告「Coordination of Legal Systems by Recognition of Judgments − Rethinking Reciprocity in Sino-Japanese Relationships −」。
• 2018 年 3 月 1 日アントワープ大学(ベルギー)にて報告「Recognition and Enforcement of Foreign Judgments in East Asia − Rethinking Reciprocity in Sino-Japanese Relationships −」。
• 2018 年 3 月 5-7 日ルーバン・カトリック大学(ベルギー)にて報告「Family Law in East Asia in Comparative Perspective」「The Hague Judgement Convention: A Worldwide Project on Recognition and Enforcement. A View from the Inside」「Global Citizens and Global Families」。

●平成 30 年度

- 2018 年 4 月 18 日香港大学にてセミナー開催「Implications of the Hague Choice of Court Convention in the Asia-Pacific」。
- 2018 年 4 月 18-20 日ハーグ国際私法会議 125 周年記念シンポジウム（香港大学にて）「The Role of the HCCH I -Challenges and Opportunities: Presentations」のセッションにて「Challenges and Opportunities for the HCCH」。
- 2018 年 7 月 5-6 日ボッフム大学（ドイツ）シンポジウム “Schutzbedürfnisse und Gestaltungsmöglichkeiten im Recht der Society” にて「Schutz der Privatsphäre in einer vernetzten Welt」。
- 2018 年 7 月 24 日国際比較法アカデミー大会にて「Setting a Framework for Litigation in Asia: The Hague Choice of Court Convention and Beyond」。
- 2018 年 9 月 28 日香港大学（中国）シンポジウム “Multi-tier Approaches to the Resolution of International Disputes: A Comparative Study” にて「The Use of Med-Arb in Japan － Multi-tier Dispute Resolution in Cross-Border Transactions －」（レイエス氏によるペーパー代読）。
- 2018 年 11 月 15-16 日 New York University (NYU) Conference “The Continuing Relevance of Private International Law and its Challenges”（米国ニューヨークにて）「Foreign Law in Domestic Courts － Challenges and Future Developments －」。
- 2018 年 11 月 22 日 Joint Symposium: Jigme Singye Wangchuck School of Law and Kyoto University “Promoting a Culture of Academic Research -Lessons from Kyoto for Bhutan’s First Law School”（ブータン開催）にて「Law and Culture in a Comparative Perspective」。
- 2018 年 12 月 9 日 Journal of Private International Law: Asia-Pacific Session シンポジウム “Current Issues in Private International Law”（同志社大学にて）「Multiculturalism in Private International Family Law」。
- 2019 年 2 月 18-19 日台湾・法官学院にて「国際離婚 ── 裁判手続及び準拠法に関する諸問題」「国境を越えた子の奪い合い ── 1980 年子の奪取に関するハーグ条約をめぐって」「比較法的視点からみた同性カップルの保護」。
- 2019 年 2 月 19 日台湾・国立大学にて「国際離婚 ── 裁判手続及び準拠法に関する諸問題」。
- 2019 年 2 月 20 日台湾・静宜大学にて「比較法的視点からみた同性カップルの保護」。
- 2019 年 3 月 4 日ハーグ国際私法会議マルタ・プロセス会合（在オランダ・カナダ大使館開催）にて「Mediation in Cross-Border Child Abduction -Experience in East Asia-」。
- 2019 年 3 月 11 日グローバル私法フォーラム・東京大学にて「HCCH 親子関係・代理懐胎プロジェクト＆マルタ・プロセスについて」。
- 2019 年 3 月 26 日スイス・チューリッヒ仲裁人協会（Swiss Arbitration Association）にて “Cross-border Dispute Resolution in Japan and its Recent Developments”。
- 2019 年 3 月 27 日オランダ・ティルブルク大学にて “The Rise and Fall of Nation States in Private International Law”。

●令和元年度

- 2019 年 4 月 1 日スイス・チューリッヒ大学にて（Tanja Domej 教授との合同セミナー “Global Families”（2019 年 4 月 1-3 日）の基調講演）“Globalisierung und Famile － Neuere Tendenzen und Phänomäne －”。
- 2019 年 5 月 30 日 -6 月 2 日（5 月 31 日）米国ワシントン DC・法社会学会にて「Transnational Fiduciary Law」パネル・ディスカッション。
- 2019 年 8 月 26-27 日（8 月 27 日）ハンブルク大学シンポジウム（ハンブルクにて開催）“Kulturelle Vielfalt und Familie im Recht”。
- 2019 年 9 月 6-7 日（9 月 7 日）米国カリフォルニア大学アーバイン校にて “Membership of States and Fiduciary Relationship”。
- 2019 年 9 月 12-14 日（9 月 13 日）ドイツ・ミュンヘン大学主催「Journal of Private International Law シンポジウム」（‘Women and Private International Law’ のセッション）にて “Multiculturalism and Women in Conflict of Laws”。

●令和 2 年度

- 2020 年 6 月 25-26 日（同年 6 月 4 日に録画ウェビナー）アメリカ国際法学会 American Society of International Law における “The Promise and Prospects of the 2019 Hague Convention” のパネリストとして登壇。
- 2021 年 1 月 27 日 The Academy of European Law (ERA) シンポジウム「Digital Technology in Family Matters」（Webinar）にて「Online Marriage and Divorce in Japan」。
- 2021 年 3 月 19 日「AI 時代における国際私法 ── 契約準拠法の決定をめぐって」。

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

- 国際取引法・国際取引法研究（国際取引法及び国際私法に関する基本文献購読）
- 先端国際企業法 2（国際取引に関する判例を中心に検討）
- アメリカ法文献読解（米国国際私法に関する基本文献の購読）
- 〔国際取引法 B リサーチ・ペーパー〕（国際取引法に関するレポート作成指導）
- 〔国際取引法 A リサーチ・ペーパー〕（国際取引法に関するレポート作成指導）

（法曹養成専攻）

・国際取引法（国際取引法の基本問題について解説）
・国際民事手続法（国際民事訴訟法及び国際商事仲裁の基本問題について解説）
・国際取引法理論演習（国際取引法に関する重要判例を検討）
・〔国際取引法理論演習リサーチ・ペーパー〕（国際取引法に関するレポート作成指導）
（公共政策大学院）
・国際企業法務（国際企業法務の基本問題について解説）
●令和２年度
（法政理論専攻）
・国際取引法・国際取引法研究（国際取引法及び国際私法に関する基本文献購読）
（法曹養成専攻）
・国際取引法（国際取引法の基本問題について解説）
・国際私法２（国際家族法を中心に，その基本問題について解説）
・国際取引法理論演習（国際取引法に関する重要判例を検討）
（公共政策大学院）
・国際企業法務（国際企業法務の基本問題について解説）

Ⅱ－２　学部

●令和元年度
・国際企業取引の実務と法（住友商事寄付講義の２回目に国際取引の法準則について解説）
・演習（国際取引法）（移民政策を中心に検討）
・外国文献研究（独）（国際刑事法に関するドイツ語文献を購読）
・国際取引法（国際取引法の基本事項について解説）
●令和２年度
・国際企業取引の実務と法（住友商事寄付講義の２回目に国際取引の法準則について解説）
・演習（国際取引法）（移民政策を中心に検討）
・外国文献研究（仏）（多文化主義をめぐる欧州人権裁判所の判例を検討）
・国際取引法（国際取引法の基本事項について解説）
・法学入門（国際的な子の奪取に関するハーグ条約について解説）

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
同志社大学大学院法学研究科 Current Issues in Comparative Law-2 (Private International Law 2019)（現代国際私法の諸問題について英語で検討）
●令和２年度
同志社大学大学院法学研究科 Current Issues in Comparative Law-2 (Private International Law 2020)（現代国際私法の諸問題について英語で検討）

Ⅲ－２　各種学外委員

●令和元年度
ハーグ国際私法会議・親子関係及び代理懐胎プロジェクト委員
INCADAT（ハーグ国際私法会議・子奪取条約のための判例データベース）連携委員
Japanese Yearbook of International Law 編集委員
Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law 編集委員
Netherlands International Law Review 企画委員
Revue de droit international et de droit comparé 企画委員
●令和２年度
ハーグ国際私法会議・親子関係及び代理懐胎プロジェクト委員
INCADAT（ハーグ国際私法会議・子奪取条約のための判例データベース）連携委員
Japanese Yearbook of International Law 編集委員
Zeitschrift für Japanisches Recht/Journal of Japanese Law 編集委員
Netherlands International Law Review 企画委員
Revue de droit international et de droit comparé 企画委員

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
国際法学会理事及び国際関係法教育委員会委員長
国際私法学会理事及び年報編集委員会委員
日本国際経済法学会理事
国際商取引学会理事
ハーグ国際法アカデミー理事

●令和 2 年度
国際法学会理事及び研究振興委員会委員長
国際私法学会理事及び年報編集委員会委員
日本国際経済法学会理事
国際商取引学会理事
ハーグ国際法アカデミー理事

Ⅲ－4　受賞の状況

●令和 2 年度
2020 年フィリップ・フランツ・フォン・ジーボルト賞受賞

Ⅳ　今後の研究計画と展望

実践的課題に取り組み、実定法に関する精緻な解釈論を立てる努力をするとともに、グローバル化の中での法の変容を見据えながら、新しい国際私法体系の構築をめざして、法理学、国際法、比較法及び家族法のほか、政治学、社会学、文化人類学、移民政策学などの他分野の成果も吸収しながら、理論的観点からの考察を深め、研究成果に結び付けたいと考えている。

橋本　佳幸　HASHIMOTO Yoshiyuki　教　授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

不法行為法を対象に、主に 2 つの視角から研究を行っている。まず、責任原因面に関しては、加害構造の類型ごとに独自の責任要件・構造を備えた責任類型を構築するという基本構想を、特徴的な場面に即して具体的に展開している。次に、保護法益面に関しては、被侵害法益ないし法益侵害の内実の吟味を通じて、法益・侵害の特性に相応した責任判断および法益保護の構造を探究している。

この 5 年間では、事業補助者・事業財産による加害に対する事業主体の責任の構造、物の欠陥・瑕疵をめぐる責任判断、過失による幇助の責任、被害者側の過失による責任限定といった問題を、具体的素材とした。また、テキスト・注釈書の執筆作業や共同研究を通じて、不法行為法の全体を俯瞰し、その体系的把握と再構築を図る機会を得た。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
・「709 条 A・B」窪田充見編『新注釈民法（15）債権（8）§§ 697 ～ 711』（有斐閣）259 頁

●令和元年度
・（共著）『民法Ⅴ 事務管理・不当利得・不法行為（第 2 版）』（有斐閣）

②論文

●平成 28 年度
・「信託における不法行為責任」信託法研究 41 号 41 頁

●平成 29 年度
・「非営利法人と不法行為責任」NBL1104 号 36 頁

●平成 30 年度
・「被害者側の過失」法学教室 456 号 38 頁

③その他

●平成 29 年度
・「共同暴走行為と過失相殺・最判平成 20 年 7 月 4 日交民集 41 巻 4 号 829 頁」新美育文ほか編『交通事故判例百選〔第 5 版〕』（有斐閣）164 頁

●平成 30 年度
・「法人の代表」など 10 項目 沖野眞巳ほか編『民法演習サブノート 210 問』（弘文堂）
・「事故被害者が傷害の症状等について不実の申告をして賠償金の支払を受ける行為による不法行為責任・広島地判平成 29 年 2 月 28 日判タ 1439 号 185 頁」私法判例リマークス 57 号 60 頁
・「迷惑メールの大量送信 ── NTT ドコモ仮処分申立事件・横山地決平成 13 年 10 月 29 日」長谷部恭男ほか編『メディア判例百選〔第 2 版〕』（有斐閣）216 頁

●令和元年度
・「専門家責任 ── AI と社会と法（座談会）」論究ジュリスト 29 号 128 頁
・「川崎市土壌汚染訴訟控訴審判決・東京高判平成 25 年 3 月 28 日」環境法研究 10 号 167 頁

●令和 2 年度
・「原野商法の仲介者の責任・大阪高判平成 7 年 5 月 30 日」河上正二ほか編『消費者法判例百選〔第 2 版〕』（有斐閣）164 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・「信託における不法行為責任」信託法学会（第 41 回）（平成 28 年 6 月 12 日、キャンパスプラザ京都）

●平成 29 年度
・「非営利法人と不法行為責任」私法学会（第 81 回大会）シンポジウム（平成 29 年 10 月 8 日、関西学院大学西宮上ヶ原キャンパス）

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成」（研究代表者 佐久間毅）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「不法行為法の領域分化と制度論的・立法論的研究」（研究代表者 瀬川信久）
・早稲田大学比較法研究所共同研究「不法行為法改正に向けた基礎的考察」（代表 瀬川信久）

●平成 29 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「社会関係・リスクの複合化と不法行為法の再構築」（研究代表者 瀬川信久）
・早稲田大学比較法研究所共同研究「不法行為法改正に向けた基礎的考察」（代表 瀬川信久）

●平成 30 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「社会関係・リスクの複合化と不法行為法の再構築」（研究代表者 瀬川信久）
・早稲田大学比較法研究所共同研究「不法行為法改正に向けた基礎的考察」（代表 大塚直）

●令和元年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「社会関係・リスクの複合化と不法行為法の再構築」（研究代表者 瀬川信久）
・早稲田大学比較法研究所共同研究「不法行為法改正に向けた基礎的考察」（代表 大塚直）

●令和 2 年度
・科学研究費補助金・基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金・基盤研究（B）「不法行為法の機能転換－リスクの抑止と受容」（研究代表者 大塚直）
・早稲田大学比較法研究所共同研究「不法行為法改正に向けた基礎的考察」（代表 大塚直）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）
・民法研究 3A（前期 2 単位）：債務不履行による損害賠償（塡補賠償）に関するドイツ法の研究論文を訳読し、関連する問題を検討した。
・民法研究 3B（後期 2 単位）：比較法の観点から契約法を論じるドイツ語の教科書を訳読し、特に債務不履行責任の帰責事由要件に関する問題を検討した。
・民法 3A（前期 2 単位）：債務不履行による損害賠償（塡補賠償）に関するドイツ法の研究論文を訳読し、関連する問題を検討した。
・民法 3B（後期 2 単位）：比較法の観点から契約法を論じるドイツ語の教科書を訳読し、特に債務不履行責任の帰責事由要件に関する問題を検討した。

（法曹養成専攻）
・民事法文書作成（通年 2 単位）：起案 1 回分を担当し、民事事件を素材として、弁護士の立場から法律文書を作成する実習を行った。
・民法理論演習（後期 2 単位）：民法 3B（法政理論専攻）と共通
・民法総合 3（前期 2 単位）：債権の回収・管理・保全の分野に関して、長文の事例問題を予習課題とし、双方向形式による授業を行った。
・法律基礎科目演習 B（通年 2 単位）：「財産法の基礎 2」の範囲から事例問題を出題して受講者に法文書を起案させ、弁護士による添削、講評を行った。

・財産法の基礎 2（後期 4 単位の後半。共同担当）：債権総論・債権各論に置かれた諸制度の具体的内容や実際の機能場面につき、予習課題に基づく双方向形式による授業を行った。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・民法研究 3B（後期 2 単位）：不法行為法または契約法の領域から各回の課題論文を選定し、担当者の報告に基づいて議論した。

・民法 3B（後期 2 単位）：不法行為法または契約法の領域から各回の課題論文を選定し、担当者の報告に基づいて議論した。

（法曹養成専攻）

・民法理論演習（後期 2 単位）：民法 3B（法政理論専攻）と共通

・民法総合 3- ③（前期 2 単位）：債権の回収・管理・保全の分野に関して、長文の事例問題を予習課題とし、双方向形式による授業を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・演習（民法）（前期 2 単位、後期 2 単位）：各回ごとに、財産法の重要問題を取り上げ、担当者による報告に基づいて議論・討論を行った。

・特別講義「信託法の理論と実務」（後期 2 単位）：授業の取りまとめ役をつとめた。

●令和 2 年度

・民法（債権総論・相続）【旧民法第三部】（前期 2 単位）：債権総論および相続法の諸制度を取り上げて、具体的な制度内容、実際の機能場面について説明した。

・演習（民法）（前期 2 単位、後期 2 単位）：各回ごとに、財産法の重要問題を取り上げ、担当者による報告に基づいて議論・討論を行った。

・特別講義「信託法の理論と実務」（後期 2 単位）：授業の取りまとめ役をつとめた。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和 2 年度

（経済学部）

・民法（債権総論・相続）（前期 4 単位）：学部の「民法（債権総論・相続）」と共通。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

京都府公害審査会委員

京都府個人情報保護審議会委員（会長）

国家公務員採用総合職試験専門試験（記述式）試験専門委員

●令和 2 年度

京都府公害審査会委員

京都府情報公開・個人情報保護審議会委員（部会長）

大学改革支援・学位授与機構法科大学院認証評価委員会専門委員

国家公務員採用総合職試験専門試験（記述式）試験専門委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本私法学会（監事）

信託法学会（理事）

●令和 2 年度

日本私法学会（監事）

信託法学会（理事）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

不法行為法につき、「現在の研究テーマと最近の活動」に述べた基本構想・分析視角を、個別問題や現代的課題に即してさらに展開するとともに、テキストや注釈書の分担執筆の過程で獲得した問題意識も踏まえて、基本問題を広く取り上げて検討したい。そのほか、不法行為法研究を通じて獲得した視角を道具として、財産法の他の領域の研究にも取り組みたいと考えている。

服部　高宏　HATTORI Takahiro　教　授　ドイツ法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

ドイツ法分野では、連邦制とのかかわりにおける連邦レベルでの立法過程、二院制の政治的動態の特徴の解明に取り組んでいる。 法哲学分野に関しては、引続き、主として応用倫理と法の関連領域で研究を進め、法と倫理の関係の現代的再編の課題に取り組む他、とくにケアの制度化における種々の問題点について、ドイツ法の現代的動向とも関連付けつつ、検討を加えている。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

なし

②論文

●平成28年度

・服部高宏「ドイツ連邦制と生命倫理法制」角田猛之・市原靖久・亀本洋編著『法理論をめぐる現代的諸問題：法・道徳・文化の重層性』(晃洋書房) 126 ～ 135頁

③その他

●平成29年度

・服部高宏「統一テーマ「ケアの法 ケアからの法」について」『ケアの法 ケアからの法 法哲学年報2016』(有斐閣、2017年) 1 ～ 7頁

・服部高宏「シンポジウムの概要」『ケアの法 ケアからの法 法哲学年報2016』(有斐閣、2017年) 108 ～ 118頁

●平成30年度

・連邦法律制定過程の図(ドイツ憲法判例研究会編『ドイツの憲法判例Ⅳ』(信山社、2018年) 446 ～ 448頁、所収)

・服部高宏・横山美夏「大陸法のススメ ── 他国の法の実相を知り，自国の法を問い直す」『法学教室』463号(2019年) 4 ～ 6頁

・服部高宏「書評：関谷昇「アルトジウスの人民主権論とその思想的源流」『法制史研究68』(成文堂、2019年3月) 341 ～ 343頁

(2) 学会報告・講演等

●平成28年度

・服部高宏「(講演)ケアと正義－専門職と法・倫理－」(講演後のパネルディスカッションにもパネリストとして参加)第8回倉敷権利擁護支援フォーラム(平成28年9月17日、於：ライフパーク倉敷大ホール)

・服部高宏「統一テーマ「ケアの法 ケアからの法」について」(2017年日本法哲学会学術大会統一テーマ「ケアの法 ケアからの法」大会委員長として企画趣旨説明(平成28年11月13日、於：立教大学))

●平成29年度

・服部高宏「看護におけるケアとチーム医療 ── 法と倫理の観点から ── 」、2018年3月27日、京都大学医学部付属病院看護師長対象倫理研修(於：京大病院外来棟5階会議室A)

●平成30年度

・第3回主権者教育教材作成ワークショップ(平成31年1月26日・27日、於：京都大学法経本館東棟4階大会議室)にて講演「主権者教育のために－法哲学と比較法からの話題提供－」

・服部高宏「医療従事者の守秘義務と患者の個人情報の取り扱い」、2019年1月31日、京都大学医学部付属病院看護師長対象倫理研修(於：京大病院外来棟5階会議室A)

●令和元年度

・権利擁護(アドボカシー)について 第5回地域共生社会理論研究会

●令和2年度

・京都弁護士会憲法問題委員会会内学習会にて講演「人生の最終段階における医療と法」(令和3年3月10日)

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成28年度

・「持続可能な公共財としての原子力システムの可能性」(研究代表者：高木光京都大学大学院法学研究科教授)研究分担者(平成31年度まで継続参加予定)

・第2回 臨床倫理学入門コース(京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター主催、平成28年8月5日・6日、於：京都大学法経本館大会議室)に講師・ファシリテーターとして参加

●平成29年度

・第3回 臨床倫理学入門コース(京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター主催、平成29年8月10日・11日、於：京都大学法経本館大会議室)に講師・ファシリテーターとして参加

●平成30年度

・国際共同研究加速基金（国際共同研究強化（B））「東アジアにおける終末期医療の倫理的・法的問題に関する国際共同研究」（代表：児玉聡京都大学文学研究科准教授）研究分担者（平成35年度まで継続参加予定）
・第4回 臨床倫理学入門コース（京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター主催、平成30年8月2日・3日、於：京都大学法経本館大会議室）に講師・ファシリテーターとして参加
・応用倫理学コース（京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター・京大オリジナル株式会社主催、平成31年2月18日、於：京都大学文学部校舎地下1階会議室）に講師・ファシリテーターとして参加

●令和元年度
・第5回 臨床倫理学入門コース（京都大学大学院文学研究科応用哲学・倫理学教育研究センター・京大オリジナル株式会社主催、令和元年8月23日・24日、於：京都大学法経本館大会議室）に講師・ファシリテーターとして参加

●令和2年度
・厚生労働科学研究費補助金（政策科学総合研究事業（倫理的法的社会的課題研究事業））小杉 眞司 国民が安心してゲノム医療を受けるための社会実現に向けた倫理社会的課題抽出と社会環境整備（令和5年度まで継続参加予定）
・令和2年度ＧＡＰファンド臨時プログラム：新型コロナウイルス感染症対策に関わる研究開発のプログラム 服部 高宏 with コロナ、ポスト・コロナ社会における新しい生活様式に対応した法（社会ルール）のあり方（令和2年10月1日～令和3年9月30日）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）
・ドイツ法概論（前期1単位）：ドイツの法令・判例・立法資料・法学文献等の特徴と調べ方について説明した。
・ドイツ法研究（通年4単位）：ドイツ憲法及び刑法に関する文献講読および研究指導を行った。
・ドイツ法A（前期2単位）：ドイツ憲法及び刑法に関する文献講読を行った。
・ドイツ法B（後期2単位）：同上

（法曹養成専攻）
・現代ドイツ法政理論（前期2単位）：ドイツの連邦制、政権樹立と政権交代、連邦議会選挙の制度、連邦憲法裁判所の役割について制度の概略と問題点を講義形式で解説した。
・生命倫理と法（後期2単位）：生命倫理と法をめぐる主要問題について講義形式で解説した。

●令和2年度

（法政理論専攻）
・ドイツ法概論（前期1単位）：ドイツの法令・判例・立法資料・法学文献等の特徴と調べ方について説明した。
・ドイツ法研究A（前期2単位）：ドイツの動物法および刑法（共犯論）の文献講読および研究指導を行った。
・ドイツ法研究B（後期2単位）：同上
・ドイツ法A（前期2単位）：ドイツの動物法および刑法（共犯論）の文献講読を行った。
・ドイツ法B（後期2単位）：同上

（法曹養成専攻）
・〔現代ドイツ法政理論RP〕（後期2単位）：連邦制に関するリサーチ・ペーパーの作成指導を行った。
・現代ドイツ法政理論（前期2単位）：ドイツの連邦制、政権樹立と政権交代、連邦議会選挙の制度、連邦憲法裁判所の役割について制度の概略と問題点を講義形式で解説した。
・生命倫理と法（後期2単位）：生命倫理と法をめぐる主要問題について講義形式で解説した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・ドイツ法（前期2単位）：ドイツの法制度の仕組みについて解説した。具体的には、基本法を中心に、行政の仕組みやEU法との関係、刑法を概観した。
・法学入門Ⅱ（後期2単位）：外国法・比較法に関して2回の授業を担当した。
・演習（ドイツ法）（前期2単位）：ドイツの動物法の文献講読を行った。

●令和2年度
・ドイツ法（前期2単位）：ドイツの法制度の仕組みについて解説した。具体的には、基本法を中心に、行政の仕組みやEU法との関係、刑法を概観した。
・演習（ドイツ法）（後期2単位）：ドイツの動物法の文献講読を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・医療倫理・生命倫理概論（前期前半1単位）：生命倫理と法に関して2回の授業を担当した。
・看護倫理（前期1単位）：看護にかかる倫理的概念およびチーム医療に関して2回の授業を担当した。
・研究倫理・研究公正（人社系）（前期集中0.5単位）：著作権関係の講義とグループワーク指導を行った。

・統合科学：生命と社会（生命科学の進歩と人の生活）（後期 2 単位）：生命倫理と法に関して 4 回の授業を担当した。

●令和 2 年度

・看護倫理（前期 1 単位）：チーム医療に関して 1 回の授業を担当した。
・研究倫理・研究公正（人社系）（前期集中 0.5 単位）：著作権関係の講義とグループワーク指導を行った。
・統合科学：生命と社会（生命科学の進歩と人の生活）（後期 2 単位）：生命倫理と法に関して 4 回の授業を担当した。
・日本の社会と法（後期 2 単位）：Kyoto iUP の留学生対象に日本法の特徴を説明し、学習指導を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

・同志社大学法学部嘱託講師・ドイツ法（前期）
・関西学院大学大学院司法研究科・法哲学（後期）
・関西学院大学大学院司法研究科・生命倫理と法（後期）

●令和 2 年度

・関西学院大学大学院司法研究科・生命倫理と法（後期）

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・京都弁護士会資格審査会予備委員（令和元年 11 月まで）
・独立行政法人大学改革支援・学位授与機構法科大学委認証評価委員会運営連絡会議委員（平成 31 年 5 月まで）

●令和 2 年度

・独立行政法人日本学術振興会特別研究員等審査会専門委員、卓越研究員候補者選考委員会書面審査委員及び国際事業委員会書面審査員・書面評価員（令和 2 年 6 月まで）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日独法学会会員（理事：18.10.31 ～）
・日本法哲学会会員（理事：21.11.14 ～）

●令和 2 年度

・日独法学会会員（理事：18.10.31 ～）
・日本法哲学会会員（理事：21.11.14 ～）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

ドイツ法研究に時間を割く時間を確保するのが先決であり、とくに中途半端なままとなっている連邦制研究を進めたいと考えている。

濵本 正太郎　HAMAMOTO Shotaro　教　授　国際機構法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

二つの分野に関する研究を継続的に行っている。一つは、国際法における無効概念について、国際機構法の行為、および、領域併合とその承認を素材として研究を進めている。

もう一つは、投資法・ヨーロッパ法・スポーツ法（ドーピング規制）を題材としつつ、国際法秩序と国内法秩序との間に見られる相互影響と「融合」現象について、現象の網羅的整理を行い、それを基礎として理論的枠組みの構築を進めることである。

併せて、国際裁判における弁護活動や国際機構における交渉等にも積極的に参加し、実務的知見を得て、研究活動に還元させる努力もしている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度

・Shotaro Hamamoto, Akiho Shibata & Hironobu Sakai eds., *"L'être situé", Effectiveness and Purposes of International Law: Essays in honour of Professor Ryuichi Ida,* Leiden, Brill/ Nijhoff, 2015.

②論文

●平成 28 年度

- “From the Requirement of Reasonableness to a ‘Comply and Explain’ Rule: The Standard of Review in the Whaling Judgment”, in Malgosia Fitzmaurice and Dai Tamada eds., *Whaling in the Antarctic: Significance and Implications of the ICJ Judgment,* Leiden, Brill/Nijhoff, 2016, pp. 38-52
- “Domestic Review of Treaty-Based International Investment Awards: Effects of the Metalclad Judgment of the British Columbia Supreme Court”, in Machiko Kanetake & André Nollkaemper eds., *The Rule of Law at the National and International Levels: Contestations and Deference,* Oxford, Hart Publishing, 2016, pp. 99-113

●平成 29 年度

- “Is investment arbitration inimical to the human right to water?” (co-authored with Miharu Hirano (first author), in Julien Chaisse ed., *Charting the Water Regulatory Future,* Cheltenham, Elgar, 2017, pp. 145-166
- “From the Requirement of Reasonableness to a ‘Comply and Explain’ Rule: The Standard of Review in the Whaling Judgment”, in Malgosia Fitzmaurice and Dai Tamada eds., *Whaling in the Antarctic: Significance and Implications of the ICJ Judgment,* Leiden, Brill/ Nijhoff, 2016, pp. 38-52
- “Paradoxical Role of Experts in the Whaling in the Antarctic Case”, *Japanese Yearbook of International Law,* vol. 59 [2016], 2017, pp. 345-359.

●平成 30 年度

- “Status of Unrecognised Subjects: Recent Practice of “Collective Recognition”: Admission to or Granting a Status in an International Organisation”, in Władysław Czapliński, Agata Kleczkowska (eds.), *Unrecognised Subjects in International Law,* Scholar Publishing House Ltd., Warsaw, 2019, pp. 125-146.
- “The Genesis of the ‘Due Regard’ Obligations in the United Nations Convention on the Law of the Sea”, *International Journal of Marine and Coastal Law,* vol. 34, 2019, pp. 7-24.

●令和元年度

- 《Traité d’investissement et arbitrage investisseur-Etat vus par un expert des droits de l’homme: examen critique des rapports de l’Expert indépendant pour la promotion d’un ordre international démocratique et équitable》, Catherine Titi, sous la direction de, *Droit de l’homme et droit international économique,* Bruxelles, Bruylant, 2019, pp. 205-222.

●令和 2 年度

- “Independence and Impartiality of Adjudicators in Investment Dispute Settlement: Assessing Challenges and Reform Options”, *Journal of World Investment and Trade,* vol. 21, 2020, pp. 441-474 (co-authored with Chiara Giorgetti, Steven Ratner, Jeffrey Dunoff, Luke Nottage, Stephan W. Schill and Michael Waibel).
- “Peaceful Settlement of Disputes”, in Jorge E. Viñuales ed. *The UN Friendly Relations Declaration at 50,* Cambridge, Cambridge University Press, 2020, pp. 72-86.

③その他

●平成 28 年度

- 「慣習国際法上の最低待遇（公正衡平待遇）基準の判断につき、世界中の諸国が置かれた状況を見るべきとした（傍論）例 Al Tamimi v. Oman」JCA ジャーナル 63 巻 5 号（2016 年）12-19 頁。
- 「南シナ海仲裁判断の射程」外交 Vol.39（2016 年）23-29 頁。
- 「第 11 章 投資条約仲裁」谷口安平・鈴木五十三（編著）『国際商事仲裁の法と実務』（丸善雄松堂、2016 年）489-543 頁。
- “Debates in Japan over Investor-State Arbitration with Developed States”, *CIGI Investor-State Arbitration Series,* Paper No. 5, 2016, pp. 1-24.
- 《Le Règlement de la CNUDCI sur la transparence dans l’arbitrage entre investisseurs et États fondé sur des traités et la Convention de Maurice sur la transparence》, *Journal du droit international* (Clunet), t. 143, 2016, pp. 1-59

●平成 29 年度

- “Japanese Digest of International Law: Territorial Status of the Northern Territories”, *Japanese Yearbook of International Law,* vol. 60 [2017], pp. 350-378.
- 「『グローバル法』をめぐる正統性問題 ── エリート支配は『忘れられた人々』を生み出すか」論究ジュリスト 23 号（2017 年）14-19 頁。
- 「常設投資裁判所構想について ── ヨーロッパ連合による提案を中心に ──（その 1 ～その 7・完）」JCA ジャーナル 64 巻（2017 年）8 号 3-9 頁、9 号 33-41 頁、10 号 23-30 頁、11 号 10-17 頁、12 号 16-23 頁、65 巻（2018 年）1 号 44-51 頁、2 号 16-22 頁。
- 「国際法から見たトランプ政権の国際経済政策」経済セミナー 2017 年 6・7 月号 43-47 頁。
- “Articles 220, 270-277; Annex V”, in Alexander Proelβed., *The United Nations Convention on the Law of the Sea: A Commentary,* München, Beck; Oxford, Hart Publishing, 2017.
- 「TPP 研究フォーラム連載を終えて（1）・（2）── Brexit・トランプ政権誕生の後の自由貿易体制の行方」（早川吉尚・川瀬剛志・上野達弘・卜部晃史共著）JCA ジャーナル 64 巻 4 号 3-11 頁、5 号 3-13 頁（2017 年）。
- 「裁判所は誰に語るのか ── 日本の裁判所における国際法・外国法の（不）参照」法律時報 89 巻 2 号（2017 年）76-81 頁。

●平成 30 年度

・「国連海洋法条約と BBNJ ── 海洋遺伝資源利益配分に関する制度構想 ── 」国際問題 674 号（2018 年 9 月号）38-46 頁。
・「なぜ条約が憲法に優位するのか ── ベルギーとルクセンブルクの実践」法律時報 90 巻 12 号（2018 年）66-70 頁。
・"Mitigation and Remediation of Environmental Damage", Yann Aguila and Jorge E. Viñuales, *A Global Pact for Environment-Legal Foundations,* E-EENRG Report 2019-1, Cambridge University Press, 2019, pp. 79-84.

●令和元年度
・「IOC って何？」法学教室 473 号（2020 年 2 月）58-61 頁。
・"Mitigation and Remediation of Environmental Damage", Yann Aguila and Jorge E. Viñuales, *A Global Pact for Environment-Legal Foundations,* E-EENRG Report 2019-1, Cambridge University Press, 2019, pp. 79-84.

●令和 2 年度
・「国際法から見た公私パートナーシップ ── 21 世紀におけるグローバル・ヘルスの構造理解のために」法律時報 93 巻 1 号（2020 年）60-65 頁。
・「国際裁判機関間の批判的対話」法律時報 93 巻 4 号（2021 年）73-77 頁。

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度
・"The South China Sea Award and its impact on the Rule of Law at Sea"; "Aligning national interests with the Rule of Law-Japanese experience -", Navigating Towards the Free and Open Seas of Asia: The Rule of Law and International Cooperation, Hanoi, Vietnam, 29 November 2016
・"Peaceful Settlement of International Disputes and Japan", 2016 DILA Academy and Workshop, Meiji Gakuin University, Tokyo, 6 November 2016.
・「第 9 章 投資」環太平洋パートナーシップ（TPP）協定、東京三弁護士会国際セミナー、弁護士会館、2016 年 9 月 28 日
・"The Necessity of International Law of the Sea for Peace and Stability in the Asian Region: the Philippines-China Arbitration as an Example", Asian International Symposium: The Contemporary Maritime Security Issues in the Asian Region: Challenges and Opportunities for Peace, Stability and Sustainability, Center for Southeast Asian Studies, Jakarta, Indonesia, 22 August 2016.
・"The Role of Public International Law in Investment Arbitration: Unlawful annexation and investment treaties", Seminar on ISDS: 2016 FDI Moot Court Competition in Seoul: Balancing Sovereignty and Foreign Investor Protection in International Investment Arbitration: New Challenges and New Proposals, Seoul International Dispute Resolution Center, Republic of Korea, 16 August 2016.
・「投資家対国家仲裁改革に関する諸提案」JETRO/RIETI/WEF/ICTSD 今後の国際通商制度と投資セミナー、東京、2016 年 7 月 12 日。
・"The Law of International Investment-An historical introduction and overview -", Pearl River Academy of International Trade and Investment Law (PRAIA), Macau Cultural Centre, Macau SAR, PRC, 28 June 2016.
・"The EU proposal on the Investment Court System -seen from a Japanese perspective", Lecture series: The European Union as a Global International Actor, Université du Luxembourg, 6 June 2016.

●平成 29 年度
・"External Counsel Perspective", Role of the Agent in International Law Disputes, Centre for International Law, National University of Singapore, 7 February 2018.
・"Genesis of the 'due regard' obligations in UNCLOS", Pacific and Military Uses of the Exclusive Economic Zone: Exploring Coastal and Non-Coastal States' Obligation to Have "Due Regard" to Rights and Duties of Other States in the UN Convention on the Law of the Sea, IREDIES, Université de Paris I Panthéon-Sorbonne, 29 January 2018.
・"Transboundary Marine Pollution", Session III: In quest of a regional regime on transboundary air and marine pollution-A Northeast Asian perspective, Transboundary Air and Marine Pollution in Northeast Asia: Challenges and Responses, Korea National Diplomatic Academy, Seoul, ROK, 10 November 2017.
・"Trends in Europe: Proposed Permanent Court and Brexit", Investor-State Dispute Settlement (ISDS) in the Trump and Brexit Era, 30th LAWASIA Conference, Hotel New Otani, Tokyo, 19 September 2017.
・"Setting up an International Investment Court?", Prospects of Japanese Trade and Investment Policy, 2017 UNCITRAL Japan Seminar, Nagoya University Tokyo Seminar Office, 8 September 2017.
・"Should foreign investments be screened?", Japan-Europe Dialogue on Investment and Security, Bundesverband der Deutschen Industrie / Stiftung Wissenschaft und Politik, Berlin, 8-9 June 2017.
・"Participation by non-disputing treaty parties (Third Session: Investment protection standards under the Energy Charter Treaty, is there a need to clarify?)", Brussels International Energy Charter Forum: Mobilising Investments for a Sustainable Energy Future, International Energy Charter, Bruxelles, 12 May 2017.
・"Collective Recognition/Non-recognition -Practice of International Organizations", Workshop on the Status of Unrecognized Subjects, The Institute of Law Studies of the Polish Academy of Sciences, Warszawa, 8-9 May 2017.
・"Japanese Practice in International Investment Law", Investment Protection for Japanese Companies Post-Trump?, White & Case LLP, Tokyo, 5 April 2017.

●平成 30 年度

- “Overcoming the Modern: Japanese International Laywers and the ‘Greater East Asia Co-Prosperity Sphere’ Project”, International Lawyers and Human Dignity: On the Recurrence of 80 Years from the Racial Laws in Italy, Plazzo Bo, Padova, Italia, 23-24 November 2018.
- “Monitoring, reporting and review in the new ILBI”, Session 3: Environmental Impact Assessments, International Symposium on the Conservation and Sustainable Use of Marine Biological Diversity of Areas Beyond National Jurisdiction, organized by the Ministry of Natural Resources, Xiamen, China, 16-17 October 2018.
- “CJEU’s ‘Europe first!’ jurisprudence: or real danger to the international legal order does not (necessarily) exist ‘outre Atlantique’”, Transjudicial and transnational dialogues -transnational elements in legislation, doctrine and jurisprudence, 2nd Kyoto University-Universität Hamburg Symposium 2018, Kyoto University, 10 October 2018.
- “Perspectives on the Lack of Predictability, Correctness and Coherence”, Part I: Regional Perspective on ISDS Reform, Trade Law Forum, Incheon, ROK, 10 September 2018.
- “Intellectual Property Regime under a Future ILBI”, 2018 International Workshop on BBNJ, Center for Marine Policy Studies, National Sun Yat-sen University, Taipei, ROC (Taiwan), 25 July 2018.
- “The Case of Asia, with Particular Emphasis upon Japan”, The Refugee Admission: How Do the National Legal Systems Respond?, Congrès général Fukuoka, Académie internationale de droit comparé, Kyushu University, Fukuoka, Japan, 24 July 2018.
- “The Ongoing UNCITRAL Discussion on the Possible Reform of Investor-State Dispute Settlement and the EU’s Proposal to Create a Multilateral Investment Court”, What Future for Investment Arbitration?, Congrès général Fukuoka, Académie internationale de droit comparé, Kyushu University, Fukuoka, Japan, 23 July 2018.
- “The Ongoing UNCITRAL Discussion on the Possible Reform of Investor-State Dispute Settlement”, International Economic Law in the Age of Anti-Globalization: Implications on Asia-Pacific States, School of Law, Seoul Nationa University, Seoul, ROK, 8 June 2018.

●令和元年度

- 《Le Japon et le droit international》, Maison universitaire France-Japon, Strasbourg, France, 2 mai 2019.
- 《L’avis 1/17 de la Cour de justice de l’Union européenne sur l’AECG》, Faculté de Droit, Université de Strasbourg, France, 3 mai 2019.
- 《Le droit international des investissements est-il incompatible avec le droit international des droits de l’homme ?》, Faculté de Droit, Université de Strasbourg, France, 6 mai 2019.
- “CETA-Opinion 1/17 of the European Court of Justice -Implications for the Future Trade and Investment Policy of the European Union” and “The Current Debate on an ISDS Reform -Different Perspectives”, Current Developments in the Reform Debate on Investor-State Dispute Settlement, Europa Institut, Universität des Saarlandes, Saarbrücken, Deutschland, 7 May 2019.
- 《Perspectives de l’arbitrage entre l’investisseur et l’État fondé sur un traité》, Académie de droit international de La Haye, cours d’été, 22-26 juillet 2019.
- “An Analysis of Japan’s Immigration Control System-from an International Law Perspective”, Das gemeinsame Seminar der Universitäten Wien und Kyoto 2019, Kyoto, 10 September 2019.
- “Consistency in International Investment Jurisprudence”, Multilateral Reform of Investor-State Dispute Resolution: Dialogue among Different Approaches, Xi’an, China, 15 September 2019.

●令和 2 年度

- “Joint Committees in FTAs/BITs”, Setting a Research Agenda in International Economic Law Workshop Series, Centre for International Law, National University of Singapore, 15 July 2020 (online).
- “Legitimacy of International Courts and Tribunals”, Seoul Academy of International Law, Korea National Diplomatic Academy, 27 October 2020 (online).
- 「投資仲裁の新たな展開」アジア国際法学会日本支部第 11 回秋季研究会、2020 年 11 月 24 日、オンライン。

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

- 平成 26 年度～平成 30 年度科学研究費補助金基盤(B)「ヨーロッパにおける多元的秩序の調整メカニズム ── 制度設計と裁判官対話」(代表者・東京大 伊藤洋一)の研究分担者
- 平成 27 年度～平成 29 年度科学研究費補助金基盤(C)「ヨーロッパ『小国』国内法秩序における国際法の地位 ── 『グローバル法理論』に向けて」研究代表者
- 平成 29 年度～科学研究費補助金基盤(B)「グローバル化のもとでの政策決定・法形成の正統性」(代表者・神戸大 興津征雄)の研究分担者
- 平成 29 年度～令和 2 年度科学研究費補助金基盤(C)「投資条約仲裁における仲裁人の独立性・不偏性 ── 投資条約仲裁の特質解明に向けて」研究代表者
- 平成 31 年度～科学研究費補助金基盤(B)「『裁判官対話』の実態とその可能性：ヨーロッパとアジアの視座から」(代表者・東京大 伊藤洋一)の研究分担者
- 国際法研究会、投資協定仲裁判断例研究会(平成 20 年度～)、International Law Association, Committee on Recognition/Non-recognition（平成 22 年度～平成 30 年度)、International Law Association, Study Group on Socially Responsible Investment（平成 25 年度～平成 30 年度)、International Law Association, Committee on Procedure of International Courts and Tribunals（平成 26 年度～令和 2 年度)などに参加し、適宜報告を行っている。
- Max Planck Encyclopedia of Public International Law 編集委員（平成 30 年度～）
- Max Planck Encyclopedia of International Procedural Law 編集委員（令和元年度～）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・国際機構法（通年4単位）国際機構法の基本的フランス語文献の講読を行った。

・国際機構法研究（通年4単位）国際機構法の基本的フランス語文献の講読を行った。

（法曹養成専攻）

・国際経済法（前期2単位）：国際経済法の事例を用い、裁判・仲裁手続においてどのような法的主張を展開すべきかを議論した。

・EU法（後期2単位）：EU法の基礎について、EU裁判所の判例を中心に議論した。

（公共政策大学院）

・国際経済法（前期2単位）：国際経済法の事例を用い、裁判・仲裁手続においてどのような法的主張を展開すべきかを議論した。

・国際行政論（前期2単位）：危機に瀕している国際制度（WTO紛争処理、国際刑事裁判所、投資仲裁）を取り上げ、その原因と対応策を議論した。

・EU法（後期2単位）：EU法の基礎について、EU裁判所の判例を中心に議論した。

●令和2年度

（法政理論専攻）

・国際機構法（通年4単位）国際機構法の基本的フランス語文献の講読を行った。

・国際機構法研究（通年4単位）国際機構法の基本的フランス語文献の講読を行った。

（法曹養成専攻）

・国際法1（前期2単位）国際法の形成、領域などについて、実務的観点を交えつつ講義した。

・国際法2（後期2単位）海洋法、国際法の適用などについて、実務的観点を交えつつ講義した。

・EU法（後期2単位）：EU法の基礎について、EU裁判所の判例を中心に議論した。

（公共政策大学院）

・EU法（後期2単位）：EU法の基礎について、EU裁判所の判例を中心に議論した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・国際機構法（後期4単位）：国際社会の組織化の法的分析のため、歴史の検討に力点をおいて議論した。

・国際法第一部（総論領域）（後期4単位）：国際法の総論分野につき、事例分析を交えつつ基礎的な講義を行った。

・演習（国際機構法）（前期2単位）：FDI Moot（国際投資仲裁模擬仲裁）に向けて準備し、アジア太平洋予選に参加した。

・演習（国際機構法）（後期2単位）：各自テーマを選び、論文を執筆した。

●令和2年度

・国際機構法（後期4単位）：国際社会の組織化の法的分析のため、歴史の検討に力点をおいて議論した。

・演習（国際機構法）（前期2単位）：FDI Moot（国際投資仲裁模擬仲裁）に向けて準備し、アジア太平洋予選に参加した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

（経済学部）

・国際法第一部（総論領域）（後期4単位）：国際法の総論分野につき、事例分析を交えつつ基礎的な講義を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・外務省「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る諮問委員会」委員

●令和2年度

・外務省「ビジネスと人権に関する国別行動計画に係る諮問委員会」委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・国際法学会会計部長

●令和2年度

・国際法学会会計部長

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

直近の目標は、2019 年に行ったハーグ国際法アカデミー講義の内容を整理して同アカデミー講義録に掲載することである。それをこれまでの投資法研究の一つの区切りとしたい。加えて、スポーツ法・国際機構法（とりわけ非伝統的国際的制度の法的地位）・ヨーロッパ法・人権法などの個別具体的な研究を基礎としつつ、非国家主体を含む法秩序構想につき、最近活発になされているグローバル法をめぐる議論を手がかりとしつつ、取り組んでいきたい。

原田　大樹　HARADA Hiroki　教　授　公法学（行政法学）

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

国家作用が私人や国際機構等に拡散（複線化・多層化）する時代における行政法学のあり方（多元的システム）について研究している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 29 年度
- 『現代実定法入門－人と法と社会をつなぐ』（弘文堂・2017 年）
- 『グラフィック行政法入門』（新世社・2017 年）

●平成 30 年度
- 「【総論】損害」宇賀克也＝小幡純子編『条解 国家賠償法』（弘文堂・2019 年）145-150 頁

●令和元年度
- 『政策実現過程のグローバル化』（弘文堂・2019 年）
- 『現代実定法入門－人と法と社会をつなぐ［第 2 版］』弘文堂 2020/03

●令和 2 年度
- 『判例で学ぶ法学 行政法』（新世社・2020 年）

②論文

●平成 28 年度
- 「自治体クラウド活用に向けた法的課題」NBL1071 号（2016 年）13-23 頁
- 「情報通信技術と政府間関係」都市問題 107 巻 7 号（2016 年）44-52 頁
- 「ビッグデータ・オープンデータと行政法学」法学教室 432 号（2016 年）39-45 頁
- 「本案審理の充実に向けて」判例時報 2308 号（2016 年）13-18 頁
- 「政策実現過程のグローバル化と EU 法の意義」EU 法研究 2 号（2016 年）29-62 頁
- 御手洗潤＝原田大樹「ドイツ BID 最新状況報告」新都市 71 巻 2 号（2017 年）61-71 頁
- 「街区管理の法制度設計－ドイツ BID 法制を手がかりとして」法学論叢（京都大学）180 巻 5 ＝ 6（2017 年）434-480 頁

●平成 29 年度
- 「行政の概念」法学教室 439 号（2017 年）50-57 頁
- 「行政法と民事法」法学教室 440 号（2017 年）78-85 頁
- 「法律と条例」法学教室 441 号（2017 年）58-66 頁
- 坂東暁＝御手洗潤＝原田大樹「ドイツ BID（Business Improvement District）の実地調査報告」Urban Study64 巻（2017 年）101-119 頁
- 「行政行為論と行為形式論」法学教室 442 号（2017 年）68-75 頁
- 「行政裁量」法学教室 443 号（2017 年）76-85 頁
- 「行政行為の分類」法学教室 444 号（2017 年）80-88 頁
- 「契約と行政行為」法学教室 445 号（2017 年）94-102 頁
- 「行政訴訟と民事訴訟」自治研究 93 巻 11 号（2017 年）44-63 頁
- 「行政行為の効力」法学教室 446 号（2017 年）72-81 頁
- 「グローバル化の課題」行政法研究 20 号（2017 年）1-15 頁
- 「公共空間のグローバル化と国内行政法の変容－銀行監督を手がかりとして」論究ジュリスト 23 号（2017 年）51-59 頁
- 「行政行為の無効と取消」法学教室 447 号（2017 年）62-69 頁
- 「行政行為の取消と撤回」法学教室 448 号（2018 年）70-79 頁
- 「行政立法と行政基準」法学教室 449 号（2018 年）60-69 頁

・「行政上の義務履行確保」法学教室 450 号（2018 年）58-68 頁
・「特集『政策実現過程のグローバル化と法理論』序」社会科学研究（東京大学）69 巻 1 号（2018 年）1-4 頁
・「投資協定仲裁と行政救済法理論」社会科学研究（東京大学）69 巻 1 号（2018 年）177-201 頁

●平成 30 年度
・「国家賠償」法学教室 451 号（2018 年）90-99 頁
・「損失補償」法学教室 452 号（2018 年）60-67 頁
・「所有権の内在的制約（上）」NBL1122 号（2018 年）28-38 頁
・「行政審判」法学教室 453 号（2018 年）60-69 頁
・「所有権の内在的制約（下）」NBL1124 号（2018 年）58-66 頁
・「平等原則と比例原則」法律時報 90 巻 8 号（2018 年）16-21 頁
・「当事者訴訟」法学教室 454 号（2018 年）72-80 頁
・「地域自治の法制度設計」地方自治 848 号（2018 年）2-32 頁
・「取消訴訟の審理と判決効」法学教室 455 号（2018 年）84-93 頁
・「行政法解釈と社会保障制度」社会保障法研究 8 号（2018 年）43-66 頁
・「取消訴訟の訴訟要件」法学教室 456 号（2018 年）82-91 頁
・「仮の救済」法学教室 457 号（2018 年）62-71 頁
・「行政委員会」法学教室 458 号（2018 年）72-80 頁
・「道州制と圏域構想」法学教室 459 号（2018 年）66-74 頁
・「独立行政法人論と行政主体論」法学教室 460 号（2019 年）76-85 頁
・「公物と私法秩序」法学教室 461 号（2019 年）84-94 頁
・「社会福祉サービス提供と個人情報保護」都市問題 110 巻 2 号（2019 年）73-80 頁
・「総括コメント【個別行政法からみた行政争訟制度のあり方(2)】」自治研究 95 巻 3 号（2019 年）27-34 頁
・「行政法各論と参照領域論」法学教室 462 号（2019 年）82-90 頁

●令和元年度
・「政策実現過程のグローバル化と日本法の将来」浅野有紀＝原田大樹＝藤谷武史＝横溝大編『政策実現過程のグローバル化』（弘文堂・2019 年）351-376 頁
・「投資協定仲裁と行政救済法理論」浅野有紀＝原田大樹＝藤谷武史＝横溝大編『政策実現過程のグローバル化』（弘文堂・2019 年）134-161 頁
・「銀行監督のグローバル化と国内行政法の変容」浅野有紀＝原田大樹＝藤谷武史＝横溝大編『政策実現過程のグローバル化』（弘文堂・2019 年）50-66 頁
・「政策実現過程のグローバル化」浅野有紀＝原田大樹＝藤谷武史＝横溝大編『政策実現過程のグローバル化』（弘文堂・2019 年）1-8 頁
・「行政法学からみた法多元主義」法哲学会年報 2018 号（2019 年）10-25 頁
・「社会の中の法学」法律時報 92 巻 1 号（2020 年）22-27 頁
・「特別弔慰金を受ける権利」論究ジュリスト 32 号（2020 年）104-108 頁
・「警察法学の発展可能性」大橋洋一＝仲野武志編『法執行システムと行政訴訟』（弘文堂・2020 年）179-199 頁
・「処分なき行政訴訟の理論的課題」法学論叢（京都大学）186 巻 5 ＝ 6 号（2020 年）107-144 頁
・「行政法学から見た強制処分法定主義」犯罪と刑罰 29 号（2020 年）93-108 頁

●令和 2 年度
・「情報技術の展開と行政法（上）」法律時報 92 巻 9 号（2020 年）118-123 頁
・「情報技術の展開と行政法（下）」法律時報 92 巻 10 号（2020 年）124-129 頁
・「規制戦略論からみたデジタルプラットフォーム取引」現代消費者法 48 号（2020 年）35-43 頁
・「地方自治制度の持続可能性」法政研究 87 巻 3 号（2020 年）883-914 頁
・「行政法学から見た不動産登記法（上）」法律時報 93 巻 1 号（2021 年）92-97 頁
・「行政法学から見た不動産登記法（下）」法律時報 93 巻 2 号（2021 年）100-108 頁
・「コロナ・人権・民主主義」法律時報 93 巻 4 号（2021 年）1-3 頁

③その他

●平成 28 年度
・「保険医療機関指定拒否処分と憲法 22 条」岩村正彦編『社会保障判例百選［第 5 版］』（有斐閣・2016 年）24-25 頁
・「まちづくり」条例政策研究会編『行政課題別条例実務の要点』（第一法規・1998［2016］年）7001-7030 頁

●平成 29 年度
・「国民健康保険の保険料と租税法律主義」宇賀克也他編『行政判例百選Ⅰ［第 7 版］』（有斐閣・2017 年）48-49 頁
・「租税関係と信義則」宇賀克也他編『行政判例百選Ⅰ［第 7 版］』（有斐閣・2017 年）50-51 頁

●平成 30 年度
・「じん肺管理区分決定の法的性格」行政法研究 24 号（2018 年）139-151 頁
・「新聞折込チラシと消費者契約法の『勧誘』」メディア判例百選［第 2 版］（2018 年）134-135 頁
・「消費者行政法の発展可能性」消費者法ニュース 116 号（2018 年）3 頁
・「原子力規制委員会・その後」日本エネルギー法研究所月報 253 号（2018 年）1-3 頁

●令和元年度
- 「学界展望 行政法」公法研究 81 号（2019 年）270-301 頁
- 「産業廃棄物処理施設の設置許可申請者が県条例に定める周辺住民への周知義務を履行しなかったとしても，廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適正配慮要件・設置許可取消事由に該当するものではないとして，その取消処分を取り消した環境大臣の裁決の取消請求が棄却された事例（名古屋高判平 30・4・13）」判例評論（判例時報）732 号（2427 号）7-13（169-175）頁

●令和 2 年度
- 「学界展望 行政法」公法研究 82 号（2020 年）280-312 頁

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度
- 「政策実現過程のグローバル化」日本銀行金融研究所セミナー，2016 年 6 月 13 日，日本銀行金融研究所（東京）
- 「政策実現過程のグローバル化と EU 法の意義」第 9 回一橋 EU 法研究会，2016 年 6 月 25 日，一橋大学大学院法学研究科（国立）
- 「本案審理の動向と課題」第 16 回行政法研究フォーラム，2016 年 7 月 30 日，立命館大学大学院法務研究科（京都）
- 「街区管理の法制度設計 ── ドイツ BID 法制を手がかりに」第 3 回 21 世紀地方自治制度研究会，2016 年 12 月 16 日，総務省（東京）

●平成 29 年度
- 「ドイツ BID 法制の特色と課題」第 8 回官民連携まちづくり研究会，2017 年 4 月 28 日，京都大学経営管理大学院（京都）
- Finanzmarktaufsicht unter Internationalisierung, Achtes deutsch-japanisches Rechtssymposium “Wie viel Offenheit-wie viel Ordnung? Staat, Recht und Gesellschaft nach dem Verlust des (neo-) liberalen Marktglaubens”, 2017 年 9 月 19 日，東京大学大学院法学政治学研究科（東京）

●平成 30 年度
- 「人口減少時代の条例制定支援」自治立法に関する総合研修・基調講演，2018 年 6 月 18 日，日本弁護士連合会（東京）
- 「自主規制の意義」第 4 回消費者法におけるルール形成の在り方等検討ワーキンググループ，2018 年 6 月 25 日，消費者委員会（東京）
- 「総括コメント」個別行政法からみた行政争訟制度のあり方，2018 年 6 月 30 日，九州大学大学院法学研究院（福岡）
- 「行政法学からみた法多元主義」日本法哲学会 2018 年度学術大会，2018 年 11 月 11 日，東京大学大学院法学政治学研究科（東京）
- 「行政訴訟の現状と展望－グローバル化時代の行政救済法」最高裁判所講演会，2019 年 1 月 22 日，最高裁判所（東京）
- 「グローバル化と裁判所」ICU 講演会，2019 年 1 月 23 日，国際基督教大学教養学部（東京）
- Globalization on Policy Materialization and the Future of the Japanese Law, International Workshop on Globalization in Enforcement and Dispute Resolution from the Perspective of Legal Theory, 2019 年 3 月 5 日，同志社大学大学院法務研究科（京都）
- Reform der Verwaltungsrechtsdogmatik angesichts der Reduzierung des demographischen Saldos, Fortentwicklung des Verwaltungsrechts, 2019 年 3 月 15-16 日、コンスタンツ大学（ドイツ）

●令和元年度
- 「行政訴訟と民事訴訟の関係」大阪弁護士会・行政専門弁護士養成講座 第 19 シリーズ講演会，2019 年 4 月 26 日，大阪弁護士会（大阪）
- 「政策実現過程のグローバル化と日本法の課題」関西行政法研究会平成 31 年 4 月例会，2019 年 4 月 28 日，大阪学院大学（大阪）
- 「行政法学と警察法学」2019 年度夏期九州公法判例研究会（科研基盤 B「行政争訟制度の新たな地平」研究会），2019 年 7 月 13 日，九州大学大学院法務学府（福岡）
- 「多層的法秩序と公法学」第 4 回 Staatsrecht 研究会，2019 年 7 月 20 日，大阪大学大学院法学研究科（大阪）
- 「グローバル化をめぐる議論の現状と課題」科学研究費基盤研究 A「グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析」（GNL）2019 年度第 1 回全体研究会，2019 年 7 月 21 日，京都大学大学院法学研究科（京都）
- 「行政処分なき行政訴訟の諸問題」行政実務研究会，2019 年 10 月 04 日，司法研修所（埼玉）
- 「圏域構想の法的意義」科学研究費基盤研究 A「グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析」（GNL）2019 年度第 2 回研究会（ローカル実証チーム主催），2019 年 10 月 19 日，京都大学大学院法学研究科（京都）
- 「情報技術の展開と行政法」第 1 回行政法の基礎理論研究会，2020 年 1 月 13 日，東京大学大学院法学政治学研究科（東京）
- 「エネルギー安全保障と国内行政法」日本エネルギー法研究所エネルギー安全保障に関する国際問題検討班第 9 回研究会，2020 年 2 月 3 日，日本エネルギー法研究所（東京）

●令和 2 年度
- 「パーソナルデータ保護法制を形成する民主主義のあり方」第 9 回パーソナルデータ + α 研究会，2020 年 4 月 18 日，オンライン
- 「行政法学から見た不動産登記法」第 3 回新しい土地法研究会，2020 年 7 月 25 日，オンライン
- 「規制戦略論からみたデジタルプラットフォーム取引」日本消費者法学会第 13 回大会，2020 年 11 月 8 日，オンライン（同志社大学大学院法学研究科）
- 「プラットフォームビジネス規制の制度設計」プラットフォームビジネス研究会，2021 年 2 月 13 日，オンライン（大阪大学大学院法学研究科）
- 「源泉徴収と納税の告知」京都大学公法判例研究会，2021 年 3 月 4 日，オンライン

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
- 科学研究費 基盤研究 B・代表
  政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：横山美夏・京都大学教授）
  変容する現代所有概念の再構築 ── 所有概念の多元的モデル化
- 科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：高木光・京都大学教授）
  持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：浅野有紀・同志社大学教授）
  トランスナショナル・ローの法理論－多元的法とガバナンス
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：村上裕章・九州大学教授）
  個別行政法の視座から構想した行政争訟制度改革

●平成 29 年度
- 科学研究費 基盤研究 B・代表
  政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築
- 科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：高木光・京都大学教授）
  持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：浅野有紀・同志社大学教授）
  トランスナショナル・ローの法理論－多元的法とガバナンス
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：村上裕章・九州大学教授）
  個別行政法の視座から構想した行政争訟制度改革

●平成 30 年度
- 科学研究費 基盤研究 B・代表
  政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築
- 野村財団 社会科学助成（国際交流助成（研究者の招聘））
  政策実現過程のグローバル化と法執行・紛争解決の法理論
- 科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：高木光・京都大学教授）
  持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：浅野有紀・同志社大学教授）
  トランスナショナル・ローの法理論－多元的法とガバナンス
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：横山美夏・京都大学教授）
  持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：村上裕章・九州大学教授）
  個別行政法の視座から構想した行政争訟制度改革

●令和元年度
- 科学研究費 基盤研究 B・代表
  政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築
- 科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：高木光・京都大学教授）
  持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：浅野有紀・同志社大学教授）
  トランスナショナル・ローの法理論－多元的法とガバナンス
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：村上裕章・九州大学教授）
  個別行政法の視座から構想した行政争訟制度改革
- 科学研究費 基盤研究 B・分担（研究代表者：横山美夏・京都大学教授）
  持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－
- 科学研究費 基盤研究（A）・代表
  グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析（2019 年度分）
- 科学研究費 基盤研究（A）・代表
  グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析

●令和 2 年度

・科学研究費 基盤研究(A)・代表
グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析
・科学研究費 基盤研究 B・分担(研究代表者：村上裕章・九州大学教授)
個別行政法の視座から構想した行政争訟制度改革
・科学研究費 基盤研究 B・分担(研究代表者：横山美夏・京都大学教授)
持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－
・日本フンボルト協会 日独共同研究奨学金(2020 年度)
情報通信技術の発展と行政法学の変容(助成対象者：Prof. Dr. Timo Rademacher)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・行政法研究 3A/3B(前期・後期各 2 単位)：ドイツの行政法理論の最新動向
・行政法 3A/3B(前期・後期各 2 単位)：ドイツの行政法理論の最新動向
(法曹養成専攻)
・公法総合 1(前期 2 単位)：行政救済法を中心とする行政法理論・判例の検討
・公法総合 2(後期 2 単位)：行政作用法総論を中心とする行政法理論・判例の検討
・現代の行政法制(前期 2 単位)：参照領域(行政法各論)を中心とする行政法理論・実務・判例の検討
・環境政策と法(前期 2 単位)：環境行政法分野の法制度と実務の検討
(公共政策大学院)
・行政法各論(前期 2 単位)：参照領域(行政法各論)を中心とする行政法理論・実務・判例の検討

●令和 2 年度
(法政理論専攻)
・ドイツ法文献読解(仲野・原田)(前期後半 1 単位)：現代ドイツ公法学の重要文献の講読
・行政法研究 2A/2B(前期・後期各 2 単位)：ドイツの行政法理論の最新動向
・行政法 2A/2B(前期・後期各 2 単位)：ドイツの行政法理論の最新動向
(法曹養成専攻)
・公法総合 1-①(前期 2 単位)：行政救済法を中心とする行政法理論・判例の検討
・公法総合 1-②(前期 2 単位)：行政作用法総論を中心とする行政法理論・判例の検討
・現代の行政法制(前期 2 単位)：参照領域(行政法各論)を中心とする行政法理論・実務・判例の検討
・行政法理論演習(前期 2 単位)：ドイツの行政法理論の最新動向
(公共政策大学院)
・行政法各論(前期 2 単位)：参照領域(行政法各論)を中心とする行政法理論・実務・判例の検討

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・演習(行政法)(後期 2 単位)：現代社会の具体的課題に即した行政法理論の検証

●令和 2 年度
・演習(行政法)(前期 2 単位)：警察法・警察実務の現状と課題の検討
・行政法(総論)【旧行政法第一部】(後期 4 単位)：行政作用法総論を中心とする行政法理論の検討

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
・営業規制の平準化に関する検討会(厚生労働省)
・国家公務員採用総合職試験専門委員(行政法)(人事院)
・京都府情報公開・個人情報保護審議会委員(京都府)
・京都市第一行政不服審査会委員(京都市)
・三重県公文書等管理審査会委員(三重県)
・消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ(消費者委員会)
・デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会(総務省)

●令和 2 年度
・営業規制の平準化に関する検討会(厚生労働省)
・国家公務員採用総合職試験専門委員(行政法)(人事院)
・京都府情報公開・個人情報保護審議会委員(京都府)
・京都市第一行政不服審査会委員(京都市)

・三重県公文書等管理審査会委員（三重県）
・消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ（消費者委員会）
・デジタル時代の地方自治のあり方に関する研究会（総務省）

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
・日本公法学会
・日本消費者法学会（理事）

●令和２年度
・日本公法学会
・日本消費者法学会（理事）

Ⅲ－４　受賞の状況

●令和元年度
・Humboldt Alumni Award

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまで，複線化・多層化時代における行政法理論のあり方を中心に分析を行ってきた。今後はその深化に加え，コミュニケーションのあり方が変容する時代における公法理論の方向性を模索するとともに，これらの成果を反映した行政法学の体系書を執筆し，行政法学の理論的フォーメーションの改革に概観性を与える作業を行いたい。

ヒジノ ケン　ビクター レオナード　HIJINO Ken Victor Leonard　教　授　政治学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－１　現在の研究テーマと最近の活動

I have three main research projects ongoing. The first is to collect, code, and compare campaign material for local elections (gubernatorial, mayoral, and legislative), with particular focus on coordinating on policy issues within parties across national and local levels. The second is to investigate ideas and ideologies at municipal level on issues such as decentralization, depopulation, local democracy reform, and NIMBY. The third is an ongoing project to explain regional strongholds for statewide parties and why territorial factors persist in electoral competition.

In terms of education, I have been expanding in new directions. I am currently instructing a PhD candidate working on ideas behind the establishment of the Meiji local government system through a historical institutionalist approach. And form this autumn, I will be accepting a research student working on comparative decentralization. I am also designing and will offer a new undergraduate course on local government in comparative perspective that will look at the origins and evolution of modern local government systems in unitary and federal states, introducing in accessible format key comparative theories in the field.

Ⅰ－２　最近５年間（平成 28 年４月～令和３年３月）の研究成果

（1）公表された著作

①著書

●平成 28 年度
編著
・“Selling the Idea of Local Power: Decentralization Reforms Since the 1990s” in *Power in Contemporary Japan* (pp. 219-238) Palgrave Macmillan, London.
・“Regional Inequality in 2014: Urgent Issue, Tepid Election”in Pekkanen R. J., Reed S. R., Scheiner E. (eds) *Japan Decides 2014.* Palgrave Macmillan, London

●平成 29 年度
単著
・*Local Politics and National Policy: Multi-level Policy Conflicts in Japan and Beyond.* Routledge, Abingdon.

●平成 30 年度
編著
・“Intergovernmental Relations in Japan: Local Government Participation in National Policy Making”in Farazmand, A. (ed.) *Global Encyclopedia of Public Administration, Public Policy, and Governance* (2018) Springer Link.

●令和元年度
編著
・Hijino, K. V. (2019). Winds, Fevers and Floaty Voters. *eds. Funabashi, Yoichi. & Ikenberry, John. The Crisis of Liberal Internationalism: Japan and the World Order, Brookings Institution Press.*

②論文

●平成 28 年度

• Hijino, K. V. L. (2016). Local Politics in Japan: The Old Guard Strikes Back. *Asian Survey, 56* (5), 879-904.

●平成 30 年度

• “Party Ideologies and Regional Inequality: An Analysis of Party Manifestos in Japan” co-authored with Winkler, C. *Asian Studies Review.* Vol 42.4. September 2018. (pp. 586-606)

●令和元年度

• “Identity politics in Okinawan elections: the emergence of regional populism.” Co-authored with Gabriel Vogt. *Japan Forum.* pp. 1-27. Routledge, 2019.

●令和 2 年度

• “What drives Japanese regional elections? Multilevel factors and partisan independents.” *Regional & Federal Studies* (2020): 1-14.

③その他

なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 29 年度

• 学会報告 “Local Politics and National Policy” Nordic Association of Japanese Studies, Stockholm 2017, May 15th

• 学会報告 “Legislative turnover and multilevel party organizations: Canada as an outlier” 日本比較政治学 2017, June 17th

• 学会報告 “Local Politics and National Policy in Japan: Mulitlevel Policy Conflicts between Governors and Governments, 1990-2015” European Association of Japanese Studies, Lisbon 2017, September 2nd

●平成 30 年度

• 学会報告 “ ‘Nationalizing’Local Elections and ‘Localizing’ National Elections: Japanese Candidate Manifestos in a Multilevel Context” 日本行政学会 Tokyo 2018, May 26th,

• 学会報告 “Identity Politics in Okinawan Elections: The Emergence of Regional Populism”, co-presented with Gabriel Vogt. International Political Science Association Brisbane 2018, July 25th

• 学会報告 Directly-elected Executives and Manifesto Coordination Across Levels: the Case of Japan IPSA/AISP 25th World Congress of Political Science Brisbane/Australia, July 21-25, 2018 2018 年 7 月 24 日

• 研究会報告 “Competing Conceptions of Local Democracy Reform” German Institute of Japanese Studies seminar Tokyo 2018, October 20th

• 講演 “Designing Local Democracy: Institutional Reform Proposals for Local Elections and Assemblies in Japan” VSJF Conference “Social Science Research and Society in Japan and Germany: Impact, Institutions and Perspectives” Berlin 2018, November 24th

●令和元年度

• 研究会報告 “The Disruptive Effects of Local Presidents on Partisan Unity: Vertical and Horizontal Manifesto Coordination around Governors in Japan”JSPS-FNRS Joint-Seminar 2019, Brussels March 9th

• 学会報告 “‘Nationalising’ Local Elections and ‘Localising’ National Elections: Japanese Candidate Manifestos in a Multilevel Context” Ken Victor Leonard Hijino with Hideo Ishima. ECPR General Conference University of Wrocław, Wrocław 4-7 September 2019, September 5th

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 29 年度

• 科学研究費補助金 基盤 C「A cross-national analysis of regional strongholds for statewide parties」(研究代表者：ヒジノケン、L)

●平成 30 年度

• 科学研究費補助金 基盤 C「A cross-national analysis of regional strongholds for statewide parties」(研究代表者：ヒジノケン、L)

●令和元年度

• 科学研究費補助金 基盤 C「A cross-national analysis of regional strongholds for statewide parties」(研究代表者：ヒジノケン、L)

●令和 2 年度

• 科学研究費補助金 基盤 C「Electoral Coordination in a Multi-level Context: Analysis of Candidate Manifestos in Japanese Subnational Elections」(研究代表者：ヒジノケン、L)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

• Professional Writing (This class aims to enable students to comprehend the features of good English writing and improve the quality of their written output, mainly for academic purposes)

• Professional Writing (ibid.)

（法曹養成専攻）
・Professional Writing (ibid.)
（公共政策大学院）
・Professional Writing (ibid.)
●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・English Presentation (This claims aims to enable students to comprehend the features of effective presentations and improve their skills at communicating ideas using English, including in academic contexts.)
（法曹養成専攻）
・English Presentation (ibid.)
（公共政策大学院）
・English Presentation (ibid.)

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・特別講義「Japanese Politics」
(This is an introductory course on Japanese politics which considers the nature of Japan's political institutions from a comparative perspective.)
●令和 2 年度
・特別講義「Japanese Politics」
(This is an introductory course on Japanese politics which considers the nature of Japan's political institutions from a comparative perspective.)

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・Japan's Political Economy-E2
(This class presents an overview of Japan's post-war modern history and investigates select issues in its political economy.)
・Japanese Politics-E2
(This is an introductory course on Japanese politics which considers the nature of Japan's political institutions from a comparative perspective.)
・Modern Classics in Political Science-E2
(This is a discussion-based class aiming to learn to read, discuss, and write critically about the challenges facing modern liberal democracies from quality articles/ book reviews/ journalism such as Foreign Affairs and The Economist.)
●令和 2 年度
・Japan's Political Economy-E2
(This class presents an overview of Japan's post-war modern history and investigates select issues in its political economy.)
・Japanese Politics-E2
(This is an introductory course on Japanese politics which considers the nature of Japan's political institutions from a comparative perspective.)
・Modern Classics in Political Science-E2
(This is a discussion-based class aiming to learn to read, discuss, and write critically about the challenges facing modern liberal democracies from quality articles/ book reviews/ journalism such as Foreign Affairs and The Economist.)

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
・慶應義塾大学 SDM 大学院 非常勤講師
●令和 2 年度
・慶應義塾大学 SDM 大学院 非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和 2 年度
・日本政治学会 事務局監事

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本行政学会
日本選挙学会
日本比較政治学会
International Political Science Association
European Consortium for Political Research

●令和 2 年度
日本政治学会
日本行政学会
日本選挙学会
日本比較政治学会
International Political Science Association
European Consortium for Political Research

Ⅲ－4　受賞の状況
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

In the coming two years, I hope to work on my three ongoing projects－multilevel manifesto coordination, municipal level ideologies and ideas, and party strongholds in rural areas－by producing individual papers, some in collaboration with other scholars both within and outside Japan. During this time, I hope to bring these themes together for a new book on ideology and ideas driving Japanese local politics and government. I am also hoping to work on a textbook based on my chapter “Japanese Local Government” in the Oxford Handbook of Japanese Politics (2021) and my new course on local government in comparative perspective. The textbook will aim to fill a gap for an undergraduate level, accessible textbook on Japanese local government with a comparative perspective in English.

船越　資晶　FUNAKOSHI Motoaki　教　授　法社会学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動
批判法学を中心とした法社会理論について研究している。とくに、近年は、帝国論やジェンダー論など各論的なテーマへの展開を図っている。また、批判法学を経験的研究に接続すべく、新制度論についても研究を行っている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書
なし

②論文
●平成 28 年度
・船越資晶「リアリズム法学の再検討のために－公私二元論批判」法学論叢 180 巻 3 号 1-22 頁
・船越資晶「「法の帝国」を再想像する」法律時報 89 巻 2 号 100-105 頁
・船越資晶「批判法学の実用化のために－錯誤論再論」法学論叢 180 巻 5 ＝ 6 号 374-408 頁
●平成 29 年度
・船越資晶「批判法学のマルクス」法学論叢 182 巻 4 ＝ 5 ＝ 6 号 128-154 頁
●平成 30 年度
・船越資晶「裁判理論の熟議／闘技民主主義－新制度論研究ノート」法学論叢 184 巻 1 号 1-53 頁
●令和 2 年度
・船越資晶「フェミニズムと現代法学－フランシス・オルセンをめぐって(1)」法学論叢 187 巻 3 号 1-25 頁
・船越資晶「初期「法と経済学」再訪」法学論叢 188 巻 4 ＝ 5 ＝ 6 号 183-218 頁

③その他
なし

(2) 学会報告・講演等
なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
●平成 28 年度
・科学研究費補助金 基盤研究(B)「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」(研究代表者・山元一)の研究分担者(平成 27 ～ 29 年度)
●平成 29 年度
・科学研究費補助金 基盤研究(B)「グローバル化に伴う領域横断的法学研究・教育の課題と可能性」(研究代表者・山元一)の研究分担者(平成 27 ～ 29 年度)
・科学研究費補助金 基盤研究(C)「ジェンダー法学の実用化－批判法学の汎用性」の研究代表者(平成 29 ～ 32 年度)
●平成 30 年度

・科学研究費補助金 基盤研究(C)「ジェンダー法学の実用化－批判法学の汎用性」の研究代表者(平成 29 ～ 32 年度)

●令和元年度

・科学研究費補助金 基盤研究(C)「ジェンダー法学の実用化－批判法学の汎用性」の研究代表者(平成 29 ～ 32 年度)

●令和 2 年度

・科学研究費補助金 基盤研究(C)「ジェンダー法学の実用化－批判法学の汎用性」の研究代表者(平成 29 ～ 32 年度)

・科学研究費補助金 基盤研究(C)「ポストモダンの法曹論：司法政治学の定礎」の代表者(令和 3 年度～ 7 年度)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・法社会学(通年 4 単位)／法社会学研究(通年 4 単位)：法と社会変動

・〔法社会学リサーチ・ペーパー 1〕(通年 2 単位)：法と社会変動

・〔法社会学リサーチ・ペーパー 2〕(通年 2 単位)：法と社会変動

(法曹養成専攻)

・法政策分析(後期 2 単位)：「法の政治化」現象の諸相

・〔法政策分析リサーチ・ペーパー〕(後期 2 単位)：「法の政治化」現象の諸相

●令和 2 年度

(法政理論専攻)

・法社会学(通年 4 単位)／法社会学研究(通年 4 単位)：法と社会変動

・〔法社会学リサーチ・ペーパー 1〕(通年 2 単位)：法と社会変動

・〔法社会学リサーチ・ペーパー 2〕(通年 2 単位)：法と社会変動

(法曹養成専攻)

・法解釈の方法(後期 2 単位)：法解釈方法論の史的展開

・〔法解釈の方法リサーチ・ペーパー〕(後期 2 単位)：法解釈方法論の史的展開

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・法社会学(前期 4 単位)：現代法社会理論の史的展開と法社会学の諸論点

・演習(法社会学)(前期 2 単位、後期 2 単位)：法的思考の系譜

●令和 2 年度

・法社会学(前期 4 単位)：現代法社会理論の史的展開と法社会学の諸論点

・演習(法社会学)(前期 2 単位、後期 2 単位)：法的思考の系譜

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

(経済学部)

・法社会学(前期 4 単位)：現代法社会理論の史的展開と法社会学の諸論点

●令和 2 年度

(経済学部)

・法社会学(前期 4 単位)：現代法社会理論の史的展開と法社会学の諸論点

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本法社会学会(理事)

●令和 2 年度

・日本法社会学会(理事)

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

批判法学を中心としつつ、研究範囲をさらに広げていく。また、引き続き学部•大学院での教育活動を通じて、法社会理論全般について体系的な議論の構築を行っていきたい。

堀江　慎司　HORIE Shinji　教　授　刑事訴訟法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

従来からの主要研究テーマである刑事証拠法、刑事手続と被害者、訴因制度に加え、捜査法にも研究対象を広げている。刑事手続の各段階相互間、及び既存の手続と新しい手続との間の関係を総合的に分析・考察することを心掛けている。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成29年度

・『刑事訴訟法(LEGAL QUEST)［第2版］』(有斐閣)〔宇藤崇・松田岳士と共著〕

・『ケースブック刑事訴訟法［第5版］』(有斐閣)〔井上正仁ほかと共著〕

②論文

●平成29年度

・「別件逮捕・勾留と余罪取調べ」井上正仁ほか編『刑事訴訟法判例百選［第10版］』(有斐閣) 34-37頁

・「GPS捜査に関する最高裁大法廷判決についての覚書」論究ジュリスト22号138-147頁

・「『包括的差押え』について」法学論叢182巻1～3号181-201頁

●平成30年度

・「刑事訴訟法二二〇条一項二号による無令状捜索の空間的範囲」酒巻匡ほか編『井上正仁先生古稀祝賀論文集』(有斐閣) 385-407頁

●令和元年度

・「訴因の明示・特定について－補論」研修，850, 3-18

・「取調べの録音・録画と自白の証拠能力」法律時報，92, 3, 19-25

●令和2年度

・「平成28年改正刑訴法の運用に関する論点の整理と今後の展望」刑法雑誌，59, 3, 4-25

③その他

●平成28年度

・「同意書面・合意書面」「証明力を争う証拠」「写真・録音テープ・ビデオテープ」椎橋隆幸編著『よくわかる刑事訴訟法［第2版］』(ミネルヴァ書房) 184-189頁

●令和元年度

・「座談会・裁判員制度10周年を迎えて」法の支配，194, 5-48

●令和2年度

・「判例の動き」ジュリスト，1544, 158-163

(2) 学会報告・講演等

●平成28年度

・日本刑法学会第94回大会ワークショップ「令状によらない捜索」〔オーガナイザー：池田公博〕にて話題提供(平成28年5月22日・名古屋大学)

●令和元年度

・制度運用に関する論点の整理と今後の展望(共同研究分科会Ⅱ：2016年刑訴法改正後の捜査・訴追と弁護)日本刑法学会第97回大会

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成28年度

・科学研究費補助金基盤研究(C)「新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究」研究代表者

●平成29年度

・科学研究費補助金基盤研究(C)「新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究」研究代表者

●平成30年度

・科学研究費補助金基盤研究(C)「新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究」研究代表者

●令和元年度

・科学研究費補助金基盤研究(C)「新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究」研究代表者

●令和2年度

・科学研究費補助金基盤研究(C)「新たな刑事司法制度の下での弁護人の性質論及び捜査構造論に関する総合的研究」研究代表者

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

- 〔刑事手続法Aリサーチ・ペーパー〕（前期2単位）：刑事手続法に関するリサーチ・ペーパーの指導、評価を行った。
- 〔刑事手続法Bリサーチ・ペーパー〕（後期2単位）：刑事手続法に関するリサーチ・ペーパーの指導、評価を行った。
- 刑事手続法研究A（前期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
- 刑事手続法研究B（後期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
- 刑事手続法A（前期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
- 刑事手続法B（後期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。

（法曹養成専攻）

- 〔刑事訴訟法理論演習リサーチ・ペーパー〕（後期2単位）：刑事手続法に関するリサーチ・ペーパーの指導、評価を行った。
- エクスターンシップ1（後期2単位）：法律事務所における研修に関し、事前指導、研修報告・レポート等の評価を行った。
- 刑事訴訟法理論演習（前期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
- 刑事訴訟法総合1（前期2単位）：主に起訴前の段階における刑事訴訟法解釈論上の諸問題につき、裁判例や設例を素材として問答式による討議を行った。

●令和2年度

（法政理論専攻）

- 〔刑事手続法Aリサーチ・ペーパー〕（前期2単位）：刑事手続法に関するリサーチ・ペーパーの指導、評価を行った。
- 〔刑事手続法Bリサーチ・ペーパー〕（後期2単位）：刑事手続法に関するリサーチ・ペーパーの指導、評価を行った。
- 刑事手続法研究A（前期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
- 刑事手続法研究B（後期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
- 刑事手続法A（前期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
- 刑事手続法B（後期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。

（法曹養成専攻）

- 〔刑事訴訟法理論演習RP〕（前期2単位）：刑事手続法に関するリサーチ・ペーパーの指導、評価を行った。
- エクスターンシップ1（後期2単位）：法律事務所における研修に関し、事前指導、研修報告・レポート等の評価を行った。
- エクスターンシップ2A（後期1単位）：企業法務部等における研修に関し、事前指導、研修報告・レポート等の評価を行った。
- エクスターンシップ2B（後期1単位）：企業法務部等における研修に関し、事前指導、研修報告・レポート等の評価を行った。
- エクスターンシップ2C（後期1単位）：企業法務部等における研修に関し、事前指導、研修報告・レポート等の評価を行った。
- 刑事訴訟法の基礎（前期2単位）：刑事手続全般についての基礎的知識の修得と基本的諸原理の理解を目標とした授業を行った。
- 刑事訴訟法理論演習（前期2単位）：アメリカの刑事手続法に関する英語文献を講読しながら討論を行った。
- 刑事訴訟法総合2-①②③（後期2単位・3クラス）：主に起訴後の段階における刑事訴訟法解釈論上の諸問題につき、裁判例や設例を素材として問答式による討議を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

- 刑事訴訟法（後期4単位）：刑事手続全般についての基礎的知識の修得と基本的諸原理の理解を目標とした授業を行った。
- 法学入門II（後期2単位）：第4・5回（刑事手続の概要等）の授業を担当した。

●令和2年度

- 法学入門II（後期2単位）：第4・5回（刑事手続の概要等）の授業を担当した。
- 演習（刑事訴訟法）（前期2単位）：刑事手続に関する主要なトピックについて、受講生の発表に基づき討論を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・最高裁判所 刑事規則制定諮問委員会幹事
・法務省 平成31年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員
・法務省 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員
・法務省 裁判員制度の施行状況等に関する検討会委員
・法科大学院協会 常務委員

●令和2年度

・最高裁判所 刑事規則制定諮問委員会幹事
・法務省 令和2年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員
・法務省 裁判員制度の施行状況等に関する検討会委員
・法科大学院協会 常務委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本刑法学会理事

●令和2年度

・日本刑法学会理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

Ⅰ－1で述べた研究をさらに推進し、その成果を教育面にも積極的に反映させ、教育と研究の両面が相互に寄与しあうような形で活動するよう努める。

本多　俊雄　HONDA Toshio　教　授　民事訴訟実務

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

実務家(元裁判官)教員として、約36年の実務経験に基づき、民事紛争の解決制度としての民事訴訟の運営等に関する諸問題について研究するとともに、基本的な法理論を備えている法科大学院生に対しては裁判実務に必要な基礎知識の習得に向けた効果的な実務教育の在り方について、一般学生に対しては今後基本的な法理論を習得していく上で有用な裁判実務の諸相の紹介を通じた効果的な実務教育の在り方について、それぞれ研究している。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●令和元年度

・債権法改正と家庭裁判所の実務 日本加除出版
・和解・調停の手法と実践 民事法研究会

②論文

なし

③その他

●平成29年度

・日本書記官協議会神戸家庭裁判所支部における講演
「連携のこころ～チーム力向上のために～」会報書記官53号98～118頁

(2) 学会報告・講演等

●平成29年度

・司法研修所家裁実務研究会における講演「家事上席裁判官に期待すること」

●令和2年度

・京都地方裁判所における講演「若手裁判官に期待すること～裁判官生活を振り返って」

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和2年度

（法曹養成専攻）
・民事訴訟実務の基礎②（前期 2 単位）：民事訴訟において重要な要件事実や事実認定について基礎的な知識と初歩的な応用を習得させる。
・民事裁判演習②（後期 2 単位）：模擬記録を使用して民事訴訟実務の諸問題について演習形式で具体的に考察・検討・討論し、民事訴訟の制度や手続についての理解を確実なものにする。

Ⅱ－2　学部

●令和 2 年度
・特別講義「現代社会と裁判」（前期 2 単位）：現代社会において裁判が果たしている機能や裁判官の役割について基本的な理解を習得させる。実務家教員 3 名の共同担当で、そのうちの民事裁判を担当。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和 2 年度
・ILAS セミナー民事手続の基礎（前期 2 単位）：身近な民事紛争とその解決の在り方について、演習形式での課題検討や討論を通じて理解をさせ、民事訴訟の制度や手続の知識を習得させる。
・民事裁判入門（後期 2 単位）：民事訴訟の制度と手続を概観し、その中で裁判官がどのような原則や過程を通じて判断しているかについての理解を習得させる。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

なし

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

採用初年度であった昨年度は、目の前の授業を充実させることに精一杯であったが、今後は昨年度の経験を踏まえ、各学生が教科に関心を高め、主体的に教科目標を習得することができるように、担当各科目の全体像を意識した上で各回の授業資料や講義内容の工夫を進めていきたい。

前田　雅弘　MAEDA Masahiro　教　授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

わが国における株式会社の適正な管理運営のあり方を、特にアメリカ法における制度を素材として研究している。会社法の改正に関する議論にも関心を有し、研究を続けている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
・『会社法実務問答集Ⅰ（上）（下）』（商事法務）〔北村雅史と共著〕

●平成 29 年度
・『会社法大要［第 2 版］』（有斐閣）〔龍田節と共著〕
・『会社法実務問答集Ⅱ』（商事法務）〔北村雅史と共著〕

●令和元年度
・『会社法実務問答集Ⅲ』（商事法務）〔北村雅史と共著〕

②論文

●平成 28 年度
・「コーポレート・ガバナンスと社外取締役の位置づけ」ジュリスト 1495 号 21 頁
・「インサイダー取引規制と自己株式」金融商品取引法研究会編『金融商品取引法制に関する諸問題（上）』（日本証券経済研究所）178 頁

●平成 29 年度
・「Web 開示制度から新たな電子提供制度へ－ Web 開示一覧から得られる示唆」資料版商事法務 403 号 6 頁

●平成 30 年度

・「（研究報告）会社法制の見直し－『会社法研究会報告書』公表とその後の動向」日本取引所金融商品取引法研究 11 号 2 頁

●令和元年度

・取締役の報酬規制 ジュリスト 1542 号 34 頁

③その他

●平成 28 年度

・「（逐条解説）金融商品取引法 18 条～ 20 条」神田秀樹ほか編著『金融商品取引法コンメンタール 1（定義・開示制度）』423 頁
・「判例解説・全部取得条項付種類株式の価格決定（東京地決平成 27 年 3 月 25 日）」ジュリスト 1492 号（平成 27 年度重要判例解説）111 頁
・「判例解説・従業員持株制度と退職従業員の株式譲渡義務（最判平成 7 年 4 月 25 日）」会社法判例百選［第 3 版］44 頁
・「株主総会当日および総会後の実務に関する諸問題」会報（大阪株式懇談会）755 号 43 頁
・「コーポレートガバナンス・コード導入後の取締役会運営上の諸問題」会報（大阪株式懇談会）757 号 3 頁
・「役員報酬に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）759 号 70 頁
・「（編修）会社法 431 条～ 574 条・743 条～ 979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（平成 29 年版）』（三省堂）

●平成 29 年度

・「判例評釈・責任追及の訴え提起についての監査委員の善管注意義務」私法判例リマークス 55 号 44 頁
・「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）762 号 63 頁
・「（編修）会社法 431 条～ 574 条・743 条～ 979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（平成 30 年版）』（三省堂）

●平成 30 年度

・「判例評釈・株主総会決議による代表取締役の選定」ジュリスト 1518 号 104 頁
・「（逐条解説）金融商品取引法 18 条～ 20 条」神田秀樹ほか編著『金融商品取引法コンメンタール 1（定義・開示制度）〔第 2 版〕』440 頁
・（日本私法学会シンポジウム資料）株主総会の変容と会社法制のあり方「はじめに」商事法務 2175 号 4 頁
・「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）771 号 92 頁
・「株主総会の事例研究Ⅱ」会報（大阪株式懇談会）775 号 51 頁
・「コーポレート・ガバナンス改革を巡る法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）777 号 68 頁
・「株式会社法概論」日本証券業協会編『平成 31 年版・外務員必携』第 3 巻 1 頁〔龍田節と共著〕
・「（編修）会社法 431 条～ 574 条・743 条～ 979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（平成 31 年版）』（三省堂）

●令和元年度

・「判例解説・運送契約上の荷受人」神作裕之＝藤田友敬編『商法判例百選（別冊ジュリスト 243 号）』148 頁
・「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）780 号 58 頁
・「（逐条解説）125 条、252 条、331 条、332 条、342 条の 2、344 条の 2」岩原紳作編『会社法コンメンタール補巻－平成 26 年改正』127、298、355、366、379 頁
・「株主総会の事例研究Ⅱ」会報（大阪株式懇談会）784 号 57 頁
・「会社法制の見直しの概要と実務への影響～株主総会関係を中心に～」全国株懇連合会『第 74 回全国株懇連合会定時会員総会報告書』22 頁
・「株式会社法概論」日本証券業協会編『2020 年版・外務員必携』第 3 巻 1 頁〔龍田節と共著〕
・「機関設計に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）786 号 103 頁
・「（編修）会社法 431 条～ 574 条・743 条～ 979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（令和元年版）』（三省堂）

●令和 2 年度

・「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」会報（大阪株式懇談会）788 号 123 頁
・「株主総会の事例研究Ⅱ」会報（大阪株式懇談会）792 号 79 頁
・「改正会社法に関する諸問題（役員報酬および株主総会資料の電子提供措置を除く）」会報（大阪株式懇談会）794 号 32 頁
・「株式会社法概論」日本証券業協会編『2021 年版・外務員必携』第 3 巻 131 頁〔龍田節と共著〕
・「（編修）会社法 431 条～ 574 条・743 条～ 979 条」判例六法編修委員会編『模範六法（令和 2 年版）』（三省堂）

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度

・日本証券業協会主催、「株式会社法概論」と題して講演（平成 28 年 4 月 15 日）
・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演（平成 28 年 5 月 16 日）
・大阪株式懇談会主催、「株主総会当日および総会後の実務に関する諸問題」と題して講演（平成 28 年 5 月 23 日）

・大阪株式懇談会主催、「コーポレートガバナンス・コード導入後の取締役会運営上の諸問題」と題して講演(平成 28 年 10 月 17 日)
・全国株懇連合会主催、「会社法制の次期見直しに向けた論点」と題して講演(平成 28 年 10 月 21 日)
・大阪株式懇談会主催、「役員報酬に関する法的諸問題」と題して講演(平成 29 年 1 月 30 日)

●平成 29 年度
・日本証券業協会主催、「株式会社法概論」と題して講演(平成 29 年 4 月 12 日)
・大阪株式懇談会主催、「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」と題して講演(平成 29 年 4 月 17 日)
・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演(平成 29 年 5 月 19 日)
・関西経済連合会主催、「会社法改正の動向について」と題して講演(平成 29 年 6 月 2 日)
・大阪株式懇談会主催、「株主総会の事例研究Ⅱ」と題して講演(平成 29 年 10 月 16 日)
・大阪株式懇談会主催、「コーポレート・ガバナンス改革を巡る法的諸問題」と題して講演(平成 30 年 1 月 22 日)

●平成 30 年度
・日本証券業協会主催、「株式会社法概論」と題して講演(平成 30 年 4 月 13 日)
・大阪株式懇談会主催、「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」と題して講演(平成 30 年 4 月 16 日)
・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演(平成 30 年 5 月 18 日)
・京都株式事務研究会主催「次期会社法改正の動向について」と題して講演(平成 30 年 8 月 22 日)
・近鉄グループホールディングス常勤監査役会議主催「次期会社法改正の動向について～株主総会に関する規律の見直しを中心に～」と題して講演(平成 30 年 8 月 31 日)
・日本私法学会シンポジウム(商法)「株主総会の変容と会社法制のあり方」において報告責任者および司会(平成 30 年 10 月 14 日)
・大阪株式懇談会主催、「株主総会の事例研究Ⅱ」と題して講演(平成 30 年 10 月 29 日)
・関西経済連合会主催「会社法制の見直しに関する要綱案について」と題して講演(平成 31 年 1 月 11 日)
・大阪株式懇談会主催、「コーポレート・ガバナンス改革を巡る法的諸問題」と題して講演(平成 31 年 1 月 21 日)

●令和元年度
・日本証券業協会主催、「株式会社法概論」と題して講演(平成 31 年 4 月 10 日)
・大阪株式懇談会主催、「株主総会当日および総会後の実務に関する法的諸問題」と題して講演(平成 31 年 4 月 15 日)
・大阪弁護士会主催、「会社法制(企業統治等関係)の見直しに関する要綱について」と題して講演(平成 31 年 4 月 18 日)
・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演(令和元年 5 月 17 日)
・全国株懇連合会主催、「会社法制の見直しの概要と実務への影響～株主総会関係を中心に～」と題して講演
・大阪株式懇談会主催、「株主総会の事例研究Ⅱ」と題して講演(平成元年 10 月 28 日)
・大阪株式懇談会主催、「機関設計に関する法的諸問題」と題して講演(平成 2 年 1 月 20 日)
・京都株式事務研究会主催、「令和元年会社法改正について」と題して講演(平成 2 年 2 月 17 日)

●令和 2 年度
・大阪商工会議所主催、「株主総会に関する Q&A について」と題して講演(令和 2 年 5 月 29 日)
・大阪株式懇談会主催、「株主総会の事例研究Ⅱ」と題して講演(平成 2 年 10 月 23 日)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

・京都大学商法研究会(京都大学、昭和 62 年～現在)、金融商品取引法研究会(日本取引所グループ、昭和 62 年～現在)、金融商品取引法研究会(日本証券経済研究所、平成 4 年～平成 29 年)、会社法研究会(商事法務研究会、平成 28 年～ 29 年)など、学内外の研究会に定期的に参加している。

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・〔商法 2A リサーチ・ペーパー〕(前期 2 単位):会社法の重要問題についての検討。
・〔商法 2B リサーチ・ペーパー〕(後期 2 単位):会社法の重要問題についての検討。
・商法 2A(前期 2 単価)／商法 2B(後期 2 単位):会社法の重要問題についての検討。
・商法研究 2A(前期 2 単位):会社法の重要問題についての検討。
・商法研究 2B(後期 2 単位):会社法の重要問題についての検討。

(法曹養成専攻)

・商法総合 1(前期 2 単位):紛争解決事例を素材とした会社法制の検討。
・商法総合 2(後期 2 単位):紛争予防のための会社法制の検討。

（公共政策大学院）
・コーポレート・ガバナンス論（後期２単位）：コーポレート・ガバナンス問題の検討。
・企業制度論（前期２単位）：会社法制の主要問題についての検討。
●令和２年度（法政理論専攻）
・商法特別演習（通年４単位）：会社法の重要問題についての検討。
（法曹養成専攻）
・商法総合 1- ②（前期２単位）：紛争解決事例を素材とした会社法制の検討。
・商法総合 2- ③（後期２単位）：紛争予防のための会社法制の検討。
（公共政策大学院）
・企業制度論（前期２単位）：会社法制の主要問題についての検討。

Ⅱ－２　学部
●令和元年度
・演習（商法）（前期２単位）／演習（商法）（後期２単位）：会社法の基本問題の検討。
・特別講義「アセット・マネジメントの実務と法」（後期２単位）：金融商品取引法の概要についての解説（リレー講義）。
●令和２年度
・演習（商法）（前期２単位）／演習（商法）（後期２単位）：会社法の基本問題の検討。
・特別講義「アセット・マネジメントの実務と法」（後期２単位）：金融商品取引法の概要についての解説（リレー講義）。

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目
なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等
なし

Ⅲ－２　各種学外委員
●令和元年度
・法制審議会会社法制部会委員
●令和２年度
・法制審議会会社法制部会委員

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等
●令和元年度
・日本私法学会
●令和２年度
・日本私法学会

Ⅲ－４　受賞の状況
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

株式会社の適正な管理運営のあり方についての研究を続け、発展させるとともに、それらをとりまとめなければならない。またこれと並行して、金融商品取引法等の隣接領域についても、研究を進めていきたい。

牧野　展久　MAKINO Nobuhisa　教　授　刑事訴訟実務

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－１　現在の研究テーマと最近の活動
刑事訴訟に関する著作

Ⅰ－２　最近５年間（平成 28 年４月～令和３年３月）の研究成果
(1) 公表された著作
①著書
なし
②論文
なし
③その他
なし

(2) 学会報告・講演等
なし
(3) 共同プロジェクトへの参加
（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
なし

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院
●令和 2 年度
（法曹養成専攻）
・刑事訴訟実務の基礎②（前期 2 単位）刑事訴訟実務の基礎的知識・考え方を講義
・検察実務演習②（前期 2 単位）検察官の視点から刑事手続に関する諸問題を検討
・検察実務演習①（前期 2 単位）同上
・経済刑法（後期 2 単位）財政経済事件に関する諸問題を検討

Ⅱ－2　学部
なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目
なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等
●令和 2 年度
関西大学法科大学院客員教授

Ⅲ－2　各種学外委員
なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等
なし

Ⅲ－4　受賞の状況
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

検察官の経歴を活かし，刑事実務の問題全般について，研究・教育を行うことができたと思う。引き続き刑事実務の問題全般の研究・教育を進めていきたい。

待鳥　聡史　MACHIDORI Satoshi　教　授　アメリカ政治

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

研究上の関心は、現代アメリカ政治を比較政治学の対象として位置づけることにある。すなわち、現代のアメリカ政治について、他国との比較や時系列比較により把握すること、それによって現代アメリカ政治の全体像を描き出すことを目指している。その過程で、現代日本政治も研究の対象となり、現在は日米両国に実質的な領域はまたがっている。

具体的なアプローチとして、比較政治制度論と呼ばれる分析枠組みを重視している。これは、執政部門（内閣、大統領）と立法部門（議会）の関係および議会内における議員と所属政党執行部の関係について、多様な制度配置相互間の比較分析を進めるものである。また、現代アメリカの大統領・議会関係や議会内政党について、歴史的に形成されてきた政治理念や代表観、政党間競争や部門間協調のパターンと関係づけながら把握することにも努めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果
(1) 公表された著作
①著書
●平成 28 年度
・『「憲法改正」の比較政治学』（共編）弘文堂
・『アメリカ大統領制の現在 ── 権限の弱さをどう乗り越えるか』NHK ブックス
●平成 30 年度
・『民主主義にとって政党とは何か ── 対立軸なき時代を考える』ミネルヴァ書房

・『社会のなかのコモンズ ── 公共性を超えて』(共編)白水社
●令和 2 年度
・『政治改革再考：変貌を遂げた国家の軌跡』新潮社
・『統治のデザイン：日本の「憲法改正」を考えるために』(共編)弘文堂

②論文

●平成 28 年度
・「社会科学者としての高坂正堯 ── 1960 年代におけるアメリカ学派 ── 」五百旗頭眞・中西寛(編)『高坂正堯と戦後日本』(中央公論社刊) 73-99 頁
・「政治学から見た「憲法改正」」駒村圭吾・待鳥聡史(編)『「憲法改正」の比較政治学』(弘文堂刊) 2-18 頁
・"Intellectual Origins of Post-1990 Political Reforms in Japan." In Kazuhiro Takii (ed.), *The Lost Two Decades and the Transformation of Japanese Society* (Kyoto: International Research Center for Japanese Studies), pp. 211-221.
●平成 29 年度
・「アメリカにおける大規模災害と協力的ガバナンス ── 連邦緊急事態管理庁(FEMA)の役割に注目して ── 」五百旗頭真(監修)大西裕(編著)『災害に立ち向かう自治体間連携 ── 東日本大震災にみる協力的ガバナンスの実態 ── 』(ミネルヴァ書房刊) 170-190 頁
・「保守本流の近代主義 ── 政治改革の知的起源と帰結についての試論 ── 」アンドルー・ゴードン・瀧井一博(編)『創発する日本へ ── ポスト「失われた 20 年」のデッサン ── 』(弘文堂刊) 235-260 頁
・「ポピュリズムと政治制度」『法学論叢』第 182 巻 4/5/6 号 78-103 頁
●平成 30 年度
・「コモンズとしての政党」待鳥聡史・宇野重規(編)『社会のなかのコモンズ ── 公共性を超えて』(白水社刊) 163-168 頁
●令和元年度
・「アメリカ大統領制と予算編成」佐々木毅(編)『比較議院内閣制論 ── 政府立法・予算から見た先進民主国と日本 ── 』(岩波書店刊) 97-118 頁。
●令和 2 年度
・「アメリカ政治における長い民主化と帰結としての脆弱化」日本比較政治学会(編)『民主主義の脆弱性と権威主義の強靱性』(日本比較政治学会年報 第 22 号)(ミネルヴァ書房刊) 65-88 頁。
・「単独行動主義大統領制と有権者」『法学論叢』第 188 巻 4/5/6 号 142-165 頁。

③その他

●平成 28 年度
・「分野解説・代議制民主主義と政治参加」『Research Bureau 論究』第 13 号
・「時評論文・アメリカ大統領制の中のトランプ」『生活経済政策』第 242 号
●平成 29 年度
・「時評論文・地方議会改革の文脈を再考する」『地方自治』2017 年 11 月号
●平成 30 年度
・「分野解説・トランプ政権とアメリカ政治」佐々木毅(編)『現代民主政とポピュリズム』(筑摩書房刊)
・「分野解説・大規模自治体における政治的無風状態を考える」『都市問題』4 月号(第 110 巻 4 号)
●令和元年度
・「分野解説・二大政党の硬直化」『国際問題』5 月号(第 681 号)
・「分野解説・統治機構」岡山 裕・西山隆行(編)『アメリカの政治』(弘文堂刊)
・「時評論文・統治機構改革の進め方 ── 「平成の政治改革」からのレッスン」 ── 」『Voice』10 月号
●令和 2 年度
・「時評論文・強い官邸が賢い選択をするには」『Voice』7 月号
・「分野解説・執政部 ─── 日本の首相って強いの？」石橋章一朗・坂本治也(編著)『ポリティカル・サイエンス入門』(法律文化社刊)
・「時評論文・政策よりも再選を優先するトランプ」『中央公論』11 月号
・「時評論文・菅政権は「官邸の力」を何に使うのか」『Voice』1 月号
・書評 "Dynasties and Democracy: The Inherited Incumbency Advantage in Japan, by Daniel M. Smith." Social Science Japan Journal, vol.24, no.1.

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・(報告) "Japanese Domestic Politics and U.S.-Japan Relations." SMU Tower Center Sun & Star Symposium: U.S.-Japan Relations and Security in Asia-Pacific: Challenges and Hopes (於慶應義塾大学)
・(報告) "The Impact on Japanese Politics." Lecture Series: U.S. Presidential Election: The View from Japan (於コロンビア大学)
●平成 29 年度
・(報告) "Unexpectedly Small Impact?: Considering the Trump Administration's Social and Economic Policies from the Institutional Analysis of U.S. Politics." Symposium: Donald Trump, Japan and Canada (於ブリティッシュ・コロンビア大学)
●平成 30 年度

・（報告）「地域に寄り添わないで地域政治を教える ── 事例としての相対化の追求 ── 」日本比較政治学会研究会・自由企画（於東北大学）
・（報告）“Understanding the Transformation of Japanese Policymaking Process from Open Sources.” The 2018 International Political Science Association World Conference（於オーストラリア・ブリスベン市）

●令和元年度
・（報告）「アメリカ政治における長い民主化と帰結としての脆弱化」比較政治学会研究会・共通論題（於筑波大学）
・（報告）“Understanding the Transformation of Japanese Policymaking Process” The 2019 IASIA Conference（於リスボン大学）
・（報告）“Understanding the Transformation of Japanese Policymaking Process: An Analysis of the Prime Minister’s Meeting Data” Research Workshop（於コロンビア大学）

●令和 2 年度
・（報告）“Transformation of Japanese Politics and the Abe/Suga Administrations” Daiwa Anglo-Japan Foundation Webinar “Japan After Abe”（大和英日基金）

（3）共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・平成 26 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 A（研究代表：佐々木毅・学習院大学名誉教授）研究分担者
・平成 27 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B（研究代表：建林正彦・本研究科教授）研究分担者
・平成 28 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 S（研究代表：増山幹高・政策研究大学院大学教授）研究分担者

●平成 29 年度
・平成 26 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 A（研究代表：佐々木毅・学習院大学名誉教授）研究分担者
・平成 27 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B（研究代表：建林正彦・本研究科教授）研究分担者
・平成 28 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 S（研究代表：増山幹高・政策研究大学院大学教授）研究分担者
・平成 29 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 C 研究代表者

●平成 30 年度
・平成 28 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 S（研究代表：増山幹高・政策研究大学院大学教授）研究分担者
・平成 29 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 C 研究代表者

●令和元年度
・平成 31 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 C 研究代表者

●令和 2 年度
・令和 2 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B 研究代表者
・令和 2 年度～ 日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 B（研究代表：徳久恭子・立命館大学教授）研究分担者

Ⅱ 教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1 大学院

●令和元年度
（法政理論専攻）
・アメリカ政治（通年 4 単位）：現代アメリカ政治・比較政治および政治学の研究方法論に関する文献を講読した。文献の内容やリサーチデザインを把握し、的確に批判できる能力を身につけるとともに、自分がこのテーマで論文を書くとすればどうするか、ということを出席者に考えるよう促した。
・アメリカ政治研究（通年 4 単位）：現代アメリカ政治・比較政治および政治学の研究方法論に関する文献を講読した。
（公共政策大学院）
・現代アメリカ政治（後期 2 単位）：日本語文献によるセミナーだが、現代アメリカ政治を体系的に学修できる内容とした。最終回には参加学生による調査発表を行った。

●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・アメリカ政治（通年 4 単位）：現代アメリカ政治・比較政治および政治学の研究方法論に関する文献を講読した。文献の内容やリサーチデザインを把握し、的確に批判できる能力を身につけるとともに、自分がこのテーマで論文を書くとすればどうするか、ということを出席者に考えるよう促した。
・アメリカ政治研究（通年 4 単位）：現代アメリカ政治・比較政治および政治学の研究方法論に関する文献を講読した。

（公共政策大学院）
- 公共政策論 A（前期 2 単位）：公共政策の政治学的分析に必要な基礎概念および戦後日本の公共政策の展開について概観した。
- 現代アメリカ政治（後期 2 単位）：日本語文献によるセミナーだが、現代アメリカ政治を体系的に学修できる内容とした。最終回には参加学生による調査発表を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
- アメリカ政治（前期 4 単位）：政治史の概観と比較政治学の観点からの政治制度の説明を中心に講義を行った。今日のアメリカ政治を相対化して理解できるよう促した。
- 政治学入門 II（後期 2 単位）：主に法学部 1 年次学生を対象として、2 年次以降の専門科目において現代政治行政分野の科目を履修する上で必要となる基礎概念や知識が修得できるよう講義を行った。
- 演習（アメリカ政治）（後期 2 単位）：専門性の高い文献を講読し、参加学生にはその内容を要約発表すること、発表に基づいて議論することを求めた。

●令和 2 年度
- アメリカ政治（前期 4 単位）：政治史の概観と比較政治学の観点からの政治制度の説明を中心に講義を行った。今日のアメリカ政治を相対化して理解できるよう促した。
- 演習（アメリカ政治）（後期 2 単位）：専門性の高い文献を講読し、参加学生にはその内容を要約発表すること、発表に基づいて議論することを求めた。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
- 現代政治分析への招待（後期 2 単位）：現代政治行政分析における基本概念や、それに基づいた現代日本政治の展開について講義を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

政策研究大学院大学 政策研究センター 運営調査委員・客員研究員
雑誌『アステイオン』編集委員
サントリー学芸賞（政治・経済部門）選考委員
総務省「基礎自治体による行政基盤の構築に関する研究会」委員

●令和 2 年度

政策研究大学院大学 政策研究センター 運営調査委員・客員研究員
雑誌『アステイオン』編集委員
サントリー学芸賞（政治・経済部門）選考委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本政治学会会員・理事
日本選挙学会会員
日本比較政治学会会員・理事
日本アメリカ学会会員・評議員

●令和 2 年度

日本政治学会会員・理事
日本選挙学会会員
日本比較政治学会会員
日本アメリカ学会会員・評議員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまで、比較政治学の理論枠組みを用いて、現代アメリカ政治や現代日本政治についての研究を進めてきた。不十分な点もなお多いが、その成果はいずれもそれなりに出ているように思われる。今後は、政治を規定する要因としての制度やルールの形成や修正について、国際比較の観点から考える作業を行いたい。

松本　芳希　MATSUMOTO Yoshiki　教　授　刑事訴訟実務

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

刑事手続の実務において、刑法、刑事訴訟法等の刑事関係法規がどのように解釈・運用されているか、その主要問題について分析・研究し、刑事手続の到達目標である正確な事実認定と適正な量刑を、適正手続の保障の下、迅速、的確に実現していくためには、どのような訴訟運営の形態・手続が望ましいのか、考究に努めている。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

なし

②論文

●令和元年度

・「強制採尿のための留め置きに関する裁判例の検討」刑事法ジャーナル62号59ページ

●令和2年度

・「接見等禁止の当否に関する審査・判断の在り方」ジュリスト1544号168ページ

③その他

なし

(2) 学会報告・講演等

●平成28年度

・司法研修所・平成28年度刑事実務研究会(平成29年2月21日開催)
講演「勾留及び保釈について」

●平成29年度

・台湾法官学院(裁判官研修所)(平成30年3月15日・16日開催)
講演「日本における公判前整理手続の運営と審理計画の策定－裁判員事件を中心に」
「公判審理の在り方－集中審理や公判中心主義、直接主義の理念を反映した証拠調べの方法」
「裁判員裁判の評議における裁判官の役割」

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

なし

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法曹養成専攻)

・刑事模擬裁判(後期)
：刑事訴訟に関する基礎的理解を前提に、事例教材を用い、学生が訴訟関係人(裁判官、検察官、弁護人)の役割を分担して訴訟活動を実践し、講評を受けることで、刑事手続法の実際の機能と役割を生きた形で体得し、証拠に基づく事実認定、証人尋問の実施、各種訴訟行為等の実務の運用についての理解をより確実なものにする。

・刑事裁判演習(後期)
：刑事実体法及び刑事手続法に関する重要問題について、それらが実務上、訴訟手続の具体的場面で、どのような形で取り上げられ、解決されるべきかを、記録教材等を基にして、主として裁判官の視点から、学説や判例理論を踏まえて検討させる。レポート作成や報告・討論を通じて、実務家にとって不可欠な、事案の分析能力、問題点の発見抽出能力、主張や判断の構成、表現能力等を涵養し、実務的な応用力を培う。裁判員裁判の運営、公判前整理手続における争点・証拠の整理、争点に集中した審理の在り方、適正な事実認定などについて、裁判所や当事者が果たすべき役割を意識させながら、実践的に修得させる。

・刑事訴訟実務の基礎(前期)
：刑事訴訟に携わるに際して必要となる実務的な知識と、すでに学習した刑事実体法及び刑事手続法に関する理論的知識の実務への応用力とを修得させ、刑事実務への導入の基礎を教示する。具体的な記録教材を利用して、捜査から第一審公判まで幅広く対象として取り扱い、捜査、公判準備、公判手続、証拠、事実認定の各分野について、それぞれの関連性を意識させつつ、刑事手続全体についての理解を深めさせる。

●令和2年度

(法曹養成専攻)

・刑事模擬裁判①(後期)：令和元年度同様
・刑事裁判演習①(後期)：令和元年度同様
・刑事訴訟実務の基礎③(前期)：令和元年度同様

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・特別講義「現代社会と裁判」(前期)

：現代社会と裁判(前期2単位)：裁判制度の概要、民事裁判・刑事裁判の仕組みと運用、その担い手である法曹が現実に果たしている役割について基本的な理解を得る。講義は、裁判制度、民事裁判、刑事裁判の三部構成とし、それぞれ実務家(裁判官)出身教員が、裁判の仕組みがどのようなもので、どのように運用されているか、また、その課題は何かといった問題について、自らの体験を踏まえて講義する。「刑事裁判」の分野を担当。

●令和2年度

・特別講義「現代社会と裁判」(前期)：令和元年度同様

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・ILASセミナー(全学共通科目・前期)

：犯罪者の処遇のあり方等についても関心を向けつつ、裁判員制度を含む刑事手続の全体像に関する基礎的知識を得させる。初学者が対象であるので、講義による基礎的知識の付与とともに、学生自身が報道等で目にした刑事裁判に関する最新の話題について報告、討論させ、具体的事例についてその処理方法を検討させるなど、ゼミナール形式を生かした授業の進行を行う。

・刑事裁判入門(全学共通科目・後期)

：マスメディア等で日々報じられる犯罪捜査や刑事裁判に関する最新の話題にも言及しつつ、刑事訴訟手続の概要を説明する。我が国における犯罪の現状、犯罪捜査・刑事裁判に関する手続、矯正施設における処遇の実情等について幅広く取り上げ、理解と関心を高めることを目標とする。

●令和2年度

・ILASセミナー：刑事手続の基礎(全学共通科目・前期)：令和元年度同様

・刑事裁判入門(全学共通科目・後期)：令和元年度同様

Ⅲ　学外活動(令和元・2年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

公益財団法人大学基準協会法科大学院認証評価委員会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本刑法学会に所属

●令和2年度

令和元年度同様

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

今後も、刑事関係法規が実務において果たすべき役割・機能についての研究を更に深めていくこととする。

村中　孝史　MURANAKA Takashi　教　授　労働法

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

公正な労働条件の決定方法に関する基礎理論的な検討を行うとともに、労働紛争の公正且つ効率的な解決方法に関する検討を行っている。近年は、経済社会のグローバル化により、労働法が従来用意してきた仕組みがうまく機能しない場面が増加している。従来の枠組みは、19世紀以降の労働運動に支えられた労働立法に由来するところ、技術の進展や経済のグローバル化の結果、産業構造、労働実態、労使関係といった前提条件が著しく変化し、従来の枠組みがうまく機能しなかったと言える。他方、労働者の要保護性がなくなったわけではなく、かえってその内容も変化し、多様な属性をもつ労働者が参加するようになるなど、従来の労働法の枠組みは根本的な見直しを求められている。そうした観点から、具体的には、集団的労使関係法の再検討、労働契約法理の展開による公正な労働条件の実現、公正な紛争解決を通じた労働者の保護、労働者の多様化への対応といった問題を検討している。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

（1）公表された著作

①著書

●平成29年度

・『講座労働法の再生 第1巻 労働法の基礎理論』（共編著）（2017年5月、日本評論社）（第9章「個別労働紛争解決制度の展開と課題」（181-204頁）執筆）

●平成30年度

・“Alt und Jung : Diversität in Aging Societies”（共編著）（2019年1月、Neuer Wissenschaftlicher Verlag）（Die Bedeutung der Erziehung/ Ausbildung für die Beschäftigung in Japan（111-121頁）執筆）

②論文

●令和2年度

・「働き方改革と労働法の役割」民商法雑誌156巻2号（2020年6月）（285-317頁）

③その他

●平成28年度

・共編著『労働判例百選 第9版』別冊ジュリスト52巻4号（2016年11月）（「98 ロックアウト－丸島水門事件」（200-201頁）執筆）

●平成29年度

・「国際高等教育院の設置について－主に組織・制度的観点から－」京都大学国際高等教育院紀要1号（2018年3月）1-82頁

・鼎談「働き方改革と法の役割」ジュリスト1513号（2017年12月）14-33頁

●平成30年度

・「遊筆：就職活動の日程について」労働判例1189号（2019年1月）2頁

（2）学会報告・講演等

●平成28年度

・講演「労働立法の動向と労基法改正案」日本労働ペンクラブ関西支部総会（2016年6月12日）

・講演「労働法整備の現状と今後の課題」京都労働基準協会総会（2016年6月15日）

●平成29年度

・講演「近時の労働立法の展開と働き方改革」京都府社会保険労務士会（2017年11月7日）

●平成30年度

・講演「Grundriβ des japanischen Arbeitsrecht」ウィーン大学法学部（2018年3月25日・26日）

（3）共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成28年度

・京都大学・ウィーン大学共同セミナー「Gleichbehandlung: Grundfragen und Anwendungsprobleme」（2016年9月12日～14日）於ウィーン大学法学部

●平成29年度

・京都大学・ウィーン大学共同セミナー「Einzelfragen der Ungleichbehandlung」（2017年9月10日～12日）於京都大学大学院法学研究科

●平成30年度

・京都大学・ウィーン大学共同セミナー「Digitalisierung-Rechtliche Aspekte」（2018年9月10日～12日）於ウィーン大学 Kapelle Altes AKH

Ⅱ　教育活動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・労働法A（前期）

：債権法改正の労働法への影響を検討するとともに、英米等における解雇規制に関して検討した。

・労働法B（後期）：最新労働判例について検討した。

・労働法研究（通年）

：我が国及び諸外国における労働法判例・学説の動向を検討した。

（法曹養成専攻）

・労働法2（後期）

：応用的な事項も含む労働法の事例を用いて双方向形式で授業を行った。

・労働法理論演習（後期）

：最新の労働判例を素材に労働法の重要論点について検討した。

●令和2年度

（法政理論専攻）

・労働法A（前期）

：債権法改正の労働法への影響を検討するとともに、英米等における解雇規制に関して検討した。

・労働法 B（後期）：最新労働判例について検討した。
・労働法研究（通年）
：我が国及び諸外国における労働法判例・学説の動向を検討した。
・先端労働法 2（前期）：労働法の主要な論点について検討した。
（法曹養成専攻）
・労働法 1（前期）：個別的労働関係法を中心に講義を行った。
・労働法 2（後期）
：応用的な事項も含む労働法の事例を用いて双方向形式で授業を行った。
・労働法理論演習（後期）
：最新の労働判例を素材に労働法の重要論点について検討した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・労働法（前期）
：労働法の基礎的概念や制度を概説することにより、基礎的知識の習得を目指した。
・演習（労働法）（前期）
：事例解析を通じて労働法の概念や制度に関する基本的理解の習得を目指した。
・演習（労働法）（後期）
：事例解析を通じて労働法の概念や制度に関する基本的理解の習得を目指した。

●令和 2 年度
・労働法（前期）
：労働法の基礎的概念や制度を概説することにより、基礎的知識の習得を目指した。
・演習（労働法）（前期）
：事例解析を通じて労働法の概念や制度に関する基本的理解の習得を目指した。
・演習（労働法）（後期）
：事例解析を通じて労働法の概念や制度に関する基本的理解の習得を目指した。
・外国文献研究（前期）
：外見に基づく差別に関する英語文献を講読した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・労働法（経済学部・前期）
：労働法の基礎的概念や制度を概説することにより、基礎的知識の習得を目指した。

●令和 2 年度
・労働法（経済学部・前期）
：労働法の基礎的概念や制度を概説することにより、基礎的知識の習得を目指した。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
・同志社大学司法研究科非常勤講師 労働法 1、労働法 2

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
京都労働基準審議会委員・同会長

●令和 2 年度
京都労働基準審議会委員・同会長

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本労働法学会 理事

●令和 2 年度
日本労働法学会 理事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

Ⅰ－1 で述べたテーマについて研究を継続する予定であるが、とりわけ集団的労働関係法に関する問題に関して重点的に取り組みたいと考えている。また、今までの研究により蓄積した知見を、今まで以上に社会に還元する方法について検討を行い、順次実施していきたいと考えている。

毛利　透　MORI Toru　教　授　憲　法

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

この2年間の後半は新型コロナの甚大な影響を受けたが、研究成果の発表という点では、かなり充実した期間だったといえる。

2020年に、単著の研究書として『国家と自由の法理論』を公刊した。これは、これまでの基礎理論的研究、および著書『表現の自由』刊行後の表現の自由関連の論文をまとめたものである。私の表現の自由論は、憲法学の基礎理論的研究の応用といえるものなので、このようにまとめることも許されると考えた。本書の背景には、法学以外の分野からの注文に応じた近年の論稿により、ユルゲン・ハーバーマスについての研究に区切りをつけることができると考えたことがある。

さらに、同書が成立したことには、2010年代においてハンス・ケルゼンと本格的に取り組み、さらにそこからケルゼンとロバート・アレクシーの法理論の比較へと検討が発展したという事情があった。この研究において、アレクシーとハーバーマスを関連させることができ、書籍にいくばくかでもまとまりをつけることができたと思う。あと、同書には、カール・シュミットを批判的に検討する2編の論文(1編はハーバーマス批判でもある)を含めている。

上記のケルゼン・アレクシー比較は、元々ドイツ語で執筆したものであり、この原文は結局、Zeitschrift für öffentliches Recht に掲載していただくことができた。ケルゼン批判を内容とする同論文を、かつて彼自身が長く編集主任を務め Kelsens Zeitschrift とも呼ばれた同誌に掲載していただけたことには、感慨を禁じ得ない。

さらに、アレクシー研究を行う中で、彼の比例原則理解が非常に奇妙な内容を含んでいることに気づき、別にこの点を批判する論文を執筆することにした。最初日本語で執筆したのだが、あまりにもアレクシーに対して厳しい批判となったので、道義的に、彼が読める言語で発表することが求められるだろうと思い、内容をドイツ向けに再構成しつつドイツ語の論文を執筆した。幸い、こちらはドイツの代表的な雑誌である Der Staat に掲載していただくことができた。

さらに、この2年間の最後のころに、私も寄稿した、日本のヘイトスピーチについて論じる英語の論文集が刊行された。共編者である桧垣伸次教授・奈須祐治教授両氏には、この貴重な企画を実現していただいたことにつき、感謝したい。

その他、2019年の日本公法学会で総会報告を行い、翌年の「公法研究」で論文を公表した。テーマは学会側から割り振られたものであるが、個人的には、世代間正義と民主政についての研究に一応の区切りをつける意味を持たせた。

以前から継続している、インターネット上の表現に対する法的規制についての研究では、2020年3月にコロナが迫る中、間一髪でドイツに出張し、Netzwerkdurchsetzungsgesetz の執行を担当する連邦司法庁(Bundesamt für Justiz)の調査を行い、その結果を研究会で報告した。論文としては、ドイツの発信者情報開示請求について調べたものを公表した。

現在の継続的な活動としては、「法学教室」誌の「判例セレクト」欄の4人の担当者に加わっており、1頁ものながら年3回判例評釈を行うほか、年1回の回顧欄も担当している。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度

なし

●平成29年度

・毛利透ほか『憲法Ⅰ 総論・統治(第2版)』、『憲法Ⅱ 人権(第2版)』(有斐閣、2017年)

●平成30年度

なし

●令和元年度

なし

●令和2年度

・毛利透『国家と自由の法理論：熟議の民主政の見地から』(岩波書店、2020年) xix ＋ 389 ＋ 5頁

・毛利透『グラフィック憲法入門 第2版』(新世社、2021年)

②論文

●平成28年度

・「表現の自由と選挙権の適切な関連づけのために」法律時報88巻5号22-27頁(2016)

・Die Rolle von Verfassungsrecht -bei Rawls, Habermas, und in Japan, Jahrbuch des öffentlichen Rechts, N.F. 64 (2016), S. 795-813

・「萎縮効果論と公権力による監視」法学セミナー742号57-61頁(2016)

●平成29年度

・「インターネット上の匿名表現の要保護性について－表現者特定を認める要件についてのアメリカの裁判例の分析」『憲法の尊厳 奥平憲法学の継承と展開』187-214 頁（樋口陽一ほか編、日本評論社、2017）
・「表現の自由と民主政 萎縮効果論に着目して」『なぜ表現の自由か－理論的視座と現況への問い』26-48 頁（阪口正二郎ほか編、法律文化社、2017）
・Die Rolle von Verfassungsrecht -bei Rawls, Habermas, und in Japan, in: Matthias Jestaedt und Hidemi Suzuki (Hrsg.), Verfassungsentwicklung I, Mohr Siebeck, 2017, S.3-26（前年の同名論文の拡大・修正版）
・「憲法の役割－ロールズ、ハーバーマス、日本」『憲法の発展Ⅰ－憲法の解釈・変遷・改正』5-27 頁（鈴木秀美ほか編、信山社、2017）
・「アレクシーとケルゼンはどう異なるのか－法学における視点選択の意義について」『戸波江二先生古稀記念 憲法学の創造的展開 上巻』31-54 頁（工藤達朗ほか編、信山社、2017）
・「議院内閣制と行政権」『総点検 日本国憲法の 70 年』221-230 頁（宍戸常寿・林知更編、岩波書店、2018）

●平成 30 年度
・「参議院の存在意義」法律時報 90 巻 5 号 18-24 頁（2018）
・「世代間正義と民主主義」『比較憲法学の現状と展望 初宿正典先生古稀祝賀』161-179 頁（毛利透ほか編、成文堂、2018）

●令和元年度
・「国民意識の変化と憲法解釈」法律時報 91 巻 5 号 38-44 頁（2019）
・「アレクシーの原理理論における形式的原理と立法裁量」『憲法の普遍性と歴史性 辻村みよ子先生古稀記念論集』81-101 頁（2019）
・Wirkt in der Abwägung wirklich das formelle Prinzip? Eine Kritik an der Deutung verfassungsgerichtlicher Entscheidungen durch Robert Alexy, Der Staat, 58, 4 (2019) S. 555-573
・「ロールズとハーバーマスにおける宗教と政治」『法執行システムと行政訴訟 高木光先生退職記念論文集』45-63 頁（2019）
・Die Bedeutung der Generationengerechtigkeit für das Verfassungsrecht 法学論叢 186 巻 5・6 号 12-26 頁（2020）

●令和 2 年度
・「立法権にとっての憲法と司法権にとっての憲法」判例時報 2441 号 98-106 頁（2020）
・「「縮小する社会」における民主政」公法研究 82 号 1-26 頁（2020）
・「法理論と憲法」『ハーバーマスを読む』（田村哲樹・加藤哲理編、ナカニシヤ出版）53-79 頁（2020）
・Wie unterscheiden sich Alexy und Kelsen? - Über die Bedeutung der Perspektivenwahl in der Rechtswissenschaft, Zeitschrift für öffentliches Recht, 75, 4 (2020) S.835-855
・An Injunction Banning a Xenophobic Group from Demonstrating: Kawasaki Case(Hate Speech in Japan: The Possibility of a Non-Regulatory Approach (ed. by Shinji Higaki and Yuji Nasu, Cambridge University Press, 2021), at. 324-338
・「ドイツにおける発信者情報開示請求－著作権侵害と人格権侵害それぞれの場合について－」立命館法学 393・394 号 778-804 頁（2021）

③その他

●平成 28 年度
・「内閣法制局と最高裁判所－一憲法研究者からのコメント」法律時報 88 巻 12 号 93-96 頁（2016）

●平成 29 年度
・「憲法訴訟の実践と理論〔第 1 回〕－ヘイトデモ禁止仮処分命令事件」判例時報 2321 号 3-9 頁（2017）
・「特定秘密保護法と表現の自由」『なぜ表現の自由か－理論的視座と現況への問い』193-198 頁（阪口正二郎ほか編、法律文化社、2017）
・「憲法訴訟の実践と理論〔第 5 回〕－アンケート調査による個人情報取得とプライバシー権・表現の自由」判例時報 2334 号 138-146 頁（2017）
・「≪学界展望≫憲法－憲法総論」公法研究 79 号 258-267 頁（2017）
・「憲法訴訟の実践と理論〔第 9 回〕－投票価値較差訴訟の現状と課題」判例時報 2354 号 134-144 頁（2018）
・「オーストリア連邦首相府憲法部による政府提出法案の審査」レファレンス 805 号 3-12 頁（2018）

●平成 30 年度
・「≪学界展望≫憲法－憲法総論」公法研究 80 号 230-239 頁（2018）
・「意見書－裁判官の品位と表現の自由」判例時報 2392 号 107-110 頁（2019）

●令和元年度
・「個人番号（マイナンバー）制度の合憲性」法学教室 472 号 133 頁（2020）

●令和 2 年度
・「大阪市ヘイトスピーチ対処条例の合憲性」法学教室 476 号 127 頁（2020）
・「2019 年参議院議員通常選挙における投票価値較差の合憲性」法学教室 480 号 113 頁（2020）
・「憲法　判例の動き」法学教室 483 号 147-148 頁（2020）
・「憲法 53 条後段の要求があったのに臨時会を長期間召集しないことの合憲性」法学教室 484 号 125 頁（2021）

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度
・「東京で学ぶ 京大の知」シリーズ 22「立憲民主主義の国際化と日本国憲法－公布 70 年の今－」（2016 年 5 月 12 日 京都大学東京オフィス）

・日本法社会学会 2016 年度学術大会 ミニシンポジウム「内閣法制局と最高裁判所の現在」でコメント（2016 年 5 月 28 日 立命館大学）
・The 2nd KYOTO-SWISS Symposium 2016（京都大学 2016 年 10 月 31 日－ 11 月 1 日）での報告 “Legal Problems of Defamatory Speech on the Internet -From the Perspective of Japanese Law”（11 月 1 日）

●平成 29 年度
・Democratization and Constitution in East Asia（国立ソウル大学 2017 年 6 月 9 日）での報告 “Disputes about the Legitimacy of the “New”Democratic Constitution in Postwar Japan”
・大阪弁護士会での講演「表現の自由と選挙－ヘイトスピーチを素材として」（2017 年 11 月 13 日）

●平成 30 年度
・京都大学法科大学院同窓会総会での講演「近時の憲法判例の動向と憲法改正の試みについて」（2018 年 6 月 2 日、京都大学）
・Japanisch-Deutsche Tagung an der Universität Konstanz “Fortentwicklung des Verwaltungsrechts”（2019 年 3 月 15・16 日）での報告 “Die Bedeutung der Generationengerechtigkeit für das Verfassungsrecht”（16 日）
・世界人権問題研究センター・人権大学講座での講演「インターネットと人権－その関係の両義性」（2018 年 11 月 13 日、ハートピア京都）

●令和元年度
・「縮小する社会」における民主政（2019 年 10 月 12 日、第 84 回日本公法学会総会）

●令和 2 年度
・Wirkt in der Abwägung wirklich das formelle Prinzip?（2020 年 9 月 11 日、Internationales Symposium des öffentlichen Rechts (Online Symposium, Department of Law, National Chung Hsing University)

（3）共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・科学研究費・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（代表・高木光教授）
・科学研究費・基盤研究（B）「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（毛利が研究代表者）

●平成 29 年度
・科学研究費・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（代表・高木光教授）
・科学研究費・基盤研究（B）「世代間正義と民主主義の緊張関係についての法理論的・法制度論的考察」（毛利が研究代表者）研究会（2018 年 3 月 28 日、京都大学）で報告「世代間正義と民主主義」
・科学研究費・基盤研究（B）「公法学の歴史的文脈依存性を踏まえた相互連関の追究－グローバル化時代の比較公法研究」（代表・高田篤教授）
・2. Deutsch-Japanisches Verfassungsgespräch “Verfassungsentwicklung II－Verfassungsentwicklung durch Verfassungsgerichte（2017 年 9 月 19-21 日、ドイツ・フライブルク大学）に参加

●平成 30 年度
・科学研究費・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（代表・高木光教授）2019 年 3 月の上記国際シンポジウムで報告
・科学研究費・基盤研究（B）「公法学の歴史的文脈依存性を踏まえた相互連関の追究－グローバル化時代の比較公法研究」（代表・高田篤教授）
・科学研究費・基盤研究（C）「公法と私法の観点を総合した、インターネット上の表現活動への法的規律枠組の探求」（研究代表者）
・世界人権問題研究センター・プロジェクトチーム 1「インターネットと人権」（毛利がチームリーダー）研究会（2018 年 6 月 23 日）で報告「インターネット上の匿名表現の要保護性について」
・国際日本文化研究センターでの共同研究「日本における法・政治・宗教の相互関係」（代表・苅部直教授）

●令和元年度
・科学研究費・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（代表・高木光教授）
・科学研究費・基盤研究（B）「公法学の歴史的文脈依存性を踏まえた相互連関の追究－グローバル化時代の比較公法研究」（代表・高田篤教授）
・科学研究費・基盤研究（B）「憲法秩序の領域分化をめぐる法的論証作法の日独比較」（代表・鈴木秀美教授）2019 年 9 月 16-18 日に東京・熱海で開催された 3. Deutsch-Japanisches Verfassungsgespräch に参加。
・科学研究費・基盤研究（C）「公法と私法の観点を総合した、インターネット上の表現活動への法的規律枠組の探求」（研究代表者）
・世界人権問題研究センター・プロジェクトチーム 1「インターネットと人権」（毛利がチームリーダー）
・国際日本文化研究センターでの共同研究「日本における法・政治・宗教の相互関係」（代表・苅部直教授）研究会（2019 年 8 月 8 日）で報告「ロールズとハーバーマスにおける宗教と政治」

●令和 2 年度
・科学研究費・基盤研究（A）「持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性」（代表・高木光教授）
・科学研究費・基盤研究（B）「公法学の歴史的文脈依存性を踏まえた相互連関の追究－グローバル化時代の比較公法研究」（代表・高田篤教授）
・科学研究費・基盤研究（B）「憲法秩序の領域分化をめぐる法的論証作法の日独比較」（代表・鈴木秀美教授）

・科学研究費・基盤研究(C)「公法と私法の観点を総合した、インターネット上の表現活動への法的規律枠組の探求」(研究代表者)
・世界人権問題研究センター・プロジェクトチーム1「インターネットと人権」(毛利がチームリーダー)研究会(2020年4月11日)で報告「ドイツのNetzDGとその執行について」

Ⅱ　教育活動(令和元・2年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・憲法2A／国法学研究A(前期):Stefan Huster, Die ethische Neutralität des Staates, 2. Aufl., 2002の第1章を輪読した。
・憲法2B／国法学研究B(後期):Matthias Jestaedt, Schule und außerschulische Erziehung, in: Handbuch des Staatsrechts, 3. Aufl., Bd.7, S.521を輪読した。

(法曹養成専攻)

・統治の基本構造(後期):法科大学院未修者1年生向けに、憲法総論・統治機構分野について、講義形式を主にしつつ教えた。

(公共政策大学院)

・人権保障の現代的課題(前期):人権論の基礎を講義した後、演習書を用いつつゼミ形式で人権論について検討した。
・統治システム(後期):日本の統治機構について、憲法条文を読んだだけでは分からない歴史的背景や理論的基礎を伝えることを意識しつつ、講義形式に質疑もまじえて授業した。

●令和2年度

(法政理論専攻)

・憲法2A／国法学研究A(前期):Friedrich Karl Fromme, Die beiden “Kammern” im Widerstreit. ZRP 1976, S.201を輪読するとともに、参加者の研究報告も行った。
・憲法2B／国法学研究B(後期):Wolfgang Renzsch, Bundesstaat oder Parteienstaat, in: E. Holtmann/H. Voelzkow (Hg.), Zwischen Wettbewerbs- und Verhandlungsdemokratie, 2000, S.53を輪読するとともに、参加者の研究報告も行った。

(法曹養成専攻)

・情報法(後期):私人による表現活動と公権力の情報管理に関する法的問題を中心に、事前に判決や論文など大量の予習課題を示したうえで、Zoomを用いた討論形式で授業を行った。
・統治の基本構造(後期):法科大学院未修者1年生向けに、憲法総論・統治機構分野について、講義形式を主にしつつ教えた。

(公共政策大学院)

・情報管理論(後期):上記情報法と共通授業
・統治システム(後期):日本の統治機構について、憲法条文を読んだだけでは分からない歴史的背景や理論的基礎を伝えることを意識しつつ、録音をPandAに掲載するかたちで教えた。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・憲法第一部(総論・統治機構)(前期):憲法総論・統治機構につき、毛利透ほか『憲法Ⅰ　総論・統治(第2版)』(有斐閣、2017)を教科書として用いて講義した。
・演習(憲法)(後期):憲法学の理論的展開を手際よくまとめた『総点検 日本国憲法の70年』(宍戸常寿・林知更編、岩波書店、2018)所収の諸論文について、学生の報告をもとに議論した。

●令和2年度

・憲法(総論・憲法訴訟)【旧憲法第一部の分割】(前期):憲法総論・憲法訴訟について、毛利透ほか『憲法Ⅰ総論・統治(第2版)』(有斐閣、2017)を教科書として用いて講義した。カリキュラム改革で誕生した本科目の最初の講義が、コロナのせいで録音のPandAによる配布という異例の形式になってしまった。
・演習(憲法)(前期):平成期の憲法判例について、最近の雑誌に掲載された諸論文を用いつつ、学生の報告をもとに議論した。最後の2回だけだが対面で行うことができて、ほっとした記憶がある。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・憲法第一部(前期・教育学部):上記法学部科目と同じ
・憲法第一部(前期・経済学部):上記法学部科目と同じ
・日本の法と政治(前期):日本語・日本文化研修留学生向けの全学共通科目。4回分を担当し、日本の憲法について基礎を教えた。

●令和2年度

・憲法(総論・憲法訴訟)(前期・教育学部):上記法学部科目と同じ
・憲法(総論・憲法訴訟)(前期・経済学部):上記法学部科目と同じ
・日本国憲法(前期集中):全学共通科目。年度当初、対面でできるかもという希望で夏休みの集中講義に変更したが、残念ながら結局リモート形式となった。ただし、録音の配布だけではなく、リアルタイムでの配信も取り入れ、質疑をまじえることができた。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

宇治市行政不服審査会委員（会長）
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）
大阪府人権施策推進審議会委員
世界人権問題研究センター研究部長
京都府土地収用事業認定審議会委員

●令和 2 年度

宇治市行政不服審査会委員（会長）
検察官・公証人特別任用等審査会試験委員（検察官特別考試担当）
大阪府人権施策推進審議会委員
世界人権問題研究センター研究部長
京都府土地収用事業認定審議会委員
京都市情報公開・個人情報保護審査会委員
世界人権問題研究センター理事（6 月より）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本比較法学会・理事
日本公法学会・理事
日本法哲学会会員
全国憲法研究会会員

●令和 2 年度

日本比較法学会・理事
日本公法学会・理事
日本法哲学会会員
全国憲法研究会会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

この 2 年間で多くの研究成果を公表し、一区切りをつけた感じになった。現在、全 6 巻の憲法の講座企画に携わり、そのうち人権に関する 1 巻の編集責任者となっているので、その完成を目指す。自分には「集会の自由」を割り振ったが、コロナのせいで、期せずして国際的には新たな判決や論文が続出する注目テーマとなった。講座論文では、コロナ下での議論は生々しすぎて直接には扱えないため、今後も関心を持ち続けるつもりである。また、これと関連して、結社の自由についても改めて考えてみたいと思っている。インターネット上での表現をめぐる法的問題についての研究も、継続したい。

2021 年にドイツで開催されるはずだった第 4 回の日独憲法対話は、1 年延期された。基本権総論についての報告を当てられているので、2022 年前半の研究時間は主にこの報告のために用いることになろう。

森川　輝一　MORIKAWA Terukazu　教　授　政治思想史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

ハンナ・アーレントの政治思想研究

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度

なし

●平成 29 年度

・『講義 政治思想と文学』、堀田新五郎、森川輝一（編）、ナカニシヤ出版、総頁 383（担当部分「メルヴィルを読む ── 空間と力の政治思想」、237-276 頁）

●平成 30 年度
なし
●令和元年度
なし
●令和 2 年度
なし
②論文
●平成 28 年度
・「ハンナ・アーレントと現代民主主義の隘路」、韓国政治思想学会編『政治思想研究』22-2、韓国政治思想学会、123-174 頁
・「幸福の政治をめぐって ── 政治的なるものの現在」、『社会と倫理』31 号、南山大学社会倫理研究所、83-100 頁
●平成 29 年度
・「引かれ者の小唄 ── 「大陸系」政治哲学が語ろうとすること、「分析系」政治哲学が語らないこと」、『Nύζ(ニュクス)』4 号、堀之内出版、262-275 頁
・「ハイデガーからアーレントへ ── ハイゼンベルク「不確定性原理」との対向を手がかりに」、実存思想協会(編)『アーレントと実存思想 実存思想論集 XXXII』、理想社、29-55 頁
・「アーレントの「活動」論再考 ── 「評議会」論を手がかりに」、川崎修・萩原能久・出岡直也(編)『アーレントと二〇世紀の経験』、慶應義塾大学出版会、3-28 頁
●平成 30 年度
・「民主主義とは何か ── 政治思想史的考察」『松山大学総合研究所 所報』105 号、2019、91-111 頁
●令和元年度
なし
●令和 2 年度
・「はじまりと出生 ── 自由の原理と、その困難」『アーレント読本』69-77 頁
・「誕生と死、出生性と被投性 ── アーレントの「政治」とハイデガーの「倫理」をめぐる一考察」『Heidegger-Forum』14 巻 32-47 頁
③その他
●平成 28 年度
・「山本理顕氏のリプライに寄せて」、『政治思想学会会報』第 42 号、13-14 頁
●平成 29 年度
・「全体主義と個」、『學鐙』114 巻 4 号、丸善出版、2-5 頁
・(書評)「政治の固有性をめぐって」、『人文学報』110 号、京都大学人文科学研究所、371-376 頁
・「解題」、福島清紀『寛容とは何か ── 思想史的考察』、森川・他(編)、工作舎、2018、342-353 頁
●平成 30 年度
・(書評)「神崎繁『内乱の政治哲学』」、『社会と倫理』33 号、南山大学社会倫理研究所、2018、219-220 頁
●令和元年度
なし
●令和 2 年度
なし
(2) 学会報告・講演等
●平成 28 年度
・「実存と政治 ── ハイデガーからアーレントへ」、実存思想協会第 32 回大会(高千穂大学、平成 28 年 6 月 25 日)
●平成 29 年度
・「批判的現実主義の可能性 ── 政治的思考の再生のために」、日韓共同フォーラム『東アジアにおける「批判的言説」のパラダイム転換に向けて』(日本大学、平成 29 年 5 月 20 日)
・「亡命知識人のアメリカ観:アーレントとモーゲンソーを中心に」、日本政治学会(法政大学、平成 29 年 9 月 24 日)
・「現代民主主義の隘路 ── アーレント研究の視角から」、松山大学所報研究助成研究会(松山大学、平成 29 年 12 月 25 日)
●平成 30 年度
なし
●令和元年度
・「出生性と被投性 ── アーレントの「政治」とハイデガーの「倫理」をめぐる一考察」(ハイデガーフォーラム、令和元年 9 月 28 日)
●令和 2 年度
なし
(3) 共同プロジェクトへの参加
(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
なし
●平成 29 年度
・科学研究費補助金基盤研究(C)「根源的批判としての哲学の再構築 ── 世間知の解体と刷新をめぐる比較思想史的研究」(課題番号 17K02166)の研究代表者
・科学研究費補助金基盤研究(B)「アメリカ思想における共和主義・立憲主義・リベラリズム：民主政を制御する諸構想」(課題番号 17H02479)の分担研究者
●平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究(C)「根源的批判としての哲学の再構築 ── 世間知の解体と刷新をめぐる比較思想史的研究」(課題番号 17K02166)の研究代表者
・科学研究費補助金基盤研究(B)「アメリカ思想における共和主義・立憲主義・リベラリズム：民主政を制御する諸構想」(課題番号 17H02479)の分担研究者
●令和元年度
・科学研究費補助金基盤研究(C)「根源的批判としての哲学の再構築 ── 世間知の解体と刷新をめぐる比較思想史的研究」(課題番号 17K02166)の研究代表者
・科学研究費補助金基盤研究(B)「アメリカ思想における共和主義・立憲主義・リベラリズム：民主政を制御する諸構想」(課題番号 17H02479)の分担研究者
・科学研究費補助金基盤研究(A)「「資本主義と民主主義の両立(不)可能性」の政治理論的研究」(課題番号 19H00579)の分担研究者
●令和 2 年度
・科学研究費補助金基盤研究(A)「「資本主義と民主主義の両立(不)可能性」の政治理論的研究」(課題番号 19H00579)の分担研究者

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・政治思想史リサーチ・ペーパー 1(通年)：政治思想史の論文執筆を指導した。
・政治思想史リサーチ・ペーパー 2(通年)：政治思想史の論文執筆を指導した。
・政治思想史(通年)：政治思想史の英文文献を講読し、考察をおこなった。
・政治思想史研究(通年)：政治思想史の英文文献を講読し、考察をおこなった。
(公共政策大学院)
・政治哲学古典講読(前期)：現代民主主義論の古典を講読し、検討した。
・現代規範理論(前期)：現代の規範的政治理論について講義を行った。
●令和 2 年度
(法政理論専攻)
・政治思想史リサーチ・ペーパー 1(通年)：政治思想史の論文執筆を指導した。
・政治思想史リサーチ・ペーパー 2(通年)：政治思想史の論文執筆を指導した。
・政治思想史(通年)：政治思想史の英文文献を講読し、考察をおこなった。
・政治思想史研究(通年)：政治思想史の英文文献を講読し、考察をおこなった。
(公共政策大学院)
・政治哲学古典講読(前期)：全体主義論の古典を講読し、検討した。
・現代規範理論(後期)：現代の規範的政治理論について講義を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・政治学入門 I(前期)：政治理論の基礎を講義した。
・政治思想史(後期)：古代から近代までの政治思想史を講義した。
・演習(政治思想史)(前期)：民主主義論の古典を講読し、検討した。
・演習(政治思想史)(後期)：政治思想の古典を講読しつつ、ゼミ論文執筆を指導した。
●令和 2 年度
・政治学入門 I(前期)：政治理論の基礎を講義した。
・政治思想史(後期)：近代から現代までの政治思想史を講義した。
・演習(政治思想史)(前期)：民主主義論の古典を講読し、検討した。
・演習(政治思想史)(後期)：政治思想の古典を講読しつつ、ゼミ論文執筆を指導した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・歴史の中の政治と人間(前期)：政治理論の基礎を講義した。
・現代規範理論(前期)：現代の規範的政治理論について講義を行った。
●令和 2 年度
・歴史の中の政治と人間(前期)：政治理論の基礎を講義した。
・現代規範理論(後期)：現代の規範的政治理論について講義を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
なし
●令和2年度
なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
なし
●令和2年度
なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
政治思想学会（監事）
日本政治学会
社会思想史学会
●令和2年度
政治思想学会（監事）
日本政治学会
社会思想史学会

Ⅲ－4　受賞の状況

●令和元年度
なし
●令和2年度
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまでの研究活動の成果を踏まえ、ハンナ・アーレントの政治思想の研究をすすめる。亡命ユダヤ人思想家としてアーレントが第二次大戦後のアメリカ政治理論のなかで占めた特異な位置の考察や、L・シュトラウスやH・モーゲンソーなど他の亡命ユダヤ人政治思想家との比較検討をふまえつつ、研究成果を近日中にまとめることをめざす。

安田　拓人　YASUDA Takuto　教　授　刑　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

これまでの研究の中心は、責任能力の本質およびその判断基準を理論的に解明することにあったが、最近では司法精神医学者・刑事裁判官との協働のもと、精神の障害ごとの具体的な判断枠組み、および、それを支える精神鑑定のあるべき内容の解明にも取り組んでいる。

また、より広く責任論に視野を広げ、量刑の基礎理論の研究にも着手しているほか、諸外国の処分制度と対比させながらわが国の心神喪失者等医療観察法に関する法的問題点の検討も進めている。

そのほか、学会報告・コンメンタール執筆を契機に、過剰防衛論・緊急避難論等にも研究対象を広げている。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度
・塩見淳ほか『ケースブック刑法［第3版］』（有斐閣）分担執筆
・只木誠編『刑法演習ノート－刑法を楽しむ21問－［第2版］』（弘文堂）分担執筆
●平成29年度
・佐久間修ほか『Law Practice 刑法［第3版］』（商事法務）共著
●平成30年度
なし
●令和元年度
・成瀬幸典、安田拓人、島田聡一郎『判例プラクティス刑法Ⅰ総論［第2版］』（信山社）共編者

●令和 2 年度
・井田良、大塚裕史、城下裕二、高橋直哉編『刑法演習サブノート 210 問』(弘文堂)分担執筆
・佐久間修編『はじめての刑法学』(三省堂)分担執筆
・井田良、佐伯仁志、橋爪隆、安田拓人『刑法事例演習教材［第 3 版］』(有斐閣)共著
・松宮孝明＝金澤真理編『新・コンメンタール刑法［第 2 版］』(日本評論社)分担執筆

②論文

●平成 28 年度
・安田拓人「一般予防論の現在と責任論の展望」法律時報 88 巻 7 号 6-14 頁
・安田拓人「責任能力の意義」法学教室 430 号 14-21 頁
・安田拓人「要保護性ある法益の有責的毀損とその刑法的保護の時間的拡張の可能性について：いわゆる「生前の占有の継続的保護」を中心として」研修 821 号 3-18 頁
・安田拓人「実行行為開始後の責任能力低下について－ 3 つの解決策とその役割分担」井田良ほか編『浅田和茂先生古稀祝賀論文集［上巻］』321-341 頁

●平成 29 年度
・安田拓人「同時傷害の特例の存在根拠とその適用範囲について」井田良ほか編『山中敬一先生古稀祝賀論文集［下巻］』(成文堂) 81-98 頁
・安田拓人「精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断のあり方に関する序論的考察」法学論叢 182 巻 1 ＝ 2 ＝ 3 号 160-180 頁
・安田拓人「裁判員裁判制度のもとでの責任能力判断および精神鑑定のあり方」司法精神医学 13 巻 1 号 30-38 頁
・安田拓人「措置入院制度の法的問題」精神科臨床サービス 17 巻 3 号 295-300 頁

●平成 30 年度
なし

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
・安田拓人「賄賂罪における「職務に関し」の意義」法学教室 477 号 31-37 頁
・安田拓人「特殊詐欺における実行の着手」法律時報 92 巻 12 号 7-14 頁

③その他

●平成 28 年度
・安田拓人「37 条 緊急避難」大塚仁ほか編『大コンメンタール刑法［第 3 版］第 2 巻』682-715 頁
・安田拓人「自傷行為を阻止するための暴行と正当防衛の成否(判例研究)」法学教室 430 号 148 頁
・安田拓人「傷害致死の事案に関する同時傷害の特例における暴行と傷害の因果関係(判例研究)」法学教室 430 号 150 頁
・安田拓人「女性器アート・3D データのわいせつ性(判例研究)」法学教室 431 号 144 頁
・安田拓人「公務に対する威力業務妨害罪の成否(判例研究)」法学教室 433 号 159 頁
・安田拓人「意図的過剰と防衛の意思(判例研究)」法学教室 435 号 179 頁
・安田拓人「振り込め詐欺における騙されたふり作戦と不能犯との区別(判例研究)」法学教室 437 号 146 頁

●平成 29 年度
・安田拓人「公務執行妨害罪における公務性・適法性の判断(判例研究)」法学教室 439 号 128 頁
・安田拓人「騙されたふり作戦が実行された特殊詐欺への受け子としての承継的関与と共同正犯の成否(判例研究)」法学教室 441 号 126 頁
・安田拓人「不作為の死体遺棄罪における犯罪の終了時期(判例研究)」法学教室 443 号 140 頁
・安田拓人「JR 福知山線脱線事故最高裁決定(判例研究)」法学教室 445 号 151 頁
・安田拓人「図利加害目的の判断方法(判例研究)」法学教室 447 号 153 頁
・安田拓人「精神の障害が量刑に及ぼす影響(判例研究)」法学教室 450 号 152 頁

●平成 30 年度
・安田拓人「特殊詐欺において「だまされたふり作戦」が実行された後に，共謀のうえ受け子として加担した者についての詐欺未遂罪の共同正犯の成否(判例研究)」法学教室 451 号 153 頁
・安田拓人「被害者を連れ去る意図がなかった事案における未成年者略取(未遂)罪の成否(判例研究)」法学教室 453 号 141 頁
・安田拓人「被告人への妄信状態を利用した殺人の間接正犯の成否(判例研究)」法学教室 455 号 144 頁
・「強姦・強制わいせつの犯行の様子を隠し撮り・録画したデジタルビデオカセットの犯罪供用物件としての没収の可否(判例研究)」法学教室 457 号 134 頁
・安田拓人「被害者を殺害後に姦淫する意思であった場合における(旧)強盗強姦未遂罪の成否(判例研究)」法学教室 459 号 154 頁
・安田拓人「危険運転致死傷罪の共同正犯の成否(判例研究)」法学教室 461 号 160 頁

●令和元年度
・安田拓人「刑法 被害者が解放後に借金全額を肩代わりして支払う場合における強盗罪の成立に必要な暴行・脅迫の程度(判例研究)」法学教室 463 号 138 頁
・安田拓人「刑法 輸入する物品が金塊であることの認識がある場合における覚せい剤営利目的輸入罪の故意(判例研究)」法学教室 465 号 134 頁

・安田拓人「刑法 交番の警察官に対し違法薬物を所持した犯人が逃走を図ったと誤信させて被告人を追跡させる等した行為に偽計業務妨害罪の成立が認められた例(判例研究)」法学教室 467 号 131 頁
・安田拓人「刑法 準強制性交等罪における抗拒不能の判断(判例研究)」法学教室 469 号 138 頁
・安田拓人「企画の趣旨(特集 精神の障害と責任能力・量刑の判断)」刑法雑誌 58 巻 2 号 293-295 頁
・安田拓人「刑法 内縁関係ある者による不法残留罪の幇助の成否(判例研究)」法学教室 471 号 142 頁

●令和 2 年度
・安田拓人「責任能力の認定」佐伯仁志ほか編『刑法判例百選 I 総論［第 8 版］』72-73 頁
・安田拓人「不動産侵奪罪における『占有』の意義」佐伯仁志ほか編『刑法判例百選Ⅱ 各論［第 8 版］』74-75 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・司法研修所教官セミナー「殺意について」(平成 28 年 9 月 29 日)

●平成 29 年度
・第 13 回司法精神医学会大会教育講演「裁判員裁判制度のもとでの責任能力判断および精神鑑定のあり方」(平成 29 年 6 月 2 日)

●平成 30 年度
・日本刑法学会・共同研究「精神の障害と責任能力・量刑の判断」でオーガナイザー

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
・科学研究費基盤研究(B)「精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断等のあり方に関する学際的研究」研究代表者

●平成 29 年度
・科学研究費基盤研究(B)「精神の障害が一定の影響を及ぼした事案における量刑判断等のあり方に関する学際的研究」研究代表者

●平成 30 年度
なし

●令和元年度
・科学研究費基盤研究(B)「刑事裁判における争点整理・事実認定の指導指針となるべき実体法解釈論の研究」研究代表者

●令和 2 年度
・科学研究費基盤研究(B)「刑事裁判における争点整理・事実認定の指導指針となるべき実体法解釈論の研究」研究代表者

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)
・刑法 2B(後期)
ドイツ刑法に関する基礎的文献の講読を行った。
・刑法 2B リサーチ・ペーパー(後期)
授業での報告をベースとした研究報告を受講生がまとめるのを指導した。
・刑法研究 2B(後期)
ドイツ刑法に関する基礎的文献の講読を行った。

(法曹養成専攻)
・刑法総合 1(前期)
刑法総論の共犯を除く部分につき、ケースブックに基づく検討 10 回と事例による検討 4 回を組み合わせ、基本的理解の深化とその実践的応用の双方に配慮した講義を実施した。
・刑法総合 2(後期)
共犯および刑法各論につき、ケースブックに基づく検討 10 回と事例による検討 4 回を組み合わせ、基本的理解の深化とその実践的応用の双方に配慮した講義を実施した。

●令和 2 年度

(法政理論専攻)
・刑法 2A(前期)
法曹養成専攻との共通科目であるため、英語文献を扱い、刑法の基礎理論に関する概論的検討を行った。
・刑法 2B(後期)
ドイツ刑法に関する基礎的文献の講読を行った。

・刑法 2A リサーチ・ペーパー（前期）
授業での報告をベースとした研究報告を受講生がまとめるのを指導した。
・刑法 2B リサーチ・ペーパー（後期）
授業での報告をベースとした研究報告を受講生がまとめるのを指導した。
・刑法研究 2A（前期）
英語文献を扱い、刑法の基礎理論に関する概論的検討を行った。
・刑法研究 2B（後期）
ドイツ刑法に関する基礎的文献の講読を行った。
（法曹養成専攻）
・刑法理論演習（前期）
英語文献を扱い、刑法の基礎理論に関する概論的検討を行った。
・刑法総合 1-③（前期）
刑法総論の共犯を除く部分につき、ケースブックに基づく検討 10 回と事例による検討 4 回を組み合わせ、基本的理解の深化とその実践的応用の双方に配慮した講義を実施した。
・刑法総合 2-①（後期）
共犯および刑法各論につき、ケースブックに基づく検討 10 回と事例による検討 4 回を組み合わせ、基本的理解の深化とその実践的応用の双方に配慮した講義を実施した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・刑法第二部（各論）（後期）
刑法各論につき、個人的法益に対する罪、社会的法益に対する罪、国家的法益に対する罪の順で、詳細なレジュメに基づき、講義を行った。
・法学入門 I（前期）
刑法の基本的な考え方につき、概説を行った。
・演習（刑法）（前期）
刑法の基本的な考え方が身につくテキストを基礎として、受講生による報告に基づき、全員で議論を深めるスタイルで講義を行った。
●令和 2 年度
・刑法（総論）【旧刑法第一部】（前期）
刑法総論につき、主に故意作為犯を念頭に置いて、構成要件論、違法性論、責任論、未遂論、共犯論の順に、詳細なレジュメに基づき、講義を行った。
・演習（刑法）（前期）
刑法の基本的な考え方が身につくテキストを基礎として、受講生による報告に基づき、全員で議論を深めるスタイルで講義を行った。
・演習（刑法）（後期）
近時の主要な判例を取りあげ、受講生による報告に基づき、全員で議論を深めるスタイルで講義を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
なし
●令和 2 年度
・刑法（総論）（前期・経済学部）
学部における刑法（総論）と同内容であるが、成績評価にあたっては配慮を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻非常勤講師
●令和 2 年度
名古屋大学大学院法学研究科実務法曹養成専攻非常勤講師

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
大阪精神医療センター医療観察法外部評価会議委員
司法試験考査委員（採点）
●令和 2 年度
大阪精神医療センター医療観察法外部評価会議委員
司法試験考査委員（採点）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
法と精神医療学会（副理事長）
日本刑法学会（常務理事）

●令和２年度
法と精神医療学会（副理事長）
日本刑法学会（常務理事）

Ⅲ－４　受賞の状況

●令和元年度
なし
●令和２年度
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

責任能力論はライフワークであり、なお解決されるべき課題も多いことから、引き続き精力的に取り組んでいくが、令和３年度からは、法学教室誌上への連載（「刑法総論の基礎にあるもの」）を契機として、刑法総論の諸問題を基礎にある考え方に遡って再検証し、新たな方向性を提示する作業を試みることとしたい。

山下　徹哉　YAMASHITA Tetsuya　教　授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－１　現在の研究テーマと最近の活動

第１に、会社法について、株主の地位・権限に関する諸問題を中心に研究している。会社法の基本ルールとされる株主平等の原則が株主間の利害調整のために果たしうる機能と原則に違反するか否かを裁判所が判断する際の判断枠組み・考慮要素の検討のほか、コーポレート・ガバナンスにおける株主（特に機関投資家）の役割およびそれに関連する法制度のあり方などについて研究を進めている。

第２に、保険法について、傷害保険における保険金給付要件をめぐる解釈論のほか、AIなどの新技術と民事責任・保険のあり方について研究している。

第３に、信託法や金融規制法（特に金融商品の販売規制）の研究も進めている。

Ⅰ－２　最近５年間（平成28年４月～令和３年３月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度
・小林量＝北村雅史編著、石田眞得＝釜田薫子＝小柿徳武＝清水円香＝山田泰弘＝山下徹哉著『事例研究会社法』（日本評論社、2016年）［共著］
●平成29年度
なし
●平成30年度
なし
●令和元年度
なし
●令和２年度
・齊藤真紀＝愛知靖之＝岡田昌浩＝河村尚志＝髙橋陽一＝山口幸代＝山下徹哉＝和久井理子編『川濵昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念 企業と法をめぐる現代的課題』（商事法務、2021年）［共編］

②論文

●平成28年度
・「ドイツにおける株主総会決議の効力を争う訴訟の現状に関する覚書」早川勝＝正井章筰＝神作裕之＝高橋英治編『ドイツ会社法・資本市場法研究』（中央経済社）193頁-222頁
・「株主平等の原則の機能と判断構造の検討（七）」法学論叢180巻３号23頁-60頁
・「非上場会社の株式買取請求に係る買取価格決定における非流動性ディスカウントの可否－最一小決平27.3.26を中心に－」金融法務事情2059号42頁-54頁
●平成29年度
・「非営利法人の理事の対第三者責任の意義と機能に関する一考察」NBL1104号61頁-68頁
・「株主平等の原則の機能と判断構造の検討（八）」法学論叢181巻６号19頁-35頁
●平成30年度
・「重複保険における保険者間の法律関係に関する一考察」保険学雑誌641号１頁-30頁
・「株主平等の原則の機能と判断構造の検討（九）」法学論叢184巻３号１頁-23頁
●令和元年度

・「憲法政策の試み(1)－キャッシュレスの憲法問題を素材として」千葉大学法学論集 34 巻 1 号 86 頁 -66 頁（大林啓吾千葉大学教授との共著）
・「保険募集規制のあり方に関する基礎的考察－情報提供・助言に関する法規制を中心に」生命保険論集 210 号 121 頁 -153 頁

●令和 2 年度
・「傷害保険における外来性要件の判断枠組みに関する一考察」損害保険研究 82 巻 1 号 89 頁 -147 頁
・「株主平等の原則の機能と判断構造の検討(十・完)」法学論叢 188 巻 1 号 1 頁 -33 頁
・「傷害保険契約における傷害概念と免責条項をめぐる諸問題－偶然性と外来性の立証責任を中心に」商事法務 2245 号 26 頁 -39 頁
・「ドイツ法における株主提案権と業務執行に関連する事項の取扱い」齊藤真紀＝愛知靖之＝岡田昌浩＝河村尚志＝髙橋陽一＝山口幸代＝山下徹哉＝和久井理子編『川濵昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念 企業と法をめぐる現代的課題』(商事法務、2021 年) 143 頁 -165 頁
・「令和元年会社法改正(2)－株主提案権」日本取引所金融商品取引法研究会研究記録【https://www.jpx.co.jp/corporate/research-study/research-group/index.html】
・「インデックスファンドとコーポレート・ガバナンスの関係に関する序論的検討 ── 米国における議論を手がかりとして ── 」法学論叢 188 巻 4・5・6 号 264 頁 -305 頁

③その他

●平成 28 年度
・［判例解説］「施設送迎車からの降車時の負傷と自動車保険の搭乗者傷害特約における運行起因性〔最判平成 28 年 3 月 4 日〕」法学教室 430 号 143 頁
・［判例評釈］「人身傷害条項に基づく支払いにより保険会社が代位取得する請求権の範囲〔最判平成 24 年 2 月 20 日〕」商事法務 2106 号 50 頁 -55 頁
・［判例評釈］「地震および津波の到来後に火災が発生した場合の地震免責条項の適用〔仙台高判平成 27 年 8 月 6 日・仙台地気仙沼支判平成 26 年 10 月 14 日〕」損害保険研究 78 巻 2 号 275 頁 -298 頁
・［判例解説］「A34 基準日後取得株主による価格決定申立て〔東京地決平成 25 年 7 月 31 日〕」「A35 名義書換未了株主による株式交換無効の訴えの提起〔名古屋地一宮支判平成 20 年 3 月 26 日〕」「A36 会社分割と否認〔東京高判平成 24 年 6 月 20 日〕」「A38 買収防衛策としての新株予約権の株主割当ての差止め〔東京高決平成 17 年 6 月 15 日〕」「A39 事前警告型買収防衛策の発動を争う方法〔東京地判平成 26 年 11 月 20 日〕」岩原紳作＝神作裕之＝藤田友敬編『会社法判例百選〔第 3 版〕(別冊ジュリスト 229 号)』(有斐閣、2016) 230 頁 -233 頁
・［判例解説］「会計帳簿等の閲覧謄写請求における請求理由の具体性および閲覧謄写の対象範囲の限定〔東京高判平成 28 年 3 月 28 日〕」法学教室 433 号 156 頁
・［判例解説］「株主による提訴請求に対する監査委員会の不提訴判断と監査委員の任務懈怠責任〔東京地判平成 28 年 7 月 28 日〕」法学教室 436 号 140 頁

●平成 29 年度
・［判例解説］「虚偽記載のある有価証券届出書に関する元引受金融商品取引業者等の民事責任〔東京地判平成 28 年 12 月 20 日〕」法学教室 441 号 125 頁
・［判例評釈］「弁護士賠償責任保険の免責条項における『他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為』の意義〔大阪高判平成 28 年 2 月 19 日〕」私法判例リマークス 55 号 98 頁 -101 頁
・［判例評釈］「簡易生命保険契約において保険契約者が保険金受取人を指定せず、かつ『遺族』に当たる者がいないときの旧簡易生命保険法 55 条の適用の可否〔東京高判平成 27 年 2 月 25 日・東京地判平成 26 年 9 月 26 日〕」保険事例研究会レポート 306 号 12 頁 -25 頁

●平成 30 年度
なし

●令和元年度
・［注釈］岩原紳作編『会社法コンメンタール補巻 ── 平成 26 年改正』〔294 条、323 条、328 条、334 条、336 条、340 条、342 条、346 条、347 条、357 条、360 条、367 条、371 条～ 375 条、377 条、386 条、396 条～ 398 条、400 条～ 405 条、407 条、408 条、410 条～ 415 条、417 条～ 419 条、421 条、422 条〕(商事法務、2019 年) 325 頁 -326 頁、333 頁、350 頁、362 頁 -366 頁、381 頁 -389 頁、405 頁 -420 頁、513 頁 -524 頁、526 頁 -530 頁
・［外国法調査］『令和元年度産業経済研究委託事業(持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方に関する調査研究)(株主総会に関する調査)成果報告書』〔ドイツ法部分を執筆担当〕(商事法務研究会、2020 年) 74 頁 -137 頁【経済産業省ウェブサイトにて公表：https://www.meti.go.jp/shingikai/economy/shin_sokai_process/pdf/20200722_3.pdf】

●令和 2 年度
・［解説］「商法の世界で迷子にならないために〔特集 法学入門 2020〕」法学セミナー 783 号 32 頁 -37 頁
・［判例評釈］「書面による議決権行使と職務代行者の出席〔東京高判令和元年 10 月 17 日〕」令和元年度重要判例解説(ジュリスト 1544 号) 96 頁 -97 頁
・［解説］「子会社役員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約の締結」「D&O 保険契約と補償契約との関係」「役員等賠償責任保険契約に関する事業報告の記載事項」「株主代表訴訟と D&O 保険契約」田中亘＝梅野晴一郎＝沖隆一＝加藤貴仁＝齊藤真紀＝邊英基編『Before/After 会社法改正』(弘文堂、2021 年) 94 頁 -101 頁

・〔解説〕「取締役の報酬〔特集 令和元年改正から見た会社法の基本問題〕」法学教室 485 号 21 頁 -26 頁
・〔解説〕「株主総会の権限と株主提案権」資料版商事法務 444 号 3 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・(学会報告)「重複保険における保険給付の調整に関する法的規律の検討」(平成 28 年 10 月 30 日、日本保険学会平成 28 年度全国大会自由論題報告、於・立命館大学法学部)

●平成 29 年度
なし

●平成 30 年度
・(学会報告)「Recent Corporate Governance Reforms in Japan Under the Global Market Pressure」(平成 30 年 6 月 2 日、IGLP: The Conference 2018、於・Harvard Law School)

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
・科学研究費助成事業・若手研究(B)「会社役員賠償責任保険の再検討」研究代表者
・科学研究費助成事業・基盤研究(B)「非営利法人法の再構成－健全な民間非営利活動の一層の促進を目指して」(研究代表者：佐久間毅)研究分担者
・一般社団法人信託協会・信託研究奨励金制度「複数の受益者が存在する場合の法的規律の検討」研究代表者
・Workshop “2016 Summer Institute in Law and Economics: Research methods in Law and Economics” (平成 28 年 7 月 11 日～ 22 日、アメリカ合衆国 シカゴ大学)に参加
・Conference “DIRECTORS’ AND OFFICERS’ (D&O) LIABILITY” (平成 29 年 3 月 28 日、オーストリア共和国 ウィーン大学)に参加

●平成 29 年度
・科学研究費助成事業・若手研究(B)「会社役員賠償責任保険の再検討」研究代表者
・科学研究費助成事業・基盤研究(B)「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」(研究代表者：前田雅弘)研究分担者
・トラスト未来フォーラム研究助成「機関投資家の受託責任の内容とその法的規律のあり方の検討」研究代表者
・Symposium “Bankruptcy’s New Frontiers” (平成 29 年 10 月 20 日～ 21 日、アメリカ合衆国 ペンシルベニア大学)に参加
・Conference “White and Williams LLP Coverage College 2017” (平成 29 年 10 月 26 日、アメリカ合衆国 ペンシルベニア・コンベンションセンター)に参加
・Workshop “First Annual Works in Progress Program on Blockchains and the Law” (平成 30 年 1 月 26 日、アメリカ合衆国 イェシーバー大学)に参加
・Symposium “A Chip Off the Old Block (chain) : How Blockchain Technology is Changing Law and Business” (平成 30 年 2 月 3 日、アメリカ合衆国 ペンシルベニア大学)に参加
・Symposium “Penn/NYU Law and Finance Symposium” (平成 30 年 2 月 26 日～ 27 日、アメリカ合衆国 ペンシルベニア大学)に参加

●平成 30 年度
・科学研究費助成事業・若手研究(B)「会社役員賠償責任保険の再検討」研究代表者
・科学研究費助成事業・基盤研究(B)「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」(研究代表者：前田雅弘)研究分担者
・トラスト未来フォーラム研究助成「機関投資家の受託責任の内容とその法的規律のあり方の検討」研究代表者
・公益財団法人生命保険文化センター研究助成「保険募集における情報提供に係る規律の検討」研究代表者
・Conference “Annual Meeting of the American Law and Economics Association” (平成 30 年 5 月 11 日～ 12 日、アメリカ合衆国 ボストン大学)に参加
・Workshop “2018 Northwestern-Duke Causal Inference Main Workshop” (平成 30 年 6 月 18 日～ 22 日、アメリカ合衆国 ノースウェスタン大学)に参加
・Workshop “University of London Postgraduate Laws Summer Course 2018” (平成 30 年 6 月 30 日～ 7 月 1 日、イギリス ユニヴァーシティ・カレッジ・ロンドン)
・Workshop “2018 Summer Institute in Law and Economics: Research methods in Law and Economics” (平成 30 年 7 月 9 日～ 20 日、アメリカ合衆国 シカゴ大学)に参加
・Conference “Annual Conference on Empirical Legal Studies” (平成 30 年 11 月 9 日～ 10 日、アメリカ合衆国 ミシガン大学)に参加

・Symposium “Penn/NYU Law and Finance Symposium”（平成 31 年 2 月 22 日～ 23 日、アメリカ合衆国 ニューヨーク大学）に参加

●令和元年度

・科学研究費助成事業・基盤研究(B)「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」(研究代表者：前田雅弘)研究分担者

・トラスト未来フォーラム研究助成「機関投資家の受託責任の内容とその法的規律のあり方の検討」研究代表者

・Conference “Penn/NYU Conference on Law and Finance”（令和 2 年 2 月 7 日～ 8 日、アメリカ合衆国 ペンシルベニア大学）に参加

●令和 2 年度

・科学研究費助成事業・基盤研究(C)「金融市場の変化に対応した金融商品の推奨・販売ルールの検討」研究代表者

・科学研究費助成事業・基盤研究(B)「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」(研究代表者：前田雅弘)研究分担者

・科学研究費助成事業・基盤研究(B)「企業価値を高める制裁制度の設計」(研究代表者：稲谷龍彦)研究分担者

・公益財団法人生命保険文化センター研究助成「生保型傷害保険（災害関係特約）の約款規定の再検討」研究代表者

※そのほか、京都大学商法研究会、損害保険判例研究会、京都企業法務研究会、生保・金融法制研究会、関西損害保険研究会、保険事例研究会（大阪）、関西信託研究会、関西金融法務懇談会、保険学セミナー（大阪）、民法からみる生命保険研究会、商法研究会、京都法制研究会、早稲田大学保険判例研究会に定期的に出席し、適宜報告を行っている。

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

・商法 3B（後期）：北村教授担当の「商法 3B」の授業内容に関連する様々な問題について検討を行った。

・商法研究 3B（後期）：北村教授担当の「商法研究 3B」の授業内容に関連する様々な問題について検討を行った。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・商法 1A（前期）：洲崎教授担当の「商法 1A」の授業内容に関連する様々な問題について検討を行った。

・商法 3B（後期）：齊藤教授担当の「商法 3B」の授業内容に関連する様々な問題について検討を行った。

・商法研究 1A（前期）：洲崎教授担当の「商法研究 1A」の授業内容に関連する様々な問題について検討を行った。

・商法研究 3B（後期）：齊藤教授担当の「商法研究 3B」の授業内容に関連する様々な問題について検討を行った。

（法曹養成専攻）

・民事法文書作成（通年）：民事法に関する長文の事案について、弁護士または裁判官の立場に立った文章を即日起案させ、講評および指導を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・法学部基礎演習（後期）：自動車の購入・交通事故をめぐる諸問題に対する法的対応を検討した。

●令和 2 年度

・外国文献研究（英）（後期）：Allen and Kraakman, Commentaries and Cases on the Law of Business Organization (5th ed.2016) の第 13 章を講読し、買収防衛策をめぐる米国の判例法を検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・外国文献講読（法・英）II-E1（後期）：Tom Baker & Kyle D. Logue, Insurance Law and Policy: Cases and Materials (Fourth Edition) (Wolters Kluwer Law & Business, 2017) の第 1 章を講読し、保険の経済的機能・社会的意義および保険の法規制の存在理由を検討した。

●令和 2 年度

・外国文献講読（法・英）I-E1（前期）：Reinier Kraakman, et.al., The Anatomy of Corporate Law: A Comparative and Functional Approach (3rd ed., Oxford University Press, 2017) の第 1 章～第 4 章を講読し、会社法の比較法研究を検討した。

・外国文献講読（法・英）II-E1（後期）：Tom Baker & Kyle D. Logue, Insurance Law and Policy: Cases and Materials (Fourth Edition) (Wolters Kluwer Law & Business, 2017) の第 2 章を講読し、保険契約・約款解釈をめぐる米国法の議論を検討した。

・日本の法と政治（前期）：日本の企業法（特に法人・会社制度および企業取引法）について、基本的な内容を講義した。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
なし
●令和2年度
なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
なし
●令和2年度
なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本私法学会
金融法学会
日本保険学会
信託法学会
The American Law and Economics Association
●令和2年度
日本私法学会（運営懇談会委員）
金融法学会
日本保険学会
信託法学会
The American Law and Economics Association

Ⅲ－4　受賞の状況

●令和元年度
日本保険学会 日本保険学会賞（論文の部）
●令和2年度
生命保険文化センター 生命保険文化センター研究助成成果論文表彰・優秀論文賞

Ⅳ　今後の研究計画と展望

株主平等の原則に関して公表した論文をより発展させて、モノグラフにするための研究・執筆を進めたい。そのほか、現在進めている研究プロジェクトを着実に遂行し、研究成果を順次公表していきたい。研究成果の報告の場としては、国内のみならず、英語論文や国際学会での報告もチャレンジしていきたい。

山田　文　YAMADA Aya　教　授　民事訴訟法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

民事訴訟・非訟手続における審理過程の規律とそのメタルール，ADR・仲裁における手続的な規律のあり方について，解釈論・立法論を示した。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度
・梶村太市＝徳田和幸編『家事事件手続法（第3版）』（有斐閣）（共著）
・『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（徳田和幸先生古稀祝賀）（弘文堂）（共編）
●平成29年度
・『Law Practice 民事訴訟法（第3版）』（商事法務）（共著）
●平成30年度
・『ロースクール民事訴訟法（第5版）』（有斐閣）（共著）
●令和元年度
なし
●令和2年度
なし

②論文

●平成 28 年度

- 「文書提出命令の理論的意義」山本和彦ほか編著『文書提出命令の理論と実務(第 2 版)』(民事法研究会)
- 「家事調停不成立後の家事審判への移行」共編『民事手続法の現代的課題と理論的解明』(徳田和幸先生古稀祝賀)(弘文堂)
- 「ADR 研究からの訴訟上の和解への示唆(シンポジウム 民事訴訟への隣接諸科学の応用 : 和解、心証形成、事実認定を契機に)」民訴雑誌 63 号 139 頁

●平成 29 年度

- 「民事訴訟法 第 249 条」高田裕成ほか編著『注釈 民事訴訟法 第 4 巻』(有斐閣)
- Family Court Conciliation: Some Topics from the Recent Law Amendment, in: 38 JCAA Newsletter 6
- 「家事事件手続法下の調停と審判の関係」金子修ほか編著『講座 実務家事事件手続法 下巻』(日本加除出版)
- 「調停に代わる決定の手続的規律に係る総論的検討」『民事訴訟法の理論』(高橋宏志先生古稀祝賀)(有斐閣) 113-114 頁
- 「労働審判の未来 : その評価と民事訴訟制度への示唆」論究ジュリスト 24 号 73 頁
- 「民間型 ADR の利用と裁判所の関係」『和解は未来を創る』(草野芳郎先生古稀祝賀)(信山社)
- 「ADR 和解への執行力付与に関する総論的検討－ UNCITRAL 国際商事調停和解の執行に関する審議からの示唆」加藤哲夫 = 本間靖規 = 髙田昌宏編『現代民事手続の法理』(上野康男先生古稀祝賀論文集)(弘文堂) 723-735 頁

●平成 30 年度

なし

●令和元年度

- 「ADR の IT 化(ODR)の意義と課題(特集 民事司法の IT 化)」法律時報 91 巻 6 号 42-47 頁
- 「民事司法 : 執行 ,ADR, 人訴 , 家事(特集　司法制度改革 20 年・裁判員制度 10 年)」論究ジュリスト 31 号 27-34 頁
- 「ADR の IT 化(ODR) の意義と課題」法律時報 91 巻 6 号 42-47 頁
- 「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」(シンガポール調停条約)の概要(上)」JCA ジャーナル 66 巻 11 号 3-9 頁
- 「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」(シンガポール調停条約)の紹介」NBL1158 号 64-67 頁
- 「国際的な調停による和解合意に関する国際連合条約」(シンガポール調停条約)の概要(下)」JCA ジャーナル 67 巻 3 号 31-37 頁
- 「執行場所・執行官の権限」山本和彦監修『論的解説　令和元年改正民事執行法』(きんざい)第 12 章

●令和 2 年度

- 「子の引渡しの強制執行」論究ジュリスト 32 号 64-71 頁
- 「訴訟法(紛争解決) : 裁判と紛争解決の狭間を考える」法律時報 92 巻 1 号 54-58 頁
- 「ODR が拓く紛争解決の姿 : その意義と課題(第 1 回) ODR の意義と実装する上での課題」NBL　1174 号 18-23
- 「ハイブリッド型手続の光と影－ Med-Arb を例として」三木浩一 = 山本和彦 = 松下淳一 = 村田渉編『民事裁判の法理と実践(加藤新太郎先生古稀祝賀論文集)』(弘文堂) 589-603 頁
- 「履行・強制執行の状況と利用者の評価」菅原郁夫 = 山本和彦 = 垣内秀介 = 石田京子編『民事訴訟の実像と課題』(有斐閣) 184-201 頁

③その他

●平成 28 年度

- 「熱望の人」新堂幸司編『日本法の舞台裏』(商事法務)
- 「民間 ADR の利用促進のために：日本 ADR 協会の取組みから」NBL1092 号 44 頁
- 解説「公害調停における調停打切りと裁量権逸脱の有無(最一小判平成 27・3・5)」重要判例解説平成 27 年度(有斐閣)

●平成 29 年度

- 「民間 ADR の利用促進のために：日本 ADR 協会の取組みから」NBL1092 号 44 頁

●平成 30 年度

- 講演「透過 ADR 所成立之和解及其執行力」台湾法学雑誌 360 号 3-22 頁
- 講演「日本訴訟外紛争解決機制研習会(2)需専業知能処理之紛争輿専業 ADR」台湾法学雑誌 361 号 44-60 頁
- 講演「日本訴訟外紛争解決機制研習会(3) ADR 輿裁判」台湾法学雑誌 362 号 26-41 頁

●令和元年度

- 判評「東京高決平成 30 年 8 月 1 日(平成 30 年ラ第 817 号仲裁判断取消決定に対する抗告事件)」私法判例リマークス 59 号 130 頁
- 判評「仲裁人の仲裁法 18 条 4 項の事実の開示義務の履行の成否とその不開示の開示義務違反該当性(最三小決平成 29・12・12)」重要判例解説平成 30 年度

●令和 2 年度
なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・民事訴訟法学会大会シンポジウム「民事訴訟への隣接諸科学の応用：和解，心証形成，事実認定を契機に」において，報告「ADR 研究からの訴訟上の和解への示唆」

●平成 29 年度
・京都府行政書士会シンポジウムにて，基調講演「国際家事調停と ADR」
・「国際商事調停にかんする最近のトピックス」上智大学国際商事仲裁 ADR セミナーにて講演

●平成 30 年度
・東京弁護士会主催 研究会での講演(2019 年 3 月)
・千葉県弁護士会主催 ADR 講演(2019 年 1 月)
・台湾法官学院での講演(2018 年 11 月)
・関東弁護士連合会研修 講演(2018 年 8 月)
・民訴研での研究報告 2018 年 6 月
・法社会学会での研究報告 2018 年 5 月
・民事訴訟法学会関西支部での研究報告 2019 年 2 月

●令和元年度
・日本弁護士連合会主催シンポジウムでの報告
・北海道行政書士会での講演
・同志社・チュービンゲン大学共催シンポジウム Modernity's Challenges to Law and Dispute Resolution」での報告
・関西民事訴訟法研究会での研究報告 等

●令和 2 年度
・日本弁護士連合会主催シンポジウムでの講演・報告
・関西民事訴訟法研究会での研究報告 等

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会 等)

●平成 28 年度
・国際法社会学会(Law and Society Association)ニューオーリンズ大会での報告 "Judicial Mediation in Japan"
・仲裁人協会において，「国際商事調停和解の執行に関する検討」を報告(平成 29 年 1 月)
・関西民事訴訟法研究会において，「国際商事調停和解の執行に関する検討－UNCITRAL 作業部会の審議と日本法への影響－」を報告
・日本弁護士連合会主催・第 20 回仲裁センター連絡協議会シンポジウムにおいて，シンポジストとして参加
・東北大学民事訴訟法研究会において，コメンテーターとして参加
・民訴学会シンポジウムのための共同研究(隣接研)

●平成 29 年度
・「民事訴訟利用者研究会」における研究分担者
・民事訴訟利用者調査(2016) 2 次分析研究分担者
・日本 ADR 協会主催シンポジウム「ADR による紛争解決－到達点と可能性 ～ADR 法施行 10 年を迎えて～」の司会

●平成 30 年度
・民事訴訟利用者調査(2016) 2 次分析研究分担者としての共同研究と報告(上記)

●令和元年度
・科学研究費・基盤研究(B)「民事訴訟の意識調査－市民の視点から見た利用しやすさの探求」研究分担者

●令和 2 年度
・科学研究費・基盤研究(B)「民事訴訟の意識調査－市民の視点から見た利用しやすさの探求」研究分担者
・科学研究費・基盤研究(B)「民事訴訟利用者調査の経年実施からみる利用者の評価と政策的課題」研究分担者

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)
・民事手続法 3A(前期)：民事手続法の論文や判例を題材として，理論的な検討を行った。
・民事手続法 3B(後期)：民事手続法に関する比較法研究を題材として，理論的な検討を行った。
・民事手続法研究 3A(前期)：民事手続法の論文や判例を題材として，理論的な検討を行った。
・民事手続法研究 3B(後期)：民事手続法に関する比較法研究を題材として，理論的な検討を行った。

(法曹養成専攻)
・エクスターンシップ 1(前期)：法律事務所における現地実習を指揮した。

・民事執行・保全法（後期）：民事執行および民事保全手続の基礎的な理解を目指し，詳細なレジュメを用いて，主として講義形式で授業を行った。
・民事訴訟法理論演習（前期）：民事訴訟法の基礎的な論文や判例を題材として，理論的な検討を行った。
・民事訴訟法理論演習リサーチ・ペーパー（後期）：民事訴訟法の基礎的なテーマを取り上げ，論文や判例を分析し理論的な検討を行った。
・民事訴訟法総合 2（前期）：民事訴訟法の総合的な理解を目指し，双方向の議論形式で授業を行った。
・民事訴訟法総合 1（後期）：民事訴訟法の総合的な理解を目指し，双方向の議論形式で授業を行った。
・ADR と法（後期）：比較的少人数の学生を対象として，ADR・仲裁の理論的問題についての双方向の議論と調停のロールプレイを使った実践的教育を行った。
・ADR と法リサーチ・ペーパー（後期）：ADR に関する法理論的なテーマを取り上げ，掘り下げた研究となるよう指導した。
・法曹倫理（後期）：法曹三者の職業上の倫理・法規範について，基礎的な理解に到達するよう，詳細なレジュメを用いて講義形式で授業を行った。

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

・民事手続法 3A（前期）：民事手続法の論文や判例を題材として，理論的な検討を行った。
・民事手続法 3B（後期）：民事手続法に関する比較法研究を題材として，理論的な検討を行った。
・民事手続法研究 3A（前期）：民事手続法の論文や判例を題材として，理論的な検討を行った。
・民事手続法研究 3B（後期）：民事手続法に関する比較法研究を題材として，理論的な検討を行った。

（法曹養成専攻）

・エクスターンシップ 1（前期）：法律事務所における現地実習を指揮した。
・民事執行・保全法（後期）：民事執行および民事保全手続の基礎的な理解を目指し，詳細なレジュメを用いて，主として講義形式で授業を行った。
・民事訴訟法総合 2-②（前期）：民事訴訟法の総合的な理解を目指し，双方向の議論形式で授業を行った。
・民事訴訟法総合 1-③（後期）：民事訴訟法の総合的な理解を目指し，双方向の議論形式で授業を行った。
・ADR と法（後期）：比較的少人数の学生を対象として，ADR・仲裁の理論的問題についての双方向の議論と調停のロールプレイを使った実践的教育を行った。
・法曹倫理①（後期）：法曹三者の職業上の倫理・法規範について，基礎的な理解に到達するよう，詳細なレジュメを用いて講義形式で授業を行った。
・法曹倫理②（後期）：法曹三者の職業上の倫理・法規範について，基礎的な理解に到達するよう，詳細なレジュメを用いて講義形式で授業を行った。
・法曹倫理③（後期）：法曹三者の職業上の倫理・法規範について，基礎的な理解に到達するよう，詳細なレジュメを用いて講義形式で授業を行った。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・演習（民事訴訟法）（後期）：民事訴訟法・制度の基礎的な理解に到達するよう，学生間の議論を促しつつ授業を行った。

●令和 2 年度

・演習（民事訴訟法）（後期）（開講せず）

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

・滋賀県　公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会委員
・最高裁判所　家庭規則制定諮問委員会幹事
・最高裁判所　裁判の迅速化に係る検証に関する検討委員会委員
・京都弁護士会　京都弁護士懲戒委員会委員
・金融庁企画市場局　金融トラブル連絡調整協議会委員
・一般財団法人日本 ADR 協会理事

●令和 2 年度
・最高裁判所　家庭規則制定諮問委員会幹事
・一般財団法人日本 ADR 協会代表理事
・最高裁判所　裁判の迅速化に係る検証に関する検討委員会委員
・京都弁護士会　京都弁護士懲戒委員会委員
・法務省　法制審議会仲裁法制部会臨時委員
・法務省　ODR 検討会委員
・一般社団法人　法曹養成ネットワーク理事

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本民事訴訟法学会理事
仲裁 ADR 法学会理事
日本法社会学会
日米法学会

●令和 2 年度
日本民事訴訟法学会理事
仲裁 ADR 法学会理事
日本法社会学会
日米法学会

Ⅲ－4　受賞の状況

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまで民事手続法の解釈および制度の現状について理論的・比較法的な研究を行ってきたが，これを継続するとともに，立法論や実務改善についても具体的な示唆を提供できるように研究を進める。

山本　克己　YAMAMOTO Katsumi　教　授　民事手続法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

主たる研究領域は、民事判決手続の諸問題（特に当事者論）と倒産処理法（特に倒産実体法）である

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
・（共編）『会社法コメンタール（20）』（商事法務）
・（共編）徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）

●平成 29 年度
・（共編）『注釈民事訴訟法第 4 巻』
・（共編）高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』（有斐閣）

●平成 30 年度
なし

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

②論文

●平成 28 年度
・「家事審判手続と破産手続の開始」ケース研究 328 号 3-30 号
・「人事訴訟手続（離婚手続）と破産手続の開始」徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）717-730 頁
・「財産的独立性についての覚書き」法学論叢 180 巻 5 ＝ 6 号 125-204 頁

●平成 29 年度
・「人事訴訟手続（離婚手続）と破産手続の開始」徳田和幸先生古稀祝賀論文集『民事手続法の現代的課題と理論的解明』（弘文堂）717-730 頁
・「破産管財人の法的地位と破産財団に属する財産の帰属」上野泰男先生古稀祝賀論文集『現代民事手続法の法理』（弘文堂）631-650 頁
●平成 30 年度
・「物権的請求権と口頭弁論終結後の承継人」高橋宏志先生古稀祝賀論文集『民事訴訟法の理論』（有斐閣）995-1014 頁
・「物権的請求権と既判力の作用」法学論叢 180 巻 1 ＝ 2 ＝ 3 号 25-37 頁
・「物権的請求権と確定判決の既判力・執行力についての覚書き」共栄法律事務所創立 20 周年記念論文集『法の理論と実務の交錯』（法律文化社）283-294 頁
●令和元年度
・「『保存行為』（民法 252 条但書）と給付訴訟の原告適格」民商法雑誌 155 巻 3 号 437-465 頁
●令和 2 年度
・「破産法 104 条と破産配当額の超過」片山英二先生古稀記念論文集『ビジネスローの新しい流れ』（青林書院）827-840 頁
・「既判力論における『先決関係』と『矛盾関係』について」加藤新太郎先生古稀祝賀論文集（弘文堂）285-294 頁

③その他
●平成 28 年度
・（研究会）畑瑞穂（司会）「非訟事件手続法（6）（7）（8・完）」論究ジュリスト 16 号 172-197 頁、17 号 174-191 頁、18 号 176-195 頁
・（注釈）会社法 892 条、895 条 森本滋ほか編『会社法コメンタール（20）』（商事法務）140-142 頁、145 頁
・（鼎談）「会社非訟の現状と課題」森本滋ほか編『会社法コメンタール（20）』（商事法務）付録 1-24 頁
・（追悼文）「田原睦夫先生を偲んで」事業再生と債権管理 152 号 5-7 頁
●平成 29 年度
・（注釈）民事訴訟法 190 条、191 条 高田裕成ほか編『注釈民事訴訟法第 4 巻』（有斐閣）178-204 頁
●平成 30 年度
・（演習）「固有必要的共同訴訟」長谷部由起子ほか編『基礎演習民事訴訟法〔第 3 版〕』（弘文堂）230-239 頁
・（判例批評）「『遺産確認の訴え』の適否・最判昭和 61 年 3 月 13 日（民集 40 巻 2 号 389 頁）」民法判例百選Ⅲ親族・相続〔第 2 版〕〔2018 年〕118-120 頁
●令和元年度
なし
●令和 2 年度
なし

（2）学会報告・講演等
●平成 28 年度
・「日本民事訴訟法学の動向」西南政法大学（中国）
●平成 29 年度
なし
●平成 30 年度
・「日本の家事事件手続法」南京師範大学（中国）、河南大学（中国）、西北政法大学（中国）
●令和元年度
・「戦後日本民事訴訟法学における訴訟物論の展開」清華大学（中国）、人民大学（中国）、中国政法大学（中国）
●令和 2 年度
なし

（3）共同プロジェクトへの参加
（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
なし

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院
●令和元年度
（法政理論専攻）
・「民事手続法 1A」（前期）判決効に関する日本の基本文献を講読した。
・「民事手続法 1B」（後期）民事紛争処理手続の変容に関するドイツ語文献を講読した。
・「民事手続法研究 1A」（前期）判決効に関する日本の基本文献を講読した。
・「民事手続法研究 1B」（後期）民事紛争処理手続の変容に関するドイツ語文献を講読した。

（法曹養成専攻）
・「倒産処理法 2」（後期）企業再建手続、個人破産・再生手続、国際倒産処理手続などの骨格を理解させることに意を尽くした。
・「民事法文書作成」（通年）具体的設例について法的な考察を行い、それを文章化する力を涵養した。
・「民事訴訟法総合 2」（前期）民事判決手続の基礎知識を確認するとともに、それを応用する力を涵養することに意を尽くした。
・「民事訴訟法総合 1」（後期）民事判決手続の基礎知識を確認するとともに、それを応用する力を涵養することに意を尽くした。

●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・「民事手続法 1A」（前期）当事者論に関する最高裁判所の裁判例を輪読した。
・「民事手続法 1B」（後期）強制執行手続に関するドイツ語の基本文献を講読した。
・「民事手続法研究 1A」（前期）当事者論に関する最高裁判所の裁判例を輪読した。
・「民事手続法研究 1B」（後期）強制執行手続に関するドイツ語の基本文献を講読した。
（法曹養成専攻）
・「倒産処理法 1」（前期）法人破産を中心に破産実体法と破産手続法の基本的知識の習得とその応用力の涵養をはかった。
・「民事法文書作成」（通年）具体的設例について法的な考察を行い、それを文章化する力を涵養した。
・「民事訴訟法理論演習」（前期）当事者論に関する最高裁判所の裁判例を輪読した。
・「民事訴訟法理論演習リサーチ・ペーパー」（後期）民事訴訟法の理論上重要な論点を学生に選択させてリサーチペーパーを作成させた（3 名の学生が提出）
・「民事訴訟法総合 2- ③」（前期）民事判決手続の基礎知識を確認するとともに、それを応用する力を涵養することに意を尽くした。
・「民事訴訟法総合 1- ①」（後期）民事判決手続の基礎知識を確認するとともに、それを応用する力を涵養することに意を尽くした。

Ⅱ－2　学部
●令和元年度
・「民事訴訟法」（前期）民事判決手続の基本概念の理解の向上を図った。
●令和 2 年度
・「民事訴訟法」（前期）民事判決手続の基本概念の理解の向上を図った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目
なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等
なし

Ⅲ－2　各種学外委員
●令和元年度
最高裁判所民事規則制定諮問委員会幹事（令和元年 9 月まで）
最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員（令和元年 10 月より）
京都府情報公開審査会委員（会長）（令和 2 年 1 月まで）
京都府個人情報保護・情報公開審議会委員（会長、第 1 部会長）（令和 2 年 2 月より）
●令和 2 年度
最高裁判所民事規則制定諮問委員会委員
法制審議会民事訴訟法（IT 化関係）部会臨時委員
京都家庭裁判所調停委員
京都府個人情報保護・情報公開審議会委員（会長、第 1 部会長）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等
●令和元年度
日本民事訴訟法学会（令和元年 5 月まで理事長）
日本私法学会
●令和 2 年度
日本民事訴訟法学会
日本私法学会

Ⅲ－4　受賞の状況
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望
数年来の研究テーマである民事訴訟当事者論の研究のとりまとめが遅れていることは反省している。早い時期に一緒にまとめることができよう、精進を重ねたい。

山本　敬三　YAMAMOTO Keizo　教　授　民　法

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

この十数年来の研究テーマは「法体系における私法の役割」であり、憲法をベースとした法体系の構造把握を手がかりとして、公法と私法の関係、ならびに契約法と不法行為法の再構成をこころみている。そのような検討から得られた契約規制に関する知見をもとにして、民法および消費者契約法の改正を素材とした具体的な検討を行い、現在、その成果を一連の書物にまとめる作業を進めている。また、それと平行して、民法の改正を踏まえた民法総則および契約法に関する教科書の改訂にも着手している。さらに、日本の損害賠償法に関する比較法的検討を進め、その成果として、ドイツ語及び英語による『日本損害賠償法概説』と題する書物をヨーロッパで公刊した。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度
- 山本敬三『契約法の現代化Ⅰ－契約規制の現代化』（商事法務、2016年）（全425頁）

●平成29年度
- 山本敬三『民法の基礎から学ぶ民法改正』（岩波書店、2017年）（全171頁）
- Keizo Yamamoto, Grundzüge des japanischen Schadenersatzrechts, Jan Sramek Verlag, 2018（全220頁）
- 潮見佳男＝山野目章夫＝山本敬三＝窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法Ⅰ』（日本評論社、2018年）（全211頁）

●平成30年度
- 潮見佳男＝山野目章夫＝山本敬三＝窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法Ⅱ』（日本評論社、2018年）（全277頁）
- 山本敬三『契約法の現代化Ⅱ－契約規制の現代化』（商事法務、2018年）（全471頁）
- 山本敬三監修、栗田昌裕＝坂口甲＝下村信江＝吉永一行著『ストゥディア民法4 債権総論』（有斐閣）（304頁）
- 大村敦志＝道垣内弘人＝森田宏樹＝山本敬三『民法研究指引』（北京大学出版社、2018年）（全278頁）
- Keizo Yamamoto/ Yuko Nishitani/ Harald Baum (Hrsg.), Gegenwärtiger Stand und Aufgabe der Privatautonomie in Japan und Deutschland, Zeitschrift für Japanisches Recht, Sonderheft 14, 2019（全168頁）

●令和元年度
- Keizo Yamamoto, Basic features of Japanese tort law, Jan Sramek Verlag 2019（全202頁）

●令和2年度
- 山本敬三監修、香川崇＝竹中悟人＝山城一真著『ストゥディア民法1 総則』（2021年）
- 山本敬三＝中川丈久編『法解釈の方法論－その諸相と展望』（2021年）

②論文

●平成28年度
- 山本敬三「2016年消費者契約法改正の概要と課題」法律時報88巻12号（2016年）4-15頁
- 山本敬三「民法の改正と不当利得法の見直し」法学論叢180巻5＝6号（2017年）247-340頁
- 山本敬三「改正民法における『定型約款』の規制とその問題点」消費者法研究3号（2017年）31-72頁
- Keizo Yamamoto, Privatrechtsdogmatik im japanischen Recht-Entwicklung der Diskussion über die Zivilrechts-methodik in Japan, in: Privatrechtsdogmatik im 21. Jahrhundert, Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 80. Geburtstag, De Gruyter, 2017, S.1221-1255
- 山本敬三「基本権の保護と不法行為法の再構成」先物・証券取引被害研究47号（2017年）2-25頁

●平成29年度
- 山本敬三「日本における民法解釈方法論の変遷とその特質」民商法雑誌154巻1号（2018年）1-35頁
- 山本敬三「『動機の錯誤』に関する判例法の理解と改正民法の解釈－保証に関する判例法を手がかりとして」法学論叢182巻1＝2＝3号（2018年）38-108頁

●平成30年度
- 山本敬三「債権法改正と比較法」安永正昭＝鎌田薫＝能見善久監修『債権法改正と民法学Ⅰ総論・総則』（商事法務、2018年）223-257頁
- 山本敬三「民法第3条の2（意思能力）」山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018年）376-400頁

●令和元年度
- Keizo Yamamoto, Regelung der irreführenden Internetwerbung im japanischen Verbraucherrecht, Zeitschrift für Japanisches Recht, Nr.24, 2019, S.17-55
- Keizo Yamamoto, Vertragsfreiheit und Verbraucherschutz in Japan, Zeitschrift für Japanisches Recht, Sonderheft, 15, 2019, S.77-92

・山本敬三「日本民法解釈方法論的変遷与其特質」南京大学法律評論 51（2019 年）61-87 頁
・山本敬三「債権法改正と契約責任－履行請求・損害賠償・解除・危険負担を中心として」司法研修所論集 129 号（2019 年）62-136 頁

●令和 2 年度
・山本敬三「合同責任法的修改－「修回法案」的概要及宗旨」李昊編『日本民法修正：回顧与反思』（北京大学出版社、2020 年）38-65 頁
・山本敬三「法律行為前注・第 90 条・第 91 条・第 92 条」松岡久和＝松本恒雄＝鹿野菜穂子＝中井康之編『改正債権法コンメンタール』（法律文化社、2020 年）31-46 頁
・山本敬三「日本法視野下損害賠償法基本問題」海尔姆特・库奇奥（Helmut Koziol）主編『侵権責任法的基本問題・第 2 巻』（北京大学出版社、2020 年）469-600 頁
・山本敬三「日本における民法解釈方法論の変遷とその特質」山本敬三＝中川丈久編『法解釈の方法論－その諸相と展望』（有斐閣、2021 年）27-63 頁

③その他

●平成 28 年度
・山本敬三「消費者契約法の制定と現代契約法研究会」新堂幸司編集代表『日本法の舞台裏』（商事法務、2016 年）150-153 頁
・山本敬三＝新堂明子＝米村滋人「鼎談：債権法改正の教え方・学び方」法学教室 438 号（2017 年）6-37 頁
・山本敬三「不法行為法の改正に向けて－検討の必要性と課題」先物・証券取引被害研究 47 号（2017 年）1 頁

●平成 29 年度
・山本敬三「人格権－北方ジャーナル事件」潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第 8 版〕』（有斐閣、2018 年）10-11 頁
・山本敬三「公序良俗違反（2）－証券取引における損失保証契約」潮見佳男＝道垣内弘人編『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第 8 版〕』（有斐閣、2018 年）28-29 頁
・山本敬三「相続放棄と登記」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続〔第 8 版〕』（有斐閣、2018 年）146-147 頁
・山本敬三「判例解説：最判昭和 52 年 2 月 22 日」潮見佳男＝山野目章夫＝山本敬三＝窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法Ⅰ』（日本評論社、2018 年）46 頁

●平成 30 年度
・山本敬三「判例解説：最判昭和 52 年 2 月 22 日」潮見佳男＝山野目章夫＝山本敬三＝窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法Ⅱ』（日本評論社、2018 年）46 頁
・山本敬三「判例解説：最判昭和 37 年 7 月 20 日」潮見佳男＝山野目章夫＝山本敬三＝窪田充見編著『新・判例ハンドブック債権法Ⅱ』（日本評論社、2018 年）47 頁
・Keizo Yamamoto, Einführung in die Übersetzung des novellirten Zivilgesetzes 2020, Zeitschrift für Japanisches Recht, No.45 (2018) S.177-182
・Hiroyuki Kansaku/ Atsuko Kimura/ Gabriele Koziol/ Maximilian Lentz/ Fumihiro Nagano/ Mizuho Nakamura/ Torsten Spiegel/ Anna Katharina Suzuki-Klasen/ Hiroshi Tanaka/ Katsuyuki Wada Unter der Leitung von Keizo Yamamoto, Übersetzung des novellierten Zivilgesetzes 2020, Zeitschrift für Japanisches Recht, No.45 (2018) S.183-305
・山本敬三「公序良俗」潮見佳男＝千葉恵美子＝片山直也＝山野目章夫編『詳解改正民法』（商事法務、2018 年）1-11 頁
・山本敬三「公序良俗と不法原因給付」千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice 民法Ⅰ総則・物権編〔第 3 版〕』（商事法務、2018 年）66-72 頁
・山本敬三「『債権法改正立法資料集成』連載にあたって」民商法雑誌 154 巻 4 号（2018 年）194-195 頁
・山本敬三＝深山雅也＝山本健司「座談会：定型約款〔債権法改正と実務上の課題第 11 回〕」ジュリスト 1525 号（2018 年）86-102 頁
・山本敬三「意見広告と反論文掲載請求権－サンケイ新聞事件」長谷部恭男＝山口いつ子＝宍戸常寿編『メディア判例百選〔第 2 版〕』（有斐閣、2018 年）146-147 頁
・山本敬三＝沖野眞巳＝河上正二＝長谷川雅巳＝山本健司「座談会：消費者契約法の改正と課題」ジュリスト 1527 号（2019 年）14-45 頁
・Keizo Yamamoto, Kommentar zum allgemeinen Teil des Symposiums “Gegenwärtiger Stand und Aufgabe der Privatoautonomie in Japan und Deutschland”, Zeitschrift für Japanisches Recht, Sonderheft 14 (2019), S41-46

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度
・講演「基本権の保護と私法の役割」（2016 年 6 月 2 日、最高裁判所調査官室・司法研修所合同セミナー）
・講演「特定物売買における契約の解釈と錯誤」（2016 年 6 月 14 日、日弁連法務研究財団・債権法改正十番勝負その 1・福岡研修会）

・講演「契約責任法の改正－『民法（債権関係）の改正に関する法律案』の概要」（2016 年 7 月 1 日、岡山大学法学会）
・講演「Akutuelle Gesetzgebungen zur Diskriminierung der Behinderten in Japan」（2016 年 9 月 12 日、ウィーン大学・京都大学日墺比較法セミナー（ウィーン大学））
・講演「基本権の保護と私法の役割」（2016 年 11 月 15 日、弁護士非行に対する責務等、弁護士会の職業倫理的当為の研究会）

●平成 29 年度
・講演「基本権の保護と不法行為法の再構成」（2017 年 4 月 21 日、先物取引被害全国研究会）
・講演「法学部からみた大学の今と将来－中高生に求めたいもの」（2017 年 6 月 17 日、大阪教育大学附属中・高等学校公開セミナー）
・講演「私人間における障害を理由とする差別の禁止とその違反の判断構造」（2017 年 11 月 24 日、東北大学）

●平成 30 年度
・講演「Regelung der irreführenden Internetwerbung im japanischen Verbraucherrecht」（2018 年 7 月、RUB International Science Days 2018 in Cooperation with Partner Universities in Japan “Society 5.0 -Opportunities and Risks of Digital Transformation and the Role and Responsibility of Universities”（ドイツ連邦共和国ボッフム大学））
・講演「日本における契約自由と消費者保護（Vertragsfreiheit und Verbraucherschutz in Japan）」（2018 年 11 月 2 日、Symposium aus Anlass des dreiβigjährigen Bestehens der Deutsch-Japanischen Juristenvereinigung (DJJV)）
・講演「特定物売買における契約の解釈と錯誤」「改正民法における定型約款の規制－その意義と課題」（2018 年 12 月 6 日、大阪弁護士会民法（債権法）改正講演）
・講演「債権法改正と契約責任－履行請求・損害賠償・解除・危険負担を中心として」（2019 年 2 月 28 日、司法研修所平成 30 年度民事通常専門研究会 4（債権法改正 2））

●令和元年度
・講演「知財紛争における裁判所等の紛争解決能力を強化するための方策について－損害賠償等を中心に」（2019 年 8 月 6 日、民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議幹事会）
・講演「解除・保証・債権譲渡に関する要件事実」（2019 年 10 月 8 日、司法研修所教官セミナー）

●令和 2 年度
・講演「契約解釈の方法とその検討課題－錯誤法を手がかりとして」（2020 年 8 月 4 日、民法から考える生命保険研究会）

（3）共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「国家による『非営利型移転』の支援と公共サービスの設計」（研究代表者 高木光）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現－法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者 窪田充見）
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法的研究」（研究代表者 山本敬三）
・日本学術振興会・二国間交流事業共同研究「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」（研究代表者 山本敬三）
・平成 28 年度総長裁量経費「法の実質化と自由の脱形式化をめぐる法的課題」（研究代表者 山本敬三）
・ウィーン大学・京都大学日墺比較法セミナー「Diskriminierung」（平成 28 年 9 月 12 日～ 14 日、オーストリア共和国ウィーン大学）に参加

●平成 29 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現－法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者 窪田充見）
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法的研究」（研究代表者 山本敬三）
・日本学術振興会・二国間交流事業共同研究「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」（研究代表者 山本敬三）
・平成 29 年度総長裁量経費「現代法における自律の尊重と規制の役割に関する比較法的研究」（研究代表者 山本敬三）

●平成 30 年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者 潮見佳男）
・科学研究費補助金基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現－法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者 窪田充見）
・科学研究費補助金基盤研究（B）「現代社会における人格権法の再構成と立法的研究」（研究代表者 山本敬三）
・平成 30 年度総長裁量経費「技術革新がもたらす新たな法的課題に関する国際共同研究」（研究代表者 西谷祐子）

●令和元年度
・科学研究費補助金基盤研究（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者 潮見佳男）

・科学研究費補助金基盤研究(A)「私人の権利行使を通じた法の実現－法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」(研究代表者 窪田充見)
・科学研究費補助金基盤研究(B)「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」(研究代表者 山本敬三)

●令和２年度
・科学研究費補助金基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者 潮見佳男)
・科学研究費補助金基盤研究(B)「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」(研究代表者 山本敬三)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・２年度)

Ⅱ－１　大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・民法 2A(前期):民法(債権関係)の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民法 2B(後期):民法(債権関係)の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民法研究 2A(前期):民法(債権関係)の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民法研究 2B(後期):民法(債権関係)の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
(法曹養成専攻)
・民法総合１(前期):契約法に関する主要な問題について事例分析を行った。
・ビジネス法務調査とプレゼンテーション(後期):児島幸良弁護士とともに、ビジネス法務において求められる調査及びプレゼンテーションの基礎と応用に関する指導を行った。

●令和２年度
(法政理論専攻)
・民法 2A(前期):民法(債権関係)の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民法 2B(後期):民法(債権関係)の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民法研究 2A(前期):民法(債権関係)の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
・民法研究 2B(後期):民法(債権関係)の改正作業を素材として、民法の改正問題について検討した。
(法曹養成専攻)
・民法総合 1-①(前期):契約法に関する主要な問題について事例分析を行った。
・ビジネス法務調査とプレゼンテーション(後期):児島幸良弁護士とともに、ビジネス法務において求められる調査及びプレゼンテーションの基礎と応用に関する指導を行った。

Ⅱ－２　学部

●令和元年度
・民法第二部(物権)(後期):物権に関する講義
・演習(民法)(前期):財産法(民法総則・物権法)に関する演習
・演習(民法)(後期):財産法(債権法)に関する演習
・特別講義「現代社会と弁護士」(後期):弁護士と共同して現代社会における弁護士の役割に関する講義を行うもの

●令和２年度
・民法(物権)【旧民法第二部】(前期):物権に関する講義
・演習(民法)(前期):財産法(民法総則・物権法)に関する演習
・演習(民法)(後期):財産法(債権法)に関する演習
・特別講義「現代社会と弁護士」(後期):弁護士と共同して現代社会における弁護士の役割に関する講義を行うもの

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・民法第二部(経済学部・後期):物権に関する講義

●令和２年度
・民法(物権)(経済学部・前期):物権に関する講義

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・２年度)

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－２　各種学外委員

●令和元年度
産業構造審議会臨時委員
消費者契約に関する検討会座長
消費者庁デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会委員

●令和２年度

産業構造審議会臨時委員
消費者契約に関する検討会座長
消費者庁デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会委員

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本私法学会理事
日独法学会会員
日本フンボルト協会理事
International Academy of Comparative Law 会員
Fellow of the European Law Institute (ELI)
Österreichische Akademie der Wissenschaft 外国会員

●令和２年度
日本私法学会理事
日独法学会会員
日本フンボルト協会理事
International Academy of Comparative Law 会員
Fellow of the European Law Institute (ELI)
Österreichische Akademie der Wissenschaft 外国会員

Ⅲ－４　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

「法体系における私法の役割」に関する研究の成果をまとめた一連の書物を完成させることが今後の課題である。また、民法全体の教科書についても順次準備を進めており、民法改正を踏まえた全面改訂を行うほか、事務管理・不当利得・不法行為法の教科書を公表することを目標としている。

横山　美夏　YOKOYAMA Mika　教　授　フランス法 民法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－１　現在の研究テーマと最近の活動

所有に関わる諸問題について、フランス法と比較に基づいた研究を行っている。具体的には、所有をめぐる理論的な問題のうち、財と主体との関係、財の性質がその法的規律にどのような影響を及ぼしうるか、財のまとまりとしての patrimoine 概念の効用などについて、フランス法との比較研究および、日本法への応用可能性を検討する論文公表や、学会報告等を行っている。最近は、なかでも、自然資源や文化財など、公共的利益および将来世代の利益を考慮すべき財の利用と保全の調整に関わる法理論の研究を行っている。

Ⅰ－２　最近５年間（平成 28 年４月～令和３年３月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
・（共著）L’avenir du Notariat, LexisNexis, 2016, pp.281-286.
・（共著）Droit du Japon, Bibliothèque de l’Association Henri Capitant, LGDJ, 2016, pp.63-69

●平成 30 年度
・（共著）山元一・横山美夏・高山佳奈子編著『グローバル化と法の変容』（日本評論社）

●令和元年度
・永田眞三郎・松本恒雄・松岡久和・中田邦博・横山美夏『物権 第２版』（有斐閣）

②論文

●平成 28 年度
・「物概念の現代的課題」民事法学（韓国民事法学会）77 号 349 頁＝ 360 頁

●平成 29 年度
・「公益法人制度の意義：フランス法との比較法的考察」NBL（商事法務）1104 号 6 頁 -12 頁
・「学校のいじめ」浦川道太郎先生・内田勝一先生・鎌田薫先生古稀記念論文集編集委員会 編『早稲田民法学の現在：浦川道太郎先生・内田勝一先生・鎌田薫先生古稀記念論文集』（成文堂・2017）25 頁 -48 頁
・Droit d’accès à la terre commune, dit《Iriaiken》au Japon, Mélange en l’honneur de François Collart Dutilleul, Dalloz, 2017, pp. 699-706.

●平成 30 年度

・「NHK 放送受信契約の締結をめぐる諸問題：最大判平成 29 年 12 月 6 日の検討」ジュリスト（有斐閣）1519 号 39-44 頁
・「契約締結過程における情報提供義務」安永正昭・鎌田薫・能見善久監修『債権法改正と民法学 II 債権総論・契約（1）』（商事法務・2018）377-408 頁
・「所有権の比較法的考察－フランス法の所有（propriété）概念」法律時報 91 巻 2 号 63-67 頁

●令和元年度
・「財産法からみた夫婦財産制度をめぐる理論的課題」家族＜社会と法＞ 35 号 34-47 頁

●令和 2 年度
・「『不動産を目的とする権利の承継を中心に（小特集 相続法改正における権利・義務の承継の規律：その位置づけと課題）』」法律時報 92 巻 4 号 80-85 頁

③その他

●平成 28 年度
・解説：「義務違反行為の停止（1）（東京地立川支判平 22・5・13）」鎌野邦樹＝花房博文＝山野目章夫編『マンション法の判例解説』122 頁 -123 頁
・解説：「義務違反行為の停止（2）（東京地判平 17・6・23）」鎌野邦樹＝花房博文＝山野目章夫編『マンション法の判例解説』122 頁 -123 頁 124 頁 -125 頁
・座談会「不動産登記制度の 10 年とこれから」ジュリスト（有斐閣）1502 号 14 頁 -33 頁

●平成 29 年度
・解説「相続人に対する遺贈と民法 1034 条の目的の価額」別冊ジュリスト（有斐閣）239 号民法判例百選 III 親族・相続 194-195 頁

●令和元年度
・「総括コメント『日仏比較の視点から（フランス担保法の現在（3・完）倒産手続における処遇の観点をふまえて）』」阪大法学 69 巻 5 号 1173-1182 頁

●令和 2 年度
・「ワークショップ『相続法改正における権利・義務の承継の規律の位置づけと課題』私法 82 号 109-111 頁

（2）学会報告・講演等

●平成 29 年度
・（学会シンポジウム報告）「公益法人制度の意義：フランス法との比較法的考察」（日本私法学会シンポジウム報告〔10 月 8 日・関西学院大学〕）

●平成 30 年度
・（学会シンポジウム報告）「所有権の比較法的考察－フランス法の所有（propriété）概念」（第 11 回基礎法学総合シンポジウム報告〔7 月 21 日・日本学術会議講堂〕）
・（学会シンポジウム報告）「財産法からみた夫婦財産をめぐる理論的課題」（日本家族＜社会と法＞学会シンポジウム報告〔11 月 10 日・金沢大学〕）

●令和元年度
・（学会ワークショップ報告）「コメント報告：『相続法改正における権利・義務の承継の規律の位置づけと課題』」〔10 月 6 日・立教大学〕

（3）共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「変容する現代所有概念の再構築－所有概念の多元的モデル化－」に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「非営利法人法の再構成－健全な民間非営利活動の一層の促進を目指して」（研究代表者 佐久間毅教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者 潮見佳男教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（C）「憲法学と各法学分野の役割分担・再考」（研究代表者 山元一教授）に研究分担者として参加
・（国際研究集会）「物概念の現代的課題」（東アジア国際民法シンポジウム報告〔10 月 15 日・福建師範大学〕）

●平成 29 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者 潮見佳男教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「私法の基本原理と信託の法理－その相互作用」（研究代表者 佐久間毅教授）に研究分担者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（C）「憲法学と各法学分野の役割分担・再考」（研究代表者 山元一教授）に研究分担者として参加

●平成 30 年度
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（B）「持続可能な社会の『所有』モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－」に研究代表者として参加
・（国内研究プロジェクト）科学研究費補助金・基盤研究（A）「財産権の現代化と財産法制の再編」（研究代表者 潮見佳男教授）に研究分担者として参加

・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金・基盤研究(B)「私法の基本原理と信託の法理－その相互作用」(研究代表者 佐久間毅教授)に研究分担者として参加
・(国際研究集会)「総括コメント報告」(日仏担保法コロック報告〔3 月 10 日・大阪大学〕)

●令和元年度
・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金・基盤研究(B)「持続可能な社会の『所有』モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－」に研究代表者として参加
・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金・基盤研究(A)「財産権の現代化と財産法制の再編」(研究代表者 潮見佳男教授)に研究分担者として参加
・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金・基盤研究(B)「私法の基本原理と信託の法理－その相互作用」(研究代表者 佐久間毅教授)に研究分担者として参加
・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金・基盤研究(B)「グローバル化時代における憲法秩序の再構築」(研究代表者 山元一教授)に研究分担者として参加

●令和 2 年度
・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金・基盤研究(B)「持続可能な社会の『所有』モデル - 財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－」に研究代表者として参加
・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金・基盤研究(A)「財産権の現代化と財産法制の再編」(研究代表者 潮見佳男教授)に研究分担者として参加
・(国内研究プロジェクト)科学研究費補助金・基盤研究(B)「グローバル化時代における憲法秩序の再構築」(研究代表者 山元一教授)に研究分担者として参加

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)
・フランス法 A(前期):フランス契約法に関する学説を検討した。
・フランス法 B(後期):フランス担保法の検討を行った。
・フランス法概論(前期):フランス法のしくみおよび研究方法に関する授業を行った。
・フランス法研究(通年):フランスにおける最近の論文の検討を通じて日本法との比較検討を行った。

(法曹養成専攻)
・民法総合 3(前期):金融・担保の分野に関して、事例問題を素材として、双方向形式による授業を行った。
・フランス法(後期):フランス法の歴史および現代的課題について検討を行った。
・フランス法リサーチ・ペーパー(後期):フランス生命倫理に関するリサーチ・ペーパーの指導を行った。

●令和 2 年度

(法政理論専攻)
・フランス法 A(前期):フランス物権法の検討を行った。
・フランス法 B(後期):フランス担保法の検討を行った。
・フランス法文献読解(前期後半):フランス損害賠償法に関する文献読解を行った。
・フランス法概論(前期):フランス法のしくみおよび研究方法に関する授業を行った。
・フランス法研究(通年):フランスにおける最近の論文の検討を通じて日本法との比較検討を行った。

(法曹養成専攻)
・民法総合 3-①②(前期):金融・担保の分野に関して、事例問題を素材として、双方向形式による授業を行った。
・フランス法(後期):フランス法の歴史および現代的課題について検討を行った。
・フランス法リサーチ・ペーパー(前期):環境損害および、情報法に関するフランス法のリサーチ・ペーパー作成を指導した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・演習(民法)(前期):財産法の諸問題について学説・判例の検討を行った。
・演習(民法)(後期):財産法の諸問題について学説・判例の検討を行った。

●令和 2 年度
・フランス法(後期):フランス法の歴史およびその基本構造に関する授業を行った。
・法学入門 II(後期):日本における外国法の作用に関する授業を行った。
・演習(民法)(前期):財産法の諸問題について学説・判例の検討を行った。
・演習(民法)(後期):財産法の諸問題について学説・判例の検討を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
なし

●令和 2 年度
なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
なし
●令和 2 年度
なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
京都府男女共同参画審議会委員
舞鶴市男女共同参画審議会委員
経済産業省産業構造審議会委員
●令和 2 年度
京都府男女共同参画審議会委員
舞鶴市男女共同参画審議会委員
経済産業省産業構造審議会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本私法学会
比較法学会（理事）
日仏法学会（理事）
日本登記法学会（理事）
●令和 2 年度
日本私法学会
比較法学会（理事）
日仏法学会（理事）
日本登記法学会（理事）

Ⅲ－4　受賞の状況

●令和元年度
なし
●令和 2 年度
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引き続き自然資源や文化財などを素材として所有をめぐる日仏比較法研究を進め、得られた成果を具体的課題に応用することを目指したい。

吉政　知広　YOSHIMASA Tomohiro　教　授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

契約法を中心に私法上の諸問題について研究を進めている。契約という法技術のもつ機能、そして契約を規律する法規範が分散化、多層化している今日の状況の下、伝統的には民事法学の対象とされてこなかった隣接分野の諸問題や基礎的・理論的な課題にも関心をもっている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 28 年度
なし
●平成 29 年度
・大村敦志＝道垣内弘人編『解説 民法（債権法）改正のポイント』（有斐閣、2017 年）（分担執筆）
●平成 30 年度
・山野目章夫編『新注釈民法（1）総則（1）』（有斐閣、2018 年）（分担執筆：1 条 2 項「信義誠実の原則」）
・潮見佳男＝千葉恵美子＝片山直也＝山野目章夫編『詳解 改正民法』（商事法務、2018 年）（分担執筆）
・千葉恵美子＝潮見佳男＝片山直也編『Law Practice II 債権編〔第 4 版〕』（商事法務、2018 年）（分担執筆）

●令和元年度
・浅野有紀＝原田大樹＝藤谷武史＝横溝大編『政策実現過程のグローバル化』(弘文堂、2019 年)(共著)
●令和 2 年度
・田中亘＝森・濱田松本法律事務所編『会社・株主間契約の理論と実務 合弁事業・資本提携・スタートアップ投資』(有斐閣、2021 年)(分担執筆)

②論文

●平成 28 年度
・「FRAND 宣言のされた特許権の侵害を理由とする損害賠償請求 ── 交渉促進規範の観点からの検証」名古屋大学法政論集 270 号 249-260 頁(2017 年)
・"Primary Purpose of Civil Procedure-A Perspective from the Japanese Civil Code", in: Alexander Bruns and Masabumi Suzuki (eds.), Realization of Substantive Law through Legal Proceedings, Mohr Siebeck, 2017, pp. 25-32.
●平成 29 年度
・"Preventive Measures in Contract Law -Recent Debate over "Duty to Mitigate"in Japan", in: Alexander Bruns and Masabumi Suzuki (eds.), Preventive Instruments of Social Governance, Mohr Siebeck, 2017, pp. 43-50.
・「ウィーン売買条約(CISG)における証明責任の規律をめぐって ── グローバル市場における契約の規制と制御」社会科学研究(東京大学社会科学研究所) 69 巻 1 号 73-89 頁(2018 年)
●平成 30 年度
・「事情変更の法理」安永正昭＝鎌田薫＝能見善久監修『債権法改正と民法学 II 債権総論・契約(1)』(商事法務、2018 年) 449-471 頁
・"The Reform of Japanese Contract Law and the Principle of Self-responsibility", in: Gegenwärtiger Stand und Aufgabe der Privatautonomie in Japan und Deutschland, Zeitschrift für Japanisches Recht, Sonderheft 14 (2019), pp. 27-39.
●令和元年度
・"The Reform of the Law on Remedies for Breach of Contract in Japan" in: Alexander Bruns and Masabumi Suzuki (eds.), Reactive Instruments of Social Governance, 2019, pp. 29-39.
・"A Theoretical Perspective on the Civil Liability of the Online Platform Operators" Zeitschrift für Japanisches Recht 48 (2019) pp. 71-77.
・「消費者法分野における民事立法の形式をめぐって(上)」法律時報 92 巻 1 号 104-107 頁(2020 年)
・「消費者法分野における民事立法の形式をめぐって(下)」法律時報 92 巻 2 号 101-106 頁(2020 年)
●令和 2 年度
・"The Effects of the Corona Crisis on Contractual Obligations under Japanese Law", Max Planck Institute for Comparative and International Private Law Research Paper 20/20 (2020), pp. 18-25.
・「新型コロナウイルス感染症の契約関係への影響と契約法」法学教室 486 号 16-21 頁(2021 年)

③その他

●平成 28 年度
・「書評：山城一真『契約締結過程における正当な信頼』(民法学のあゆみ)」法律時報 88 巻 5 号 125-129 頁(2016 年)
●平成 29 年度
・「公務員に対する国の安全配慮義務(最判昭和 50 年 2 月 25 日)」窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選 II 債権〔第 8 版〕』(有斐閣、2018 年) 6-7 頁
・「買主による目的物の受領と契約不適合の担保責任(最判昭和 36 年 12 月 15 日)」窪田充見＝森田宏樹編『民法判例百選 II 債権〔第 8 版〕』(有斐閣、2018 年) 104-105 頁
●平成 30 年度
・「シンポジウム『日本的取引慣行』の実態と変容：コメント」私法 80 号 59-64 頁(2018 年)
●令和元年度
・「特約店の義務不履行と特約店契約の解約(最判平成 10 年 12 月 18 日)」神作裕之＝藤田友敬編『商法判例百選』(有斐閣、2019 年) 102-103 頁
●令和 2 年度
なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・"Comment on Prof. Mathias Siems, The Curious Case of Overfitting Legal Transplants"(京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所二国間交流事業研究会(法の実質化と自由の脱形式化をめぐる法的課題)研究会、2016 年 7 月、京都大学)
・"Preventive Measures in Contract Law -Recent Debate over "Duty to Mitigate" in Japan"(FRIAS IAR Nagoya Research Project "Social Governance by Law" Symposium in Freiburg、2016 年 9 月、フライブルク大学)
・「売買・賃貸借」(名古屋民事実務研究会、2016 年 12 月、名古屋地方裁判所)
●平成 29 年度
・"The Reform of the Law on Remedies for Breach of Contract in Japan"(フライブルク大学＝名古屋大学共同シンポジウム "Reactive Instruments of Social Governance"、2017 年 9 月、名古屋大学)
・「『日本的取引慣行』の実態と変容・コメント」(日本私法学会第 81 回大会シンポジウム、2017 年 10 月、関西学院大学)

・“The Reform of the Japanese Contract Law: From the Perspective of Self-responsibility”（京都大学大学院法学研究科及びマックスプランク比較私法・国際私法研究所 二国間交流事業（法の実質化と自由の脱形式化をめぐる法的課題）国際ワークショップ、2018 年 1 月、京都大学）
・“Outline of the Japanese Consumer Contract Law”（立命館大学法科大学院京都セミナー、2018 年 2 月、立命館大学朱雀キャンパス）

●平成 30 年度
・「傷害保険契約、損害保険契約における偶然性の主張・立証責任をめぐって ── 契約の履行請求に関する要件事実論からの視点」（民法からみる生命保険研究会、2018 年 6 月、日本生命本店）
・“Comment on Antonios Karaiskos, Die Haftung von Online-Plattformen in Japan” (Ruhr-Universität Bochum Japan Science Days 2018’ Schutzbedürfnisse und Gestaltungsmöglichkeiten im Recht der Society 5.0 (Shaping the Law for a Society 5.0)、2018 年 7 月、ボーフム大学）

●令和元年度
・「継続的契約の分析視角 ── 取引費用論・ケイパビリティ論と契約法理論」（京都大学法学会春季学術講演会、2019 年 4 月）

●令和 2 年度
・“The Effects of the Corona Crisis on Contractual Obligations under Japanese Law” (Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, “Reaktionen auf Corona im japanischen und deutschen Recht”、2020 年 8 月）
・「消費者法分野における民事立法の形式：総論的課題」（法と経済学会 2020 年度全国大会、2020 年 10 月）

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・科学研究費・基盤（B）「政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築」（研究代表者・原田大樹）（～平成 30 年度）

●平成 29 年度
・科学研究費・基盤（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者・潮見佳男）（～令和 3 年度）

●平成 30 年度
・「会社・株主間契約の実務と理論」研究会（田中亘・石綿学代表）
・科学研究費・基盤（B）「消費者信用法制の新段階の検証 ── 法規制の態様・存在形式・内容の総合的検討の試み」（研究代表者・丸山絵美子）（～令和 3 年度）

●令和元年度
・科学研究費・基盤（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者・潮見佳男）（～令和 3 年度）
・科学研究費・基盤（B）「消費者信用法制の新段階の検証 ── 法規制の態様・存在形式・内容の総合的検討の試み」（研究代表者・丸山絵美子）（～令和 3 年度）
・科学研究費・基盤（B）「グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析」（研究代表者・原田大樹）（～令和 4 年度）
・科学研究費・基盤（B）「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」（研究代表者・山本敬三）（～令和 4 年度）

●令和 2 年度
・科学研究費・基盤（A）「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」（研究代表者・潮見佳男）（～令和 3 年度）
・科学研究費・基盤（B）「消費者信用法制の新段階の検証 ── 法規制の態様・存在形式・内容の総合的検討の試み」（研究代表者・丸山絵美子）（～令和 3 年度）
・科学研究費・基盤（B）「グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析」（研究代表者・原田大樹）（～令和 4 年度）
・科学研究費・基盤（B）「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」（研究代表者・山本敬三）（～令和 4 年度）
・科学研究費・基盤（C）「企業間取引（組織型契約）に関する契約法理論の構築」（～令和 5 年度）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）
・先端民法 2（前期）：2017 年の民法（債権法）改正を中心に、近時の民事法領域における立法の動向について分析・検討をした。
・民法 4B（後期）：民事法学の重要文献の講読を行なった。
・民法 4B リサーチ・ペーパー（後期）：授業で講読した文献の意義・射程を分析するリサーチ・ペーパーの執筆を指導した。
・民法研究 4B（後期）：民事法学の重要文献の講読を行なった。

（法曹養成専攻）
・民法総合 1（前期）：契約法に関する主要な問題を扱う講義である。2017 年の民法（債権法）改正を踏まえて、詳細な事例問題を受講者と共に検討した。
（公共政策大学院）
・私法秩序論（前期）：法の経済分析に関する基本的な英語の教科書を講読した上で、アメリカと日本の法制を経済学的な知見を用いつつ、比較・検討した。
●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・民法 4A（前期）：契約法に関する英語文献の講読を行なった。
・民法 4B（後期）：契約解釈の方法論に関する英語文献の講読を行なった。
・民法 4A リサーチ・ペーパー（前期）：授業で講読した文献の意義・射程を分析するリサーチ・ペーパーの執筆を指導した。
・民法 4B リサーチ・ペーパー（後期）：授業で講読した文献の意義・射程を分析するリサーチ・ペーパーの執筆を指導した。
・民法研究 4A（前期）：契約法に関する英語文献の講読を行なった。
・民法研究 4B（後期）：契約解釈の方法論に関する英語文献の講読を行なった。
（法曹養成専攻）
・民法総合 1- ②（前期）：契約法に関する主要な問題を扱う講義である。いわゆるソクラティック・メソッドを用いて、詳細な事例問題を受講者と共に検討した。
・民法総合 1- ③（後期）：契約法に関する主要な問題を扱う講義である。いわゆるソクラティック・メソッドを用いて、詳細な事例問題を受講者と共に検討した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・民法第四部（債権各論）（後期）：講学上、債権各論と称される領域について、2017 年の民法（債権関係）改正を踏まえた講義を行なった。
・演習（民法）（前期）：2017 年の民法（債権法）改正の主要な論点について、受講者の報告、議論を通じて検討した。
・演習（民法）（後期）：2017 年の民法（債権法）改正の主要な論点について、受講者の報告、議論を通じて検討した。
●令和 2 年度
・民法（債権総論・相続）【旧民法第三部】（後期）：債権総則と相続法の領域について、2017 年の改正（債権関係）および 2018 年の改正（相続法）を踏まえた講義を行なった。
・演習（民法）（前期）：2017 年の民法（債権法）改正の主要な論点について、受講者の報告、議論を通じて検討した。
・演習（民法）（後期）：2017 年の民法（債権法）改正の主要な論点について、受講者の報告、議論を通じて検討した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
なし
●令和 2 年度
なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
なし
●令和 2 年度
なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
京都市消費生活審議会委員
宇治市情報公開審査会委員
京都地方裁判所委員会委員
司法試験考査委員（民法）
●令和 2 年度
京都市消費生活審議会委員
宇治市情報公開審査会委員
京都地方裁判所委員会委員
司法試験考査委員（民法）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本私法学会
●令和 2 年度
日本私法学会

Ⅲ－4　受賞の状況
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

第1に、契約法の諸法理を経済学・経営学の知見を用いて再構築するという、従来の研究構想を進めたいと考えている。第2に、近年の情報技術の著しい発展によって、民事法分野の法技術がどのような変容を迫られているのかという研究課題にも取り組んでいきたい。

和久井 理子　WAKUI Masako　教　授　経済法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動
独禁法・競争政策上の諸問題を中心に経済法研究を行っている。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果
(1) 公表された著作
①著書
●平成28年度
・川濵昇、武田邦宣、和久井理子「論点解析 経済法〔第2版〕」(共編)(商事法務)
●平成29年度
なし
●平成30年度
・Masako Wakui “Antimonopoly Law: Competition Law and Policy in Japan (Second Edition)” (Independently published)
●令和元年度
・川濵昇、瀬領真悟、泉水文雄、和久井理子「ベーシック経済法：独占禁止法入門 第5版」(共著)(有斐閣)
●令和2年度
なし
②論文
●平成28年度
・「諸外国における外航海運及び国際航空に関する競争法適用除外制度の動向と我が国への示唆・オーストラリア外航ほか」公正取引委員会競争政策研究センター共同研究報告書 CR02-16, 47-98頁
・「公正な労働条件の確保と競争・入札制度：EU公共調達指令及び英国における国内法化を中心に(米沢広一教授 退任惜別記念号)」Journal of law and politics of Osaka City University, 62, 3, 627-659
・「最恵待遇条項(MFN)・価格均等条項と独占禁止法(上)プラットフォーム事業者による拘束を中心に」NBL1093号19-27頁
●平成29年度
・「最恵待遇条項(MFN)・価格均等条項と独占禁止法(下)プラットフォーム事業者による拘束を中心に」NBL1095号39-45頁
・“Intellectual Property and Antitrust in Japan”The Cambridge Handbook of Antitrust, Intellectual Property, and High Tech 所収，138-157
・「労働組合・団体交渉・労働協約と独占禁止法」経済法の現代的課題：舟田正之先生古稀祝賀(金井貴嗣ほか編)所収，97-116頁
・「イノベーションと独禁法」日本経済法学会年報38号142-156頁
●平成30年度
・「リベートとセット割(バンドル・ディスカウント)－顧客の購入行動に応じた価格設定と独禁法」日本経済法学会年報39号44-59頁
・“Liner Shipping Antitrust Exemptions in the Pacific Rim Regions: Cartelised Markets and the Need for International Co-ordination” Journal of Antitrust Enforcement, 7, 1, 54-74
●令和元年度
・「競業・転職・独立開業を妨げる行為と競争政策：競業避止義務をめぐる労働法と独禁法の交錯」NBL1157号4-15頁
●令和2年度
・“The Japanese Cartel Fining System: the 2019 Amendments and its Real Issue” Asian Competition Law Review
・“A Collective Agreement is NOT Inherently Anticompetitive in Japan: Trade Unions, Self-Employed Workers and the Antimonopoly Act”
・“Shrinking market doctrine for ageing stagnant economies?: The JFTC 2019 revision of merger guidelines” Concurrences Review, N° 2-2020 (Art. N° 93541)

・「自営的就労者の組織化と独禁法：労働組合の活動の分析からの示唆」齊藤真紀ほか編『企業と法をめぐる現代的課題 川濵昇先生・前田雅弘先生・洲崎博史先生・北村雅史先生還暦記念』所収，663-682 頁

③その他

●平成 28 年度

・「知的財産権と独占禁止法」金井貴嗣ほか『独占禁止法［第 6 版］』所収（第 8 章）394-427 頁

●平成 29 年度

なし

●平成 30 年度

なし

●令和元年度

・「TKC・新判例解説 Watch（No.67）段ボール用でん粉メーカーによる価格カルテル（加藤化学）事件：公取委令和元年 10 月 2 日審決」TKC 判例 Watch

・「オーストラリア競争法における団体交渉適用免除制度－小規模事業者による団体交渉にかかる認可・届出を中心に」公取委 CPRC ディスカッションペーパー，CPDP-74-J

●令和 2 年度

・“Competition Law and Its Relation to Sector-Specific Regulations in the Japanese Telecom Sector” In Sandra Marco Colino (ed), Competition in Telecommunications Markets: Key Regulatory Challenges

・“Liberalisation of the COVID-19 testing service market to ensure individual access to testing and the role of competition laws and authorities: Lessons from Japan” Concurrences, No.2-2020, 115-120

・“Free market versus state or something else?: civic sector and competition law’s roles during the COVID-19 pandemic in Japan” Journal of Antitrust Enforcement, 8, 2, 316-318

・翻訳「欧州・ドイツ競争法におけるプラットフォーム、オンライン取引とデータ」公正取引 836 号 60-67 頁

（2）学会報告・講演等

●平成 28 年度

・「課徴金減免制度導入後の 10 年の成果と今後の在り方」（公正取引委員会競争政策研究センター第 41 回公開セミナー、2016 年 4 月 22 日）

・“The aim of competition laws: Revisiting the concept of fairnes”（East Anglia University (UK) The Centre for Competition Policy (CCP) Seminar、2016 年 9 月 23 日）

・“Do SEPs Need a Different Anti-Competitive Analysis regarding IP Licensing from Non-SEPs (if so, how)”（National Taiwan University/ International Symposium on IP Licensing and Competition Laws、2017 年 3 月 9 日）

●平成 29 年度

・「労働，人的役務提供と独占禁止法－人材と独禁法をめぐる試論－」（東京経済法研究会、2018 年 1 月 20 日）

・「労務・人的役務提供と独禁法」（「グレーゾーン就労者」をめぐる法的課題について－大阪府労働委員会意見交換会－、2018 年 2 月 16 日）

●平成 30 年度

なし

●令和元年度

・“Policy: Japan”（Platform Economy Puzzles: Unravelling the Gig Work Paradox-The University of Twente、2019 年 11 月 19 日）

●令和 2 年度

・“Regulatory Game and Antitrust: Lessons from Japan”（Competition Law and Regulation in the Pharmaceutical Sector: Between Europe and Eurasia, Eurasian Centre for Law, Innovation, and Development (ECLID)- KIMEP University、2021 年 3 月 2 日）

・「労働・雇用関係と独占禁止法」（青山学院大学法学会共同研究プロジェクト「人材分野における競争法と労働法の役割」講演会、2021 年 3 月 17 日）

（3）共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

なし

●平成 29 年度

・日本学術振興会：科学研究費助成事業 基盤研究（A）「プラットフォームとイノベーションをめぐる新たな競争政策の構築」研究分担者

●平成 30 年度

・日本学術振興会：科学研究費助成事業 基盤研究（A）「プラットフォームとイノベーションをめぐる新たな競争政策の構築」研究分担者

●令和元年度

・日本学術振興会：科学研究費助成事業 基盤研究（A）「プラットフォームとイノベーションをめぐる新たな競争政策の構築」研究分担者

●令和２年度
・日本学術振興会：科学研究費助成事業 基盤研究(A)「プラットフォームとイノベーションをめぐる新たな競争政策の構築」研究分担者

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・２年度)

Ⅱ－１　大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・経済法Ａ(前期)：競争法上の諸論点について比較法的・経済学的視点から競争法研究を行えるようになることを目標として文献等の読み込みを行う。
・経済法Ｂ(後期)：米国ないしEUの事例及び解析が行われている教科書を利用して、独占禁止法上の様々な概念及び規制について、経済学的背景や分析のアプローチについて検討する。
・経済法Ａリサーチ・ペーパー(前期)：競争政策上の諸問題について日本語文献を用いて探求する。
・経済法Ｂリサーチ・ペーパー(後期)：競争政策・経済法上の諸問題について日本語文献を用いて批判的に検討する。
・経済法研究(通年)：「Global Antitrust Law and Economics」を用いて、米国、EU等の著名な反トラスト法上の事件について内容を確認しつつ、批判的に検討する。
(法曹養成専攻)
・経済法１(前期)：競争政策の意義と独禁法の経済的機能を概観した後、不当な取引制限、私的独占、企業結合、不公正な取引方法の規制について学ぶ。
・経済法２(後期)：独禁法上の基本概念を習得済みであることを前提として、垂直・混合型企業結合、非ハードコアカルテル(事業提携)、共同出資会社、適用除外制度など、より複雑ないし高度な諸問題について検討を行う。
・経済法理論演習(後期)：日本の独占禁止法を理解する上で必要な比較的法的検討の方法及び経済学上の基本的知識を検討する。
(公共政策大学院)
・競争法総論(前期)：競争政策の意義と独禁法の経済的機能を概観する。

●令和２年度
(法政理論専攻)
・経済法Ａ(前期)：競争法上の諸論点について比較法的・経済学的視点から競争法研究を行えるようになることを目標として文献等の読み込みを行う。
・経済法Ｂ(後期)：米国ないしEUの事例及び解析が行われている教科書を利用して、独占禁止法上の様々な概念及び規制について、経済学的背景や分析のアプローチについて検討する。
・経済法Ａリサーチ・ペーパー(前期)：競争政策上の諸問題について日本語文献を用いて探求する。
・経済法Ｂリサーチ・ペーパー(後期)：競争政策・経済法上の諸問題について日本語文献を用いて批判的に検討する。
・経済法研究(通年)：「Global Antitrust Law and Economics」を用いて、米国、EU等の著名な反トラスト法上の事件について内容を確認しつつ、批判的に検討する。
(法曹養成専攻)
・経済法１(前期)：競争政策の意義と独禁法の経済的機能を概観した後、不当な取引制限、私的独占、企業結合、不公正な取引方法の規制について学ぶ。
・経済法２(後期)：独禁法上の基本概念を習得済みであることを前提として、垂直・混合型企業結合、非ハードコアカルテル(事業提携)、共同出資会社、適用除外制度など、より複雑ないし高度な諸問題について検討を行う。
・経済法理論演習(前期)：日本の独占禁止法を理解する上で必要な比較的法的検討の方法及び経済学上の基本的知識を検討する。
・経済法理論演習リサーチ・ペーパー(後期)：競争政策上の諸問題について日本語文献を用いて探求する。
(公共政策大学院)
・競争法総論(前期)：競争政策の意義と独禁法の経済的機能を概観する。

Ⅱ－２　学部

●令和元年度
・法学入門Ⅰ(前期)：独禁法の現代日本における意義を検討する。
・演習(経済法)(後期)：経済法の諸問題をとりあげて討議する。
・経済法(後期)：独占禁止法を中心に競争政策の基本原理を解説する。

●令和２年度
・法学入門Ⅰ(前期)：独禁法の現代日本における意義を検討する。
・演習(経済法)(後期)：経済法の諸問題をとりあげて討議する。
・経済法(後期)：独占禁止法を中心に競争政策の基本原理を解説する。

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

・同志社大学法学部 Special Course in Japanese Law（前期）日本の競争法の内容を英語で講義し討論する

●令和 2 年度

・同志社大学法学部 Special Course in Japanese Law（前期）日本の競争法の内容を英語で講義し討論する

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

Journal of Antitrust Enforcement-Advisory Board (Member)

公正取引委員会（デジタル市場における競争政策に関する研究会委員）

●令和 2 年度

Journal of Antitrust Enforcement-Advisory Board (Member)

公正取引委員会（デジタル市場における競争政策に関する研究会委員）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本経済法学会（理事）

Academic Society for Competition Law (ASCOLA) Asian Chapter (Co-Director)

●令和 2 年度

日本経済法学会（理事）

Academic Society for Competition Law (ASCOLA) Asian Chapter (Co-Director)

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

医薬品分野における独禁法・競争政策上の諸問題にかかる共編著書の出版に向けて作業を進める。デジタル・プラットフォームにかかる企業結合規制について原稿 3 本が完成しており、出版及び内外での研究会での報告に向けて準備する。

いずれも順調に進んでいる。これらの完成後、デジタル・プラットフォームとメディア・ジャーナリズムに関する問題の国際共同研究に取り組む。

音無　知展

OTONASHI Tomohiro　　准教授　　憲　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

憲法上の情報プライバシー権に関する考え方を再検討することを主要研究テーマとしつつ，それを出発点にして，より広く憲法上の基本的人権保障の在り方及び統治機構の構造を考察しています。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●令和 2 年度

・音無知展「プライバシー権の再構成：自己情報コントロール権から適正な自己情報の取扱いを受ける権利へ」（有斐閣）

②論文

なし

③その他

●平成 30 年度

・第 3 回情報法セミナー in 京都（情報法制研究 3 号 87-88 頁）

・第 4 回情報法セミナー概要報告（情報法制研究 4 号 148-151 頁）

●令和元年度

・第 5 回情報法セミナー概要報告（情報法制研究 5 号 89-91 頁）

・第 6 回情報法セミナー概要報告（情報法制研究 6 号 100-101 頁）

●令和 2 年度

・自己情報開示請求権を認める規定の適用を除外する行個法 45 条 1 項の合憲性（新・判例解説 Watch 文献番号 z18817009-00-011862008（WEB 版 2021 年 3 月 21 日掲載），1-4 頁）

(2) 学会報告・講演等

●令和 2 年度

・プライバシー権の再構成：自己情報コントロール権から適正な自己情報の取扱いを受ける権利へ(JILIS 情報法×憲法研究会、2020 年 12 月 19 日)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●令和 2 年度

・科学研究費・研究活動スタート支援「憲法上の情報プライバシー権の実効的救済に関する研究」(研究代表者)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

なし

Ⅱ－2　学部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

・学外非常勤講師(京都女子大学)「事例演習 I」(前期)及び「事例演習 II」(後期)：憲法学の重要問題について、学生から報告を受け、学生たちと議論した。

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本公法学会

情報法制学会

●令和 2 年度

日本公法学会

情報法制学会

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

2020 年度に無事公刊することができた拙著では、憲法上のプライバシー権を従来の自己決定の観点からではなく、適正な取扱いの観点から捉え直すことを提案した。今後は、適正な個人情報の取扱いの観点から、個人情報保護に関する憲法上の要請を具体化及び類型化していく作業を進めていきたい。

カライスコス アントニオス　KARAISKOS Antonios　准教授　民法、消費者法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

最近取り組んできている主なテーマは、次の通りである。まず、EU 法との比較法的な検討を通じた、日本における不公正取引方法の規制と私法理論に関する分析を継続している。次に、前記研究テーマを発展させたものとして、サーキュラー・エコノミーの実現に向けて消費者法が果たすことのできる役割について新たに研究を始めている。さらに、日本および諸外国における広告規制の在り方や EU におけるオンライン・プラットフォームの規制に関する展開と日本法の在り方に関する研究も継続している。

前記のうち、不公正取引方法の規制については、平成 30 年度より研究代表者として科学研究費若手研究の助成、サーキュラー・エコノミーにおける消費者法の在り方については令和 3 年度より科学研究費基盤 C の助成を受けてそれぞれ研究を進めていることを記しておきたい。

上記に加えて、アジアにおける広告法および広く消費者法全般の在り方の研究も行っている。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

（1）公表された著作

①著書

●平成28年度

・川角由和＝中田邦博＝潮見佳男＝松岡久和『ヨーロッパ私法の展望と日本民法典の現代化』（日本評論社、2016年）
①ヨーロッパ契約法－ヨーロッパ共通売買法（CESL）への道、それを超えて、②ドイツ債務法現代化の経験－日本民改正への示唆を得るために を担当

・中田邦博＝鹿野菜穂子編『消費者法の現代化と集団的権利保護』（日本評論社、2016年）
①クリスタ・トブラー著 リスボン条約と消費者法へのその影響（翻訳）、②ルクセンブルクにおける訪問販売の規制－訪問販売お断りステッカーを中心に、③諸外国におけるDo-Not-Call制度と日本法への示唆－電話勧誘拒否登録制度の導入への議論に向けて（薬袋真司弁護士との共著）、④ハンス-W.ミクリッツ著 ヨーロッパにおける集合訴訟（翻訳）、⑤ Recent Developments in the Regulation of Unfair Contract Terms in Japan を担当

・鎌野邦樹＝花房博文＝山野目章夫編『マンション法の判例解説』（勁草書房、2017年）
① 74教団施設としてのマンションの専有部分の使用と賃貸借契約の解除および専有部分の引渡請求（横浜地裁平成12年9月6日判決）、② 75騒音・振動等の迷惑行為とマンションの引渡請求・競売申立請求等（東京地裁平成17年9月13日判決）を担当

●平成29年度

・欧州私法研究班『欧州私法の新たなる潮流Ⅱ』（関西大学法学研究所、2018年）
「消費者市民」概念に関する一考察 を担当

●平成30年度

・道垣内弘人ほか編『社会の発展と民法学（下巻）』近江幸治先生古希記念論文集（成文堂、2019年）
「事業者」概念と「消費者」概念の境界－ヨーロッパ共通売買法規則提案における中小企業概念を素材として－を担当

・Maren Heidemann and Joseph Lee (eds.), The Future of the Commercial Contract in Scholarship and Law Reform: European and Comparative Perspectives, Springer, 2018
Civil Code Reform in Japan: Is the New Regulation of Standard Contract Terms a Desirable One? を担当

・近江幸治＝椿寿夫編著『強行法・任意法の研究』（成文堂、2018年）
ヨーロッパ契約法における強行法 を担当

●令和元年度

・中田邦博＝若林三奈＝潮見佳男＝松岡久和編『ヨーロッパ私法・消費者法の現代化と日本私法の展開』（日本評論社、2020年）
①平準化されたヨーロッパ私法およびアキ・コミュノテールのEU加盟国法へのインパクト－大陸法とコモン・ローの調和（翻訳）、②ヨーロッパにおけるオンライン仲介プラットフォームのための規制枠組みについて（翻訳）、③消費者取引における透明性の要請について－ EU消費者法における展開を中心として、④ EU消費者法におけるエシカル消費の位置づけ、⑤イギリスのEU離脱（Brexit）とビジネス・ロー、⑥ 2005年5月11日の域内市場における事業者の消費者に対する不公正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令（2005/29/EC）（共訳）、⑦ドイツ不正競争防止法の現代的展開－ 2015年改正と仲介者責任（共訳）、⑧ドイツにおける不招請勧誘規制の在り方－判例および実務上の対応を中心に、⑨ 2015年イギリス消費者権利法に学ぶ消費者法改正（翻訳）、⑩ケベックにおけるクラス・アクション－ユニークな手続のハイライト（翻訳）、⑪法学の視点からみた消費者市民社会、⑫ギリシャにおける広告規制 を担当

・カライスコス アントニオス『不公正な取引方法と私法理論 ── EU法との比較法的考察』（法律文化社、2020年）

●令和2年度

・Αντωνίου Θ., Ιμπραγκίμοβα Ρ., Καραΐσκος Α., Καυκά Χ., Μωραΐτη Α., Παναγοπούλου Κουτνατζή Φ., Σταμέλος Χ., Τσιμάρας Κ., Οι Συνταγματικές Έννομες Τάξεις Χωρών της Ασίας, Νομική Βιβλιοθήκη, 2021
① Σύνταγμα Ιαπωνίας, ② Σύνταγμα Ταϋλάνδης を担当

・Christian von Bar, Yu-Cheol Shin und Michael Stolleis, Innenansichten des Deutschen und ostaseatischen Rechts, Mohr Siebeck, 2021
Resümee für die Innenansichten des Privatrechts を担当

・河上正二＝沖野眞巳編『消費者法判例百選（第2版）』（有斐閣、2020年）
海外消費者法の動向（コラム）を担当

・谷本圭子＝坂東俊矢＝カライスコス アントニオス『これからの消費者法 ── 社会と未来をつなぐ消費者教育』（法律文化社、2020年）

②論文

●平成28年度

・「ヨーロッパの広告規制⑬ギリシャ（2）」REPORT JARO 495号 18-19頁（2016年）
・「アメリカのDo-Not-Knock制度」ウェブ版国民生活46号 18-19頁（2016年）
・「ルクセンブルクのDo-Not-Knock制度」ウェブ版国民生活47号 18-19頁（2016年）

- 「フランスの新たな Do-Not-Call 制度が始動」ウェブ版国民生活 48 号 19 頁(2016 年)
- 「フランスの Do-Not-Call 制度『ブロクテル(Bloctel)』の運用開始」消費者法ニュース 108 号 151-153 頁(2016 年)
- 「ギリシャにおける広告規制」現代消費者法 32 号 76-81 頁(2016 年)
- 「国家財政と消費者保護」消費者法ニュース 109 号 3 頁(巻頭言)(2016 年)
- 「ドイツにおける不招請勧誘規制の在り方」消費者法ニュース 110 号 202-206 頁(2017 年)
- 「オーストラリアにおける不当条項規制 ── 規制の概要と小規模事業者への保護の拡張 ── 」(本間亜紀弁護士、伊吹健人弁護士との共著)消費者法ニュース 110 号 151-155 頁(2017 年)
- Regulation of Unrequested Solicitation in Japan: The Way Toward a Do-Not-Call and Do-Not-Knock System?, Kansai University Review of Law and Politics, no. 38, P.21-P.48 (2017)
- 「ヨーロッパの広告規制㉔ルクセンブルク(1)」REPORT JARO 506 号 18-19 頁(2017 年)

●平成 29 年度

- 「EU 消費者法におけるエシカル消費の位置づけ」社会科学研究年報 48 号 195-206 頁(2018 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㉕ルクセンブルク(2)」REPORT JARO 507 号 17-18 頁(2017 年)
- 「クロアチア消費者保護法と Do-Not-Call 制度」(薬袋真司弁護士との共著)消費者法ニュース 111 号 43-44 頁(2017 年)
- 「ニュージーランドにおける不当条項規制」(横藪達広弁護士、森貞涼介弁護士との共著)消費者法ニュース 111 号 209-214 頁(2017 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㉖ベルギー(1)」REPORT JARO 508 号 18-19 頁(2017 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㉗ベルギー(2)」REPORT JARO 509 号 18-19 頁(2017 年)
- 「カナダにおける訪問勧誘の規制(上) ── オンタリオ州とケベック州の規制を中心に ── 」(薬袋真司弁護士との共著)消費者法ニュース 112 号 149-151 頁(2017 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㉚アイルランド(1)」REPORT JARO 512 号 18-19 頁(2017 年)
- 「カナダにおける訪問勧誘の規制(下) ── オンタリオ州とケベック州の規制を中心に ── 」(薬袋真司弁護士との共著)消費者法ニュース 113 号 79-82 頁(2017 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㉛アイルランド(2)」REPORT JARO 513 号 18-19 頁(2017 年)
- Consumer Disputes and Consumer Dispute Resolution in Japan, Malaysian Journal of Law and Society, vol. 21, P.1-P.14 (2018)
- 「フランスの電話勧誘拒否登録制度 ── 実施状況の評価を中心に ── 」消費者法ニュース 114 号 85-89 頁(2018 年)

●平成 30 年度

- 「成年後見制度と意思決定サポートシステム(5)高齢者の消費生活の安全と法的支援」判時 2392 号 136-143 頁(2019 年)
- 「法学の視点から見た消費者市民社会」消費者法ニュース 115 号 55-58 頁(2018 年)
- 「裁判例からみるインフォームド・コンセントの現状」法律のひろば 71 巻 4 号 15-21 頁(2018 年)
- 「日本の消費者(法)の特徴とあるべき姿－ EU との比較から考えられること」消費者教育研究 191 号 7-9 頁(2018 年)
- 「ギリシャのマンション法」(鎌野邦樹教授との共著)マンション管理センター通信 396 号 20-23 頁(2018 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㊽ヨーロッパ広告基準連合(2)」REPORT JARO 530 号 18-19 頁(2019 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㊼ヨーロッパ広告基準連合(1)」REPORT JARO 529 号 18-19 頁(2019 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㊻デンマーク(2)」REPORT JARO 528 号 19-20 頁(2019 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㊺デンマーク(1)」REPORT JARO 527 号 19-20 頁(2018 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㊹キプロス(2)」REPORT JARO 526 号 19-20 頁(2018 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㊸キプロス(1)」REPORT JARO 525 号 19-20 頁(2018 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㊷マルタ(2)」REPORT JARO 524 号 19-20 頁(2018 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㊶マルタ(1)」REPORT JARO 523 号 19-20 頁(2018 年)

●令和元年度

- 「ヨーロッパの広告規制㊾ヨーロッパ広告基準連合(3)」REPORT JARO 531 号 17-18 頁(2019 年)
- 「現代社会におけるデータの複合的性質 ── EU 一般データ保護規則及びその周辺領域の展開を中心に」法律のひろば 72 巻 5 号 48-56 頁(2019 年)
- 「ヨーロッパの広告規制㊿欧州インタラクティブデジタル広告連合」REPORT JARO 532 号 17-18 頁(2019 年)
- 「ヨーロッパの広告規制 51 不公正取引方法指令の適用に関するガイダンス(1)」REPORT JARO 533 号 17-18 頁(2019 年)
- 「ヨーロッパの広告規制 52 不公正取引方法指令の適用に関するガイダンス(2)」REPORT JARO 534 号 17-18 頁(2019 年)
- 「ヨーロッパの広告規制 53 不公正取引方法指令の適用に関するガイダンス(3)」REPORT JARO 535 号 17-18 頁(2019 年)
- 「ヨーロッパの広告規制 54 不公正取引方法指令の適用に関するガイダンス(4)」REPORT JARO 536 号 17-18 頁(2019 年)

・「ヨーロッパの広告規制 55 欧州連合司法裁判所の重要判例(1)」REPORT JARO 537 号 17-18 頁(2019 年)
・「改正民法が民事裁判実務に及ぼす影響(2)法定利率、保証に関する見直し」判例時報 2417 号 106-111 頁(2019 年)
・Liability of Online Platforms in Japan: An Overview, Journal of Japanese Law (Zeitschrift für Japanisches Recht), no. 48, P.58-P.69 (2019)
・Condominium Regimes in Japan and Greece: A Comparative Study, (co-authored with prof. Kuniki Kamano and Kalliopi-Christakakou Fotiadou) Waseda Bulletin of Comparative Law, no. 28, P.21-P.62
・「ニセ科学等による消費者被害に関する EU の防止制度」消費者法ニュース 122 号 32-34 頁(2020 年)
・「ギリシャのマンションの管理と再生」比較法研究 81 号 120-123 頁(2020 年)

●令和 2 年度
・「オンライン・プラットフォーム規制と消費者保護 ── EU 法との比較を中心に」ジュリスト 1545 号 27-32 頁(2020 年)
・「EU におけるオンライン・プラットフォーム規制に関する考察 ── マルク氏による分析の紹介 ── 」消費者法ニュース 124 号 187-190 頁(2020 年)
・「デジタルプラットフォーム取引に関するルールの比較法的考察 ── EU 法を中心に ── 」現代消費者法 48 号 70-78 頁(2020 年)
・「諸外国における送り付け商法等の規制と日本法への示唆 ── ネガティブ・オプション規制の見直しの議論に向けて ── 」(薬袋真司弁護士、浅野永希弁護士との共著)現代消費者法 48 号 88-97 頁(2020 年)
・「カナダにおける送り付け商法等の規制 ── ネガティブ・オプション規制の見直しに向けての三つの示唆 ── 」(薬袋真司弁護士、浅野永希弁護士との共著)消費者法ニュース 124 号 167-172 頁(2020 年)
・「イギリスにおける送り付け商法の規制の沿革」消費者法ニュース 125 号 71-73 頁(2020 年)
・「EU におけるデジタル・プラットフォーム取引に関するルール形成」消費者法研究 8 号 21-47 頁(2020 年)
・「アジアの広告規制⑪オーストラリア(1)」REPORT JARO550 号 17-18 頁(2020 年)
・「アジアの広告規制⑫オーストラリア(2)」REPORT JARO551 号 17-18 頁(2020 年)
・「現代化指令(EU) 2019/2161 による EU 消費者法の改正」消費者法ニュース, 126, 121-124 頁
・「ベトナムの広告拒否制度」消費者法ニュース 126 号 125-127 頁(2021 年)
・「アジアの広告規制⑮ニュージーランド(1)」REPORT JARO 554 号 17-18 頁(2021 年)

③その他

●平成 28 年度
・「後見開始決定取消しの審判から 2 ヵ月経過していない女性高齢者に対する投資信託や EB 債等の勧誘・販売に関する、適合性原則違反、説明義務違反等による不法行為の成立(積極)(大阪高判平成 25・2・22)」金融・商事判例 1511 号 76-79 頁(2017 年)
・「仕組債の勧誘・販売における適合性の原則違反・説明義務違反(消極)(広島高判平成 23・11・25)」金融・商事判例 1511 号 84-87 頁(2017 年)
・「イギリスの 2015 年消費者権利法 ── デジタル・コンテンツ関連部分の概説と翻訳」(翻訳)消費者法研究創刊第 1 号 107-123 頁(2016 年)
・「デジタル・コンテンツ供給契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」(寺川永教授、馬場圭太教授との共訳)関西大学法学論集 66 巻 2 号 197-226 頁(2016 年)
・「物品のオンラインその他の通信売買契約の一定の側面に関する欧州議会及び理事会指令提案」(寺川永教授、馬場圭太教授との共訳)関西大学法学論集 66 巻 3 号 314-334 頁(2016 年)
・ユルゲン・バーゼドー著「イギリスの EU 離脱(Brexit)と私法・経済法」(翻訳)法学セミナー 743 号 6-9 頁(2016 年)

●平成 29 年度
・「2005 年 5 月 11 日の域内市場における事業者の消費者に対する不公正取引方法に関する欧州議会及び理事会指令(2005/29/EC)」(中田邦博教授との共訳)社会科学研究年報 47 号 195-206 頁(2017 年)
・ルス・M. マルティネス・ヴェレンコソ著「平準化されたヨーロッパ私法およびアキ・コミュノテールの EU 加盟国法へのインパクト ── 大陸法とコモン・ローの調和 ── 」(翻訳)ノモス 40 号 33-67 頁(2017 年)
・ルス・M. マルティネス・ヴェレンコソ著「ヨーロッパの広告規制㉟スペイン(1)」(翻訳) REPORT JARO 517 号 18-19 頁(2018 年)
・ルス・M. マルティネス・ヴェレンコソ著「ヨーロッパの広告規制㊱スペイン(2)」(翻訳) REPORT JARO 518 号 18-19 頁(2018 年)

●平成 30 年度
・ルス M. マルティネス・ヴェレンコソ著「ヨーロッパの広告規制㊲スペイン(3)」(翻訳) REPORT JARO 519 号 19-20 頁(2018 年)
・「外国人からみた日本の暮らし」ウェブ版国民生活 69 号 1-3 頁(2018 年)
・カトリーヌ・ピシェ著「ケベックにおけるクラス・アクション ── ユニークな手続のハイライト ── 」(翻訳)同志社法学 401 号 295-316 頁(2018 年)
・マティアス・M・ジームス著「法の移植の過剰適合という現象」(翻訳)民商法雑誌 154 巻 2 号 225-246 頁(2018 年)

●令和元年度

・シュテファン・ヴルブカ著「計画的陳腐化 ── ヨーロッパ法の視点からの入門 ── 」(翻訳)消費者法ニュース 120 号 266-271 頁(2019 年)
・「ギガ放題」と名付けられた料金プランの無線データ通信サービスの消費者契約について、通信制限に関する広告および説明が重要事項の不実告知にあたるとして、消費者契約法 4 条 1 項により取消しが認められた事例(判例評釈)判例時報 2409 号 160-165 頁(2019 年)
・「デジタル・コンテンツ及びデジタルサービス供給契約の一定の側面に関する指令(EU) 2019/770」(寺川永教授、馬場圭太教授との共訳)ノモス 45 号 121-160 頁(2019 年)
・「物品の売買契約の一定の側面に関する指令(EU) 2019/771」(寺川永教授、馬場圭太教授との共訳)ノモス 54 号 161-189 頁(2019 年)
・「債権執行における差押えによる請求債権の消滅時効の中断の効力が生じるためには、その債務者が差押えを了知し得る状態に置かれることを要しないとした最高裁判決 ── 最一小判令元. 9.19- ー(判例評釈)」判例秘書ジャーナル HJ100067 1-9 頁(2019 年)
・「ビジネス・ユーザーのためのオンライン仲介サービスの公正性及び透明性の促進に関する規則(EU) 2019/1150 ー概説及び条文訳」(寺川永教授、馬場圭太教授との共訳) NBL 1163 号 34-46 頁(2019 年)

●令和 2 年度
・「物品の通信販売契約について撤回権(クーリングオフ権)を行使した消費者は、その物品について通常の検査の範囲を超えた使用をした場合は、その価値減少について補償しなければならない(海外判例研究)」判例時報 2438 号 124-125 頁(2020 年)
・「EU における現代化指令の意義と不公正取引方法指令の改正(1)」(資料、中田邦博教授、古谷貴之准教授との共同執筆)龍谷法学 53 巻 2 号 209-249 頁(2020 年)
・「新型コロナウイルスと消費者」(コラム) TIS ネットワーク通信 7 号 3-4 頁(2020 年)
・「消費者契約における契約条項のうち、加盟国法の任意規定の内容を反映するものは、事業者と消費者との間で交渉されていない場合であっても、不公正契約条項指令 93/13/EEC の適用を受けない」(海外判例研究)判例時報 2456 号 134-135 頁(2020 年)
・「EU における現代化指令の意義と不公正取引方法指令の改正(2)」(資料、中田邦博教授、古谷貴之准教授との共同執筆)龍谷法学 53 巻 3 号 293-326 頁(2020 年)
・マッテオ・ミエーレ博士著「アジアの広告規制⑬ブータン王国(1)」(翻訳) REPORT JARO 552 号 17-18 頁(2021 年)
・「高齢で理解力が低下していた者との不動産売買契約が公序良俗に反して無効であるとされた事例(東京地裁平成 30 年 5 月 25 日判決)」(判例評釈)私法判例リマークス 62 号 14-17 頁(2021 年)
・マッテオ・ミエーレ博士著「アジアの広告規制⑭ブータン王国(2)」(翻訳) REPORT JARO 553 号 17-18 頁(2021 年)
・「タクシー利用者とタクシー運転手をつなぐスマートフォン・アプリは、情報社会サービスの域を超えた運輸サービスを提供するものであるとはいえない(海外判例紹介)」判例時報 2476 号 156-157 頁(2021 年)

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・日本ギリシャ協会の 2016 年総会での講演「ギリシャ憲法の過去、現在そして未来」(2016 年 6 月 17 日)
・兵庫県弁護士会主催のシンポジウムでの基調講演「諸外国における不招請勧誘規制の現状と成果」(2016 年 8 月 21 日)
・京都弁護士会主催のシンポジウムでの基調講演「諸外国における訪問勧誘・電話勧誘による消費者被害の予防制度」(2017 年 3 月 18 日)

●平成 29 年度
・日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)西日本支部主催のつどいでの講演「よくわかる、消費者市民社会の仕組み ～先進国ヨーロッパを中心に～」(2017 年 6 月 18 日)
・日本弁護士連合会・奈良弁護士会主催のシンポジウムでの基調講演「諸外国における訪問勧誘・電話勧誘による消費者被害の予防制度」(2017 年 10 月 14 日)適格消費者団体
・NPO 法人ひょうご消費者ネット主催のシンポジウムでの講演「迷惑勧誘防止に関する法律の現状と今後について」(2017 年 11 月 18 日)
・日本弁護士連合会主催のシンポジウムでの講演「法学の視点からみた消費者市民社会」(2017 年 12 月 14 日)

●平成 30 年度
・消費者庁・京都市・京都府主催の「エシカル・ラボ in 京都」で対談「DO YOU ETHICAL? 京都からの発信」のコーディネーター(2019 年 3 月 9 日)
・NACS(公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会)西日本支部主催「第 13 回 自主研究会発表大会」講評者(2019 年 2 月 23 日)
・日本消費者教育学会・独立行政法人国民生活センター主催(消費者庁、文部科学省後援)の「消費者教育学生セミナー」での講義「ここが特異だよ、日本の消費者～海外比較から～」(2018 年 9 月 6 日)
・内閣府消費者委員会「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」での報告「EU 消費者法における民事・行政・刑事的執行の位置づけおよびフランス消費者法におけるその連携」(2018 年 5 月 24 日)

・消費者庁主催「消費者月間シンポジウム」でパネル・ディスカッション「SDGs の達成に向けた消費者政策のあり方とステークホルダーの役割」のコーディネーター(2018 年 5 月 28 日)

●令和元年度

・京都消費生活有資格者の会の総会での講演「消費者保護ルールの国際比較 ── インターネット通販を中心として ── 」(2019 年 5 月 18 日)
・比較法学会での報告「ギリシャのマンションの管理と再生」(2019 年 6 月 1 日)
・NPO 法人しずおか消費者ユニオンの設立 1 周年記念シンポジウムでの講演「適格消費者団体の可能性について ── 比較法的な観点を中心に ── 」(2019 年 6 月 8 日)
・韓国で開催された東アジア法律家大会でのコメンテーター(2019 年 8 月 31 日)
・G20 消費者政策国際会合の徳島県主催セッション「若年者への消費者教育の推進について」パネリスト(2019 年 9 月 6 日)
・「プラットフォームとイノベーションをめぐる新たな競争政策の構築」研究会での報告「オンライン・プラットフォームにおける取引と消費者保護」(2019 年 10 月 21 日)
・ウルグアイ・カトリック大学で開催された国際会合「Private Law and New Technologies」での報告(他の先生による代読)「New Developments in the Regulation of Online Platforms in Japan」(2019 年 10 月 25 日)
・NPO 消費者ネット関西主催の消費者法ゼミでの報告「SDGs について ── 国際的な視点からの考察 ── 」(2019 年 11 月 28 日)
・メルボルン大学ロースクールで開催された「Contracts Conference」での報告(Luke Nottage 教授との共同報告)「Contract Law (Non-) Reform in Japan (and Australia)」(2019 年 12 月 6 日)
・ジェシュフ大学(ポーランド)の学生に向けたオンライン講義「The recent reform of the Japanese Civil Code」(2019 年 12 月 12 日)
・情報法制学会第 3 回研究大会での報告「オンライン・プラットフォームにおける取引と消費者保護」(2019 年 12 月 15 日)
・公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)西日本支部主催のイベントでの報告「知ってなっトク！消費者市民社会〜先進国ヨーロッパに学ぶ〜」(2020 年 1 月 18 日)
・INTI インターナショナル大学(マレーシア)での講演「Consumer Protection in E-Commerce Platform」(2020 年 1 月 22 日)
・全国直販流通協会新春コンプライアンスセミナーでの講演「欧米とアジア諸国にみるダイレクトセリング登録制度と Do-Not-Knock 制度」(2020 年 2 月 7 日)
・消費者庁「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引における環境整備等に関する検討会」での報告「デジタル・プラットフォーム企業が介在する消費者取引に関する EU の取組み」(2020 年 3 月 20 日)

●令和 2 年度

・「FinTech, Governance and Sustainability: Legal Obstacles and Regulatory Challenges」と題するオンライン会合(エクセター大学、ジュネーヴ大学、ルーベン・カトリック大学主催)での報告「Data Governance and Consumer Protection in Japan」(2020 年 5 月 29 日)
・消費者ネットワークわかやま主催の公開学習会での講演「ネットショッピングモール等の事業者が介在する取引の注意点」(2020 年 9 月 19 日)
・公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会(NACS)西日本支部研修委員会主催 2020 年(第 20 回)消費者問題スペシャリスト・レベルアップセミナーでの講演「WITH コロナ時代 ネット社会における個人情報の在り方について」(2020 年 10 月 4 日)
・消費者庁新未来創造戦略本部開設記念シンポジウム(全体テーマ：「コロナ時代の消費者の脆弱性」でのパネル・ディスカッション「加速するデジタル化〜企業の果たすべき役割と消費者のデジタル化への向き合い方〜」パネリスト(2020 年 10 月 22 日)
・とくしま国際消費者フォーラム 2020 での報告「ポストコロナ社会における消費と消費者保護」(2020 年 11 月 4 日)
・日本消費者法学会第 13 回大会での報告「デジタルプラットフォーム取引に関するルールの比較法的考察 − EU 法を中心に −」(2020 年 11 月 8 日)
・自民党消費者問題調査会および公明党消費者問題対策部・内閣部会合同会議での報告「EU におけるデジタル・プラットフォームの規制に関する報告」(2020 年 12 月 9 日)
・日本弁護士連合会主催のオンライン勉強会での報告「不公正取引方法指令と現代化指令によるその改正」(2020 年 12 月 22 日)
・立命館大学主催の国際シンポジウム「Sports Arbitration and Human Rights Protection」コーディネーター(2021 年 3 月 4 日)
・全国消費者大会での講演「デジタル化社会の光と影〜あなたの情報はどう取り扱われているのか〜」(2021 年 3 月 13 日)
・消費者庁新未来創造戦略本部国際シンポジウム「アジア地域におけるウィズコロナ、ポストコロナでの消費生活相談と消費者教育について」でのパネル・ディスカッション「コロナ禍における消費者教育の果たすべき役割」モデレーター(2021 年 3 月 16 日)

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

- 科学研究費補助金・若手研究(B)「『事業者』概念からみた『消費者』概念の再定義」(研究代表者：カライスコス アントニオス)
- 科学研究費補助金・基盤研究(B)「ヨーロッパ消費者法の体系と消費者の権利 ── 消費者法の体系化へ向けて」(研究代表者：鹿野菜穂子)
- European Law Institute (ELI)の年次総会(イタリア・フェラーラ大学、2016 年 9 月 7 日 -9 日)への参加
- ウィーン大学・京都大学共同セミナー “Gleichbehandlung -Grundfragen und Anwendungsprobleme”(オーストリア・ウィーン大学、2016 年 9 月 12 日 -14 日)への参加
- マレーシア国立大学で開催された研究会での報告 “Current Development of the Japanese Consumer Law”(2017 年 2 月 15 日)および同大学での講演 “Consumer Disputes & Consumer Dispute Resolution in Japan”(同月 16 日)
- 学術セミナー「民法典編纂 ── 日中の視角」(中国・山東大学、2017 年 3 月 27 日)での報告「日本における民法改正と約款規制」
- DAAD 東アジア法律家会議(立命館大学、2017 年 3 月 24 日 -26 日)での、韓国および台湾からの参加者の報告に対するコメント

●平成 29 年度

- 科学研究費補助金・若手研究(B)「『事業者』概念からみた『消費者』概念の再定義」(研究代表者：カライスコス アントニオス)
- 科学研究費補助金・基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)
- 科学研究費補助金・基盤研究(B)「ヨーロッパ消費者法の体系と消費者の権利 ── 消費者法の体系化へ向けて」(研究代表者：鹿野菜穂子)
- タイ国立タマサート大学客員准教授として、同大学法学部にて研究および教育活動(2017 年 8 月 23 日 -9 月 20 日)
- ヨーロッパ消費者法研究会主催の講演会「事業者間における約款規制」(2017 年 10 月 23 日)での、マテオ・フォルナゼーア氏(マックス・プランク外国私法・国際私法研究所主任研究員)の講演に対するコメント
- ヨーロッパ私法・消費者法研究会主催の講演会「ドイツにおける消費者紛争解決」(2017 年 11 月 2 日)での、ペーター・ゴットバルト氏(レーゲンスブルク大学名誉教授)の講演に対するコメント
- 国際シンポジウム「債権法改正と中国民法総則制定」(早稲田大学、2018 年 2 月 23 日)での、パネリストとしての登壇

●平成 30 年度

- 科学研究費補助金・若手研究(B)「不公正な取引方法の規制と私法理論」(研究代表者：カライスコス アントニオス)
- 科学研究費補助金・基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)
- 科学研究費補助金・基盤研究(B)「ヨーロッパ消費者法の体系と消費者の権利 ── 消費者法の体系化へ向けて」(研究代表者：鹿野菜穂子)
- タイ国立タマサート大学客員准教授として、同大学法学部にて研究および教育活動(2018 年 9 月 8 日 -9 月 27 日)
- イタリア私立スオール・オルソラ・ベニンカーサ大学客員准教授として、同大学法学部にて研究および教育活動(2019 年 3 月 10 日 -4 月 3 日)
- 国際シンポジウム「消費者保護法の比較法的検討－キプロス、アメリカ合衆国、日本」(キプロス・ヨーロッパ大学、2019 年 3 月 28 日)での講演「日本の消費者法」
- 特別セミナー「日本と EU におけるオンライン・プラットフォームの規制－議論と展開」(イタリア、スオール・オルソラ・ベニンカーサ大学、2019 年 3 月 21 日)講師
- 学術セミナー「AI in the Financial Markets: Innovation, Law, and New Ecosystems」(イギリス・エクセター大学、2018 年 11 月 9 日)での報告「AI and FinTech in Japanese Law」
- 国際シンポジウム「Schutzbedürfnisse und Gestaltungsmöglichkeiten im Recht der Society 5.0”」(2018 年 7 月 6 日)での報告「Die Haftung von Online-Plattformen in Japan」
- ヨーロッパ契約法・消費者法研究会主催の講演会「Anti-Discrimination Law and Private Law From a Transnational Perspective」(2017 年 11 月 2 日)での、イザベル・ロリヴェ氏(ベルギー自由大学教授)の講演に対するコメント

●令和元年度

- 科学研究費補助金・基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)
- 科学研究費補助金・若手研究「不公正な取引方法の規制と私法理論」(研究代表者：カライスコス アントニオス)

●令和 2 年度

・科学研究費補助金・基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)
・科学研究費補助金・若手研究「不公正な取引方法の規制と私法理論」(研究代表者：カライスコス アントニオス)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
(法曹養成専攻)
・Introduction to European Private Law(後期)：EU法の基礎知識についての双方向の講義を行った上で、EU私法の平準化に関するテーマにつき学生による報告を基に検討した。

●令和2年度
(法曹養成専攻)
・Introduction to European Private Law(後期)：EU法の基礎知識についての双方向の講義を行った上で、EU私法の平準化に関するテーマにつき学生による報告を基に検討した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・特別講義「Introduction to European Law」(前期)：EU法、EUにおける法の平準化および比較法について双方向の講義を行った。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・ILAS Seminar-E2: Contracts and Law in Modern Society(前期)：日本とEUにおける契約法の概要について対話式の授業を行った上で、それぞれの契約法に関するトピックにつき学生による報告を基に検討した。
・ILAS Seminar-E2: Consumer Society and Law(後期)：日本とEUにおける消費者法の概要について対話式の授業を行った上で、それぞれの消費者法に関するトピックにつき学生による報告を基に検討した。
・Introduction to European Law-E2(前期)：EU法、EUにおける法の平準化および比較法について双方向の講義を行った。
・Jurisprudence-E2(後期)：憲法、刑事訴訟法、刑法、民法、民事訴訟法および会社法の基礎知識について双方向の講義を行った。
・Law and Culture in Japan-E2(前期)：日本法と、これにみることのできる文化的側面について双方向の講義を行った。

●令和2年度
・ILAS Seminar-E2: Consumer Society and Law(後期)：日本とEUにおける消費者法の概要について対話式の授業を行った上で、それぞれの消費者法に関するトピックにつき学生による報告を基に検討した。
・ILAS Seminar-E2: Contracts and Law in Modern Society(前期)：日本とEUにおける契約法の概要について対話式の授業を行った上で、それぞれの契約法に関するトピックにつき学生による報告を基に検討した。
・Jurisprudence-E2(後期)：憲法、刑事訴訟法、刑法、民法、民事訴訟法および会社法の基礎知識について双方向の講義を行った。
・Law and Culture in Japan-E2(前期)：日本法と、これにみることのできる文化的側面について双方向の講義を行った。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
関西大学政策創造学部非常勤講師(前期「国際公共政策」担当)：EU法の基礎知識について講義し、学生による報告を基に検討した。

●令和2年度
関西大学政策創造学部非常勤講師(前期「国際公共政策」担当)：EU法の基礎知識について講義し、学生による報告を基に検討した。

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度
徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク会議(構成員)
内閣総理大臣認定：適格消費者団体・特定適格消費者団体「特定非営利活動法人 消費者支援機構関西」(理事)
2019/06/22 ～ 2021/06/30(2年間の期間につき任期更新済み)

●令和2年度
徳島県持続可能な社会を目指した国際連携ネットワーク会議(構成員)
内閣総理大臣認定：適格消費者団体・特定適格消費者団体「特定非営利活動法人 消費者支援機構関西」(理事)
2019/06/22 ～ 2021/06/30(2年間の期間につき任期更新済み)

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本消費者法学会（理事）
●令和 2 年度
日本消費者法学会（理事）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

ここ数年間、ヨーロッパにおける不公正取引方法の規制について様々な側面から研究を進めているが、今後、同研究の成果を公表するとともに、研究対象を拡大して、サーキュラー・エコノミーにおける消費者法の在り方について検討する予定である。また、ヨーロッパとの比較法的な観点から研究を試みてきたアジアにおける消費者法について、より詳細に分析を行うことを目指している。研究を通じて得た成果については、従来と同じように、日本語および外国語での論文の執筆、および国内外での報告等を通じて積極的に発信していきたい。

コツィオール ガブリエーレ　KOZIOL Gabriele　准教授　ヨーロッパ法、民法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

この数年間、知的財産ライセンスの担保化を手がかりに、知的財産法と物権法の関係、物権法・担保物権法における公示の原則の位置づけ、債権的権利と物権的権利の違いといった問題について、ドイツ法、オーストリア法および日本法を相互に比較しながら研究を行ってきた。最近は、ドイツと日本の信託法について検討を行い、それを通じてあらためて債権法と物権法の関係について考察する作業を進めている。その一部は、国内外において論文として公表した。さらに、日本民法の最新の動向を海外に発信する仕事にも関与している。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 29 年度
- Austrian Private Law. An Overview in Comparison with German Law and with References to English and French Law, Wien: Jan Sramek Verlag, 2017, xiii + 119pp. (together with Helmut Koziol, in cooperation with Andrew Bell und Samuel Fulli-Lemaire).

●平成 30 年度
- 奥地利民法概论：与德国法相比较 北京大学出版社（张玉东訳、Helmut Koziol と共著）

②論文

●平成 28 年度
- 「価値追跡と信託 ── ドイツおよびオーストリアにおける議論を素材として ── 」法学論叢 180 巻第 5・6 号 601-621 頁

●平成 29 年度
- Wilburgs Thesen zu “Gläubigerordnung und Wertverfolgung”, in: Festschrift 150 Jahre Wiener Juristische Gesellschaft, Wien: Manz, 2017, S. 197-216 (gemeinsam mit Helmut Koziol).
- Überblick über wichtige zivilrechtliche Entscheidungen des japanischen Obersten Gerichtshofs aus dem Jahre 2016, ZJapanR/ J. Japan. L. 44, 251-275.
- Überblick über den Zwischenentwurf von 2016 zur Reform des Erbrechts in Japan, ZJapanR/J. Japan. L. 44, 113-142 (gemeinsam mit Mika Aotake).
- Befristetes Wiederverheiratungsverbot für Frauen und Verbot der Führung getrennter Nachnamen für Ehepartner -Zu zwei neuen verfassungsrechtlichen Entscheidungen des Obersten Gerichtshofes in Japan, ZJapanR/ J. Japan. L. 43 (2017) 51-74.

●平成 30 年度
- Fremdsprachige Rechtsbegriffe und Auslegung von internationalen Verträgen, in: Ars docendi et scribendi. Essays in honour of Johan Scott, Pretoria: Pretoria University Press, 2018, S. 60-73.

●令和元年度
- Juristische Methodenlehre in Japan, Rabels Zeitschrift 83, 362-397
- Überblick über wichtige zivilrechtliche Entscheidungen des japanischen Obersten Gerichtshofs aus dem Jahre 2017, ZJapanR/ J. Japan. L., 47, 277-300
- Überblick über wichtige zivilrechtliche Entscheidungen des japanischen Obersten Gerichtshofs aus dem Jahre 2018, ZJapanR/ J. Japan. L., 48, 245-268

●令和 2 年度

• Überblick über wichtige zivilrechtliche Entscheidungen des japanischen Obersten Gerichtshofs aus dem Jahre 2019, ZJapanR/ J. Japan. L, 50, 247-267
• Compensation of immaterial damage arising from damage to property in Austrian and Japanese law, in: Essays in Honour of Helmut Koziol, Wien: Jan Sramek Verlag, 2020, 91-103 (gemeinsam mit Fumihiro Nagano)

③その他

●平成 29 年度
• Tagungsbericht: Information Duties under Japanese and German Private Law, ZJapaR/ J. Japan. L. 43 (2017) 279-282.
• Übersetzung: Yamamoto, Keizo, Privatrechtsdogmatik im japanischen Recht -Entwicklung der Diskussion über die Zivilrechtmethodik in Japan, in: Festschrift für Claus-Wilhelm Canaris zum 80. Geburtstag Berlin: De Gruyter, 2017, S. 1221-1255.
• Übersetzung: Yamamoto, Keizo, Grundzüge des japanischen Schadenersatzrechts, Wien: Jan Sramek Verlag, 2018, xxv + 220 S.

●平成 30 年度
• Übersetzung des novellierten Zivilgesetzes 2020 (Allgemeiner Teil, Schuldrecht), ZJapanR 45 (2018) 183-305 (gemeinsam mit Hiroyuki Kansaku/ Atsuko Kimura/ Maximilian Lentz/ Fumihiro Nagano/ Mizuho Nakamura/ Torsten Spiegel/ Anna Katharina Suzuki-Klasen/ Hiroshi Tanaka/ Katsuyuki Wada, unter der Leitung von Keizo Yamamoto).

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
• Befristetes Wiederverheiratungsverbot für Frauen und Verbot der Führung getrennter Nachnamen für Ehepartner -Zu zwei neuen verfassungsrechtlichen Entscheidungen des Obersten Gerichtshofes in Japan, Symposium “Space Activity Law, aktuelle Entwicklungen im internationalen Familienrecht und verfassungswidriges Wiederverheiratungsverbot für Frauen in Japan”, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Hamburg, 21. März 2016.

●平成 29 年度
• Wertungsgleichklang bei Auflösung des Vertrages im deutschen und österreichischen Recht?, Aktuelle Stunde, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privat-recht, Hamburg, 30. November 2017.

●平成 30 年度
• Methodenlehre in Japan, Jahrestreffen der Freunde des Hamburger Max-Planck-Instituts für ausländisches und internationales Privatrecht e. V. “Methodenlehre”, Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht, Hamburg, 30. Juni 2018.

●令和 2 年度
• Von Karaoke und gelebter Rechtsvergleichung - eine kurze Einführung in das japanische Recht, Gastvortrag Universität Basel, 19. November 2020.

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
• 科学研究費補助金・基盤研究(A)「財産権の現代化と財産法制の再編」(研究代表者：潮見佳男)
• 科学研究費補助金・基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)
• 公益財団法人トラスト未来フォーラム「遺言執行の理論と実態に関する研究」
• 若手研究(B)代表 信託法における債権法と物権法の交錯についての比較法的研究(平成 28 年度分)

●平成 29 年度
• 科学研究費補助金・基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)
• 科学研究費補助金・基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)
• 公益財団法人トラスト未来フォーラム「遺言執行の理論と実態に関する研究」
• 若手研究(B)代表 信託法における債権法と物権法の交錯についての比較法的研究(平成 29 年度分)

●平成 30 年度
• 科学研究費補助金・基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)
• 科学研究費補助金・基盤研究(B)「現代社会における人格権法の再構成と立法論的研究」(研究代表者：山本敬三)
• 公益財団法人トラスト未来フォーラム「遺言執行の理論と実態に関する研究」

●令和元年度
• 科学研究費補助金・基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)
• 科学研究費補助金・基盤研究(B)「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」(研究代表者：山本敬三)

●令和２年度
・科学研究費補助金・基盤研究(A)「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(研究代表者：潮見佳男)
・科学研究費補助金・基盤研究(B)「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」(研究代表者：山本敬三)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・２年度)

Ⅱ－１　大学院
●令和元年度
(法政理論専攻)
・現代ヨーロッパ法／現代ヨーロッパ法特別演習(後期)：参加者が関心を有するヨーロッパ法関連の論文を講読した。
●令和２年度
(法政理論専攻)
・現代ヨーロッパ法／現代ヨーロッパ法特別演習(通年)：参加者が関心を有するヨーロッパ法関連の論文を講読した。

Ⅱ－２　学部
●令和２年度
・特別講義「Introduction to European Law」(前期)：EU の組織とその法、ヨーロッパ諸国の法体制およびヨーロッパにおける法の統一といったヨーロッパ法上の諸問題について英語で解説した。

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目
●令和２年度
・Introduction to European Law-E2(前期)：EU の組織とその法、ヨーロッパ諸国の法体制およびヨーロッパにおける法の統一といったヨーロッパ法上の諸問題について英語で解説した。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・２年度)

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等
なし

Ⅲ－２　各種学外委員
なし

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等
なし

Ⅲ－４　受賞の状況
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

今後は、信託法についての研究を取りまとめるとともに、講演・報告等を通じてヨーロッパ法をめぐる動向や議論状況について発信してきたい。その他、日本債権法改正についてドイツ語での出版計画を実現させる予定である。

近藤　圭介　KONDO Keisuke　准教授　法理学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－１　現在の研究テーマと最近の活動
研究の主たる関心事は、グローバル化した今日の世界における法の秩序形成のあり方を記述・説明するための概念モデル、そしてそれを評価・批判するための規範的枠組みの設定にある。この目的を達成するために、そのような試みの方法論上の問題の考察に始まり、これまで法哲学・法理学の領域において提示されてきた諸理論のこの問題関心からの再読・再評価に加えて、とりわけグローバル立憲主義論などの比較的近時に登場した新しい構想の検討を行っている。なお、この法のグローバル化をめぐる理論的諸問題の考察という研究関心に関連して、早くからヨーロッパ統合の法秩序に着目し、それに対応する新たな法哲学・法理学上の理論を提示しようと試みてきてスコットランドの法哲学者ニール・マコーミックの議論の検討、そして、グローバル・コモンズであり、新たなフロンティアと目されている宇宙における開発活動の法的規律をめぐる法哲学・法理学の観点からの考察にも手を広げている。

Ⅰ－２　最近５年間(平成 28 年４月～令和３年３月)の研究成果
(1) 公表された著作

①著書

●平成 30 年度

・山元一、横山美夏、高山佳奈子編『グローバル化と法の変容』日本評論社 分担執筆

・伊勢田哲治、神崎宣次、呉羽真編『宇宙倫理学』昭和堂 分担執筆

●令和元年度

・中山竜一、浅野有紀、松島裕一、近藤圭介『法思想史』有斐閣 共著

●令和 2 年度

・那須耕介、平井亮輔編『レクチャー法哲学』法律文化社 共著

②論文

●平成 29 年度

・近藤圭介「グローバルな公共空間の法哲学 ── その構築の試み」『論究ジュリスト』23 号 36-42 頁。

●平成 30 年度

・近藤圭介「法哲学の問題としてのグローバル化 ── その方法論上の含意について」山元一・横山美夏・高山佳奈子(編)『グローバル化と法の変容』(日本評論社 2018 年)

・近藤圭介「宇宙資源の採掘に関する道徳的懸念 ── 制度設計に向けて理論構築できるか ── 」伊勢田哲治・神崎宣次・呉羽真(編)『宇宙倫理学』(昭和堂 2018 年) 199-214 頁。

・近藤圭介「ニール・マコーミックにおけるヨーロッパ ── その理論的考察と実践的活動をめぐって ── 」『法学論叢』183 巻 5 号 1-34 頁。

●令和元年度

・近藤圭介「デモスは国境を越える？ ── グローバルの時代における国家の民主主義のあり方をめぐって」『法学セミナー』18-22 頁

・近藤圭介「法多元主義における法的推論の問題 ── 「関係性」を視野に収めた理論をめぐる試論」『法哲学年報 2018』83-96 頁

●令和 2 年度

・近藤圭介「法的判断における共感の位置 ── ニール・マコーミック法理学の可能性 ── 」『法学論叢』188 巻 4・5・6, 403-430 頁

③その他

●平成 28 年度

・Keisuke Kondo, ‘Rescuing Legal Philosophy: Comment on Tamanaha’, Archiv für Rechts- und Sozialphilosophie, Beifeht Bd. 152, 2017, pp. 105-113.

●平成 29 年度

・呉羽真・伊勢田哲治・磯部洋明・大庭弘継・近藤圭介・杉本俊介・玉澤春史「将来の宇宙探査・開発・利用がもつ倫理的・法的・社会的含意に関する研究調査報告書」京都大学 SPIRITS：「知の越境」融合チーム研究プログラム・学際型プロジェクト「将来の宇宙開発に関する道徳的・社会的諸問題の総合的研究」

●平成 30 年度

・伊勢田哲治・神崎宣次・近藤圭介・呉羽真「宇宙資源開発の倫理的問題」宇宙科学技術連合講演会講演集(CD-ROM) 62nd ROMBUNNO.2D05

●令和 2 年度

・近藤圭介「誰も月の所有者ではない？ ── 月資源の自由な開発及び利用に反対する幾つかの論拠について」宇宙科学技術連合講演会講演集(CD-ROM)，64th, ROMBUNNO.4G07

・足立英彦、近藤圭介、野崎亜紀子「2000 年度学会回顧：法哲学」『法律時報』92 巻 13 号 221-227 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度

・近藤圭介「宇宙の資源は誰のもの？」(第 10 回宇宙ユニットシンポジウム「宇宙に広がる人類文明の未来 ── 宇宙における持続可能な社会基盤の構築 ── 2017」2017 年 2 月 12 日 京都大学)

●平成 29 年度

・Keisuke Kondo, ‘Global Constitutionalism and Human Rights: Comment on Prof. Kumm from a Viewpoint of Legal Philosophy’ (‘Global Constitutionalism in Challenging Times: Lectures on Global Constitutionalism by Professor Mattias Kumm’21 January 2018 Ritsumeikan University)

●平成 30 年度

・Keisuke Kondo, ‘Comparative Legal Philosophy?-A Proposal for a New Methodology for the Research of Legal Philosophy’ (CLSGC Ad Hoc Seminar, 24 April 2018, Queen Mary University of London)

・Keisuke Kondo, ‘Rethinking Democracy in the Context of Globalization’ (ICON-S Conference 2018 Identity, Security, Democracy: Challenges for Public Law, 25 June 2018, University of Hong Kong)

・伊勢田哲治・神崎宣次・近藤圭介・呉羽真「宇宙資源開発の倫理的問題」(宇宙科学技術連合第 62 回講演会 2018 年 10 月 25 日)

・近藤圭介「法多元主義における法的推論の問題 ──「関係性」を視野に収めた理論をめぐる試論」(日本法哲学会 2018 年度学術大会 2018 年 11 月 11 日 東京大学)

・Keisuke Kondo, ‘Justice and Natural Resources beyond the Earth: Setting the Scene’ (11th International Conference on Applied Ethics, 16 December 2018, Kyoto University)

- Keisuke Kondo, ‘Standing on the Shoulders of Giants: Kelsen, Hart and Global Legal Pluralism’ (Advanced Seminar of Jurisprudence, 19 March 2019, Stockholm University)

●令和元年度

- Keisuke Kondo, ‘Global Constitutionalism’s Two Battlefronts: Concerning the Problems of its Effectiveness and Normativity’ (Book Launch: Global Constitutionalism from European and East Asian Perspective, Berlin Social Science Center)
- Keisuke Kondo, ‘Global Constitutionalism’s Two Battlefronts: Concerning the Problems of its Effectiveness and Normativity’ (Symposium: ‘Global Constitutionalism: Current and Future Research Agenda’, Catholic University Leuven)
- Keisuke Kondo, ‘MacCormick’s Legal Reasoning and Legal Theory Reformulated － Toward a Pluralist Concept of Law’ (29th World Congress of the International Association for Philosophy of Law & Social Philosophy, University of Lucerne)
- Keisuke Kondo, ‘Reason and Institution in Law: An Examination of Neil MacCormick’s Legal Philosophy’ (29th World Congress of the International Association for Philosophy of Law & Social Philosophy, University of Lucerne)

●令和 2 年度

- 近藤圭介「誰も月の所有者ではない？ ── 月資源の自由な開発及び利用に反対する幾つかの論拠について」(宇宙科学技術連合第 64 回講演会 2020 年 10 月 30 日)
- Keisuke Kondo, ‘Standing on the Shoulders of Giants: Kelsen, Hart and Global Legal Pluralism’ (The IVR Japan International Workshop 2020)

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

- 京都大学「知の越境」融合チーム研究プログラム(SPIRITS)「将来の宇宙開発に関する道徳的・社会的諸問題の総合的研究」(研究代表者：呉羽真)研究分担者

●平成 29 年度

- 京都大学「知の越境」融合チーム研究プログラム(SPIRITS)「将来の宇宙開発に関する道徳的・社会的諸問題の総合的研究」(研究代表者：呉羽真)研究分担者
- 科学研究費補助金・基盤研究(B)「グローバル化のもとでの政策決定・法形成の正統性」(研究代表者：興津征雄)研究分担者
- 科学研究費補助金・若手研究(B)「制度理論の再検討－グローバル法秩序の構造把握の試み」(研究代表者：近藤圭介)研究代表者
- 公益財団法人 稲盛財団 研究助成「スコットランド法理論のグローバル化対応とその国制的背景－ニール・マコーミックの法理論と政治活動の統合的考察」

●平成 30 年度

- 科学研究費補助金・基盤研究(A)「国境を越える立憲主義の成立可能性と国際法・憲法の基本概念」(研究代表者：須網隆夫)研究分担者
- 科学研究費補助金・基盤研究(B)「グローバル化のもとでの政策決定・法形成の正統性」(研究代表者：興津征雄)研究分担者
- 科学研究費補助金・挑戦的研究(開拓)「宇宙科学技術の社会的インパクトと社会的課題に関する学際的研究」(研究代表者：呉羽真)研究分担者
- 科学研究費補助金・若手研究(B)「制度理論の再検討－グローバル法秩序の構造把握の試み」(研究代表者：近藤圭介)研究代表者
- 京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム「グローバル・リーガル・プルーラリズムの理論的基礎の研究」

●令和元年度

- 科学研究費補助金・基盤研究(B)「グローバル化のもとでの政策決定・法形成の正統性」(研究代表者：興津征雄)研究分担者
- 科学研究費補助金・基盤研究(A)「国境を越える立憲主義の成立可能性と国際法・憲法の基本概念」(研究代表者：須網隆夫)研究分担者
- 科学研究費補助金・基盤研究(B)「グローバル化時代における憲法秩序の再構築」(研究代表者：山元一)研究分担者
- 科学研究費補助金・挑戦的研究(開拓)「宇宙科学技術の社会的インパクトと社会的課題に関する学際的研究」(研究代表者：呉羽真)研究分担者
- 科学研究費補助金・若手研究(B)「制度理論の再検討－グローバル法秩序の構造把握の試み」(研究代表者：近藤圭介)研究代表者
- 京都大学若手人材海外派遣事業 ジョン万プログラム「グローバル・リーガル・プルーラリズムの理論的基礎の研究」

●令和 2 年度

- 科学研究費補助金・基盤研究(B)「国籍と住所：グローバル化の下での人の国際移動に関する研究」(研究代表者：興津征雄)研究分担者

・科学研究費補助金・基盤研究(A)「国境を越える立憲主義の成立可能性と国際法・憲法の基本概念」(研究代表者：須網隆夫)研究分担者
・科学研究費補助金・基盤研究(B)「グローバル化時代における憲法秩序の再構築」(研究代表者：山元一)研究分担者
・科学研究費補助金・挑戦的研究(開拓)「宇宙科学技術の社会的インパクトと社会的課題に関する学際的研究」(研究代表者：呉羽真)研究分担者
・科学研究費補助金・若手研究(B)「制度理論の再検討－グローバル法秩序の構造把握の試み」(研究代表者：近藤圭介)研究代表者

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
(法政理論専攻)
・法思想史(後期)：法思想史の最新の研究動向を検討した。
・法理学研究(後期)：法理学の最新の研究動向を検討した。

●令和2年度
(法政理論専攻)
・法哲学(通年)：法哲学の最新の研究動向を検討した。
・法理学研究(通年)：法理学の最新の研究動向を検討した。
(法曹養成専攻)
・現代法理論(後期)：法理論の知見から様々な具体的な問題について講義した。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・法学入門II(後期)：法理学・法社会学の入門的内容を講義した。
・法学部基礎演習(後期)：法学・政治学の基礎的文献を講読した。
・法理学(後期)：法理学の基本的な論点を講義した。

●令和2年度
・法学入門II(後期)：法理学・法社会学の入門的内容を講義した。
・法理学(前期)：法理学の基本的な論点を講義した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・外国文献講読(法・英)II-E1(後期)：法学・政治学の英語文献を講読した。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度
立命館大学政策科学部非常勤講師 Theories of Justice(秋学期)

●令和2年度
立命館大学政策科学部非常勤講師 Constitutional Law(春学期)・Theories of Justice(秋学期)

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本法哲学会会員・企画委員
世界法哲学社会哲学連合(IVR)日本支部会員

●令和2年度
日本法哲学会会員・企画委員
世界法哲学社会哲学連合(IVR)日本支部会員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

新型コロナウイルスの感染拡大をめぐる対応の負担もあり、最終年度であった科研費研究の期間延長を余儀なくされるなど研究活動が思うように進められない状況ではあった。今後は、①これまでの法のグローバル化をめぐる研究の総括、②ニール・マコーミック法理論研究の総括を行うとともに、③宇宙開発、とりわけ宇宙資源開発をめぐる理論的研究を進展させ、また、④イタリア法思想の研究に本格的に着手することを計画している。

佐藤　団　SATO Dan　准教授　西洋法制史

Ⅰ　研究活動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

中世の中・東欧に広く伝播した、講学上ザクセン＝マクデブルク法と呼ばれる法について研究している。これは従来ドイツの中世都市法研究という枠組みにおいて行われてきた研究に属するが、近年では史料基盤の拡充に伴い、その実態解明が急速に進んでいる。その結果、これまでのように中世ドイツの法文化がヨーロッパの東方に伝播したという単純化された捉え方ではなく、むしろ伝播先での独自の展開にも注目が集まるようになった。さらに、中世にとどまらず、近代法導入前夜に至るまでの長いスパンで検討を進める必要が生じてきた。こうした近年の研究動向を踏まえ、主にポーランドにおける同法の展開およびそこから逆にドイツにもたらされた影響なども考慮に入れつつ、数世紀にわたりドイツ語圏の法実務にとって重要な指針となっていた判例文献の成立過程・伝播・受容などについて検討を進めている。

Ⅰ－2　最近5年間（平成28年4月～令和3年3月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成29年度

・佐藤団、『ハレ参審人文書 校訂』、京都大学学術出版会 2018.

②論文

●平成28年度

・「1549年のマクデブルク参審人団廃止 ── 新史料による再検討 ── (1)～(5)・完」、『法学論叢』179巻3号(2016)、1-16頁；179巻5号(2016)、1-19頁；179巻6号(2016)、1-18頁；180巻1号(2016)、1-19頁；180巻2号(2016)、1-22頁。

●平成29年度

・「マクデブルク参審人判決と都市法および法実務 ── アルスレーベン市文書の検討 ── (1)～(3)・完」、『法学論叢』181巻3号(2017)、1-21頁；181巻4号(2017)、1-30頁；181巻5号(2017)、1-45頁。

・「法制史学と都市文書」、『法学論叢』182巻4・5・6号(2018)318-362頁。

●令和2年度

・世界史教科書にみる法格言「都市の空気は自由にする」、『法学論叢』、188巻4・5・6号、306-375頁。

③その他

●平成28年度

・Herger Csabáné(transl.), A modern japán jog megteremtése, in: JURA. A Pécsi Tudományegyetem Állam-és Jogtudományi Karának tudományos lapja 22-2 (2016), pp. 327-332.

●平成29年度

・(翻訳)「『都市法はラント法を破る』初期近代における法源の競合について」、ヤン・シュレーダー(著)、石部雅亮(編訳)、ドイツ近現代法学への歩み、信山社 2017、141-160頁。

●平成30年度

・Die Rechtsmodernisierung in Japan: unter besonderer Berücksichtigung der mitteleuropäischen Einflüsse, in: Journal on European History of Law 9-2 (2018), S. 260-265.

(2) 学会報告・講演等

●平成28年度

・Dlaczego także w Japonii studiuje się historię prawa europejskiego? Krótkie wprowadzenie do prawa japońskiego, (AMU Poznań, Poland), 2016.05.06.

・Historischer Einblick in das moderne japanische Recht, (Pécs, Hangary), 2016.04.15.

・Warum forscht man europäisches Recht in Japan? (Pécs, Hangary), 2016.04.13.

●平成29年度

・Modernisierung des Staats- und Rechtssystems in der Habsburgermonarchie und ihre Auswirkung. Die Rechtsmodernisierung in Japan. Zum Gedenken an 150 Jahre Meiji, (Pécs, Hangary), 2018.3.22.

●平成30年度

・Sicht von auβen. Erwartungen der internationalen Forschungen. (Ivs saxonico-maidebvrgense in oriente. Das sächsisch-magdeburgische Recht als kulturelles Bindeglied zwischen den Rechtsordnungen Ost- und Mitteleuropas. Bestandaufnahme und Perspektiven der Forschung. Leipzig), 2019.11.14.

・中世都市研究と法史料（法制史学会 第70回総会、青山学院大学）2018.07.15.

●令和2年度

・前近代における人・移動・帰属（第12回 基礎法総合シンポジウム「人・移動・帰属 ── 変容するアイデンティティ」）、2020年10月31日

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・若手研究(B)代表 ザクセン＝マクデブルク法圏における法の実態 ── 『ハレ参審人文書』を例として ──（平成 28 年度分）
●平成 29 年度
・Modernisierung des Staats- und Rechtssystems in der Habsburgermonarchie und ihre Auswirkung. Konferenz der Dezso-Márkus-Forschungsgruppe für Vergeleichende Rechtsgeschichte und der Arbeitskommission für Rechtsdogmatik der Pécser Akademischen Kommission mit Unterztützung der Ernő-Tárkány-Szücs-Forschungsgruppe für Juristische Volkskunde (Pécs, 22.-23. März 2018).
・若手研究(B)代表 ザクセン＝マクデブルク法圏における法の実態 ── 『ハレ参審人文書』を例として ──（平成 29 年度分）
●平成 30 年度
・Ivs saxonico-maidebvrgense in oriente. Das sächsisch-magdeburgische Recht als kulturelles Bindeglied zwischen den Rechtsordnungen Ost- und Mitteleuropas. Bestandaufnahme und Perspektiven der Forschung. (Leipzig, 13.-15.Nov.2019).
・若手研究(B)代表 ザクセン＝マクデブルク法圏における法の実態 ── 『ハレ参審人文書』を例として ──（平成 30 年度分）
●令和元年度
・公益財団法人京都大学教育研究振興財団「中・東欧の中世都市法に関する比較研究」(研究代表者)
●令和 2 年度
・「知の越境」融合チーム研究プログラム SPIRITS「デジタル化の中での「法」の役割(研究分担者)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院
●令和元年度
（法政理論専攻）
・〔西洋法史リサーチ・ペーパー 1〕(通年)：西洋法制史に関連する個別的テーマの検討。
・〔西洋法史リサーチ・ペーパー 2〕(通年)：西洋法制史に関連する個別的テーマの検討。
・西洋法史(通年)：西洋法制史の概説書の講読。
・西洋法史研究(通年)：西洋法制史の概説書の購読。
（法曹養成専攻）
・西洋法史(前期)：ローマ法を中心とした西洋法史の概観。
・〔西洋法史リサーチ・ペーパー〕(前期)：西洋法制史に関連する個別的テーマの検討。
・〔西洋法史リサーチ・ペーパー〕(後期)：西洋法制史に関連する個別的テーマの検討。
●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・〔西洋法史リサーチ・ペーパー 1〕(通年)：西洋法制史に関連する個別的テーマの検討。
・〔西洋法史リサーチ・ペーパー 2〕(通年)：西洋法制史に関連する個別的テーマの検討。
・西洋法史(通年)：西洋法制史の概説書の講読。
・西洋法史研究(通年)：西洋法制史の概説書の購読。
（法曹養成専攻）
・〔西洋法史 RP〕(前期)：西洋法制史に関連する個別的テーマの検討。
・〔西洋法史 RP〕(後期)：西洋法制史に関連する個別的テーマの検討。
・西洋法史(前期)：ローマ法を中心とした西洋法史の概観。

Ⅱ－2　学部
●令和元年度
・法学部基礎演習(後期)：宗教改革と法に関する文献の講読。
・西洋法制史(後期)：大陸法を中心とする通史的概観。
●令和 2 年度
・法学入門 II(後期)：西洋法制史学の概観。
・西洋法制史(後期)：大陸法を中心とする通史的概観。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目
●令和元年度
・西洋法制史(後期)：大陸法を中心とする通史的概観。
●令和 2 年度
・外国文献講読(法・英) I-E1(前期)：英米法と大陸法の比較史的概観。
・西洋法制史(後期)：大陸法を中心とする通史的概観。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2 年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等
●令和元年度
京都女子大学法学部(西洋法制史講義)(後期 2 単位)：西洋法史概観。

●令和 2 年度
京都女子大学法学部(西洋法制史講義)(後期 2 単位):西洋法史概観。

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
日本法制史学会
●令和 2 年度
日本法制史学会(学会誌編集委員)

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまではザクセン＝マクデブルク法を中心的検討例に据えつつ、中世から近代法導入前夜までの法の変遷に着目して研究を行ってきたが、その検討成果の公表を早急に行う予定である。また、その成果を基礎としつつ、検討対象となる地理的範囲をより東方へ拡大することで、これまでわが国の西洋法制史学において等閑に付されてきた東・中欧の法史を研究するための基礎的作業を行っていく予定である。

島田　裕子　SHIMADA Yuko　准教授　労働法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

労働者間の平等な賃金支払いというテーマについて、ドイツ法における労働法上の一般平等取扱い原則をも手掛かりとしつつ、研究を行っている。近年は、正規・非正規労働者間の処遇格差が日本においても社会的に大きな関心を集めており、この点に関する裁判例や法改正に関しても検討を行っている。

平等というテーマの他、使用者・労働者間の交換的正義の観点からの契約内容の限界についても研究を行っており、ドイツにおける労働契約の内容規制に関する判例法理の分析を進めている。

Ⅰ－2　最近 5 年間(平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

なし

②論文

●平成 28 年度
・「最新裁判例に見る企業内賃金格差の違法性」季刊労働法 256 号 2-12 頁
●平成 29 年度
・季節労働者の再採用拒否と労働契約法 19 条 日本労働法学会誌，129, 117-126 頁
●令和元年度
・「同一労働同一賃金」の法政策 日本労働法学会誌，132, 158-165 頁
・「有期労働者の賃金に関する労契法 20 条の不合理性判断」民商法雑誌，155, 2, 304-332 頁
●令和 2 年度
・「働き方改革における『同一労働・同一賃金』－判例、指針を踏まえて」公益財団法人世界人権問題研究センター『企業と人権の現代的問題』17-32 頁

③その他

●平成 28 年度
・「男女の昇進差別とその救済－兼松事件」別冊ジュリスト 230 号(労働判例百選〔第 9 版〕)32-35
・「Das japanische Arbeitsrecht und seine Globalisierung」Pécsi Munkajogi Közlemények5-12 頁
●平成 29 年度
・「著作権法違反の行為を理由になされた教員の懲戒免職処分が取り消された例」判例時報 2353 号 168-173 頁
・「労契法 20 条の不合理性判断と損害額の割合的認定」法律時報 90 巻 5 号 148-151 頁
●平成 30 年度
・「パートタイム・有期雇用労働法の成立と実務への影響：長澤運輸事件／ハマキョウレックス事件最高裁判決をうけて」ジュリスト 1523 号 74-79 頁
・「労契法 20 条で比較対象となる無期契約労働者の範囲」民商法雑誌 154 巻 4 号 790-801 頁
・「パートタイム・有期労働法の制定・改正の内容と課題」日本労働研究雑誌 701 号 17-29 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度

・「Japanisches Arbeitsrecht im Wandel」2016 年 4 月 15 日、於 Pécsi Tudományegyetem, Hungary

・「The Japanese employment praxis in the globalization」2016 年 5 月 6 日、於 Adam Mickiewicz University, Poland

・「Japanische Arbeitsbeziehungen im Wandel und Reaktionen des Arbeitsrecht」2016 年 7 月 27 日、 於 Georg-August-Universität, Germany

・「Verbot der Benachteiligung von atypischen Beschäftigten」日墺比較法セミナー、2016 年 9 月、於ウィーン大学法学部

●平成 29 年度

・「Ausgewählte Fragen des japanischen Arbeits- und Sozialrechts」2018 年 3 月 16 日、19 日、20 日、於ウィーン大学法学部

●平成 30 年度

・「同一労働同一賃金」の法政策 日本労働法学会第 135 回大会 2018 年 10 月 27 日 シンポジウム・ワークショップパネル(指名)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度

・日墺比較法セミナー

・若手研究(B)代表 労働契約の内容規制に関する研究(平成 28 年度分)

・Humboldt-Stipendium für erfahrenen Wissenschaftler「柔軟性と安定のバランス」Gleichgewicht zwischen Flexibilität und Sicherheit

●平成 29 年度

・日墺比較法セミナー

・若手研究(B)代表 労働契約の内容規制に関する研究(平成 29 年度分)

●平成 30 年度

・日墺比較法セミナー

・若手研究 代表 平等法理の補完としての労働契約の内容規制(平成 30 年度分)

●令和元年度

・若手研究 代表 平等法理の補完としての労働契約の内容規制(2019 年度分)

●令和 2 年度

・日墺比較法セミナー

・京都大学 SPIRITS 人社重点領域枠 代表 デジタル化の中での「法」の役割

・若手研究 代表 平等法理の補完としての労働契約の内容規制(2020 年度分)

Ⅱ 教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1 大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・先端労働法 2(後期):労働法の主要な論点について検討した。

・労働法 A(前期):近年の重要なテーマに関する裁判例について、検討を行った。

・労働法 B(後期):近年の重要なテーマに関する裁判例について、検討を行った。

・労働法研究(通年):近年の重要なテーマに関する裁判例について、検討を行った。

(法曹養成専攻)

・労働法 1(前期):個別的労働関係法を中心に講義を行った。

・労働法理論演習(後期):近年の重要なテーマに関する裁判例について、検討を行った。

●令和 2 年度

(法政理論専攻)

・先端労働法 2(前期):労働法の主要な論点について検討した。

・労働法 A(前期):近年の重要なテーマに関する裁判例について、検討を行った。

・労働法 B(後期):近年の重要なテーマに関する裁判例について、検討を行った。

・労働法研究(通年):近年の重要なテーマに関する裁判例について、検討を行った。

(法曹養成専攻)

・労働法 1(前期):個別的労働関係法を中心に講義を行った。

・〔労働法理論演習 RP〕(後期):職務給と配置転換の関係について考察を行った。

・労働法理論演習(前期):近年の重要なテーマに関する裁判例について検討を行った。

Ⅱ－2 学部

●令和元年度

・法学入門 I(前期):労働法の代表的なテーマを取り上げて解説した。

・法学部基礎演習(後期):労働法の主要な裁判例を取り上げて、議論を行った。

●令和 2 年度

・外国文献研究(英)(前期):外見に基づく差別に関する英語文献を講読した。

・法学入門 I（前期）：労働法の代表的なテーマを取り上げて解説した。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・外国文献講読（法・英）I-E1（前期）：アメリカ反差別法に関する文献を講読した。

・外国文献講読（法・英）II-E1（後期）：アメリカ反差別法に関する文献を講読した。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

京都市大規模小売店舗立地審議会委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本労働法学会編集委員

●令和 2 年度

日本労働法学会編集委員

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

労働法における平等法理に加え、新たに使用者・労働者間の交換的正義の観点を考慮し、契約の自由に対する限界について、引き続き検討していきたい。

須田　守　SUDA Mamoru　准教授　行政法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

行政の決定過程の法的統御に関する研究に取り組んでいる。主に二つの側面から作業を進めている。 第一に、行政決定の「過程」を裁判で統制することの意義を、研究者としての最初の課題に設定した。訴訟手続における事案解明の要素や行政決定の理由の役割に注目しつつ、諸解釈論の理論的基礎を探っている。第二に、行政による調査のあり方をめぐる研究を開始した。「調査」の要素を観念することが諸論点に与えうる影響の測定、および具体的な法制度に現れる調査のあり方の理論的把握を試みている。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 29 年度

・髙木光＝常岡孝好＝須田守『条解行政手続法＜第 2 版＞』（弘文堂、2017 年）672 頁（1-215、592-612 頁の改訂）

②論文

●平成 28 年度

・「理由提示と処分理由（1）」法学論叢 179 巻 1 号（2016 年）1-42 頁

・「理由提示と処分理由（2）」法学論叢 179 巻 2 号（2016 年）1-37 頁

・「理由提示と処分理由（3）」法学論叢 179 巻 3 号（2016 年）17-41 頁

・「理由提示と処分理由（4・完）」法学論叢 179 巻 4 号（2016 年）22-50 頁

●平成 29 年度

・「行政行為の理由づけと適法性（1）」法学論叢 181 巻 1 号（2017 年）33-67 頁

・「行政行為の理由づけと適法性（2）」法学論叢 181 巻 2 号（2017 年）35-74 頁

●平成 30 年度

・「行政行為の理由づけと適法性（3）」法学論叢 183 号 2 号（2018 年）1-22 頁

・「行政行為の理由づけと適法性（4）」法学論叢 183 号 4 号（2018 年）1-27 頁

・「行政調査論の基礎的構成」行政法研究 25 号（2018 年）109-167 頁

・「処分全自動発布手続と調査義務」法学論叢 184 巻 4 号（2019 年）1-41 頁

●令和元年度

・「全自動発布処分を追試する」法律時報，91, 9, 144-149 頁

・「和解による行政案件／事件処理」浅野有紀ほか編著『政策実現過程のグローバル化』，89-108 頁

・「知識生成の（行政）手続」法学論叢，186, 5・6, 145-197 頁
・「行政規則論の手続的次元」大橋洋一＝仲野武志編『法執行システムと行政訴訟』，333-349 頁

●令和 2 年度
・「行政法における私人」法学教室，482, 10-14 頁
・「行政手続のデジタル化と法的課題」ジュリスト，1556, 19-24 頁

③その他

●平成 29 年度
・「判例解説 審決取消訴訟における審理範囲の制限」行政判例百選 II〔第 7 版〕（有斐閣、2017 年）394-395 頁

●令和 2 年度
・「判例解説 市議会議員に対する厳重注意処分等による名誉毀損を理由とする国家賠償請求の判断方法」別冊ジュリスト令和元年度重要判例解説，52-53 頁

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度
・国際職務共助手続の法構造、政策実現過程のグローバル化に対応した法執行過程・紛争解決過程の理論構築・第 2 回研究会、2017 年 1 月 22 日、同志社大学（京都）

●平成 30 年度
・行政手続の自動化と事案解明、先端技術と規制 ── リスク対応とガバナンスの構造 ── 、2018 年 9 月 4 日、ザールラント大学（ザールブリュッケン、ドイツ連邦共和国）
・行政行為の全自動発布手続をめぐって、新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方・研究会、2019 年 1 月 8 日、京都大学（京都）
・Kooperation und Verständigung im Verwaltungsverfahren, Fortentwicklung des Verwaltungsrechts, 17.3.2019, Universität Konstanz (Konstanz, Deutschland)

●令和 2 年度
・法的仕組みのなかの届出、2020 年 11 月 29 日、行政法の基礎理論研究会、オンライン開催
・デジタル行政手続の法的問題、2021 年 1 月 21 日、21 世紀地方自治についての調査研究会（第 4 回）、オンライン開催

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：髙木光・京都大学教授）持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性

●平成 29 年度
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：髙木光・京都大学教授）持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：潮見佳男・京都大学教授）新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方

●平成 30 年度
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：髙木光・京都大学教授）持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：潮見佳男・京都大学教授）新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方

●令和元年度
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：髙木光・京都大学教授）持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：潮見佳男・京都大学教授）新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方
・基盤研究 A・分担 グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析

●令和 2 年度
・科学研究費 基盤研究 A・分担（研究代表者：潮見佳男・京都大学教授）新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方
・基盤研究 B・分担 企業価値を高める制裁制度の設計
・基盤研究 A・分担 グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）
・行政法 1B（後期）：行政組織法及び行政手続法に関する文献を講読し、研究の手法を検討する。
・行政法研究 1B（後期）：行政組織法及び行政手続法に関する文献を講読し、研究の手法を検討する。

（法曹養成専攻）
・行政法の基礎（後期）：行政法総論および行政訴訟法の基礎知識を学ぶ。
●令和２年度
（法政理論専攻）
・行政法 1A（前期）：ドイツ公法学に関する文献を購読し、研究の手法を検討する。
・行政法 1B（後期）：ドイツ公法学に関する文献を購読し、研究の手法を検討する。
・行政法研究 1A（前期）：ドイツ公法学に関する文献を購読し、研究の手法を検討する。
・行政法研究 1B（後期）：ドイツ公法学に関する文献を購読し、研究の手法を検討する。
（法曹養成専攻）
・公法総合 1- ③（前期）：行政救済法の判例の状況を概観し、個別行政法規や行政法一般理論の理解を深める。
・公法総合 2- ①（後期）：行為形式、裁量等の枠組みに則して、行政訴訟に現れる法治行政の原理の問題を学ぶ。
・法律基礎科目演習 A（通年）：法文書起案の作成を通じて、法的紛争解決の基礎的な訓練を行う。
・行政法の基礎（後期）：行政法総論および行政訴訟法の基礎知識を学ぶ。

Ⅱ－２　学部
●令和元年度
・法学部基礎演習（後期）：環境保全の法制度を素材として、分野横断的に法律学の世界に親しむ。
●令和２年度
・法学入門 I（前期）：行政法の回（1 回）を担当し、規制行政の基礎的な仕組みを検討する。

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目
●令和元年度
・外国文献講読（法・英）II-E1（後期）：憲法に関する英語文献を精読する。
●令和２年度
・日本の法と政治（前期）：日本の公法に関する基礎知識を学ぶ。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等
●令和元年度
環境と法 後期 京都工芸繊維大学 2019/09/27 ～ 2020/03/31
●令和２年度
環境と法 後期 京都工芸繊維大学 2020/09/28 ～ 2021/03/31

Ⅲ－２　各種学外委員
●令和２年度
21 世紀地方自治制度についての調査委員会（一般財団法人自治総合センター）

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等
●令和元年度
日本公法学会
●令和２年度
日本公法学会

Ⅲ－４　受賞の状況
なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望
とりわけ最終年度は、法科大学院の主要科目の担当が始まったことに伴い、授業準備の初期投資のため、教育に大きくリソースを割くこととなった。今後は研究のペースを取り戻し、在外研究の成果を織り込みつつ、これまでの研究をまとめるとともに新たな研究課題への取組みを進めたい。

高谷　知佳　TAKATANI Chika　准教授　日本法制史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－１　現在の研究テーマと最近の活動
研究テーマは前近代都市の法と社会の相互関係である。都市は政治・経済・文化の中心であり、権力による新たな秩序形成と、それに連なる多様な人々の紛争と交渉の場となる。しかしそれと逆行するように、都市に布かれる法は権力による復古的なスローガンであることが多く、裁判制度は多元的な権力の利害調整の場となって実際的な強制執行を欠く場合が多い。こうした法と社会の間隙を縫い、実際的な紛争解決を担うのが、公共性・宗教性・先例・儀礼などであるが、これらは規範として機能しつつ、その内容は流動的に変化してゆく。法制史と社会史が接続する法文化の場として、日本中世の京都・奈良に焦点を当て、通時代的・比較史的に描くことを目指す。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成28年度

・『怪異の政治社会学』講談社選書メチエ

●平成29年度

・中世都市研究会『「宗教都市」奈良を考える』山川出版社

・共編著『日本法史から何がみえるか』有斐閣

●平成30年度

・都市史学会「日本都市史・建築史事典」丸善出版

●令和元年度

・「身分と経済：法制史学会70周年記念若手論文集」慈学社出版，大学図書(発売)

②論文

●平成29年度

・「室町期奈良の都市機能と室町幕府」中世都市研究会編『「宗教都市」奈良を考える』山川出版社

・「侍所洛中制札の系譜」『法学論叢』182-1・2・3号202-226頁

③その他

●平成28年度

・「コメント ピーター・クラーク教授講演会」『比較都市史研究』35-1, 14-17頁

・「書評と紹介 仁木宏編『日本古代・中世都市論』『日本歴史』825, 92-94頁

・「書評 特集「日本中世の契約と取引慣行」(『歴史学研究』928)」『法制史研究』66

●平成30年度

・自著を語る 日本法史から何がみえるか：法と秩序の歴史を学ぶ［高谷知佳・小石川裕介/編著］書斎の窓＝ The window of author's study, 658, 29-33頁

・「書評と紹介 長澤伸樹『楽市楽座令の研究』」『日本歴史』846, 102-104頁

●令和元年度

・新刊紹介 斯波照雄『西洋の都市と日本の都市 どこが違うのか：比較都市史入門』『西洋都市社会史 ドイツ・ヨーロッパ温故知新の旅』比較都市史研究，38, 100-102頁

・第465回例会報告(2019年4月13日)A・ハーファーカンプ著(大貫俊夫、江川由布子、北嶋裕編訳)『中世共同体論：ヨーロッパ社会の都市・共同体・ユダヤ人』(柏書房、2018年)コメント，38, 8-9頁

(2) 学会報告・講演等

●平成28年度

・中世都市研究会奈良大会 報告「室町期奈良の都市機能と法」(平成28年9月3日・4日)

・日本史研究会11月例会「中世都市論のこれまでとこれから」コメント(平成28年11月27日)

・立教大学日本学研究所公開シンポジウム「前近代東アジアにおける怪異と社会」報告「日本中世都市の秩序と怪異」(平成28年12月10日)

●平成29年度

・法制史学会近畿部会・関西中世史研究会 合同研究会「中世都市の法実践をめぐって：『訴える人びと－イタリア中世都市の司法と政治』を題材に」(平成29年12月16日)

●平成30年度

・関西比較中世都市研究会 報告「中世京都の恩赦」(平成31年1月11日)

●令和元年度

・A. ハーファーカンプ(大貫・江川・北嶋監訳・井上・古川訳)『中世共同体論－ヨーロッパ社会の年・共同体・ユダヤ人』(柏書房、2018年)合評会［招待あり］比較都市史研究会(平成31年4月13日)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成29年度

・『課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業』(領域開拓プログラム)「失われた飲食文化の復活と現代に問いかけるその意義」

●平成30年度

・『課題設定による先導的人文学・社会科学研究推進事業』(領域開拓プログラム)「失われた飲食文化の復活と現代に問いかけるその意義」

Ⅱ　教育活動(令和元・2年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)

・日本法史A(前期)：古代・中世法制史の関連史料読解

・日本法史研究A(前期)：前近代法制史の概観と史料読解

●令和2年度(法政理論専攻)

・日本法史 A（前期）：古代・中世法制史の関連史料読解
・日本法史 B（後期）：中世・近世法制史の関連史料読解
・日本法史研究 A（前期）：前近代法制史の概観と史料読解
・日本法史研究 B（後期）：前近代法制史の概観と史料読解

Ⅱ－2　学部

●令和元年度
・法学部基礎演習（後期）：前近代日本の改元をめぐる史料と論文のリン族

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・前近代日本の法と秩序（後期）：前近代日本における法・裁判・ADR の変遷
・外国文献講読（法・英）I-E1（前期）：中世ヨーロッパの神判と国家
・外国文献講読（法・英）II-E1（後期）：中世ヨーロッパの神判と社会
・日本の法と政治（前期）：東アジアの中の日本法制史

●令和 2 年度
・前近代日本の法と秩序（前期）：前近代日本における法・裁判・ADR の変遷
・外国文献講読（法・英）I-E1（前期）：中世ヨーロッパの神判と国家
・外国文献講読（法・英）II-E1（後期）：中世ヨーロッパの神判と社会
・日本の法と政治（前期）：東アジアの中の日本法制史

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度
比較都市史研究会幹事

●令和 2 年度
比較都市史研究会幹事

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

10 世紀から 16 世紀にわたり、古代•中世の代表的な法思想である「徳政」と首都支配の関係を論じる。「徳政」は主に裁判制度とのみ関連づけられ、徳政を謳う都市法は実態を伴わない復古的スローガンとして位置づけられていた。しかし、朝廷や幕府の都市法に「徳政」は積極的に継承され、個々の都市政策に反映されており、この視点が、これまで政権ごとに区切られてきた首都支配の全貌を詳らかにする突破口となると考える。

髙橋　陽一　TAKAHASHI Yoichi　准教授　商　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

企業グループにおける適切なコーポレート•ガバナンスを確保するための諸制度について、研究している。具体的には、多重代表訴訟制度、親会社取締役の子会社管理義務、企業集団における内部統制システム、従属会社の少数株主保護等について、外国法の状況も参考にしつつ、望ましい制度のあり方を考察している。また、会社役員の責任制度および株主代表訴訟制度に関する基礎的な研究および金融商品取引法分野における諸問題の研究にも取り組んでいる。

Ⅰ－2　最近 5 年間（平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月）の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●令和元年度
・『商事法務研究会「持続的な企業価値の創造に向けた企業と投資家の対話の在り方に関する調査研究（株主総会に関する調査）成果報告書」（第 1 章アメリカ）』

●令和 2 年度
・田中亘ほか編『論究会社法－会社判例の理論と実務』（Unit 06 役員の対第三者責任）（有斐閣）
・田中亘ほか編『Before/After 会社法改正』（項目 38 ～ 41・43（補償契約に関する部分））（弘文堂）

②論文

●平成 28 年度

・「グループ経営の規律づけにおける多重代表訴訟制度の役割」私法 78 号 181-188 頁

●令和元年度

・「（判例評釈）株主総会決議不存在の確認の訴えにおける確認の利益［東京高判平成 30 年 6 月 6 日金判 1547 号 14 頁］」平成 30 年度重要判例解説（ジュリスト 1531 号）95 ～ 96 頁

・「（判例評釈）運送証券の処分証券性［大判昭和 6 年 11 月 13 日民集 10 巻 1013 頁］」商法判例百選（別冊ジュリスト 243 号）164 ～ 165 頁

・「役員等の対第三者責任－最大判昭和 44・11・26 民集 23 巻 11 号 2150 頁の再検討」法学教室 466 号 81 ～ 87 頁 2019/07

・「平成 30 年度会社法関係重要判例の分析（上）」旬刊商事法務 2205 号 42 ～ 50 頁

・「平成 30 年度会社法関係重要判例の分析（中）」旬刊商事法務 2206 号 86 ～ 96 頁

・「平成 30 年度会社法関係重要判例の分析（下）」旬刊商事法務 2208 号 47 ～ 58 頁

・「クローバック条項をめぐる法律関係と課題」ビジネス法務 20 巻 1 号 44 ～ 49 頁

・「受託者が法人である場合における役員の連帯責任に関する一考察」トラスト未来フォーラム研究叢書『資産の管理・運用・承継と信託に関する研究』25 ～ 48 頁

●令和 2 年度

・「会社役員の対第三者責任制度の再検討」私法 82 号 107 ～ 108 頁

・「会社補償および役員等賠償責任保険（D&O 保険）」旬刊商事法務 2233 号 18 ～ 27 頁

・「（判例評釈）匿名組合の営業者による利益相反取引と善管注意義務［最判平成 28 年 9 月 6 日判時 2327 号 82 頁］」旬刊商事法務 2246 号 48 ～ 53 頁

・「適合性原則に関する序論的考察」川濵昇先生＝前田雅弘先生＝洲崎博史先生＝北村雅史先生還暦記念『企業と法をめぐる現代的課題』489 ～ 516 頁

③その他

●平成 28 年度

・判例解説「会社分割によるゴルフ場事業の承継と預託金返還債務」［最判平成 20 年 6 月 10 日判時 2014 号 150 頁］会社法判例百選［第 3 版］（別冊ジュリスト 229 号）232 頁

・判例解説「新株予約権付社債の有利発行」［東京地決平成 19 年 11 月 12 日金判 1281 号 52 頁］会社法判例百選［第 3 版］（別冊ジュリスト 229 号）229 頁

・判例解説「社債と相殺」［最判平成 15 年 2 月 21 日金判 1165 号 13 頁］会社法判例百選［第 3 版］（別冊ジュリスト 229 号）229 頁

・判例解説「責任限定契約に基づく監査役の責任限定と重過失の意義」［大阪高判平成 27 年 5 月 21 日判時 2279 号 96 頁］会社法判例百選［第 3 版］（別冊ジュリスト 229 号）228 頁

・判例解説「監査役会の同意を欠く監査役選任決議」［東京地判平成 24 年 9 月 11 日金判 1404 号 52 頁］ 会社法判例百選［第 3 版］（別冊ジュリスト 229 号）227 頁

・判例評釈「他人名義により株式の引受けがなされた場合の株主権の所在」平成 27 年重要判例解説 93-94 頁

・判例解説「Appendix28, 29, 31, 32, 37」会社法判例百選第 3 版 227-232 頁

●平成 29 年度

・翻訳「比較法とそのクライアントたち（1）（2・完）」民商法雑誌 153 巻 2 号 238-262 頁

・判例評釈「弁護士賠償責任保険における『他人に損害を与えるべきことを予見しながら行った行為』の意義」判例時報 2327 号 169-174 頁（判例評論 700 号 23-28 頁）

・判例研究「証券取引所が取引参加者に対して負う義務と免責条項における重過失の意義－ジェイコム株誤発注事件控訴審判決」旬刊商事法務 2139 号 51-56 頁

・判例解説「オリンパス 590 億円賠償命令にみる会社に対する役員責任の範囲」ビジネス法務 17 巻 11 号 80-84 頁

●平成 30 年度

・判例研究「有価証券届出書の虚偽記載に対する課徴金賦課の要件」旬刊商事法務 2169 号 46-51 頁

・「平成 29 年度会社法関係重要判例の分析（上）（中）（下）」旬刊商事法務 2176 号 4-15 頁、2177 号 3-45 頁、2178 号 27-31 頁

・判例研究「毎月分配型投資信託の販売に際しての説明義務と目論見書の虚偽記載等」旬刊商事法務 2182 号 62-67 頁

・判例評釈「公募増資の不公正発行該当性－出光興産新株発行差止仮処分申立事件」私法判例リマークス 58 号 86-89 頁

（2）学会報告・講演等

●令和元年度

・「会社役員の対第三者責任制度の再検討」日本私法学会第 83 回大会 拡大ワークショップ

（3）共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

・京都大学商法研究会
・商法研究会（商事法務研究会）
・関西信託研究会
・京都法制研究会
・JSPS 二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」
・科研費・若手研究（B）代表 会社法における第三者保護制度の再検討－会社役員の対第三者責任制度を中心に

●平成 29 年度
・京都大学商法研究会
・商法研究会（商事法務研究会）
・関西信託研究会
・京都法制研究会
・JSPS 二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」
・科研費基盤（B）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」
・科研費・若手研究（B）代表 会社法における第三者保護制度の再検討－会社役員の対第三者責任制度を中心に

●平成 30 年度
・京都大学商法研究会
・商法研究会（商事法務研究会）
・関西信託研究会
・京都法制研究会
・会社法改正研究会（西村高等法務研究所）
・大阪地裁商事法研究会
・JSDA キャピタルマーケットフォーラム
・科研費基盤（B）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」
・科研費・若手研究（B）代表 会社法における第三者保護制度の再検討－会社役員の対第三者責任制度を中心に

●令和元年度
・京都大学商法研究会
・商法研究会（商事法務研究会）
・関西信託研究会
・京都法制研究会
・大阪地裁商事法研究会
・JSDA キャピタルマーケットフォーラム
・科研費基盤（B）「株主権の変容に適合した会社法制のあり方」
・科研費・若手研究（B）代表 会社法における第三者保護制度の再検討－会社役員の対第三者責任制度を中心に

●令和 2 年度
・京都大学商法研究会
・商法研究会（商事法務研究会）
・関西信託研究会
・京都法制研究会
・大阪地裁商事法研究会
・科研費・若手研究 代表 金融商品取引法における課徴金制度の再検討

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度
（法政理論専攻）
・商法 2A（前期）：会社法に関する論文の講読およびディスカッション。
・商法 2B（後期）：会社法に関する論文の講読およびディスカッション。
・商法研究 2A（前期）：会社法に関する論文の講読およびディスカッション。
・商法研究 2B（後期）：会社法に関する論文の講読およびディスカッション。
（法曹養成専攻）
・民事法文書作成（通年）：商法の事例問題に関し法文書を作成させ、添削・解説を行った。

●令和 2 年度
（法政理論専攻）
・商法 2A（前期）：会社法に関する論文の講読およびディスカッション。
・商法 2B（後期）：会社法に関する論文の講読およびディスカッション。
・商法研究 2A（前期）：会社法に関する論文の講読およびディスカッション。
・商法研究 2B（後期）：会社法に関する論文の講読およびディスカッション。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・法学入門Ⅰ(前期)：商法・会社法に関する入門講義

・法学部基礎演習(後期)：会社法の判例を題材に報告とディスカッションを行った。

●令和2年度

・法学入門Ⅰ(前期)：商法・会社法に関する入門講義

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・外国文献講読(法・英)I-E1(前期)：会社法に関する英語文献の講読。

・外国文献講読(法・英)II-E1(後期)：会社法に関する英語文献の講読。

●令和2年度

・外国文献講読(法・英)I-E1(前期)：会社法に関する英語文献の講読。

・外国文献講読(法・英)II-E1(後期)：会社法に関する英語文献の講読。

Ⅲ　学 外 活 動(令和元・2年度)

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本私法学会(運営懇談会委員)

●令和2年度

日本私法学会(運営懇談会委員)

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

引き続き、グループ経営の適切な規律づけのあり方、取締役の義務や責任についての基礎的な研究を進めていきたい。また、金融商品取引法分野における諸問題についても研究を進めていく予定である。

西内　康人　NISHIUCHI Yasuhito　准教授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

団体としてくくられる分野で、契約法との比較で現れる特殊性を明らかにすべく研究を行なっている。とりわけ、一方で、団体も法律行為や契約に基づくとされていながら、他方で、ここで前提とされる当事者の意思通りの効果形成が認められない現象に焦点を当てている。そして、意思に反するこういった効果が団体で認められる要件や原因の分析を通じて、効果ごとに団体概念の外延を画することを目的としている。

これとともに、経済分析の手法を用いて民法の解釈に役立てることを目的とした研究活動を行っている。特に、契約法や不法行為法において、一定の解釈論を採用することが、当事者の事後的状態を改善するかという観点とともに、潜在的当事者のインセンティブにどのような影響を与え、このインセンティブが望ましいかという観点から、研究を行っている。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成29年度

・潮見佳男ほか編著『Before/After 民法改正』(弘文堂、2017年)(共著：「契約総則の規定の不適用」「組合員の1人の意思表示の無効・取消し」「組合債権者による権利行使可能性」「組合員債権者による権利行使可能性」)

●平成30年度

・潮見佳男ほか編著『詳解 改正民法』(商事法務、2018年)(共著：「組合」)

・千葉恵美子ほか編著『Law Practice 民法Ⅰ　総則・物権編〔第4版〕』(商事法務、2018年)(共著：「組合の法律関係」)

・山本豊編『新注釈民法(14)債権(7)』(有斐閣、2018年)(共著：「組合」)

②論文

●平成 28 年度

・西内康人「組合における脱退制限とその根拠の検討」法学論叢 180 巻 5・6 号 501-542 頁

●平成 29 年度

・西内康人「行動経済学が契約法に受容されるまで」ビジネス法務 17 巻 6 号 137-141 頁

・西内康人「約款規制を支える現象と価値」私法 79 号 98-99 頁

・西内康人「組合契約で非営利活動を営む場合の法的諸論点」NBL1104 号 53-60 頁

・西内康人「反社事例との対比からみた中小企業者性喪失事例における錯誤の判断枠組み－最一判平 28.12.19 の検討－」金融法務事情 2081 号 46-55 頁

・西内康人「判批 最判昭和 48・10・9 民集 27・9・1129（権利能力なき社団の取引上の債務）」別冊ジュリスト 237 号 20-21 頁

・西内康人「約款規制を支える現象と価値」法学論叢 182 巻 1 ＝ 2 ＝ 3 号 227-273 頁

●平成 30 年度

・西内康人「担保責任の賠償範囲に関する一試論－数量指示売買に関する判例の経済分析の観点から」民商法雑誌 154 巻 1 号 112-132 頁

・西内康人「判批 大阪高判平成 28・12・9（権利能力なき社団たるマンション管理組合と各区分所有者との関係についての民法 645 条の類推適用）」私法判例リマークス 57 号 30-33 頁

・西内康人「契約の成立と『書面』」法学教室 456 号 18-21 頁

・宍戸常寿＝大屋雄裕＝小塚荘一郎＝佐藤一郎＝岡田仁志＝西内 康人「契約と取引の未来－スマートコントラクトとブロックチェーン」論究ジュリスト 27 号 152-169 頁

●令和元年度

・丸山絵美子、西内 康人「消費者法の作り方－連載の趣旨と導入的説明」法律時報，91, 11, 88-94 研究論文（学術雑誌）

・西内 康人「錯誤と論理パズル＋α」法律時報，91, 13, 243-249 日本語 研究論文（学術雑誌）

・西内康人『民法学のあゆみ 谷川和幸「共同著作物と共有著作権（1）～（5・完）」』法律時報，92, 3, 113-117 研究論文（学術雑誌）

●令和 2 年度

・宍戸常寿、大島義則、川口大司、西内康人、橋本陽子「座談会 ロボット・AI 時代の司法の対処すべき課題」法の支配，197, 6-40 研究論文（学術雑誌）

・西内康人「消費貸借法制と行動経済学」法律時報，92, 5, 137-143 研究論文（学術雑誌）

③その他

なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度

・西内康人「約款規制を支える現象と価値」日本私法学会ワークショップ

●平成 29 年度

・西内康人「数量指示売買に関する判例の分析」法と経済学会個別報告

●平成 30 年度

・西内康人「約款の経済分析（アメリカ法との比較を中心に）」日本銀行金融研究所セミナー

・西内康人「行動経済学と法」法と経済学会シンポジウム

●令和元年度

・「AI・ロボット・電子化と民法［招待あり］」日本経済団体連合会 Society 5.0 時代の消費生活に関する研究会

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

・若手研究（B）代表 約款の経済分析

●平成 29 年度

・若手研究（B）代表 約款の経済分析

・若手研究（B）代表 約款の経済分析（平成 29 年度分）

・（公財）全国銀行学術研究振興財団研究助成 西内康人 担保責任の賠償範囲に関する経済分析－最判昭和 57・1・21 民集 36・1・71 を手掛かりに－ 2018/01/01 ～ 2019/12/31

●平成 30 年度

・基盤研究（C）代表 組合代理における第三者保護と代理法との体系的分析（平成 30 年度分）

・（公財）全国銀行学術研究振興財団研究助成 西内康人 担保責任の賠償範囲に関する経済分析－最判昭和 57・1・21 民集 36・1・71 を手掛かりに－ 2018/01/01 ～ 2019/12/31

●令和元年度

・（公財）全国銀行学術研究振興財団研究助成 西内康人 担保責任の賠償範囲に関する経済分析－最判昭和 57・1・21 民集 36・1・71 を手掛かりに－ 2018/01/01 ～ 2019/12/31

・（公財）全国銀行学術研究振興財団研究助成 西内康人 リスク資産売買の賠償範囲の法学的・経済学的説明可能性 2020/01/01 ～ 2021/12/31

●令和２年度
・（公財）全国銀行学術研究振興財団研究助成 西内康人 リスク資産売買の賠償範囲の法学的・経済学的説明可能性 2020/01/01 ～ 2021/12/31

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・２年度）

Ⅱ－１　大学院

●令和元年度
（法政理論専攻）
・民法 1A（前期）：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習。民法に関する研究者向けの基礎的文献の講読を行った。
・民法 1B（後期）：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習。民法に関する研究者向けの基礎的文献の講読を行った。
・民法研究 1A（前期）：研究者志望者向けの民法研究に関する演習。民法に関する研究者向けの基礎的文献の講読を行った。
・民法研究 1B（後期）：研究者志望者向けの民法研究に関する演習。民法に関する研究者向けの基礎的文献の講読を行った。
（法曹養成専攻）
・民法総合 2（後期）：既習者向け民法の事例演習の授業。ソクラテスメソッドを用いた民法の問題演習を行った。

●令和２年度
（法政理論専攻）
・民法 4A（前期）：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習。民法に関する研究者向けの基礎的文献の講読を行った。
・民法 4B（後期）：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習。民法に関する研究者向けの基礎的文献の講読を行った。
・民法研究 4A（前期）：研究者志望者向けの民法研究に関する演習。民法に関する研究者向けの基礎的文献の講読を行った。
・民法研究 4B（後期）：研究者志望者向けの民法研究に関する演習。民法に関する研究者向けの基礎的文献の講読を行った。
（法曹養成専攻）
・民法総合 2-②（後期）：既習者向け民法の事例演習の授業。ソクラテスメソッドを用いた民法の問題演習を行った。
・民法総合 2-①（後期）：既習者向け民法の事例演習の授業。ソクラテスメソッドを用いた民法の問題演習を行った。
・法律基礎科目演習 A（通年）：未修者向けの起案演習。ソクラテスメソッドを用いた民法の問題演習を行った。
・財産法の基礎 2（後期）：未修者向け再建法の授業。ソクラテスメソッドを用いた民法の問題演習を行った。

Ⅱ－２　学部

●令和元年度
・民法第一部（総則・親族）（前期）：民法総則を中心に講義を行った。

●令和２年度
・法学入門 I（前期）：法的三段論法など法の基本的考え方の講義を行った。

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度
・外国文献講読（法・英）I-E1（前期）：外国文献講読として法学の基礎的文献の講読
・民法第一部（前期・経済学部）：民法総則を中心に講義を行った。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－１　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－２　各種学外委員

●令和元年度
消費者契約法改正に向けた専門技術的側面の研究会 委員 消費者庁 2019/02/13 ～ 2019/09/02

●令和２年度
情報通信法学研究会 構成員 情報通信政策研究所 2020/04/01 ～ 2021/03/31

Ⅲ－３　所属学会及び学会役員等

なし

Ⅲ－４　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

これまでは、現在までの研究テーマに沿って、民法上の組合と消費者法を中心に経済分析を中心にした観点から分析を行って業績を積み重ねてきた。特に、組合では平成 29 年民法改正、消費者法は行動経済学や消費者信用法制を中心に研究を行ってきた。今後も、こういった点の発展的なテーマについて研究を行うのはもちろん、民法全体に経済分析を応用して有用性を示す研究を行っていく計画である。

マーフィー マハン スティーブン	MURPHY Mahon Stephen	准教授	国際関係史

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

I am focused on the global impact of the First World War. The first outcome of this research was a paper published in the International History Review. Here I investigated Japan's diplomatic approach to the repatriation of Turkish Prisoners of War from Siberia in 1921. This is part of a broader project which looks at Japan's Siberian Intervention and its connection to current historiographical debates on the notion of an extended timeframe for the First World War up to 1923.

Ⅰ－2　最近 5 年間(平成 28 年 4 月～令和 3 年 3 月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

●平成 29 年度

- Colonial Captivity during the First World War: Internment and the Fall of the German Empire 1914 -1919 Cambridge University Press 2017

●平成 30 年度

- Peripheral Visions, European Soldiers and Cultural Encounters in the Long Nineteenth Century Plagrave 2018

●令和 2 年度

- The East Asian Dimension of the First World War: Global Entanglements and Japan, China, and Korea 1914-1919 Chicago University Press 2020

②論文

●平成 28 年度

- 'German East Africa, Internment and the Global First War'in *Bulletin of the German Historical Institute* Issue 56, Spring 2016.
- 'Imperial Entanglements'Britain, German East Africa, and Internment during the First World War Bulletin of the German Historical Institute, 56 2016

●平成 30 年度

- 'The *Hole-y City*: British Soldier's Perceptions of Jerusalem during its Military Occupation 1917-1920', in Clarke, Joseph and Horne John (eds), *Peripheral Visions, European Soldiers and Cultural Encounters in the Long Nineteenth Century* (Palgrave, London, in press, 2018).

③その他

なし

(2) 学会報告・講演等

●平成 28 年度

- 4 October: University of Limerick, Ireland. Limerick History Research Seminar Series. Guest Lecture: 'Militarized Cultural Encounters: British Soldiers in Jerusalem'.
- 30 September: Trinity College Dublin, Ireland. Probe European Researchers'Night: 'Mapping the Global First World War'.
- 1 August: Kyoto University, Japan. Graduate School of Law, Guest Lecture: 'Colonial Captivity during the First World War'.
- 4 June: Trinity College Dublin, Ireland. Peripheral Visions: European Soldiers and Cultural Encounters in the Long Nineteenth Century. Paper Title: 'The 'Hole-y City': British Soldiers'Perceptions of Jerusalem During its Occupation, 1917-1920'.
- 5 March: Vanderbilt, Nashville, USA. Society for French Historical Studies Annual Conference. Paper Title: 'Cultural Encounters and Cultural Clashes: Britain and France in Jerusalem 1917-1920'.
- 11 February: Faculty of History, Oxford University, UK. Guest Lecture: 'Internment and the End of Empire 1914-1920'.
- 21 January: King's College London, UK. Cultural Encounters During Global War 1914-1918, Traces, Spaces Legacies. Paper Title: 'The British Military Occupation of Jerusalem 1917-1920: Soldiers as Tourists and Pilgrims ?'

• 19 January: Freie Universität Berlin, Germany. Guest Lecture: 'The British Military Occupation of Jerusalem 1917-1920'.

●平成 29 年度

• 8 November: Tezukayama High-School, Nara, Japan. JSPS Science Dialogue: 'Japan and the First World War'.
• 19 October: The University of Haifa and Tel Aviv University, Israel. Military and Civilian Internment in World War I. Paper Title: The Internment of German Colonial Settlers during the First World War'.
• 12 October: University College Dublin, Ireland. Centre for War Studies Research Seminar. Guest Lecture: 'Der Krieg ist Kein Afternoon Tea!: The Internment of German Colonial Settlers during the First World War'.
• 3 September: Central European University, Budapest, Hungary. Fifth European Congress on World and Global History. Panel chair and commentator: 'Revisiting 1919 from within East Asia'.
• 1 September: St Antony's College, Oxford, UK: Rethinking the World Order: International Law and International Relations at the End of the Great War. Paper Title: 'Taisho Japan and the International Order'.
• 27 June: Tokyo University, Japan: Japan History Group. Guest Lecture: 'Isolated Internationalists? Taisho Era Japan and the Global Order'.

●平成 30 年度

• 21 June: Waseda University, Japan, Public Lecture 第一次世界大戦期のアフリカ・アジアにおけるドイツのプロパガンダ(Propaganda in Africa and Asia during the First World War).
• 22 March: Kyoto University, Japan, International Conference: 第二次世界大戦におけるアフリカ・アジア植民地の動員－兵士・労働者・女性－ (Colonial Mobilization in Africa and Asia during the Second World War: Soldiers, Labourers and Women). Commentator
• 18 March:The Heimei-Maru Incident 1921: Japan's Interventions in POW Repatriation St Julian, Malta Workshop
• 16 March: Department of History, Cambridge University, UK. International History and Prisoners of War Workshop, Keynote address: 'The Internment of German Colonial Settlers during the First World War'.
• 20 February: École Française d' Extrême-Orient and the Italian School of East Asian Studies, Kyoto, Japan. Guest Lecture: 'Japan of the World: Japan, Peace and Internationalism in the Wake of the First World War'.

●令和元年度

• 2 November: 第一次世界大戦後の捕虜の本国帰還問題と日本：1921 年の平明丸事件［招待あり］
The 4th East Asian Consortium of Japanese Studies Conference, Taipei, Taiwan.
• 31 May: Backstops, Borders and Brexit: Northern Ireland and Britain's Attempt to leave the EU Osaka School of International and Public Policy, Japan

●令和 2 年度

• 10 September: POW Commemoration and Japan［招待あり］Scottish Archaeology Month, Stobs Week, 8-11 September 2020: http://www.stobscamp.org/pows-and-commemoration-japan/Stobs, Scotland.
• 5 December: Re-Examining Asia-Pacific War Memories: Towards a Cross-Textual, Global Dialogue. International Research Centre for Japanese Studies, Kyoto, Japan.

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●平成 28 年度

• Trinity College Dublin, Ireland. Humanities Europe Research Area: "Making War Mapping Europe Militarized Cultural Encounters 1792-1920".
• 京都大学 SPIRITS 'International Collaboration Project for Understanding the Experiences of POWs and Civilian Internees in Modern Japan' 2017- 2019
• 日本と第一次世界大戦後の国際秩序：1914-1924 年：日本学術振興会　科学研究費助成事業 特別研究員奨励費 2016-2019

●令和 2 年度

• Project Member: States of Emergency During and After the First World War 2020-

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

（法政理論専攻）

• English Presentation（後期）: This class trains students to give a professional or academic presentation in English.
• English Presentation 特別演習（後期）: This class trains students to give a professional or academic presentation in English.

（公共政策大学院）

• English Presentation（後期）: This class trains students to give a professional or academic presentation in English.

●令和 2 年度

（法政理論専攻）

• Professional Writing（前期）: This class trains students to read and produce an academic pieces of writing in English.
• Professional Writing 特別演習（前期）: This class trains students to read and produce an academic pieces of writing in English.

（公共政策大学院）

• Professional Writing（前期）: This class trains students to read and produce an academic pieces of writing in English.

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

• 特別講義「International History 1900 to the Present」（前期）: This course analyses the main events of the past 120 years. It introduces students to historical methods such as primary source analysis, understanding historiographical debates and primary source analysis.

●令和 2 年度

• 特別講義「International History 1900 to the Present」Special Lecture-International History 1900 to the Present（前期）: This course analyses the main events of the past 120 years. It introduces students to historical methods such as primary source analysis, understanding historiographical debates and primary source analysis.

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

• An International History of East Asia 1839-1945-E2（後期）: This course looks at imperialism in East Asia from the Opium war of 1839 to the end of the Second World War. It introduces students to historical methods such as primary source analysis, understanding historiographical debates and primary source analysis.

• International History 1900 to the Present-E2（前期）: This course analyses the main events of the past 120 years. It introduces students to historical methods such as primary source analysis, understanding historiographical debates and primary source analysis.

• Japanese Popular Culture-E2（前期 / 後期）: This course discusses the historical development of Japanese popular culture and its applications in Japanese diplomatic initiatives. It concentrates on the modern period and the interaction of popular culture and politics.

●令和 2 年度

• An International History of East Asia 1839-1945-E2（後期）: This course looks at imperialism in East Asia from the Opium war of 1839 to the end of the Second World War. It introduces students to historical methods such as primary source analysis, understanding historiographical debates and primary source analysis.

• International History 1900 to the Present-E2（前期）: This course analyses the main events of the past 120 years. It introduces students to historical methods such as primary source analysis, understanding historiographical debates and primary source analysis.

• Japanese Popular Culture-E2（前期 / 後期）: This course discusses the historical development of Japanese popular culture and its applications in Japanese diplomatic initiatives. It concentrates on the modern period and the interaction of popular culture and politics.

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

なし

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

British Journal of Military History の地域編集者 www.bjmh.org.uk

International Society for First World War Studies のメンバー https://www.firstworldwarstudies.org/

●令和 2 年度

British Journal of Military History の地域編集者 www.bjmh.org.uk

International Society for First World War Studies のメンバー https://www.firstworldwarstudies.org/

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

Aside from my, above mentioned research into Japan’s intervention in Siberia, I am currently a member of an international research group based at the University of Liverpool studying the use of emergency power legislation during war. To this end, I am focusing on the introduction of the Peace Preservation Law in Japan in 1925. The results of this research will be published in the First World War Studies Journal. I am currently editing a special issue of the Asia Pacific Journal on the memory of the Asia Pacific War in which I will also publish a paper on memory and war in the twentieth century. As a side project I am working on a digital mapping of the music scene in Kyoto. I also have two book chapters due for publication at the end of this year (2020).

和田　勝行　WADA Katsuyuki　准教授　民　法

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

将来債権を中心とする将来の財産の管理・処分、動産・債権を担保として利用することによる資金調達の法的取扱い、その他担保法と倒産法の交錯領域に係る諸問題を研究対象としている。

とくに動産・債権を担保として利用する資金調達の法的取扱いについて関心を有しており、この分野における国際的な法的ルールのあり方も視野に入れつつ、どのようなルールによって効率的な資金調達が可能となるかを明らかにしたいと考えている。

また、上述のような実践的な問題とは別に伝統的な理論問題にも関心があり、現在において存在していない将来の財産の処分が理論的にどのように基礎づけられ得るのかという問題、その際、将来の動産と債権とで法的な取扱いに違いがあるかという問題に、近時は関心を持って取り組んでいる。

Ⅰ－2　最近5年間(平成28年4月～令和3年3月)の研究成果

(1) 公表された著作

①著書

なし

②論文

●平成28年度

・「破産・民事再生手続における(第三者)所有権留保の取り扱いに関する一考察」法学論叢180巻5・6号(2017)690-731頁

●平成30年度

・「信用状取引における動産譲渡担保と間接占有者による占有改定 ── 最二小決平成29.5.10の検討 ── 」金融法務事情2091号(2018)32-44頁

・「債権譲渡の対抗要件としての債務者の承諾に関する覚書」法学論叢183巻6号(2018)1-38頁

・「Numerus clausus-Prinzip im japanischen Sachenrecht」Zeitschrift fuer japanisches Recht/ Journal of Japanese Law, Sonderheft Nr.14, 117-129

●令和元年度

・「債権譲渡の効果 ── 二重譲渡の場合の優劣決定基準を中心に ── 」
民法研究第2集，7, 21-47

・「Digitale Registerpublizität im Recht der Mobiliarsicherheiten」
Zeitschrift für Japanisches Recht/ Journal of Japanese Law, Nr. 48, 79-91

③その他

●平成28年度

・「詐害行為取消権：破産法上の否認権との比較から」法学セミナー61巻8号(2016)20-25頁

・「判例評釈：自動車割賦販売における第三者所有権留保において，登録所有名義を有しない留保所有権者が別除権を行使することの可否［札幌地裁平成28.5.30判決］」法学教室435号(2016)64-70頁

●平成29年度

・「将来債権譲渡担保の効力」「将来債権の譲受人に対する譲渡制限の意思表示の対抗」「債権譲渡の承諾と債務者の抗弁」潮見佳男ほか編著『Before/After民法改正』(弘文堂、2017年)268-273頁。

・判例評釈：最高裁平成21年3月10日判決『民法判例百選Ⅰ総則・物権〔第8版〕(有斐閣、2018年)204-205頁

・判例評釈：最高裁昭和42年10月27日判決『民法判例百選Ⅱ債権〔第8版〕』(有斐閣、2018年)56-57頁

●平成30年度

・判例解説：潮見佳男ほか編『新・判例ハンドブック債権法Ⅰ』(日本評論社、2018年)145-151頁

・「抵当権に基づく賃料債権への物上代位」千葉恵美子ほか編『Law Practice民法Ⅰ【総則・物権編】〔第4版〕』(商事法務、2018年)302-309頁

●令和元年度

・「判例批評：第三債務者が差押債務者に対する弁済後に差押債権者に対してした更なる弁済は、差押債務者が破産手続開始の決定を受けた場合、破産法一六二条一項の規定による否認権行使の対象とならないとした事例［最高裁平成29.12.19判決］」判例時報，2395, 168-173

・「判例批評：土地の根抵当権者による真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求権の代位行使(東京地判平成29年12月22日)」私法判例リマークス，59, 26-29

・「判例批評：売主所有権留保と集合動産譲渡担保の優劣(最判平成30年12月7日)」金融判例研究，29, 37-40

・「譲渡担保(動産・不動産)」鎌田薫ほか編『新基本法コンメンタール 物権(別冊法学セミナーno. 262)』(日本評論社、2020年)349-356頁

●令和2年度

・判例評釈：最高裁平成 29 年 12 月 7 日判決『倒産判例百選〔第 6 版〕』(有斐閣、2021 年) 118-119 頁
・「譲渡制限特約(1) ── 債権法改正立法資料集成(7)」民商法雑誌，156, 5・6, 97-136

(2) 学会報告・講演等

●平成 29 年度
・学会報告「債権譲渡の効果 ── 二重譲渡の場合の優劣決定基準を中心に」(第 7 回東アジア民事法学国際シンポジウム、2017 年 12 月 16 日、京都大学法学研究科)
・報告「日本法における物権法定主義」(京都大学大学院法学研究科・マックスプランク比較私法・国際私法研究所 二国間交流事業国際ワークショップ、2018 年 1 月 30 日、京都大学法学研究科)

●平成 30 年度
・報告「Digitale Registerpublizität im Recht der Mobikiarsicherheiten -Diskussionen über die Registerpublizität der Abtretung in der Schuldrechtsreform」(RUB JAPAN SCIENCE DAYS 2018, Workshop［Shaping the Law for a Society 5.0］, 2018 年 7 月 6 日，Ruhr-Universität BOCHUM)

●令和元年度
・報告「Reform des Rechts der Forderungsabtretung」(Symposium “Schuldrechtsmodernisierung in Japan aus rechtsvergleichender Perspektive”, 2019 年 8 月 23 日，Max-Planck-Institut fuer auslaendisches und internationales Privatrecht)
・報告「生命保険契約に基づく権利の担保化」(民法からみる生命保険研究会、2019 年 9 月 27 日)

●令和 2 年度
・「詐害信託における法律関係の検討」(関西信託研究会、2020 年 8 月 1 日)

(3) 共同プロジェクトへの参加

(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)

●平成 28 年度
・科学研究費補助金・基盤研究(A)分担「財産権の現代化と財産法制の再編」(研究代表者：潮見佳男)
・JSPS 二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」(代表者：山本敬三・Baum Harald)

●平成 29 年度
・JSPS 二国間交流事業「法原則としての私的自治及び自己責任に関する日独比較法」(代表者：山本敬三・Baum Harald)
・科学研究費補助金・基盤研究(A)分担「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(代表者：潮見佳男)

●平成 30 年度
・科学研究費補助金・基盤研究(A)分担「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(代表者：潮見佳男)

●令和元年度
・科学研究費補助金・基盤研究(A)分担「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(代表者：潮見佳男)
・科学研究費補助金・基盤研究(B)分担「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」(代表者：山本敬三)

●令和 2 年度
・科学研究費補助金・基盤研究(A)分担「新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方」(代表者：潮見佳男)
・科学研究費補助金・基盤研究(B)分担「法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討」(代表者：山本敬三)

Ⅱ　教 育 活 動(令和元・2 年度)

Ⅱ－1　大学院

●令和元年度

(法政理論専攻)
・民法 3A/3B (前期 / 後期)：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習
・民法理論演習(後期)：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習
・民法研究 3A/3B (前期 / 後期)：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習

●令和 2 年度

(法政理論専攻)
・民法 3A/3B (前期 / 後期)：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習
・〔民法理論演習 RP〕(後期)：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習
・民法理論演習(後期)：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習
・民法研究 3A/3B (前期 / 後期)：研究者志望者向けの民法の基礎理論に関する演習
・ビジネス法務調査とプレゼンテーション(後期)：ビジネス法務において求められる調査とプレゼンテーションの基礎・応用について学ぶ
・法律基礎科目演習 A (通年)：事例問題を出題し、法文書を起案させて添削指導する
・財産法の基礎 1 (前期)：民法総則・物権の範囲につき基礎的・体系的理解を獲得させる。

Ⅱ－2　学部

●令和元年度

・家族と法（前期）：民法の親族法・相続法の内容を実際の事件等の具体例を通じて学ぶ。

・法学部基礎演習（後期）：民法の身近な判例を取り上げ、演習形式で議論した。

●令和２年度

・家族と法（前期）：民法の親族法・相続法の内容を実際の事件等の具体例を通じて学ぶ。

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・外国文献講読（法・英）I-E1/II-E1（前期 / 後期）：法学に関する英語文献を読み進め、読解に必要な知識等を解説した。

・家族と法（前期）：民法の親族法・相続法の内容を実際の事件等の具体例を通じて学ぶ。

●令和２年度

・家族と法（前期）：民法の親族法・相続法の内容を実際の事件等の具体例を通じて学ぶ。

・外国文献講読（法・英）II-E1（後期）：法学に関する英語文献を読み進め、読解に必要な知識等を解説した。

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

公益財団法人トラスト未来フォーラム 研究委員

●令和２年度

公益財団法人トラスト未来フォーラム 研究委員

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

日本私法学会 運営懇談会委員

●令和２年度

日本私法学会 運営懇談会委員（2020 年 9 月まで）

金融法学会 幹事（2020 年 10 月より）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

ここ数年は論文数が少なくなっていたが、令和３年度は集合動産譲渡担保に関する論文や学会シンポジウム用の論文である預金債権の担保化に関する論文を公表予定であり、動産・債権の担保化に関する従来の研究を一層進展させていきたいと考えている。また、本学法学会主催の学術講演会で取り上げた将来債権譲渡をめぐる理論的問題については、今後さらに検討を深めた上で、論文として公表したいと考えている。

アルバレス オルテガ ミゲル　ALVAREZ ORTEGA Miguel　特定准教授　法哲学

Ⅰ　研 究 活 動

Ⅰ－1　現在の研究テーマと最近の活動

私の現在の主な研究テーマは、仏教徒、特にチベット仏教徒による法・正義・統治の概念の哲学的な公共問題のアプローチに関するものです。これに関連して、国際的に影響力のあるチベットのラマ僧によるコロナ・ウイルス危機への対応についての本を完成させ、ドイツの Verlag 社から出版し、こころの未来研究センターの熊谷誠慈准教授と共に東南ヒマラヤをテーマにした叢書（*Traditional Neighbors, Different Modernities in the South-Eastern Himalayas*）を、オックスフォード大学出版会から出版する予定です。

さらに、チベットの学者であるケンポ・ツルトリム・ロドロの『法と政治の統一に関する分析』（རྒྱལ་གྱི་ཁྲིམས་ཀུན་ལས་ཁྱད་པར་བསྟན）の予備研究を含む校訂版を作成中です。ここでは、チベットの伝統的なモデルと西洋の神権政治 / 教会と国家の分離のモデルを比較しています。そのほか、星泉教授の『古典チベット語文法：『王 統明鏡史』（14 世紀）に基づいて』という英語版の準備作業にも大きな進展がありました。

Ⅰ－2　最近５年間（平成 28 年４月～令和３年３月）の研究成果

（1）公表された著作

①著書

なし

②論文

●令和元年度

・“When Fools Cannot Win: Social Determinism and Political Pragmatism in Bodong’s Reception of Sakya Legshe”, *Revue d’Etudes Tibétaines,* no. 52, 2019, pp. 200-233.

●令和 2 年度

・“Global Virus, International Lamas: Tibetan Religious Leaders in the Face of the COVID-19 Crisis”, in Kaesehage, N. (ed.), *Religious Fundamentalism in the Age of Pandemic,* Verlag, pp. 179-220.

・“Gracián y Morales, Baltasar”, in: Sellers M., Kirste, S. (eds), *Encyclopedia of the Philosophy of Law and Social Philosophy.* Springer, Dordrecht. https://doi.org/10.1007/978-94-007-6730-0_854-1

③その他

なし

(2) 学会報告・講演等

●令和元年度

・“Feudal Tyranny and Democratic Shangri-la: Sikkim’s and Bhutan’s Contemporary Public Narratives on Medieval and Pre-Modern Law”, Bhutan & Sikkim Panel: IATS, INALCO, Paris, 2019 年 7 月 8 日

●令和 2 年度

・“Nītiśāstra Literature: Socio-political Relevance in the Himalayas”, 2nd International Workshop on Himalayan Law, Politics and Buddhist Ethics (University of Vienna, held online), 2021 年 1 月 18 日

・『現代仏教思想における人権』，法理学研究会 5 月例会，2021 年 5 月 21 日

(3) 共同プロジェクトへの参加

（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

●令和元年度

・チベット・ヒマラヤ地域の法と仏教哲学との関係性（チベット・ヒマラヤ法学の確立）日本学術振興会・科学研究費助成事業 挑戦的研究（萌芽）2019 年 6 月 -2022 年 3 月（研究分担者）

●令和 2 年度

・Buddhism and Law in South-Eastern Himalaya: An analysis of the conceptions of law, fairness, and legitimacy in medieval and pre-modern Bhutan, Sikkim, and related areas

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　大学院

なし

Ⅱ－2　学部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

●令和元年度

・ILAS Seminar-E2:Religion and Law（宗教と法）（全学共通科目・後期）
神権政治から世俗的なシステムまで、法、政治、宗教の関係のモデルを概観する。

・Jurisprudence-E2（全学共通科目・前期）
法の概念、法と社会など、法理論の主要なトピックや学説の紹介

・Theories of Justice and Human Rights-E2（全学共通科目・前期）
古代ギリシャから人権まで、正義の哲学的概念の歴史的分析

・Theories of Justice and Human Rights-E2（全学共通科目・後期）
古代ギリシャから人権まで、正義の哲学的概念の歴史的分析

●令和 2 年度

・ILAS Seminar-E2: Religion and Law（宗教と法）（全学共通科目・前期）
神権政治から世俗的なシステムまで、法、政治、宗教の関係のモデルを概観する。

・Jurisprudence-E2（全学共通科目・後期）
法の概念、法と社会など、法理論の主要なトピックや学説の紹介

・Theories of Justice and Human Rights-E2（全学共通科目・前期）
古代ギリシャから人権まで、正義の哲学的概念の歴史的分析

・Theories of Justice and Human Rights-E2（全学共通科目・後期）
古代ギリシャから人権まで、正義の哲学的概念の歴史的分析

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

Ⅲ－2　各種学外委員

●令和元年度

Ius et Scientia, from 2017（編集委員）

The Age of Human Rights Journal, from 2015（査読委員）

Revista Jurídica de la Universidad Autónoma de Madrid, from 2013（査読委員）
Cuadernos de CANELA, from 2018（査読委員）

●令和 2 年度

Ius et Scientia, from 2017（編集委員）
The Age of Human Rights Journal, from 2015（査読委員）
Revista Jurídica de la Universidad Autónoma de Madrid, from 2013（査読委員）
Cuadernos de CANELA, from 2018（査読委員）

Ⅲ－3　所属学会及び学会役員等

●令和元年度

International Association of Tibetan Studies (2019-Present)
CANELA 日本・スペイン・ラテンアメリカ学会（2016-Present）
International Association of Buddhist Studies (2016-Present)

●令和 2 年度

International Association of Tibetan Studies (2019-Present)
CANELA 日本・スペイン・ラテンアメリカ学会（2016-Present）
International Association of Buddhist Studies (2016-Present)
日本法哲学会（Sep, 2020-Present）

Ⅲ－4　受賞の状況

なし

Ⅳ　今後の研究計画と展望

来年は、チベット仏教の法、正義、統治の概念に関する現在の研究の方向性を継続し、ケンポ・ツルトリム・ロドロに関する現在のモノグラフを完成させ、古典的な「Nītiśāstra」文学の研究を深めるつもりです。また、科研費プロジェクトとして、国際的な衛生状態が改善し、ブータンとシッキムでフィールド調査を行うことができるようになることを願っています。

2)特別教授の自己点検・評価

※本章では、令和3年3月31日現在在職の法学研究科の特別教授から下記項目について提出された原稿を、形式面での調整以外は行わず、各々五十音順で掲載している。

自己点検・評価フォーマット

Ⅰ　本務(現在の本務、例：弁護士(京都弁護士会所属))
Ⅱ　教育活動(令和元、2年度)
　Ⅱ―1　大学院
　Ⅱ―2　学部
　Ⅱ―3　他学部・大学院、全学共通科目
Ⅲ　研究・学外活動
　Ⅲ―1　研究活動
　　(1)公表された著作
　　(2)学会報告・講演等
　　(3)共同プロジェクトへの参加(国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等)
　Ⅲ―2　学外活動
　　(1)他大学非常勤講師・兼任教授等
　　(2)各種学外委員
　　(3)所属学会および学会役員等
　　(4)その他の活動

目　次

一原　友彦……294
久禮　博一……294
国分　貴之……295
小林　章博……296
赫　　高規……297
平尾　嘉晃……298

一原　友彦　ICHIHARA Tomohiko　特別教授　民事裁判実務

Ⅰ　本　務

判事（大阪地方裁判所）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　法科大学院

●令和元年度

なし

●令和2年度

・民事模擬裁判（後期）：現実の事件を題材にした模擬記録を素材として、訴状の作成から判決書の起案まで、書面の作成や争点整理手続、交互尋問を含めて民事第一審手続を実演し、民事訴訟手続のより実践的な理解を獲得させることを目的とする講義を行った。（演習形式）

・民事裁判演習③（後期）：現実の事件を題材にした模擬記録を素材として、訴えの提起から判決までの民事第一審手続の各段階において民事訴訟手続上の諸問題を演習形式で検討するとともに、交互尋問を実演して、民事訴訟手続の理解を確実なものとすることを目的とした講義をした。（演習形式）

・民事訴訟実務の基礎③（前期）：民事訴訟実務において重要な要件事実及び事実認定について基礎的な知識や技能を修得させることを目的とする講義をした。（双方向形式）

Ⅱ－2　学部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

なし

久禮　博一　KURE Hirokazu　特別教授　刑事裁判実務

Ⅰ　本　務

裁判官（大阪地方裁判所）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　法科大学院

●令和元年度

・刑事模擬裁判（後期）
刑事裁判の過程における主要な局面について、学生が訴訟関係人（裁判官、検察官、弁護人）の役割を分担して訴訟活動を検討、実践する。

・刑事裁判演習（後期）
裁判所の訴訟運営や当事者の主張・立証活動がどのように行われるべきかについて、記録教材等を基に、手続の流れに沿って具体的に検討する。

・刑事訴訟実務の基礎（前期）
刑事訴訟に携わるに際して必要となる実務的な知識と、既に学習した刑事実体法・刑事手続法に関する理論的知識の実務への応用力を習得させる。

●令和2年度

・刑事模擬裁判②（後期）
刑事裁判の過程における主要な局面について、学生が訴訟関係人（裁判官、検察官、弁護人）の役割を分担して訴訟活動を検討、実践する。

・刑事裁判演習②（後期）
裁判所の訴訟運営や当事者の主張・立証活動がどのように行われるべきかについて、記録教材等を基に、手続の流れに沿って具体的に検討する。

・刑事訴訟実務の基礎①（前期）
刑事訴訟に携わるに際して必要となる実務的な知識と、既に学習した刑事実体法・刑事手続法に関する理論的知識の実務への応用力を習得させる。

Ⅱ－2　学部
なし
Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目
なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　研究活動
(1) 公表された著作
なし
(2) 学会報告・講演等
●令和元年度
・最高裁時の判例　刑事 曲線での速度超過により列車が脱線転覆し多数の乗客が死傷した鉄道事故について、鉄道会社の歴代社長らに業務上過失致死傷罪が成立しないとされた事例（平成29.6.12決定）（ジュリスト）
・最高裁刑事破棄判決等の実情：平成二九年度（判例時報）
・最高裁時の判例　刑事 被告人を殺人及び窃盗の犯人と認めて有罪とした第1審判決に事実誤認があるとした原判決に、刑訴法382条の解釈適用を誤った違法があるとされた事例（平成30.7.13判決）（ジュリスト）
●令和2年度
なし
(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
なし
Ⅲ－2　学外活動
なし

国分　貴之　KOKUBUN Takashi　特別教授　裁判実務

Ⅰ　本　務

判事（大阪地方裁判所）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　法科大学院
●令和元年度
・医療訴訟の現状と課題（後期）
：医療訴訟の実体上・訴訟上の問題点を概説した上で、記録教材を基に主張整理・事実認定等の演習を行った。
●令和2年度
・医療訴訟の現状と課題（後期）：令和元年度同様
Ⅱ－2　学部
なし
Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目
なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　研究活動
(1) 公表された著作
なし
(2) 学会報告・講演等
●令和元年度
なし
●令和2年度
・大阪地裁における医事調停事件の実情と課題（日本民事訴訟法学会関西支部研究会）
(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）
なし
Ⅲ－2　学外活動
なし

小林　章博　KOBAYASHI Akihiro　特別教授　弁護士実務

Ⅰ　本　務

弁護士（京都弁護士会）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2年度）

Ⅱ－1　法科大学院

●令和元年度

・債権回収事例演習（後期）

：具体的事例をもとにして、適法かつ有効な「債権回収」を実現するために必要となる民法、商法、会社法等の実体法、破産法・民事再生法・会社更生法等の倒産法、民事執行法、民事保全法等の手続法の実践的理解が深められるよう指導している。

・民事弁護実務演習（前期）

：民事弁護士の実務において日常的に関与する具体的な事案を素材に弁護士としての事実の見方、法律構成の仕方、よりよい実務書面の作成などを指導する。

●令和2年度

・債権回収事例演習（後期）：令和元年度同様

・民事弁護実務演習④（前期）：令和元年度同様

・民事弁護実務演習⑩（前期）：令和元年度同様

Ⅱ－2　学部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2年度）

Ⅲ－1　研究活動

(1) 公表された著作

①著書

●令和元年度

知らないと大変！民法改正 Q&A（暮らしとおかね）（共著、ビジネス教育出版社、2019年9月）

●令和2年度

・内部通報制度の理論と実務（共著、商事法務、2021年1月）

・LawL ゆいの会社法入門 増補版（単著、第一法規、2020年7月）

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅲ－2　学外活動

(1) 他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

(2) 各種学外委員

●令和元年度

京都弁護士会 業務推進委員会委員

京都司法書士会 紛議調停委員会委員

●令和2年度

京都弁護士会 業務推進委員会委員

京都司法書士会 紛議調停委員会委員

(3) 所属学会及び学会役員等

なし

(4) その他の活動

なし

赫　高規　TERASHI Koki　特別教授　弁護士実務

Ⅰ　本　務

弁護士（大阪弁護士会）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・2 年度）

Ⅱ－1　法科大学院

●令和元年度

・弁護士実務の基礎（後期）：弁護士の日常業務につき、事例を素材として演習形式で行う。

・民事弁護実務演習（前期）

：弁護士が日常扱うことが多いと思われる 13 の分野を取り上げ、学生に、訴状等の典型的な書類を起案させて、添削により実務的な書類の作成能力の向上を目指すとともに、実務の中で法理論がどのように生きているかを教えている。

・法曹倫理（後期）

：弁護士倫理の部分（主に、事例問題を題材に受講生に報告をさせたうえ教員から実務の動向に配慮した解説を行っている。）

●令和 2 年度

・弁護士実務の基礎②（後期）：令和元年度同様

・民事弁護実務演習③（前期）：令和元年度同様

・法曹倫理①（後期）：令和元年度同様

Ⅱ－2　学部

なし

Ⅱ－3　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・2 年度）

Ⅲ－1　研究活動

(1) 公表された著作

①著書

●令和元年度

なし

●令和 2 年度

・改正債権法コンメンタール（松岡久和ほか編、法律文化社、2020 年）

②論文

●令和元年度

・「強制執行手続における配当留保供託後支払委託前の債務者の破産と破産法 42 条 2 項本文適用の有無」金融法務事情 2121 号（金融判例研究 29 号）44 頁（2019 年）

●令和 2 年度

・「詐害行為取消後の法律関係における相殺とその制限」関西法律特許事務所開設 五十五周年記念論文集『民事特別法の諸問題 第六巻』845 頁（第一法規、2020 年）

(2) 学会報告・講演等

なし

(3) 共同プロジェクトへの参加（国内研究プロジェクト、国際学会、研究集会等）

なし

Ⅲ－2　学外活動

(1) 他大学非常勤講師・兼任教授等

●令和元年度

大阪市立大学法科大学院 非常勤講師

●令和 2 年度

大阪市立大学法科大学院 非常勤講師

(2) 各種学外委員

●令和元年度

・大阪弁護士会 民法改正問題特別委員会 副委員長

・株式会社高速（東証一部上場）代表取締役会長

・株式会社スーパーツール（東証 JASDAQ）社外取締役

●令和 2 年度

・株式会社高速（東証一部上場）代表取締役会長

・株式会社スーパーツール（東証 JASDAQ）社外取締役

(3) 所属学会及び学会役員等

●令和元年度

・日本私法学会

・日本民事訴訟法学会

●令和２年度

・日本私法学会

・日本民事訴訟法学会

(4) その他の活動

なし

平尾　嘉晃　HIRAO Yoshiaki　特別教授　弁護士実務

Ⅰ　本　務

弁護士（京都弁護士会）

Ⅱ　教 育 活 動（令和元・２年度）

Ⅱ－１　法科大学院

●令和元年度

前期は民事弁護実務の演習講座、後期は弁護士実務の基礎講座（刑事も含む）

●令和２年度

前期は民事弁護実務の演習講座、後期は弁護士実務の基礎講座（刑事も含む）

Ⅱ－２　学部

なし

Ⅱ－３　他学部・大学院、全学共通科目

なし

Ⅲ　学 外 活 動（令和元・２年度）

Ⅲ－１　研究活動

なし

Ⅲ－２　学外活動

(1) 他大学非常勤講師・兼任教授等

なし

(2) 各種学外委員

●令和元年度

消費者契約法第３次改正にかかる消費者庁の検討会委員

●令和２年度

消費者契約法第３次改正にかかる消費者庁の検討会委員

(3) 所属学会及び学会役員等

なし

(4) その他の活動

なし

13　講師・助教・特定助教・日本学術振興会特別研究員

1）講師

平成 31 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 2 年間に在職した講師の氏名、採用年月日および研究テーマは以下の通りである。

辻井　　綾　（平成 17 年 4 月 1 日採用）「東アジアの比較政治経済」
安永　祐司　（平成 31 年 4 月 1 日特定助教より昇任）「裁判手続を通じた法の実現に関する考察」
宇治　梓紗　（令和元年 6 月 1 日特定助教より昇任）「グローバル環境ガバナンスにおける政治的ダイナミズム」

2）助教・特定助教

平成 31 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 2 年間に在職した助教・特定助教の氏名、採用年月日、所属する講座の教員および研究テーマは以下の通りである。

奥　　忠憲　（平成 29 年 4 月 1 日採用、曽我部教授）「公務労使関係法の憲法学的研究―日仏比較を中心として」
木原　彩夏　（平成 29 年 4 月 1 日採用、洲崎教授）「合併対価が不公正である場合及び合併に合併承認決議の瑕疵以外の法令定款違反がある場合の株主の救済」
佐藤　　遼　（平成 29 年 4 月 1 日採用、近藤准教授）「法律関係論における権能」
崔　　佳榮　（平成 29 年 4 月 1 日採用、新川教授、近藤教授）「家族主義福祉レジームにおける保育政策をめぐる政治過程」
中村　瑞穂　（平成 29 年 4 月 1 日採用、山本（敬）教授）「挫折した契約の清算と原状回復の不能」
楊　　名豪　（平成 29 年 4 月 1 日採用、淺田教授）「地域的漁業管理機関の非加盟国の法的地位について」
稲谷　信行　（平成 30 年 4 月 1 日採用、村中教授）「労働法における管理職労働者の法的責任の在り方に関する研究」
上條　諒貴　（平成 30 年 4 月 1 日採用、建林教授）「議員内閣制の動的モデル」
鈴木　崇弘　（平成 30 年 4 月 1 日採用、髙木教授）「行政組織上の契約及び委託契約の構造化」
住永　佳奈　（平成 30 年 4 月 1 日採用、岡村教授）「財産の移転における所得課税」
仲　　卓真　（平成 30 年 4 月 1 日採用、洲崎教授）「事前の事業承継対策のための会社法上の手段のあり方についての検討（1）―相続人等に対する株式の売渡請求制度についての検討―」
西村　真彦　（平成 30 年 4 月 1 日採用、中西（寛）教授）「重光訪米と日米安全保障体制」
伊藤　　健　（平成 31 年 4 月 1 日採用、土井教授）「違憲審査基準の適用方法に関する検討―合理性の基準と合憲性推定を中心に―」
宇治　梓紗　（平成 31 年 4 月 1 日採用、鈴木（基）教授）「気候変動政策における国家間の相互作用に関する実証研究」
佐藤　史帆　（平成 31 年 4 月 1 日採用、山本（敬）教授）「継続的契約の解消法理」
鄭　　燦玉　（平成 31 年 4 月 1 日採用、洲崎教授）「保険者の情報提供義務に関する規律の総合的検討―保険取引一般における助言義務、投資性保険商品等に特有の情報提供義務等の具体的規律―」
高岡　大輔　（平成 31 年 4 月 1 日採用、橋本教授）「不法行為法における所有権の権利内容と保護の構造」
髙田陽奈子　（平成 31 年 4 月 1 日採用、濵本教授）「国際法システムと国内法システムの接合点としての第四審法理（fourth instance formula/ doctrine）に関する研究―人権条約機関および国内裁判所の実行を題材に―」
張　　帆　（平成 31 年 4 月 1 日採用、中西（寛）教授）「戦後国際政治思想としての日本的現実主義の成熟：日中国交正常化から冷戦の終焉まで（1972-1989）」

村尾　太久　（平成 31 年 4 月 1 日採用、服部教授）「20 世紀初頭のフランスにおける一般法理論と法学方法論」

石間　英雄　（令和 2 年 4 月 1 日採用、建林教授）「政治制度を横断する政党組織に関する比較研究」

大泉　陽輔　（令和 2 年 4 月 1 日採用、伊藤教授）「戦前期日本の児童虐待問題をめぐる法空間―親権・子どもの権利・専門知」

蔡　　雯嫻　（令和 2 年 4 月 1 日採用、潮見教授）「債権譲渡競合時の優劣基準に関する比較法的考察」

杉木　志帆　（令和 2 年 4 月 1 日採用、濵本教授）「人権条約の適用法理からみた条約に基づく秩序形成の新展開」

杉本　拓海　（令和 2 年 4 月 1 日採用、髙山教授）「子に対する措置とその可罰性について」

高橋　秀明　（令和 2 年 4 月 1 日採用、服部教授）「法的推論と訴訟手続」

David ADEBAHR　（令和 2 年 4 月 1 日採用、中西（寛）教授）「Japan’s changing foreign policy in the Asia-Pacific:Neoclassical Realism,the Foreign Policy Excecutive,and the transformation of the U.S.-Japan security strategy in the 21st century」

沼本　祐太　（令和 2 年 4 月 1 日採用、毛利教授）「分担管理原則の研究」

3）日本学術振興会特別研究員

平成 31 年 4 月から令和 3 年 3 月までの 2 年間に在職した日本学術振興会特別研究員の氏名、採用年度、指導教員および研究テーマは以下の通りである。

阿部　紀恵　（平成 29・30・令和元年度、濵本教授）「一般国際法規則の認定による国際法体系への実質的価値の組み入れ」

大泉　陽輔　（平成 29・30・令和元年度、伊藤教授）「明治期における特許法制の形成と展開―技術後進国の発明保護法制と産業発展」

松本　和洋　（平成 29・30・令和元年度、佐々木教授）「コモン・ロー法格言集におけるローマ法格言の利用と影響について」

石間　英雄　（平成 30・令和元年度、建林教授）「政治的決定の多元性と政党組織：ウェストミンスターモデル再考」

井関　竜也　（平成 30・令和元・2 年度、建林教授）「司法積極主義の比較政治学的研究―イタリア憲法裁判所を手掛かりに―」

中岡　　淳　（平成 30・令和元年度、土井教授）「同性婚の憲法的保護の論拠とその解釈枠組みに関する比較法的研究」

沼本　祐太　（平成 30・令和元年度、毛利教授）「官僚制の憲法学的研究」

藤山　一樹　（平成 30・令和元・2 年度、中西（寛）教授）「大恐慌期の経済と外交――英米金融対立とヨーロッパ国際秩序の破綻、1931-35 年」

生田　裕也　（令和元・2・3 年度、毛利教授）「権力分立論と議院内閣制論の接合に関する研究」

池田　　峻　（令和元・2 年度、曽我教授）「諮問機関の比較政治制度分析：審議会と連邦諮問委員会の比較研究」

石原佳代子　（令和元・2 年度、毛利教授）「二院制の下での上院の権限及び組織のあり方に関する考察」

篠本　　創　（令和元・2・3 年度、中西（寛）教授）「米国の湾岸地域に対するオフショア・バランシング：1969 年-1979 年」

松山　沙織　（令和元・2・3 年度、淺田教授・酒井教授）「武力紛争法適用範囲の再検討―事実主義の意義と限界―」

楊　　秋野　（令和元・2 年度、髙山教授）「リスク社会における過失不作為犯の成立要件」

横濱　和弥　（令和元年度、髙山教授）「国際刑事裁判所規程における幇助犯の研究」

竹中　勇貴　（令和 2・3 年度、曽我教授）「二元代表制における知事の立法戦略」

本庄　　萌　（令和 2 年度、服部教授）「日・米・欧における動物法：基礎理論と運用に関する考察」

村角　愛佳　（令和 2・3・4 年度、淺田教授・酒井教授）「同意に基づく武力行使における同意の有効性」

安田　泉穂　（令和 2・3 年度、建林教授）「現代日本の政策決定過程における利益団体政治の研究」

來田真依子　（令和 2・3・4 年度、酒井教授）「現代海洋法秩序における寄港国の役割と機能」

李　　中雨　（令和 2・3 年度、濵本教授）「国際海運法分野における海洋環境保護のための法形成―非国家主体の役割に着目して」

14　資　料

図表番号	図表の内容	頁数
表 1	法学研究科の組織	304
図 2-1	法学研究科の教育課程	304
表 2-1	法学研究科修士課程入学・博士後期課程入学（進学及び編入学）状況（外国人特別選抜は除く）	304
表 2-2	法学研究科修士課程・博士後期課程 外国人特別選抜入学状況	305
表 2-3	法政理論専攻授業科目等一覧（令和 2 年度）	306
表 2-4	修士・博士学位授与状況	308
表 2-5	法学研究科　日本学生支援機構奨学生数	308
表 2-6	法学研究科　大学院授業料免除出願者数及び免除者数	308
表 2-7	法政理論専攻修士課程進路状況	308
表 2-8	法政理論専攻博士後期課程修了者・研究指導認定退学者の進路状況	309
表 2-9	法学研究科における科目等履修生・聴講生・研究生の募集状況	309
表 2-10	法曹養成専攻入学者選抜実施状況	309
表 2-11	法曹養成専攻授業科目等一覧（令和 2 年度）	310
表 2-12	法曹養成専攻修了者の進路状況	313
表 2-13	法学部入学者選抜の実施教科・科目等	313
表 2-14	法学部学生定員の充足と志願状況	314
表 2-15	外国学校出身者特別選考	315
表 2-16	外国学校出身者特別選考の実施状況	315
表 2-17	法学部における科目等履修生及び聴講生募集状況	315
表 2-18	法学部への転入、法学部からの転出の状況	316
表 2-19	第 3 年次編入学試験の状況	316
表 2-20	全学共通科目開講表（令和 2 年度　法学部提供分）	316
図 2-2	法学部コースツリー	317
表 2-21	法学部授業科目一覧（令和 2 年度）	318
表 2-22	法学部学生の学年別在学状況	320
表 2-23	法学部卒業者数及び大学院進学・就職状況	320
表 2-24	法学部　日本学生支援機構奨学生数	320
表 2-25	法学部　授業料免除出願者数・免除者数	320
図 3	法学論叢	320
表 4-1	教員定数の充足状況	321
表 4-2	教授・准教授就任状況	321
表 4-3	助教・特定助教採用一覧	321
表 4-4	法学研究科・法学部における非常勤講師の採用数	321
表 4-5	専任教員の出身大学及び大学院	321
表 4-6	研究者教員の出身大学及び大学院	322
表 4-7	専任教員の年齢構成	322
表 4-8	TA（ティーチング・アシスタント）採用数	322
表 4-9	RA（リサーチ･アシスタント）採用数	322
図 5	管理運営組織図	322
表 5-1	法学研究科委員会委員名簿	323
表 5-2	各種委員会委員名簿（全学委員会等）	325
表 6-1	国立大学法人事業費（法学研究科・法学部）	326
表 6-2	外部資金の種類と受入	327
表 6-3	奨学寄附金	328
表 6-4	科学研究費補助金	329

図表番号	図表の内容	頁数
表 6-5	研究拠点形成費等補助金、国立大学改革強化推進補助金、 研究大学強化促進費補助金	332
表 6-6	総長裁量経費	332
表 6-7	法学部学術交流基金	332
表 6-8	京都大学法学部百周年記念基金	332
表 7-1	施設設備の現況	333
表 7-2	法学部基準面積	333
表 7-3	法学研究科研究室・事務室等現状	333
表 7-4	蔵書統計	333
表 7-5	受入雑誌種類数	333
表 7-6	法学研究科図書経費予算・決算書	334
表 7-7	図書室利用統計	334
表 7-8	閲覧利用統計（月別、図書・雑誌別）	334
表 9-1	部局間学術交流協定締結状況	335
表 9-2	教員の海外渡航状況一覧（私事渡航を除く）	335
表 9-3	教員の海外渡航先一覧（私事渡航を除く）	335
表 9-4	招へい外国人学者等の受入状況	336
表 9-5	法学部・法学研究科学生留学先一覧	336
表 9-6	法学部・法学研究科外国人留学生数	336
表 9-7	法学部・法学研究科外国人留学生入学試験実施状況	337
表 9-8	法学部・法学研究科外国人留学生国別一覧表	337
表 9-9	留学生の宿舎状況	338
表 9-10	チューター採用数	339
図 10-1	法学部・法学研究科概要	339
図 10-2	法科大学院リーフレット	339
図 10-3	FACULTY OF LAW 京都大学法学部	339
図 10-4	法学研究科・法学部ホームページ	339
図 11	京都大学有信会ホームページ	339

表 1　法学研究科の組織（平成 18 年度から）

専　攻　名	講　座　名	専　攻　分　野
法政理論専攻	法史学	日本法史、西洋法史、ローマ法、東洋法史
	法理論	法理学、法社会学
	外国法	英米法、中国法、ドイツ法、フランス法
	公法	憲法、行政法、租税法
	国際関係法	国際法、国際機構、国際私法、国際取引法
	民事法	民法、民事手続法、倒産処理法、裁判法務
	企業関係法	商法、企業法務、経済法、知的財産法
	社会法	労働法、社会保障法
	刑事法	刑法、刑事訴訟法、刑事法政策、刑事学
	政治史	政治思想史、政治史、日本政治外交史
	政治行政分析	政治学、国際政治学、比較政治学、行政学
	公共政策	国際政治経済分析、地域政治、政治過程論、公共政策
法曹養成専攻	法理論系	
	公法系	
	民事法系	
	刑事法系	
	法実務系	
	法臨床講座（協力講座）	

図 2-1　法学研究科の教育課程

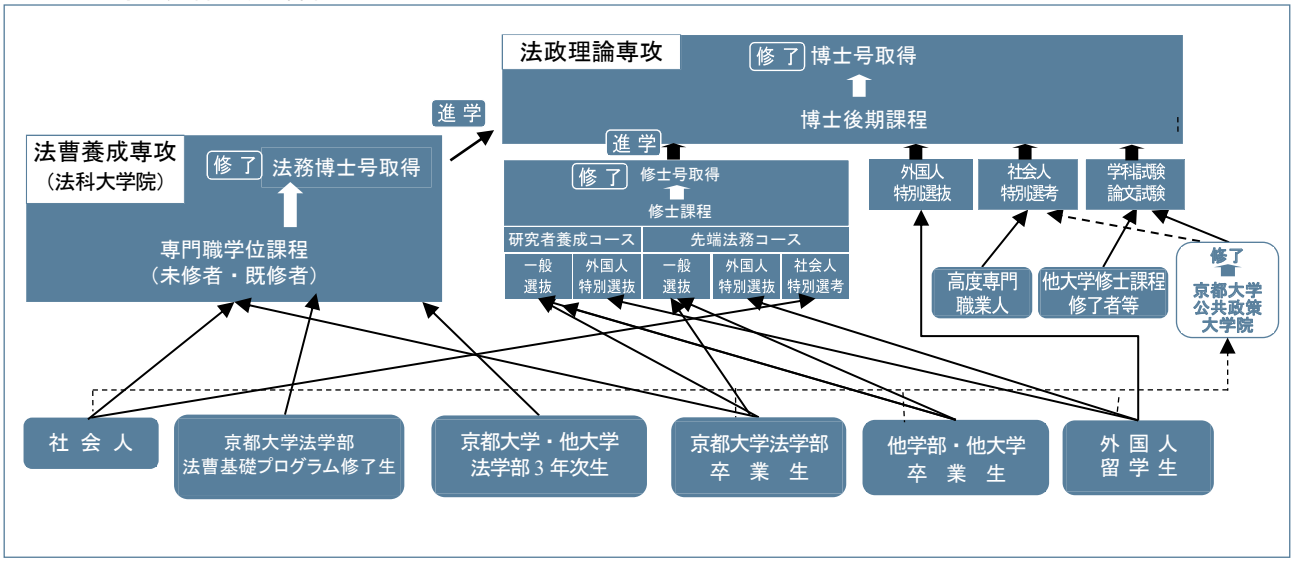

表 2-1　法学研究科修士課程入学・博士後期課程入学（進学及び編入学）状況（外国人特別選抜は除く）

（1）修士課程

【研究者養成コース】

入学年度	募集人員	志願者数			合格者数	入学者数							本学以外の出身大学
		本学	他大学	合計		本学	他大学	合計	基礎法学	公法	民刑事法	政治学	
平成 29 年度	15	5	33	38	4	1	3	4	0	1	0	3	九州大学、同志社大学、早稲田大学
平成 30 年度	15	3	17	20	4	2	2	4	1	1	0	2	金沢大学、一橋大学
令和元年度	15	5	31	36	4	2	2	4	0	1	0	3	上智大学、同志社大学
令和 2 年度	15	7	12	19	5	4	1	5	0	2	0	3	大阪大学
令和 3 年度	15	4	23	27	5	4	1	5	0	2	0	3	上智大学

【先端法務コース】

入学年度	募集人員	志願者数			合格者数	入学者数							本学以外の出身大学
		本学	他大学	合計		本学	他大学	合計	基礎法学	公法	民刑事法	政治学	
平成 29 年度	6	3	6	9	3	1	2	3	0	2	1	0	名古屋大学、大阪大学
平成 30 年度	6	0	4	4	1	0	1	1	0	1	0	0	近畿大学
令和元年度	6	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和 2 年度	6	0	6	6	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和 3 年度	6	0	10	10	2	0	2	2	0	0	2	0	神戸大学、関西大学

(2) 博士後期課程

入学年度	募集人員	志願者数				入学者数					他大学院からの編入学者の出身大学院
		本学	他大学院	合計	合格者数	合計	基礎法学	公法	民刑事法	政治学	
平成 29 年度	24	15	20	35	15	15	1	9	3	2	早稲田大学、筑波大学、法政大学
		(2)	(20)	(22)	(4)	(4)	(0)	(2)	(1)	(1)	
平成 30 年度	24	19	22	41	20	19	2	3	8	6	東京大学
		(1)	(22)	(23)	(3)	(3)	(0)	(1)	(1)	(1)	
令和元年度	24	15	14	29	17	16	0	6	5	5	大阪大学、千葉大学、東北大学
		(2)	(14)	(16)	(5)	(4)	(0)	(2)	(2)	(0)	
令和 2 年度	24	12	18	30	15	15	1	5	4	5	慶應義塾大学、防衛大学校、テンプル大学、ロンドン大学
		(0)	(18)	(18)	(4)	(4)	(0)	(1)	(2)	(1)	
令和 3 年度	24	11	17	28	14	13	1	3	6	3	一橋大学、国際経営開発研究所（IMD）南山大学（学部）
		(3)	(17)	(20)	(6)	(6)	(0)	(2)	(3)	(1)	

（　）内の数字は編入学で内数を示す。

表 2-2　法学研究科修士課程・博士後期課程 外国人特別選抜入学状況

（1）修士課程

【研究者養成コース】

入学年度	志願者数	合格者数	入学者数	内訳		
				国名	国費	私費
平成 29	22	10	9	中国 韓国 ウルグアイ	1 1	7
平成 30	20	11	10	中国 韓国 台湾	1	7 1 1
令和元	20	9	9	中国 台湾		8 1
令和 2	26	11	11	中国 台湾 フランス スペイン トルコ	 1 1 1	7 1
令和 3	31	16	16	中国 韓国 台湾 香港	1	12 2 1

【先端法務コース】

入学年度	志願者数	合格者数	入学者数	内訳		
				国名	国費	私費
平成 29	3	0	0			
平成 30	3	2	2	中国		2
令和元	2	1	0			
令和 2	3	0	0			
令和 3	7	1	1	中国		1

(2) 博士後期課程

入学年度	志願者数	合格者数	入学者数	内訳		
				国名	国費	私費
平成 29	3	2	2	中国 台湾		1 1
平成 30	4	3	2	中国 台湾		1 1
令和元	2	2	2	中国 台湾		1 1
令和 2	5	3	3	中国 台湾	1	1 1
令和 3	8	5	5	中国	4	1

表 2-3　法政理論専攻授業科目等一覧（令和 2 年度）修士課程

専門研究分野	授業科目	担当教員	毎週時間数 前期	後期	通年	単位	備考
基礎法学	日本法史A	伊藤教授 髙谷准教授	2			2	
	日本法史B	伊藤教授 髙谷准教授		2		2	
	西洋法史	佐藤准教授			2	4	
	ローマ法A	佐々木教授	2			2	
	ローマ法B	佐々木教授		2		2	
	東洋法史	鈴木（秀）教授			2	4	
	法哲学	近藤（圭）准教授			2	4	隔年開講
	法思想史						隔年開講（2 年度開講せず）
	法社会学	船越教授			2	4	
	英米法	木南教授			2	4	
	ドイツ法A	服部教授	2			2	
	ドイツ法B	服部教授		2		2	
	フランス法A	横山教授	2			2	
	フランス法B	横山教授		2		2	
	中国法						開講せず
公法	憲法1A	土井教授 音無准教授	2			2	
	憲法1B	土井教授 音無准教授		2		2	
	憲法2A	毛利教授	2			2	
	憲法2B	毛利教授		2		2	
	憲法3A	曽我部教授	2			2	
	憲法3B	曽我部教授		2		2	法曹養成専攻との共通科目
	行政法1A	仲野教授 須田准教授	2			2	
	行政法1B	仲野教授 須田准教授		2		2	
	行政法2A	原田教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	行政法2B	原田教授		2		2	
	行政法3A						開講せず
	行政法3B						開講せず
	租税法A	岡村教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	租税法B	岡村教授		2		2	
	国際法1	酒井教授			2	4	
	国際法2	淺田教授			2	4	
	国際機構法	濱本教授			2	4	
民刑事法	民法1A	潮見教授 長野准教授	2			2	
	民法1B	潮見教授 長野准教授		2		2	
	民法2A	山本（敬）教授 木村教授	2			2	
	民法2B	山本（敬）教授 木村教授		2		2	
	民法3A	橋本教授 和田准教授	2			2	
	民法3B	橋本教授 和田准教授		2		2	法曹養成専攻との共通科目
	民法4A	吉政教授 西内准教授	2			2	
	民法4B	吉政教授 西内准教授		2		2	
	民法5A						開講せず
	民法5B						開講せず
	商法1A	洲崎教授 山下教授	2			2	
	商法1B						開講せず
	商法2A	北村教授 髙橋准教授	2			2	
	商法2B	北村教授 髙橋准教授		2		2	
	商法3A	齊藤教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	商法3B	齊藤教授 山下教授		2		2	
	企業法A	白井教授	2			2	
	企業法B	白井教授		2		2	
	経済法A	和久井教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	経済法B	和久井教授		2		2	
	知的財産法A	愛知教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	知的財産法B						開講せず
	労働法A	村中教授 島田（裕）准教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	労働法B	村中教授 島田（裕）准教授		2		2	
	社会保障法	稲森教授			2	4	
	民事手続法1A	山本（克）教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	民事手続法1B	山本（克）教授		2		2	
	民事手続法2A	笠井教授	2			2	
	民事手続法2B	笠井教授		2		2	
	民事手続法3A	山田教授	2			2	
	民事手続法3B	山田教授		2		2	
	国際私法A	中西（康）教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	国際私法B						開講せず
	国際取引法A	西谷教授	2			2	
	国際取引法B	西谷教授		2		2	法曹養成専攻との共通科目
	刑法1	髙山教授			2	4	
	刑法2A	安田教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	刑法2B	安田教授		2		2	
	刑事手続法A	堀江教授	2			2	法曹養成専攻との共通科目
	刑事手続法B	堀江教授		2		2	
	刑事学	稲谷教授			2	4	
	刑事法政策	塩見教授			2	4	
政治学	政治学	建林教授			2	4	
	政治思想史	森川教授			2	4	
	政治史	唐渡教授			2	4	
	日本政治外交史	奈良岡教授			2	4	
	国際政治学	中西（寛）教授			2	4	
	国際政治経済分析	鈴木（基）教授			2	4	
	比較政治学	島田（幸）教授			2	4	
	アメリカ政治	待鳥教授			2	4	
	政治過程論	近藤（正）教授			2	4	
	行政学	曽我教授			2	4	
	公共政策						開講せず
特別科目	English Presentation	ヒジノ教授	2			2	法曹養成専攻及び公共政策大学院との共通科目
	Professional Writing	マーフィー准教授	2			2	
	現代ヨーロッパ法	コツィオール准教授			2	4	
	国際政治学特殊講義	有馬客員教授	2			2	公共政策大学院との共通科目
	行政学特殊講義	武藤客員教授	2			2	公共政策大学院との共通科目

専門研究分野	授業科目	担当教員	毎週時間数 前期	後期	通年	単位	備考
先端法務	先端租税法1	岡村教授	2			2	
	先端民法1	橋本教授		2		2	
	先端商法2	洲崎教授		2		2	
	先端経済法2	川濱教授	2			2	
	先端知的財産法1	愛知教授		2		2	
	先端労働法2	島田（裕）准教授 村中教授	2			2	
	先端民事手続法2	笠井教授	2			2	
	先端国際私法1	中西（康）教授		2		2	
	先端国際企業法2						開講せず

博士後期課程

専門研究分野	授業科目	担当教員	毎週時間数 前期	後期	通年	単位	備考
基礎法学	日本法史研究A		2			2	
	日本法史研究B	伊藤教授 髙谷准教授		2		2	
	西洋法史研究	佐藤准教授			2	4	
	ローマ法研究A	佐々木教授	2			2	
	ローマ法研究B	佐々木教授		2		2	
	東洋法史研究	鈴木（秀）教授			2	4	
	法理学研究	近藤（圭）准教授			2	4	
	法社会学研究	船越教授			2	4	
	英米法研究	木南教授			2	4	
	ドイツ法研究A	服部教授	2			2	
	ドイツ法研究B	服部教授		2		2	
	フランス法研究	横山教授			2	4	
	中国法研究						開講せず
公法	憲法研究A	土井教授 音無准教授	2			2	
	憲法研究B	土井教授 音無准教授		2		2	
	国法学研究A	毛利教授	2			2	
	国法学研究B	毛利教授		2		2	
	立法学研究A	曽我部教授	2			2	
	立法学研究B	曽我部教授		2		2	
	行政法研究1A	仲野教授 須田准教授	2			2	
	行政法研究1B	仲野教授 須田准教授		2		2	
	行政法研究2A	原田教授	2			2	
	行政法研究2B	原田教授		2		2	
	行政法研究3A						開講せず
	行政法研究3B						開講せず
	租税法研究A	岡村教授	2			2	
	租税法研究B	岡村教授		2		2	
	国際法研究1	酒井教授			2	4	
	国際法研究2	淺田教授			2	4	
	国際機構法研究	濱本教授			2	4	
民刑事法	民法研究1A	潮見教授 長野准教授	2			2	
	民法研究1B	潮見教授 長野准教授		2		2	
	民法研究2A	山本（敬）教授 木村教授	2			2	
	民法研究2B	山本（敬）教授 木村教授		2		2	
	民法研究3A	橋本教授 和田准教授	2			2	
	民法研究3B	橋本教授 和田准教授		2		2	
	民法研究4A	吉政教授 西内准教授	2			2	
	民法研究4B	吉政教授 西内准教授		2		2	
	民法研究5A						開講せず
	民法研究5B						開講せず
	商法研究1A	洲崎教授 山下教授	2			2	
	商法研究1B						開講せず
	商法研究2A	北村教授 髙橋准教授	2			2	
	商法研究2B	北村教授 髙橋准教授		2		2	
	商法研究3A	齊藤教授	2			2	

専門研究分野	授業科目	担当教員	毎週時間数 前期	後期	通年	単位	備考
民刑事法	商法研究3B	齊藤教授 山下教授		2		2	
	企業法研究A	白井教授	2			2	
	企業法研究B	白井教授		2		2	
	商法特別演習	前田教授			2	4	
	経済法研究	和久井教授			2	4	
	知的財産法研究A	愛知教授	2			2	
	知的財産法研究B						開講せず
	労働法研究	村中教授 島田（裕）准教授			2	4	
	社会保障法研究	稲森教授			2	4	
	民事手続法研究1A	山本（克）教授	2			2	
	民事手続法研究1B	山本（克）教授		2		2	
	民事手続法研究2A	笠井教授	2			2	
	民事手続法研究2B	笠井教授		2		2	
	民事手続法研究3A	山田教授	2			2	
	民事手続法研究3B	山田教授		2		2	
	国際私法研究A	中西（康）教授	2			2	
	国際私法研究B						開講せず
	国際取引法研究A	西谷教授	2			2	
	国際取引法研究B	西谷教授		2		2	
	刑法研究1	髙山教授			2	4	
	刑法研究2A	安田教授	2			2	
	刑法研究2B	安田教授		2		2	
	刑事手続法研究A	堀江教授	2			2	
	刑事手続法研究B	堀江教授		2		2	
	刑事学研究	稲谷教授			2	4	
	刑事法政策研究	塩見教授			2	4	
	刑事法特別演習	池田教授			2	4	
政治学	政治学研究	建林教授			2	4	
	政治思想史研究	森川教授			2	4	
	政治史研究	唐渡教授			2	4	
	日本政治外交史研究	奈良岡教授			2	4	
	国際政治学研究	中西（寛）教授			2	4	
	国際政治経済分析研究	鈴木（基）教授			2	4	
	比較政治学研究	島田（幸）教授			2	4	
	アメリカ政治研究	待鳥教授			2	4	
	政治過程論研究	近藤（正）教授			2	4	
	行政学研究	曽我教授			2	4	
	公共政策研究						開講せず
	政治学特別演習	秋月教授	2			2	
	地方政治論特別演習A						開講せず
	地方政治論特別演習B	ヒジノ教授		2		2	
特別科目	English Presentation 特別演習	ヒジノ教授		2		2	
	Professional Writing 特別演習	マーフィー准教授	2			2	
	現代ヨーロッパ法特別演習	コツィオール准教授			2	4	
	英米法概論	木南教授	2			1	
	ドイツ法概論	服部教授	2			1	
	フランス法概論	横山教授	2			1	
	アメリカ法文献読解	北村教授	2			1	
	ドイツ法文献読解	仲野教授 原田教授	2			1	
	フランス法文献読解	横山教授	2			1	

表 2-4　修士・博士学位授与状況（人）

区分／年度	修士	博士		
		課程	論文	計
平成 23 年度	15	15(5)	5	20
平成 24 年度	11	11(6)	1	12
平成 25 年度	15	17(13)	4	21
平成 26 年度	12	14(10)	5	19
平成 27 年度	17	11(8)	4	32
平成 28 年度	19	16(13)	6	41
平成 29 年度	20	11(9)	3	14
平成 30 年度	18	16(12)	2	18
令和元年度	16	14(12)	1	15
令和 2 年度	12	17(14)	1	18

＊平成 23 年以降の（　）内は、「特に優れた研究」として表彰されたもので内数。

表 2-5　法学研究科 日本学生支援機構奨学生数

(1) 修士課程・博士後期課程（人）

区分	修士課程			博士後期課程			
	1 年次	2 年次	計	1 年次	2 年次	3 年次	計
平成 28 年度	2	3	5	8	6	3	17
平成 29 年度	2	2	4	3	5	6	14
平成 30 年度	1	2	3	0	1	3	4
令和元年度	0	1	1	1	0	3	4
令和 2 年度	1	0	1	0	1	1	2

(2) 専門職学位課程（人）

区分	1 年次	2 年次	3 年次	計
平成 28 年度	7	52	59	118
平成 29 年度	12	46	51	109
平成 30 年度	15	50	47	112
令和元年度	15	51	46	112
令和 2 年度	20	48	44	112

表 2-6　法学研究科 大学院授業料免除出願者数及び免除者数（人）（括弧内は私費留学生で内数）

年　度	種　別	前期				後期			
		修士課程	専門職学位課程	博士後期課程	計	修士課程	専門職学位課程	博士後期課程	計
平成 28 年度	出願者数	22(16)	108	30(10)	160(26)	23(17)	109	30(11)	162(28)
	全額免除	7(4)	64	18(6)	89(10)	6(4)	48	16(5)	70(9)
	半額免除	13(11)	21	6(1)	40(12)	16(13)	37	9(3)	62(16)
平成 29 年度	出願者数	13(9)	116	31(6)	160(15)	16(11)	113	31(7)	160(18)
	全額免除	4(2)	57	17(2)	78(4)	2(0)	47	18(2)	67(2)
	半額免除	6(6)	22	7(3)	35(9)	12(10)	31	8(4)	51(14)
平成 30 年度	出願者数	12(9)	104	32(9)	148(18)	14(11)	96	30(9)	140(20)
	全額免除	3(0)	64	21(0)	88(0)	3(0)	56	18(0)	77(0)
	半額免除	7(7)	2	8(8)	17(15)	10(10)	10	11(9)	31(19)
令和元年度	出願者数	20(17)	79	32(12)	131(29)	20(17)	78	32(11)	130(28)
	全額免除	2(0)	47	15(0)	64(0)	2(0)	40	16(0)	58(0)
	半額免除	16(16)	12	12(10)	40(26)	15(15)	18	12(9)	45(24)
令和 2 年度	出願者数	15(14)	86	35(11)	136(25)	15(14)	89	35(11)	139(25)
	全額免除	3(2)	65	30(6)	98(8)	1(0)	68	26(2)	95(2)
	半額免除	12(12)	0	5(5)	17(17)	14(14)	1	9(9)	24(23)

表 2-7　法政理論専攻修士課程進路状況（人）

(1) 平成 27 年度入学者（平成 28 年度末時点・外国人留学生を除く）

進路等／分野	入学者数 合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	1	1	0	0	0	0
公　法	4	4	0	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政 治 学	0	0	0	0	0	0
計	5	5	0	0	0	0

(2) 平成 28 年度入学者（平成 29 年度末時点・外国人留学生を除く）

進路等／分野	入学者数 合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	0	0	0	0	0	0
公　法	1	0	0	1	0	0
民刑事法	1	0	0	0	1	0
政 治 学	5	4	1	0	0	0
計	7	4	1	1	1	0

(3) 平成 29 年度入学者（平成 30 年度末時点・外国人留学生を除く）

【研究者養成コース】

進路等／分野	入学者数 合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	0	0	0	0	0	0
公　法	1	1	0	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政 治 学	3	3	0	0	0	0
計	4	4	0	0	0	0

【先端法務コース】

進路等／分野	入学者数 合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	0	0	0	0	0	0
公　法	2	0	2	0	0	0
民刑事法	1	0	1	0	0	0
政 治 学	0	0	0	0	0	0
計	3	0	3	0	0	0

(4) 平成 30 年度入学者（令和元年度末時点・外国人留学生を除く）

【研究者養成コース】

進路等／分野	入学者数 合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	1	0	0	1	0	0
公　法	1	1	0	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政 治 学	2	1	0	1	0	0
計	4	2	0	2	0	0

【先端法務コース】

進路等／分野	入学者数 合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	0	0	0	0	0	0
公　法	1	0	1	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政 治 学	0	0	0	0	0	0
計	1	0	1	0	0	0

(5) 令和元年度入学者（令和 2 年度末時点・外国人留学生を除く）

【研究者養成コース】

進路等／分野	入学者数 合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	0	0	0	0	0	0
公　法	1	1	0	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政 治 学	3	2	0	1	0	0
計	4	3	0	1	0	0

【先端法務コース】

進路等／分野	入学者数 合計	博士後期課程進学	修士修了	留年	休学	退学
基礎法学	0	0	0	0	0	0
公　法	0	0	0	0	0	0
民刑事法	0	0	0	0	0	0
政 治 学	0	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0	0

表 2-8　法政理論専攻博士後期課程修了者・研究指導認定退学者の進路状況（在職のまま入学した者を含む）

年度	就職先等	人数	備　　考
平成28	法学研究科特定助教	10	
	他大学	1	福島大学准教授(1)
	その他	7	就職(2)、未定(5)
平成29	法学研究科特定助教	6	
	他大学	1	岡山大学講師(1)
	その他	5	弁護士(1)、税理士(1)、学振特別研究員(1)、司法修習（1)、未定(1)
平成30	法学研究科特定助教	7	
	他大学	2	茨城大学准教授(1)、華東師範大学講師（中国）(1)
	その他	10	就職(7)、学振特別研究員(3)
令和元	法学研究科准教授	1	
	法学研究科特定助教	7	
	他大学	3	立命館大学准教授(1)、中南財経政法大学講師（中国）(1)、法政大学教授(1)
	その他	6	弁護士(1)、司法修習(2)、就職(3)
令和2	法学研究科講師	1	
	法学研究科特定助教	10	
	法学研究科附属法政策共同研究センター特定研究員	3	
	他大学	3	北海道大学准教授(1)、津田塾大学助教(1)、North West University ポスドクフェロー（南アフリカ）(1)
	その他	5	弁護士(3)、就職(2)

表 2-9　法学研究科における科目等履修生・聴講生・研究生の募集状況（人）

区　分	科目等履修生		聴　講　生（括弧内は継続願出者の数で内数）		研　究　生（括弧内は継続願出者の数で内数）	
	志願者	合格者	志願者	合格者	志願者	合格者
平成 29 年度募集	3	3	3(0)	3(0)	17(2)	17(2)
平成 30 年度募集	2	2	1(1)	1(1)	19(0)	19(0)
令和元年度募集	1	1	3(1)	3(1)	19(2)	19(2)
令和 2 年度募集	3	3	2(2)	2(2)	31(2)	31(2)
令和 3 年度募集	2	2	2(1)	2(1)	7(0)※	7(0)※

※令和 3 年度研究生は 4 月入学のみ掲載

表 2-10　法曹養成専攻入学者選抜実施状況（人）

入学年度	募集定員		志願者数		第一段階選抜合格者数		面接・論述試験受験者数		最終合格者		入学者	
	未修者（3 年）	既修者（2 年）	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者	未修者	既修者
平成 29 年度	160		412		380		333		164		157	
	35 名程度	125 名程度	110	302	78	302	74	259	35	129	29	128
平成 30 年度	160		386		365		339		166		158	
	35 名程度	125 名程度	89	297	68	297	65	274	36	130	31	127
令和元年度	160		510		455		404		168		151	
	35 名程度	125 名程度	154	356	99	356	95	309	36	132	28	123
令和 2 年度	160		522		484		421		170		158	
	35 名程度	125 名程度	136	386	98	386	91	330	38	132	30	128
令和 3 年度	160		457		401		363		179		159	
	35 名程度	125 名程度	139	318	83	318	79	284	38	141	32	127

表 2-11　法曹養成専攻授業科目等一覧（令和 2 年度）

（RP の欄に☆の印があるのはリサーチペーパーの対象科目）

	学科目名	単位数	令和 2 年度 配当学年	RP	教員名 前期	教員名 後期	教員名 通年	備考
基礎科目	統治の基本構造	2	1			毛利		
	人権の基礎理論	2	1		土井			
	行政法の基礎	2	1			須田		
	刑法の基礎 1	2	1		髙山			
	刑法の基礎 2	2	1			髙山		
	刑事訴訟法の基礎	2	1		堀江			
	財産法の基礎 1	4	1		木村・和田			
	財産法の基礎 2	4	1			西内		
	家族法の基礎	2	1		潮見			
	商法の基礎	4	1			北村		
	民事訴訟法の基礎	2	1			笠井		
基幹科目	公法総合 1	2	2		原田			
		2	2		原田			
		2	2		須田			
	公法総合 2	2	2			須田・土井		
		2	2			仲野・土井		
		2	2			仲野・曽我部		
	公法総合 3	2	3		土井			
		2	3		曽我部			
		2	3		曽我部			
	刑法総合 1	2	2		塩見			
		2	2		髙山			
		2	2		安田			
	刑法総合 2	2	2			安田		
		2	2			塩見		
		2	2			髙山		
	刑事訴訟法総合 1	2	2		池田（公）			
		2	2		池田（公）			
		2	2		池田（公）			
	刑事訴訟法総合 2	2	2			堀江		
		2	2			堀江		
		2	2			堀江		
	民法総合 1	2	2		山本（敬）			
		2	2		吉政			
		2	2		吉政			
	民法総合 2	2	2			西内		
		2	2			西内		
		2	2			長野		
	民法総合 3	2	3		横山			
		2	3		横山			
		2	3		橋本			
	商法総合 1	2	2		北村			
		2	2		前田			
		2	2		白井			
	商法総合 2	2	2			齊藤		
		2	2			洲崎		
		2	2			前田		
	民事訴訟法総合 1	2	2			山本（克）		
		2	2			笠井		
		2	2			山田（文）		
	民事訴訟法総合 2	2	3		笠井			
		2	3		山田（文）			
		2	3		山本（克）			
	民事法文書作成	2	3				山本（克）・木村・山下・長野・小久保・本多・他	
	刑事訴訟実務の基礎	2	3		久禮			
		2	3		牧野			
		2	3		松本			
	民事訴訟実務の基礎	2	2		小久保			
		2	2		本多			
		2	2		一原			
	法曹倫理	2	2			山田（文）・赫		
		2	2			山田(文)・高橋(司)		
		2	2			山田(文)・佐藤(泰)		

学科目名		単位数	令和２年度 配当学年	RP	教員名 前期	後期	通年	備考
基礎選択科目	法律基礎科目演習 A	2	1･2				北村･土井･髙山･西内･木村･和田･須田･他	平成 28 年度以降に入学した法学未修者
	法律基礎科目演習 B	2	1･2					令和 2 年度開講せず
実務選択科目	弁護士実務の基礎	2	2･3			徳田		科目名変更（平成 29 年度まで「弁護士実務の基礎 2」）
		2	2･3			赫		
		2	2･3			村上		
		2	2･3			平尾		
		2	2･3			池上		
		2	2･3			草地		
	刑事弁護実務演習	2	3		遠山・石川			隔週講義
	民事弁護実務演習	2	3		平尾			
		2	3		平尾			
		2	3		赫			
		2	3		小林			
		2	3		西出			
		2	3		藤田			
		2	3		松尾			
		2	3		中務			
		2	3		寺田			
		2	3		小林			
	検察実務演習	2	3		牧野			
		2	3		牧野			
	会社法実務演習	2	3			渡辺		
	刑事裁判演習	2	3			松本		
		2	3			久禮		
	民事裁判演習	2	2･3			小久保		
		2	2･3			本多		
		2	2･3			一原		
	刑事模擬裁判	2	2･3			松本		
		2	2･3			久禮		
	民事模擬裁判	2	3			一原		
	ビジネス法務調査とプレゼンテーション	2	2･3			山本（敬）・和田・児島		隔週講義
	エクスターンシップ 1	2	3		潮見・山田（文）			科目名変更（平成 28 年度まで「エクスターンシップ」）
		2	3			北村・堀江		
	エクスターンシップ 2	1	3			堀江		
選択科目Ⅰ	現代法理論	2	2･3			近藤（圭）		新設
	現代正義論	2	1･2･3					令和 2 年度開講せず
	法律家のための経済学入門	2	2･3					令和 2 年度開講せず
	法の経済分析	2	2･3					令和 2 年度開講せず
	法解釈の方法	2	1･2･3	☆		船越		
	法政策分析	2	1･2･3	☆				令和 2 年度開講せず
	近代日本の社会変動と法 1	2	1･2･3			伊藤（孝）		
	近代日本の社会変動と法 2	2	2･3	☆		伊藤（孝）		
	西洋法史	2	1･2･3	☆	佐藤（団）			
	ローマ法の現在	2	1･2･3	☆		佐々木		
	伝統中国の法と裁判	2	1･2･3		鈴木			
	アメリカ法	2	2･3		木南			
	現代ドイツ法政理論	2	2･3	☆	服部			
	フランス法	2	2･3	☆		横山		
	EU 法	2	2･3			濵本・西連寺		公共政策大学院と共通
	国際政治の中の日本外交	2	1･2･3		中西（寛）			
	地方自治体における政策形成	2	1･2･3		秋月			
	都市・地域計画	2	1･2･3			沓澤		隔週講義 公共政策大学院と共通
選択科目Ⅱ	生命倫理と法	2	2･3			服部		
	情報法	2	2･3			毛利		公共政策大学院と共通
	現代立法論	2	2･3			髙森		隔週講義 公共政策大学院と共通
	地方自治法制	2	2･3		吉田（悦）			公共政策大学院と共通
	現代の行政法制	2	2･3		原田			公共政策大学院と共通
	環境政策と法	2	2･3		島村			隔週講義
	環境法	2	2･3			吉村		

	学科目名	単位数	令和２年度 配当学年	RP	教員名 前期	後期	通年	備考
選択科目Ⅱ	租税法 1	2	2･3		岡村			公共政策大学院と共通科目名変更（平成 28 年度まで「税法 1」）
	租税法 2	2	2･3			岡村		科目名変更（平成 28 年度まで「税法 2」）
	国際法 1	2	2･3		濵本			
	国際法 2	2	2･3			濵本		
	国際経済法	2	2･3					令和 2 年度開講せず
	国際人権法	2	2･3		酒井			公共政策大学院と共通
	経済刑法	2	3			牧野		
	刑事制度論	2	2･3		稲谷			
	刑事司法・警察行政	2	2･3			勝丸・森内		隔週講義 公共政策大学院と共通
	消費者法	2	3		住田			
	現代契約法	2	3					令和 2 年度開講せず
	金融担保法	2	3					令和 2 年度開講せず
	医事法	2	3					令和 2 年度開講せず
	医療訴訟の現状と課題	2	2･3			国分		
	現代商取引法	2	3		北村			
	保険法	2	2･3		洲崎			
	上場株式と法	2	2･3			白井		科目名および配当学年変更（令和元年度まで「証券取引の法規制」）
	金融サービス規制法	2	2･3		伊藤（哲）			隔週講義
	企業・金融取引と私法法制	2	3			藤原（総）・犬島		隔週講義
	経済法 1	2	2･3		和久井			公共政策大学院と共通
	経済法 2	2	2･3			和久井		
	競争政策と法	2	3			川濵		
	知的財産法 1	2	2･3		愛知			公共政策大学院と共通
	知的財産法 2	2	2･3			愛知		
	特許法特論	2	2･3					令和 2 年度開講せず
	倒産処理法 1	2	2･3		山本（克）			
	倒産処理法 2	2	2･3			笠井		
	民事執行・保全法	2	3			山田（文）		
	ADR と法	2	2･3	☆		山田（文）		
	国際私法 1	2	2･3		中西（康）			
	国際私法 2	2	2･3			西谷		
	国際民事手続法	2	2･3			中西（康）		
	国際取引法	2	2･3		西谷			公共政策大学院と共通
	労働法 1	2	2･3		島田（裕）・村中			
	労働法 2	2	2･3			村中		
	社会保障法	2	2･3		稲森			公共政策大学院と共通
	労災補償と労働者福祉	2	2･3			小畑		
	労使関係と法	2	3			鎌田		公共政策大学院と共通
	企業法務 1	2	2･3					令和 2 年度開講せず
	企業法務 2	2	2･3			織田		
	中国企業取引法	2	2･3		藤本			
	ファイナンスの法と理論	2	3			武井・有吉		隔週講義
	M&A 法制	2	3		内田・林			隔週講義
	信託法	2	3					令和 2 年度開講せず
	環境法事例演習	2	3			井奥		
	租税法事例演習	2	3			田中（晶）		科目名変更（平成 28 年度まで「税法事例演習」）
	債権回収事例演習	2	3			小林		
	知的財産法事例演習	2	3		藤川			
		2	3			平野		
	特許法事例演習	2	3					令和 2 年度開講せず
	倒産処理法事例演習	2	3			坂川		
		2	3			中井		
	労働法事例演習	2	3			中村（和）		
		2	3			竹林		
		2	3			吉田（肇）		
	経済法事例演習	2	3		酒匂			
	渉外契約演習	2	3			藤本		
	憲法理論演習	2	3	☆		曽我部		法政理論専攻と共通
	行政法理論演習	2	3	☆	原田			法政理論専攻と共通
	刑法理論演習	2	3	☆	安田			法政理論専攻と共通
	刑事訴訟法理論演習	2	3	☆	堀江			法政理論専攻と共通
	民法理論演習	2	3	☆		橋本・和田		法政理論専攻と共通
	商法理論演習	2	3	☆	齊藤			法政理論専攻と共通
	民事訴訟法理論演習	2	3	☆	山本（克）			法政理論専攻と共通
	租税法理論演習	2	3	☆	岡村			法政理論専攻と共通科目名変更（平成 28 年度まで「税法理論演習」）
	経済法理論演習	2	3	☆	和久井			法政理論専攻と共通
	知的財産法理論演習	2	3	☆	愛知			法政理論専攻と共通
	国際私法理論演習	2	3	☆	中西（康）			法政理論専攻と共通
	国際取引法理論演習	2	3	☆		西谷		法政理論専攻と共通
	労働法理論演習	2	3	☆	村中・島田（裕）			法政理論専攻と共通
	English Presentation	2	2･3			ヒジノ		法政理論専攻及び 公共政策大学院と共通
	Professional Writing	2	2･3		マーフィー			法政理論専攻及び 公共政策大学院と共通
	Introduction to European Private Law	2	2･3			カライスコス		

同志社大学との単位互換科目

学科目名		単位数	令和２年度 配当学年	RP	教員名 前期	後期	通年	備考
実務選択科目	海外エクスターンシップ	2	2･3			同志社大学教員		集中講義 同志社大学での科目名『外国法実地研修 B』
選択科目Ⅱ	外国法演習 A	2	2･3			ミシガン州立大学教員		集中講義 同志社大学での科目名『外国法特別セミナー 52』

表 2-12　法曹養成専攻修了者の進路状況（人）

就職先等＼修了年度	平成 28 年度修了者	平成 29 年度修了者	平成 30 年度修了者	令和元年度修了者	令和 2 年度修了者
法学研究科助教（助手）	0	0	1	0	0
博士後期課程進学	4	5	3	5	1
司法修習	0	1	1	3	8
司法試験準備	124	121	122	123	120
その他	5	2	6	5	0

表 2-13　法学部入学者選抜の実施教科・科目等（令和 3 年度入学者選抜）

学部・学科等名及び入学定員等	学力検査等の区分・日程	大学入学共通テストの利用教科・科目名 教科	科目名等	個別(第 2 次)学力検査等 教科等	科目名等	第 1 段階選抜	大学入学共通テスト・個別(第 2 次)学力検査等の配点等 試験の区分	国語	地歴	公民	数学	理科	外国語	論文	面接	論述	配点合計	その他の選抜方法等
法学部330人 前期310 (外国学校出身者のための選考入学者10人以内を含む。) 後期20	前期 2 月 25 日 26 日	国 地歴 公民 数 理 外	国語 世 B, 日 B, 地理 B } から 2 「倫, 政経」 【注参照】 「数Ⅰ･数 A」 「数Ⅱ･数 B」 物基, 化基, 生基, 地基から 2 英, 独, 仏, 中, 韓から 1 〔5 教科 8 科目〕 または〔6 教科 8 科目〕	国 地歴 数 外	国語総合･現代文 B･古典 B 世 B, 日 B, 地理 B から 1 数Ⅰ･数Ⅱ･数 A･数 B 英, 独, 仏, 中から 1	約 3.5 倍	共通テスト	(200)	(200)		(200)	(100)	(200)				270 (900)	外国学校出身者 追加合格
							個別学力検査	150	100		150		150				550	
							計										820	
	後期 3 月 12 日			他	小論文	約 15 倍	共通テスト	(200)	(200)		(200)	(100)	(200)				270 (900)	
							能力測定考査							100			100	
							計										370	

【注】「地理歴史、公民」について、「世界史 B」と「日本史 B」のうち少なくとも 1 科目が含まれるように、2 科目を選択。

表 2-14　法学部学生定員の充足と志願状況

入学年度 [入学定員]	試験区分	募集人員	志願者数	第 1 段階選抜（第 1 次選考）合格者	受験者数	合格者数	入学者数
平成 29 年度 [330]	前期日程	330	779 男性 544 女性 235	779 男性 544 女性 235	769	311 男性 224 女性 87	311 男性 224 女性 87
	後期日程		487 男性 351 女性 136	340 男性 250 女性 90	91	23 男性 8 女性 15	23 男性 8 女性 15
	外国学校		12 男性 3 女性 9		9	5 男性 1 女性 4	5 男性 1 女性 4
	計		1,278 男性 898 女性 380	1,119 男性 794 女性 325	869	339 男性 233 女性 106	339 男性 233 女性 106
平成 30 年度 [330]	前期日程	330	820 男性 609 女性 211	817 男性 607 女性 210	803	310 男性 235 女性 75	309 男性 234 女性 75
	後期日程		372 男性 286 女性 86	307 男性 245 女性 62	69	22 男性 15 女性 7	21 男性 15 女性 6
	外国学校		12 男性 3 女性 9		9	6 男性 1 女性 5	6 男性 1 女性 5
	計		1,204 男性 898 女性 306	1,124 男性 852 女性 272	881	338 男性 251 女性 87	336 男性 250 女性 86
令和元年度 [330]	前期日程	330	773 男性 566 女性 207	773 男性 566 女性 207	759	311 男性 236 女性 75	311 男性 236 女性 75
	後期日程		514 男性 392 女性 122	345 男性 276 女性 69	79	22 男性 16 女性 6	22 男性 16 女性 6
	外国学校		16 男性 10 女性 6		11	4 男性 1 女性 3	4 男性 1 女性 3
	計		1,303 男性 968 女性 335	1,118 男性 842 女性 276	849	337 男性 253 女性 84	337 男性 253 女性 84
令和 2 年度 [330]	前期日程	330	792 男性 573 女性 219	790 男性 572 女性 218	774	311 男性 222 女性 89	310 男性 221 女性 89
	後期日程		352 男性 260 女性 92	351 男性 259 女性 92	110	22 男性 14 女性 8	22 男性 14 女性 8
	外国学校		18 男性 9 女性 9		15	5 男性 2 女性 3	5 男性 2 女性 3
	計		1,162 男性 842 女性 320	1,141 男性 831 女性 310	899	338 男性 238 女性 100	337 男性 237 女性 100
令和 3 年度 [330]	前期日程	330	701 男性 491 女性 210	701 男性 491 女性 210	694	310 男性 230 女性 80	310 男性 230 女性 80
	後期日程		379 男性 279 女性 100	309 男性 229 女性 80	56	22 男性 17 女性 5	21 男性 16 女性 5
	外国学校		11 男性 3 女性 8		8	4 男性 0 女性 4	4 男性 0 女性 4
	計		1,091 男性 773 女性 318	1,010 男性 720 女性 290	758	336 男性 247 女性 89	335 男性 246 女性 89

※ 19 年度入学の入試より、後期日程を廃止。28 年度入学の入試より、特色入試（後期日程）を開始。
※ 過去 5 年間の前期日程平均倍率（志願者数÷合格者数）は、約 2.5 倍。
※ 外国学校出身者入学試験は平成 29 年度から第 1 次選考を廃止（計欄から除く）。
※ 上段：各枠の人数　下段：内訳人数

表 2-15　外国学校出身者特別選考（令和 3 年度学生募集）

経済・文化等各般にわたる国際的活動の拡大に伴って、海外在留邦人の子女で在住国の学校で教育を受けている者の数は飛躍的に増大しており、諸外国での教育や国際バカロレアのカリキュラムによる教育は、わが国の教育とは異なってはいても、すぐれた成果を挙げています。

このような状況の下で、諸外国で多様な文化に接触し、外国語も修得しつつ、基礎的学力を身につけた者に入学の機会を与えることは、一般学生に対する影響や、国際的に活躍しうる有為の人材養成の必要性をも含めて、種々の観点から緊要なものとなっています。

そこで、国際化時代における大学としてのあり方を考え、外国学校出身者に対して、国籍の制限なく、一般の入学者選抜方法とは別の方法で選考を行います。

実施学部	法　学　部
募集人員	10 人以内
出願要件	次の 1. 2. 3. 4. 5. 6. のいずれかに該当する者 1. 外国において、学校教育における 12 年の課程を平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに修了した者、又は修了見込みの者。 上記の 12 年の課程には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれるが、外国において最終学年を含めて原則として 2 年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする。外国に設置されたものであっても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その在学期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。 ※1. 大学入学資格として少なくとも 12 年の教育課程を基本とする国において、飛び級等により、通算教育年数 12 年に満たないで修了した者及び修了見込みの者を含む。 ※2.「外国において、学校教育における 12 年の課程」とは、当該外国において制度上正規の学校教育に位置づけられたものであることを要する。 2. 外国において、文部科学大臣が指定する国際的な評価団体（WASC，ACSI，CIS）から教育活動に係る認定を受けた教育施設に置かれる 12 年の課程を平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに修了した者、又は修了見込みの者。 上記の 12 年の課程には、日本における通常の課程による学校教育の期間も含まれるが、外国において最終学年を含めて原則として 2 年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする。外国に設置されたものであっても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その在学期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。 3. 外国において、平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに上記「1」「2」以外の学校を卒業した者、又は卒業見込みの者であって、本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、令和 3 年 3 月 31 日までに 18 歳に達するもの。 外国において最終学年を含めて原則として 2 年以上継続して学校教育を受けていることを必要とする。外国に設置されたものであっても日本の学校教育法に準拠した教育を施している学校に在学した者については、その在学期間を外国において学校教育を受けた期間とはみなさない。 4. 外国において、スイス民法典に基づく財団法人である国際バカロレア事務局から国際バカロレア資格を平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに授与された者、又は授与見込みの者。 5. 外国において、ドイツ連邦共和国の各州において大学入学資格として認められているアビトゥア資格を平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに授与された者、又は授与見込みの者。 6. 外国において、フランス共和国において大学入学資格として認められているバカロレア資格を平成 31 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 31 日までに授与された者、又は授与見込みの者。
選考方法等	以下の 3 つの成績を総合評価して、基礎学力と日本語の熟達度を判定する。 1. 京都大学個別学力検査（前期日程）「国語（理系）」の成績 ※主として現代文を扱う問題に限って解答を求める。「国語（理系）」について、当日、一部の問題について解答しなくてよいものを指定することがある。 2. TOEFL-iBT の成績 3. 面接（日本語で実施し、出願書類も考慮する。）の成績

表 2-16　外国学校出身者特別選考の実施状況（人）

入学年度	志願者数			第 1 次選考合格者数			最終選考合格者数			入学者数		
	高校卒業	バカロレア	合　計	高校卒業	バカロレア	合計	高校卒業	バカロレア	合　計	高校卒業	バカロレア	合　計
平成 29 年度	8 男性 2 女性 6	4 男性 1 女性 3	12 男性 3 女性 9				4 男性 1 女性 3	1 男性 0 女性 1	5 男性 1 女性 4	4 男性 1 女性 3	1 男性 0 女性 1	5 男性 1 女性 4
平成 30 年度	8 男性 1 女性 7	4 男性 2 女性 2	12 男性 3 女性 9				3 男性 0 女性 3	3 男性 1 女性 2	6 男性 1 女性 5	3 男性 0 女性 3	3 男性 1 女性 2	6 男性 1 女性 5
令和元年度	12 男性 7 女性 5	4 男性 3 女性 1	16 男性 10 女性　6				3 男性 1 女性 2	1 男性 0 女性 1	4 男性 1 女性 3	3 男性 1 女性 2	1 男性 0 女性 1	4 男性 1 女性 3
令和 2 年度	13 男性 7 女性 6	5 男性 2 女性 3	18 男性 9 女性 9				5 男性 2 女性 3	0	5 男性 2 女性 3	5 男性 2 女性 3	0	5 男性 2 女性 3
令和 3 年度	8 男性 2 女性 6	3 男性 1 女性 2	11 男性 3 女性 8				2 男性 0 女性 2	2 男性 0 女性 2	4 男性 0 女性 4	2 男性 0 女性 2	2 男性 0 女性 2	4 男性 0 女性 4

※ 過去 5 年間の平均志願者数は、13.8 人、入学者数は 4.6 人である。
※ 上段：各枠の人数　下段：内訳人数

表 2-17　法学部における科目等履修生及び聴講生募集状況（人）

区　　分	科目等履修生		聴　講　生 （括弧内は継続願出者の数で内数）	
	志願者	合格者	志願者	合格者
平成 29 年度募集	0	0	6 (2)	3 (2)
平成 30 年度募集	1	0	2 (1)	1 (1)
令和元年度募集	1	0	2 (1)	1 (1)
令和 2 年度募集	1	0	4 (1)	1 (1)
令和 3 年度募集	1	0	2 (1)	1 (1)

表 2-18 法学部への転入、法学部からの転出の状況（人）

転入・転出年度	転入 計	転入 文系	転入 理系	転出 計	転出 文系	転出 理系
平成 29 年度	2 男性 1 女性 1	2 男性 1 女性 1	0	4 男性 3 女性 1	4 男性 3 女性 1	0
平成 30 年度	2 男性 1 女性 1	2 男性 1 女性 1	0	3 男性 3 女性 0	2 男性 2 女性 0	1 男性 1 女性 0
令和元年度	1 男性 1 女性 0	1 男性 1 女性 0	0	3 男性 2 女性 1	2 男性 1 女性 1	1 男性 1 女性 0
令和 2 年度	4 男性 3 女性 1	3 男性 2 女性 1	1 男性 1 女性 0	5 男性 5 女性 0	5 男性 5 女性 0	0
令和 3 年度	1 男性 1 女性 0	1 男性 1 女性 0	0	3 男性 3 女性 0	3 男性 3 女性 0	0

※ 上段：各枠の人数　下段：内訳人数

表 2-19　第 3 年次編入学試験の状況（人）

編入学年度	志願者数	一次選考合格者数	欠席者数	受験者数	最終合格者数	入学者数
平成 29 年度	27		0	27	3	3
平成 30 年度	28		0	28	5	5
令和元年度	18		0	18	2	2
令和 2 年度	36		1	35	4	4
令和 3 年度	44		0	44	5	5

表 2-20　全学共通科目開講表（令和 2 年度 法学部提供分）

学科目名	単位数	配当学年	前・後期	教員名	備　考
日本国憲法	2	1～4	前期	毛利	
法学	2	1～4	後期	川濵	
家族と法	2	1～4	前期	和田	◎
裁判制度入門	2	1～4	後期	小久保	
民事裁判入門	2	1～4	後期	本多	
刑事裁判入門	2	1～4	後期	松本	
社会保障と法	2	1～4	前期	稲森	
前近代日本の法と秩序	2	1～4	前期	高谷	
政治学II	2	1～4	後期	鈴木(基)・宇治	
現代政治分析への招待	2	1～4	後期	曽我	◎〔政治学入門Ⅱ〕
歴史の中の政治と人間	2	1～4	前期	森川・唐渡	◎〔政治学入門Ⅰ〕
Japan's Political Economy-E2	2	主 1・2	前期	ヒジノ	
Japanese Politics-E2	2	2～4	後期	ヒジノ	◎〔Japanese Politics from a Comparative Perspective〕
Democracy in Crisis: Government of, by, and for whom?-E2	2	主 1・2	前期	ヒジノ	
Introduction to European Law-E2	2	2～4	前期	コツィオール	◎
Law and Culture in Japan-E2	2	主 1・2	前期	カライスコス	
Jurisprudence-E2	2	主 1・2	後期	カライスコス	
Japanese Popular Culture-E2	2	主 1・2	前期	マーフィー	
Japanese Popular Culture-E2	2	主 1・2	後期	マーフィー	
International History 1900 to the Present-E2	2	2～4	前期	マーフィー	◎
An International History of East Asia 1839-1945-E2	2	主 1・2	後期	マーフィー	
Jurisprudence-E2	2	主 1・2	前期	アルバレス・オルテガ	
Theories of Justice and Human Rights-E2	2	主 1・2	前期	アルバレス・オルテガ	
Theories of Justice and Human Rights-E2	2	主 1・2	後期	アルバレス・オルテガ	
日本の法と政治（日本語・日本文化研修留学生専用科目）	2		前期	島田(幸)・高谷・須田・山下	
外国文献講読（法・英）Ⅰ-E1	2	2～4	前期	鈴木（秀）	
外国文献講読（法・英）Ⅰ-E1	2	2～4	前期	白井	
外国文献講読（法・英）Ⅰ-E1	2	2～4	前期	高谷	
外国文献講読（法・英）Ⅰ-E1	2	2～4	前期	佐藤	
外国文献講読（法・英）Ⅰ-E1	2	2～4	前期	山下	
外国文献講読（法・英）Ⅰ-E1	2	2～4	前期	長野	
外国文献講読（法・英）Ⅰ-E1	2	2～4	前期	髙橋	
外国文献講読（法・英）Ⅰ-E1	2	2～4	前期	宇治	
外国文献講読（法・英）Ⅱ-E1	2	2～4	後期	稲森	
外国文献講読（法・英）Ⅱ-E1	2	2～4	後期	高谷	
外国文献講読（法・英）Ⅱ-E1	2	2～4	後期	山下	
外国文献講読（法・英）Ⅱ-E1	2	2～4	後期	長野	
外国文献講読（法・英）Ⅱ-E1	2	2～4	後期	齊藤	
外国文献講読（法・英）Ⅱ-E1	2	2～4	後期	和田	
外国文献講読（法・英）Ⅱ-E1	2	2～4	後期	髙橋	
外国文献講読（法・英）Ⅱ-E1	2	2～4	後期	宇治	
ILAS セミナー	2	1	前期	小久保	
ILAS セミナー	2	1	前期	本多	
ILAS セミナー	2	1	前期	松本	
ILAS Seminar-E2	2	1	前期	カライスコス	
ILAS Seminar-E2	2	1	後期	カライスコス	
ILAS Seminar-E2	2	1	後期	アルバレス・オルテガ	

注：◎は専門科目で、〔　〕内は専門科目としての科目名を示す。

図 2-2　法学部コースツリー（令和 2 年度）

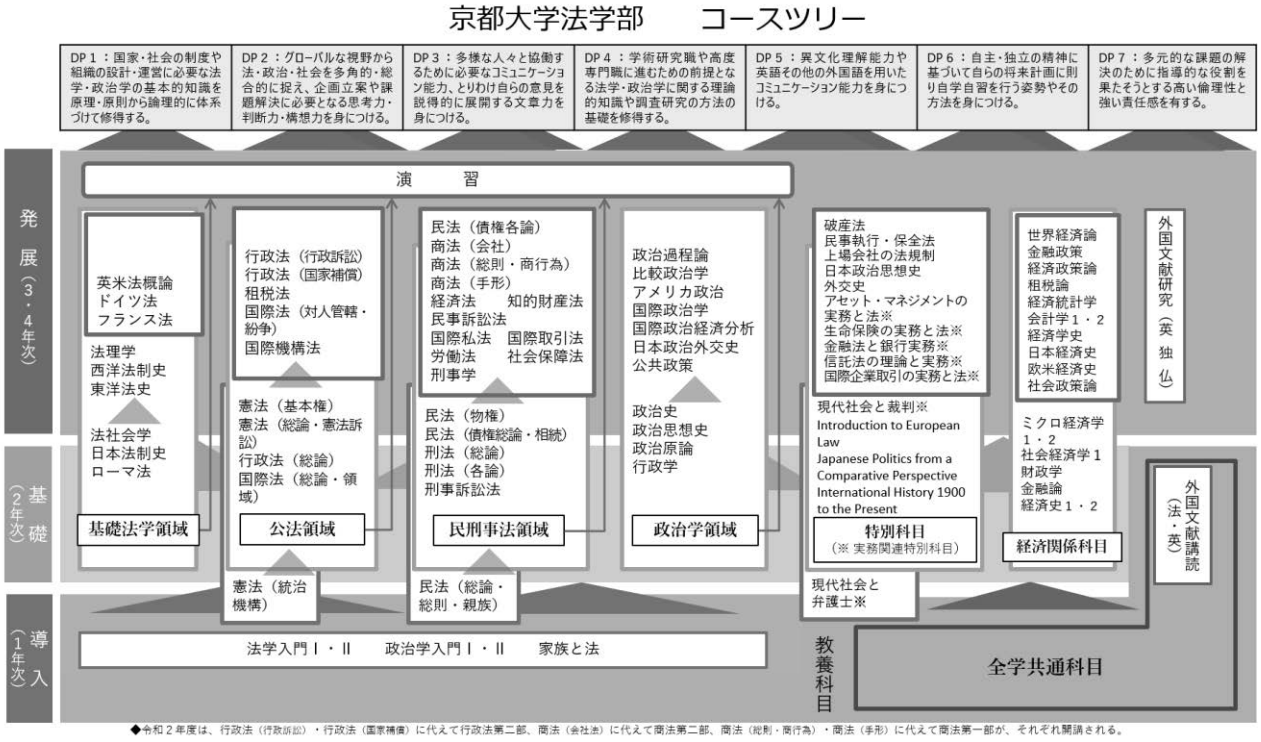

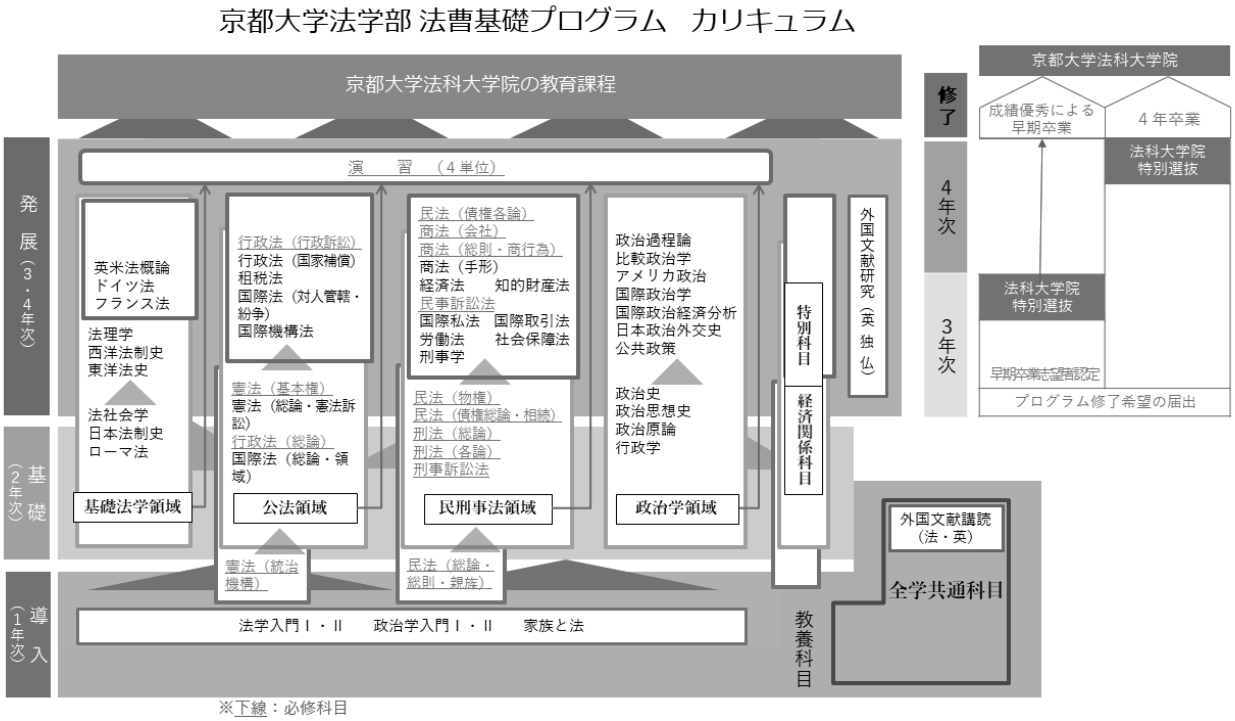

表 2-21　法学部授業科目一覧（令和 2 年度）

授業科目	担当教員	配当学年	毎週時間	単位	備　　考
法理学	近藤(圭)准教授	2・3・4	前期 4	4	
法社会学	船越　教授	2・3・4	前期 4	4	
日本法制史	伊藤　教授	2・3・4	前期 4	4	
西洋法制史	佐藤　准教授	2・3・4	後期 4	4	
ローマ法	佐々木　教授	2・3・4	前期 4	4	
東洋法史	鈴木(秀)教授	2・3・4	後期 4	4	
英米法概論	木南　教授	3・4	前期 4	4	
ドイツ法	服部　教授	3・4	前期 4	4	
フランス法	横山　教授	3・4	後期 2	2	
憲法（統治機構）	土井　教授	2・3	前期 2	2	科目分割
憲法（統治機構）	土井　教授	1	後期 2	2	科目分割
憲法（総論・憲法訴訟）	毛利　教授	2・3・4	前期 2	2	科目分割
憲法（基本権）	曽我部　教授	2・3	後期 4	4	科目名変更
行政法（総論）	仲野　教授	3・4	前期 4	4	科目名変更
行政法（総論）	原田　教授	2	後期 4	4	科目名変更
行政法第二部	仲野　教授	3・4	後期 4	4	
租税法	岡村　教授	3・4	後期 4	4	平成 28 年度まで開講の「税法」と同一科目
国際法（総論・領域）	酒井　教授	2・3・4	後期 4	4	科目名変更
国際法（対人管轄・紛争）	淺田　教授	3・4	前期 4	4	科目名変更
国際機構法	濵本　教授	3・4	後期 4	4	
民法（総論・総則・親族）	木村　教授	1・2・3	通年 2	4	科目名変更
民法（物権）	山本(敬)教授	2・3・4	前期 4	4	科目名変更
民法（債権総論・相続）	橋本　教授	3・4	前期 4	4	科目名変更
民法（債権総論・相続）	吉政　教授	2	後期 4	4	科目名変更
民法（債権各論）	潮見　教授	3・4	後期 4	4	科目名変更
商法第一部	洲崎　教授	3・4	後期 4	4	科目内容一部変更
商法第二部	齊藤　教授	3・4	前期 4	4	
経済法	和久井　教授	3・4	後期 4	4	
知的財産法	愛知　教授	3・4	前期 4	4	
民事訴訟法	山本(克)教授	3・4	前期 4	4	
国際私法	中西(康)教授	3・4	前期 4	4	
国際取引法	西谷　教授	3・4	後期 2	2	
労働法	村中　教授	3・4	前期 4	4	
社会保障法	稲森　教授	3・4	後期 2	2	
刑法（総論）	安田　教授	2・3	前期 4	4	科目名変更
刑法（各論）	塩見　教授	2・3・4	後期 4	4	科目名変更
刑事訴訟法	池田　教授	2・3・4	後期 4	4	
刑事学	稲谷　教授	3・4	後期 4	4	
政治原論	建林　教授	2・3・4	後期 4	4	
政治過程論	近藤(正)教授	2・3・4	前期 4	4	
比較政治学	島田(幸)教授	2・3・4	後期 4	4	
アメリカ政治	待鳥　教授	2・3・4	前期 4	4	
国際政治学	中西(寛)教授	2・3・4	後期 4	4	
国際政治経済分析	鈴木(基)教授	2・3・4	後期 4	4	
政治史	唐渡　教授	2・3・4	前期 4	4	
日本政治外交史	奈良岡　教授	2・3・4	前期 4	4	
政治思想史	森川　教授	2・3・4	後期 4	4	
行政学	曽我　教授	2・3・4	前期 4	4	
公共政策	久米　講師	2・3・4	後期 4	4	早稲田大学教授
法学入門Ⅰ	西谷　教授ほか	1	前期 2	2	
法学入門Ⅱ	堀江　教授ほか	1	後期 2	2	
政治学入門Ⅰ	森川　教授、唐渡　教授	1	前期 2	2	
政治学入門Ⅱ	曽我　教授	1	後期 2	2	
家族と法	和田　准教授	1	前期 2	2	
外国文献研究（独）	塩見　教授	3・4	前期 2	2	
外国文献研究（仏）	西谷　教授	3・4	前期 2	2	
外国文献研究（英）	島田(裕)准教授、村中　教授	3・4	前期 2	2	
外国文献研究（英）	秋月　教授	3・4	後期 2	2	
外国文献研究（英）	山下　教授	3・4	後期 2	2	
特別講義「上場会社の法規制」	白井　教授	3・4	後期 2	2	
特別講義「破産法」	笠井　教授	3・4	後期 2	2	
特別講義「日本政治思想史」	尾原　講師	3・4	前期 4	4	甲南大学准教授
特別講義「外交史」	中嶋　講師	3・4	後期 4	4	大阪大学大学院教授
特別講義「Introduction to European Law」	コッティオール　准教授	2・3・4	前期 2	2	
特別講義「Japanese Politics from a Comparative Perspective」	ヒジノ　教授	2・3・4	後期 2	2	
特別講義「International History 1900 to the Present」	マーフィー　准教授	2・3・4	前期 2	2	
特別講義「Labor　Law in Europe」	マーツァール　特別招へい教授	3・4	後期集中 2	2	
特別講義「現代社会と弁護士」	山本(敬)教授ほか	1・2・3	後期 2	2	実務関連特別科目 大江橋法律事務所寄附講義
特別講義「現代社会と裁判」	小久保　教授ほか	2・3	前期 2	2	実務関連特別科目
特別講義「アセット・マネジメントの実務と法」	前田　教授、砂川　教授ほか	3・4	後期 2	2	実務関連特別科目　日本証券投資顧問業協会・投資信託協会寄附講義
特別講義「生命保険の実務と法」	洲崎　教授ほか	3・4	後期 2	2	実務関連特別科目　日本生命寄附講義
特別講義「金融法と銀行実務」	潮見　教授ほか	3・4	前期 2	2	隔週開講、実務関連特別科目 三井住友銀行寄附講義
特別講義「信託法の理論と実務」	橋本　教授ほか	3・4	後期 2	2	実務関連特別科目 三井住友信託銀行寄附講義
特別講義「国際企業取引の実務と法」	西谷　教授ほか	3・4	前期 2	2	実務関連特別科目　住友商事寄附講義
ミクロ経済学 1	若井　教授	2・3・4	前期 2	2	
ミクロ経済学 2	若井　教授	2・3・4	後期 2	2	
社会経済学 1	八木　講師	2・3・4	前期 2	2	京都大学名誉教授
財政学	諸富　教授	2・3・4	前期 2	2	
金融論	島本　教授	2・3・4	前期 2	2	
経済史 1	坂根　講師	2・3・4	前期集中 2	2	広島修道大学教授
経済史 2	渡邊　教授	2・3・4	後期 2	2	
世界経済論	岩本　教授	3・4	前期 2	2	
金融政策	翁　講師	3・4	前期 2	2	法政大学客員教授
経済政策論	黒澤　教授	3・4	後期 2	2	
経済統計学	矢野　教授	3・4	後期 2	2	
会計学 1	宮本　講師	3・4	前期 2	2	神戸学院大学教授
会計学 2	藤井　教授	3・4	後期 2	2	
経済学史	根井　教授	3・4	前期 2	2	
欧米経済史	坂出　准教授	3・4	後期 2	2	

注：本表、担当教員欄で講師とあるのは非常勤講師である。

（演習）

授業科目	担当教員	配当学年	毎週時間	単位	備　　考
演習（法社会学）	船越　教授	3・4	前期 2	2	
演習（日本法制史）	伊藤　教授	3・4	前期 2	2	
演習（ローマ法）	佐々木　教授	3・4	前期 2	2	
演習（英米法）	木南　教授	3・4	前期 2	2	
演習（憲法）	毛利　教授	3・4	前期 2	2	
演習（憲法）	曽我部　教授	3・4	前期 2	2	
演習（行政法）	原田　教授	3・4	前期 2	2	
演習（租税法）	岡村　教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際法）	淺田　教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際機構法）	濵本　教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	潮見　教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	山本（敬）教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	横山　教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	橋本　教授	3・4	前期 2	2	
演習（民法）	吉政　教授	3・4	前期 2	2	
演習（商法）	洲崎　教授	3・4	前期 2	2	
演習（商法）	前田　教授	3・4	前期 2	2	
演習（商法）	北村　教授	3・4	前期 2	2	
演習（商法）	齊藤　教授	3・4	前期 2	2	
演習（経済法）	川濵　教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際私法）	中西（康）教授	3・4	前期 2	2	
演習（労働法）	村中　教授	3・4	前期 2	2	
演習（社会保障法）	稲森　教授	3・4	前期 2	2	
演習（刑法）	塩見　教授	3・4	前期 2	2	
演習（刑法）	安田　教授	3・4	前期 2	2	
演習（刑事訴訟法）	堀江　教授	3・4	前期 2	2	
演習（政治原論）	建林　教授	3・4	前期 2	2	
演習（政治過程論）	近藤（正）教授	3・4	前期 2	2	
演習（比較政治学）	島田（幸）教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際政治学）	中西（寛）教授	3・4	前期 2	2	
演習（国際政治経済分析）	鈴木（基）教授	3・4	前期 2	2	
演習（政治史）	唐渡　教授	3・4	前期 2	2	
演習（日本政治外交史）	奈良岡　教授	3・4	前期 2	2	
演習（政治思想史）	森川　教授	3・4	前期 2	2	
演習（法社会学）	船越　教授	3・4	後期 2	2	
演習（ローマ法）	佐々木　教授	3・4	後期 2	2	
演習（東洋法史）	鈴木（秀）教授	3・4	後期 2	2	
演習（英米法）	木南　教授	3・4	後期 2	2	
演習（ドイツ法）	服部　教授	3・4	後期 2	2	
演習（憲法）	土井　教授	3・4	後期 2	2	
演習（憲法）	曽我部　教授	3・4	後期 2	2	
演習（行政法）	仲野　教授	3・4	後期 2	2	
演習（国際法）	酒井　教授	3・4	後期 2	2	
演習（国際機構法）	濵本　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	潮見　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	山本（敬）教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	横山　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	橋本　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民法）	吉政　教授	3・4	後期 2	2	
演習（商法）	前田　教授	3・4	後期 2	2	
演習（商法）	白井　教授	3・4	後期 2	2	
演習（経済法）	和久井　教授	3・4	後期 2	2	
演習（知的財産法）	愛知　教授	3・4	後期 2	2	
演習（民事訴訟法）	山田　教授	3・4	後期 2	2	
演習（国際取引法）	西谷　教授	3・4	後期 2	2	
演習（労働法）	村中　教授	3・4	後期 2	2	
演習（刑法）	髙山　教授	3・4	後期 2	2	
演習（刑法）	安田　教授	3・4	後期 2	2	
演習（政治過程論）	近藤（正）教授	3・4	後期 2	2	
演習（比較政治学）	島田（幸）教授	3・4	後期 2	2	
演習（アメリカ政治）	待鳥　教授	3・4	後期 2	2	
演習（国際政治学）	中西（寛）教授	3・4	後期 2	2	
演習（国際政治経済分析）	鈴木（基）教授	3・4	後期 2	2	
演習（政治史）	唐渡　教授	3・4	後期 2	2	
演習（日本政治外交史）	奈良岡　教授	3・4	後期 2	2	
演習（政治思想史）	森川　教授	3・4	後期 2	2	
演習（行政学）	曽我　教授	3・4	後期 2	2	

表 2-22　法学部学生の学年別在学状況（人）

年　度	区　分	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生	留年者	在学者合計
平成 28 年 4 月 1 日	在学者数	338	337	336	341	165	1,517
	休学者数	0	0	0	0	5	5
平成 29 年 4 月 1 日	在学者数	340	334	339	329	164	1,506
	休学者数	0	1	2	2	8	13
平成 30 年 4 月 1 日	在学者数	337	340	339	335	152	1,503
	休学者数	0	0	2	3	6	11
平成 31 年 4 月 1 日	在学者数	338	335	340	327	149	1,489
	休学者数	0	1	2	2	8	13
令和 2 年 4 月 1 日	在学者数	339	337	337	317	154	1.484
	休学者数	0	0	0	2	7	9

注：第 3 年次編入学生は該当回生に含める。休学者数は内数。

表 2-23　法学部卒業者数及び大学院進学・就職状況（人）

卒業年	卒業者数	大学院進学・就職者数								
		大学院等進学	司法修習生	国家公務員	外交官	地方公務員	銀行	保険・証券	製造業	サービス他
平成 28 年度卒業	336 男性 240 女性　96	100 男性 77 女性 23	0	21 男性 10 女性 11	0	13 男性 10 女性　3	37 男性 27 女性 10	15 男性 9 女性 6	32 男性 22 女性 10	118 男性 85 女性 33
平成 29 年度卒業	325 男性 235 女性　90	80 男性 56 女性 24	0	20 男性 13 女性　7	0	13 男性 9 女性 4	23 男性 21 女性　2	24 男性 18 女性　6	26 男性 21 女性　5	139 男性 97 女性 42
平成 30 年度卒業	329 男性 238 女性　91	80 男性 54 女性 26	0	22 男性 10 女性 12	0	12 男性 9 女性 3	22 男性 18 女性　4	23 男性 17 女性　6	24 男性 20 女性　4	146 男性 110 女性　36
令和元年度卒業	326 男性 224 女性 102	105 男性 62 女性 43	0	18 男性 14 女性　4	0	9 男性 6 女性 3	19 男性 11 女性　8	16 男性 9 女性 7	18 男性 13 女性　5	141 男性 109 女性　32
令和 2 年度卒業	357 男性 257 女性 100	108 男性 72 女性 36	0	23 男性 18 女性　5	0	15 男性 7 女性 8	21 男性 17 女性　4	15 男性 13 女性　2	23 男性 16 女性　7	152 男性 114 女性　38

※ 9 月卒業を含む。
※ 上段：各枠の人数　下段：内訳人数

表 2-24　法学部 日本学生支援機構奨学生数（人）

（貸与型）

区　分	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生	計
平成 28 年度	47	64	64	73	248
平成 29 年度	47	49	69	65	230
平成 30 年度	57	53	47	68	225
令和元年度	38	62	54	47	201
令和 2 年度	46	39	54	54	193

（給付型）

区　分	1 回生	2 回生	3 回生	4 回生	計
平成 28 年度	—	—	—	—	—
平成 29 年度	—	—	—	—	—
平成 30 年度	—	—	—	—	—
令和元年度	3	6	0	0	9
令和 2 年度	20	23	26	19	88

※ 令和元年度より。

表 2-25　法学部 授業料免除出願者数・免除者数（人）（現行制度・新制度）

区　分		平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
		前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期	計	前期	後期	計
現行	出願者数	141	160	301	138	149	287	120	139	259	111	128	239
	全額免除	79	78	157	105	88	193	72	74	146	94	106	200
	半額免除	21	42	63	1	23	24	26	38	64	0	1	1

区　分		令和 2 年度		
		前期	後期	計
新	申請者数	115	81	196
	Ⅰ（満額）	50	49	99
	Ⅱ（2/3）	20	19	39
	Ⅲ（1/3）	15	12	27

注 1：新制度は令和 2 年度から。
注 2：現行制度と新制度は重複あり。

図 3　法学論叢

表 4-1　教員定数の充足状況　（各年度 5 月 1 日現在）

区　分		教授	准教授	講師	助教 助手	計	充足率 （%）
法人化前	16.3.31 定員	69	30	1	9	109	88.07
	現　員	55	17	2	22	96	
法人化後	16.4.1 定員	69	30	1	9	109	—
平成 30 年度	30.4.1 定員	65	26	1	3	95	90.52
	現　員	53(7)	15	1	17	86(7)	
令和元年度	31.4.1 定員	65	24	1	3	93	101
	現　員	55(7)	16	2	21	94(7)	
令和 2 年度	2.4.1 定員	71	24	1	3	99	93.93
	現　員	56(7)	17	2	18	93(7)	
令和 3 年度	3.4.1 定員	71	23	1	3	98	94.89
	現　員	58(7)	13	3	19	93(7)	

注 1：(　)内の数字は、博士後期課程の専任教員でもある公共政策大学院及び国際高等教育院の専任教員数を示し、内数。
注 2：平成 26 年度以降の助教・助手欄には、特定助教を含む。特定助教は定員を担保として雇用しているため、充足率が 100%を超える。

表 4-2　教授・准教授就任状況

職	氏　名	異動年月日	異動内容	前　職
教　授	和久井　理子	H31.4.1	採　用	大阪市立大学　特任教授
教　授	HIJINO, Ken Victor Leonard	R2.4.1	昇　任	京都大学大学院法学研究科　准教授
教　授	白井　正和	R2.4.1	採　用	同志社大学　教授
教　授	本多　俊雄	R2.4.1	採　用	大阪高等裁判所　判事
教　授	牧野　展久	R2.4.1	採　用	神戸地方検察庁姫路支部　検事
教　授	木村　敦子	R2.12.1	昇　任	京都大学大学院法学研究科　准教授
教　授	稲谷　龍彦	R3.3.1	昇　任	京都大学大学院法学研究科　准教授
教　授	山下　徹哉	R3.3.1	昇　任	京都大学大学院法学研究科　准教授
特定准教授	ALVAREZ ORTEGA, Miguel	R2.2.16	採　用	セビリア大学　准教授
准　教　授	音無　知展	R2.4.1	採　用	京都大学大学院法学研究科博士後期課程

表 4-3　助教・特定助教採用一覧　（各年度 4 月 1 日現在）

区　分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
研究助教	学　卒	0	0	0	0
	院　修　了	15	16	20	17
	そ　の　他	0	0	0	0
特例助教		2	1	0	0

表 4-4　法学研究科・法学部における非常勤講師の採用数

区　分		29 年度	30 年度	元年度	2 年度
講 師 数	学 内	0	0	0	0
	学 外	114	130	120	114
計		114	130	120	114

表 4-5　専任教員の出身大学及び大学院（人）　（令和 3 年 5 月 1 日現在）

職　名	現員数	学部					大学院										備　考
							修士課程					博士課程					
		京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	
教授（男性）	51	38	9	0	3	1	27〔3〕	4	0	0	5	23	3	0	0	3	〔　〕は法科大学院卒　内数
教授（女性）	7	4	2	0	1	0	3〔1〕	1	0	1	0	2	0	0	1	0	
准教授（男性）	10	6	1	0	0	3	6〔4〕	0	0	0	3	5	0	0	1	2	〔　〕は法科大学院卒　内数
准教授（女性）	3	2	0	0	0	1	1〔1〕	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
講師（男性）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
講師（女性）	3	2	0	0	0	1	2	0	0	0	1	2	0	0	0	0	
助教・助手(男性)	16	5	4	0	3	3	13〔3〕	1	0	0	2	16	0	0	0	1	〔　〕は法科大学院卒　内数
助教・助手(女性)	3	1	1	0	1	0	2〔1〕	0	0	0	0	2	0	0	0	0	
計	93	58	17	0	8	9	54〔13〕	6	0	1	12	50	3	0	2	6	〔　〕は法科大学院卒　内数

注 1：本表には、法学研究科教授を併任する、公共政策大学院及び国際高等教育院教授 7 名を含む。
注 2：教授 2 名が、京都大学と外国大学の大学院修士課程の出身者であり、また、教授 1 名、助教 1 名が、京都大学と外国大学の大学院博士課程の出身者であり、両方の欄において 1 名として算入してある。
注 3：京都大学・法学研究科出身で、他大学専任教員の経験者は、教授 13 名である。
注 4：男女別割合は、男性 83%、女性 17%である。

表 4-6　研究者教員の出身大学及び大学院（人）　（令和 3 年 5 月 1 日現在）

職名	学部					大学院										備考
						修士課程					博士課程					
	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	京都大学	他の国立大学	公立大学	私立大学	外国の大学	
教授	40	9	0	4	1	30〔4〕	3	0	1	5	25	3	0	1	3	〔 〕は法科大学院卒　内数
准教授	8	1	0	0	3	7〔5〕	0	0	0	3	5	0	0	1	1	〔 〕は法科大学院卒　内数
講師	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	
助教・助手	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
計	48	10	0	5	5	37〔9〕	3	0	1	9	30	3	0	2	4	〔 〕は法科大学院卒　内数

注 1：本表には、法学研究科教授を併任する、公共政策大学院及び国際高等教育院教授 7 名を含む。
注 2：教授 2 名、京都大学と外国大学の大学院修士課程の出身者であり、また、教授 1 名が、京都大学と外国大学の大学院博士課程の出身者であり、両方の欄において 1 名として算入してある。
注 3：京都大学・法学研究科出身で、他大学専任教員の経験者は、教授 13 名である。

表 4-7　専任教員の年齢構成（人）　（令和 3 年 4 月 1 日現在）

	教授		准教授	講師	助教・助手	計
61 歳以上	11	(3)	0	1	0	12
56 歳～60 歳	11		0	0	0	11
51 歳～55 歳	10		0	0	0	10
46 歳～50 歳	12		0	0	0	12
41 歳～45 歳	10	(1)	3	0	1	14
36 歳～40 歳	4		6	0	1	11
31 歳～35 歳	0		3	1	2	6
26 歳～30 歳	0		1	1	15	17
25 歳以下	0		0	0	0	0
計	58	(4)	13	3	19	93

注：（　）内は、実務家教員数で内数。

表 4-8　TA（ティーチング・アシスタント）採用数（人）

		平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
TA 採用数	専門科目	12	15	18	17	16
	全学共通科目	1	1	4	2	2

表 4-9　RA（リサーチ･アシスタント）採用数（人）

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
RA 採用数	22	17	23	20	24

図 5　管理運営組織図（令和 3 年 4 月 1 日現在）

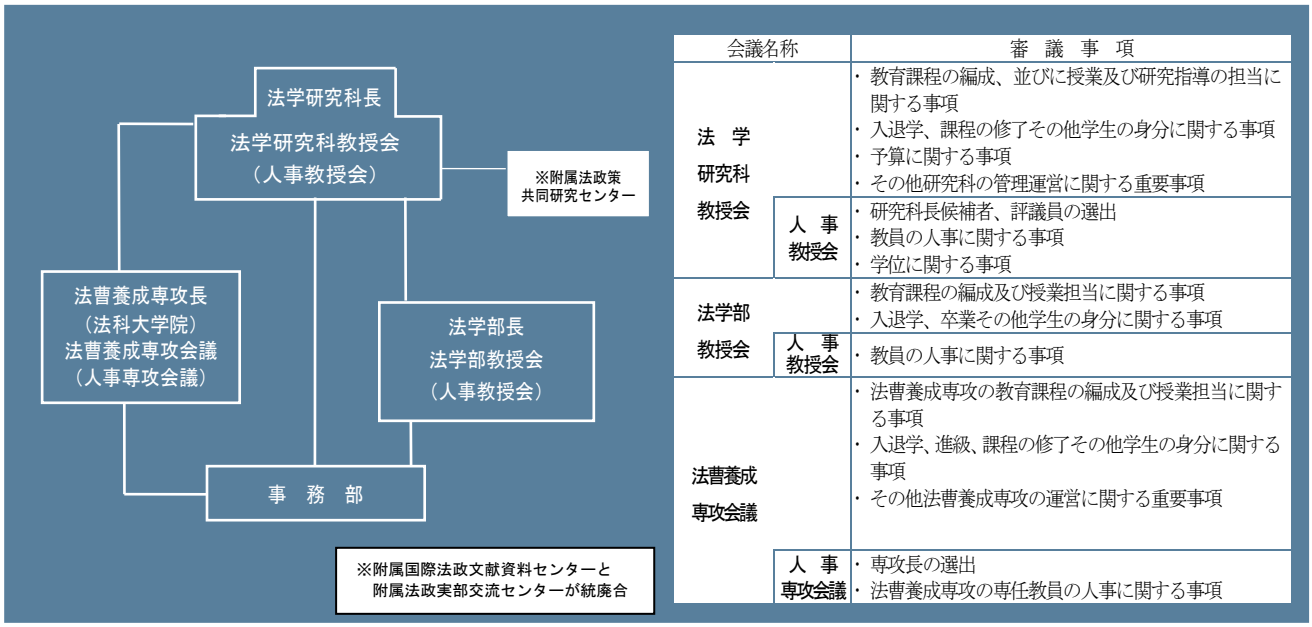

表 5-1　法学研究科委員会委員名簿　（平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

委員会名	構　成	主任・幹事等		所管事項
		元年度	2 年度	
研究科運営委員会	研究科長、副研究科長、前研究科長、制度委員会幹事、教務主任、経理主任	***	***	研究科の運営に関する事項
人事調整委員会	研究科長、副研究科長、教授 5 名	***	***	研究科の人事に関する事項
客員教授定員運用委員会	研究科長、副研究科長、法政実務交流センター長、教務主任、教授 2 名	***	***	客員教授定員に関する運用計画の作成
制度委員会	研究科長、副研究科長、前研究科長、専攻長、教務主任、教授 9 名	酒井	酒井	研究科・学部に関する諸規程の制定、改廃等に関する事項
研究科将来計画検討委員会	研究科長、副研究科長、教授 11～12 名	中西寛	中西寛	研究科の将来計画について審議
特色入試検証ワーキンググループ	教授・准教授 3 名	川濵	川濵	特色入試検証に関する事項
人文社会科学系分野の検討にかかる点検作業に関するワーキンググループ	将来計画検討委員会幹事、教務主任、教育制度委員会委員、法曹養成専攻教務主任、教授・准教授 6 名	中西寛	中西寛	人文社会科学系分野の検討にかかる点検作業に関する事項
3 つのポリシーの見直しに関するワーキンググループ	教務主任、教育制度委員会委員、法曹養成専攻教務主任、教授 1 名	笠井	笠井	3つのポリシーの見直しに関する事項
研究者養成推進ワーキンググループ	教授 4 名	橋本	橋本	研究者養成の推進についての検討
教科委員会	制度委員会委員、准教授委員 2 名	酒井	酒井	カリキュラム編成等について審議
法学研究科評価委員会	運営委員会委員、法曹養成専攻評価委員会主任、教授 2 名	土井	土井	自己点検・評価、内部評価に関する事項
敷地・建物計画委員会	研究科長、図書主任、教務主任、法曹養成専攻施設・設備・情報委員会主任、教授 5 名	稲森	森川	建築物・敷地その他の施設に関する基本計画並びに将来計画についての調査・立案
経理委員会	図書主任、法政実務交流センター長、法曹養成専攻財政検討委員会幹事、敷地・建物主任、教授 5 名	土井	土井	概算要求・予算配分・執行等について審議
図書委員会	教授、准教授 8 名	濵本	濵本	図書の購入・選定・利用方法等図書室の管理運営に関する事項
外部評価実施委員会	教授 4 名	森川	森川	教育・研究活動に関する外部評価の企画
教務委員会	法曹養成専攻教務委員会主任、公共政策大学院教務主任、全学 FD 研究検討委員、教授 4 名	橋本	橋本	時間割、カリキュラム、試験等教務全般
学部の FD のためのワーキング・グループ	教務主任、教務副主任、教務委員会委員 2 名	***	***	評価等の大きな課題に対処するための事項
補導委員会	学生生活委員、前学生生活委員、学生生活委員（代理）、教授・准教授 5～6 名	安田	山田	学生補導に関する事項
部局人権委員会	研究科長、副研究科長 2 名、教授 8 名	***	***	同和・人権問題に関する調査
研究科国際交流委員会	教授 5 名	西谷	愛知	大学院・学部の留学生問題及び全学委員会への対応について検討
ホームページ管理委員会	教授 2 名、ホームページ部局運用責任者	稲森	鈴木秀	法学研究科ホームページの管理運用
広報委員会	教授 5 名	船越	船越	法学研究科・法学部の広報に関する事項
部局情報公開実施委員会	研究科長、教授 3 名	服部	仲野	部局情報公開委員会の事項について実施
部局情報セキュリティ委員会	研究科長、教授 5 名、公共政策連携研究部長	橋本	仲野	情報セキュリティに関する事項
就職支援等検討委員会	教授、准教授 4 名	前田	前田	
法政実務交流センター運営委員会	研究科長、センター長、センターの教授・准教授、特別教授、客員教授、教授・准教授 8 名	塩見	塩見	センターの予算、情報の収集・分析・提供、共同プロジェクトの組織・運営に関する事項
国際法政文献資料センター運営委員会	研究科長、附属図書館長、センター長、図書主任、教授 4 名	中西康	中西康	センターの予算、文献、資料の収集、利用等管理運営に関する事項
部局安全衛生委員会	評議員（選挙選出）、敷地・建物計画委員会幹事、補導委員会幹事、経理主任、衛生管理者若干名	中西寛	中西寛	部局長に助言等を行うための安全衛生に関する事項
特定助教雇用計画委員会	研究科長、評議員（選挙選出）、プロジェクト長、プロジェクトを構成する教授又は准教授 1 名	***	***	プロジェクトに係る助教雇用に関する事項

委員会名	構　成	主任・幹事等		所管事項
		元年度	2 年度	
外部資金特定助教雇用計画委員会	研究科長、副研究科長 1 名、プロジェクト長 1 名、教授 4 名	***	***	
国際化対応特定准教授雇用計画委員会	研究科長、副研究科長 1 名、プロジェクト長、教授 3 名	＿＿	***	
特別研究員雇用計画委員会	研究科長、評議員（選挙選出）、プロジェクト長、プロジェクトを構成する教授又は准教授 1 名	***	***	プロジェクトに係る研究員雇用に関する事項
機能強化経費プロジェクトチーム	教務主任、教授 8 名	服部	服部	
京都大学博士後期課程特別進学支援制度奨学生候補者選考委員会	副研究科長 1 名、教授 3 名	***	***	特別進学支援制度奨学生の選考に関する事項
修士課程奨学金受給者選考委員会	研究科長、評議員（選挙選出）、教授 4 名	***	***	修士課程奨学金受給者選考に関する事項
男女共同参画推進委員会	教授 3 名、准教授 2 名	曽我部	曽我部	
研究員雇用計画委員会	研究科長、評議員（選挙選出）、プロジェクト長、プロジェクトを構成する教授又は准教授	***	***	
特定研究学生選考委員会	研究科長、副研究科長、教授 6 名	***	***	
研究データ保存等管理委員会	教授 5 名	曽我	曽我	
ELCAS 実施委員会	教授・准教授 5 名	佐々木	佐々木	
評価指標達成促進経費に関する評価指標検討タスクフォース	研究科長、将来計画検討委員会幹事、教授 2 名	＿＿	＿＿	
学部留学生受入・学修支援委員会	研究科長、副研究科長 1 名、教授 6 名	髙山	髙山	
法曹養成専攻制度委員会	専攻長、副専攻長、教授 4 名	中西康／横山	横山	法曹養成専攻（法科大学院）の諸規程の制定・改廃に関する事項
法曹養成専攻人事委員会	専攻長、副専攻長、教務主任、教授 4 名	***	***	法曹養成専攻（法科大学院）の人事に関する事項
法曹養成専攻財政検討委員会	専攻長、教務主任、施設・設備・情報委員会主任、教授 3 名	伊藤／服部	服部	法曹養成専攻（法科大学院）の予算要求・配分・執行等に関する事項
法曹養成専攻教務委員会	制度委員会委員、担任委員会主任、教授・准教授 2 名	中西康／齊藤	堀江／愛知	法曹養成専攻（法科大学院）の時間割、カリキュラム、試験等の教務全般に関する事項
法曹養成専攻教務委員会法科大学院支援・連携ワーキンググループ	専攻長、副専攻長、教務主任、教授 6～7 名	中西康／横山	横山	
法曹養成専攻教務委員会教育課程等検討ワーキンググループ	教務主任、教授 5 名	横山	横山	
法曹養成専攻担任委員会	教授・准教授 5 名	髙山	鈴木秀	法曹養成専攻（法科大学院）の未修・既修 3 年次生出願枠入学学生の学習・生活指導に関する事項
法曹養成専攻臨床教育実施委員会	教授・准教授 5 名	北村／堀江	堀江	法曹養成専攻（法科大学院）の臨床教育の実施に関する事項
法曹養成専攻施設・設備・情報委員会	専攻長、副専攻長、教授・准教授 4 名	安田／中西康	中西康	法曹養成専攻（法科大学院）の施設、設備に関する計画・立案等に関する事項
法曹養成専攻評価委員会	専攻長、副専攻長、教授・准教授 3 名	堀江／齊藤	齊藤	法曹養成専攻（法科大学院）の外部評価等に関する事項
法曹養成専攻広報委員会	専攻長、副専攻長、教授・准教授 5 名	髙山／船越	船越	法曹養成専攻（法科大学院）の広報活動等に関する事項
法曹養成専攻電子データ処理委員会	教務主任、入学者選抜委員会 WG 主任教授・准教授 3 名	服部／安田	安田	法曹養成専攻（法科大学院）の入試データの処理・管理に関する事項
法曹養成専攻実務基礎教育・理論教育連携委員会	教務主任、教授 8 名（うち実務家教員 3 名）、特別教授 1 名	中西康／横山	横山	法曹養成専攻（法科大学院）の実務基礎教育・理論教育の連携に関する事項
法曹養成専攻学生・修了者支援委員会	専攻長、副専攻長、教務主任、教授・准教授 6～7 名	笠井／山田	山田	法曹養成専攻（法科大学院）の就職支援にかかる制度に関する事項
法曹養成専攻学生・修了者支援委員会　未修者支援ワーキンググループ	専攻長、教務主任、担任委員会主任、教授・准教授 1～2 名	齊藤／池田	池田	

表 5-2　各種委員会委員名簿（全学委員会等）　（平成 31 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

委員会等名称	任期	委員及び任期終了年月日等
京都大学人権委員会委員	2 年	山田(31.4.1-3.3.31)、北村(31.4.1-3.3.31)
京都大学人事審査委員会委員	2 年	川濵(30.4.1-2.3.31)、安田(31.4.1-3.3.31)、中西康(2.4.1-4.3.31)
人事制度検討会	2 年	研究科長、村中(31.4.1-3.3.31)
男女共同参画推進センター・就労支援事業ワーキンググループ	2 年	横山(30.10.1-2.9.30)、船越(30.10.1-2.9.30)
男女共同参画推進センター・育児・介護支援事業ワーキンググループ	2 年	齊藤(30.10.1-2.9.30)
広報委員会	2 年	高谷(2.4.1-4.3.31)
京都大学労働時間短縮推進委員会委員	***	村中
京都大学大学文書館運営協議会	***	研究科長、奈良岡(31.4.1-3.3.31)
環境安全保健委員会	2 年	研究科長
戦略調整会議	2 年	土井(30.10.1-2.9.30)
京都大学同窓会役員	2 年	安田(31.4.1-3.3.31)
京都大学ホームページ部局運用責任者	***	岡村(9.12.1-)
京都大学学術出版会社員	2 年	伊藤孝(31.4.1-3.3.31)
本部等構内交通委員会	***	岡村(21.4.1-)
総長選考会議	***	研究科長
京都大学企画委員会	2 年	研究科長
京都大学大学評価委員会	***	研究科長、橋本(26.11.1-2.3.31)、中西康(2.4.1-4.3.31)
京都大学大学評価委員会　点検・評価実行委員会	2 年	土井(31.4.1-3.3.31)
京都大学百二十五年史編集委員会	***	奈良岡(29.4.1-　)
学生の安全対策検討ワーキンググループ委員	***	塩見
学生生活委員会	2 年 (1 年)	山田(31.4.1-2.3.31)、西谷(2.4.1-3.3.31)
学生生活委員会（代理）	2 年 (1 年)	西谷(31.4.1-2.3.31)、濵本(2.4.1-3.3.31)
京都大学教職教育委員会	2 年	橋本(31.4.1-3.3.31)
京都大学教職教育委員会教職科目連絡小委員会	1 年	髙山(31.4.1-2.3.31)、山田(2.4.1-3.3.31)
教務事務電算管理運営委員会	2 年	髙木(30.4.1-2.3.31)、中西康(2.4.1-4.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会	2 年	森川(30.10.1-2.9.30)、稲森(2.10.1-4.9.30)
国際高等教育院企画評価専門委員会　地域・文化部会	1 年	待鳥(31.4.1-2.3.31)、島田(2.4.1-3.3.1)
国際高等教育院企画評価専門委員会　情報学部会	1 年	建林(31.4.1-2.3.31)、曽我(2.4.1-3.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　数学部会	1 年	川濵(31.4.1-2.3.31)、川濵(2.4.1-3.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　物理学部会	1 年	鈴木秀(31.4.1-2.3.31)、鈴木秀(2.4.1-3.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　英語部会	1 年	齊藤(31.4.1-2.3.31)、齊藤(2.4.1-3.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　初修外国語部会	1 年	西谷(31.4.1-2.3.31)、西谷(2.4.1-3.3.31)
国際高等教育院企画評価専門委員会　データ科学部会	1 年	川濵(31.4.1-2.3.31)、川濵(2.4.1-3.3.31)
オープンキャンパス委員会	1 年	西谷(31.1.1-1.12.31)、中西康(2.1.1-2.12.31)
高等教育研究開発推進センター協議会	2 年	木南(31.4.1-3.3.31)
高等教育研究開発推進センター教育コンテンツ活用推進委員会	2 年	船越(31.4.1-3.3.31)
教育制度委員会	2 年	笠井(31.4.1-3.3.31)
補導会議	***	研究科長
全学共通教育実施体制等特別委員会	***	学部長
日本学生支援機構京都大学委員部	1 年	学生生活委員、学生生活委員代理
動物実験委員会	2 年	佐々木(30.10.1-2.9.30)、佐々木(2.10.1-4.9.30)
産官学連携本部運営協議会	2 年	研究科長
京都大学産学共同実用化促進事業実施委員会	***	山本克、横山
京都大学研究公正調査委員会	***	潮見(31.4.1-2.9.30)
研究活動上の行動規範に関する審査委員会	***	横山(30.9.11-2.3.31)、淺田(30.9.11-2.3.31)、 潮見(30.9.11-2.3.31)、北村(30.9.11-2.3.31)、 横山(2.4.1-2.9.30)、中西寛(1.5.1-2.3.31)、 北村(2.4.1-2.9.30)
国際教育委員会国際学生交流委員会	***	西谷(29.7.1-1.6.30)、愛知(1.7.1-3.6.30)
国際戦略本部国際課推進懇談会	***	西谷(29.7.1-1.6.30)、愛知(1.7.1-3.6.30)
国際戦略本部運営協議会全学海外拠点運営専門部会	2 年	西谷(30.10.1-2.9.30)、横山(2.12.10-4.9.30)
留学生担当教員連絡会	***	辻井
アジア未来リーダー育成奨学会プログラム小委員会	2 年	伊藤(30.4.1-2.3.31)、伊藤(2.4.1-4.3.31)
情報環境機構 KUINS 利用負担金検討委員会	2 年	愛知(31.4.1-3.3.31)
情報環境機構教育システム運用委員会	2 年	堀江(30.4.1-2.3.31)、中西康(2.4.1-4.3.31)

委員会等名称	任期	委員及び任期終了年月日等
京都大学学術情報メディアセンター全国共同利用運営委員会	2 年	川濱(30.4.1-2.3.31)
全学情報セキュリティ委員会	***	研究科長(15.11.18-)、岡村(31.4.1-3.3.31)
全学情報セキュリティ委員会常置委員会	1 年	研究科長、岡村(31.4.1-2.3.31) 研究科長、岡村(2.4.1-3.3.31)
京都大学全学情報セキュリティ幹事会	2 年	橋本(30.4.1-2.3.31)
部局情報セキュリティ技術責任者	2 年	橋本(30.4.1-2.3.31)、仲野(2.4.1-4.3.31)
情報環境整備委員会	2 年	研究科長
研究者情報整備委員会	***	研究科長
京都大学施設整備委員会	***	研究科長
附属図書館協議会協議員（2.5～図書館協議会）	2 年	濵本(1.4.1-2.9.30)、濵本(2.10.1-4.9.30)
選書小委員会	1 年	曽我部(30.6.19～1.6.18)、曽我部(1.6.19～2.6.18)、 高谷(2.6.19～3.6.18)
人文科学研究所附属現代中国研究センター運営委員会	1 年	鈴木　秀(31.4.1～2.3.31)、鈴木　秀(2.4.1～3.3.31)
医学部附属病院医薬品等臨床研究審査委員会	2 年	木村(31.4.1～3.3.31)

表 6-1　国立大学法人事業費（法学研究科・法学部）

＜令和元年度＞　　（単位　千円）

令和元年度支出決算		（左記のうち、大学運営費交付金経費別決算）		
科　目　名	支出決算額	事　項　名	経費別決算額	
大学運営費交付金	411,447	図書経費	99,274	
受託研究事業費	20,885	図書関連（ジャーナル・データベース負担金）	1,997	
寄附金（元年度執行額）	16,219	附属国際法政文献資料センター経費	4,000	
		法政実務交流センター経費	992	
預かり科学研究費補助金等	106,345	法科大学院運営費	37,429	
		中央経費	85,532	
		備品費		2,127
		消耗品費		7,120
		印刷製本費		3,727
		通信運搬費		1,029
		雑役務費		24,172
		複写経費		4,490
		保守経費		4,847
		施設整備費		1,988
		職員厚生経費		27
		賃金		27,650
		環境賦課金		613
		施設修繕計画		6,466
		入退館管理システム更新		1,276
		奨学金	13,700	
		情報関連費	693	
		特定事業実施経費	77,886	
		プロジェクト分（国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成）		29,399
		政策課題対応分（エビデンスベース社会構築事業）		500
		大学改革強化推進事業		1,163
		ティーチング・アシスタント経費		1,106
		リサーチ・アシスタント経費		1,145
		研究支援体制プロジェクト		1,828
		非常勤講師手当		7,097
		各所建物修繕費		9,289
		総長裁量経費（若手出版助成）		4,000
		総長裁量経費（グローバル化の中での比較法文化論）		6,400
		重点戦略アクションプラン（国際学術ネットワーク強化推進事業）		876
		ILAS セミナー開設支援経費		50
		全学経費（法曹基礎プログラム設置準備等経費）		2,501
		若手研究者スタートアップ研究費		1,965
		ジョン万プログラム		150
		センター試験協力経費		158
		白眉プロジェクト		4,800
		若手重点戦略プロジェクト		5,459
		光熱水料等共通経費	27,982	
		全宅共通教育経費	18,054	
		旅費等	14,012	
		限定事業	16,153	
		文系共通事務部負担経費	13,743	
合　　計	554.896	合　　計	411,447	

＜令和 2 年度＞

令和 2 年度支出決算		（左記のうち、大学運営費交付金経費別決算）		
科　目　名	支出決算額	事　項　名	経費別決算額	
大学運営費交付金	436,821	図書経費	109,791	
受託研究事業費	19,082	図書関連（ジャーナル・データベース負担金）	2,013	
寄附金（令和 2 年度執行額）	16,100	附属国際法政文献資料センター経費	4,000	
		法政実務交流センター経費	1,132	
預かり科学研究費補助金等	105,608	法科大学院運営費	33,875	
		中央経費	81,162	
		備品費		5,436
		消耗品費		8,566
		印刷製本費		1,988
		通信運搬費		1,117
		雑役務費		14,847
		複写経費		2,474
		保守経費		6,748
		施設整備費		1,912
		職員厚生経費		18
		賃金		30,973
		環境賦課金		628
		施設修繕計画		6,455
		奨学金	15,700	
		情報関連費	694	
		特定事業実施経費	62,984	
		プロジェクト分（国際競争力・貢献力ある法学研究者養成拠点の形成）		30,580
		政策課題対応分（エビデンスベース社会構築事業）		500
		ティーチング・アシスタント経費		3,148
		リサーチ・アシスタント経費		1,080
		研究支援体制プロジェクト		2,038
		非常勤講師手当		7,307
		総長裁量経費（若手出版助成）		4,000
		総長裁量経費（グローバル化の中での比較法文化論）		1,200
		若手研究者スタートアップ研究費		2,000
		研究活動推進事業（いしずえ）		700
		ILAS セミナー開設支援経費		60
		全学経費（法曹基礎プログラム設置準備等経費）		300
		全学経費（教育環境改善事業）		2,953
		対面授業を実施するうえで必要な機器類		3,148
		白眉プロジェクト		2,800
		私費留学生支援		1,170
		光熱水料等共通経費	22,343	
		全学共通教育経費経費	17,419	
		旅費等	14,676	
		限定事業	55,627	
		文系共通事務部負担経費	15,405	
合　　計	577,611	合　　計	436,821	

表 6-2　外部資金の種類と受入

【法学】　（単位　千円）

年　度	奨学寄附金		科学研究費助成事業					研究拠点形成費等補助金	国立大学改革強化推進補助金		研究大学強化促進費補助金	法科大学院	
			研究代表者			研究分担者（研究代表者が別の研究機関に属する場合）		リーディング大学院構築事業	国立大学法人国際競争力強化事業	国立大学経営改革促進事業	研究大学強化促進事業		
			件数	直接	間接	件数	分担金						
28 年度	15 件	27,420	54 件	105,700	30,360	31 件	8,305	300	---	---	---	0 件	---
29 年度	17 件	29,170	66 件	105,290	25,260	40 件	11,383	300	2,300	---	3,000	0 件	---
30 年度	11 件	17,240	75 件	109,994	26,010	47 件	16,374	---	168	---	2,685	0 件	---
元年度	14 件	22,230	69 件	97,923	25,348	57 件	13,004	---	---	---	---	0 件	---
2 年度	17 件	29,480	66 件	106,586	28,620	43 件	9,173	---	---	2,460	400	0 件	---

【公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分】　（単位　千円）

年　度	奨学寄附金		科学研究費助成事業					研究拠点形成費等補助金	国立大学改革強化推進補助金	研究大学強化促進費補助金
			研究代表者			研究分担者（研究代表者が別の研究機関に属する場合）		リーディング大学院構築事業	国立大学経営改革促進事業	研究大学強化促進事業
			件数	直接	間接	分担金				
28 年度	1 件	6,000	7 件	10,300	2,430	8 件	1,350	300	---	---
29 年度	1 件	6,000	10 件	15,600	3,510	6 件	1,150	150	---	---
30 年度	0 件	0	8 件	16,380	4,770	9 件	1,820	---	---	---
元年度	3 件	7,149	13 件	27,456	7,080	6 件	2,150	---	---	---
2 年度	3 件	6,500	12 件	16,500	3,750	12 件	3,217	---	4,262	361

表 6-3　奨学寄附金

＜令和元年度＞

研究代表者	寄　附　の　目　的	受入金額（千円）
山本　敬三	京都大学法学部特別講義開講支援金	1,000
山本　敬三	法学部における教育研究助成	11,500
和久井　理子	情報通信と競争政策に関する研究・教育	1,000
曽我部　真裕	憲法の研究・教育の支援	1,500
川濵　昇	経済法における教育・研究等助成	500
川濵　昇	独占禁止法における教育・研究助成	500
川濵　昇	情報通信の制度・政策に関する研究・教育等助成	1,000
曽我部　真裕	情報通信の制度・政策に関する研究・教育等助成	1,000
齊藤　真紀	企業法務分野研究	550
佐藤　団	中・東欧の中世都市法に関する比較研究	1,000
西村　真彦	冷戦「雪解け」下の日米安保体制	1,000
住永　佳奈	家族における信託を通じた資産の形成・移転に関する課税の包括的検討	500
西内　康人	リスク資産売買の賠償範囲の法学的・経済学的説明可能性	700
横山　美夏	グローバル社会と法－グローバルトレンドとローカル社会の架橋	480
小　　計	14 件	22,230
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕		
公共政策連携研究部院長	公共政策連携研究部教育の支援	5,000
岩本　武和	非伝統的金融政策とその正常化が国際資本フローを通じて新興国市場へ波及する効果	1,000
岡　　敏弘	岡　敏弘教授の教育・研究助成	1,149
小　　計	3 件	7,149
合　　計	17 件	29,379

＜令和 2 年度＞

研究代表者	寄　附　の　目　的	受入金額（千円）
笠井　正俊	法科大学院教育支援基金	50
山本　敬三	京都大学法学部特別講義開講支援金	1,000
山本　敬三	法学部における教育研究助成	11,500
山本　敬三	京都大学法学部教育支援基金	274
和久井　理子	情報通信と競争政策に関する研究・教育	1,000
音無　知展	憲法上の情報プライバシー権の実効的救済に関する研究	480
沼本　祐太	分担管理原則の比較法的研究	500
大泉　陽輔	戦前期日本における子どもの権利をめぐる法空間	500
曽我部　真裕	憲法の研究・教育の支援	500
曽我部　真裕	情報法における研究等助成	500
開出　雄介	国家責任法の歴史的展開の再検討–現在の議論の前提を問い直す–	2,800
稲谷　龍彦	実証法学の確立に向けた法学方法論の探究	5,000
山本　敬三	法学部災害支援（学生）（新型コロナウイルス被災支援）	3,000
曽我部　真裕	情報通信の制度・政策に関する研究・教育等助成	1,000
齊藤　真紀	企業法務分野研究	550
山下　徹哉	生保型傷害保険（災害関係特約）の約款規定の再検討	500
開出　雄介	外交的保護の構造転換－現在の国家責任法論の前提を問い直す－	326
小　　計	17 件	29,480
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕		
建林　正彦	公共政策連携研究部教育の支援	5,000
川濵　昇	独占禁止法における教育・研究助成	500
川濵　昇	情報通信の制度・政策に関する研究・教育等助成	1,000
小　　計	3 件	6,500
合　　計	20 件	35,980

表 6-4　科学研究費補助金
＜令和元年度＞

研究代表者	研　究　課　題	金　額（千円）	
		直接経費	間接経費
浅田　正彦	安全保障貿易管理の法秩序－安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言－	4,900	1,470
髙木　光	持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性	6,600	1,980
潮見　佳男	新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方	5,700	1,710
原田　大樹	グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析	7,000	2,100
浅田　正彦	安全保障貿易管理の法秩序－安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言－（H30 繰越）	2,700	0
大石　眞	国法と宗教法人の自治規範との対立・調整に関する研究：非営利法人の位置づけ再考	1,200	360
秋月　謙吾	中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究	2,600	780
岡村　忠生	ベイシスの高度化による法人課税の再生	2,500	750
横山　美夏	持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－	4,400	1,320
安田　拓人	刑事裁判における争点整理・事実認定の指導指針となるべき実体法解釈論の研究	3,900	1,170
山本　敬三	法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討	3,900	1,170
曽我　謙悟	中央省庁の組織形態と政策活動：大規模データセットに基づく時系列分析と省庁間比較	3,500	1,050
横山　美夏	持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－（H30 繰越）	930	0
堀江　慎司	新たな刑事司法制度における直接主義・当事者主義の意義に関する研究	500	150
土井　真一	立法及び裁判手続における立法事実の活用に関する研究	700	210
酒井　啓亘	国連平和維持機能の実効的実施と加盟国の国内法制度によるその実現	1,000	300
西谷　祐子	移民の社会的統合と法	700	210
北村　雅史	非営利法人の機関制度に関する会社法的考察	500	150
船越　資晶	ジェンダー法学の実用化－批判法学の汎用性－	800	240
Hijino Ken	A Cross-National Analysis of Regional Strongholds for Statewide Parties	800	240
待鳥　聡史	多元的政治制度における多数派形成の実証的研究	800	240
森川　輝一	根源的批判としての哲学の再構築－世間知の解体と刷新をめぐる比較思想史的研究	1,000	300
中西　　康	国際裁判管轄の規律における当事者意思の役割－準拠法との相互関係も視野に入れて	1,100	330
濵本正太郎	投資条約仲裁における仲裁人の独立性・不偏性　－投資条約仲裁の特質解明に向けて－	1,000	300
髙山佳奈子	東アジアの経済刑法と国際的相互作用の動態	1,700	510
西内　康人	組合代理における第三者保護と代理法との体系的分析	500	150
愛知　靖之	知的財産権侵害に対する救済制度の研究－交渉促進規範としての救済法という観点から－	900	270
近藤　正基	家族政策の比較政治学－国家間の多様性と規定要因の解明	1,200	360
池田　公博	刑事手続きにおけるデータ分析の利活用と法的規律	500	150
仲野　武志	行政法と刑事法の交錯領域の統一的・体系的考察	700	210
川濵　昇	市場支配力分析の日米ＥＵ比較法的検討	900	270
齊藤　真紀	社会的要請への応答と営利追求の接合点としての会社の基本構造	900	270
佐々木　健	ローマ法の遺贈と担保	500	150
稲谷　龍彦	企業犯罪における刑事司法を通じた構造改革の可能性	350	105
髙橋　陽一	会社法における第三者保護制度の再検討　－会社役員の対第三者責任制度を中心に－	600	180
木村　敦子	親権に関する理論的枠組みの再構築と各論の検討	500	150
近藤　圭介	制度理論の再検討－グローバル法秩序の構造把握の試み	500	150
中井　愛子	中米統合機構における超国家的な地域共同体法の国内適用の比較研究	900	270
島田　裕子	平等法理の補完としての労働契約の内容規制	600	180
南迫　葉月	司法取引における証拠開示の在り方	900	0
中村　瑞穂	契約の清算と原状回復の不能に関する基礎的研究	300	90
木原　彩夏	会社の違法な措置に対する株主の権利行使手段の検討－ドイツ法との比較	500	150
Karaiskos Antonios	不公正な取引方法の規制と私法理論	1,100	330
松本　和洋	近代コモン・ロー法学における中世法文献の影響：『ブラクトン』を対象として	700	210
安永　祐司	裁判手続を通じた法の実現に関する考察	600	180
崔　佳榮	日韓における少子化政策をめぐる政治過程	900	270
越智　萌	国際刑事法における「人権基準」の法的性格と内容	443	133
鈴木　崇弘	行政組織上の契約及び委託契約の構造化－－日独比較法研究を中心として－	800	240
住永　佳奈	財産と納税者の関係変化を軸とする所得課税の規範的検討	500	150
仲　卓真	同族会社の株式の相続に関する会社法上の諸制度の検討	1,000	300
稲谷　信行	労働法における管理職労働者の法的規律に関する研究	1,100	330
上條　諒貴	議院内閣制の動的モデル　－責任の明確性が首相交代リスクに与える影響の検討－	800	240
高岡　大輔	いわゆる権利侵害警告による不法行為責任について	1,100	330
伊藤　健	違憲審査基準の適用方法に関する体系的分析　－合理性の基準と合憲性推定を中心に－	800	240
高田陽奈子	国際人権法の実現過程における国家機関間機構の役割	1,000	300

村尾　太久	20 世紀初頭のフランスにおける法学方法論の研究	400	120
高山佳奈子	日中経済刑法の最新動向	900	0
中井　愛子	国際法の誕生	3,000	0
松本　和洋	コモン・ロー法格言集におけるローマ法格言の利用と影響について	600	180
阿部　紀恵	一般国際法規則の認定による国際法体系への実質的価値の組み入れ	800	0
大泉　陽輔	明治期における特許法制の形成と展開－技術後進国の発明保護法制と産業発展	900	0
中岡　淳	同性婚の憲法的保護の論拠とその解釈枠組みに関する比較法的研究	500	0
藤山　一樹	大恐慌期の経済と外交－－英米金融対立とヨーロッパ国際秩序の破綻、１９３１－３５年	600	180
松山　沙織	武力紛争法適用範囲の再検討－事実主義の意義と限界－	1,400	420
横濱　和弥	国際刑事裁判所規程における幇助犯の研究	1,300	390
楊　秋野	リスク社会における過失不作為犯の成立要件	600	0
池田　峻	諮問機関の比較政治制度分析：審議会と連邦諮問委員会の比較研究	1,100	0
篠本　創	米国の湾岸地域に対するオフショア・バランシング：1969 年－1979 年	1,100	0
西谷　祐子	国際的な子の保護と児童の権利条約－－学際的な視点から	2,200	660
小　　計	69 件	97,923	25,348
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕			
鈴木　基史	国際制度の衰微と再生の政治経済分析	8,600	2,580
前田　雅弘	株主権の変容に適合した会社法制のあり方	3,200	960
奈良岡聰智	第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序：対華二十一ヵ条要求の波紋	3,200	960
奈良岡聰智	第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序：対華二十一ヵ条要求の波紋（H30 繰越）	1,456	0
鈴木　基史	開発金融に関わるグローバル標準の相克と収斂の政治経済分析	5,200	1,560
鈴木　基史	グローバル・スタンダードの政治経済分析－開発援助を事例として	900	270
建林　正彦	マルチレベルの政治制度が政党政治に及ぼす影響に関する包括的比較研究	600	180
毛利　透	公法と私法の観点を総合した、インターネット上の表現活動への法的規律枠組の探求	900	270
石間　英雄	政治的決定の多元性と政党組織：　ウェストミンスターモデル再考	1,000	300
井関　竜也	司法積極主義の比較政治学的研究－イタリア憲法裁判所を手掛かりに－	900	0
沼本　祐太	官僚制の憲法学的研究	400	0
石原　佳代子	二院制の下での上院の権限及び組織のあり方に関する考察	600	0
生田　裕也	権力分立論と議院内閣制論の接合に関する研究	500	0
小　　計	13 件	27,456	7,080
合　　計	82 件	125,379	32,428

＜令和 2 年度＞

研究代表者	研　究　課　題	金　額（千円）	
		直接経費	間接経費
淺田　正彦	安全保障貿易管理の法秩序－安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言－	5,800	1,740
淺田　正彦	安全保障貿易管理の法秩序－安全保障と国際経済の均衡点の分析と実務提言－（R1 繰越分）	730	0
髙木　光	持続可能な公共財としての原子力法システムの可能性	731	0
潮見　佳男	新段階の情報化社会における私法上の権利保護のあり方	4,400	1,320
鈴木　基史	国際制度の衰微と再生の政治経済分析	7,800	2,340
原田　大樹	グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析	6,200	1,860
原田　大樹	グローバル法・国家法・ローカル法秩序の多層的構造とその調整法理の分析（R1 繰越分）	1,500	0
前田　雅弘	株主権の変容に適合した会社法制のあり方	2,500	750
秋月　謙吾	中央地方間の権力変化に関する多国間比較研究	1,250	0
秋月　謙吾	地方分権改革の政策的帰結についての多国間比較研究	4,700	1,410
岡村　忠生	ベイシスの高度化による法人課税の再生	2,500	750
岡村　忠生	ベイシスの高度化による法人課税の再生（R1 繰越）	219	0
横山　美夏	持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－	3,500	1,050
横山　美夏	持続可能な社会の「所有」モデル－財の利用と保全に関する共時的・通時的な利害調整－（R1 繰越分）	1,530	0
安田　拓人	刑事裁判における争点整理・事実認定の指導指針となるべき実体法解釈論の研究	3,600	1,080
山本　敬三	法律行為解釈の構造と方法に関する現代的課題とその検討	3,900	1,170
曽我　謙悟	中央省庁の組織形態と政策活動：大規模データセットに基づく時系列分析と省庁間比較	3,500	1,050
佐々木　健	非訟の西洋史	900	270
曽我部　真裕	統治構造における独立機関の存在意義と機能条件	2,900	870
稲谷　龍彦	企業価値を高める制裁制度の設計	5,100	1,530
船越　資晶	ジェンダー法学の実用化－批判法学の汎用性－	500	150
中西　　康	国際裁判管轄の規律における当事者意思の役割－準拠法との相互関係も視野に入れて	1,100	330
濵本正太郎	投資条約仲裁における仲裁人の独立性・不偏性－－投資条約仲裁の特質解明に向けて	1,000	300
髙山佳奈子	東アジアの経済刑法と国際的相互作用の動態	700	210

西内　康人	組合代理における第三者保護と代理法との体系的分析	500	150
愛知　靖之	知的財産権侵害に対する救済制度の研究－交渉促進規範としての救済法という観点から－	800	240
仲野　武志	行政法と刑事法の交錯領域の統一的・体系的考察	700	210
齊藤　真紀	社会的要請への応答と営利追求の接合点としての会社の基本構造	500	150
鈴木　基史	グローバル・スタンダードの政治経済分析－開発援助を事例として	900	270
白井　正和	上場企業の現代的課題に対応した企業法制の検討	700	210
土井　真一	違憲審査における論証責任・論証度の役割と違憲審査基準論の再構築	1,100	330
酒井　啓亘	「グローバルな公共空間」における国際裁判機関の制度的機能的展開	900	270
池田　公博	被処分者の同意に基づく捜査手法の規律	900	270
堀江　慎司	新たな刑事司法制度の下での弁護人の性質論及び捜査構造論に関する総合的研究	600	180
吉政　知広	企業間取引（組織型契約）に関する契約法理論の構築	600	180
山下　徹哉	金融市場の変化に対応した金融商品の推奨・販売ルールの検討	1,100	330
洲崎　博史	小規模閉鎖会社において瑕疵ある新株発行が行われた場合の株主の救済	900	270
Hijino Ken	Electoral Coordination in a Multi-level Context: Analysis of Candidate Manifestos in Japanese Subnational Elections	1,000	300
近藤　圭介	制度理論の再検討－グローバル法秩序の構造把握の試み	400	120
島田　裕子	平等法理の補完としての労働契約の内容規制	600	180
Karaiskos Antonios	不公正な取引方法の規制と私法理論	1,000	300
鈴木　崇弘	行政契約論の法理論化に向けた個別行政契約の分野横断的分析	1,200	360
住永　佳奈	家族における財産の形成と移転に関する課税の包括的検討	600	180
髙橋　陽一	金融商品取引法における課徴金制度の再検討	700	210
佐藤　史帆	継続的契約の終了に関する基礎的研究	1,100	330
石間　英雄	多元的な政治制度を横断する政党組織に関する比較研究	1,000	300
稲谷　信行	労働法における管理職労働者の法的規律に関する研究	226	0
伊藤　健	違憲審査基準の適用方法に関する体系的分析－－合理性の基準と合憲性推定を中心に－－	1,100	330
高田陽奈子	国際人権法の実現過程における国家機関間機構の役割	1,100	330
村尾　太久	20 世紀初頭のフランスにおける法学方法論の研究	200	60
大泉　陽輔	戦前期日本における子どもの権利をめぐる法空間	1,100	330
音無　知展	憲法上の情報プライバシー権の実効的救済に関する研究	1,100	330
ALVAREZ・ORTEGA MIGUEL	Buddhism and Law in South-Eastern Himalaya: An analysis of the conceptions of law, fairness, and legitimacy in medieval and pre-modern Bhutan, Sikkim, and related areas	1,100	330
沼本　祐太	分担管理原則の研究－－ドイツ及びフランスにおける同原則の参照を通じて	1,100	330
西谷　祐子	国際的な子の保護と児童の権利条約－－学際的な視点から	2,300	690
鈴木　基史	開発金融に関わるグローバル標準の相克と収斂の政治経済分析	4,000	1,200
藤山　一樹	大恐慌期の経済と外交－－英米金融対立とヨーロッパ国際秩序の破綻、１９３１－３５年	600	180
松山　沙織	武力紛争法適用範囲の再検討－事実主義の意義と限界－	1,300	390
楊　秋野	リスク社会における過失不作為犯の成立要件	500	0
池田　峻	諮問機関の比較政治制度分析：審議会と連邦諮問委員会の比較研究	1,000	0
篠本　創	米国の湾岸地域に対するオフショア・バランシング：1969 年－1979 年	1,000	0
本庄　萌	日・米・欧における動物法：基礎理論と運用に関する考察	900	270
來田　真依子	現代海洋法秩序における寄港国の役割と機能	1,100	330
竹中　勇貴	二元代表制における知事の立法戦略	1,100	0
李　中雨	国際海運法分野における海洋環境保護のための法形成－－非国家主体の役割に着目して	500	0
村角　愛佳	同意に基づく武力行使における同意の有効性	900	0
小　計	66 件	106,586	28,620
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕			
奈良岡　聰智	第一次世界大戦中・戦後の日中関係と東アジア国際秩序：対華二十一ヵ条要求の波紋	4,500	1,350
待鳥　聡史	憲法改正における多数派形成の多様性に関する国際比較研究	3,900	1,170
建林　正彦	マルチレベルの政治制度が政党政治に及ぼす影響に関する包括的比較研究	600	180
毛利　透	公法と私法の観点を総合した、インターネット上の表現活動への法的規律枠組の探求	900	270
川濵　昇	市場支配力分析の日米ＥＵ比較法的検討	800	240
近藤　正基	中道左派政党の国際比較	1,100	330
嶋田　博子	政治主導下の官僚の中立性－言説の変遷と役割担保の条件－	1,200	0
井関　竜也	司法積極主義の比較政治学的研究－イタリア憲法裁判所を手掛かりに－	800	0
石原　佳代子	二院制の下での上院の権限及び組織のあり方に関する考察	500	0
生田　裕也	権力分立論と議院内閣制論の接合に関する研究	400	0
鈴木　悠	日英同盟の起源と世論、1895-1902 年	700	210
安田　泉穂	現代日本の政策決定過程における利益団体政治の研究	1,100	0
小　計	12 件	16,500	3,750
合　計	78 件	123,086	32,370

表 6-5①　研究拠点形成費等補助金

年　度	幹事校	件　名	金額（本研究科執行額）	備　考
平成 29 年度	京都大学	リーディング大学院構築事業	300 千円	思修館
平成 30 年度	----	----	----	----
令和元年度	----	----	----	----
令和 2 年度	----	----	----	----
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕				
平成 29 年度	京都大学	リーディング大学院構築事業	150 千円	思修館
平成 30 年度	----	----	----	----
令和元年度	----	----	----	----
令和 2 年度	----	----	----	----

表 6-5②　国立大学改革強化推進補助金

年　度	幹事校	件　名	金額（本研究科執行額）	備　考
平成 29 年度	京都大学	国立大学法人国際競争力強化事業	2,300 千円	次世代研究者育成
平成 30 年度	京都大学	国立大学法人国際競争力強化事業	168 千円	若手研究者育成支援
令和元年度	----	----	----	----
令和 2 年度	京都大学	国立大学経営改革促進事業	2,460 千円	SPIRITS（人社融点領域枠）
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕				
平成 29 年度	----	----	----	----
平成 30 年度	----	----	----	----
令和元年度	----	----	----	----
令和 2 年度	京都大学	国立大学経営改革促進事業	4,262 千円	SPIRITS（人社融点領域枠）

表 6-5③　研究大学強化促進費補助金

年　度	幹事校	件　名	金額（本研究科執行額）	備　考
平成 29 年度	京都大学	研究大学強化促進事業	3,000 千円	SPIRITS
平成 30 年度	京都大学	研究大学強化促進事業	2,685 千円	SPIRITS
令和元年度	----	----	----	----
令和 2 年度	京都大学	研究大学強化促進事業	400 千円	分野横断プラットフォーム構築事業
〔公共政策連携研究部の法学・政治学系教員等に係る分〕				
平成 29 年度	----	----	----	----
平成 30 年度	----	----	----	----
令和元年度	----	----	----	----
令和 2 年度	京都大学	研究大学強化促進事業	361 千円	分野横断プラットフォーム構築事業

表 6-6　総長裁量経費

年　度	代表者	件　名	金　額	備　考
平成 30 年度	洲崎　博史 西谷　祐子	若手研究者に係る出版助成事業 技術革新がもたらす新たな法的課題に関する国際的共同研究	6,800 千円 7,200 千円	
令和元年度	中西　寛 西谷　祐子	若手研究者に係る出版助成事業 グローバル化の中での比較法文化論	4,000 千円 6,400 千円	
令和 2 年度	中西　寛 西谷　祐子	若手研究者に係る出版助成事業 グローバル化の中での比較法文化論	4,000 千円 1,200 千円	

表 6-7　法学部学術交流基金

令和元年度決算額				令和 2 年度決算額			
収　入		支　出		収　入		支　出	
事　項	金額	事　項	金額	事　項	金額	事　項	金額
	千円		千円		千円		千円
前年度繰越金	13,209	学術交流費	0	前年度繰越金	13,176	学術交流費	0
個人受入		法政実務交流センター関連	0	個人受入		法政実務交流センター関連	0
法人受入		法科大学院関連経費	33	法人受入		法科大学院関連経費	0
預金利息受入		その他	0	預金利息受入		その他	0
合　計	13,209	合　計	33	合　計	13,176	合　計	0
		次年度繰越金	13,176			次年度繰越金	13,176

表 6-8　京都大学法学部百周年記念基金

令和元年度決算額				令和 2 年度決算額			
収　入		支　出		収　入		支　出	
事　項	金額	事　項	金額	事　項	金額	事　項	金額
	千円		千円		千円		千円
前年度繰越金	103,343	オンライン検索システム経費	0	前年度繰越金	102,143	オンライン検索システム経費	0
個人受入		学内環境整備	0	個人受入		学内環境整備	0
法人受入		その他	1,200	法人受入		その他	1,000
預金利息受入				預金利息受入			
合　計	103,343	合　計	1,200	合　計	102,143	合　計	1,000
		次年度繰越金	102,143			次年度繰越金	101,143

表 7-1　施設設備の現況

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

項目＼面積等	現状 面積	現状 備考	左の区分 法経東館		法経本館		法経北館		総合研究 2 号館	
	㎡		㎡		㎡		㎡		㎡	
1. 図書室	3,268	737 千冊 124 席			668	95 千冊	2,600	642 千冊		
2. 教室・演習室等	3,551	28 室			2,041	9 室	499	9 室	1,011	10 室
3. 教員の研究室等	2,738	91 室	165	6 室	856	28 室	1,126	40 室	591	17 室
4. 大学院生研究室	342	8 室			342	8 室				
5. 実験室・資料室等	1,064	8 室					56	1 室	1,088	7 室
6. 管理部門	3,088		56		1,592		520		920	
7. その他共通部門	4,057		154		2,586		1,297		20	
合　計	18,108		375		8,085		6,098		3,630	
備　考	平成 20 年 4 月 1 日より、法経総合研究棟が法経東館に、工学部 4 号館が総合研究 2 号館に名称変更									

表 7-2　法学部基準面積

（令和 2 年度）

建物名称	摘　要	基準面積	備　考
法学部建物		㎡ 17,488	
研究室等	研究室・実験室・共用機器室・資料室・講義室等	16,925	
学部・大学院管理部		563	

表 7-3　法学研究科研究室・事務室等現状

（令和 3 年 4 月 1 日現在）

項　目	面　積	備　考
1. 教室・演習室	教　室 法経第一教室　446 ㎡ 法経第四教室　446 ㎡ 法経第六教室　237 ㎡ 法経第七教室　306 ㎡※ 法経第八教室　120 ㎡ 法経第九教室　159 ㎡ 法経第十教室　165 ㎡ 法経第十一教室　120 ㎡ 法科第一教室　168 ㎡ 法科第二教室　168 ㎡ 法科第三教室　84 ㎡ 模擬法廷教室　85 ㎡ 小　計　2,504 ㎡ ※経済学部負担あり 演習室等 演習室　＝　822 ㎡ 自習室　＝　225 ㎡ 小　計　1,047 ㎡ 合　計　3,551 ㎡	法科大学院 法科大学院 法科大学院 法科大学院
2. 教員研究室	21～46 ㎡×91（※）　＝　2,738 ㎡ 合　計　2,738 ㎡ ※講師控室、共同研究室、外国人共同研究室を含む。	
3. 大学院生研究室	27～65 ㎡　×　8　＝342 ㎡ 合　計　342 ㎡	
4. 実験室・資料室等	学生用情報検索室、学生用情報・閲覧室、 判例雑誌室、学生実験室、作業室　1,064 ㎡ 合　計　1,064 ㎡	
5. 事務管理部門	会議室等　336 ㎡ 科長室等　62 ㎡ 事務室　368 ㎡ 用務員室　71 ㎡ 図書室　3,268 ㎡ 倉庫　※　307 ㎡ 学生控室等　1,944 ㎡ 合　計　6,356 ㎡ ※職員休憩室、職員厚生室、名誉教授室、 教員懇談室、職員休憩室等を含む	
6. 共通部門	機械室、電気室、通信機械室　236 ㎡ ホール・廊下・階段・トイレ、 エレベーター　等　3,821 ㎡ 合　計　4,057 ㎡	
総　計	18,108 ㎡	

表 7-4　蔵書統計

	年間受入数（冊） 和　書	洋　書	合　計	累計（冊） 和　書	洋　書	合　計
平成 28 年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）	3,438	4,213	7,651	315,140	393,020	708,160
平成 29 年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）	3,781	3,587	7,368	317,852	399,538	717,390
平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日現在）	3,615	3,557	7,172	321,327	403,108	724,435
令和元年度（令和 2 年 3 月 31 日現在）	3,341	3,084	6,425	324,632	406,163	730,795
令和 2 年度（令和 3 年 3 月 31 日現在）	3,230	3,435	6,665	327,829	409,565	737,394

※ 平成 28 年度は、古い蔵書の原簿データと実際の所蔵部局の齟齬を修正したことにより統計上の蔵書冊数が前年度より減少した。

表 7-5　受入雑誌種類数

	区　分	購　入	寄贈・その他	合　計
平成 28 年度（平成 29 年 3 月 31 日現在）	日本語	204	362	566
	外国語	498	28	526
平成 29 年度（平成 30 年 3 月 31 日現在）	日本語	303	337	640
	外国語	466	18	484
平成 30 年度（平成 31 年 3 月 31 日現在）	日本語	302	304	606
	外国語	443	13	456
令和元年度（令和 2 年 3 月 31 日現在）	日本語	297	316	613
	外国語	441	17	458
令和 2 年度（令和 3 年 3 月 31 日現在）	日本語	295	297	592
	外国語	411	11	422

表 7-6　法学研究科図書経費予算・決算書

A：予算配当額　（単位　円）

項目＼年度	令和元年度 予　算	令和元年度 決　算	令和元年度 残　高	令和 2 年度 予　算	令和 2 年度 決　算	令和 2 年度 残　高
I. 図書経費						
1. 一般経費	109,700,000	109,699,185	815	108,000,000	108,342,770	△342,770
2. 特別追加	5,050,000	5,122,311	△72,311	12,098,000	12,104,432	△6,432
合　計	114,750,000	114,821,496	△71,496	120,098,000	120,447,202	△349,202
II. センター経費	4,000,000	3,999,876	124	4,000,000	3,999,876	124

B：予算・決算額　（単位　円）

項目＼年度	令和元年度 予　算	令和元年度 支払高	令和元年度 残　高	令和 2 年度 予　算	令和 2 年度 支払高	令和 2 年度 残　高
I. 図書経費						
1. 一般経費						
1）選択図書（和）	8,000,000	7,777,103	222,897	9,000,000	9,288,959	△288,959
選択図書（洋）	30,220,000	29,455,219	764,781	30,620,000	28,674,546	1,945,454
選択図書（中国・ハングル）	780,000	797,547	△17,547	780,000	888,666	△108,666
2）継続図書（和）	700,000	690,993	9,007	700,000	498,525	201,475
継続図書（洋）	20,000,000	20,025,872	△25,872	15,000,000	17,407,642	△2,407,642
3）学生用図書	900,000	859,816	40,184	1,100,000	1,425,900	△325,900
4）参考図書	300,000	162,355	137,645	200,000	134,788	65,212
5）雑誌（和）	2,300,000	2,159,465	140,535	2,200,000	2,132,658	67,342
雑誌（洋）	23,500,000	24,366,324	△866,324	23,400,000	24,046,363	△646,363
6）加除（和）	5,000,000	5,104,345	△104,345	5,000,000	5,160,874	△160,874
加除（洋）	3,600,000	3,551,440	48,560	3,400,000	3,077,061	322,939
7）法学論叢	2,000,000	2,360,940	△360,940	1,300,000	546,820	753,180
8）学術情報	9,000,000	9,089,291	△89,291	12,200,000	12,061,468	138,532
9）製本費	3,300,000	3,298,475	1,525	3,000,000	2,998,500	1,500
10）予備費	100,000	0	100,000	100,000	0	100,000
小　計	109,700,000	109,699,185	815	108,000,000	108,342,770	△342,770
2. 特別追加	5,050,000	5,122,311	△72,311	12,098,000	12,104,432	△6,432
合　計	114,750,000	114,821,496	△71,496	120,098,000	120,447,202	△349,202
II. センター経費	4,000,000	3,999,876	124	4,000,000	3,999,876	124

※令和 2 年度の「I. 図書経費」「2. 特別追加」には、新型コロナウイルス感染症対策に係る特別な予算措置がなされたもの（電子ブックの購入）を含む。

表 7-7　図書室利用統計

利用者数・貸出冊数

年　度	区分	法学研究科・法学部 教　員	法学研究科・法学部 大学院生	法学研究科・法学部 学部学生	法学研究科・法学部 その他	他学部	他大学	合　計
平成 29 年度	人数	1,153 人	3,934 人	1,726 人	69 人	2,837 人	99 人	9,818 人
	冊数	2,752 冊	9,228 冊	2,496 冊	116 冊	4,604 冊	99 冊	19,295 冊（洋書：5,032 冊、和書：14,263 冊）
平成 30 年度	人数	826 人	3,608 人	1,366 人	99 人	2,598 人	121 人	8,618 人
	冊数	2,026 冊	8,279 冊	2,012 冊	260 冊	4,079 冊	121 冊	16,777 冊（洋書：4,276 冊、和書：12,501 冊）
令和元年度	人数	994 人	3,208 人	1,786 人	100 人	2,564 人	112 人	8,764 人
	冊数	2,197 冊	7,537 冊	2,682 冊	198 冊	3,975 冊	112 冊	16,701 冊（洋書：3,568 冊、和書：13,133 冊）
令和 2 年度	人数	929 人	2,652 人	1,247 人	144 人	2,383 人	118 人	7,473 人
	冊数	2,243 冊	6,484 冊	2,119 冊	283 冊	3,972 冊	118 冊	15,219 冊（洋書：3,241 冊、和書：11,978 冊）

表 7-8　閲覧利用統計（月別、図書・雑誌別）

図　書

年度	区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平成 29 年度	人数	204	321	280	235	90	92	291	177	221	207	116	70
	冊数	293	543	504	355	170	158	432	293	383	403	219	140
平成 30 年度	人数	275	283	217	212	97	89	331	242	238	217	93	103
	冊数	429	438	316	347	151	136	507	360	381	348	150	218
令和元年度	人数	278	305	317	267	108	107	302	267	250	194	64	64
	冊数	411	480	533	379	223	270	448	515	415	314	98	106
令和 2 年度	人数	23	5	55	79	41	44	90	81	99	58	37	32
	冊数	41	10	79	114	70	66	134	119	165	88	47	55

雑　誌

年度	区分	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
平成 29 年度	人数	140	169	142	62	32	60	149	114	126	75	56	56
	冊数	294	304	268	153	90	127	276	260	332	121	171	241
平成 30 年度	人数	130	143	104	45	24	37	103	89	116	60	24	40
	冊数	220	301	195	202	49	68	315	177	242	101	185	66
令和元年度	人数	139	142	133	104	48	40	145	125	154	64	30	35
	冊数	231	303	300	157	121	72	248	213	292	141	162	155
令和 2 年度	人数	5	1	19	13	14	15	28	31	11	5	10	2
	冊数	5	1	56	20	29	29	46	44	15	5	46	2

※令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴う臨時休室や開室日・時間の縮小をおこなったこと、またオンラインによる資料利用申込みを開始したことから、閲覧票記入による利用人数・冊数とも大幅に減じている。

表 9-1　部局間学術交流協定締結状況

機　　関　　名	国・地域名	締結年月
マックス・プランク外国私法および国際私法研究所 Max-Planck-Institut für ausländisches und internationales Privatrecht	ドイツ連邦共和国	2008.9
国立政治大学法学院 國立政治大學法學院	台湾	2008.9
国立台湾大学法律学院 國立臺灣大學法律學院	台湾	2008.9
フランス政治学財団（シアンス・ポ） Science　　Po	フランス共和国	2008.11
フランクフルト・アム・マイン　ヨハン・ヴォルフガング・ゲーテ大学法学部 Johann Wolfgang Goethe-Universität Frankfurt am Main, Fachbereich Rechtswissenschaft	ドイツ連邦共和国	2009.8
清華大学法学院 清华大学法学院	中華人民共和国	2010.5
ユーリウス・マクシミリアン・ヴュルツブルク大学法学部 Julius-Maximilians-Universität Würzburg, Juristische Fakultät	ドイツ連邦共和国	2011.3
ケンブリッジ大学アジア・中東学部 University of Cambridge, Faculty of Asian and Middle Eastern Studies	連合王国	2016.2
エネルギー憲章事務局 Energy Charter Secretariat	ベルギー王国	2016.11
台湾法官学院 台灣法官學院	台湾	2017.5
ハンブルク大学法学部 Universität Hamburg, Fakultät für Rechtswissenschaft	ドイツ連邦共和国	2018.3
国際刑事裁判所（ICC） International Criminal Court	オランダ王国	2020.11

表 9-2　教員の海外渡航状況一覧（私事渡航を除く）

年　度	延べ人数（人）	内訳					備　考
		教　授	准教授	講　師	助　教	助　手	
平成 29 年度	119	69	38（5）	1	11		
平成 30 年度	131	78	42（5）		11		
令和元年度	104	67	29	1	7		
令和 2 年度	0						

＊（　）内の数字は、1 年以上の長期海外渡航者で内数。令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実績なし。

表 9-3　教員の海外渡航先一覧（私事渡航を除く）＊令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により実績なし。

年　度	渡航先国名	延べ人数（人）
令和元年度	ドイツ	23
	アメリカ合衆国	17
	イギリス	12
	フランス	8
	イタリア	7
	韓国	7
	オランダ	6
	中国	5
	オーストラリア	4
	オーストリア	4
	ルクセンブルク	4
	台湾	4
	スイス	3
	グアテマラ	1
	タイ	1
	トルコ	1
	ニュージーランド	1
	ベトナム	1
	ベルギー	1
	ポーランド	1
	ポルトガル	1
	マレーシア	1
	メキシコ	1
	ロシア連邦	1
	計　24 カ国	115

年　度	渡航先国名	延べ人数（人）
令和 2 年度		

表 9-4　招へい外国人学者等の受入状況（令和元、2 年度）

氏　名	国・地域	受入期間	受入教員
郝　振江	中国	令和元.6.3～令和 2.3.31	山本　克己　教授
海　丹	中国	令和元.7.29～令和元.8.31	鈴木　秀光　教授
張　先貴	中国	令和元.9.1～令和 2.8.31	村中　孝史　教授
陳　漢章	台湾	令和元.9.1～令和 2.8.31	池田　公博　教授
黄　源盛	台湾	令和元.9.21～令和元.10.31	鈴木　秀光　教授
李 拥军	中国	令和元.10.27～令和元.11.27	鈴木　秀光　教授
赤見　友子	日本	令和元.12.15～令和 2.1.31	奈良岡　聰智　教授
朴　尚鎬	韓国	令和 2.1.1～令和 2.6.30	潮見　佳男　教授
KORVES, Robert	ドイツ	令和 2.2.16～令和 2.4.15	山本　敬三　教授
呉　宇青	台湾	令和 2.9.1～令和 3.8.31	稲谷　龍彦　准教授
GOESCHEL, Christian Albrecht	ドイツ	令和 3.3.27～令和 3.5.26	マーフィー マハン　准教授

表 9-5　法学部・法学研究科学生留学先一覧

留学先国名	平成 29 年度				平成 30 年度				令和元年度				令和 2 年度			
	学　部		大学院		学　部		大学院		学　部		大学院		学　部		大学院	
アメリカ	3		2			2				1	1					
カナダ	1	1							1	1						
中国	1			1												
オーストラリア		1							1							
ニュージーランド					1											
イギリス		1	2			2	1			3	1					
スイス									1							
ドイツ	1	1	16		1		16	1				1				
フランス		1				3				2						
イタリア	1															
オランダ	2						1									
スウェーデン		1								2						
ルクセンブルク										1						
オーストリア						1	6									
アイルランド																
ロシア			1													
イスラエル						1										
トルコ																
ベルギー																
シンガポール	1		1						1	2						
台湾			3													
韓国	1		1		1											
香港		1														
インドネシア			1													
ベトナム			1													
タイ																
計	11	7	28	1	3	9	24	1	4	12	2	1	0	0	0	0

注）学部、大学院各左欄は留学期間が 1 年未満、右欄は 1 年以上の件数を計上。はじめに留学した年度のみ計上した。
令和 2 年度は新型コロナ感染症の影響により実績なし。

表 9-6　法学部・法学研究科外国人留学生数（人）　（各年 5 月 1 日現在）

年　度	平成 29 年度						平成 30 年度						令和元年度						令和 2 年度					
課程別	学部学生	大学院		研究生	その他	計	学部学生	大学院		研究生	その他	計	学部学生	大学院		研究生	その他	計	学部学生	大学院		研究生	その他	計
		修士	博士					修士	博士					修士	博士					修士	博士			
国　費	3	5	3	1		12	3	3	5			11	4	1	3	2		10	4	3	5	1		13
私　費		21	14	5	6	46	1	20	20	4	2	47	1	20	22	6	1	50	2	18	21	6	2	49
外国政府						0						0						0						0
KUINEP・CEA	2					2	7					7	9					9	5					5
計	5	26	17	6	6	60	11	23	25	4	2	65	14	21	25	8	1	69	11	21	26	7	2	67

表 9-7　法学部・法学研究科外国人留学生入学試験実施状況（人）

区　分	平成 29 年度			平成 30 年度			令和元年度			令和 2 年度		
	受験者数	合格者数	入学者数	受験者数	合格者数	入学者数	受験者数	合格者数	入学者数	受験者数	合格者数	入学者数
学　部	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	2	2
修士課程	25	10	9	23	13	12	22	10	9	29	11	11
博士後期課程	3	2	2	4	3	2	2	2	2	5	3	3
研究生	17	17	17	19	19	16	18	18	18	30	30	28
研修員							1	1	1			

表 9-8　法学部・法学研究科外国人留学生国別一覧表

令和元年度（令和元年 5 月 1 日現在）

国　名	博士後期課程		修士課程		学部		研修員		研究生		特別聴講（研究）学生	日本語日本文化研修留学生	合計
	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	JASSO 及び私費	国費	
ロシア					1 男性 0 女性 1								1 男性 0 女性 1
オーストラリア					1 男性 1 女性 0						1 男性 1 女性 0		2 男性 2 女性 0
ウクライナ					1 男性 0 女性 1								1 男性 0 女性 1
イスラエル					1 男性 1 女性 0								1 男性 1 女性 0
フランス									1 男性 0 女性 1		2 男性 1 女性 1		3 男性 1 女性 2
英国											1 男性 0 女性 1		1 男性 0 女性 1
スウェーデン											1 男性 1 女性 0		1 男性 1 女性 0
オランダ											1 男性 1 女性 0		1 男性 1 女性 0
カナダ											2 男性 1 女性 1		2 男性 1 女性 1
中国	1 男性 1 女性 0	11 男性 7 女性 4		17 男性 5 女性 12						4 男性 3 女性 1	1 男性 0 女性 1		34 男性 16 女性 18
スペイン									1 男性 0 女性 1				1 男性 0 女性 1
ドイツ		1 男性 1 女性 0											1 男性 1 女性 0
韓国	2 男性 2 女性 0	3 男性 女性 0	1 男性 0 女性 1	1 男性 0 女性 1		1 男性 1 女性 0							8 男性 6 女性 2
台湾		5 男性 4 女性 1		2 男性 0 女性 2						2 男性 1 女性 1			9 男性 5 女性 4
フィリピン											1 男性 0 女性 1		1 男性 0 女性 1
ギニア		1 男性 0 女性 1											1 男性 0 女性 1
南アフリカ		1 男性 1 女性 0											1 男性 1 女性 0
計	3 男性 3 女性 0	22 男性 16 女性 6	1 男性 0 女性 1	20 男性 5 女性 15	4 男性 2 女性 2	1 男性 1 女性 0			2 男性 0 女性 2	6 男性 4 女性 2	10 男性 5 女性 5		69 男性 36 女性 33

備考　地域別比率：アジア 75.4%　欧米 17.4%　その他 7.2%、男女別比率　男 52.2%　女 47.8%

上段：各枠の人数　下段：内訳人数

令和２年度（令和２年５月１日現在）

国　名	博士後期課程		修士課程		学部		研修員		研究生		特別聴講（研究）学生	日本語日本文化研修留学生	合計
	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	国費	私費	JASSO及び私費	国費	
オーストラリア					1 男性 1 女性 0								1 男性 1 女性 0
ウクライナ					1 男性 0 女性 1								1 男性 0 女性 1
イスラエル					1 男性 1 女性 0								1 男性 1 女性 0
モンゴル					1 男性 0 女性 1								1 男性 0 女性 1
中国	2 男性 1 女性 1	12 男性 8 女性 3		15 男性 7 女性 9					1 男性 1 女性 0	4 男性 1 女性 3	1 男性 0 女性 1		35 男性 18 女性 17
フランス			1 男性 0 女性 1								1 男性 0 女性 1		2 男性 0 女性 2
スペイン			1 男性 0 女性 1										1 男性 0 女性 1
トルコ			1 男性 1 女性 0										1 男性 1 女性 0
英国											2 男性 2 女性 0		2 男性 2 女性 0
オーストリア											1 男性 1 女性 0		1 男性 1 女性 0
ベルギー											1 男性 1 女性 0		1 男性 1 女性 0
韓国	3 男性 2 女性 1	2 男性 2 女性 0		1 男性 1 女性 0		1 男性 1 女性 0							7 男性 6 女性 1
台湾		5 男性 4 女性 1		2 男性 0 女性 2		1 男性 0 女性 1				2 男性 1 女性 1	1 男性 0 女性 1		11 男性 5 女性 6
ギニア		1 男性 0 女性 1											1 男性 0 女性 1
南アフリカ		1 男性 1 女性 0											1 男性 1 女性 0
計	5 男性 3 女性 2	21 男性 16 女性 5	3 男性 1 女性 2	18 男性7 女性 11	4 男性 2 女性 2	2 男性 1 女性 1	0	0	1 男性 1 女性 0	6 男性 2 女性 4	7 男性 4 女性 3		67 男性 37 女性 30

備考　地域別比率：アジア 80.6%　欧米 13.4%　その他 6.0%、男女別比率　男 55.2%　女 44.8%
上段：各枠の人数　下段：内訳人数

表 9-9　留学生の宿舎状況

令和元年度（令和元年５月１日現在）

宿舎区分	留学生の入居者数							留学生の世帯数							備　考（名　称）
	国費		政府		私費		計	国費		政府		私費		計	
	男	女	男	女	男	女		単身	単身以外	単身	単身以外	単身	単身以外		
留学生用宿舎（自校設置）					5	2	7					7		7	国際交流会館
留学生用宿舎（他校設置）															
借上げ宿舎															
ホームステイ															
留学生用宿舎（地方自治体設置）					1	3	4					4		4	みずき寮、さつき寮
留学生用宿舎（民間団体等設置）															
民間企業の社員寮															
公営住宅						1	1					1		1	
地方自治体の職員寮															
住宅・都市再生機構住宅															
一般学生用宿舎（自校設置）															
一般学生用宿舎（他校設置）															
民間下宿・アパート	5	5			23	21	54	10				43	1	54	
その他					2	1	3					3		3	海外在住
計	5	5			31	28	69	10				58	1	69	

（JASSO による者は私費に含めるものとする。）

令和 2 年度（令和 2 年 5 月 1 日現在）

宿舎区分	留学生の入居者数							留学生の世帯数							備考（名称）
	国費		政府		私費		計	国費		政府		私費		計	
	男	女	男	女	男	女		単身	単身以外	単身	単身以外	単身	単身以外		
留学生用宿舎（自校設置）	1				2	3	6	1				5		6	国際交流会館
留学生用宿舎（他校設置）															
借上げ宿舎															
ホームステイ															
留学生用宿舎（地方自治体設置）					1		1					1		1	みずき寮
留学生用宿舎（民間団体等設置）															
民間企業の社員寮															
公営住宅						1	1					1		1	
地方自治体の職員寮															
住宅・都市再生機構住宅															
一般学生用宿舎（自校設置）															
一般学生用宿舎（他校設置）															
民間下宿・アパート	6	6			25	17	54	12				41	1	54	
その他					2	3	5					5		5	海外在住
計	7	6			30	24	67	13				53	1	67	

（JASSO による者は私費に含めるものとする。）

表 9-10　チューター採用数

		支援対象留学生	
		学部（学部学生等）	大学院（大学院生等）
平成 28 年度	前期	5	18
	後期	4	16
平成 29 年度	前期	3	13
	後期	4	16
平成 30 年度	前期	6	14
	後期	10	17

		支援対象留学生	
		学部（学部学生等）	大学院（大学院生等）
令和元年度	前期	5	19
	後期	6	18
令和 2 年度	前期	4	14
	後期	2	29

図 10-1　法学部・法学研究科概要

図 10-2　法科大学院リーフレット

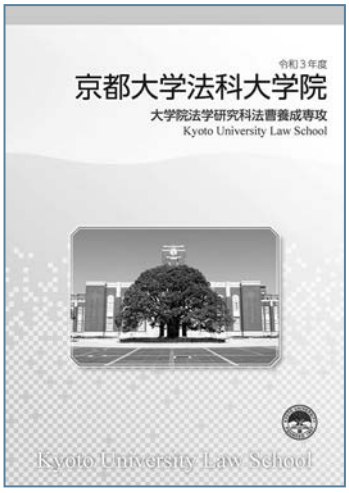

図 10-3　FACULTY OF LAW 京都大学 法学部

図 10-4　法学研究科・法学部ホームページ

図 11　京都大学有信会ホームページ

京都大学大学院法学研究科・法学部
自己点検・評価報告書　第 15 号

発　行　令和 4 年 3 月
発行者　京都大学大学院法学研究科・法学部
〒606－8501　京都市左京区吉田本町
TEL　075-753-3102